特許庁請負事業

平成 30 年度
産業財産権制度各国比較調査研究等事業
地域・中小企業等の知的財産権活用支援
施策に係る各国比較調査研究　報告書

平成 31 年 3 月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

目次

I. 要約 1

II. 事業概要 2
（1）事業目的 2
（2）実施方法 2

III. 各国・地域調査結果 3
（1）実施概要 3
（2）調査結果の分析について 4
（3）調査結果 5
1.1. 米国 5
1.1.1. 米国の中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯 5
1.1.2. 米国の具体的な支援施策の現状把握 21
1.1.3. 知財活用支援施策の今後 24
1.2. カナダ 25
1.2.1. カナダの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯 25
1.2.2. カナダの具体的な支援施策の現状把握 41
1.2.3. 知財活用支援施策の今後 47
1.3. 欧州連合 49
1.3.1. 欧州連合の中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯 49
1.3.2. 欧州の具体的な支援施策の現状把握 62
1.3.3. 知財活用支援施策の今後 66
1.4. 中国 68
1.4.1. 中国の中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯 68
1.4.2. 中国の具体的な支援施策の現状把握 89
1.4.3. 知財活用支援施策の今後 104
1.5. 韓国 105
1.5.1. 韓国の中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯 105
1.5.2. 韓国の具体的な支援施策の現状把握 133
1.5.3. 知財活用支援施策の今後 149
1.6. 台湾 151
1.6.1. 台湾の中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯 151
1.6.2. 台湾の具体的な支援施策の現状把握 164
1.6.3. 知財活用支援施策の今後 179
1.7. イギリス 180
1.7.1. イギリスの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯 180
1.7.2. イギリスの具体的な支援施策の現状把握 194

1.7.3. 知財活用支援施策の今後 200
1.8. ドイツ 201
1.8.1. ドイツの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯 201
1.8.2. ドイツの具体的な支援施策の現状把握 218
1.8.3. 知財活用支援施策の今後 225
1.9. フランス 226
1.9.1. フランスの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯 226
1.9.2. フランスの具体的な支援施策の現状把握 238
1.9.3. 知財活用支援施策の今後 244
1.10. イタリア 246
1.10.1. イタリアの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯 246
1.10.2. イタリアの具体的な支援施策の現状把握 261
1.10.3. 知財活用支援施策の今後 271
1.11. スイス 272
1.11.1. スイスの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯 272
1.11.2. スイスの具体的な支援施策の現状把握 284
1.11.3. 知財活用支援施策の今後 290
1.12. デンマーク 291
1.12.1. デンマークの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯 291
1.12.2. デンマークの具体的な支援施策の現状把握 307
1.12.3. 知財活用支援施策の今後 311
1.13. シンガポール 312
1.13.1. シンガポールの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯 312
1.13.2. シンガポールの具体的な支援施策の現状把握 325
1.13.3. 知財活用支援施策の今後 338
1.14. インド 339
1.14.1. インドの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯 339
1.14.2. インドの具体的な支援施策の現状把握 352
1.14.3. 知財活用支援施策の今後 355
1.15. タイ 357
1.15.1. タイの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯 357
1.15.2. タイの具体的な支援施策の現状把握 373
1.15.3. 知財活用支援施策の今後 376
1.16. インドネシア 378
1.16.1. インドネシアの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯 378
1.16.2. インドネシアの具体的な支援施策の現状把握 394
1.16.3. 知財活用支援施策の今後 396
1.17. メキシコ 397
1.17.1. メキシコの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯 397

1.17.2.　メキシコの具体的な支援施策の現状把握 417
1.17.3.　知財活用支援施策の今後 423
1.18.　ロシア 425
1.18.1.　ロシアの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯 425
1.18.2.　ロシアの具体的な支援施策の現状把握 442
1.18.3.　知財活用支援施策の今後 448
（４）調査を通じて得られた知見 450

IV.　まとめ 451
（１）各国・地域で展開されている施策の共通項 451
（２）我が国での施策検討にむけて（持つべき共通認識） 470
（３）重点的に検討するべき事項 473

資料編 1
１．海外の中小企業等支援施策の概要 1
２．詳細調査対象国・地域（ヒアリング７カ国）における施策概要 10

Ⅰ. 要約

背景

海外諸国においては、地域・中小企業等に対する知的財産活用支援施策を強化・推進する取組が進められているなか、我が国の支援施策の制度・運用について一層の充実を図ることは極めて重要であり、各方面からも強く求められている。

目的

諸外国の中小企業等の知的財産制度の支援策を広く調査するとともに、現地ヒアリングを通し、現在における最新の支援施策に係る調査を行うことで、今後の我が国の地域・中小企業等の知的財産活用支援施策を検討していくため調査を実施するもの。

調査対象国・地域

米国、カナダ、欧州、中国、韓国、台湾、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スイス、デンマーク、シンガポール、インド、タイ、インドネシア、メキシコ、ロシア　　計 18 箇所

文献等調査、質問票調査

文献等調査および質問票調査より、各国・地域の地域・中小企業における知的財産活用支援制度の詳細を把握。

質問票調査では、各国知財庁または支援機関または知財専門家を対象とした。

現地ヒアリング調査

海外現地ヒアリング調査により、各国において実施されている支援施策について各国知財庁、支援機関、地方自治体、専門家（弁理士、弁護士）に対するインタビューを行い支援施策に対する現状認識を把握。

施策の実施状況を鑑み 7 箇所を選定。今回は中国、韓国、シンガポール、インド、ドイツ、および欧州 2 カ国（フランス、イタリア）

調査研究課題別分析

5 つの調査研究課題に関して、各種調査を行い、海外における支援施策について傾向や特徴を把握。傾向や特徴の相違点を踏まえ、我が国における今後の施策の検討に活かしたり、現行の施策を改善する際のヒントに利用できる事例について、我が国に馴染むものであるかを分析した。

まとめ

今後の知的財産活用支援施策の検討に向け、他国の施策事例を鑑み、「利用者目線での支援」「訴求力・メリハリのある支援」「地域・業界との連携」の３つについて、我が国の施策との整合性（我が国に馴染むかどうか）や、検討にあたっての留意点について整理を行った。

Ⅱ. 事業概要

（１） 事業目的

これまで特許庁は、中小企業の出願に関する相談から支援を開始し、知的財産に関する支援の範囲を徐々に拡充してきた。特に、平成１５年の知的財産基本法施行後は、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」に基づき、知的財産活用支援を推進してきたところ。

しかしながら、知的財産権は、中小企業の経営や地方創成の面で大きな役割を果たすポテンシャルがあると認識されているにもかかわらず、特許出願件数に占める中小企業の出願の割合は１５ %と米国の約半分であり、知財を取得・活用している地域・中小企業の「裾野」の広がりは、依然として限定的となっている。 また、地域・中小企業の知財活用に係る支援人材の不足なども依然として指摘されているのが現状である 。

他方で、近年、中国、韓国、欧州など海外諸国においては、地域・中小企業などに対する知財活用支援施策を強化・推進する取組が進められているところであるが、当該支援施策に係る最新の詳細な制度、運用状況を各国比較した調査研究に係る情報は十分とは言えない。

このような状況において、海外における地域・中小企業の知財活用支援施策を比較調査し、その調査結果を踏まえ、我が国の支援施策の制度・運用について一層の充実を図ることは極めて重要であり、未来投資戦略、知的財産推進計画などの政府の基本計画のほか、商工会議所などからの要望などにおいても強く求められている。

そこで、本調査研究では、諸外国の中小企業などの知的財産制度の支援策を広く調査するとともに、現地ヒアリングを通し、現在における最新の支援施策に係る調査を行うことで、今後の我が国の地域・中小企業などの知財活用支援施策を検討していくための基礎資料を作成することを目的とする 。

【調査研究課題】

① 各国における地域・中小企業等への知財に関する海外展開支援施策の調査
② 各国における 知財分野における 地域創成に係る取組の状況調査
③ 各国における地域・ 中小企業等への知財裾野拡大に向けた普及活動の現状調査
④ 各国における地域・中小企業等への支援人材確保・ 育成に関する状況調査
⑤ その他、 各国における地域・中小企業等の知財活用を促進させるための支援施策の調査

（２） 実施方法

本調査の実施にあたっては、以下の３つのパートに調査を進め、さいごに全体にわたる分析・総括を行い、今後の地域・中小企業向けの知財支援施策検討に資するとりまとめを行う。

（１）文献等調査　　Ⅲ章（国・地域ごとに整理）
（２）質問票調査（アンケート調査）Ⅲ章（国・地域ごとに整理）
（３）ヒアリング調査　　Ⅲ章（国・地域ごとに整理）
（４）分析・総括（とりまとめ）　　Ⅳ章

Ⅲ. 各国・地域調査結果

（1） 実施概要

文献調査として、世界各国・地域における法制度の情報を収集し、運用の実態を把握する。各国の法令、基準、運用情報、今後の制度改正予定、制度整備の予定などを収集し、各国・地域の知的財産関連の中小企業支援の概要を整理・類型化して、我が国制度状況と比較分析を行い、その問題点などを整理した。

また、質問票調査として、文献等調査による結果を踏まえて、海外における地域・中小企業などの知的財産活用支援施策についての利用実績・事例と制度の詳細についての把握を行った。調査対象は、①文献等調査の対象とした国又は地域とし、知財庁などの国の機関、地方自治体又は地域・中小企業などの知的財産活用支援制度に詳しい法律事務所等関係機関より選択して、各国・地域 2 か所程度の調査を実施した。

さらに、海外における地域・中小企業などの知的財産活用支援施策の整理及び分析などに対する専門的な視点からの助言を得るため、①文献等調査及び②海外関係機関などへの質問票調査の結果を踏まえ、地域・中小企業などの知的財産活用支援制度に精通した学識経験者、弁理士又は弁護士、知財庁など国の機関、地方自治体など（各国毎に少なくとも 3 者以上）に対し、支援施策の詳細な内容、実績、評価、課題などについてヒアリング調査を行った。調査対象国・地域は、文献等調査・質問票調査の対象とした国又は地域のうち、例えば、日本にはない支援施策が存在する、又は、法制度上の整理に資する事例が確認できる国又は地域とする。対象は中国、韓国、シンガポール、インド、ドイツ、フランス、イタリアの 7 つの国・地域とした。

なお、日本の中小企業の定義は、以下の通りで、中小企業基本法に依拠している。

図表 Ⅲ-1 ：日本の中小企業の定義（参考）

依拠法	中小企業基本法
基本的な考え方	＜中小企業者＞ ・ 業種分類 且つ ・ 資本金（又は出資の総額） 又は 従業員数 ＜小規模企業者＞ ・ 業種分類 且つ ・ ・従業員数
定義の詳細	＜中小企業者＞ ・ 製造業その他：資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人 ・ 卸売業：資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人 ・ 小売業：資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用す

	る従業員の数が 50 人以下の会社及び個人 ・　サービス業：資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人 ＜小規模企業者＞ ・　製造業その他：従業員 20 人以下 ・　商業･サービス業：従業員 5 人以下
参照情報	・　中小企業庁ホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html

（２）調査結果の分析について

各国の施策の概要を、文献調査、質問票調査ならびにヒアリング調査（対象は 7 カ国）の結果をもとに国別に整理した。記述にあたり、質問票調査ならびにヒアリング調査の結果を活用した箇所には脚注を設けた。

（３）調査結果

1.1. 米国

1.1.1. 米国の中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯

1.1.1.1. 知的財産面の体制の概要

（１） 米国の知的財産監督官庁[1]

米国特許商標庁（United States Patent and Trademark Office：USPTO）は米国商務省の下に設置されている連邦政府機関で、特許、商標などの審査・登録、各種規則の制定を任務としている。

バージニア州アレクサンドリアに本部を構え、テキサス州ダラス、コロラド州デンバー、ミシガン州デトロイト、カリフォルニア州シリコンバレーに地域事務所を構える。

USPTO は知的財産商務長官および特許商標庁長官をトップとし、特許、商標それぞれを担当する局長、諮問委員会、審理審判部を配する。

実務組織として、政策国際部、総務部、広報部、財務部、情報部、労務部、法務部から成る。

（２） 米国の知的財産関連機関

Office of the Administrator of Policy and International Affairs (OPIA)が運営する国際知財アカデミー（Global Intellectual Property Academy）は、特許、商標、著作権などに関する様々な訓練プログラムを USPTO、政府機関の職員、海外機関の職員、中小企業などに提供している。[2]

National Intellectual Property Rights Coordination Center (NIPRCC)は世界的な模倣や違法コピー問題の解決に取り組むタスクフォースで、関係機関と連携して調査、阻止、アウトリーチ、訓練を実施している。

米国中小企業庁（U.S. Smal Business Administration：SBA）は、中小企業の知的財産権の創出、保護など直接関係する施策は展開していないが、中小企業投資会社（SBIC）プログラムによる中小企業への融資・投資、ハイテク研究開発事業を奨励するための中小企業技術革新プログラム（SBIR)、中小企業技術移転プログラム（STTR）などを実施している。[3]

また、米国商務省の国際貿易管理局（International Trade Administration：ITA）は USPTO と連携して知的財産権の保護、不正防止などに関するワンストップ窓口 STOPfakes.gov を運用している。[4]

---

[1] USPTO ウェブサイト　https://www.uspto.gov/about-us/uspto-office-locations 、https://www.uspto.gov/sites/default/files/about/bios/uspto_org_chart.pdf

[2] USPTO ウェブサイト　https://www.uspto.gov/learning-and-resources/global-intellectual-property-academy

[3] 米国の中小企業のための各種プログラム（日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューヨーク事務所、2015 年 3 月）

[4] STOPfakes.gov ウェブサイト　https://www.stopfakes.gov/About-Stopfakes

1.1.1.2. 知的財産権の出願・登録件数

（１） 米国の産業財産権の出願件数

図表 Ⅲ-2 ：特許出願件数[5]

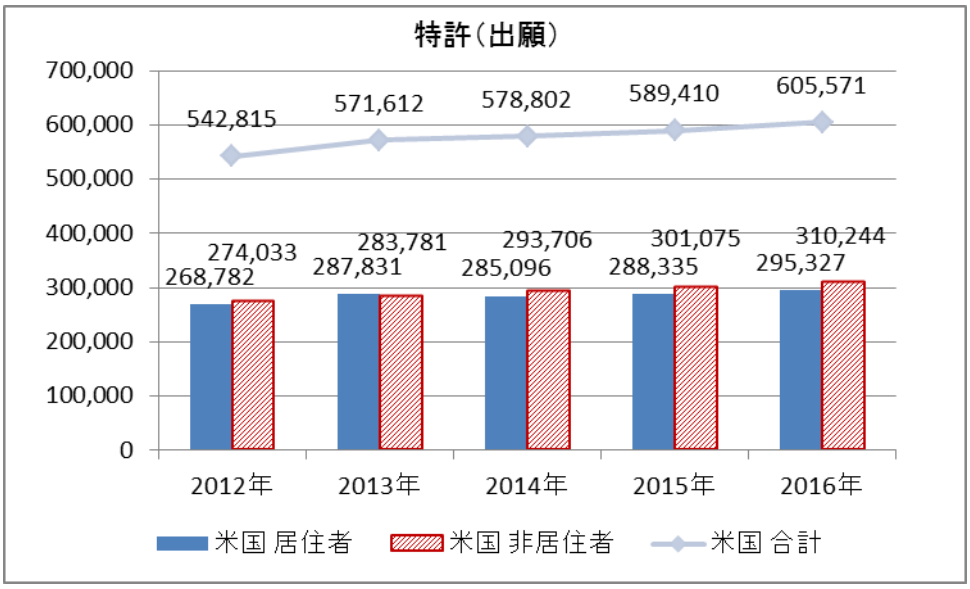

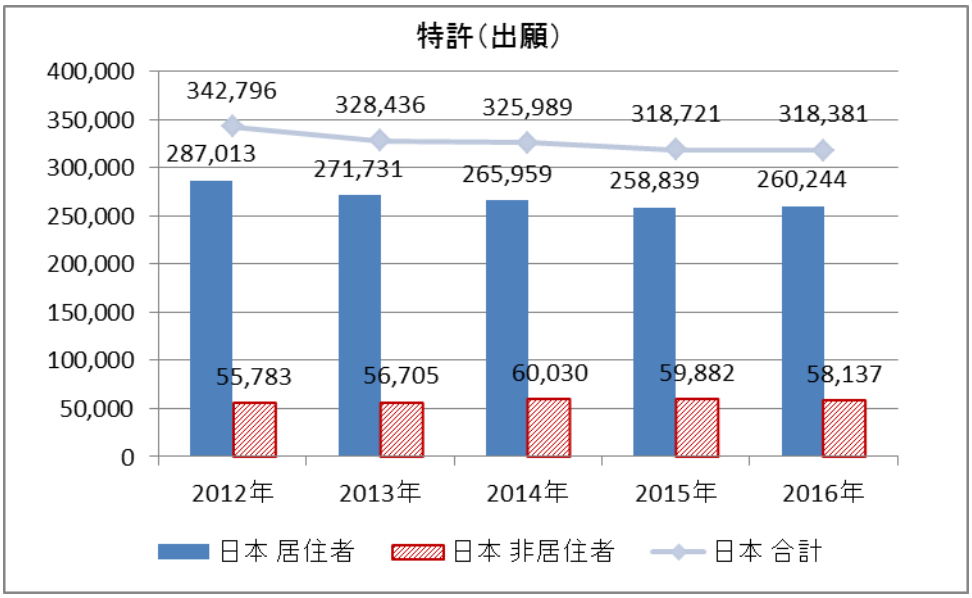

- 居住者と非居住者の特許出願件数を比較すると、米国では居住者および非居住者とも同程度である。なお、日本では、居住者の出願件数は、非居住者の 5 倍程度であった。
- 居住者の特許出願件数について、米国と日本を比較すると 2012 年は日本が米国の 1.1 倍程度だったが、2016 年には米国が日本の 1.2 倍程度であった。

[5] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

・ 米国の特許出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者は 2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少し、その後再び増加に転じている。一方、非居住者は緩やかに増加している。

（参考）日本の特許出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2015 年は緩やかに減少しており、2016 年に微増している。一方、非居住者は 2014 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-3 ：意匠出願件数[6]

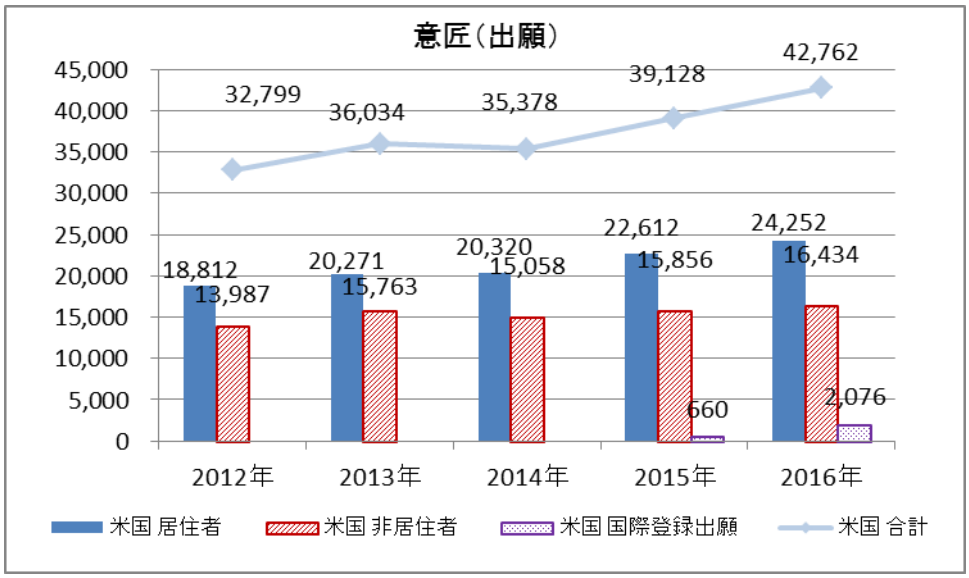

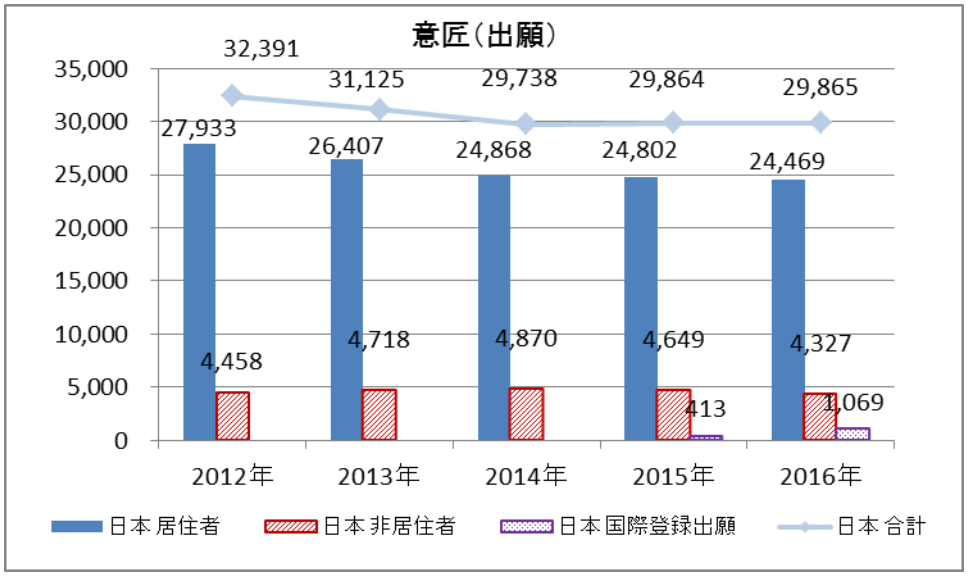

・ 居住者と非居住者の意匠出願件数を比較すると、米国では、居住者の出願件数は非居住者の 1.4 倍程度である。なお、日本では、居住者の出願件数は非居住者の 6 倍程度であった。

[6] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

・ 居住者の意匠出願件数について、米国と日本を比較すると 2012 年は日本が米国の 1.5 倍程度だったが、2016 年には同程度となっている。

・ 米国の意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者は増加している。一方、非居住者は、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少へ転じ、その後再び増加へ転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

（参考）日本の意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2014 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-4 ：商標出願件数[7]

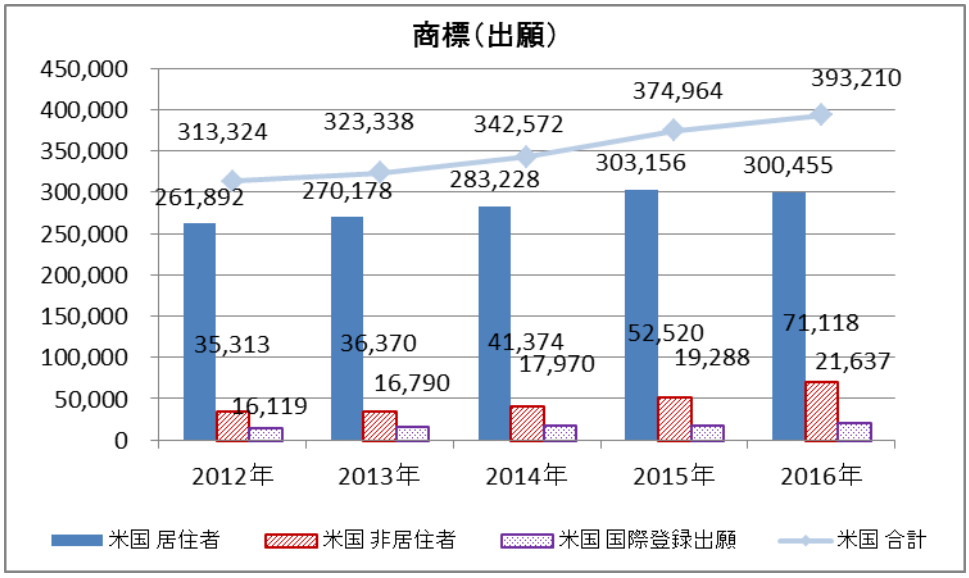

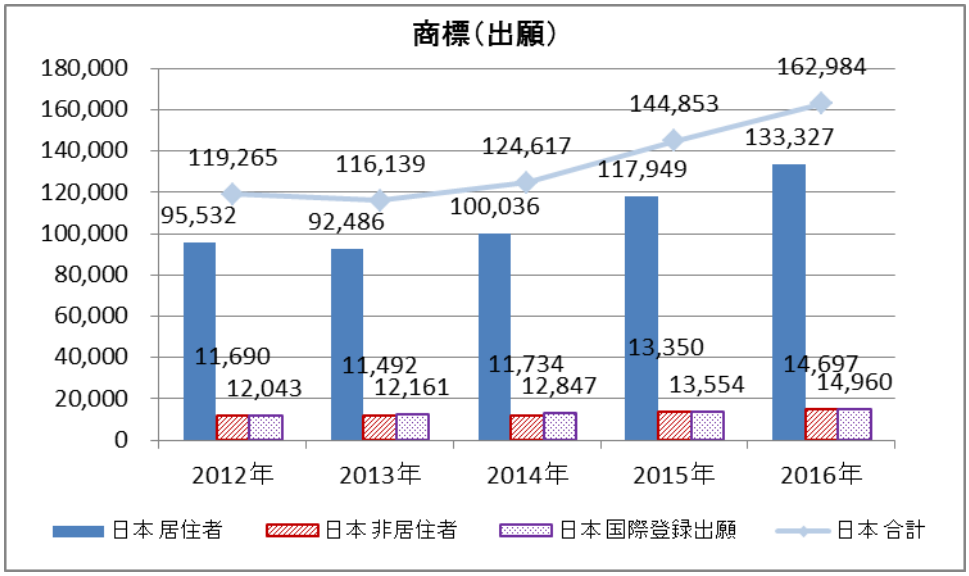

[7] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

・ 居住者と非居住者の商標出願件数を比較すると、米国では、居住者の出願件数は、2012 年は非居住者の 7.4 倍程度だったが、2016 年には 4.2 倍程度になっている。なお、日本では、居住者の出願件数は非居住者の 9 倍程度であった。
・ 居住者の商標出願件数について、米国と日本を比較すると 2012 年は米国が日本の 2.7 倍程度だったが、2016 年には 2.3 倍程度となっている。
・ 米国の商標出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については、2015 年をピークに減少に転じている。一方、非居住者、国際登録出願は増加している。
（参考）日本の商標出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は減少しているが、その後は増加している。非居住者も同じ傾向が確認できる。国際登録出願については、緩やかに増加している。

（２） 米国の産業財産権の登録件数

図表 Ⅲ-5 ：特許登録件数[8]

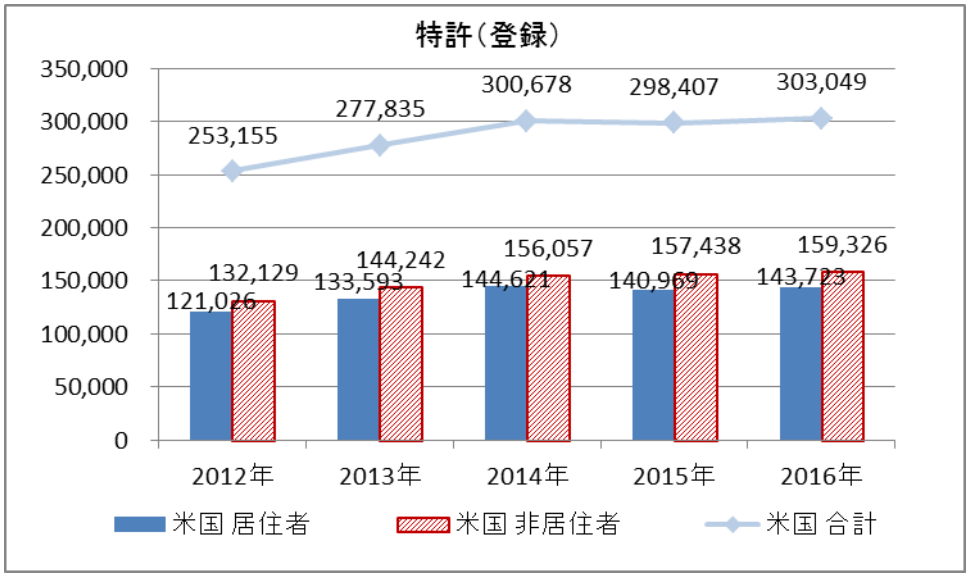

[8] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

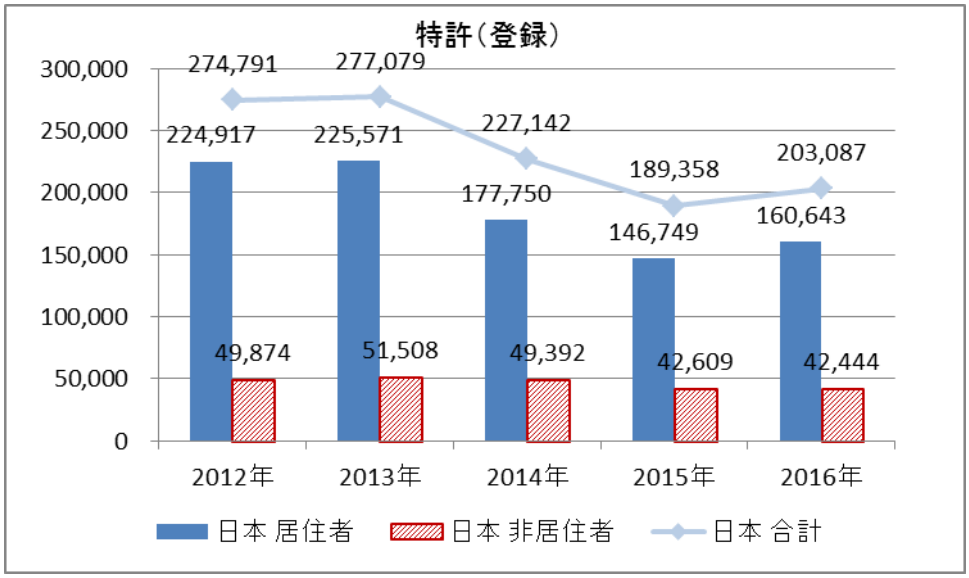

- 居住者と非居住者の特許登録件数を比較すると、米国では居住者の登録件数は非居住者の 1.1 倍程度である。なお、日本では居住者の登録件数は非居住者の 4 倍程度である。
- 居住者の特許登録件数について、米国と日本を比較すると 2012 年は日本の登録件数が米国の 1.9 倍程度であったが、2016 年には 1.1 倍程度となっている。
- 米国の特許登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者は 2012～2014 年は増加しているが、2015 年は減少へ転じ、2016 年は再び微増へ転じた。一方、非居住者は緩やかに増加している。

  （参考）日本の特許登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は微増しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年に再び増加へ転じている。一方、非居住者は 2013 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-6 ：意匠登録件数[9]

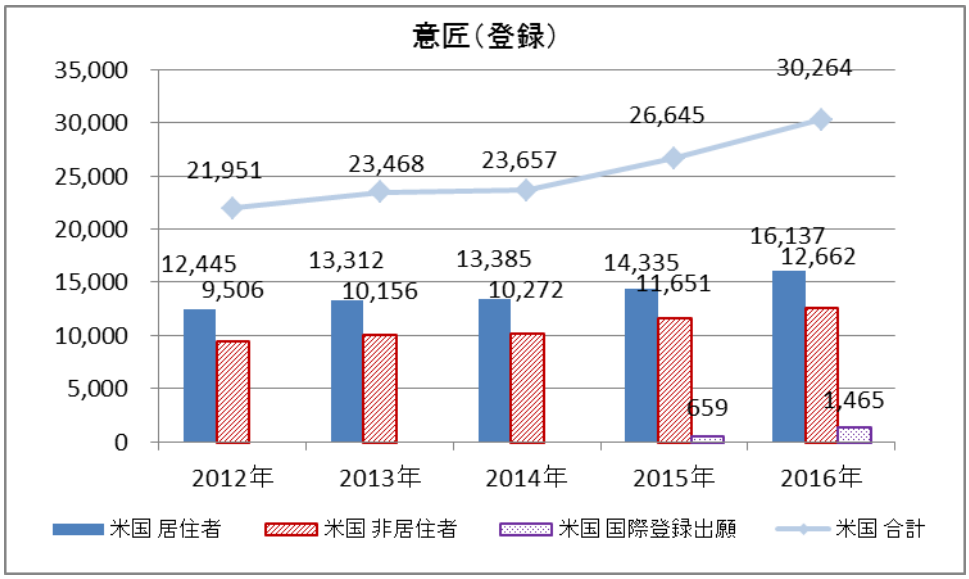

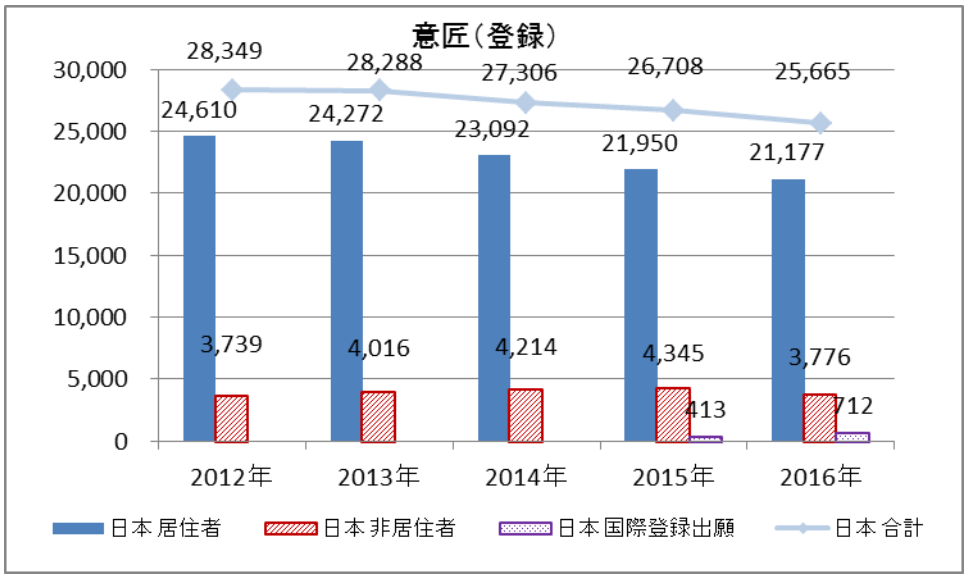

- 居住者と非居住者の意匠登録件数を比較すると、米国では居住者の登録件数は非居住者の 1.3 倍程度である。なお、日本では居住者の登録件数は、非居住者の 6 倍程度である。
- 居住者の意匠登録件数について、米国と日本を比較すると 2012 年は日本の登録件数が米国の 2 倍程度であったが、2016 年には 1.3 倍程度となっている。
- 米国の意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者、非居住者とも増加している。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

  （参考）日本の意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2015 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

[9] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

図表 Ⅲ-7 ：商標登録件数[10]

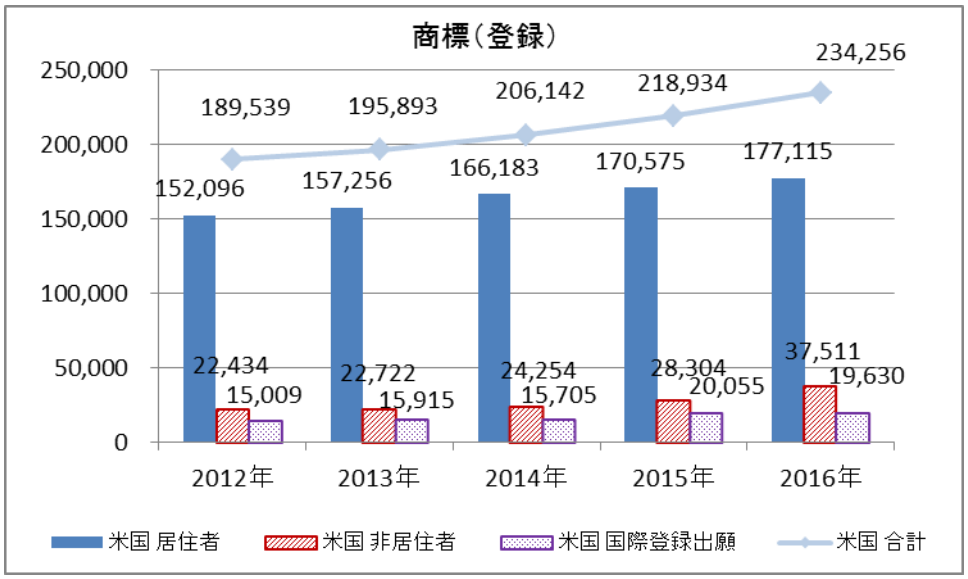

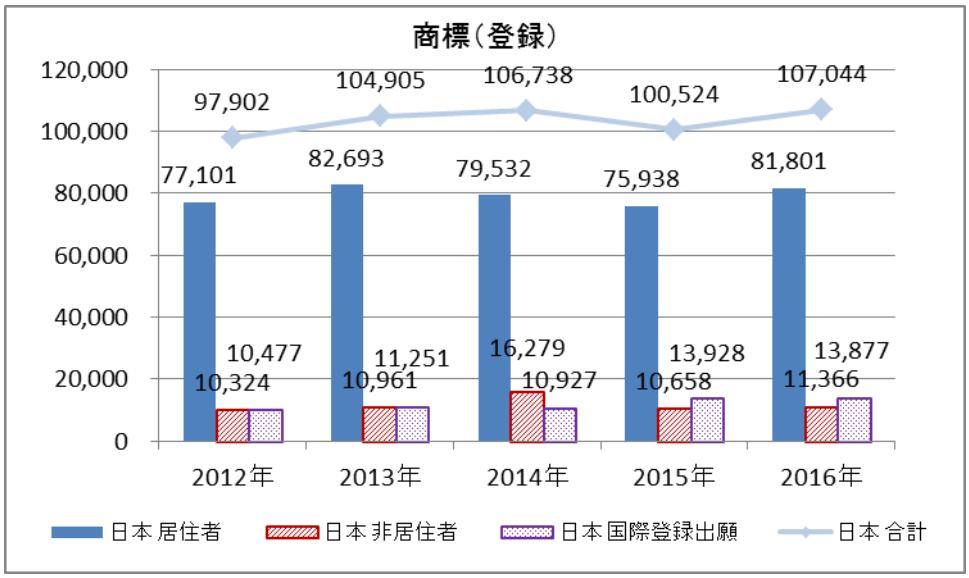

- 居住者と非居住者の商標登録件数を比較すると、米国では、居住者の登録件数は非居住者の 6 倍程度である。なお、日本では、居住者の登録件数は非居住者の 7 倍程度であった。
- 居住者の商標登録件数について、米国と日本を比較すると 2012 年は米国が日本の 2 倍程度であり、2016 年には 2.2 倍程度となっている。
- 米国の商標登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者、非居住者とも増加している。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少し、2015 年に再度増加しているが、2016 年には再び減少に転じた。

  （参考）日本の商標登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年には再び増加に転じている。非居住

[10] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

者については、2012～2014 年は増加し、2015 年に一旦減少したが、2016 年には再び増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少に転じ、2015 年に再度増加したが、2016 年に再び減少に転じている。

1.1.1.3. 中小企業の定義・根拠法令

（１） 米国の中小企業の定義・根拠法令

1958 年中小企業法では、国家経済全般を維持、強化するために、連邦政府は中小企業の援助、カウンセリング、支援及び保護を行うこととされ、この中小企業法に基づき、中小企業庁（Small Business Administration：SBA）が設置された。[11]

SBA は、中小企業を①産業別の規模基準に基づいて定められたリスト、②企業の純資産と平均収入、という２つの基準のいずれかに基づいて定めており、同定義に該当する企業は同庁が実施するプログラムに参加することができる。

SBA の産業別規模基準は、北米産業分類システム（NAICS）の 1,047 の産業分類と 18 の産業活動のそれぞれについて定められている（企業の規模基準は当該企業のすべての子会社、親会社、関連会社が考慮される）。

SBA は、産業別に企業の従業員数または年間総収益に基づいて規模基準を選択する。また、特定の産業における企業の平均規模と当該産業における相対的な競争量に基づいて、各産業の規模基準を定めている。平均規模と競争量の計算は、既存の政府請負業者が Online Representations and Certifications Application（ORCA）データベースに提供したデータに基づいて行われる。多くの産業は、規模基準の幅が広く、小規模および中規模企業ともに基準内となる。（例えば一般製造業の場合、SBA は従業員 500 人以下の企業を小規模と見なす。また一般サービス業の場合、過去３年間の平均年間総収益が 700 万ドル未満の企業は小規模とみなされる。なお、一部の製造業およびサービス関連業の副カテゴリーでは、小規模企業の基準値がより高い場合がある。）[12]

図表 Ⅲ-8：業種別条件（抜粋）[13]

業種	年間売上高（百万ドル）	従業員数（人）
自動車製造業（Automobile Manufacturing）	–	1,500
電子計算機製造業（Electronic Computer Manufacturing）	–	1,250
映像制作（Motion Picture and Video Production）	32.5	–
コンピュータソフト制作（Custom Computer Programming Services）	27.5	

[11] 米国の中小企業支援のための連邦・州政府の新支援プログラム（日本貿易振興機構　ニューヨーク事務所海外調査部米州課、2016 年 3 月）
[12] 「米国の中小企業のための各種プログラム」（日本貿易振興機構（ジェトロ）、2015 年 3 月）
[13] SBA ウェブサイト　https://www.sba.gov/federal-contracting/contracting-guide/size-standards

なお、SBA のプログラムに参加する企業は、「中小企業」と分類されるが、下記の定義を満たす事業体でなければならない。

図表 Ⅲ-9 SBA プログラムに参加する中小企業の定義

・　合法的に営利目的のビジネスをおこなっている
・　独立して経営されている
・　業務分野で国内市場を寡占する状況にない
・　米国領土内に立地し、営業している

（２）　米国のベンチャー企業の定義・根拠法令

明確な定義・根拠法令は確認できなかった。

1.1.1.4. 中小企業の実態（各国・地域の中小企業数、業種比率）

（１） 米国の中小企業数[14]

米国の中小企業は、2016 年時点で、全企業数が 5,954,684 社のうち、99.7%を占めている。

図表 Ⅲ-10 ：中小企業数

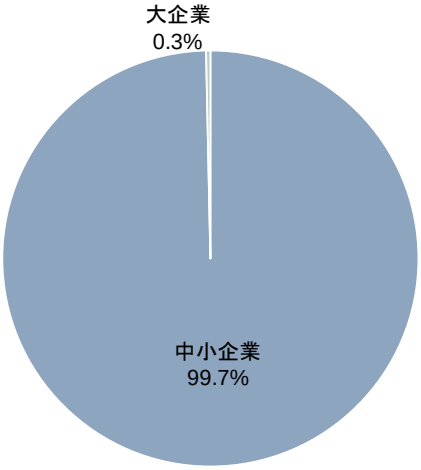

（２） 米国の中小企業業種比率[15]

2016 年の米国の中小企業の業種比率をみると、学術研究、専門・技術サービス業が 13.5%、その他が 86.5%を占める。

図表 Ⅲ-11 ：中小企業数 業種比率

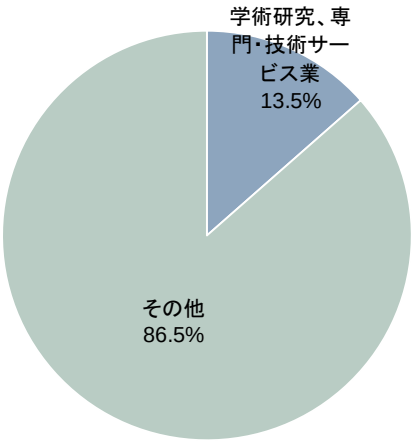

[14] 2016 SUSB Annual Data Tables by Establishment Industry (Bureau of the Census) https://www2.census.gov/programs-surveys/susb/tables/2016/us_state_naicssector_small_emplsize_2016.xlsx?#

[15] 2016 SUSB Annual Data Tables by Establishment Industry (Bureau of the Census) https://www2.census.gov/programs-surveys/susb/tables/2016/us_state_naicssector_small_emplsize_2016.xlsx?#

1.1.1.5. 知的財産活用支援や中小企業支援に関する依拠法および経緯

（１） 米国の産業財産権活用支援に関する依拠法および経緯

図表 Ⅲ-12 ：産業財産権活用支援に関する依拠法と経緯

依拠法	経緯や特徴
特許法	1790 年制定。最初に発明した発明者に特許権を付与する先発明主義を採用するなど、国際的には先願主義を採用する国が多数の中、異なる特徴を有していた。しかし、2013 年の米国特許改正法（AIA）施行に基づく先願主義への移行に伴い、2013 年 3 月 16 日以降の出願は先願主義が適用されている。最近は 2015 年 10 月に同年 5 月に加入した「ハーグ協定ジュネーヴ改正協定」の施行に伴い改正が行われている。[16]
リーヒ・スミス米国発明法	2011 年 9 月成立した特許改革法。先願主義への移行、後願排除効の言語差別（ヒルマードクトリンなど）の撤廃、特許付与後レビュー、当事者系レビュー、第三者による情報提供、補充審査制度など、多岐にわたる。2013 年 1 月に修正法が施行。[17]
商標法（ランハム法）	1946 年施行。国際取引および米国内の州際間取引に用いられる商標に及び、権利を米国全土にわたって行使できる。また、商標権侵害、著名商標を希釈させる行為や、虚偽広告などを禁止している。 なお、米国の商標保護は、１）コモン・ローによる保護、２）連邦制定法（ランハム法）による登録制度、３）州法による登録制度の三重構造となっている。[18]

図表 Ⅲ-13 ：米国知的財産権の主な種類[19]

	実用特許 Utility Patent	意匠特許 Design Patent	著作権 Copyright	商標権 Trademark
定義	実用的な技術発明に関する独占的・排他な権利	優れたデザインに関する独占的・排他的な権利	創作表現に関して、複製などを行う著作者の権利（「勝手にコピーされない」権利）	商品・サービスの出所や、他社の商品・サービスとの差別化を示す機能を持つ商標に関する独占的・排他的な権利
保護期間	出願から 20 年	出願から 14 年	作者の死後 70 年、団体名義の場合は公表後 95 年と	10 年ごとの更新により、半永久的に維持できる

[16]特許庁ウェブサイト　https://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/mokuji.htm
[17]特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁、2017 年 6 月）
[18]米国における事業進出マニュアル～知的財産権～（独立行政法人日本貿易振興機構、2014 年 1 月）
[19]米国における事業進出マニュアル～知的財産権～（独立行政法人日本貿易振興機構、2014 年 1 月）

			創作後 120 年のいずれか	
取得方法要件	方式主義：米国特許庁（USPTO）に出願 有用性・新規性・非自明性および開示要件の充足	方式主義：USPTO に出願 新規性・非自明性および開示要件の充足	無方式主義：著作権局（Copyright office）に登録することにはインセンティブが付されている 創作的表現が可視的媒体に固定されること	方式主義：USPTO に出願 識別力・使用（使用主義を原則とする）
およその登録コスト	USPTO への基本料金含めて$10,000～20,000（先行技術の調査費用は含まれない）	USPTO への基本料金含めて$2,000～2,500	Copyright office への基本料金含めて$200～400	USPTO への基本料金含めて 1 区分の出願につき$800～1,500（同一・類似商標の調査費用は含まれない）
取得に要する期間の目安	26～36 ヶ月	8～12 ヶ月	3～8 ヶ月	8～12 ヶ月

図表 Ⅲ-14 ：米国商標権の仕組み[20]

	コモン・ロー	連邦レベルの登録	州レベルの登録
権利保護の要件	先使用主義。誰よりも早く商業使用することによって、権利が保護される。	米国での商標登録は、通常この連邦商標登録を指す。USPTO に出願、登録することにより、権利が保護される。	各州独自の商標登録制度。商標を使用する州での登録により権利が保護される。
権利の範囲	実際に使用している地域に限定される	米国の全州に及ぶ権利	実際に使用している州に限定される。

（２） 米国の中小企業支援に関する依拠法および経緯

明確な依拠法および経緯は確認できなかった。

[20]米国における事業進出マニュアル～知的財産権～（独立行政法人日本貿易振興機構、2014 年 1 月）

1.1.1.6. 支援戦略・計画（知財戦略、知財推進計画に類するもの）

（１） 米国知的財産庁戦略 2018—2022[21]

2018 年 11 月に USPTO が 2018－2022 年度の戦略計画を公表した。戦略計画は３つの目標（Goal）と目標を達成するためのミッション支援目標（Mission Support Goal）で構成されているが、中小企業の知的財産活用推進に関する内容は含まれていない。進捗は USPTO のウェブサイトおよびデータ可視化センター（Data Visualization Center）で公表される。

目標１：特許の品質と適時性を最適化する

目的１：特許審査待ち期間の最適化

・審査期間と待ち期間を最適化する

・作業負荷増加に対応した生産性を確保する　など

目的２：信頼性の高い特許権の付与

・審査官の先行技術調査能力の向上を図る

・結果を見込んだ審査が立てられるよう技術・法務トレーニングを改善する　など

目的３：業務効率化を通じたイノベーションの促進

・特許顧客体験の向上

・人工知能や機械学習など、IT ツールの開発と活用　など

目的４：特許審判部（PTAB）業務の強化

・対内、対外的取組を進め、PTAB に対する理解を深める。

・透明性を高め、運用データの利用を拡大するためのツールの開発・効果　など

目標２：商標の品質と適時性を最適化する

目的１：商標審査待ち期間の最適化

・審査期間と待ち期間の変化に対応できるキャパシティを確保する

・商標登録プロセスにおけるあらゆるタイプの待ち期間を最適化する　など

目的２：高品質な商標権の付与

・品質の評価手法の継続的な改善

・品質を確保するための的確なトレーニングの実施　など

目的３：業務効率化

・革新的な人材確保戦略の構築

・IT を活用した基幹業務の効率改善　など

目的４：商標審判部（TTAB）業務の強化

・商標審判の問題解決を迅速に図る

・対内的、対外的取組を進め、TTAB の理解を深める　など

目標３：世界各国での知的財産政策、知的財産執行、知的財産保護を改善するために国内外でリ

[21] 2018-2022 StTRATEGIC PLAN (United States Patent and Trademark Office)
https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO_2018-2022_Strategic_Plan.pdf

ーダーシップを発揮する

目的１：国内の知的財産政策と知財教育に対するリーダーシップの発揮

・知的財産の執行および保護に係る主要課題についての対応方策・指針を主導する

・知的財産制度改善のために他の政府機関や関係者と連携する　など

目的２：国際的な知的財産政策と知財教育に対するリーダーシップの発揮

・知的財産の執行および保護に係る主要課題についての対応方策・指針を主導する

・他国・他地域政府と連携し、ノウハウ提供を含め、知的財産執行・保護を促進する　など

ミッション支援目標：組織の卓越性を発揮

- 人材管理の強化と従業者エンゲージメントの促進
- IT の活用による、スピード、質、費用対効果の高いビジネス価値の提供
- USPTO の業務効率化に資する財源の持続的確保
- 国内外の関係機関との連携強化

1.1.1.7. 支援体制および役割分担（中央政府、地方政府、支援機関）

（１）　中央政府

中小企業に対する支援は米国中小企業庁（U.S. Smal Business Administration：SBA）が所管しているが、SBA 事業の中で、中小企業の知的財産権を対象とした事業は確認できなかった。米国特許商標庁（USPTO）では、中小企業に対する知的財産権の普及や活用促進に係る事業を展開している。

（２）　地方政府

州政府および郡政府（カウンティ）での中小企業を対象とした明確な知的財産の支援体制は確認できなかった。

（３）　支援機関

関連機関として、米国中小企業庁（U.S. Smal Business Administration : SBA）があげられる。中小企業の知的財産権の創出、保護など直接関係する施策は展開していないが、中小企業投資会社（SBIC）プログラムによる中小企業への融資・投資、ハイテク研究開発事業を奨励するための中小企業技術革新プログラム（Small Business Innovation Research：SBIR）、中小企業技術移転プログラム（Small Business Tech Transfer Program：STTR）などを実施している。[22]

研究開発を実施している保健福祉省（Department of Health and Human Services：HHS)、エネルギー省（Department of Energy：DOE）、国防総省（Department of Defense：DoD)など 11 の政府機関はライセンシングと共同研究開発契約（CRADA)による共同研究開発を実施しており、中小企業などに技術移転を行っている。[23]

また、米国商務省の国際貿易管理局（International Trade Administration：ITA）は USPTO と連携して知的財産権の保護、不正防止などに関するワンストップ窓口 STOPfakes.gov を運用している。[24]

---

[22] 米国の中小企業のための各種プログラム（日本貿易振興機構（ジェトロ）ニューヨーク事務所、2015 年 3 月）

[23] Federal Laboratory Technology Transfer Fisical Year 2015(NIST)

[24] STOPfakes.gov ウェブサイト　https://www.stopfakes.gov/About-Stopfakes

1.1.2. 米国の具体的な支援施策の現状把握

1.1.2.1. 支援施策の概要

（１） 特許プロボノ・プログラム（Patent Pro Bono Program）[25]

施策名	特許プロボノ・プログラム
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	資金に乏しい中小企業や個人発明家などの特許を保護することを目的とする
概要	資金に乏しい中小企業や個人発明家の特許権利化に向けた支援を、弁護士などの専門家が社会貢献活動の一環として無償で行うもの。USPTO が各地の非営利団体やロースクールと提携して地域プログラムを確立している。 申し込みは居住する州のプログラムに直接申請するか、連邦巡回裁判所弁護士協会（Federal Circuit Bar Association）が運営するポータルサイトから申請を行う。
対象・要件	・ 収入：総収入が連邦の貧困レベルガイドラインの 3 倍未満 ・ 知識：USPTO に仮出願している、もしくは申請トレーニングコースを終了している ・ 発明：先進性や特徴などを説明できる ※州によって基準は異なる
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	各州で支援実績を有する
実施主体	USPTO、各地の非営利団体、ロースクール

[25]USPTO ウェブサイト https://www.uspto.gov/patents-getting-started/using-legal-services/pro-bono/patent-pro-bono-program

（２）　プロセ支援プログラム（Pro Se Assistance Program）[26]

施策名	プロセ支援プログラム
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 　知財裾野拡大に向けた普及活動 　支援人材の確保・育成に関する支援 　地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	弁護士や代理人などの助けを得ずに特許出願を行う発明者（「pro se（プロセ）」と呼ばれる）の知的財産保護を支援する
概要	USPTO は特許出願にあたって、弁護士や代理人の任命を推奨しているが、中小企業や個人発明家にとって、その費用負担が非常に大きい。そこで、USPTO では特許保護に係る一連のプロセスを支援する「プロセ支援プログラム」に取り組んでいる。 　プログラム申請者を支援する専門スタッフの配置、バージニア州の USPTO 本部での面談による直接支援、オンライン出願サイト、電子ファイリングシステムウェブ（EFS-Web）による電子出願支援を行っている。
対象・要件	中小企業、個人発明家
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 　専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 　人材育成（研修・セミナー） 　その他（　　）
実績	－
実施主体	USPTO

（３）　手数料の減免措置[27]

小規模企業（Small Entity）、零細企業（Micro Entity）が特許、商標などの出願、登録、サービスなどを受ける際に手数料が 50%もしくは 75%減免される。

（４）　IP ツールボックス[28]

米国企業が海外市場で知的財産権を活用・保護するために、業界、各国の制度・動向などを簡潔にまとめた指針、レポートをウェブサイトで提供している。

[26]USPTIO ウェブサイト　https://www.uspto.gov/patents-getting-started/using-legal-services/pro-se-assistance-program
[27] USPTO ウェブサイト　https://www.uspto.gov/learning-and-resources/fees-and-payment/uspto-fee-schedule
[28] STOPfakes.gov ウェブサイト　https://www.stopfakes.gov/IPR-Toolkits

（５） SBIC（Small Business Investment Company）プログラム[29]

米国の中小企業庁によってサポートされている中小企業向けの信用保証プログラム。SBIC プログラムの基金は国債の発行により賄われている。不動産ベンチャー、ギャンブル関連企業、NPO（非営利団体）は対象外である。

（６） ロースクールクリニック認定プログラム（Law School Clinic Certification Program）[30]

財務上脆弱な中小企業や個人発明家の特許、商標出願を支援する。USPTO と提携しているロースクールの学生は、教授の監督下で特許および商標出願プロセスに参加する。このプログラムには、計 46 のロースクールが参加し、学生はプログラムを通じた職業訓練を受けることができる。また、特許や商標を申請したい中小企業や個人発明家は、ロースクールに相談して支援を受けることができる。なお、参加ロースクールの募集は 2017 年で終了しており、2019 年 3 月時点で新規参加受付は行っていない。

（７） 航空宇宙局（NASA）の技術移転プログラム[31]

航空宇宙局（National Aeronautics and Space Administration : NASA）は資金制約のため、NASA の知的財産権にアクセスできないスタートアップをサポートするための無料の特許ライセンスを提供している。[32]NASA は所有する 1,200 件の特許を無料で非独占的にライセンス提供している。NASA は最初のライセンス料を請求しないため、申請者は最低 3 年間使用料が免除される。さらに、NASA の技術スタッフや設備も使用することができる。なお、スタートアップが製品を販売している場合には一定のライセンス料を NASA に支払う必要がある。

---

[29]Guidebook for SMEskes.gov/IPR-Toolkit（APEC , March2017）
[30]USPTO ウェブサイト　https://www.uspto.gov/learning-and-resources/ip-policy/public-information-about-practitioners/law-school-clinic-1
[31] 質問票調査より
[32]Guidebook for SMEsgov/learning-and-re（APEC , March2017）

1.1.2.2. 支援施策の評価方法の整理

（１）　施策実施の効果測定・評価の考え方

USPTO では、毎年度、実績報告書（Performance and Accountability Report：PAR）[33]を作成、公開している。

PAR では、USPTO の戦略計画で設定された目標に対応した評価指標（Strategic Goals Key Performance Measures）について、当該評価年度の目標値と実績値との比較から、達成度を３段階で評価している。[34]

目標１：特許の品質と適時性を最適化する
　⇒初回平均待ち期間（月）、総平均待ち期間（月）
目標２：商標の品質と適時性を最適化する
　⇒平均遵守率、電子申請の割合　など
目標３：世界各国での知的財産政策、知的財産執行、知的財産保護を改善するために国内外でリーダーシップを発揮する
　⇒ベストプラクティス訓練を受けた外国政府関係者の数　など

（２）　結果の活用の考え方

PAR の結果をもとに、政策評価、分析を行い、翌年度の施策へ反映している。

1.1.3. 知財活用支援施策の今後

1.1.3.1. 課題・問題点の整理

米国の中小企業向け知財活用支援策は、USPTO が直接的に支援するものでなく、自助努力による取り組みを側面支援する傾向にあることがうかがえる。中でも専門的知識・ノウハウを有した人材をボランティア（プロボノ）として活用する特許プロボノ・プログラムは各地で実施さられており、草の根的に知的財産の啓発と活用を促していく取り組みとして注目される。

1.1.3.2. 解決に向けた動向（今後計画・予定されていること）

今後の計画などとして「米国知的財産庁戦略 2018―2022」が上げられるが、その他については、具体的に確認が取れなかった。

---

[33] USPTO ウェブサイト　https://www.uspto.gov/about-us/performance-and-planning/uspto-annual-reports
[34] FY 2018 Performance and Accountability Reporthttps://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTOFY18PAR.pdf

1.2. カナダ

1.2.1. カナダの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯

1.2.1.1. 知的財産面の体制の概要

（１） カナダの知的財産監督官庁

カナダの知的財産法は、特許法、商標法、意匠法、著作権法、集積回路トポグラフィー法および植物育成者権法から構成されている。

知的財産法の管轄について、特許法、商標法、意匠法、著作権法、集積回路トポグラフィー権の申請・登録はカナダ知的財産局（Canadian Intellectual Property Office：CIPO）[35]が管轄し、植物育成者権の申請・登録はカナダ食品検査庁・植物育成者権局（The Canadian Food Inspection Agency (CFIA) Plant Breeders' Rights Office）[36]が管轄している。

管轄する主体が品目で区別されているケースとして、同国では、医薬品に関して、特許医薬価格監視機関（Patented Medicine Prices Review Board：PMPRB）が、カナダ国内で販売される新規および既存医薬品の価格を監視する役目を担っている[37]。

特許庁の所管省は、イノベーション・科学・経済開発省（Innovation, Science and Economic Development Canada：ISED）となっており、同国の産業経済政策を総括している。

（２） カナダの知的財産関連機関

カナダの知的財産関連機関のうち、CIPO の関係機関としては、国家研究委員会（the National Research Council)、カナダビジネス開発銀行（the Business Development Bank of Canada)、カナダ弁護士会（the Canadian Bar Association）などが代表的な機関である。これらの機関は様々な施策の実施において、緊密に連携している[38]。

また、個別の事業では、「IP Bank of Speakers」は、CIPO とカナダ知的財産研究所（Intellectual Property Institute of Canada：IPIC)の共同作業で進められており、「IP Strategy online course」では、国際ガバナンス・イノベーション・センター（Centre for International Governance Innovation：CIGI)が e-ラーニングを運営している[39]など、事業内容に応じて関係機関と連携している。

なお、カナダビジネス開発銀行（the Business Development Bank of Canada）は、連邦政府が株式を 100%所有する中小企業向け政府系金融機関であり、民間金融機関を補完するものと位置づけられている。同行は特定の政策目的をもった融資を実施しているほか、通常の融資以外の劣後融資やベンチャーキャピタルとしての役割を担ったりしている。なお、顧客企業への効果を測定するインパクト評価を実施し、詳細な報告書を作成している[40]。

---

[35] CIPO ウェブサイト http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/home
[36] Plant Breeders' Rights Office http://www.inspection.gc.ca/plants/plant-breeders-rights/eng/1299169386050/1299169455265
[37] JETRO ウェブサイト https://www.jetro.go.jp/world/n_america/ca/invest_08.html
[38] Annual Report 2017–2018 http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/h_wr04468.html
[39] IP Academy http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/h_wr04234.html
[40] 日本公庫総研レポート「カナダにおける中小企業向け政府系金融機関の業務と業績評価」（日本政策金融公庫総合研究所、2017 年 5 月 12 日）https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/soukenrepo_17_05_12.pdf

1.2.1.2. 知的財産権の出願・登録件数

（１） カナダの産業財産権の出願件数

図表 Ⅲ-15 ：特許出願件数[41]

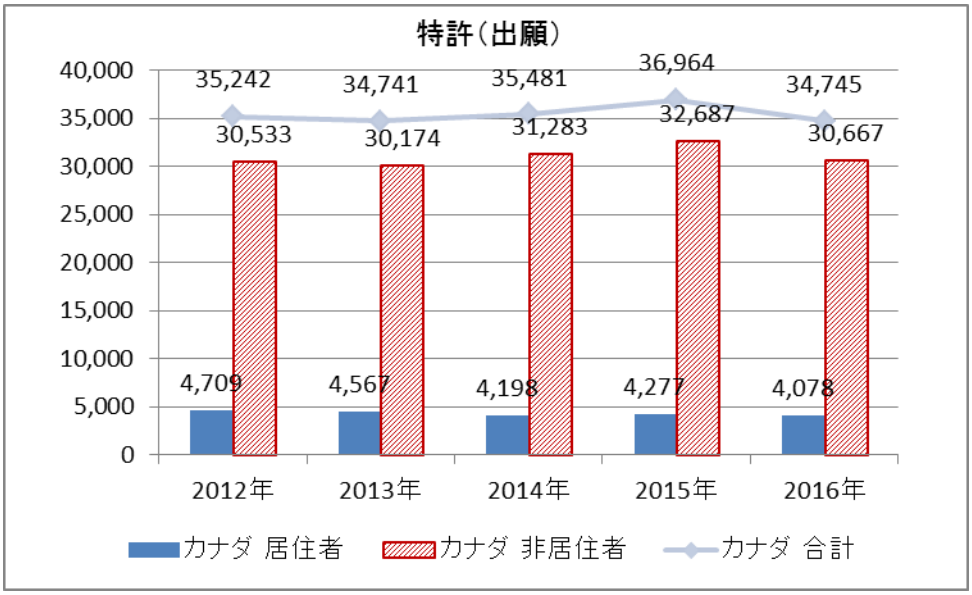

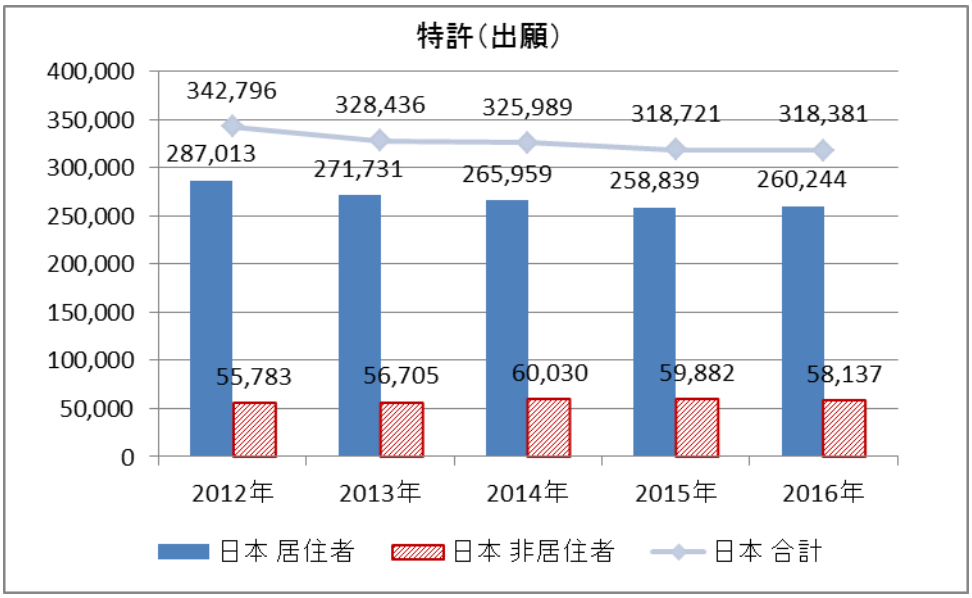

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、カナダでは平均すると居住者に対して非居住者は 7 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 5 倍程度であった。
- 居住者の特許出願件数について、カナダと日本を比較すると、2012 年は日本の方が 61 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 64 倍程度まで大きくなっている。

[41] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

・ カナダの特許出願件数について、5 年間の推移は横ばい傾向である。カナダ居住者と非居住者にも同じ傾向が確認できる。

（参考）日本の特許出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2015 年は緩やかに減少しており、2016 年に微増している。他方、非居住者は 2014 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-16 ：意匠出願件数[42]

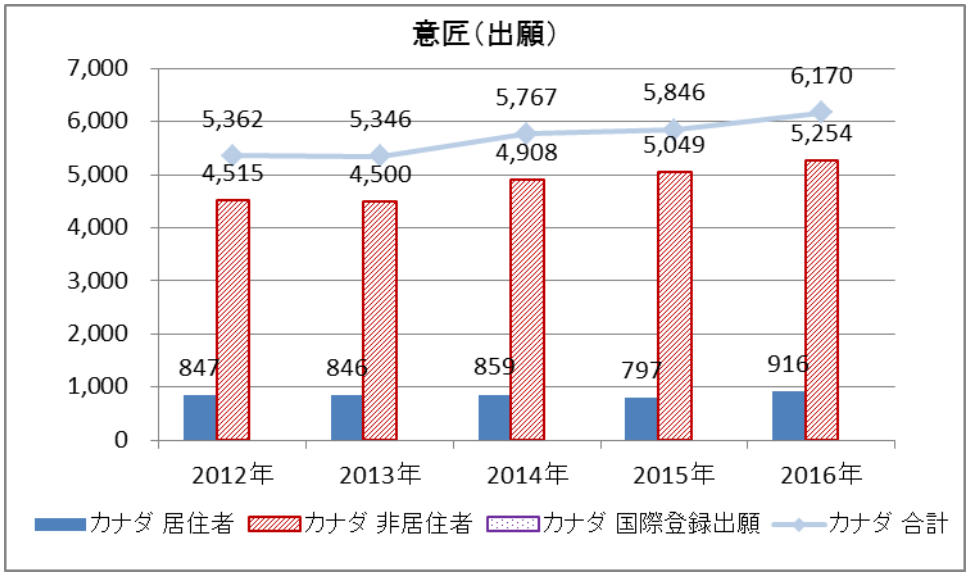

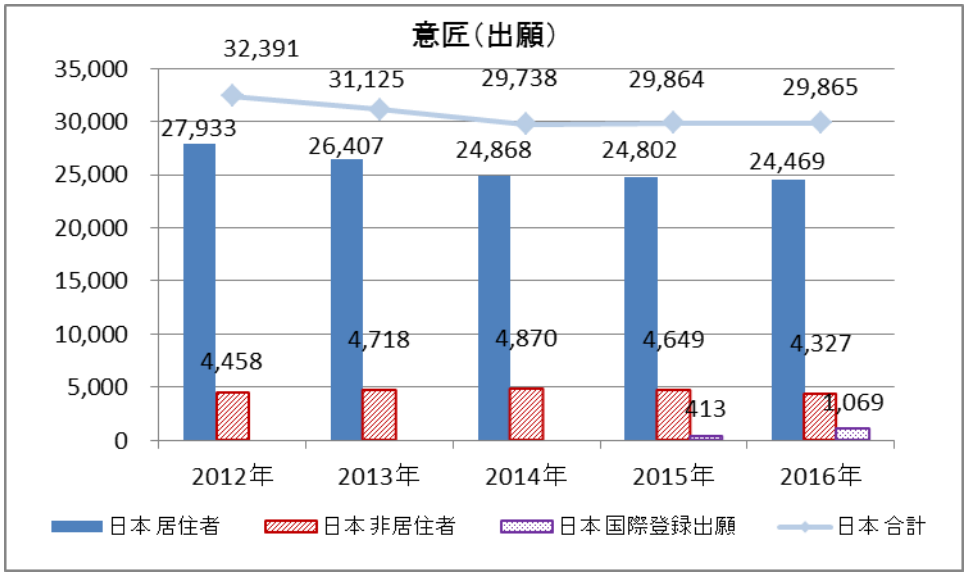

・ 居住者と非居住者の件数を比較すると、カナダでは平均すると居住者に対して非居住者は 6 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 6 倍程度であった。

・ 居住者の意匠出願件数について、カナダと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 33 倍程度

[42] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

多かったが、2016 年にはその差が 27 倍程度まで小さくなっている。

- カナダの意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は微減しているが、2013～2016 年は増加へ転じた。非居住者にも同じ傾向が確認できる。居住者については 2012～2013 年は微減しているが、2014 年に一旦増加し、2015 年には再び減少したが、2016 年には再び増加した。

  （参考）日本の意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2014 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-17 ：商標出願件数[43]

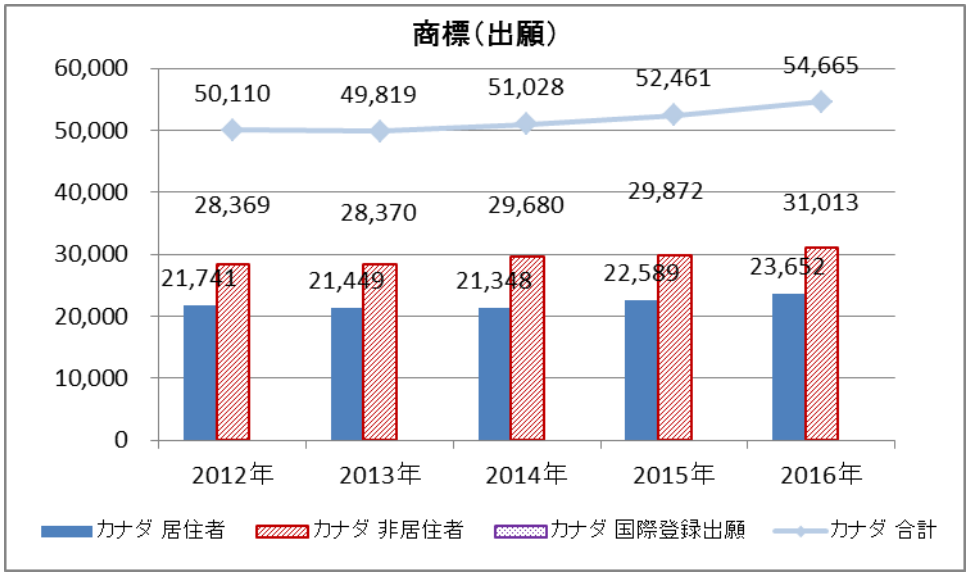

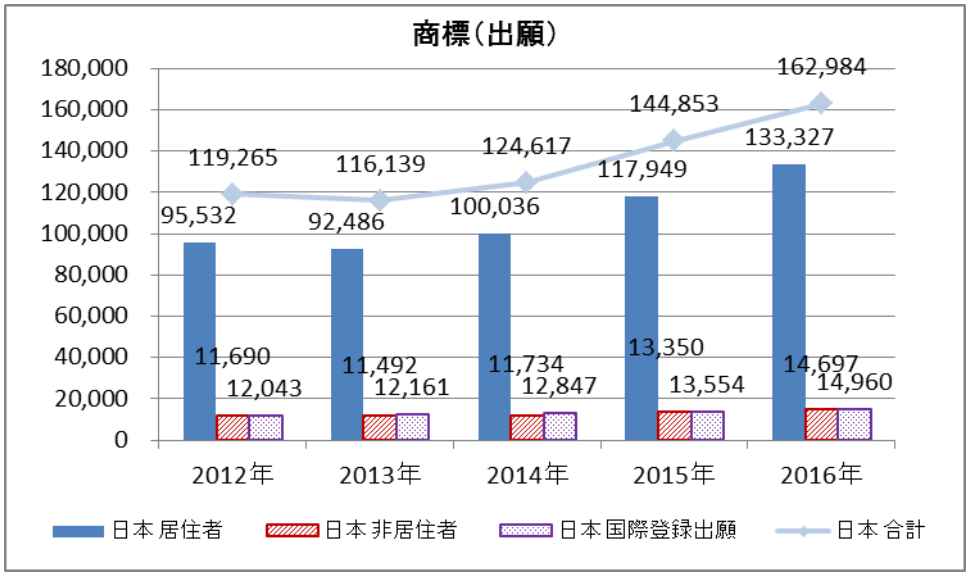

[43] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

・ 居住者と非居住者の件数を比較すると、カナダでは平均すると居住者に対して非居住者は 1.3 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 9 倍程度であった。
・ 居住者の商標出願件数について、カナダと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 4.4 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 5.6 倍程度まで大きくなっている。
・ カナダの商標出願件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は減少しているが、その後は増加している。居住者については、2012～2014 年は減少しているが、その後は増加している。非居住者については、緩やかに増加している。
（参考）日本の商標出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は減少しているが、その後は増加している。非居住者も同じ傾向が確認できる。国際登録出願については、緩やかに増加している。

（２） カナダの産業財産権の登録件数

図表 Ⅲ-18 ：特許登録件数[44]

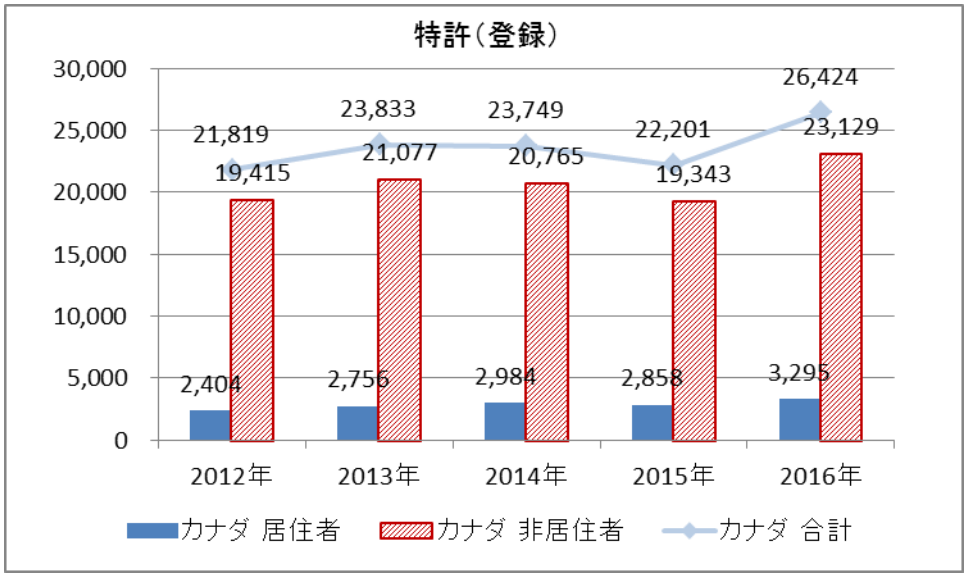

[44] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

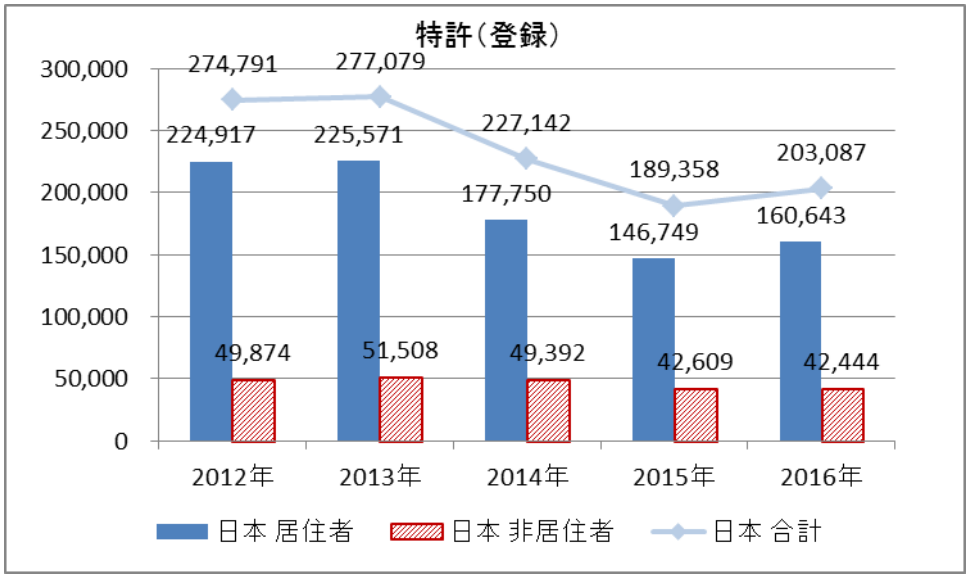

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、カナダでは平均すると居住者に対して非居住者は 7 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 4 倍程度であった。
- 居住者の特許登録件数について、カナダと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 94 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 49 倍程度まで小さくなっている。
- カナダの特許登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は減少し、その後再び増加に転じている。非居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、居住者は、2012～2014 年に増加しており、2015 年に一旦減少したが、その後再び増加に転じている。

  （参考）日本の特許登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は微増しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年に再び増加へ転じている。他方、非居住者は 2013 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-19 ：意匠登録件数[45]

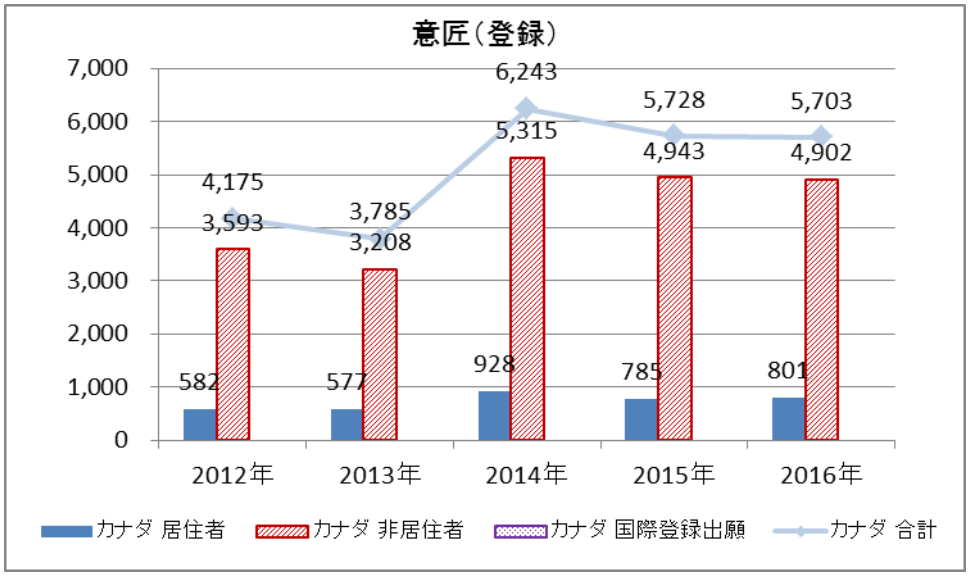

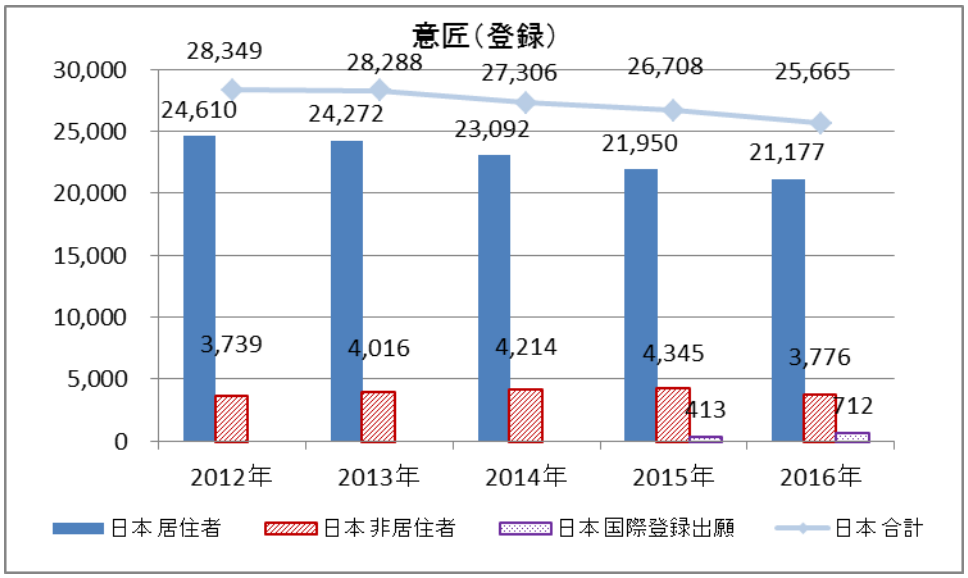

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、カナダでは平均すると居住者に対して非居住者は倍 6 程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 6 倍程度であった。
- 居住者の意匠登録件数について、カナダと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 42 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 26 倍程度まで小さくなっている。
- カナダの意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は減少しているが、2014 年は増加へ転じ、その後再び減少へ転じた。非居住者にも同じ傾向が確認できる。居住者については、2012～2013 年は減少しているが、2014 年は増加へ転じ、2015 年に再び減少したが、その後再び増加に転じている。

  （参考）日本の意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少してい

[45] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

る。非居住者については、2015 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-20 ：商標登録件数[46]

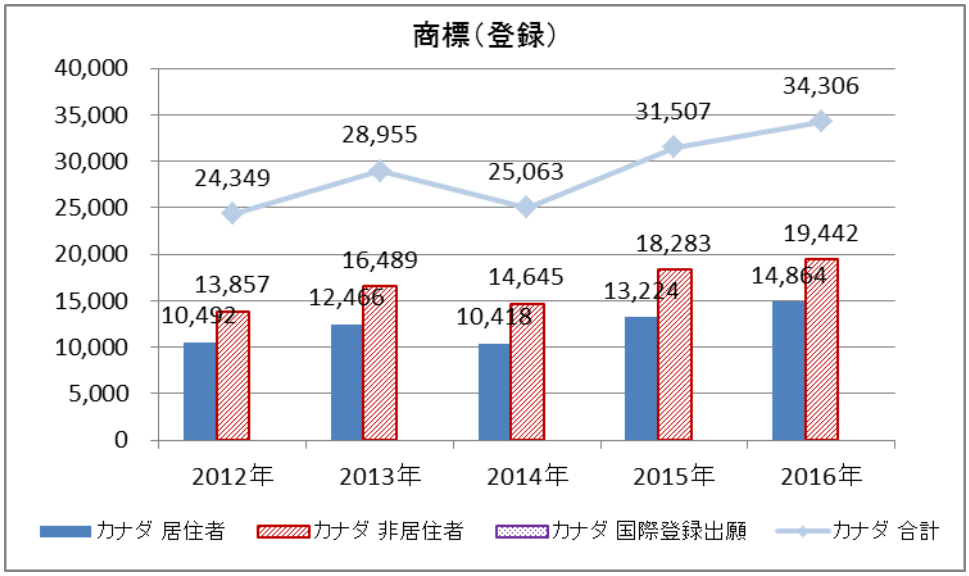

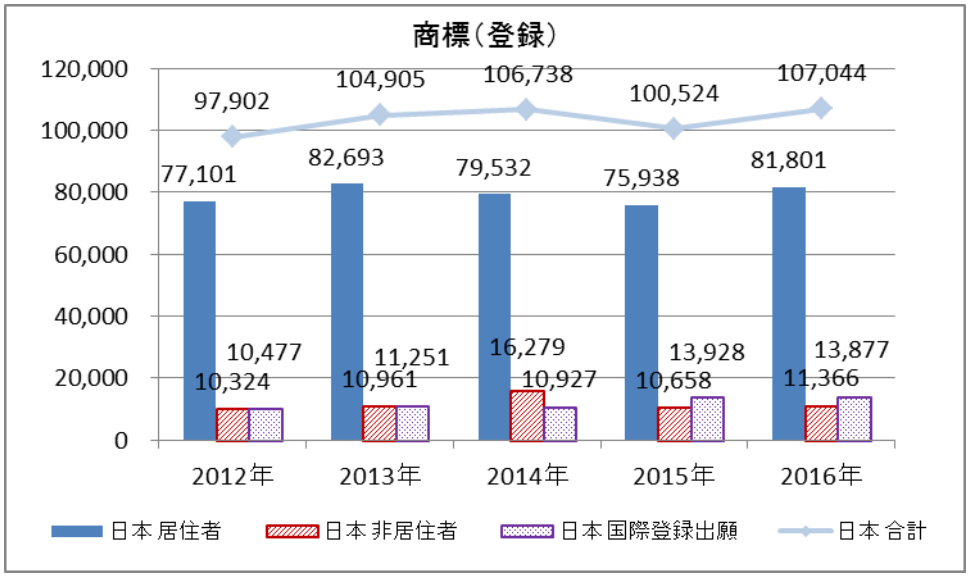

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、カナダでは平均すると居住者に対して非居住者は 1.3 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 7 倍程度であった。
- 居住者の商標登録件数について、カナダと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 7.3 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 5.5 倍程度まで小さくなっている。
- カナダの商標登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少し、その後再度増加している。カナダ居住者および非居住者双方に同じ傾

[46] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

向が確認できる。

（参考）日本の商標登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年には再び増加に転じている。非居住者については、2012～2014 年は増加し、2015 年に一旦減少したが、2016 年には再び増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少に転じ、2015 年に再度増加したが、2016 年に再び減少に転じている。

1.2.1.3. 中小企業の定義・根拠法令（各国の定義、日本との相違点）

（１） カナダの中小企業の定義・根拠法令

カナダには、日本の中小企業基本法によって規定されるような中小企業の定義はない。各機関や実施プログラムごとに必要に応じて支援対象となる中小企業の定義を定めている。一例として、以下の定義を紹介する。

図表 Ⅲ-21 ：中小企業の定義･依拠法

依拠法	該当なし
基本的な考え方	従業員数
定義の詳細	中小企業を 1～499 人の有給の従業員を有する事業所として定義する。 ・ 小企業（small business）：1～99 人 ・ 中企業（medium-sized business）：100～499 人 ・ 大企業（large business）：500 人以上
参照情報	・ Government of Canada ホームページ「KEY SMALL BUSINESS STATISTICS」 https://www.ic.gc.ca/eic/site/061.nsf/vwapj/KSBS-PSRPE_June-Juin_2016_eng-V2.pdf/$file/KSBS-PSRPE_June-Juin_2016_eng-V2.pdf ・ 「カナダにおける中小企業向け政府系金融機関の業務と業績評価」日本公庫総研レポート No.2017-1 2017 年 5 月 12 日 https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/soukenrepo_17_05_12.pdf

（２） カナダのベンチャー企業の定義・根拠法令

該当する依拠法は確認できなかった。なお、プログラムにより、起業後の年数で支援対象を規定しているケースがみられる。

1.2.1.4. 中小企業の実態（各国・地域の中小企業数、業種比率）

（１） カナダの中小企業数

カナダの中小企業は、2018 年時点で、全企業数が 1,177,765 社のうち、99.7%を占めている。

図表 Ⅲ-22 ：中小企業数[47]

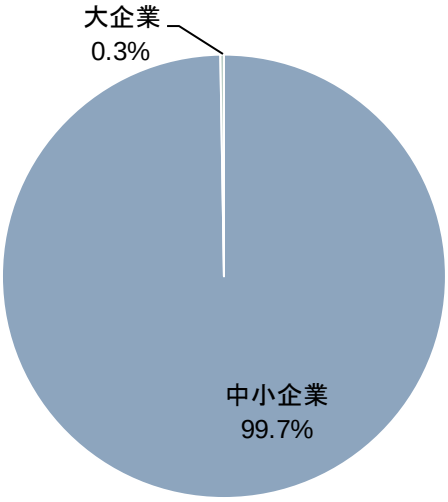

（２） カナダの中小企業業種比率

業種別に見ると、建設業（Construction）が 144,090 社と中小企業の 12.3%を占めている。

図表 Ⅲ-23 ：中小企業 業種比率[48]

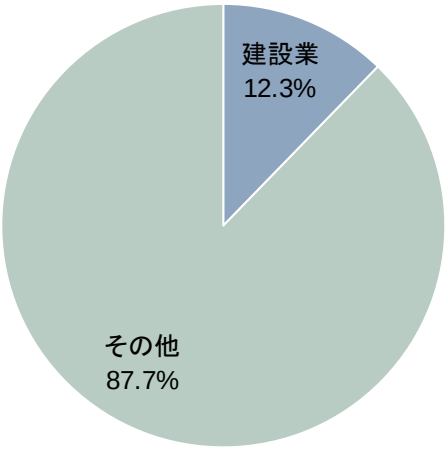

1.2.1.5. 知的財産活用支援や中小企業支援に関する依拠法および経緯

[47] Canadian Business Counts, with employees, June 2018 (Statistics Canada) https://www150.statcan.gc.ca/n1/tbl/csv/33100092-eng.zip

[48] Canadian Business Counts, with employees, June 2018 (Statistics Canada) https://www150.statcan.gc.ca/n1/tbl/csv/33100092-eng.zip

（１） カナダの産業財産権活用支援に関する依拠法および経緯

カナダには、日本の知的財産基本法に該当する法律は確認できていない[49]。ただし、CIPO が策定している中期計画（Five-Year Business Strategy 2017-2022[50]）において、中小企業に対する支援施策の充実をうたっており、知財意識の醸成と人材育成については中期計画に位置づけがなされ、注力されている。

図表 Ⅲ-24 ：知財活用支援 依拠法

依拠法	経緯や特徴
該当なし	－

（２） カナダの中小企業支援に関する依拠法および経緯

カナダでは、イノベーション・科学・経済開発省（Innovation, Science and Economic Development Canada：ISED）が中小企業政策の主務官庁となっており、経済・金融面の支援を実施している。また、輸出支援は外務省、女性起業家支援は遺産省、税制面の支援は歳入庁、雇用面の支援は雇用・社会開発省と、分野に応じて様々な支援主体が中小企業支援を実施している。さらに、連邦政府のみならず、州単位、地域単位で独自の中小企業政策を実施しており、中小企業支援策が、分野や地域に応じて複層的に張り巡らされている[51]。

カナダの中小企業政策は、1961 年に失業対策の一環として、小企業の資金調達の状況を改善するために「小企業融資法（Small Business Loans Act）」が定められたことにはじまる。1980 年代半ば以降は、カナダ連邦政府は起業家と中小企業を、カナダ社会が将来必要とするであろう雇用やイノベーション、多様性を創出する存在としてみなしてきた。また、2015 年 11 月以降は、中小企業政策が強化され、多様な計画・戦略にもとづく中小企業支援が実施されてきた。

図表 Ⅲ-25 ：中小企業支援関連 依拠法

依拠法	経緯や特徴
金融面に関する中小企業支援を規定する法律	1961 年小企業融資法（Small Business Loans Act） 1998 年中小企業融資法（Small Business Financing Act） なお、中小企業融資法では、中小企業を以下の通り定義している。 中小企業とは、事業規模（収益）により規定される。 ・ 事業に関してその融資が承認された事業の会計年度について、1,000 万ドル以下または規定されたより少ない金額。 または

[49] Acts and regulations http://www.ic.gc.ca/eic/site/020.nsf/eng/h_00612.html
[50] Five-Year Business Strategy 2017-2022http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/h_wr04283.html
[51] 日本公庫総研レポート「カナダにおける中小企業向け政府系金融機関の業務と業績評価」（日本政策金融公庫総合研究所、2017 年 5 月 12 日）https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/soukenrepo_17_05_12.pdf

	・ 継続事業の場合、その事業に関して貸主が貸付者によって承認された時点で、当初の会計年度において 1,000 万ドルまたはその他の規定されていない金額を超えることはない（52 週間未満の期間において）。ただし、営利事業や慈善目的または宗教目的の促進を主目的とする事業は含まれない。

図表 Ⅲ-26 ：連邦政府主導の中小企業支援プログラム[52]

イノベーション・科学・経済開発省（Innovation, Science and Economic Development Canada：ISED）を中心に、様々なプログラムが展開されている。文献おいて確認されたプログラムを以下に列挙する。

＜起業支援＞

若手起業家向けに育成プログラムの提供や資金的支援を行っているほか、女性起業家向けのアクションプランの制定や、先住民向けの融資・コンサルティングサービスを行うなど、特定のグループに向けた支援も行っている。

・ フューチャープレナー（Futurepreneur Canada）による若手起業家の育成支援（ISED）[53]
・ 女性起業家アクションプラン（遺産省ステイタスオブウーマン）Action Plan for Woman Entrepreneur（Status of Woman Canada, Canadian Heritage）[54]
・ 先住民向け資金調達支援（先住民及び北部格差是正庁）Procurement Strategy for Aboriginal Business ：PSAB) (Indigenous and Northern Affairs Canada)[55]

＜ビジネスプラン立案支援＞

企業向けの支援情報を集めたポータルサイトにおいて、事業計画の効果的・効率的な立案方法を紹介しているほか、オンライン上での財務データの提供や、コンサルティングサービスを行っている。

・ カナダビジネスネットワーク（Canada Business Network：CBN）（ISED）[56]
・ ビジネス開発銀行（BDC）によるコンサルティングサービス（ISED）[57][58]

＜資金調達支援＞

[52] 日本公庫総研レポート「カナダにおける中小企業向け政府系金融機関の業務と業績評価」（日本政策金融公庫総合研究所、2017 年 5 月 12 日）https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/soukenrepo_17_05_12.pdf
[53] Futurepreneur Canada ウェブサイト https://www.futurpreneur.ca/en/
[54] Status of Women Canada ウェブサイト https://cfc-swc.gc.ca/fun-fin/projects-projets/index-en.html
[55] Indigenous and Northern Affairs Canada ウェブサイト https://www.aadnc-aandc.gc.ca/eng/1100100032802/1100100032803
[56] CBN ウェブサイト https://www.canada.ca/en/services/business.html
[57] BDC ウェブサイト https://www.bdc.ca/en/pages/home.aspx
[58] BDC によるコンサルティングサービス「中小企業向けコーチング」ウェブサイト https://www.bdc.ca/en/consulting/pages/business-coaching.aspx

政府独自の融資プログラムや二つの政府系金融機関が行う直接融資または融資保証を通して、直接的な資金調達の支援を行っている。また、ベンチャーキャピタル向けのアクションプランを策定し、間接的な資金調達の支援も行っている。このほか、数多くの助成金・補助金プログラムが存在する。

- 共同研究開発補助金（Collaborative Research and Development Grants）（ISED）[59]
- 小企業融資プログラム（Canada Small Business Financing Program）（ISED）[60]
- BDC による直接融資、劣後ローン、ベンチャーキャピタルなど（ISED）
- Export Development Canada (EDC)による輸出関係の中小企業に対する融資、保証制度（外務省（Global Affairs Canada））[61]

＜経営面の支援＞

法人税の軽減や各種事業保険制度に対する支援、賃金に対する助成金や雇用保険料の軽減、職業訓練に対する助成など、幅広く支援を行っている。

- 小企業向け雇用保険減額支援（Small Business Job Credit）（歳入庁（Canada Revenue Agency））[62]
- （州や準州との）労働市場開発協定（Labour Market Agreements）（雇用・社会開発省（Employment and Social Development Canada））[63]

＜成長に向けた支援＞

技術面の支援では、クリーンテクノロジーなど、国際的に競争力を持ち得る技術の開発に対して助成を行っているほか、技術開発に特化したコンサルティングサービスなどが提供されている。海外マーケットへの進出に向けた支援としては、外務省（Global Affairs Canada）が FTA の締結や WTO での活動を積極的に行っているほか、政府系金融機関が中小企業向けの融資や保証を行っている。

- BDC 技術コンサルティングサービス（BDC Technology Consulting Services）（ISED）[64]
- 海外展開支援アクションプラン（Global Markets Action Plan）（外務省（Global Affairs Canada））[65]
- EDC による融資、保証制度（外務省（Global Affairs Canada））【再掲】
- BDC による輸出計画作成支援サービス及び融資支援（ISED）[66]

---

[59] NSERC ウェブサイト　http://www.nserc-crsng.gc.ca/Professors-Professeurs/rpp-pp/crd-rdc_eng.asp
[60] プログラムウェブサイト http://www.ic.gc.ca/eic/site/csbfp-pfpec.nsf/eng/Home
[61] EDC プレスリリース　https://www.edc.ca/EN/About-Us/News-Room/News-Releases/Pages/edc-bdc-techfinancing-2018.aspx
[62] CRA ウェブサイト　https://www.canada.ca/en/revenue-agency/news/whats-new/small-business-job-credit.html（2015 年からの 2 年間のプロジェクト、2016 年次で終了）
[63] ESDC ウェブサイト　https://www.canada.ca/en/employment-social-development/programs/training-agreements/lmda.html
[64] DBC ウェブサイト　https://www.bdc.ca/en/consulting/technology-consulting/pages/default.aspx
[65] Global Markets Action Plan (2013 年 11 月) https://international.gc.ca/global-markets-marches-mondiaux/assets/pdfs/plan-eng.pdf
[66] BDC ウェブサイト　https://www.bdc.ca/en/articles-tools/marketing-sales-export/exportation/pages/export-success-starts-business-plan.aspx

1.2.1.6. 支援戦略・計画（知財戦略、知財推進計画に類するもの）

（１） カナダ知的財産局：CIPO

CIPO が策定している中期計画（Five-Year Business Strategy 2017-2022[67]）において、中小企業に対する支援施策の充実をうたっており、知財意識の醸成と人材育成について中期計画に位置づけがなされるなど注力されている。

当該計画では、特に中小企業（SME）の知的財産に対する意識の低さが、事業の成長、スケールアップ、世界規模での競争力を阻害する可能性があるとした。例えば、知的財産権を活用することで販売やライセンス供与を通じて新たなビジネスパートナーシップ獲得につながる一方で、知的財産権が十分に活用されていない場合は、潜在的なビジネスチャンスの喪失につながるとしている。

また、当該計画では、成長分野と技術クラスター、中小企業における潜在的な知財活用ニーズ、そして主要市場に重点的に取り組むことの重要性に触れ、様々な機関との連携や CIPO 独自のプログラム（IP for Business および IP Academy、IP Hub）の展開を進めている。

図表 Ⅲ-27 ：カナダ知的財産局の戦略･計画

計画など	概要
Five-Year Business Strategy 2017-2022	知的財産に対する認識およびその利活用について以下の分析を行っている。 ・ カナダの中小企業の 10%が知的財産を保有 ・ 革新的な企業の 9%が知的財産戦略を保有 ・ カナダの中小企業の 83%が、知的財産権を求めない理由として「知的財産は自社の事業に関連していない」と回答 ・ 知的財産を保有する中小企業は、輸出ビジネスに展開する可能性が未保有の企業より 4 倍高く、高成長中小企業である可能性が未保有の企業より 60%高く、そして資金調達を求める可能性が未保有の企業より 30%高い 上記を踏まえ、CIPO として強化する取組として、知的財産意識を強化するプログラム 3 つを掲げている。 ＜ビジネス向け IP（IP for Business）＞ 知的財産資産の取得、管理、活用に必要なツールと情報をビジネスに適用するように設計されたサービスを提供する。 ＜IP アカデミー（IP Academy）＞ 特定の市場や分野を含む、企業、パートナーなど向けの一連のセミナーおよびトレーニングサービスを提供する。

[67] Five-Year Business Strategy 2017-2022 http://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/h_wr04283.html

	＜IP ハブ（IP Hub）＞ 紹介サービス、相談サービス、アドバイザリーサービスのサポートなど、一連のネットワークサービスの提供とサポートを行う。

（２） カナダ政府

カナダ政府は、2018 年予算計画にて、新しい知的財産戦略を掲げている[68]。

カナダ企業が成長し、給与の高い優れた仕事を生み出すためには、新しいアイデアを市場で競争できる新しい商品やサービスに変える能力が必要とし、企業が成長しリスクを負うために必要な信頼性を企業に与えるためには、知的財産を管理し保護する明確な戦略が必要であるとしている。

2018 年予算計画では、カナダの起業家に対する知的財産に関する普及啓発や活用支援のための新しい知的財産戦略の策定を提案している。なお、予算全体では、スタートアップ支援に対する予算措置が多くなされており、知的財産に関する主な予算は以下の通り。

企業間の知的財産の共有と活用を可能にするため、政府は 2019 年～2020 年にかけて 3,000 万カナダドルを拠出し、特許集団（パテント・コレクティブ）を試行する計画である。

パテント・コレクティブとは、企業が知的財産を共有、生成、ライセンス供与、または購入するための方法である。その利点について、カナダ企業が世界的な「知的財産の運営の自由」を確保し、特許を侵害するリスクを軽減し、特許侵害訴訟の防衛を支援することにつながるとしている。なお、この考え方は中小企業による集合体による知財活用を促進することを狙ったものと捉える。

このほか、カナダのイノベーションコミュニティに対して、知的財産の専門知識と法的助言を提供するために、政府は 2018 年から 5 年間で 2,150 万ドルの予算を確保することを提案している。この資金は、カナダの起業家が大学の知的財産法院との連携を支援することにつながるとしている。また、カナダの起業家と協力して知的財産を活用し、国際市場へと進出・展開するための戦略の開発を支援するために、連邦政府内に検討チームを設置するとしている。

図表 Ⅲ-28 ：カナダ政府の戦略・計画

計画など	概要
Budget Plan2018	＜官営パテントプールによる知財活用促進＞ 企業間の知的財産の共有と活用をより円滑化・迅速化にするために、政府は 3,000 万カナダドルを拠出し、2019 年から 2020 年に「パテント・コレクティブ」を試験運用する。カナダの起業家と協力して特許をプールすることで、中小企業がビジネスを成長させるために必要な知的財産の共有・活用を促進するとしている[69]。 ＜知的財産に接点の薄い層への調査の実施＞

[68] カナダ政府予算計画（Budget Plan） https://www.budget.gc.ca/2018/docs/plan/toc-tdm-en.html
[69] Patent Collective program guide ウェブサイト https://www.ic.gc.ca/eic/site/135.nsf/eng/00001.html

	知的財産の活用度合について、3 年間で 200 万ドルを拠出し知的財産意識に関する調査を行うことを提案している。この調査は、女性や先住民起業家など、伝統的に知的財産を使用する可能性が低いグループを含め、カナダ人がどのように知的財産を理解し使用しているかを分析することを目的としている。調査結果は、これらのグループへの教育や普及啓発のために活用される。

1.2.1.7. 支援体制および役割分担（中央政府、地方政府、支援機関）

カナダにおける中小企業の知的財産制度活用支援施策に関わる機関について代表的な機関を整理した。CIPO を中心に、中央、地方、民間を含む支援機関の連携が図られている。[70]

（１） 中央政府

- カナダ知的財産局（CIPO）
- イノベーション・科学経済開発省（CIPO はこの省内の部局）
- グローバル連携省（Global Affairs Canada）
- 天然資源省（Natural Resources Canada）
- 国家研究委員会（National Research Council）
- 農務農産食品省（Agriculture and Agri-Food Canada）
- カナダ食糧検査機関（Canadian Food Inspection Agency）
- 保健省（Health Canada）
- 民族遺産省（Department of Canadian Heritage）
- カナダ輸出開発公社（Export Development Canada）
- カナダ宇宙庁（Canadian Space Agency）
- カナダ企業庁（Corporations Canada）
- カナダビジネス開発銀行（Business Development Bank of Canada）

（２） 地方政府

CIPO は以下の州政府と積極的に協力している。

- オンタリオ州
- ケベック州
- アルバータ州
- ブリティッシュコロンビア州

CIPO は地域振興にあたり、「カナダの知的財産戦略（Canada's IP Strategy）」[71]と連動させた、カナダの地域・中小企業に対する知的財産の普及啓発と活用促進のための支援ツール類を開発し

[70] 質問票調査にて把握
[71] Intellectual Property Strategy ウェブサイト https://www.ic.gc.ca/eic/site/108.nsf/eng/home

続けるとしている[72]。なお、今回の調査では、地方政府の取組は調査対象外とした。

（３） 支援機関

CIPO は多数の支援機関、研究機関、大学との連係実績があり、その一例をあげる[73]。

- CFI（カナダイノベーション財団）
- Intellectual Property Institute of Canada（カナダ知的財産研究所）[74]
- 知的財産権問題に関連する特許および商標代理人と弁護士の協会
- Canada's Venture Capital & Private Equity Association (カナダベンチャーキャピタル&プライベートエクイティ協会：CVCA)[75]
  - ➢ カナダでのベンチャーキャピタルの利用と理解を促進し、その目標をサポートするための幅広いサービスと活動を提供
- IP バンクオブスピーカーズイニシアチブ（IP Bank of Speakers Initiative）[76]
  - ➢ IP バンクオブスピーカーズは、知的財産の戦略的価値と重要性を強調する有益なプレゼンテーションを提供できる 200 人以上の知財専門家を派遣。
- カナダ商工会議所（Canadian Chamber of Commerce）[77]
- カナダ中国ビジネス協議会（Canada China Business Council）[78]
- カナダイノベーター評議会（Council of Canadian Innovators）[79]
- カナダ女性企業団体（Women’s Enterprise Organizations of Canada）[80]
- インドカナダ商工会議所（Indo Canada Chamber of Commerce）[81]
- スタートアップカナダ（Startup Canada）[82]
- カナダ先住民ビジネス評議会（Canadian Council of Aboriginal Business）[83]
- 国立アボリジニキャピタルコーポレーション協会（National Aboriginal Capital Corporation Association）[84]

1.2.2. カナダの具体的な支援施策の現状把握

1.2.2.1. 支援施策の概要

カナダの支援施策より、特長的な施策を数例紹介する。なお、すべての施策を網羅していない点に注意が必要である。

---

[72] 質問票調査にて把握
[73] 質問票調査にて把握
[74] IPIC ウェブサイト　http://www.ipic.ca/
[75] CVCA ウェブサイト　https://www.cvca.ca/
[76] IP Bank of Speakers Initiative https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/h_wr04320.html
[77] カナダ商工会議所ウェブサイト　http://www.chamber.ca/
[78] カナダ中国ビジネス協議会ウェブサイト　https://ccbc.com/
[79] カナダイノベーター評議会ウェブサイト　https://www.canadianinnovators.org/
[80] WEOE ウェブサイト　http://weoc.ca/
[81] インドカナダ商工会議所ウェブサイト　https://iccconline.org/
[82] スタートアップカナダ　https://www.startupcan.ca/
[83] CCAB ウェブサイト　https://www.ccab.com/
[84] NACCA ウェブサイト　https://nacca.ca/

（１）　啓蒙普及事業

施策名	IP Toolbox[85]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 ○支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	知的財産に関係する機関の関係者に対する情報提供や教材提供により、ビジネスライフサイクルの全体において知的財産が活用できるという気づきを、中小企業などに得てもらうことを目的としている。
概要	2016 年から 2017 年にかけて、CIPO は主に中小企業向けの知的財産に関する普及啓発プログラムを開始し、中小企業、大学、ビジネス協会向けの新しいトレーニング教材を開発・提供している。 CIPO は、カナダの Innovation and Skills Plan で特定された高成長中小企業や優先分野に知財情報を提供するため、幅広いパートナーとパートナーシップを構築した。パートナーには、国際ガバナンス・イノベーション・センター、カナダ商工会議所、カナダ中国ビジネス協議会、カナダ知的財産協会、カナダ弁護士協会、インキュベーター、アクセラレータ、ビジネス協会、ロースクール、および中等教育機関が含まれる。 教材一覧 ＜知的財産基礎＞ ・　IP roadmaps（特許、商標の権利化の手順を紹介） 小規模企業：個人、従業員数が 50 人以下の企業、または大学は、料金減額措置があることを紹介 ・　Fact sheets ＜輸出事業向け＞ ・　Fact sheets ・　Guide（中国、米国、欧州、インドのガイドブック） ＜その他ツール類＞ 知的財産をよりよく理解するのに役立つツール・教材・記事が提供されている ・　大麻に関する知的財産保護 ・　代替紛争解決 ・　カナダ産業開発銀行 - 知的財産戦略評価ツール ・　カナダ産業開発銀行 - CIPO IP ゲーム ・　IP サクセスストーリー

[85] CIPO ウェブサイト　https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/h_wr04320.html

	・ 「知的財産とは何か？」ビデオシリーズ ・ IP 資産を特定する ・ 競合他社から目立つ ・ IP が重要な理由 ・ 模倣品との闘い ・ IP 診断 - ニーズ評価
対象・要件	中小企業（も含まれる）
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） ○人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	カナダ知的財産局（CIPO）

（２） 専門人材派遣事業

施策名	IP Bank of Speakers[86]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	知的財産に関する具体的な知識や活用方策を検討する場に、知財専門家を派遣し、受講者の理解増進を図る。
概要	カナダの企業、イノベーター、または起業家に知財情報を周知するためのワークショップまたはセミナーの講師を派遣する事業。1 回の申し込みで、計 4 時間（1 時間×4 回）の無料講師を派遣できる。約 200 名のボランティア講師リストがある。 マッチングは、カナダ知的財産協会（IPIC）が担当する。
対象・要件	中小企業、スタートアップ企業
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） ○人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	カナダ知的財産局（CIPO）、カナダ知的財産協会（IPIC）

[86] IP Bank of Speakers ウェブサイト https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr00896.html

（３）　資金提供事業

施策名	IP に適した資金調達プログラム[87]
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 　知財裾野拡大に向けた普及活動 　支援人材の確保・育成に関する支援 　地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	政府系金融機関による中小企業向けの資金提供プログラムにより、知的財産を活かした事業を展開する中小企業を支援する。
概要	カナダ産業開発銀行は、中小企業（SME）向けに幅広い範囲の資金調達、間接資金調達およびアドバイザリーサービスを提供している。具体的には、新規事業の立ち上げ資金や 5 営業日以内に最大 10 万ドルのスモールビジネスローンが提供される。 　Xpansion Loan は、企業の成長と事業の成功の鍵となるプロジェクトを実現するための資金調達を支援するよう設計されている。 　Global Affairs Canada の Trade Commissioner Service は、他の部門グループと連携して、輸出および国際的なパートナーシップを支援している。 　CanExport は、国家研究委員会の産業研究支援プログラムと協力して、新たな輸出の機会と市場、特に高成長の新興市場の開拓を模索している中小企業に直接の財政援助を実施する。 　Going Global Innovation は、カナダの中小企業、大学、および非政府系研究センターの研究者に、他国の主要企業との国際的な研究開発パートナーシップを実施するための初期段階の資金を提供する。
対象・要件	中小企業、スタートアップ企業
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 　情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 　専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 　人材育成（研修・セミナー） 　その他（　　）
実績	－
実施主体	カナダ産業開発銀行、Global Affairs Canada

[87] Financing for your intellectual property ウェブサイト https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04069.html

（４）　知財活用促進事業

施策名	パテントコレクティブパイロットプログラム[88][89]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	Patent Collective プログラムには、2 つの包括的な目的がある。 ・　中小企業の保有する特許や他の知的財産権の活用ニーズに応じ、カスタマイズした支援サービスを提供することによって活用の機会や規模の拡大を支援する。 ・　中小企業が直面する知的財産問題に対するケーススタディとする。
概要	中小企業の特許やその他の知的財産に対する活用ニーズについて、総合的な支援サービスを実施するため、予算 3,000 万ドルの 4 年間のパイロットプロジェクトを開始する。 特許などの知的財産権の問題についてよりよく学習し、成長を促進するため知的財産権を事業戦略に組み入れたいと考える中小企業などに対して、専門家による総合的な支援サービスを提供する。 プログラムに参加した中小企業などの成果について、フィードバックが求められ、その結果について詳細な分析がなされ、政府が行う中小企業向け支援サービスとしてより効果の高い方策の検証を行うことを予定している。
対象・要件	中小企業、スタートアップ企業（を含むカナダ所在の企業や個人）
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） ○人材育成（研修・セミナー） ○その他（　知的財産のマッチング、技術移転　）
実績	－
実施主体	Innovation, Science and Economic Development Canada

（５）　その他の施策について

施策名	Patent Box [90]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動

[88] Financing for your intellectual property ウェブサイト https://www.ic.gc.ca/eic/site/cipointernet-internetopic.nsf/eng/wr04069.html
[89] パテントコレクティブプログラムガイド（ISED）https://www.ic.gc.ca/eic/site/135.nsf/vwapj/00001-eng.pdf/$file/00001-eng.pdf
[90] IPI ウェブページ　https://www.ipic.ca/english/news/patent-box-incentive.htm

	支援人材の確保・育成に関する支援 ○地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	カナダでの知的財産の商業化への支援に対する業界ニーズに応えることを目的に、地元企業に対する税率軽減をインセンティブとするパテントボックス税制を導入。
概要	カナダでは、ケベック州が独自施策として、パテントボックス税制を導入する動きが見られる。海外市場での競争力向上に資するとの指摘もある。[91]
対象・要件	ケベック州は 2017 年 1 月より「パテントボックス制度」を導入している。ケベック州で開発・登録された特許による製品を販売するケベック州のイノベーション企業（The deduction for qualified innovative manufacturing corporations ：DIMC[92][93]）は、その特許に起因する製品の収益に対する地方法人税率の軽減（11.8%→4%）を受けることができる。税率の軽減を受ける企業は、同州での研究開発で生み出された特許であることを証明する必要がある（特許出願前の 5 年間に研究開発費が投入されていることなど）ほか、当該制度が適用される企業においては、厳格な経営マネジメントを行い、適格条件を維持することも求められている。 なお、ケベック州が同制度を導入する前は、ブリティッシュコロンビア州において国際特許による収入に対する特別な税処理を唯一実施していた（パテントボックスには分類されていない）。2006 年以来、同州の International Business Activity（IBA）プログラムにおいて州内の企業に法人税に係る税率引き下げのインセンティブを提供してきた。対象分野を、ライフサイエンス、クリーン発電、廃水処理、燃料電池技術などに限定して運用されていた。
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	ケベック州政府

1.2.2.2. 支援施策の評価方法の整理

（１） 施策実施の効果測定・評価の考え方

CIPO 全体にかかる評価としては、政府内の最終評価報告書において公表されている。ただし、

[91] Deloitte R&D tax update (Deliitte、2016 年 4 月 28 日) https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/ca/Documents/tax/ca-en-RD-16-1-patent-box-AODA.PDF

[92] 特定の課税年度における活動の少なくとも 50%が、ケベック州で行われている製造および加工部門の活動で構成されている企業を指す。 https://www.revenuquebec.ca/en/press-room/tax-news/details/105191/2016-05-11/

[93] CTF ウェブサイト https://www.ctf.ca/ctfweb/FR/Newsletters/Canadian_Tax_Focus/2016/3/160312.aspx

個々の施策実施に係る評価については公表資料より確認することはできなかった。[94]

CIPO 経営層の対応と行動計画も明確となっているが、

（２） 結果の活用の考え方

前述した評価結果について、2017-2022 年の 5 年間の事業戦略では、CIPO は達成すると予想される結果を明確に述べ、進捗状況を追跡するための包括的な業績評価基準を作成し、その実績を評価できるようにこれらの指標について毎年報告する必要があると勧告されている。

CIPO が達成しようとしている短期、中期、および長期の成果を戦略が明確に表現できるよう、事業戦略計画を策定・更新していくほか、予想される結果の定性的および定量的な指標、情報源、およびデータ収集に対する責任分担などを明確にした、成果測定戦略を更新するとした。

また、CIPO が成果を追跡する方法やその改善について研究開発し、実装するとした。予想される成果に向けての進捗状況について少なくとも年 1 回上級執行委員会に報告し、継続的な計画立案およびコース調整のために収集されたデータを利用するとした。

このように、CIPO としての組織全体の評価について各施策の実施内容や仕様に影響するかは、今回の文献調査や質問票調査では情報が得られなかった。

1.2.3. 知財活用支援施策の今後

1.2.3.1. 課題・問題点の整理

最終評価報告書について、今後の課題についても整理されている。中小企業施策に限ったものではなく、CIPO 全体に関わるものとなるが、これらの課題解決が、中小企業施策に何らかの影響を及ぼすものと考えられる。

１つ目は、2017 年から 2022 年までの 5 年間の事業戦略では、CIPO は達成すると予想される結果を明確に示し、進捗状況を追跡するための包括的な業績指標を作成し、業績を評価できるようにこれらの指標について毎年報告する必要があること。

２つ目は、カナダのイノベーターの認識、理解、そして特許の有効利用を高めるために、CIPO は既存のサービスの改善と近代化、そして新しいビジネスサービスの提供を早急に進めるべきであるということ。

３つ目は、CIPO が特許処理時間の短縮と業務効率の向上に大きく貢献したことを受けて、CIPO は特許サービス基準を再検討し、特許審査プロセスに関する申請者の懸念に対応する必要があるということ。

である。

1.2.3.2. 解決に向けた動向（今後計画・予定されていること）

前述した最終評価報告書内では、カナダの中小企業は、知的財産の恩恵や CIPO が提供するサービスに対する認識が低いため、知的財産を最大限に活用していない可能性があるとして、CIPO はこれまで以上の啓蒙普及活動が必要としている。

---

[94] Canadian Intellectual Property Office's Patent Services ウェブサイト http://oti.ic.gc.ca/eic/site/ae-ve.nsf/eng/h_03847.html

さらに、その新しいビジネスサービス戦略では、予想される結果とパフォーマンス指標を明確に識別する必要があるともしている。

また、評価報告書内では、今後 CIPO に求められる新しいサービスについても提起されている。例えば、知的財産に興味を持っている中小企業に対して、弁護士、銀行、中小企業開発組織などのビジネス仲介者を通してのアプローチが有効としている。さらに、こうした専門職を対象に、最新の知的財産動向について情報・知識などを提供し、支援スキルを高めることの有用性についても触れている。

これを受け、CIPO は、国家研究委員会の産業研究支援プログラムを含む中小企業に助言を提供する政府プログラムの第一線の担当者に知的財産権の訓練プログラムを提供し、それらの努力を拡大する計画に着手していると記載している。

このほか、知的財産を活用した資金調達および商品化の機会を確保できるような支援についても有用と指摘している。カナダの発明者らが最も支援を必要とする事項・テーマとして、『特許権を商品化し、その発明のために資金を確保しやすくすること』であるとした。

なお、CIPO は発明者に直接の金銭的支援を提供していないが、知的財産を商品化し資金を調達する方法についての情報発信や啓発する計画があるとしている。

1.3. 欧州連合

1.3.1. 欧州連合の中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯

1.3.1.1. 知的財産面の体制の概要（日本との相違点を簡潔に整理）

（１） 欧州連合の知的財産監督官庁

欧州連合の知的財産監督官庁は、特許は欧州特許庁（European Patent Office: EPO）、商標と意匠は欧州連合知的財産庁（European Intellectual Property Office: EUIPO）である。

EPO は欧州特許条約（European Patent Convention: EPC）に基づいて設置された欧州特許[95]を付与する機関である。また、EUIPO は欧州連合商標及び登録共同体意匠[96]を付与する機関である。

なお、現時点では欧州特許、欧州連合商標及び登録共同体意匠は、欧州各国の知財庁のもつ各国知的財産権と併存して運用されている。

（２） 欧州連合の知的財産関連機関

欧州連合において、知的財産関連の支援を専門に行なっている独立した組織は存在しない。欧州委員会が他の施策と併せて実施している。

[95] EPC 締約国を指定して出願することで単一の手続で複数の国の特許を取得することができる制度
[96] 欧州連合商標と登録共同体意匠は欧州特許とは異なり、「欧州」という単一地域として効果を及ぼす制度

1.3.1.2. 知的財産権の出願・登録件数

（１） 欧州の産業財産権の出願件数

図表 III-29 ：特許出願件数[97]

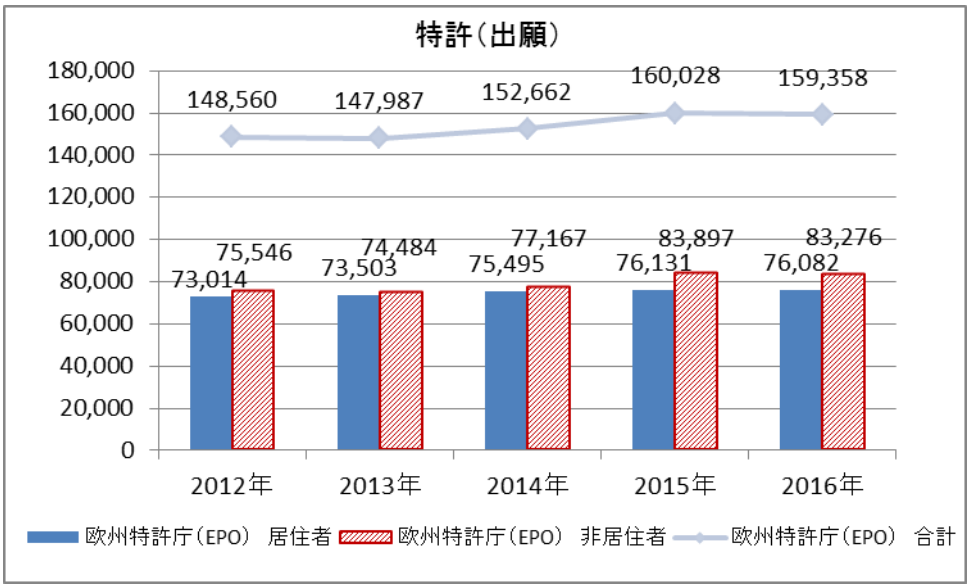

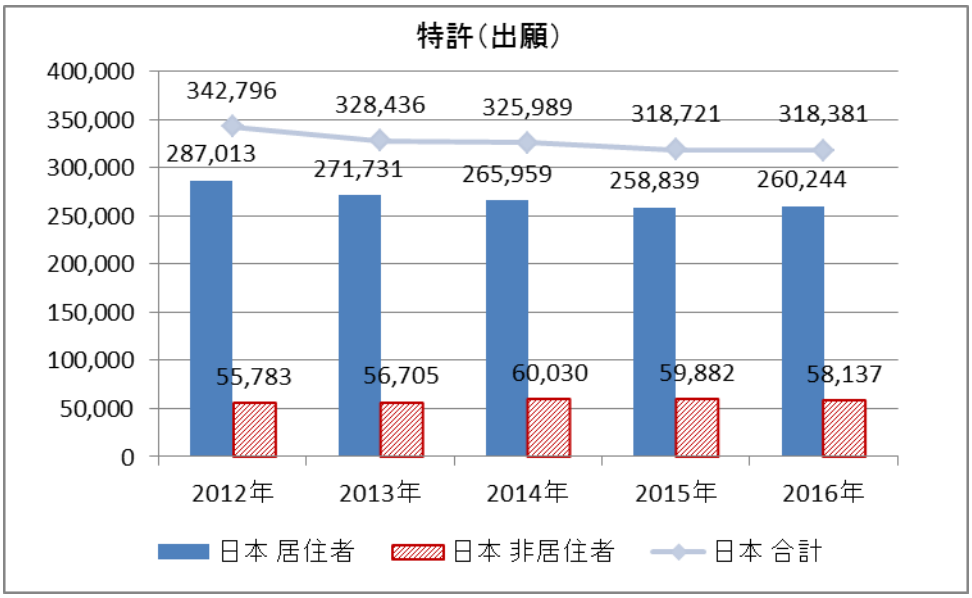

- 居住者と非居住者の特許出願件数を比較すると、欧州特許庁（EPO）では居住者および非居住者の出願件数は同程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者の出願件数は 5 倍程度であった。
- 居住者の特許出願件数について、欧州特許庁（EPO）と日本を比較すると 2012 年は日本が約

[97] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

4.0 倍であったが、2016 年には 3.4 倍程度となっている。

・ 欧州特許庁（EPO）の特許出願件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は減少しているが、2013～2015 年は増加し、その後再び減少に転じている。非居住者の推移も同じ傾向であるが、居住者は、2012～2015 年は緩やかに増加し、2016 年は微減へ転じ、傾向が異なる。

（参考）日本の特許出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2015 年は緩やかに減少しており、2016 年に微増している。他方、非居住者は 2014 年をピークに減少に転じている。

図表 III-30 ：意匠出願件数[98]

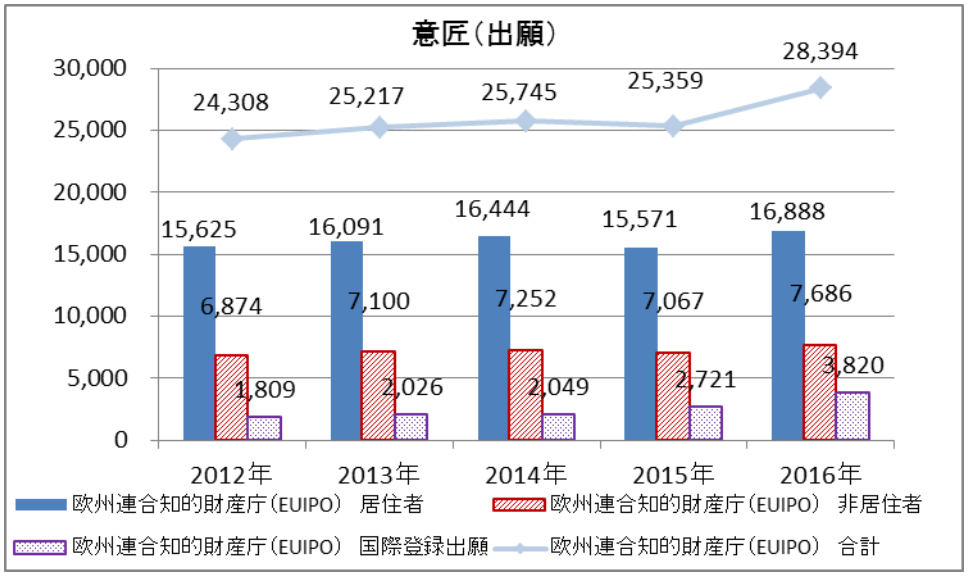

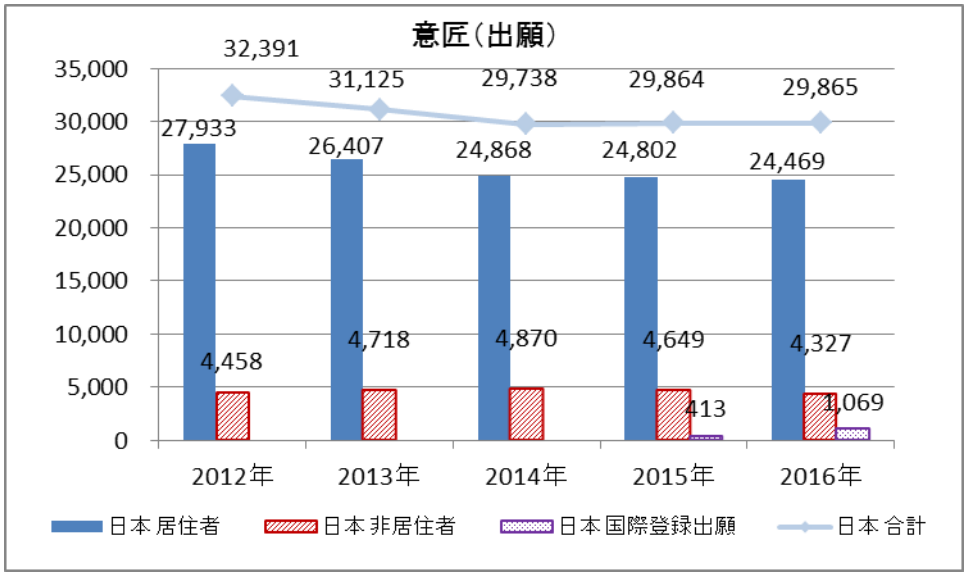

98 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

- 居住者と非居住者の意匠出願件数を比較すると、欧州連合知的財産庁（EUIPO）は非居住者に対して居住者の出願件数は 2 倍程度で推移している。一方、日本は非居住者に対して居住者の出願件数は 6 倍程度で推移している。
- 居住者の意匠出願件数について、欧州連合知的財産庁（EUIPO）と日本を比較すると 2012 年は日本が 1.8 倍程度だったが、2016 年にはその差が 1.4 倍程度となっている。
- 欧州連合知的財産庁（EUIPO）の意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者、非居住者とも、2012～2014 年は増加しているが、2015 年は減少へ転じ、その後再び増加へ転じている。国際登録出願については、緩やかに増加している。

  （参考）日本の意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2014 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 III-31 ：商標出願件数[99]

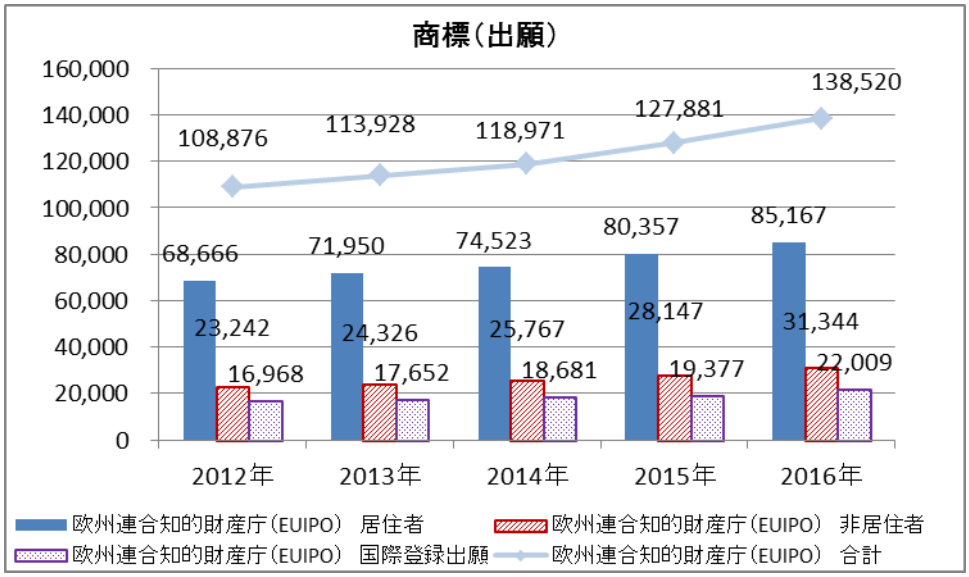

[99] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

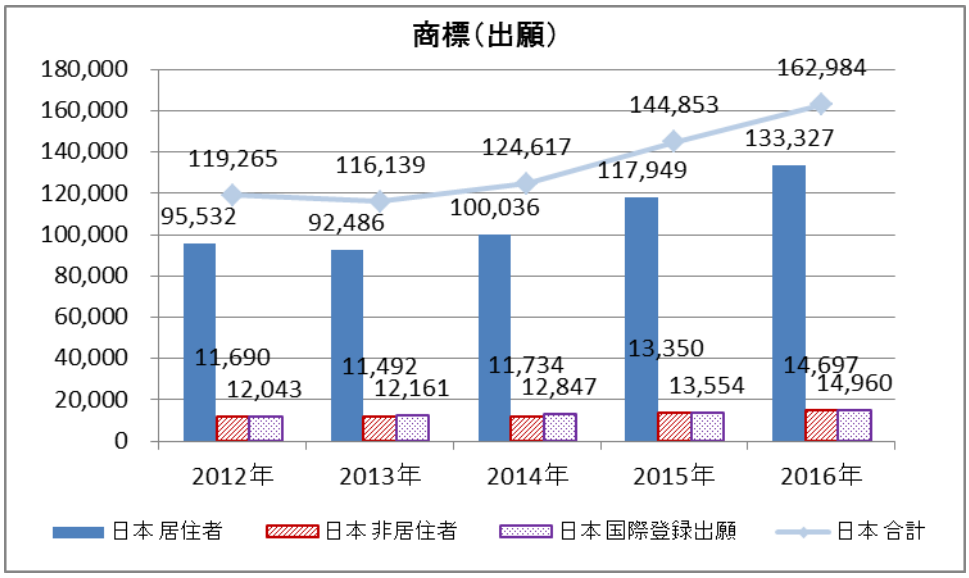

- 居住者と非居住者の商標出願件数を比較すると、欧州連合知的財産庁（EUIPO）は非居住者に対して居住者は 3 倍程度で推移している。なお、日本は非居住者に対して居住者は 9 倍程度で推移している。
- 居住者の商標出願件数について、欧州連合知的財産庁（EUIPO）と日本を比較すると 2012 年は日本が 1.4 倍程度だったが、2016 年には 1.6 倍程度となっている。
- 欧州連合知的財産庁（EUIPO）の商標出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者、非居住者、国際登録出願いずれも増加傾向となっている。

  （参考）日本の商標出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者、非居住者とも 2012～2013 年は減少しているが、その後は増加している。国際登録出願については、緩やかに増加している。

（２） 欧州の産業財産権の登録件数

図表 III-32 ：特許登録件数[100]

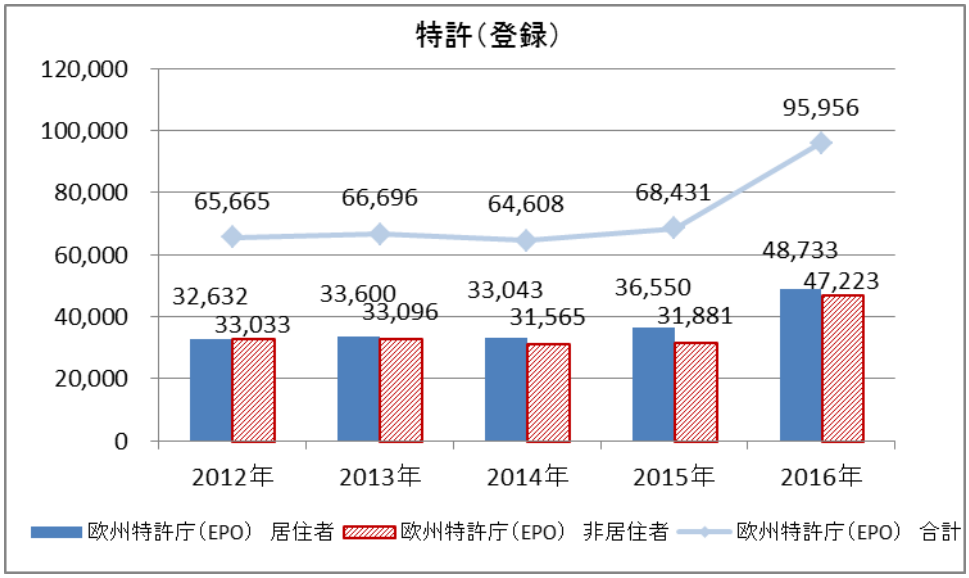

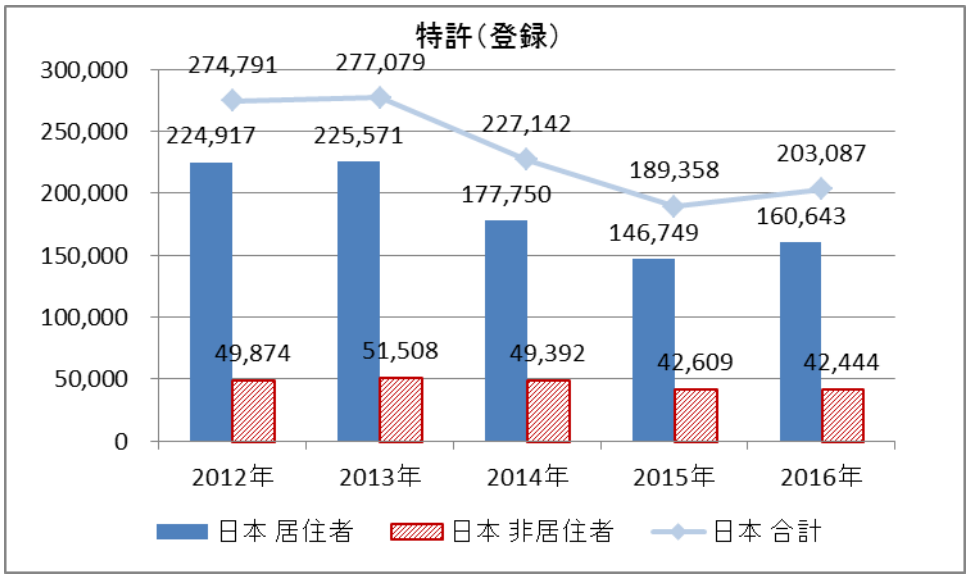

- 居住者と非居住者の特許登録件数を比較すると、欧州特許庁（EPO）では居住者および非居住者とも同程度で推移している。なお、日本では非居住者に対して居住者は 4 倍程度であった。
- 居住者の特許登録件数について、欧州特許庁（EPO）と日本を比較すると 2012 年は日本が 7.0 倍程度であったが、2016 年には 3.3 倍程度となっている。
- 欧州特許庁（EPO）の特許登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者、非居住者とも、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少へ転じ、その後再び増加へ転じた。

（参考）日本の特許登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013

[100] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

年は微増しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年に再び増加へ転じている。他方、非居住者は 2013 年をピークに減少に転じている。

図表 III-33 ：意匠登録件数[101]

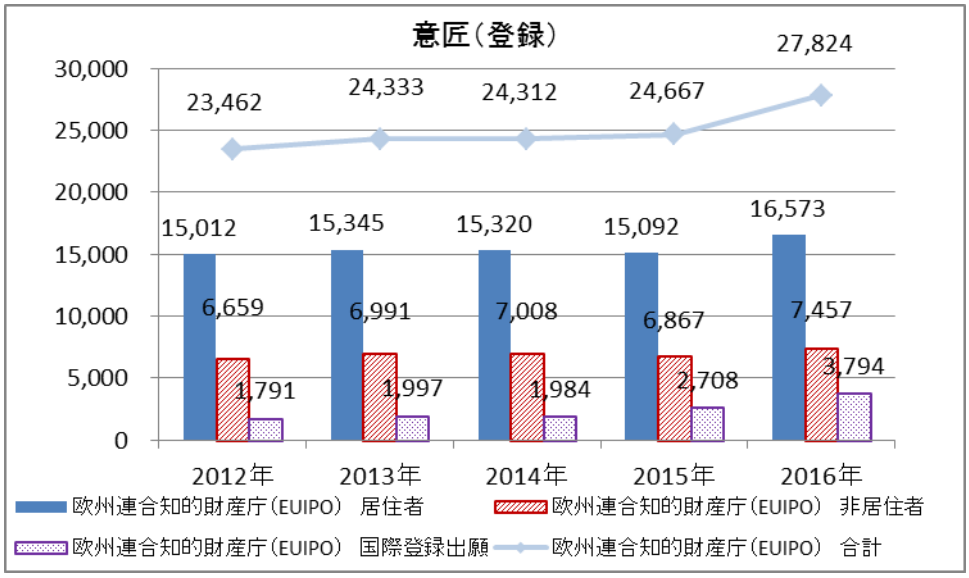

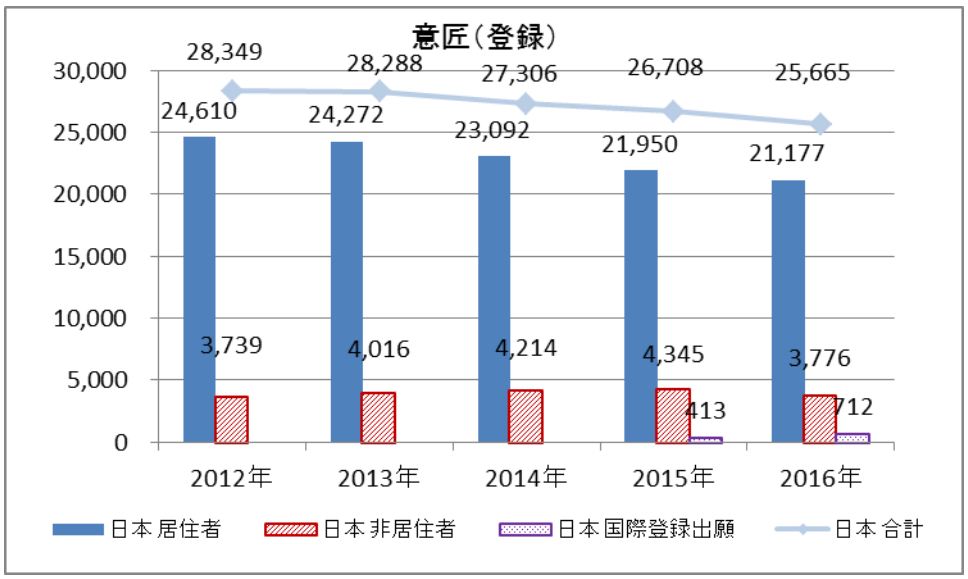

- 居住者と非居住者の意匠登録件数を比較すると、欧州連合知的財産庁（EUIPO）では非居住者に対して居住者は 2 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 6 倍程度であった。
- 居住者の意匠登録件数について、欧州連合知的財産庁（EUIPO）と日本を比較すると 2012 年は日本の方が 1.6 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 1.3 倍程度となっている。
- 欧州連合知的財産庁（EUIPO）の意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013

[101] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

年は増加しているが、2014 年は微減し、その後再び増加へ転じた。国際登録出願にも同じ傾向が確認できる。居住者については、2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年には再び増加へ転じた。非居住者については、2012～2014 年は増加しているが、2015 年に一旦減少し、2016 年には再び増加に転じている。

（参考）日本の意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2015 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 III-34 ：商標登録件数[102]

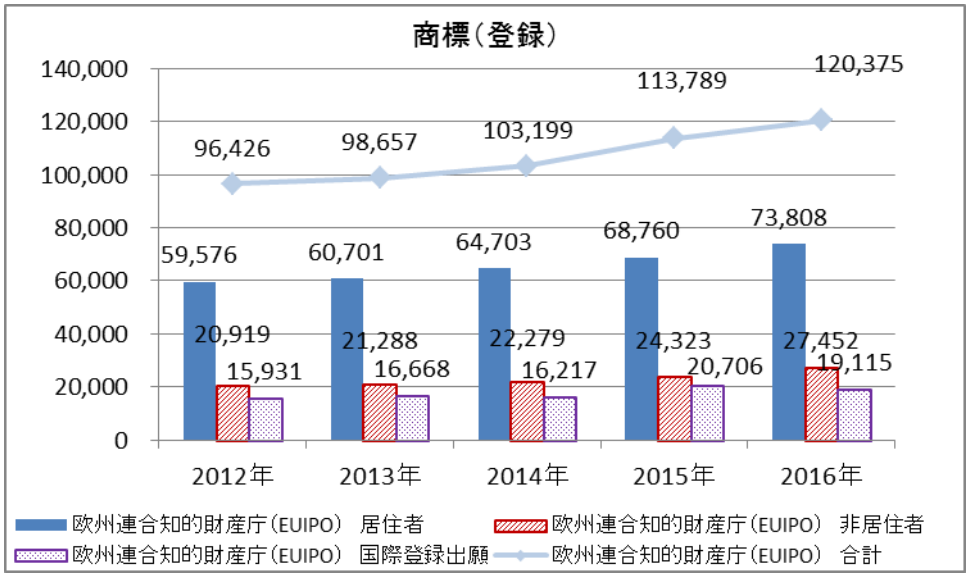

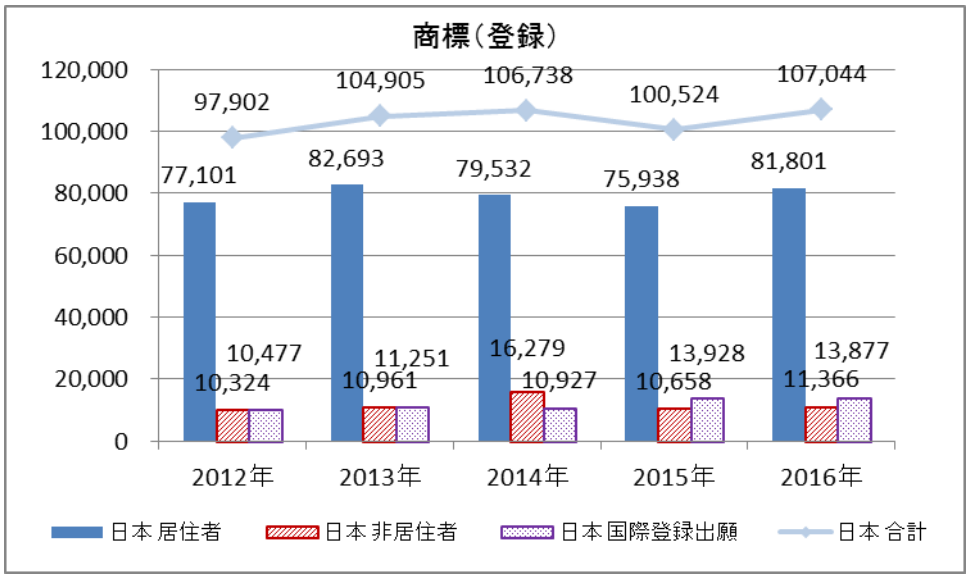

・ 居住者と非居住者の商標登録件数を比較すると、欧州連合知的財産庁（EUIPO）では、居住者

[102] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

の登録件数は非居住者の 3 倍程度で推移している。なお、日本では居住者の渡鹿件数は非居住者の 7 倍程度で推移している。

- 居住者の商標登録件数について、欧州連合知的財産庁（EUIPO）と日本を比較すると 2012 年は日本が 1.3 倍程度であったが、2016 年には 1.1 倍程度となっている。
- 欧州連合知的財産庁（EUIPO）の商標登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者、非居住者とも増加している。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少し、2015 年に再度増加しているが、2016 年には再び減少に転じた。

  （参考）日本の商標登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年には再び増加に転じている。非居住者については、2012～2014 年は増加し、2015 年に一旦減少したが、2016 年には再び増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少に転じ、2015 年に再度増加したが、2016 年に再び減少に転じている。

1.3.1.3. 中小企業の定義・根拠法令（各国の定義、日本との相違点）

（１） 欧州の中小企業の定義・根拠法令

図表 Ⅲ-35 ：中小企業の定義･依拠法

依拠法	EU recommendation 2003/361.
基本的な考え方	･従業員数 且つ ･年間売上高 且つ/又は 年次貸借対照表合計
定義の詳細	･零細、中小企業：従業員 250 人未満且つ、年間売上高 5,000 万ユーロ以下且つ/又は、年次貸借対照表合計 4,300 万ユーロ以下 ･小企業：従業員 50 人未満且つ、年間売上高且つ/又は、年次貸借対照表合計 1,000 万ユーロ以下 ･零細企業：従業員数 10 人未満且つ、年間売上高且つ/又は、年次貸借対照表合計 200 万ユーロ以下
参照情報	･EUR-Lex ホームページ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32003H0361&from=EN

（２） 欧州のベンチャー企業の定義・根拠法令

欧州において、ベンチャー企業に関する明確な定義はない。

1.3.1.4. 中小企業の実態（各国・地域の中小企業数、業種比率）

（１） 欧州域内の中小企業数

EU の中小企業は、2017 年時点で、全企業数が 24,530,042 社のうち、99.8%を占めている。

図表 Ⅲ-36 ：中小企業数[103]

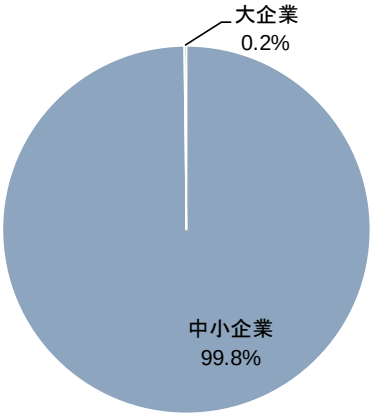

（２） 欧州域内の中小企業業種比率

EU 域内の中小企業のうち、2018 年の最多の業種は「サービス業」であり全体の 49.8%を占める。なお、「サービス業」とは、「運送業・倉庫業（Transportation & storage）」、「宿泊業・外食業（Accommodation & food services）、「情報通信業（Information & communication）」、「不動産業（Real estate）」、「学術研究、専門・技術サービス業（Professional, scientific & technical activities）」、「行政サービス（Administrative & support services）」の合計である。

図表 Ⅲ-37 ：中小企業 業種比率[104]

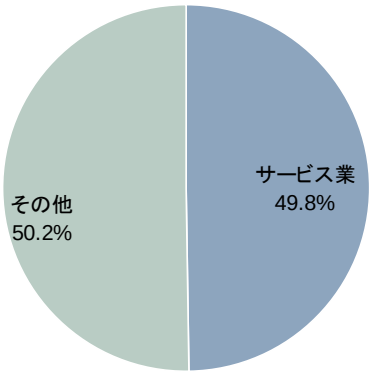

[103] SME Performance Review (欧州委員会)
https://ec.europa.eu/growth/sites/growth/files/country_sme_key_figures_2017-2018.zip
[104] SME Performance Review (欧州委員会)
https://ec.europa.eu/growth/sites/growth/files/country_sme_key_figures_2017-2018.zip

1.3.1.5. 知的財産活用支援や中小企業支援に関する依拠法および経緯

（１） 欧州連合の産業財産権活用支援に関する依拠法および経緯

本調査では、確認できなかった。

（２） 欧州連合の中小企業支援に関する依拠法および経緯

2008 年に欧州委員会によって、中小企業法（Small Business Act: SBA）が制定された。SBA では、グローバリゼーションや技術革新が世の中に与える急激な変化から富を生み出す源泉として、中小スタートアップ企業は EU の成長に無くてはならない存在であると位置づけられている。そのため、EU の事業環境を中小スタートアップ企業にとって世界水準となることを目指し、SBA は制定された。

SBA には 10 の目標があり（次表参照）、これに基づいて欧州連合による中小企業支援施策が進められている。

図表 Ⅲ-38 ： SBA における10の目標

1	起業家や同族経営事業家が繁栄し、起業が報いられる環境を創出すること
2	誠実な起業家が破産に直面してもすぐに次のチャンスを掴めるようにすること
3	「中小企業を最初に考える」の原則に基づいて制度設計を行うこと
4	中小企業のニーズに対して敏感に反応する行政を作ること
5	政策を中小企業のニーズに合わせること
6	運転資金の調達を容易にし、法律やビジネス環境を整えること
7	欧州が単一市場であることの利益を中小企業が享受できるようにすること
8	中小企業のスキルとイノベーションのあらゆる形を向上させること
9	環境的な困難をチャンスに変える事を中小企業ができるようにすること
10	成長市場の利益を中小企業が享受できるように促し支援すること

1.3.1.6. 支援戦略・計画（知財戦略、知財推進計画に類するもの）

（１）欧州連合知的財産庁（European Intellectual Property Office: EUIPO）

EUIPO の知財戦略は、2015 年に発表された「Strategic Plan 2020」である。この戦略は、「ビジョン」の「ユーザー主導型の欧州知的財産ネットワーク（User-Driven European Intellectual Property Network）」を最上位概念として、「行動指針」、「ゴール」、「作用線（Lines of Action: LOA）」の順に構成されている（後述）。また、これに基づいて 106 の KPI と 49 のプロジェクトが設定されている。

（２）欧州特許庁（European Patent Office: EPO）

EPO には明文化された知財戦略は存在しないが、2019 年 3 月現在「EPO's Strategic Plan 2023」を策定中である。

（３）欧州委員会

2016 年に発表された「Europe's next leaders: the Start-up and Scale-up Initiative」[105]により、イノベーションを担う中小スタートアップの重要性が確認され、SBA の考え方に基づいた施策の方向性が示された。これを受けて、欧州委員会は今後の知的財産施策についての基本的な考え方を報告書で示している[106]（後述）。

1.3.1.7. 支援体制および役割分担（欧州委員会、各国政府・各国知財庁、各国支援機関）

（１）欧州委員会

欧州委員会では、欧州各国における知的財産やビジネス、各国施策に関する情報を収集・分析している。これに基づいて、各国に向けて SBA やイニシアティブが発表され、欧州全域が今後も成長していくために目指すべき方向性が示されている。

施策の主体は各国政府や知財庁であり、欧州委員会はそれをバックアップする形をとっている。欧州委員会にて全く新しい施策を実施する場合もあるが、欧州内で先進的な取り組みをしている国や地域の施策を欧州内で横展開するための資金援助や標準化、ツールの開発に取り組んでいる場合が多い。同時に Horizon 2020 や COSME のような基金も創設し、資金面からも各国政府や支援組織をサポートしている。

また、欧州連合は単一市場（Single Market）の考え方を重視し、プラットフォーマーとしてのイニシアティブを担う意向にある。そのため、施策の中に EU 各国の知財庁や支援機関同士の交流を促すような事項が記載されている場合がある。

（２）欧州特許庁（EPO）・欧州連合知的財産庁（EUIPO）

EPO や EUIPO 自体が直接企業支援を行うことは少ないが、欧州委員会や大学と連携して企業向け教育プログラムの制作と提供を行っている。

（３）各国政府・各国知財庁

欧州委員会にて示される方向性を取り入れつつ、自国の産業の状況に応じた施策を実施している。また、上述のように欧州委員会によって他国の施策の横展開が促されているので、事業尾資金が不足している国は、欧州委員会の予算を調達して実施することもある。さらに、欧州委員会が整備するプラットフォームの中で他国の知財庁と情報交換などを行い、自国の支援策の改善に役立てている。

（４）各国支援機関

もともと実施している支援施策に加え、欧州委員会で公募されているプロジェクトの予算を用いて支援施策を実施している。また、European Enterprise Network などのプラットフォームを利用して各国の支援機関や企業と結びついている機関もある。

---

[105]Europe's next leaders: the Start-up and Scale-up Initiative (欧州委員会)
https://www.eesc.europa.eu/en/our-work/opinions-information-reports/opinions/europes-next-leaders-start-and-scale-initiative

[106]Putting intellectual property at the service of SMEs to foster innovation and growth (COM(2016) 733 final) （欧州委員会）

1.3.2. 欧州の具体的な支援施策の現状把握

1.3.2.1. 支援施策の概要

（１） 出願料・審査料減免

施策名	Filing of translations and reduction of fees[107]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	出願料など減免による、出願の促進
概要	中小企業または公的研究機関向けの減免制度であり、出願料や審査料が30%減額される。
対象・要件	英独仏語以外を母国語とする中小企業、個人、NPO、大学、公的研究機関
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	EPO

（２） 専門家派遣事業

施策名	（欧州連合版）IP Pre-diagnostic[108]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	中小企業が自社の持つ知的財産を認識し、経営に活かす事ができるようにする
概要	企業に派遣される知財専門家が、権利化できる知的財産についてのアドバイスや知的財産経営の状態を診断するサービス。既に欧州圏のいくつかの国にて取り組み

[107] EPO ウェブサイト
https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/epc/2016/e/r6.html
[108] 欧州委員会ウェブサイト
https://ec.europa.eu/info/funding-tenders/opportunities/portal/screen/opportunities/topic-details/cos-2017-2-03

	が始まっているものを、標準化し欧州各国にサービスを移植し活用できるようにした。2019 年から受付が開始された。第 1 フェーズとして、Horizon 2020 に参画している中小企業のうち、優秀表示（Seal of Exellence）として認定された優秀な企業を対象に実施されている。 予算は、企業と中小企業の競争力（the Competitiveness of Enterprises and Small and Medium-sized Enterprises : COSME）と Horizon 2020 から拠出されている。 将来的には、EUIPO や関係する機関による運営を目指している。
対象・要件	中小企業（第 1 期は Horizon 2020 において Seal of Exellence を受けた中小企業）
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－（2019 年サービス開始）
実施主体	欧州委員会

（３）　外部専門家活用

施策名	IPorta, IPorta 2[109]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	中小企業における知財専門家の活用を促進する
概要	外部専門家活用にかかる費用の一部を補助する制度。同様の施策はいくつかの国で既に取り組まれていたものであるが、欧州内の多くの企業に遍くサービスを提供するために、欧州連合として予算枠を設定し、申請のあった国の知財庁に対して資金を提供した。 予算枠は 2011 年から 2014 年までで 150 万ユーロであり、国別の最高予算額はルクセンブルクの 51 万ユーロで、二番目はハンガリーの 22 万ユーロである。
対象・要件	中小企業（予算を獲得した知財庁によって、その定義が異なる可能性がある）
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言）

109 「Evaluation of IPorta (欧州委員会)」
http://publications.europa.eu/resource/cellar/db6be020-5ac4-43b0-b834-eeb1fd5aff33.0001.01/DOC_1

	人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	欧州委員会（資金提供）、各国知財庁（実施者）

（４）　相談窓口事業

施策名	European IPR Helpdesk, IPR SME Helpdesk[110]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	中小企業の知的財産に関する相談を受付、適切な手当につながる助言を与える
概要	主なサービスは「ヘルプライン」、「ニュース＆広報」、「オンラインライブラリー」、「講習」の四種類である。「ヘルプライン」では、知的財産に関する様々な質問をウェブサイトや電話にて各国の知財専門家が受け付け、三日以内に回答している。「オンラインライブラリー」では、知的財産に関する基本的な情報やケーススタディなど様々な種類の情報を入手することができる。「講習」では、ウェブサイト上で受講することのできる講義を数多く揃えている。 現在ヘルプデスクが所在している 14 カ国：ドイツ、フランス、スペイン、イタリア、ポーランド、ポルトガル、ハンガリー、トルコ、クロアチア、ブルガリア、ラトビア、ギリシャ、エストニア、チェコ
対象・要件	特に無し
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	欧州委員会

110 European IPR Helpdesk ウェブサイト
https://www.iprhelpdesk.eu/

（５）　情報ポータルサイト・E-ラーニング

施策名	European Patent Academy（EPO）、EUIPO Academy (EUIPO)[111]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	企業などの知的財産レベルの向上のため。
概要	＜European Patent Academy＞ EPO が作成したウェブサイト上で受講できるセミナー。48 のコースと 120 の動画を視聴することができる。コースは「特許検索」、「特許出願」、「特許法とその実務」、「ビジネスや学術における知的財産」の４つにカテゴリー分けされている。プログラムは、EUIPO やその他国際機関と連携しての実施している。 ＜EUIPO Academy＞ EUIPO が主催するセミナーであり、ウェブサイト上での講義が主であるが、対面式の講座も用意されている。レベルは初学者から実務家まで幅広く、知的財産に関する講座のための教授キットも用意している。 プログラムは、European Patent Academy や WIPO Academy と連携しての実施している。
対象・要件	特に無し
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	Europan Aatent Academy 登録者数は 9,000 人（2019 年 3 月現在）
実施主体	EPO、EUIPO

（６）　ライセンス・オブ・ライト

施策名	License of Right[112]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援

[111] EPO Patent Academy ウェブサイト
https://www.epo.org/about-us/services-and-activities/academy.html
EUIPO Academy ウェブサイト
https://euipo.europa.eu/ohimportal/learning
[112] EPO ウェブサイト https://www.epo.org/law-practice/legal-texts/html/upg/e/uppg_f_iii.html

	地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	第三者への実施許諾を予め認めたものに対して更新料を減額することで、特許流通や未利用特許の利用を促進する
概要	特許権者が第三者への実施許諾を拒否しないことを EPO に申請すると、特許の更新料が 15%減額される施策。減額後であっても、減額分を EPO に返納すると、申請を取り下げることもできる。
対象・要件	欧州特許の特許権者であること
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	EPO

1.3.2.2. 支援施策の評価方法の整理

（１）　施策実施の効果測定・評価の考え方

欧州委員会や欧州連合知的財産庁では、中期計画と KPI を設定し、中期計画の期末に計画の達成度や施策の効果測定を行っている。とりまとめ報告書は一般公開され、誰にでも閲覧可能である。

（２）　結果の活用の考え方

施策の見直し・充実のために評価結果を活用するとともに、評価指標などを予め決定しておくことで、制度設計の精度を高める効果のあることも考えられる。

1.3.3. 知財活用支援施策の今後

1.3.3.1. 課題・問題点の整理

「Europe's next leaders: the Start-up and Scale-up Initiative」[113]によれば、欧州における中小スタートアップ企業の成長を妨げる要素として、「多すぎる規則・行政手続きの煩雑さ」、「ファイナンスやビジネス観点または地域の中心主体とのパートナーシップを築いていく機会の少なさ」、「資金調達の難しさ」が挙げられている。また、これを受けた「Putting intellectual property at the service of SMEs to foster innovation and growth」では、上述の課題に加え、中小企業の知的財産出願件数の少なさや欧州特許や欧州連合商標などの活用度の低さの問題があることを示している。

[113] 欧州委員会ウェブサイト https://ec.europa.eu/growth/content/europes-next-leaders-start-and-scale-initiative-1_en

1.3.3.2. 解決に向けた動向（今後計画・予定されていること）

前節の観点から、同報告書の中で欧州圏における知的財産権の更なる普及・活用を支援する施策を整備する旨がうたわれた。

上記を受けて、知的財産の観点から欧州委員会にて取り組むべき施策が示された。施策は「知的財産に繋がり易くすること（Facilitating SME access to IP）」、「知的財産の活用と強化を行いやすくすること（Facilitating the use and enforcement of IP）」、「知的財産の観点からの支援体制の確立と施策評価（Coordination of IP support and Monitoring of impact）」の３つのカテゴリーに分けて提言されており、一部は実際にサービスが開始されている[114]（下表参照）。

図表 Ⅲ-39 ：知的財産に関するイニシアティブにて掲げられた 10 の計画

項目	計画内容
知的財産に繋がり易くすること（Facilitating SME access to IP）	
情報と気づき	EUIPO が中心となり、普及啓発施策の成功事例を国家間で共有していくためのプラットフォーム作りを行う。
IP Pre-diagnostic service の改良と開発	EUIPO などが中心となり COSME、Horizon 2020 の資金を活用して、知財専門家が企業訪問を行う IP Pre-diagnostic service を欧州全土で活用できるようにプログラム開発を行う。
特許のためのファンディング	欧州特許や欧州連合商標、欧州共同体意匠を出願する中小企業を対象に、出願に関係する専門家活用費用を一部補助する制度を整備する。
知的財産の活用と強化を行いやすくすること（Facilitating the use and enforcement of IP）	
知的財産の共有促進と不必要な紛争回避のため特許ライセンスのオンラインツール	欧州内の国をまたいだ知識共有やビジネスマッチングを行うためのプラットフォームづくりを行う。
仲介と仲裁－高額な訴訟を避けるため	オンラインや地域の団体（商工会議所など）を通じての知的財産紛争の仲介や仲裁体制を整備する。
知的財産保険と知的財産評価	＜知的財産保険＞ 欧州委員会が保険会社に、知的財産紛争のための保険制度の整備を促す。 ＜知的財産評価＞ 欧州委員会が EUIPO と共同で、知的財産評価手法で広く利用されている方法を抽出し、標準化のための取り組みを行う
知的財産の観点からの支援体制の確立と施策評価	

[114] Putting intellectual property at the service of SMEs to foster innovation and growth (COM(2016) 733 final) (欧州委員会)
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52016SC0373

（Coordination of IP support and Monitoring of impact）	
革新的な中小企業のための知的財産に関するファンディングスキームの整備	欧州戦略投資基金（European Structural and Investmen Funds: ESIF）を用いて、国家間での支援スキームの共有や知的財産支援専門家らのプラットフォームづくりを推進する
知的財産支援と欧州知的財産権を活用する中小企業のための評価体制	欧州特許などの欧州知的財産権の中小企業による活用と支援施策を効果的に観測するシステムを構築する。

EUIPO は 2020 年に向けて戦略を策定し、公表している。この中では、「ビジョン」、「行動指針」、「ゴール」、「作用線（Line of Action: LOA）」の順に戦略がブレークダウンされている（次表）。中小企業向けサービスは LOA の「知的財産制度の強化」に含まれており、これに関連する中小企業向けの施策案として、「次世代 E-ラーニングポータルの開発（E-learning Portal- Next Generation）」、「欧州商標教育センター(European Trade Mark Education Centre)」、「EUIPO 仮想トレーニングセンター（EUIPO Virtual Training Center）」が掲げられている。

図表 Ⅲ-40 ：EUIPO の 2020 年に向けての戦略

ビジョン	ユーザー主導型の欧州知的財産ネットワーク（User-Driven European Intellectual Property Network）
行動指針	協働しやすい組織（Collaborative Organization）
	国際協力（International Cooperation）
ゴール	オペレーションの効率化（Improve Operational Effectiveness）
	知的財産システムと知的財産知識へのアクセス強化（Enhance Access to IP System and IP Knowledge）
	国際的なインパクトのあるネットワークの結節点を作ること（Building Network Convergence with Global Impact）
LOA	動的で聡明な組織づくり（Building a Dynamic and Knowledgeable Organization）
	透明性と説明責任の向上（Increase Transparency and Accountability）
	効率的で安全なデジタル環境を整えること（Foster an Effective and Secure Digital Environment）
	ネットワークの強化（Itensify Network Engagement）
	ユーザー主導型のサービス（Enhance Customer-driven Quality Service）
	知的財産制度の強化（Strengthen the Intellectual Property System）

1.4. 中国

1.4.1. 中国の中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯

1.4.1.1. 知的財産面の体制の概要（日本との相違点を簡潔に整理）

（１） 中国の知的財産監督官庁

最高行政機関である国務院の直轄機関として、国家市場監督管理総局[115]が設置されている。

[115] 国家市场监督管理总局 http://samr.saic.gov.cn/

地方の市場監督局を統括し、商標権侵害や偽ブランドの摘発に関する指導を行うほか、独占禁止に係る業務も管轄する。また、同局には国家標準化管理委員会[116]（国家標準である GB 規格認定など）や国家認証監督管理委員会[117]（農産物認証など）、が設置されている。

国家市場監督管理総局の所管機関として、産業財産権を管轄する国家知識産権局（China National Intellectual Property Administration：CNIPA）[118]が設置されており、専利（特許・実用新案・意匠）、商標、原産地表示・地理的表示を監督している。

なお、著作権は国務院直轄の国家版権局[119]において管轄され、輸出入管理などは国務院直轄の海関総署[120]が管轄している。

（２） 中国の知的財産関連機関

中央政府の関連機関としては、以下のような機関が挙げられる。地方政府における関係機関としては、地方知識産権局のほか、下記の中央政府機関の指導下にある地方政府の部局が挙げられる。

図表 Ⅲ-41 ： 中国 知的財産関連機関

国家知識産権局	国家新聞出版署
国家市場監督管理総局	国家林業和草原局
中華人民共和国工業和信息化部	中華人民共和国海関総署
中華人民共和国公安部	中華人民共和国最高人民法院
中華人民共和国農業和農村部	中華人民共和国最高人民検察院
中華人民共和国商務部	国務院国有資産監督管理委員会
中華人民共和国文化和旅遊部	中国銀行保険監督管理委員会

116 国家标准化管理委员会 http://www.sac.gov.cn/
117 国家认证认可监督管理委员会 http://www.cnca.gov.cn/
118 国家知识产权局 http://www.cnipa.gov.cn/
119 国家新闻出版广电总局（国家版权局）http://www.ncac.gov.cn/
120 中华人民共和国海关总署 http://www.customs.gov.cn/

1.4.1.2. 知的財産権の出願・登録件数

（１） 中国の産業財産権の出願件数

図表 Ⅲ-42 ：特許出願件数[121]

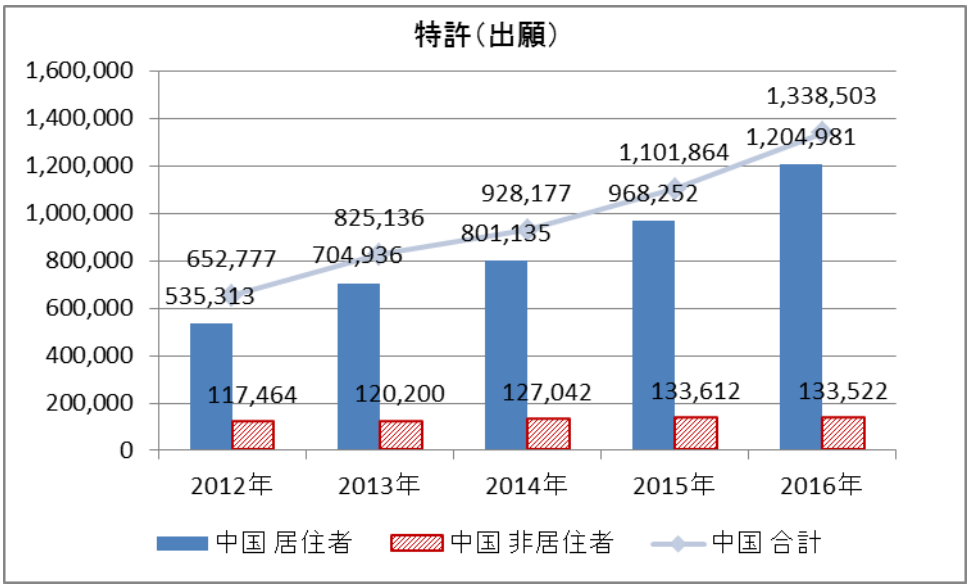

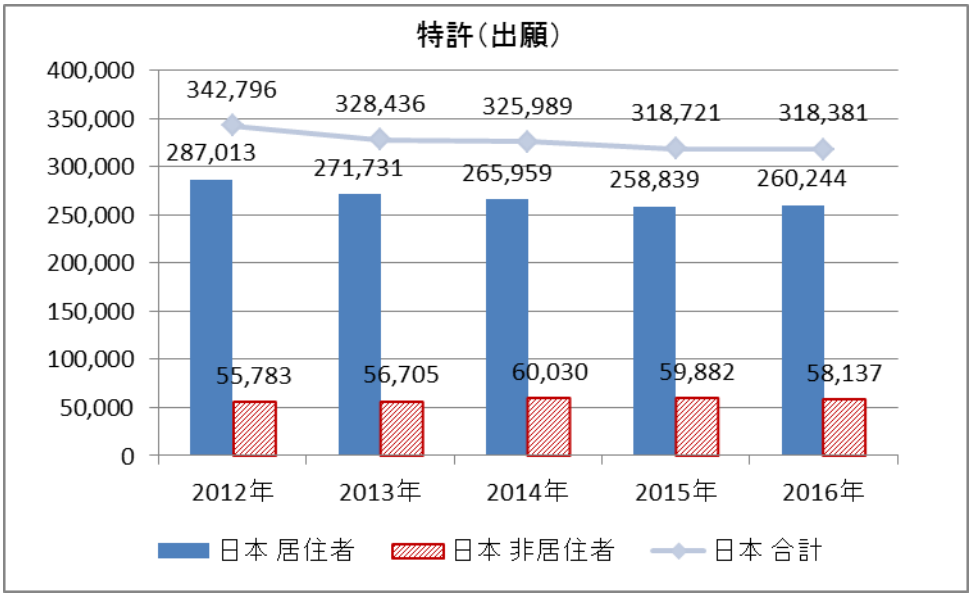

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、中国では非居住者に対して居住者は、2012 年には 4.6 倍程度多かったが、2016 年には 9 倍程度まで増えている。なお、日本では非居住者に対して居住者は 5 倍程度であった。
- 居住者の特許出願件数について、中国と日本を比較すると 2012 年は中国の方が 1.9 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 4.6 倍程度まで大きくなっている。

[121] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

・ 中国の特許出願件数について、5 年間の推移をみると、増加している。居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、非居住者は、2012～2015 年は緩やかに増加しており、2016 年は微減へ転じた。

（参考）日本の特許出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2015 年は緩やかに減少しており、2016 年に微増している。他方、非居住者は 2014 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-43 ：実用新案出願件数[122]

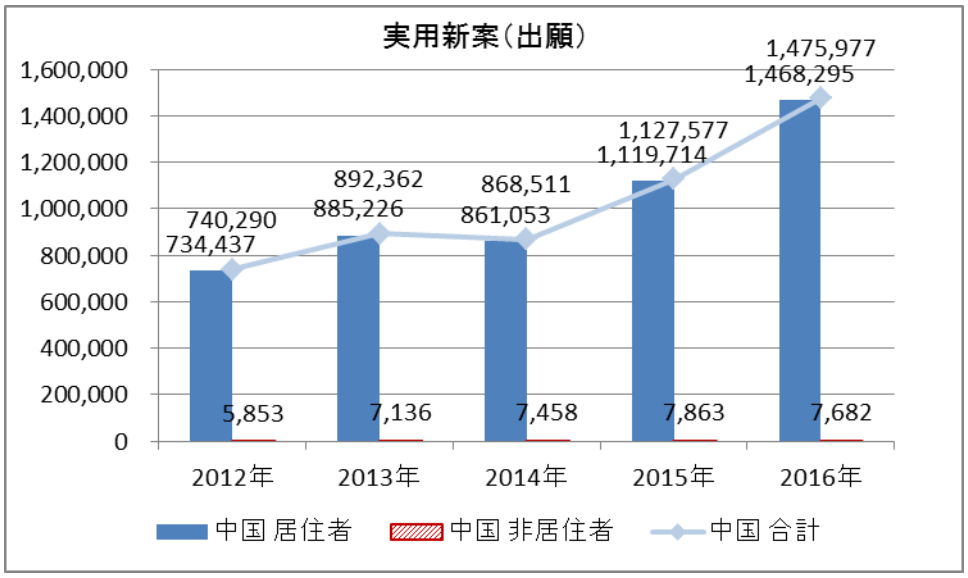

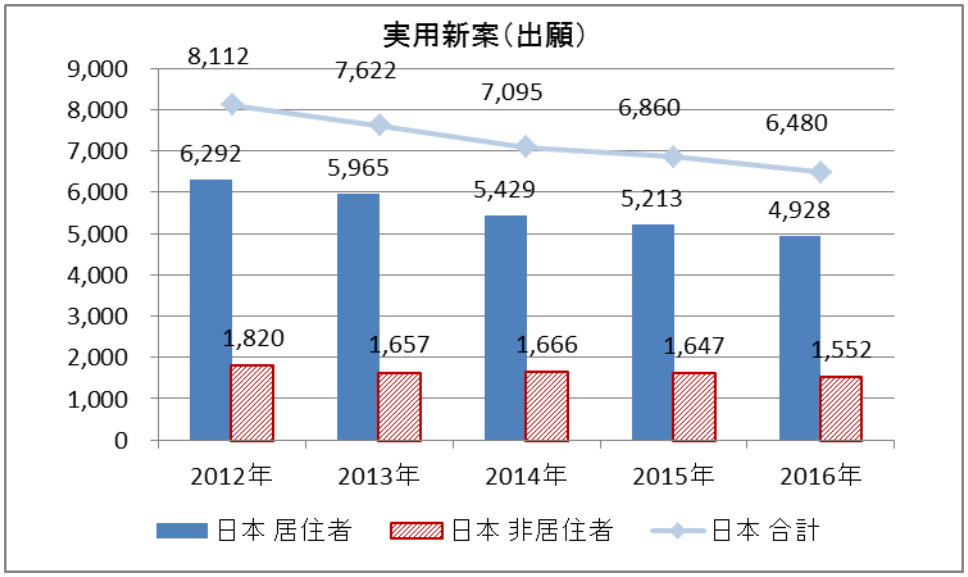

・ 居住者と非居住者の件数を比較すると、中国では非居住者に対して居住者は、2012 年には 125 倍程度多かったが、2016 年には 191 倍程度まで増えている。なお、日本では非居住者に対し

[122] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

て居住者は 3 倍程度であった。

- 居住者の実用新案出願件数について、中国と日本を比較すると 2012 年は中国の方が 117 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 298 倍程度まで大きくなっている。
- 中国の実用新案出願件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少へ転じ、その後再び増加へ転じた。居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、非居住者は 2015 年をピークに減少に転じている。

（参考）日本の実用新案出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。他方、非居住者は 2012～2013 年は減少しており、2014 年に微増しているが、その後再び減少している。

図表 Ⅲ-44 ：意匠出願件数[123]

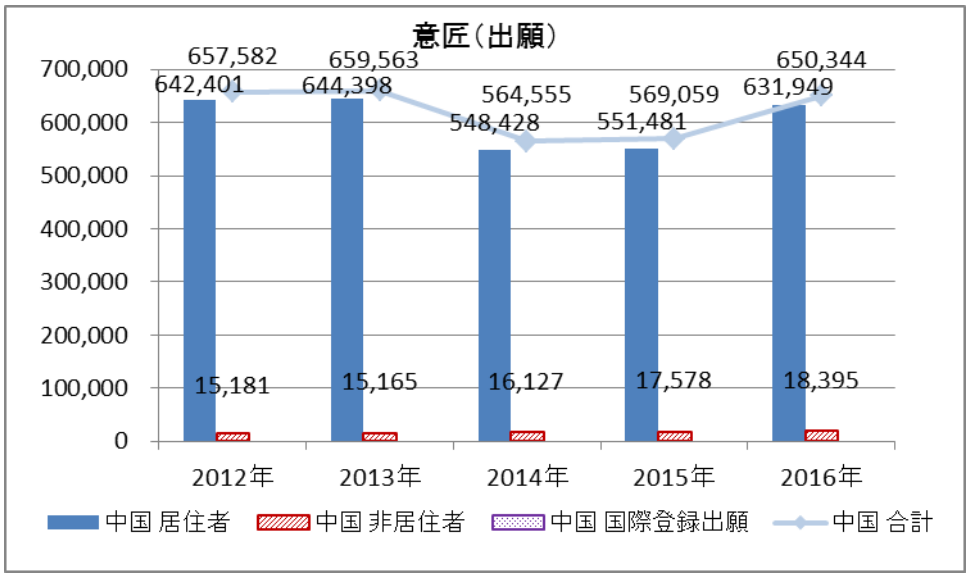

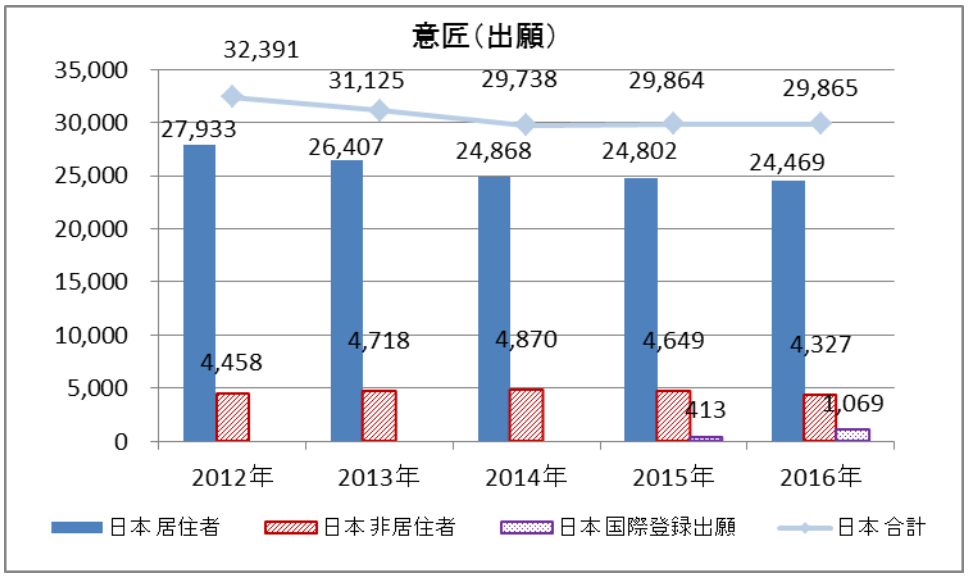

[123] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、中国では非居住者に対して居住者は、2012 年には 42 倍程度多かったが、2016 年には 34 倍程度まで小さくなっている。なお、日本では非居住者に対して居住者は 6 倍程度であった。
- 居住者の意匠出願件数について、中国と日本を比較すると 2012 年は中国の方が 23 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 26 倍程度まで大きくなっている。
- 中国の意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少へ転じ、その後再び増加へ転じた。居住者にも同じ傾向が確認できる。非居住者については、2012～2013 年は減少しているが、その後増加へ転じた。

  （参考）日本の意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2014 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-45 ：商標出願件数[124]

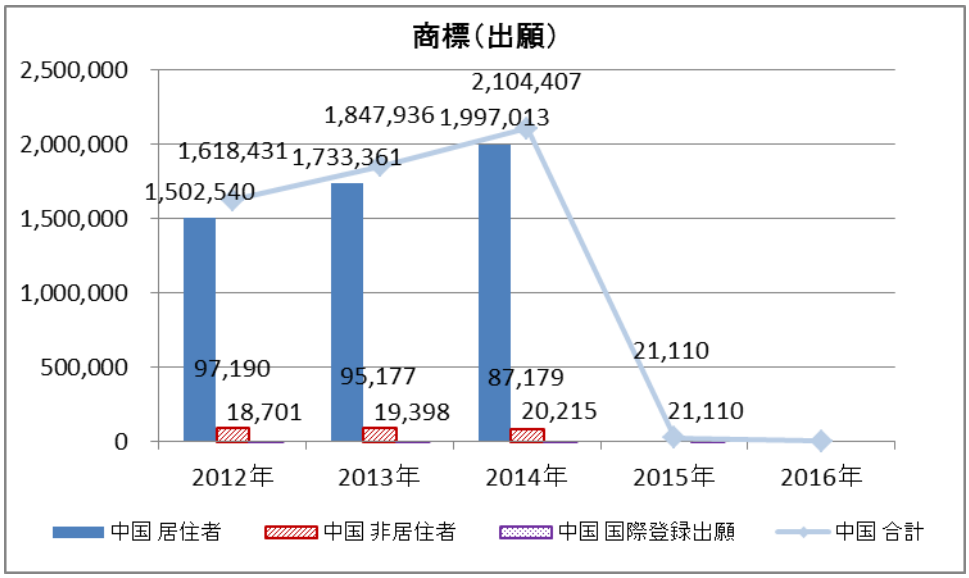

[124] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

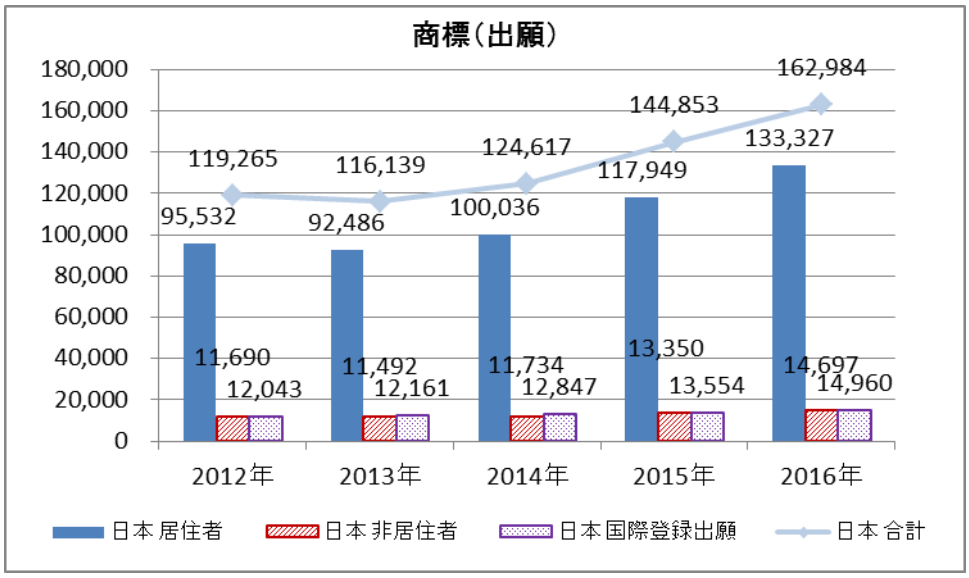

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、中国では非居住者に対して居住者は、2012 年には 15 倍程度多かったが、2014 年には 23 倍程度まで増えている。なお、日本では非居住者に対して居住者は 9 倍程度であった。
- 居住者の商標出願件数について、中国と日本を比較すると 2012 年は中国の方が 16 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 20 倍程度まで大きくなっている。
- 中国の商標出願件数について、5 年間の推移をみると、増加している。居住者、国際登録出願にも同じ傾向が確認できる。非居住者については、減少している

  （参考）日本の商標出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は減少しているが、その後は増加している。非居住者も同じ傾向が確認できる。国際登録出願については、緩やかに増加している。

（２） 中国の産業財産権の登録件数

図表 Ⅲ-46 ：特許登録件数[125]

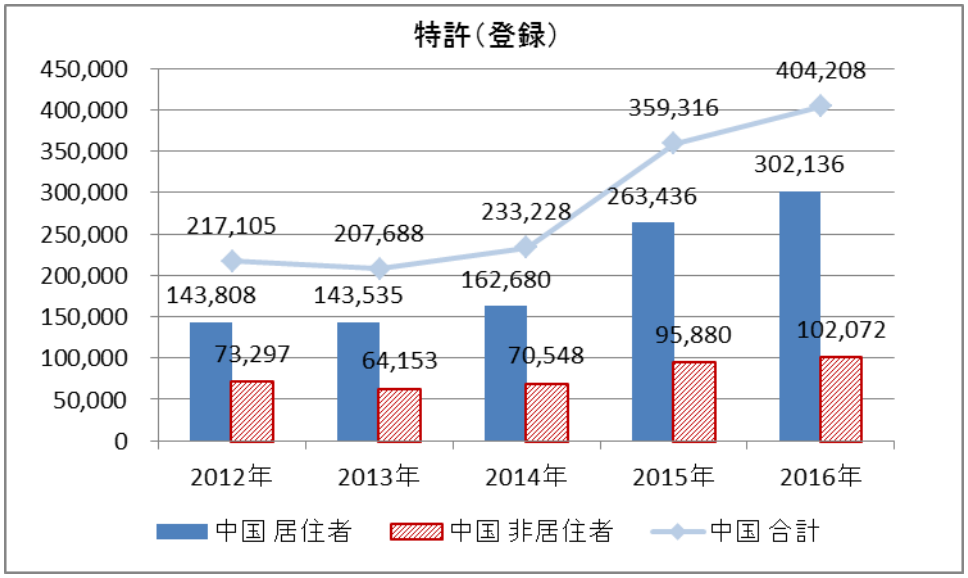

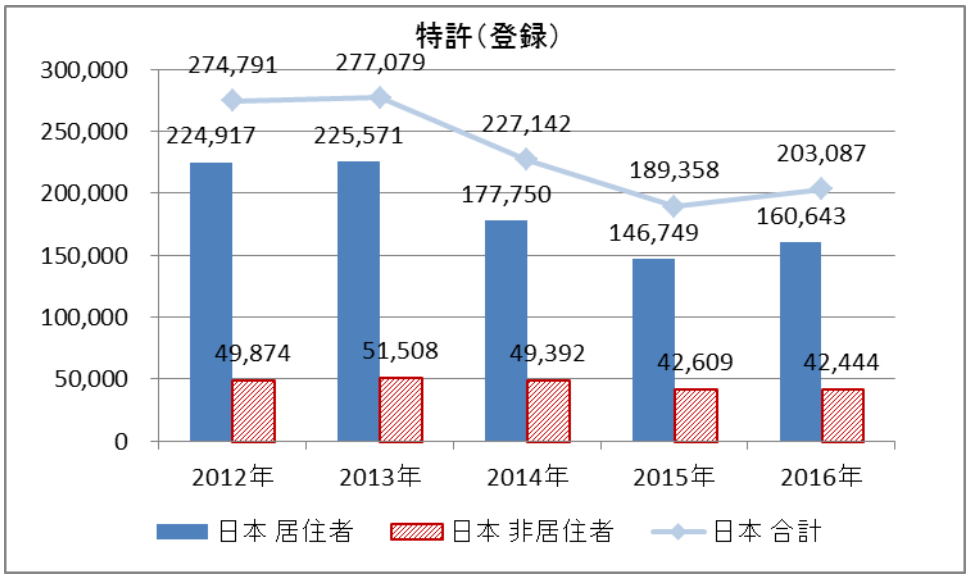

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、中国では非居住者に対して居住者は、2012 年には 2 倍程度多かったが、2016 年には 3 倍程度まで増えている。なお、日本では非居住者に対して居住者は 4 倍程度であった。
- 居住者の特許登録件数について、中国と日本を比較すると 2012 年は日本の方が 1.6 倍程度多かったが、2016 年には中国の方が 1.9 倍程度多くなっている。
- 中国の特許登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は減少しているが、2013～2016 年は増加している。中国居住者および非居住者双方に同じ傾向が確認できる。

[125] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

（参考）日本の特許登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は微増しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年に再び増加へ転じている。他方、非居住者は 2013 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-47 ：実用新案登録件数[126]

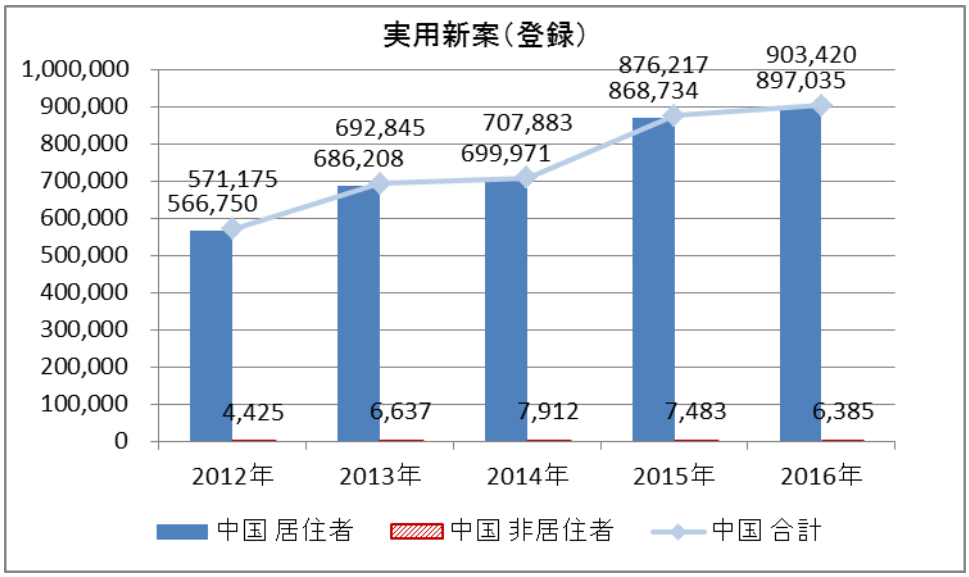

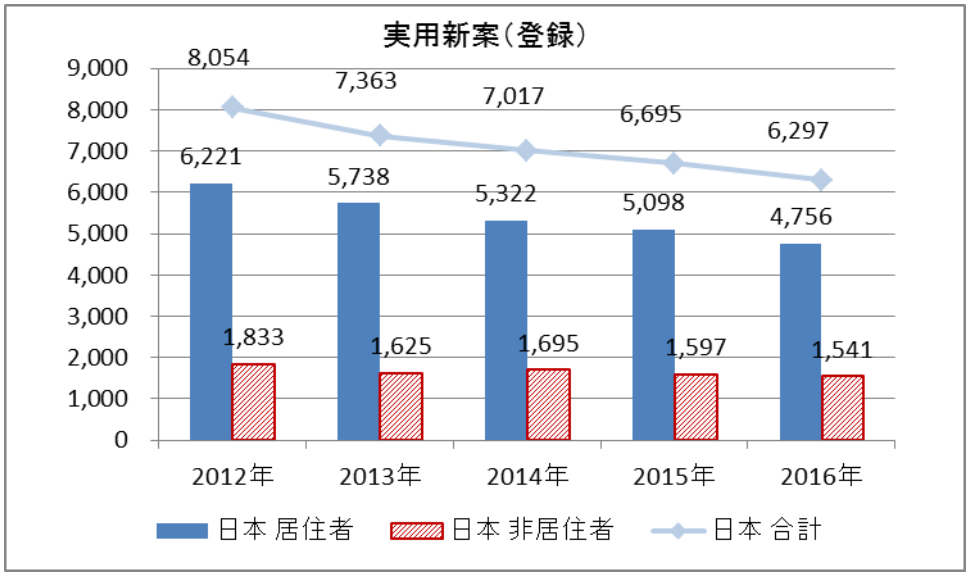

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、中国では非居住者に対して居住者は、2012 年には 128 倍程度多かったが、2014 年には 88 倍程度、2016 年には 140 倍程度と変移している。なお、日本では非居住者に対して居住者は 3 倍程度であった。
- 居住者の実用新案登録件数について、中国と日本を比較すると 2012 年は日本の方が 91 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 189 倍程度まで大きくなっている。

126 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

・ 中国の実用新案登録件数について、5 年間の推移をみると、増加している。居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、非居住者は、2012～2014 年に増加しており、その後減少に転じている。

（参考）日本の実用新案登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。他方、非居住者は 2012～2013 年は減少しており、2014 年に微増しているが、その後再び減少している。

図表 Ⅲ-48 ：意匠登録件数[127]

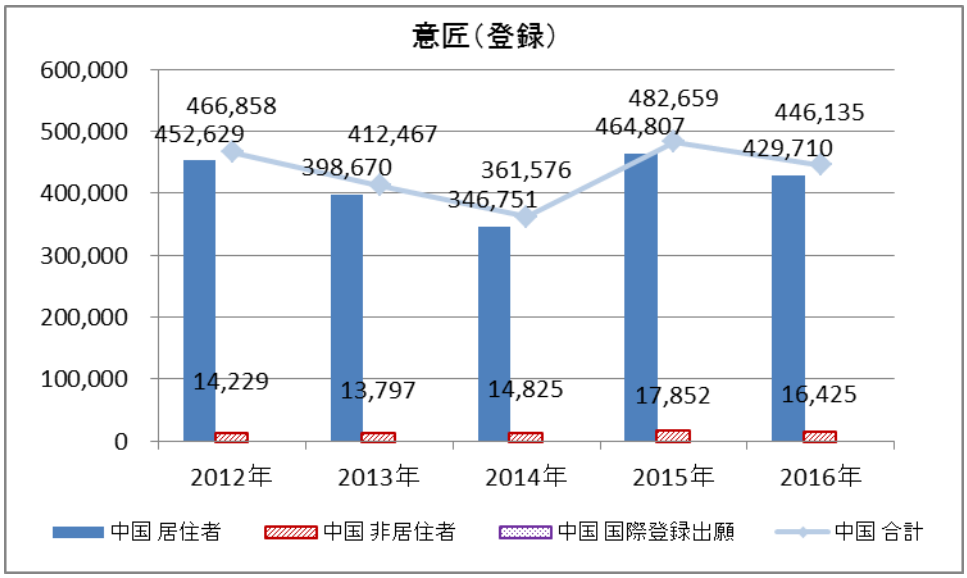

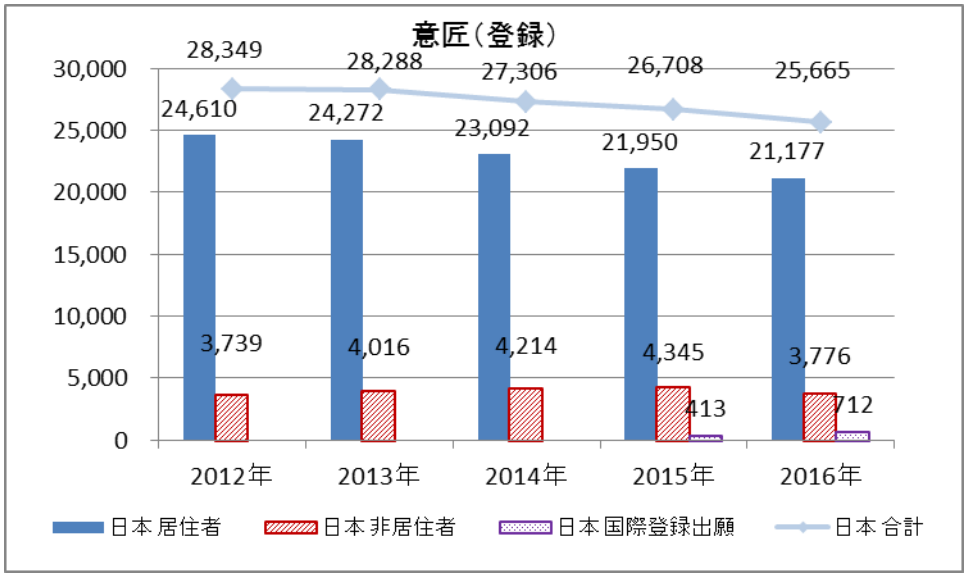

・ 居住者と非居住者の件数を比較すると、中国では非居住者に対して居住者は、2012 年には 32 倍程度多かったが、2016 年には 26 倍程度まで小さくなっている。なお、日本では非居住者

[127] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

に対して居住者は 6 倍程度であった。

- 居住者の意匠登録件数について、中国と日本を比較すると 2012 年は中国の方が 18 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 20 倍程度まで大きくなっている。
- 中国の意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2014 年は減少しているが、2015 年は増加へ転じ、2016 年は再び減少へ転じた。居住者にも同じ傾向が確認できる。非居住者については、2012～2013 年は減少しているが、2013～2015 年は増加に転じ、その後再び減少に転じている。

  （参考）日本の意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2015 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-49 ：商標登録件数[128]

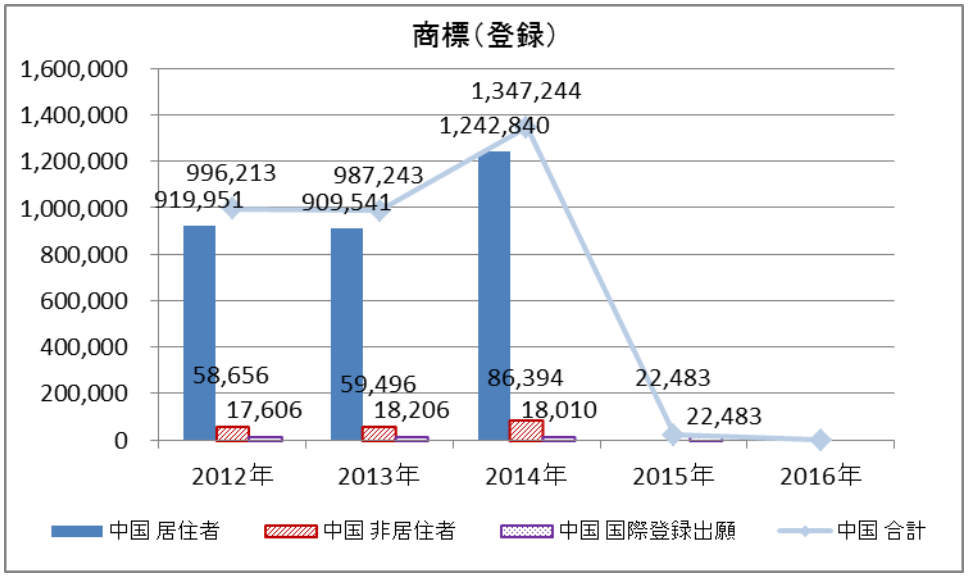

[128] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

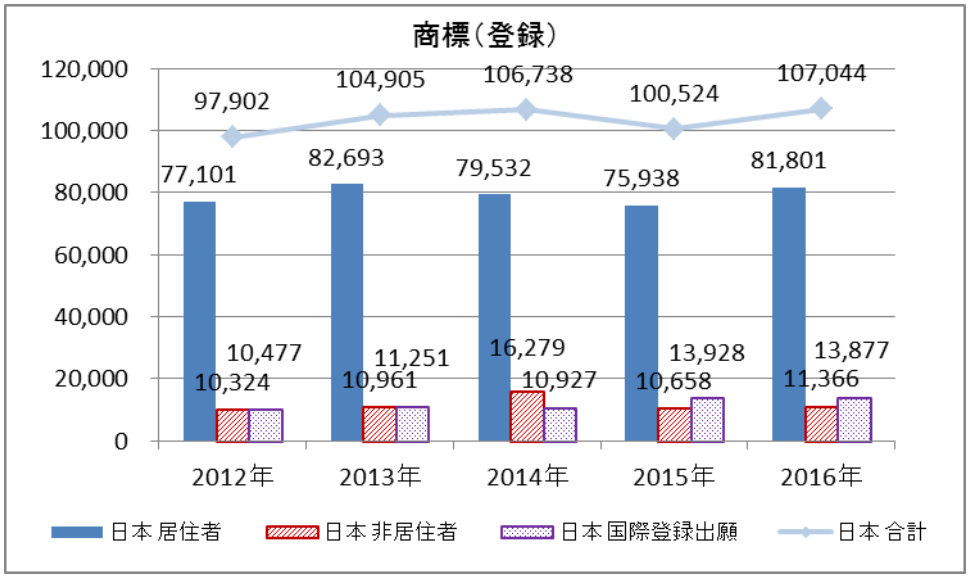

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、中国では平均すると非居住者に対して居住者は 15 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 7 倍程度であった。
- 居住者の商標登録件数について、中国と日本を比較すると 2012 年は中国の方が 12 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 16 倍程度まで大きくなっている。
- 中国の商標登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は減少しているが、2014 年には増加に転じている。居住者にも同じ傾向が確認できる。非居住者については、増加している。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少し、2015 年に再度増加に転じている。

  （参考）日本の商標登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年には再び増加に転じている。非居住者については、2012～2014 年は増加し、2015 年に一旦減少したが、2016 年には再び増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少に転じ、2015 年に再度増加したが、2016 年に再び減少に転じている。

1.4.1.3. 中小企業の定義・根拠法令（各国・地域の定義、日本との相違点）

（１） 中国の中小企業の定義・根拠法令

図表 Ⅲ-50 ：中小企業の定義･依拠法

依拠法	中小企業区分基準（中小企业划型标准规定）
基本的な考え方	＜中小企業･微型企業＞ ・ 業種分類 且つ ・ 売上高 又は 従業員 又は 総資産 ＜中型企業･小型企業＞ ・ 業種分類 且つ ・ 売上高 又は 従業員 ・ 従業員 且つ 売上高 ・ 売上高 且つ 総資産 ・ 従業員 且つ 総資産
定義の詳細	＜農業、林業、畜産業、漁業＞ ・ 中小企業：売上高 20,000 万元未満 その中で ・ 中型企業：売上高 500 万元以上 ・ 小型企業：売上高 50 万元以上 ・ 微型企業：売上高 50 万元未満 ＜工業＞ ・ 中小企業：従業員 1,000 人未満又は、売上高 40,000 万元未満 その中で ・ 中型企業：従業員 300 人以上且つ、売上高 2,000 万元以上 ・ 小型企業：従業員 20 人以上且つ、売上高 300 万元以上 ・ 微型企業：従業員 20 人未満又は、売上高 300 万元未満 ＜建設業＞ ・ 中小企業：売上高 80,000 万元未満又は、総資産 80,000 万元未満 その中で ・ 中型企業：売上高 6,000 万元以上且つ、総資産 5,000 万元以上 ・ 小型企業：売上高 300 万元以上且つ、総資産 300 万元以上 ・ 微型企業：売上高 300 万元未満又は、総資産 300 万元未満 ＜卸売業＞ ・ 中小企業：従業員 200 人未満又は、売上高 40,000 万元未満 その中で

	・　中型企業：従業員 20 人以上且つ、売上高 5,000 万元以上 ・　小型企業：従業員 5 人以上且つ、売上高 1,000 万元以上 ・　微型企業：従業員 5 人未満又は、売上高 1,000 万元未満 ＜小売業界＞ ・　中小企業：従業員 300 人未満又は、売上高 20,000 万元未満 その中で ・　中型企業：従業員 50 人以上且つ、売上高 500 万元以上 ・　小型企業：従業員 10 人以上且つ、売上高 100 万元以上 ・　微型企業：従業員 10 人未満又は、売上高 100 万元未満 ＜運輸業＞ ・　中小企業：従業員 1,000 人未満又は、売上高 30,000 万元未満 その中で ・　中型企業：従業員 300 人以上且つ、売上高 3,000 万元以上 ・　小型企業：従業員 20 人以上且つ、売上高 200 万元以上 ・　微型企業：従業員 20 人未満又は、売上高 200 万元未満 ＜倉庫業＞ ・　中小企業：従業員 200 人未満又は、売上高 30,000 万元未満 その中で ・　中型企業：従業員 100 人以上且つ、売上高 1,000 万元以上 ・　小型企業：従業員 20 人以上且つ、売上高 100 万元以上 ・　微型企業：従業員 20 人未満又は、売上高 100 万元未満 ＜郵便業界＞ ・　中小企業：従業員 1,000 人未満又は、売上高 30,000 万元未満 その中で ・　中型企業：従業員 300 人以上且つ、売上高 2,000 万元以上 ・　小型企業：従業員 20 人以上且つ、売上高 100 万元以上 ・　微型企業：従業員 20 人未満又は、売上高 100 万元未満 ＜宿泊産業＞ ・　中小企業：従業員 300 人未満又は、売上高 10,000 万元未満 その中で ・　中型企業：従業員 100 人以上且つ、売上高 2,000 万元以上 ・　小型企業：従業員 10 人以上且つ、売上高 100 万元以上 ・　微型企業：従業員 10 人未満又は、売上高 100 万元未満 ＜ケータリング業界＞ ・　中小企業：従業員 300 人未満又は、売上高 10,000 万元未満 その中で ・　中型企業：従業員 100 人以上且つ、売上高 2,000 万元以上 ・　小型企業：従業員 10 人以上且つ、売上高 100 万元以上

	・　微型企業：従業員 10 人未満又は、売上高 100 万元未満 <情報伝送産業> ・　中小企業：従業員 2,000 人未満又は、売上高 100,000 万元未満 その中で ・　中型企業：従業員 100 人以上且つ、売上高 1,000 万元以上 ・　小型企業：従業員 10 人以上且つ、売上高 100 万元以上 ・　微型企業：従業員 10 人未満又は、売上高 100 万元未満 <ソフトウェアおよび情報技術サービス> ・　中小企業：従業員 300 人未満又は、売上高 10,000 万元未満 その中で ・　中型企業：従業員 100 人以上且つ、売上高 1,000 万元以上 ・　小型企業：従業員 10 人以上且つ、売上高 50 万元以上 ・　微型企業：従業員 10 人未満又は、売上高 50 万元未満 <不動産開発と管理> ・　中小企業：売上高 200,000 万元未満又は、総資産 10,000 万元未満 その中で ・　中型企業：売上高 1,000 万元以上且つ、総資産 5,000 万元以上 ・　小型企業：売上高 100 万元以上且つ、総資産 2,000 万元以上 ・　微型企業：売上高 100 万元未満又は、総資産 2,000 万元未満 <資産管理> ・　中小企業：従業員 1,000 人未満又は、売上高 5,000 万元未満 その中で ・　中型企業：従業員 300 人以上且つ、売上高 1,000 万元以上 ・　小型企業：従業員 100 人以上且つ、売上高 500 万元以上 ・　微型企業：従業員 100 人未満又は、売上高 500 万元未満 <リースおよびビジネスサービス> ・　中小企業：従業員 300 人未満又は、総資産 120,000 万元未満 その中で ・　中型企業：従業員 100 人以上且つ、総資産 8,000 万元以上 ・　小型企業：従業員 10 人以上且つ、総資産 100 万元以上 ・　微型企業：従業員 10 人未満又は、総資産 100 万元未満 <その他の特定できない産業> ・　中小企業：従業員 300 人未満 その中で ・　中型企業：従業員 100 人以上 ・　小型企業：従業員 10 人以上 ・　微型企業：従業員 10 人未満

参照情報	・　中华人民共和国中央人民政府ホームページ http://www.gov.cn/zwgk/2011-07/04/content_1898747.htm

（２）　中国のベンチャー企業の定義・根拠法令

中国独自の定義は確認できなかった。

1.4.1.4. 中小企業の実態（各国・地域の中小企業数、業種比率）

（１） 中国の中小企業数

中国の中小企業は、2017 年時点で、全企業数が 372,729 社のうち、97.5%を占めている。

図表 Ⅲ-51 ：中小企業数[129]

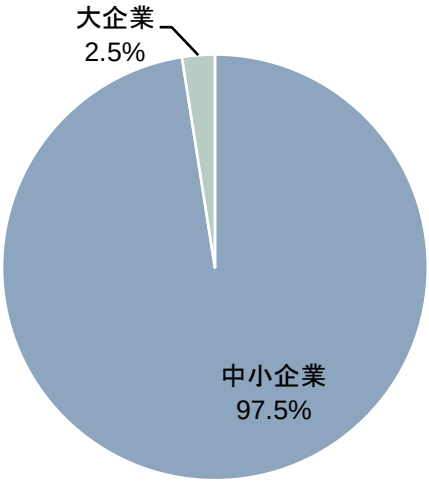

（２） 中国の全企業業種比率

中国における国内企業全体の業種内訳を確認すると、1 次産業は 8.8%、2 次産業は 21.6%、3 次産業は 69.6%となっている。中小企業に限定しても、概ね同じ割合であると想定される。

図表 Ⅲ-52 ：中小企業 業種比率[130]

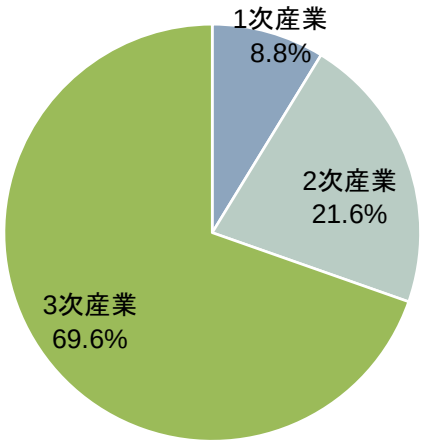

[129] 中国統計年鑑 2018 13-1 規模以上工業企業主要指標 http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2018/indexch.htm
[130] 中国統計年鑑 2018 1-5 按主要行業分法人単位数 http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2018/indexch.htm

1.4.1.5. 知的財産活用支援や中小企業支援に関する依拠法および経緯

（１） 中国の産業財産権活用支援に関する依拠法および経緯

中国では、『国家知的財産権戦略綱要』（2008 年・国務院）の第 1 段階の 5 年における目標を達成したとして、国家知的財産戦略を深化させるために、「国家知的財産戦略を深化させて実施する行動計画（2014 ～2020 年）（2015 年・国務院）」が公布され、1 万人当りの発明専利保有数、専利出願の実質審査平均期間などについて、2014 ～2020 年における主要な予測指標が定められた。

また、「国家中長期科学技術開発計画（2006-2020）（2006 年・国務院）」のもと、「新情勢下における知的財産強国建設の加速に関する若干意見（2015 年・国務院）」が公布された。そして、知的財産保護環境の改善、知的財産運用収益の顕在化、知的財産総合能力の向上を発展目標として、「十三五期間における国家知的財産権保護と運用計画（2016 年・国務院）」が公布された。これらの国家政策に基づき、中国では、政府機関や地方政府など、様々なレベルで各種の知的財産政策が策定されている。[131]

（２） 中国の中小企業支援に関する依拠法および経緯

中小企業支援に係る関連法制や指導意見としては、以下のものが挙げられる。

図表 Ⅲ-53 ：中小企業支援に関する依拠法と経緯

2002 年 6 月	中華人民共和国 中小企業促進法[132] ※2018 年 1 月改正
2009 年 9 月	国务院 中小企業発展のさらなる促進に関する若干の意見[133]
2014 年 10 月	国務院 小企業・零細企業の健全な発展の支援に関する意見[134]
2016 年 8 月	工業情報化部 中小企業の国際化促進のための 5 カ年行動計画（2016-2020）[135]
2016 年 10 月	工業情報化部 中小企業発展計画の促進に関する通達（2016－2020 年）[136]
2017 年 1 月	工業情報化部 中小企業の知的財産戦略推進プロジェクトに関する指導意見[137]

[131] 特許行政年次報告 2018 年版 （特許庁）
https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpen0301.pdf
[132] 中华人民共和国中小企业促进法（全国人民代表大会）http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-09/01/content_2027929.htm
[133] 国务院关于进一步促进中小企业发展的若干意见(中華人民共和国中央人民政府)
http://www.gov.cn/zwgk/2009-09/22/content_1423510.htm
[134] 国务院关于扶持小型微型企业健康发展的意见（中華人民共和国中央人民政府）
http://www.gov.cn/zhengce/content/2014-11/20/content_9228.htm
[135] 促进中小企业国际化发展五年行动计划
http://www.ndrc.gov.cn/fzgggz/fzgh/ghwb/gjjgh/201707/t20170707_854158.html
[136] 促进中小企业发展规划（2016－2020 年）
http://www.miit.gov.cn/n1146290/n4388791/c5081157/content.html
[137] 关于全面组织实施中小企业知识产权战略推进工程的指导意见
http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1653018/c5472386/content.html

1.4.1.6. 支援戦略・計画（知財戦略、知財推進計画に類するもの）

（１） 国務院　知的財産戦略実施本部

前述の「国家知的財産権戦略」、「国家知的財産戦略を深化させて実施する行動計画（2014 －2020 年）」「新情勢下における知的財産強国建設の加速に関する若干意見」、「十三五期間における国家知的財産権保護と運用計画」などを受けて、知的財産戦略実施本部は「2018 年 国家知的財産権戦略の徹底実施による、知的財産権強国に関する建設推進計画の構築加速」[138]を公布した。

（２） 国家知識産権局

前述の「国家知的財産権戦略」、「国家知的財産戦略を深化させて実施する行動計画（2014 －2020 年）」「新情勢下における知的財産強国建設の加速に関する若干意見」、「十三五期間における国家知的財産権保護と運用計画」などを受けて、国家知識産権局は 2017 年に「中小企業の知的財産戦略推進プロジェクトの実施に関する包括的実施に関する指針」[139]を、2018 年に「知的財産権で民間企業のイノベーション・発展を促進するための若干措置に関する通達」[140]を公布した。

---

[138] 2018 年深入实施国家知识产权战略 加快建设知识产权强国推进计划（中華人民共和国中央人民政府）
http://www.gov.cn/xinwen/2018-11/09/content_5338779.htm

[139] 两部门印发《关于全面组织实施中小企业知识产权战略推进工程的指导意见》的通知（国家知识产权局 工业和信息化部）
http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n3757016/c5472285/content.html

[140] JETRO 北京事務所知的財産権部　知財ニュース（2018/12/10 号；ジェトロ）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/ipnews/archive/294.pdf

1.4.1.7. 支援体制および役割分担（中央政府、地方政府、支援機関）

（１） 中央

知的財産に関する政策立案などを国家知識産権局（CNIPA）が中心となって行う。中央政府の横断的な取組が求められる対処課題については、知財戦略実施本部[141]において国家知識産権局が事務局となって調整が進められる。

図表 Ⅲ-54 ：中国知的財産行政に関する全体イメージ[142]

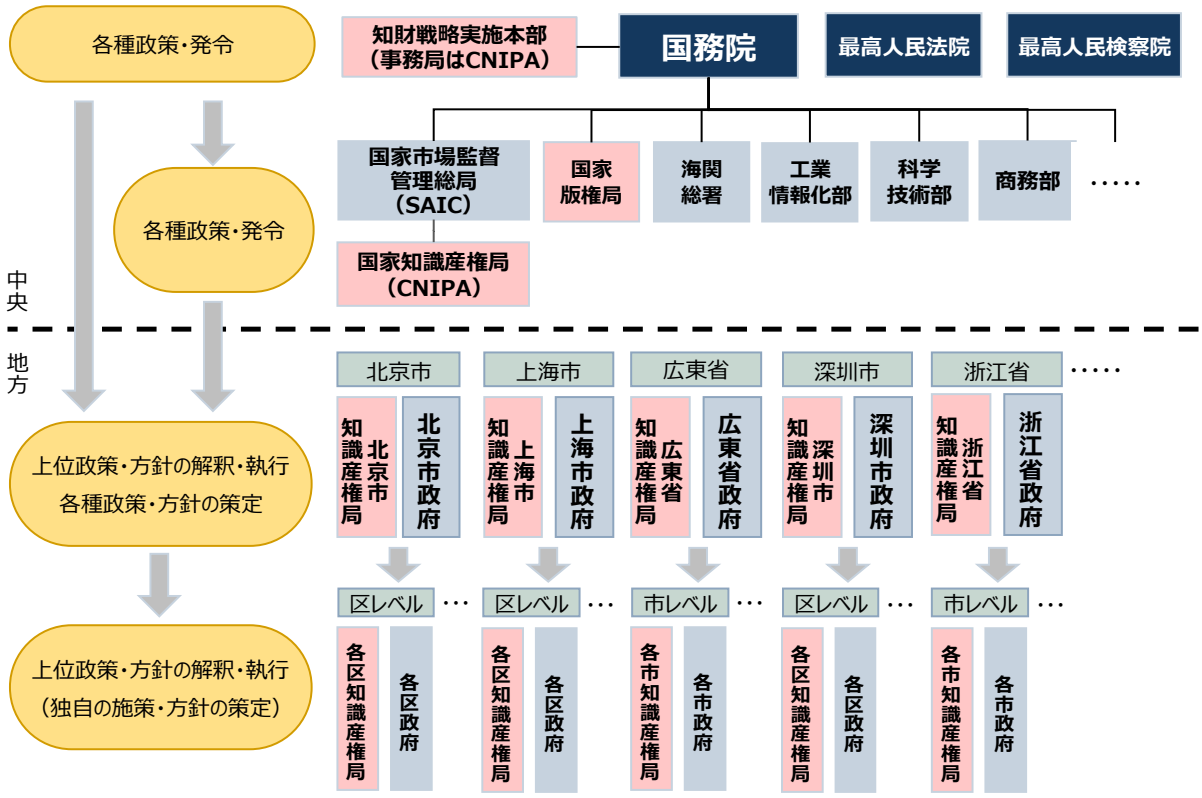

図表 Ⅲ-55 ：中央政府における知的財産行政に関係する主要部門

国家知識産権局	国家新聞出版署
国家市場監督管理総局	国家林業和草原局
中華人民共和国工業和信息化部	中華人民共和国海関総署
中華人民共和国公安部	中華人民共和国最高人民法院
中華人民共和国農業和農村部	中華人民共和国最高人民検察院
中華人民共和国商務部	国務院国有資産監督管理委員会
中華人民共和国文化和旅遊部	中国銀行保険監督管理委員会

141 次の 29 部門が参画する。中央宣伝部、最高人民法院、最高人民検察院、外交部、発展改革委員会、教育部、科技部、工業・情報化部、公安部、司法部、財政部、人力資源社会保障部、生態環境部、農業農村部、商務部、文化・観光部、衛生健康委員会、中国人民銀行、国有資産管理委員会、税関総署、市場監督管理総局、広電総局、統計局、中国科学院、国防科技工業局、林業・草原局、国家知識産権局、中央軍委装備発展部、中国国際貿易促進会

142 各種情報を基に三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社作成

図表 Ⅲ-56:国家知識産権局の直轄する組織

中国知識産権トレーニングセンター	専利審査協作北京センター
専利複審委員会	専利審査協作広東センター
知識産権出版社	専利審査協作江蘇センター
中国専利情報センター	専利審査協作河南センター
中国知識産権報社	専利審査協作湖北センター
知識産権発展研究センター	専利審査協作天津センター
専利検索咨詢中心	専利審査協作四川センター
全国専利代理人協会	

（２） 地方

省・市・区レベルにおいては、地方知識産権局が上位政策を受けて、地域の実情に合わせた知的財産政策を立案し、知的財産行政を主導している。知的財産行政の推進に当たっては、地方政府の関連する部門（例：商工部門、税務部門など）と連携を取りながら進めている。

図表 Ⅲ-57 ：省レベルの地方知識産権局

北京市知識産権局	湖北省知識産権局	新疆生産建設兵団知識産権局
天津市知識産権局	湖南省知識産権局	大連知識産権局
河北省知識産権局	広東省知識産権局	寧波知識産権局
内モンゴル自治区知識産権局	広西チワン族自治区知識産権局	厦門市知識産権局
吉林省知識産権局	重慶市知識産権局	深圳知識産権局
黒竜江省知識産権局	四川省知識産権局	ハルビン市知識産権局
上海市知識産権局	貴州省知識産権局	西安市知識産権局
江蘇省知識産権局	雲南省知識産権局	武漢市知識産権局
浙江省知識産権局	チベット自治区知識産権局	広州市知識産権局
安徽省知識産権局	陝西省知識産権局	成都市知識産権局
福建省知識産権局	甘粛省知識産権局	南京市知識産権局
江西省知識産権局	青海省知識産権局	杭州市知識産権局
河南省知識産権局	新疆ウイグル自治区知識産権局	

1.4.2. 中国の具体的な支援施策の現状把握

1.4.2.1. 支援施策の概要

（１） 権利取得（出願・審査・登録）のサポート

施策名	中央政府や地方政府による出願補助金
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	出願促進を目的としている。
概要	中国においては、専利権（特許権・実用新案権・意匠権）や商標権などを対象に、国・省・市・区レベルで重複利用が可能な出願補助施策が行われている[143]。事業主体によって、補助の金額や対象は様々である。 近年の傾向としては、外国出願に対する補助は手厚くなる傾向にある。出願補助制度は出願件数の増加に大きく貢献してきたが、特許の量だけでなく質も重視するよう補助要件を改訂する動きも生じている。[144]
対象・要件	中国企業、行政機関、研究機関、個人、 認定を受けた企業（例：ハイテク企業認定）
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	—
実施主体	国家知識産権局、地方知識産権局

施策名	審査期間の短縮
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	権利の審査・登録に要する時間を短縮することで、迅速なビジネス展開をサポートす

143 南京畅科知识产权代理有限公司　ウェブサイト
http://www.njchangkeip.com/NEWS/156/415

144 上海修订专利资助办法 专利申请变促量为提质（中国知识产权报社）
http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=111675

	る。
概要	中国では知的財産権の出願数増加に伴い、審査・登録に時間を要していた。近年は、専利審査協作センター[145]や商標審査協作センター[146]のほか、知識産権快速権利保護センター[147]や知識産権保護センター[148]を各地に設けることによって、審査期間の短縮を図っている。商標の審査登録期間については、2020 年までに 4 か月以内とする作業計画が開始している。[149]
対象・要件	中小企業や認定などを受けた企業（例：ハイテク企業認定）
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	中国における知的財産の出願件数増加に大きく貢献してきている。
実施主体	国家知識産権局、地方知識産権局

（２）　紛争解決、取締り強化

施策名	多元的な紛争解決の促進
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施
目的	紛争解決手段の多様化を図り
概要	多発する知的財産訴訟に対して、量的な対応、質的な改善を図るべく、知財高裁や巡回裁判所の設立が進んだほか、最高人民法院における知識産権法廷の設置[150]が予定されている。また、インターネット法院を設立する動きや、電子証拠プラットフォームを整備する動きがあり、主に電子商取引に関する訴訟コストの抑制が期待される。 侵害予防などの取組としては、知的財産権の重大な信用喪失者に対する共同処罰に関する覚書が締結され[151]、違反内容を信用記録と紐づけることで「企業・個人に対し

145 専利審査協作センターウェブサイト　http://www.pecc.zhiye.com/
146 商標審査協作センター　http://www.tdtm.com.cn/?app.html
147 「知識産権快速権利保護センター：特定地域の重点的優位産業の専利（意匠）出願について、集中審査、迅速な調停を実施」（JETRO 北京提供資料より）
148 「知識産権保護センター：特定地域の重点的優位産業の専利出願（発明含む）について、早期審査と権利確定、早期権利擁護などを実施。」（JETRO 北京提供資料より）
149 商標登録利便化改革 3 か年攻略計画（2018～2020 年）
150 中国法令アップデート（ANDERSON MORI & TOMOTSUNE）
https://www.amt-law.com/asset/pdf/bulletins7_pdf/190201_09.pdf
151 印发《关于对知识产权（专利）领域严重失信主体开展联合惩戒的合作备忘录》的通知（国家知识产权局）
http://www.sipo.gov.cn/gztz/1134306.htm

	て、企業債券の発行や他の資金調達手段、不動産購入、国有資産取引を制限するなど、各政府当局を通じて計 33 項の共同処罰を講じることができる」[152]よう取り組まれる予定である。福建省厦門市では同取り組みを具体的に進める動きが生じている。[153] 今後の知的財産権の保護については、「厳、大、速、同」の面で着手される見込みである。「『厳』は厳格な保護で、主に専利法と著作権法の改正推進と、懲罰的損害賠償の全面的な導入が含まれる。『大』は大局的な見地に基づいた保護で、行政法執行と司法保護の強化、仲裁調停手段の活用などによる全面的な保護体制の構築などが中心となっている。『速』は、全国に点在する 19 の知的財産権保護センターを活用して迅速な審査、登録、保護を図ることで、『同』は国内外企業、大企業や中小企業を含む各種類の権利主体を同一視し、平などな保護の実現に取り組むこと」[154]とされている。
対象・要件	中国企業
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） 〇その他（紛争解決の社会システム整備）
実績	―
実施主体	人民法院、国家知識産権局、地方知識産権局、地方政府

（３） 海外展開支援、貿易振興

施策名	海外展開におけるリスク排除
施策分類	〇知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	一帯一路構想を背景に、中国企業の海外展開をサポートすることを目的とする。
概要	中国国内で開催される国際的な展示会や博覧会において、知財保護窓口[155]や専門法廷[156]が設置される動きがあり、迅速な権利行使や紛争解決が図られている。 海外展開に係る紛争解決については、調停システムの体制構築が進められており、自

152 JETRO 北京事務所知的財産権部　知財ニュース（2018/12/10 号；ジェトロ）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/ipnews/archive/294.pdf
153 「厦門市知的財産権（専利）社会信用建設管理弁法（試行）」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/ipnews/archive/287.pdf
154 JETRO 北京事務所知的財産権部　知財ニュース（2018/9/28 号；ジェトロ）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/ipnews/archive/286.pdf
155 広東省知識産権局、広州「国際美博」で知財保護窓口を設置
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/ipnews/archive/285.pdf
156「輸入博覧会」ための専門法廷、上海西虹橋人民法廷が設立
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/ipnews/archive/287.pdf

	由貿易地区における調停機関[157]や、一帯一路を幅広くカバーする調停プラットフォーム[158]が設立されている。紛争予防の観点では、最高人民法院[159]や上海市高級法院[160]から「一帯一路建設典型的事例」が公表されている。 　発展途上にありながらも、一帯一路構想による経済発展が見込まれる地域については、知的財産に関する社会システムの整備（行政の能力向上）が喫緊の課題となっており、政府機関同士が協力協定を締結する事例が存在する。[161]
対象・要件	中国企業、紛争当事者となった外国企業
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 〇情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 〇専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 　人材育成（研修・セミナー） 〇その他（政府機関連携）
実績	―
実施主体	人民法院、地方知識産権局、地方政府、など

（４）　知的財産活動に関する標準化

施策名	知的財産管理や技術移転に関する標準化
施策分類	知財を活かした海外展開支援 〇知財裾野拡大に向けた普及活動 　支援人材の確保・育成に関する支援 　地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 〇知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	企業における知的財産活動（※）の手順を標準化し、その標準化された手順を準拠・参照してもらうことで、全国の企業に対して知的財産活動の高度化を図る。 　※ここでの知的財産活動とは、製品開発、研究開発、調達、生産、販売・アフターセールスなど事業活動全般を対象に、知的財産権の取得・維持・活用・保護を行うことを指す。
概要	企業の知的財産管理に関して「企業知識産権管理規範（GB/T 29490 – 2013）」が制定されている。国家・省・市などによって知的財産管理の先進企業に認められると、補助施策の優先対象や、表彰の対象となる。[162] 2015 年には「『企業知識

157 中国贸促会四川调解中心（四川自贸区调解中心）
http://www.ccpit-sichuan.org/newshow.aspx?mid=91&id=5334
158 一带一路国际商事调解中心 http://www.bnrmediation.com/
159 http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-44712.html
160 上海发布涉“一带一路”建设典型案例　http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-121861.html
161 JETRO 北京事務所知的財産権部　知財ニュース（2018/8/21 号；ジェトロ）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/ipnews/archive/284.pdf
162 浙江知識産権局、民間企業促進策を発表、知的財産権保護強化へ「企業知的財産権管理規範」の導入促進
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/ipnews/archive/294.pdf

	産権管理規範』の全面的推進に関する指導意見」[163]が国家知識産権局より公表され、標準取得が奨励されている。 　他にも、技術移転サービス規範（Specification for Technology Transfer Services）に関する国家標準 GB/T 34670-2017 も制定されており、技術移転の促進が見込まれる。[164]
対象・要件	中国企業
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 　情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 　専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 　人材育成（研修・セミナー） 〇その他（標準策定）
実績	—
実施主体	国家標準化管理委員会

図表 Ⅲ-58 ：中国における知的財産関連の標準の一部[165]

知的財産領域全般に通じる標準		
1	GB/T 21373-2008	知的財産文献と情報分類のコード
2	GB/T 21374-2008	知的財産と情報分類の基本用語
3	GB/T 29490-2013	企業知的財産管理規範
4	DB11/T 937-2012	企業知的財産管理規範
5	DB21/T 2155-2013	知的財産機構サービス管理規範
6	DB32/T 1204-2008	企業知的財産管理規範
7	DB32/T 1381-2009	知的財産担保融資サービス規範
8	DB44/T 797-2010	イノベーション知識企業における知的財産管理の一般規範
知的財産領域全般に通じる標準～知的財産管理標準～		
1	GB/T 23703.1-2009	ナレッジマネジメントパート１：フレームワーク
2	GB/T 23703.2-2010	ナレッジマネジメントパート２：用語集
3	GB/T 23703.3-2010	ナレッジマネジメントパート３：組織文化
4	GB/T 23703.4-2010	ナレッジマネジメントパート４：ナレッジアクティビティ
5	GB/T 23703.5-2010	ナレッジマネジメントパート５：導入ガイド
6	GB/T 23703.6-2010	ナレッジマネジメントパート６：評価
7	GB/T 23703.7-2014	ナレッジマネジメントパート７：知識分類のための一般要件
8	GB/T 23703.8-2014	ナレッジマネジメントパート８：知識管理システム/システム機能部品

163 知识产权局等八部委出台《关于全面推行〈企业知识产权管理规范〉国家标准的指导意见》（国家知识产权局）http://www.sipo.gov.cn/gwyzscqzlssgzbjlxkybgs/bwdt_zlb/1062754.htm
164 中国 技術移転サービス規範を公布、 2018 年 1 月 1 日より実施（LEXOLOGY）https://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=96716641-1adc-4394-ae07-c8fe20261096
165 『十三五』国家知识产权规划研究　P302, 303 表 11－1 より抜粋・仮訳

（５）　知的財産サービス産業支援

施策名	知的財産サービス産業の振興策
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 〇支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	知的財産活動（創造、活用、保護、管理）を普及・高度化を図るために、「知的財産サービス産業」を業種として定義づけ、知的財産サービス産業の強化を行う。
概要	2010 年、ハイテクサービス業の発展の推進に関する業務の通達が発表された。知的財産サービス業がハイテクサービス業の範疇に追加され、知的財産サービス企業は税負担軽減の対象となった。同年、国務院から「戦略的新興産業の育成及び発展の加速に関する決定」が公表され、知的財産サービス業や技術取引業などのハイテクサービス業の発展を加速させることが、政府の政策目標として掲げられた。その後、知的財産業の育成及び発展の加速に関する指導意見（2012 年）、知的財産サービス標準体系建設の指導意見（2014 年）が発表されている。こうした方針を受け、地域レベルでも知的財産サービス産業の発展計画が策定されるほか[166]、知的財産サービス産業に関する統計調査[167]などが行われている。
対象・要件	知的財産サービス産業に属する法人・個人
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 〇人材育成（研修・セミナー） 〇その他（業種としての定義づけ）
実績	—
実施主体	国務院、国家知識産権局

166 北京市促进知识产权服务业发展行动计划（2018 年-2020 年）
http://www.bjipo.gov.cn/zwxx/zcjd/zcjd/20190118/pc_1086187826178949120.html

167 上海市知識産権局、知的財産権サービス業統計調査を実施
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/ipnews/archive/287.pdf

図表 Ⅲ-59 ：知的財産サービス産業の強化に言及する各種政策など

2008 年 6 月	国家知的財産戦略綱要（国家知识产权战略纲要）
2008 年 7 月	中華人民共和国 科学技術進歩法
2010 年 5 月	ハイテクサービス業の発展の推進に関する業務の通達
2010 年 10 月	戦略的新興産業の育成及び発展の加速に関する決定
2011 年 4 月	国家「十二五」現代サービス業に関する発展計画
2014 年 10 月	科学技術サービス業発展を加速することに関する若干意見[168]
2014 年 12 月	知的財産サービス標準体系建設の指導意見[169]
2015 年 1 月	国家知的財産権戦略の実施強化に関する行動計画（2014～2020 年）
2015 年 12 月	新形勢における知的財産権強国建設の加速に関する若干意見

図表 Ⅲ-60 ：知的財産サービス標準体系フレーム[170]

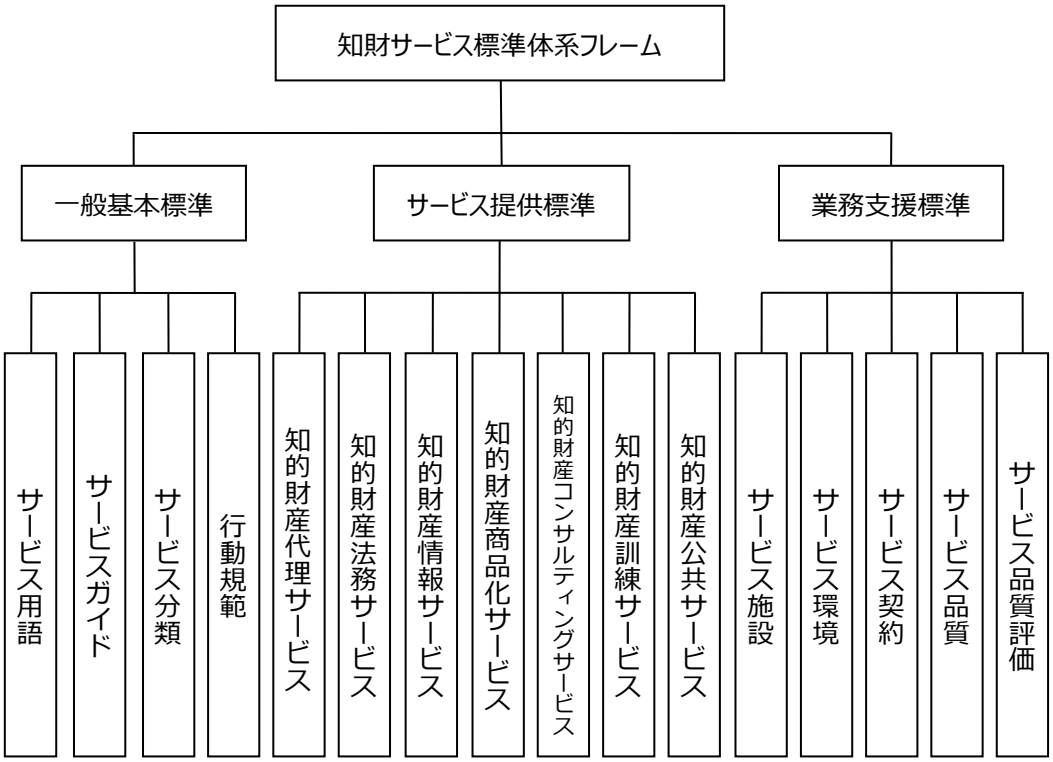

168 国务院关于加快科技服务业发展的若干意见
https://reports.btmuc.com/File/pdf_file/info003/info003_20141202_001.pdf

169 知识产权服务标准体系建设的指导意见（知识产权局、国家标准委、工商总局、版权局）
http://www.sipo.gov.cn/zcfg/zcjd/1020228.htm

170 「知识产权局、国家标准委、工商总局、版权局印发《关于知识产权服务标准体系建设的指导意见》的通知 附件：《关于知识产权服务标准体系建设的指导意见》.doc」を仮訳
http://www.sipo.gov.cn/gztz/1099263.htm

（６）　知財金融、知的財産評価

施策名	知財金融（融資、証券化、保険）
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	中小企業の資金難を乗り越えたイノベーションの促進
概要	知財金融の取組の必要性は、中小企業の資金難解決に関する政策や、イノベーション促進の政策で言及され始めた。今日に至るまで、様々な政策や通達において知財金融について触れられている。「国家知識財産権要網（2008 年）」では、知的財産権の担保融資システムの構築などが言及された。そして、銀行に対して知的財産担保融資を促すために「科技型中小企業信用貸付に対する支持の拡大に関する意見（2010 年）」や「商業銀行の知的財産権担保貸付業務に対する指導意見（2013 年）」が公布された。「知的財産権資産評価指南（2015 年）」を始め、具体的な行動指針も示される中、今日まで中国の知財金融サービスは発展を続けている。 こうした政策・方針や、行政も関与するパイロットプログラム事業によって、各地に知財金融サービス（融資、証券化、保険、など）が生まれてきている。知財金融の各種サービスを立ち上げるポイントとしては、知的財産権の評価機関の存在と、保障機関・リスク保障基金の存在が重要視されている[171]。パイロットプログラムに位置づけられるような知財金融の新サービスについては、公的な資金が投入されているケースも少なくない。
対象・要件	知的財産権を保有する成長可能性ある企業
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） ○その他（知的財産評価）
実績	―
実施主体	知財金融サービスを提供するプラットフォーム、中央・地方政府の関係機関

171 ヒアリング調査より

図表 Ⅲ-61 知財金融の促進に関する各種の政策・通達

2005 年	「中小企業融資業務に関する指導意見」[172]
2007 年	「中小企業与信業務に関する指導意見」[173]
2008 年	「国家知的財産戦略」
2008 年	「科学技術進歩法」
2009 年	「科技型中小企業信用貸付に対する支持の拡大に関する意見」
2010 年	「知的財産権担保融資と評価管理　中小企業の発展の指示に関する通知」
2010 年	「ハイテクサービス業の発展の推進に関する業務の通達」
2010 年	「戦略的新興産業の育成及び発展の加速に関する決定」
2011 年	「国家「十二五」現代サービス業に関する発展計画」
2012 年	「知的財産業の育成及び発展の加速に関する指導的意見」
2013 年	「商業銀行の知的財産権担保貸付業務に対する指導意見」
2014 年	「国家知的財産権戦略の実施強化に関する行動計画（2014～2020 年）」
2015 年	「知的財産管理先進企業」の全面的推進に関する政府規範の指導意見
2015 年	「新形勢における知的財産権強国建設の加速に関する若干意見」
2015 年	「知的財産権資産評価指南」
2016 年	「資産評価業界の無作為検査の詳細規則」
2017 年	「国家技術移転体系建設方案」

（７）　ブランド戦略

施策名	商標ブランド戦略のさらなる実施による中国ブランド建設推進の意見[174]
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 　知財裾野拡大に向けた普及活動 　支援人材の確保・育成に関する支援 ○地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 　知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	公正な商標利用、商標登録円滑化、商標権保護の強化、商標・ブランドの活用推進、商標・ブランドの国際化推進を目的とする。
概要	国家知識産権局の商標局において、商標ブランド戦略発展報告[175]をまとめ、各地の商標・ブランドに関する定量データや取組事例をまとめている。中国の各省・市において、商標ブランド戦略が策定されており[176]、そうした取組を進める際の基礎資料や、進捗管理の位置づけとなる。
対象・要件	商標・ブランドを推進する関係機関や企業
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 　専門人材派遣（ノウハウ提供・助言）

172 中国銀行保険監督管理員会ウェブサイト　http://www.cbrc.gov.cn/chinese/newIndex.html
173 中国銀行保険監督管理員会ウェブサイト　http://www.cbrc.gov.cn/chinese/newIndex.html
174 工商总局关于深入实施商标品牌战略 推进中国品牌建设的意见 （国家知识产权局）
http://sbj.saic.gov.cn/zcfg/sbgfxwj/201707/t20170714_267628.html
175 商标统计 （国家知识产权局）http://sbj.saic.gov.cn/sbtj/
176 商标品牌战略（国家知识产权局）http://sbj.saic.gov.cn/ppzl/

	人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	―
実施主体	国家知識産権局　商標局

施策名	地理的表示に特化したポータルサイト[177]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 ○地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	地理的表示の活用促進や、最新動向に関する情報提供を目的としている。
概要	地理的表示に関する対象産品や承認を受けた法人について情報掲載するほか、最新動向や関連法規に関しても情報が提供されている。
対象・要件	地理的表示を導入する可能性のある中国企業
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	―
実施主体	国家知識産権局

（８）　特定産業（ハイテク企業、文化技術ビジネス）

施策名	特定のビジネス領域における企業への支援
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	国や地域の成長につながるビジネスの振興を優先的に支援することを目的とする。
概要	ビジネスの中心となる知的財産権を保有し、国の重点支援分野に属する企業については、税制優遇のほか、知的財産に関する他の補助施策において優先採択される場合がある。ハイテク企業認定管理弁法では、次の 8 分野が重点分野として 1.電子情報技術 2.バイオと新医薬技術 3.航空・宇宙産業技術 4.新素材技術 5.ハイテクサービス業 6.新エネルギー及び省エネ技術 7.資源及び環境技術 8.ハイテクによる伝統産業革新が設定されている。

[177] China Protected Geographical Indication Products ウェブサイト http://www.cgi.gov.cn/Special/

	近年、文化産業（伝統産業やコンテンツ産業）と、ものづくり産業（製造業）が融合したビジネス領域に取り組む企業を「文化科技企業」と定義し、この領域を後押しする政策が地方政府主導で行われている。[178]
対象・要件	ハイテク企業、文化科技企業
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） ○その他（認定）
実績	―
実施主体	地方知識産権局、地方政府

（９） その他

施策名	PR キャンペーン
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	マスメディアへの露出を意識したイベントや、全国一斉キャンペーンの実施により、知的財産に関する意識啓発を目的とする。
概要	中国専利奨頒奨大会[179]では、中国専利賞の表彰を大々的に行っており、知的財産（専利）に対する関心の向上を図っている。国家知的財産広報ウィーク（4 月実施）[180]や、国家知識産権局専利ウィークイベント （12 月実施）[181]では、期間を限定し、全国各地で一斉に広報活動やシンポジウムを展開している。
対象・要件	中国企業
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） ○人材育成（研修・セミナー） ○その他（広報イベント）
実績	―
実施主体	国家知識産権局、地方知識産権局

178 北京における文化科学技術の統合と発展の促進に関するいくつかの意見 http://www.xinhuanet.com/tech/2018-01/15/c_1122257631.html
179 中国専利奨頒奨大会ウェブサイト http://www.cnipa.gov.cn/ztzl/zgzlj/index.html
180 全国知识产权宣传周（4 月）ウェブサイト http://www.cnipa.gov.cn/ztzl/qgzscqxzz/index.html
181 中国专利周（11 月）（国家知识产权局） http://www.sipo.gov.cn/pub/old/sipo2013/ztzl/zgzlz_x/index.html

施策名	知的財産権関連会計情報開示規定
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 〇知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	知的財産権に関する会計情報の開示を規範化し、企業における知的財産権の管理強化を目的とする。
概要	企業に対して無形資産として認識される知的財産関連の会計情報をカテゴリー別に開示することを求めるもの。企業が実際の状況に応じて、知的財産権の応用状況や、重大取引事項に関わる知的財産権の当該取引への影響及びリスク分析などの知的財産権情報を自発的に開示することができるとしている。[182]
対象・要件	中国企業
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） 〇その他（会計ルールの変更）
実績	―
実施主体	財政部、国家知識産権局

施策名	先進プログラムの展開イメージ共有策
施策分類	知財を活かした海外展開支援 〇知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	パイロットプログラム（先進的な取組み）の普及シナリオの見える化。
概要	中国において先進的な取組が行われる際には、他地域への展開シナリオに関してイメージ共有を図るために「１＋N」という表現が用いられる。例えば、知的財産権運営サービスシステムは「１＋２＋２０＋N」の考え方[183]で展開シナリオが表現されている。
対象・要件	取組みに関係する組織
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 〇情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど）

[182] JETRO 北京事務所知的財産権部　知財ニュース（2018/11/28 号；ジェトロ）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/ipnews/archive/292.pdf
[183]国家知识产权局 資料
http://www.sipo.gov.cn/docs/pub/old/wxfw/zlwxxxggfw/gyjz/gyjzkj/201604/P020160407338288747997.pdf

	専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　）
実績	―
実施主体	国家知識産権局など

1.4.2.2. 支援施策の評価方法の整理

（１）　施策実施の効果測定・評価の考え方

「国家知的財産戦略を深化させて実施する行動計画（2014 － 2020 年）」や、「十三五国家知的財産権保護と運用計画」では、出願件数や平均維持期間だけでなく、知的財産サービス産業収入や知的財産担保融資額といった定量データによって進捗管理がなされる。

また、別のアプローチとしては、各種の定量データを４区分（創造、運用、保護、環境）した、「知識産権発展状況評価指標」を用いて、知的財産発展度に関する国レベルでの経年変化や、地域の相対比較を行っている。

（２）　結果の活用の考え方

「国家知的財産戦略を深化させて実施する行動計画（2014 － 2020 年）」や、「十三五国家知的財産権保護と運用計画」については、有識者会議が開催され、指標の変化について議論すると共に、新たな施策についても検討がなされている。

「知識産権発展状況評価指標」については、地域の相対比較がおこなわれるため、各地に成長意識（競争意識）が生まれることを狙っているものと考えられる。

図表 Ⅲ-62 ：2014 年から 2020 年までの知的財産戦略の実施に関する主な予測指標

指標	2013 年	2015 年	2020 年
１万人あたりの発明特許所有量（件）	4	6	14

特許協力条約に基づく特許出願件数（万個）	2.2	3	7.5
国内発明特許の平均維持期間（年）	5.8	6.4	9
作品の著作権登録量（万件）	84.5	90	100
コンピュータソフトウェアの著作権登録量（万件）	16.4	17.2	20
国家技術市場登録されている技術契約取引総額（兆元）	0.8	1	2
年間知的財産権担保融資額（億元）	687.5	750	1800
専有権利使用費と特許費の輸出収入（1 億ドル）	13.6	20	80
知的財産サービス業の営業収入年間成長率（%）	18	20	20
知的財産保護の社会的満足度（分）	65	70	80
発明特許出願における平均実体審査期間（月）	22.3	21.7	20.2
商標登録までの平均審査期間（月）	10	9	9

図表 Ⅲ-63 ：十三五国家知的財産権保護と運用計画における指標

指標	2015 年	2020 年	累計増加量
1 万人あたりの発明特許所有量（件）	6.3	12	5.7
PCT 特許出願量（万件）	3	6	3
植物新品種の申請総量（万件）	1.7	2.5	0.8
全国作品登録数（万件）	135	220	85
年間知的財産権担保融資額（億元）	750	1800	1050
コンピュータソフトウェア著作権の登録数（万件）	29	44	15
指定規模以上の製造業における 売上 1 億元あたりの有効な発明特許の数（件）	0.56	0.7	0.14
知的財産権使用料の輸出額（1 億米ドル）	44.4	100	55.6
知的財産サービス業の営業収入年間成長率（%）	20	20	–
知的財産保護の社会的満足度（分）	70	80	10

注：知的財産権使用料の輸出額は 5 年間の累積値。

図表 Ⅲ-64 ：知的財産発展状況評価指標[184]

区分		№	項目名	データ元	2010年	2016年	2017年
創造	数量	1	専利権付与量（件）	国家知識産権局	740,620	1,611,911	1,720,828
		2	商標登録量（件）	国家知識産権局商標局	1,158,908	2,119,032	2,576,708
		3	著作権登録量（件）	国家版権局	441,539	2,003,890	2,747,353
		4	植物新品種権利付与量（件）	農村農林部、林業草原局	681	2,011	1,532
		5	集積回路配置図設計登録数（件）	国家知識産権局	920	2,008	2,572
	品質	6	発明専利出願比率（%）	国家知識産権局	26	36	35
		7	専利維持率（%）	国家知識産権局	58	56	60
		8	発明専利の平均維持期間（年）	国家知識産権局	6	6	6
		9	PCT国際専利申請受付量（件）	国家知識産権局	11,468	41,166	47,492
		10	マドリッド商標国際登録申請量（件）	国家知識産権局商標局	1,928	3,014	6,628
	効率	11	発明専利の所有数（1万人当たり）	国家知識産権局（中国統計年鑑）	2	8	10
		12	発明専利付与数あたりの研究開発費（件/千万元）	国家知識産権局（中国科学技術統計年鑑）	1	2	2
		13	市場関係者100人当たりの有効登録商標数（件/100者）	国家知識産権局商標局	8	13	12
		14	GDP100億元当たりの特許出願量（件/百億元）	国家知識産権局（中国統計年鑑）	1	3	5
運用（活用）	規模	15	専利実施許諾契約数（件）	国家知識産権局	314	479	472
		16	専利申請と専利権移転数（件）	国家知識産権局	8,309	2,004	1,738
		17	商標実施許諾契約数（件）	国家知識産権局商標局	5,974	137,897	194,843
		18	技術市場取引契約数（項）	（中国科学技術統計年鑑）	22,149	18,211	30,428
		19	商標移転数（件）	国家知識産権局商標局	213,752	307,132	320,437
		20	図書（出版物）輸出数（件）	国家版権局	64,171	163,676	197,762
		21	版権輸出品種数（種）	国家版権局	806,391	4,326,930	7,168,420
	収益	22	専利権担保融資額（万元）	国家知識産権局	442,027	289,662	336,327
		23	専利実施許諾契約額（万元）	国家知識産権局	1,453,066	6,498,800	3,702,200
		24	商標独占権担保融資額（万元）	国家知識産権局商標局	-	337,572	297,448
		25	GDPに占める中核的版権業の付加価値（%）	国家版権局	4	4	5
		26	ソフトウェアビジネスの輸出額（1万USドル）	（中国統計年鑑）	2,673,526	4,948,703	4,994,608
		27	技術市場取引高（万元）	（中国統計年鑑）	30,390,024	98,357,896	114,069,816
保護	司法保護	28	法院の新規受理した知的財産第一審事件数（件）	最高人民法院	49,502	152,072	213,480
		29	法院の結審した知的財産第一審事件数（件）	最高人民法院	48,043	146,664	202,970
		30	法院における知的財産事件の平均結審率（%）	最高人民法院	-	-	-
		31	法院における知的財産事件の平均賠償額（万元）	最高人民法院	-	-	-
		32	検察が逮捕承認した知的財産権侵害の犯罪事件数（件）	最高人民検察	1,566	2,251	2,510
		33	検察が逮捕承認した知的財産権侵害の犯罪者数（人）	最高人民検察	5,081	3,797	4,272
		34	知的財産権侵害の犯罪事件起訴数（件）	最高人民検察	1,697	3,863	3,880
		35	知的財産権侵害の犯罪者起訴人数（人）	最高人民検察	8,802	7,059	7,157
	行政保護	36	専利行政保護指数（分）	国家知識産権局	1,453	48,207	66,315
		37	商標行政保護指数（分）	国家知識産権局商標局	2	1	2
		38	著作権行政保護指数（分）	国家版権局	2	1	1
		39	知的財産権 税関行政保護指数（分）	海関総署	10,645	27,873	20,094
	保護効果	40	研究開発投入費のGDP比率（%）	（中国科学技術統計年鑑）	2	2	2
		41	申請専利に対して一定規模以上の工業企業が占める割合（%）	国家知識産権局	10	14	16
		42	登録商標の更新率（%）	国家知識産権局商標局	77	47	53
		43	知的財産使用料（1万USドル）	（中国統計年鑑）	1,149,472	2,310,697	2,514,078
環境	制度	44	知的財産権の法規・規制数（部）	北大法宝	119	146	147
		45	知的財産戦略計画数（部）	北大法宝	201	493	515
	サービス	46	知的財産サービス業の機関数（者）	国家知識産権局 国家知識産権局商標局 林業草原局	5,641	29,038	35,161
		47	知的財産サービス業の人員数（人）	国家知識産権局 林業草原局	6,511	14,247	15,774
	意識	48	人口1万人あたりの専利申請受理数（件/万人）	国家知識産権局（中国統計年鑑）	8	24	25
		49	人口1万人あたりの商標出願数（件/万人）	国家知識産権局（中国統計年鑑）	7	26	39
		50	人口1万人あたりの著作権登録数（件/万人）	国家版権局（中国統計年鑑）	3	15	20
		51	知的財産保護満足度（%）	知的財産保護社会満足度調査	64	72	77
		52	知識産権局のウェブサイト訪問量（回）	国家知識産権局	880,000,349	293,580,000	266,007,057

184 国家知識産権局知識産権発展研究センター「2017 年中国知識産権発展状況評価報告」を再編加工
http://www.sipo.gov.cn/docs/20180626163309943315.pdf

1.4.3. 知財活用支援施策の今後

1.4.3.1. 課題・問題点の整理

従来からの課題である権利登録までの期間、権利執行の費用対効果、迅速で質の高い紛争解決、模倣品問題などに対処しているものの、継続的な取組が引き続き求められている。

一帯一路構想の推進に伴って中国企業の海外展開促進が見込まれる中、海外進出のサポート（紛争の予防・解決など）のニーズが高まることが予想されている。一帯一路のルート上にあるものの、知的財産権の取得や活用が盛んではない地域、特に経済発展の途上段階にある地域などでは、地域として知的財産行政や知的財産活動の活性化・高度化が求められている。

また、知的財産経営を高度化するための「知的財産サービス産業」の振興と高度化、イノベーションの促進や中小企業振興のための「知財金融サービス」の普及もまた、継続的な取り組み課題である。

1.4.3.2. 解決に向けた動向（今後計画・予定されていること）

知的財産権の効力を高めようと専利法の改正に向けて、草案が採択されている状況にあり、意匠保護期間の延長や部分意匠の導入、損害賠償額の引き上げ、行政執行の権限強化などが見込まれる。これまで、知的財産創出の促進、出願件数の増加など、「量」の観点が重要視されてきていたが、今後は、知的財産権の「質」についても一層重視されるようになり、政策に対する指標設定や補助施策の在り方補助要件などについての捉え方が変化する可能性がある。

海外展開をサポートする取り組みが各地で展開されている一方、政府としては海外知的財産権支援センターの設立[185]を検討している。

知財金融に関するサービスは一部地域にとどまっている状況のため、中国国内への展開が求められている状況にある。知財金融の普及後押しと、国内外からの投資の呼び込みを意識して、中国独自の「都市におけるビジネス環境評価」[186]が設計される流れとなっており、銀行融資、税、知的財産保護の観点も重視した評価内容となる見込みである。

---

[185] 热点一周速递|十三届全国人大二次会议表决通过外商投资法(人 民 网)
http://ip.people.com.cn/n1/2019/0315/c179663-30978002.html

[186] JETRO 北京 CHINA IP Newsletter「中国独自の都市におけるビジネス環境評価を知財ソフトを重視　世界銀行の都市環境評価とは別の評価軸[186]を検討か」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/ipnews/archive/294.pdf

1.5. 韓国

1.5.1. 韓国の中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯

1.5.1.1. 知的財産面の体制の概要（日本との相違点を簡潔に整理）

（１） 韓国の知的財産監督官庁

韓国の産業財産権は、特許権、実用新案権、デザイン権（意匠権）、商標権、著作権、著作隣接権、データベース著作権などがあり、特許、実用新案、デザイン商標、著作権については、特許法、実用新案法、デザイン保護法、商標法、著作権法により規定されている[187]。また、新知識財産権として、不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律、半導体集積回路の配置設計に関する法、種子産業法があり、その他関連法として弁理士法、発明振興法、特許管理特別会計法、関税法、不公正貿易行為調査及び産業被害救済に関する法律、産業技術の流出防止及び保護に関する法律、対外貿易法、技術移転及び事業化促進に関する法律、コンテンツ産業振興法、映画・ビデオ物の振興に関する法律音楽産業振興に関する法律、ゲーム産業振興に関する法律などがある。

韓国特許庁（Korean Industrial Property Office : KIPO）が特許権、実用新案権、デザイン権、商標権などを管轄し、韓国著作権委員会が著作権、著作隣接権、データベース著作権などを管轄している[188]。

KIPO は 2018 年 1 月 11 日に、「2018 年に新しく変わる知的財産制度・支援施策」を発表した。この取組は、第 4 次産業革命関連分野における早期の権利化支援と、中小・ベンチャー企業における知的財産の競争力強化および韓国国民向けサービスの改善などに重点を置いている[189]。また、その後継にあたる「2019 年に新たに変わる知的財産制度・支援施策」を 2019 年 1 月発表した。この内容は、イノベーション成長支援や公正経済の実現に対する制度・施策を明示したもので、2019 年 1 月より実施される施策などが記載されている[190]。

（２） 韓国の知的財産関連機関

韓国の知的財産関連機関について、KIPO の主な傘下機関としては、韓国における知的財産（IP）の専門家、特に KIPO の審査官および試験審査官、特許弁護士、企業の知的財産管理者、大学や研究所の研究者の育成を担う専門機関（International Intellectual Property Training Institute: IIPTI）、知的財産の活用促進などの様々な施策を担当する韓国発明振興協会（Korean Invention Promotion Association ：KIPA）、韓国の特許情報の活用促進（検索および分析サービスほか）を担う韓国特許情報院（Korean Institute of Patent Information ：KIPI）があり、このほか、韓国弁理士協会(KPAA)、アジア弁理士協会韓国グループ（The Asian Patent Attorneys Association Korea Group ：APAA）、国際知的財産弁護士連盟（International Federation of Intellectual Property Attorneys ：FICPI）、知的財産保護協会（International Association for the Protection of IP ：AIPPI）、韓国知的財産協会（Korea INtellectual Property Association ：KINPA）、韓国知的財産院（Korea Institute of

---

[187] 韓国知的財産基礎情報（JETRO ソウル事務所　知財チーム）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/tab2/201812.pdf
[188] JETRO ウェブサイト　https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/invest_08.html
[189] JETRO ウェブサイト　https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/article/790ddac43ff9abe9.html
[190] JETRO ウェブサイト　https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/article/e882e4dd0984562b.html

Intellectual Property ：KIIP)、韓国知識財産保護院（Korea Intellectual Property Protection Agency：KOIPA）などの機関がある[191]。

また、関係機関として、韓国企業の海外展開や海外でのビジネスをサポートする韓国貿易投資振興公社（Korea Trade-Investment Promotion Agency：KOTRA）がある[192]。

[191] KIPO ウェブサイト
http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=97002&catmenu=ek07_06_01
[192] KOTRA ウェブサイト　http://www.kotra.or.kr/kh/main/customerMain.do

1.5.1.2. 知的財産権の出願・登録件数

（１） 韓国の産業財産権の出願件数

図表 Ⅲ-65 ：特許出願件数[193]

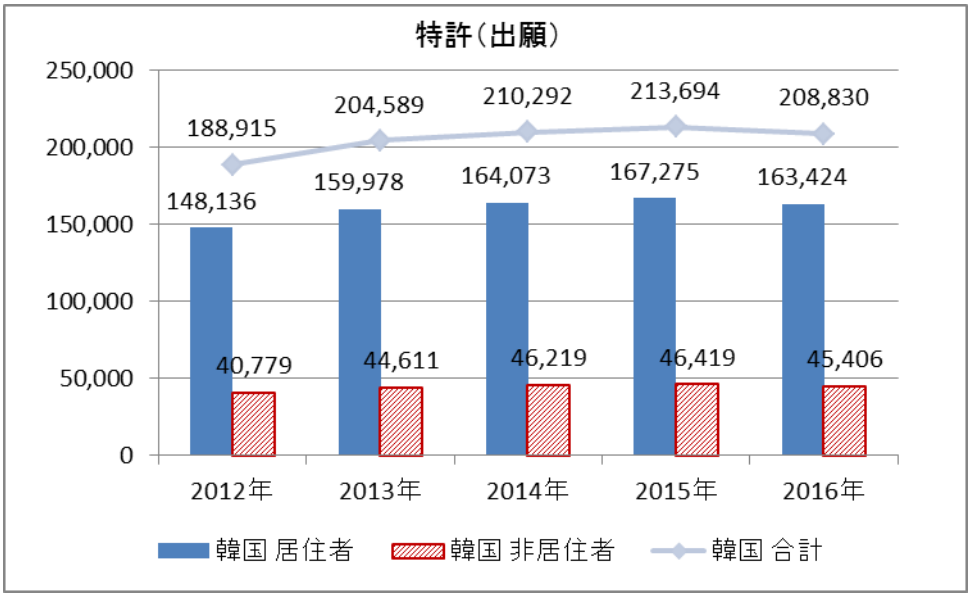

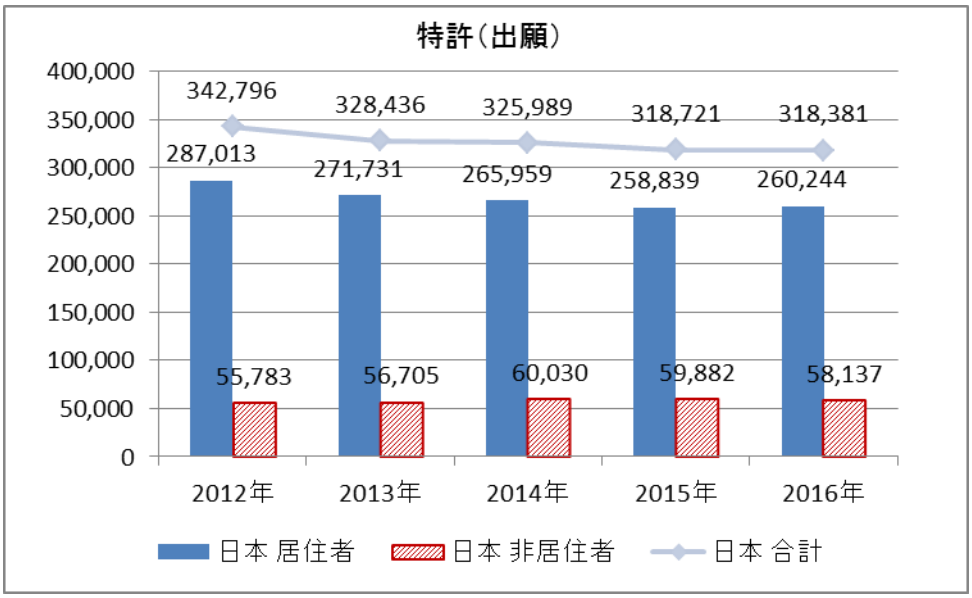

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、韓国では非居住者に対して居住者は 3 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 5 倍程度であった。
- 居住者の特許出願件数について、韓国と日本を比較すると 2012 年は日本の方が 2 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 1.6 倍程度まで小さくなっている。

[193] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

・ 韓国の特許出願件数について、5 年間の推移をみると、2012～2015 年は緩やかに増加しており、2016 年は微減へ転じた。韓国居住者および非居住者双方に同じ傾向が確認できる。
（参考）日本の特許出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2015 年は緩やかに減少しており、2016 年に微増している。他方、非居住者は 2014 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-66 ：実用新案出願件数[194]

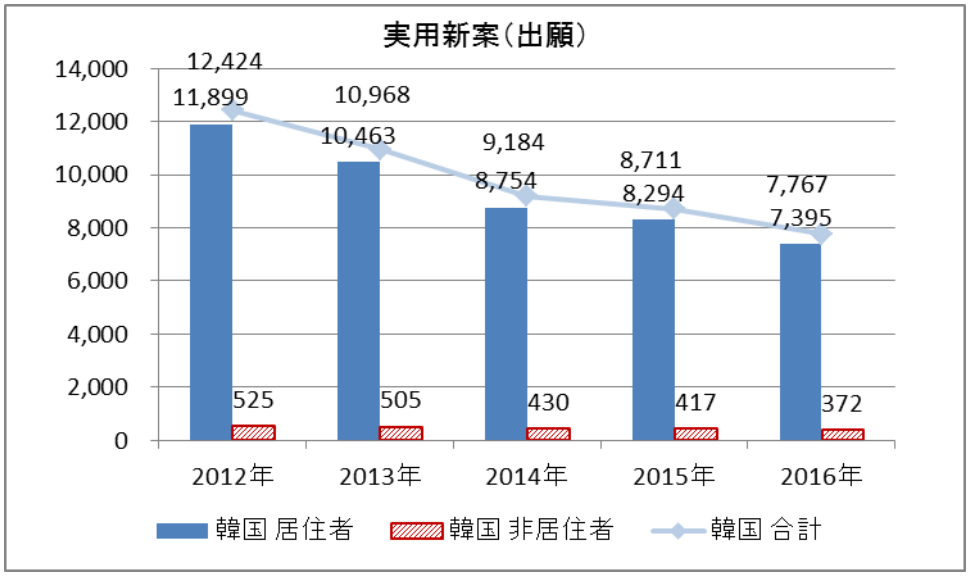

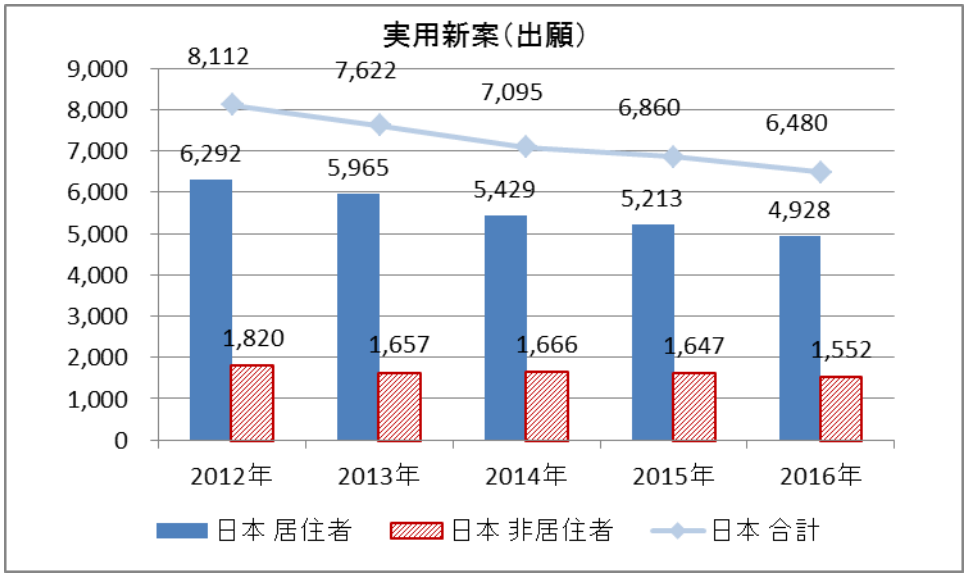

・ 居住者と非居住者の件数を比較すると、韓国では平均すると非居住者に対して居住者は 21 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 3 倍程度であった。
・ 居住者の実用新案出願件数について、韓国と日本を比較すると 2012 年は韓国の方が 1.9 倍程

194 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

度多かったが、2016 年にはその差が 1.5 倍程度まで小さくなっている。

・ 韓国の実用新案出願件数について、5 年間の推移をみると、減少している。韓国居住者および非居住者双方に同じ傾向が確認できる。

（参考）日本の実用新案出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。他方、非居住者は 2012～2013 年は減少しており、2014 年に微増しているが、その後再び減少している。

図表 Ⅲ-67 ：意匠出願件数[195]

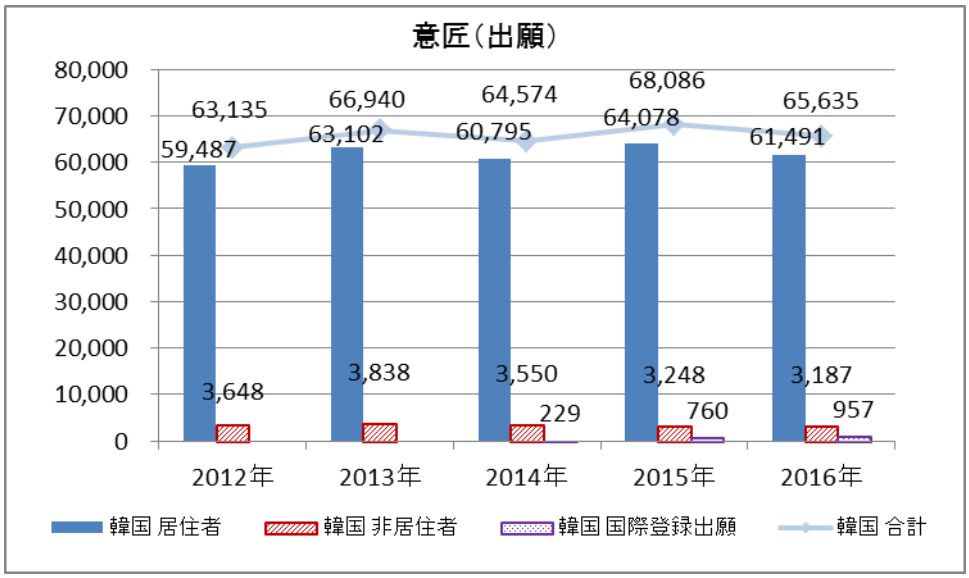

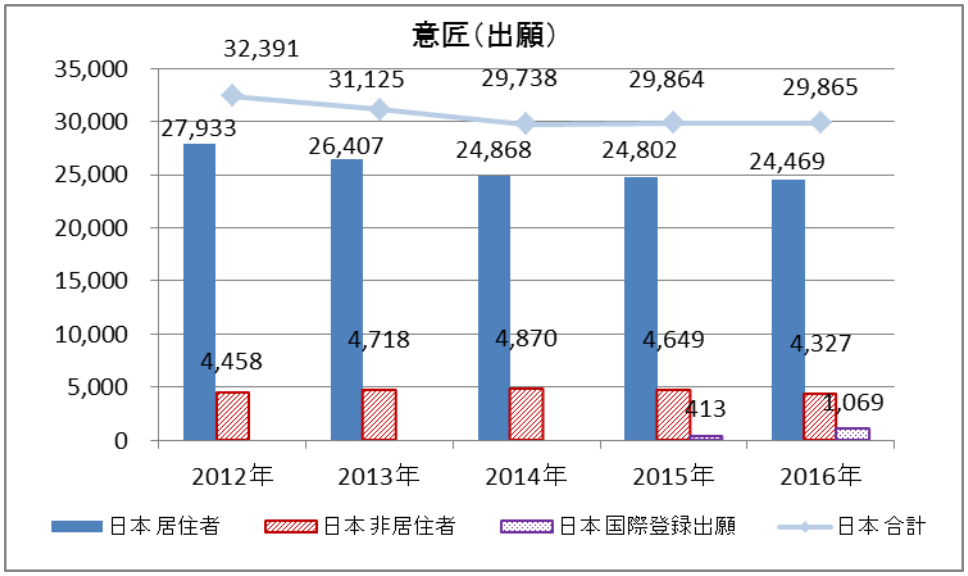

・ 居住者と非居住者の件数を比較すると、韓国では非居住者に対して居住者は、2012 年には 16 倍程度多かったが、2016 年には 19 倍程度まで増えている。なお、日本では非居住者に対し

195 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

て居住者は 6 倍程度であった。

- 居住者の意匠出願件数について、韓国と日本を比較すると 2012 年は韓国の方が 2.1 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 2.5 倍程度まで大きくなっている。
- 韓国の意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、多少の増減はあるものの横ばい傾向である。居住者にも同じ傾向が確認できる。非居住者については、2013 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2014～2016 年は増加している。

（参考）日本の意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2014 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-68 ：商標出願件数[196]

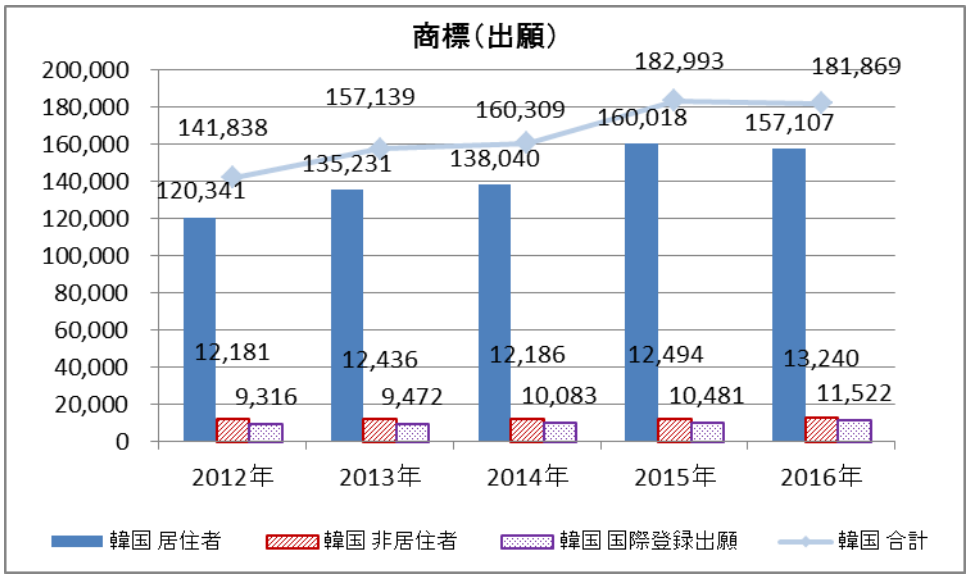

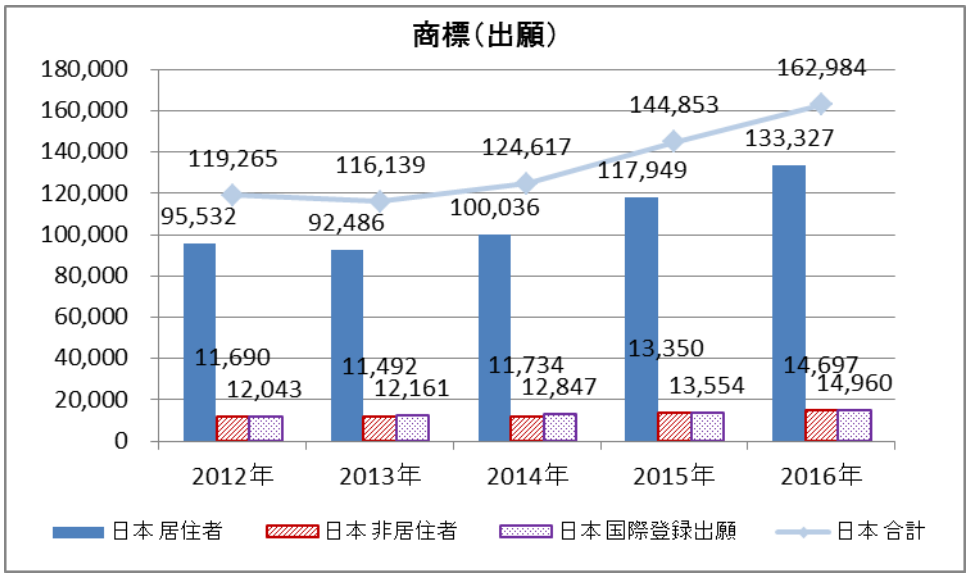

196 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、韓国では平均すると非居住者に対して居住者は 11 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 9 倍程度であった。
- 居住者の商標出願件数について、韓国と日本を比較すると 2012 年は韓国の方が 1.3 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 1.2 倍程度まで微減している。
- 韓国の商標出願件数について、5 年間の推移をみると、2015 年をピークに減少に転じている。居住者にも同じ傾向が確認できる。非居住者については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少し、その後は再び増加している。国際登録出願については、緩やかに増加している。

  （参考）日本の商標出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は減少しているが、その後は増加している。非居住者も同じ傾向が確認できる。国際登録出願については、緩やかに増加している。

（２） 韓国の産業財産権の登録件数

図表 Ⅲ-69 ：特許登録件数[197]

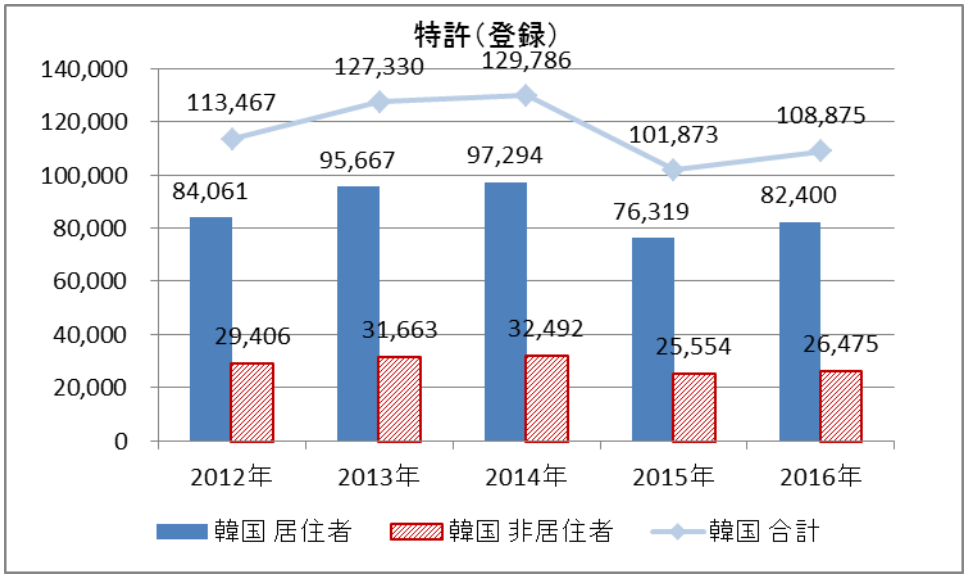

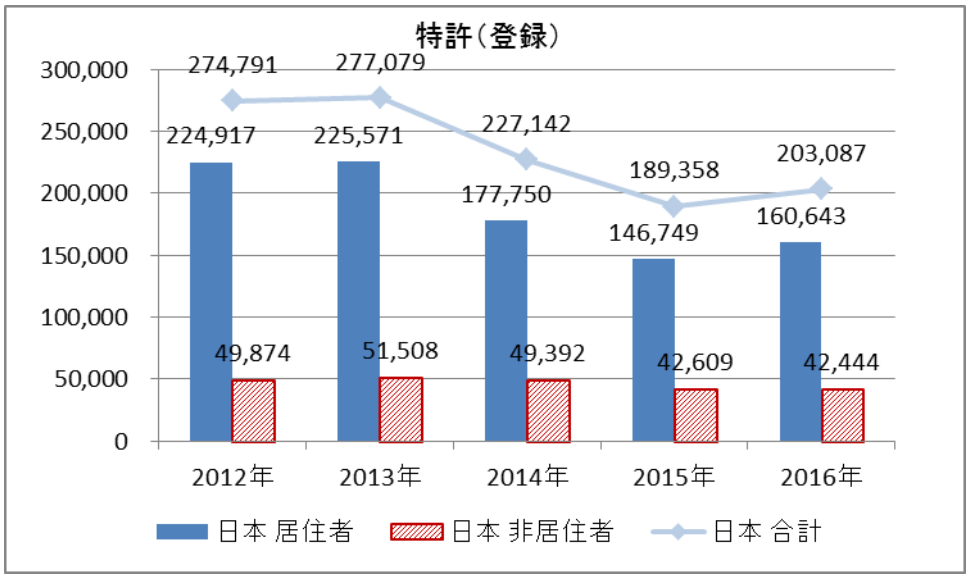

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、韓国では平均すると非居住者に対して居住者は 3 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 4 倍程度であった。
- 居住者の特許登録件数について、韓国と日本を比較すると 2012 年は日本の方が 2.7 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 1.9 倍程度まで小さくなっている。
- 韓国の特許登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2014 年は増加しているが、2015 年は減少へ転じ、2016 年は再び増加へ転じた。韓国居住者および非居住者双方に同じ傾向が確認できる。

197 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

（参考）日本の特許出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は微増しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年に再び増加へ転じている。他方、非居住者は 2013 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-70 ：実用新案登録件数[198]

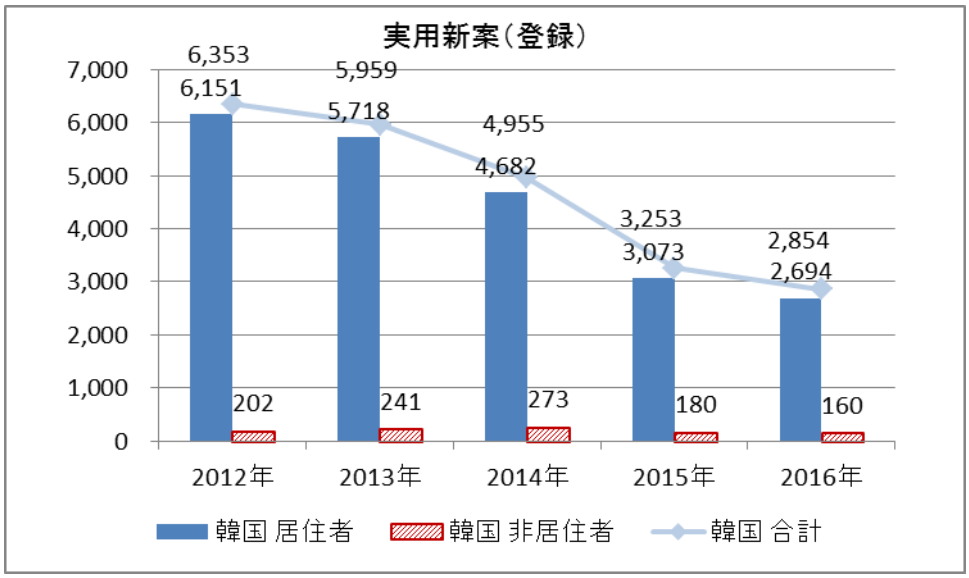

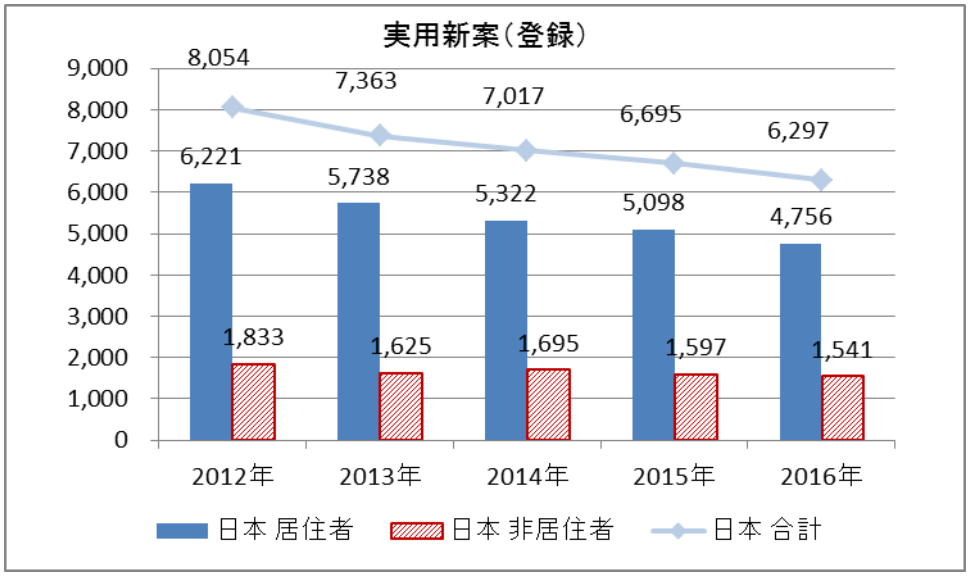

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、韓国では非居住者に対して居住者は、2012 年には 30 倍程度多かったが、2016 年には 17 倍程度まで小さくなっている。なお、日本では非居住者に対して居住者は 3 倍程度であった。
- 居住者の実用新案登録件数について、韓国と日本を比較すると 2012 年は双方とも同じ程度であったが、2016 年には日本の方が 1.8 倍程度多くなっている。

198 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

・ 韓国の実用新案登録件数について、5 年間の推移をみると、減少している。居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、非居住者は、2012～2014 年に増加しており、その後減少に転じている。

（参考）日本の実用新案登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。他方、非居住者は 2012～2013 年は減少しており、2014 年に微増しているが、その後再び減少している。

図表 Ⅲ-71 ：意匠登録件数[199]

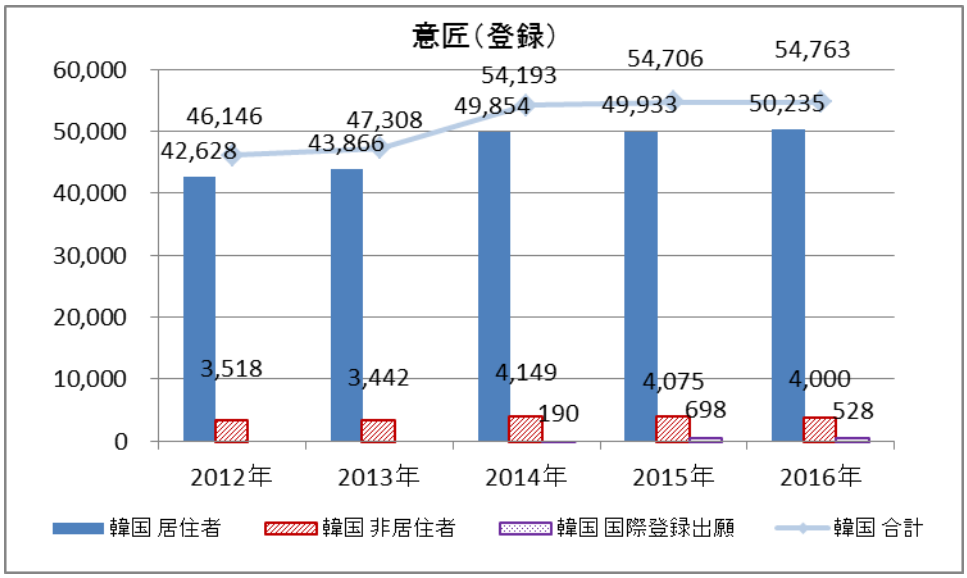

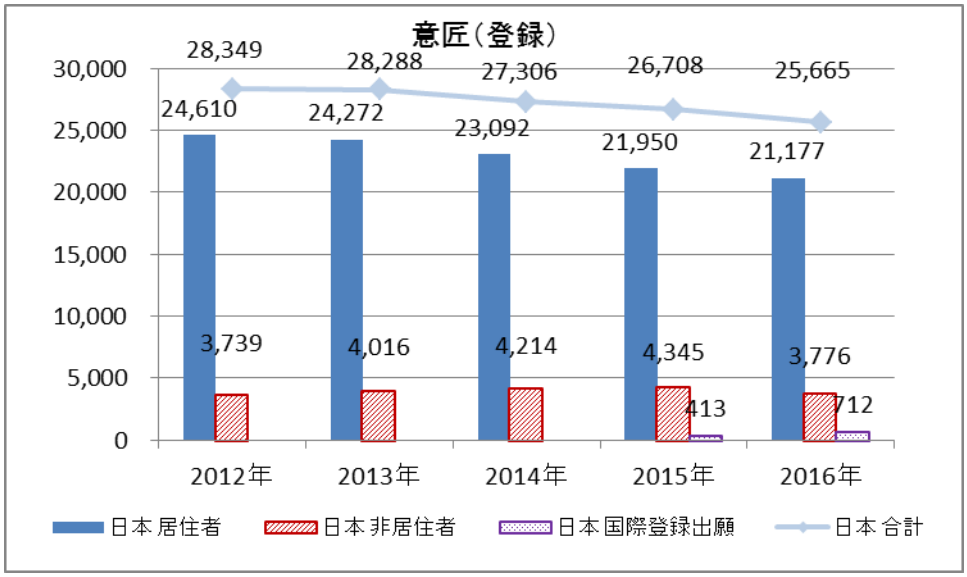

・ 居住者と非居住者の件数を比較すると、韓国では平均すると非居住者に対して居住者は 12 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 6 倍程度であった。

199 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

- 居住者の意匠登録件数について、韓国と日本を比較すると 2012 年は韓国の方が 1.7 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 2.4 倍程度まで大きくなっている。
- 韓国の意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、増加している。居住者にも同じ傾向が確認できる。非居住者については、2012～2013 年は減少しているが、2014 年に一旦増加し、その後再び減少に転じている。国際登録出願については、2014～2015 年は増加しており、2015～2016 年は減少している。

  （参考）日本の意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2015 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-72 ：商標登録件数[200]

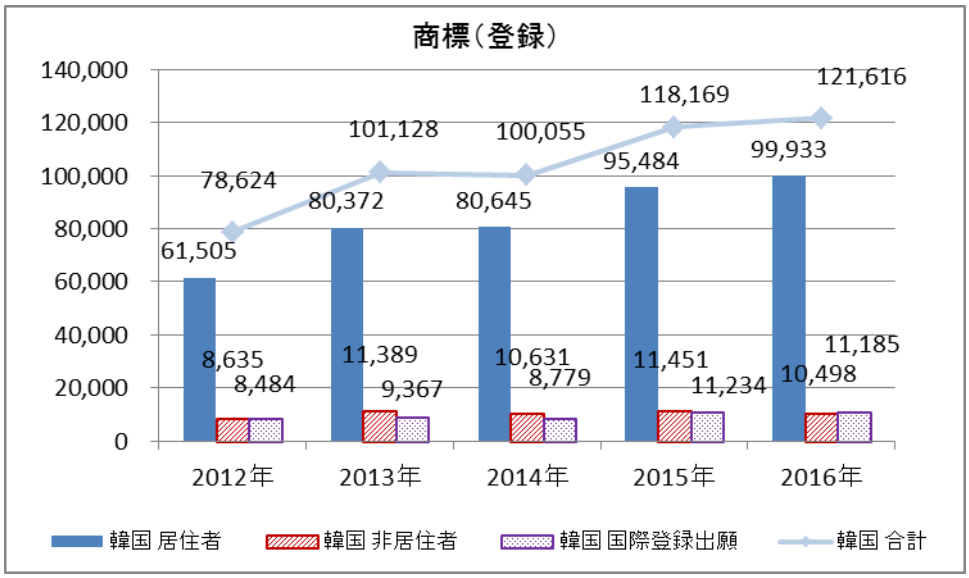

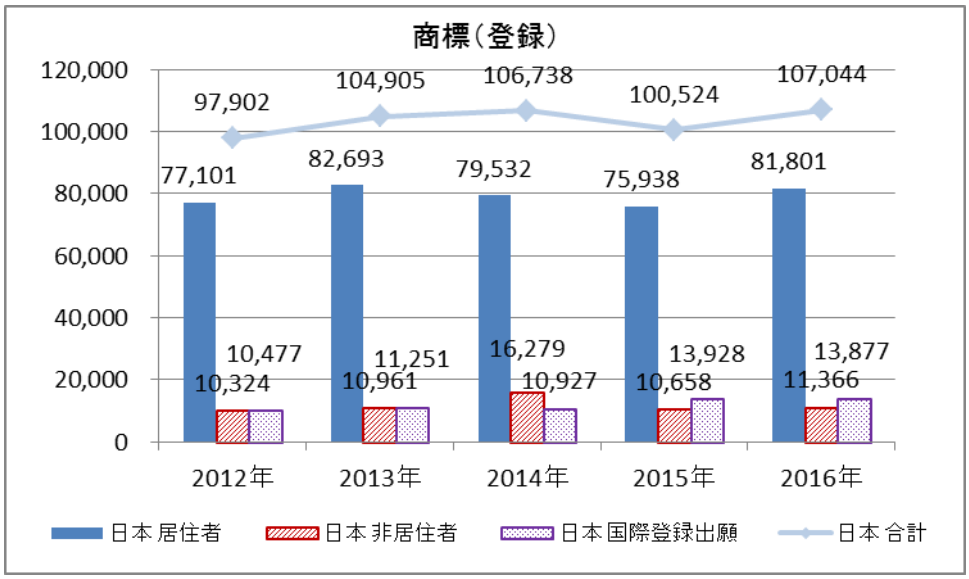

[200] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、韓国では非居住者に対して居住者は、2012 年には 7.1 倍程度多かったが、2016 年には 9.5 倍程度まで増えている。なお、日本では非居住者に対して居住者は 7 倍程度であった。
- 居住者の商標登録件数について、韓国と日本を比較すると 2012 年は日本の方が 1.3 倍程度多かったが、2016 年には韓国の方が 1.2 倍程度多かった。
- 韓国の商標登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少し、その後再び増加に転じている。居住者については、増加している。非居住者、国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少し、2015 年に再度増加したが、2016 年に再び減少に転じている。

  （参考）日本の商標登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年には再び増加に転じている。非居住者については、2012～2014 年は増加し、2015 年に一旦減少したが、2016 年には再び増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少に転じ、2015 年に再度増加したが、2016 年に再び減少に転じている。

1.5.1.3. 中小企業の定義・根拠法令（各国の定義、日本との相違点）

（１） 韓国の中小企業の定義・根拠法令

韓国では、中小企業の育成および創業を活性化するため、効率的な中小企業支援体系を構築するとともに、中小企業の競争力を高めるための支援策や成長支援を行うことを目的としている。1966 年に制定された「中小企業基本法」を柱に、時代の変化とともに同法律の改正、新たな法律（中小企業技術革新促進法、ベンチャー企業育成に関する特別措置法など）を制定することで、中小企業の育成を支援している。

「中小企業基本法」第 2 条 1 項では中小企業の基準を、「中小企業基本法施行令」第 3 条では、業種別の中小企業の定義を定めている。[201]

中小企業政策の支援対象は、「中小企業基本法」で定めている、中小企業の条件を満たしているすべての中小企業となっている。

図表 Ⅲ-73 ：中小企業の定義･依拠法

依拠法	中小企業基本法
基本的な考え方	･業種分類 且つ 平均売上高 且つ 資産総額
定義の詳細	下記の条件をすべて満たす必要がある。 ・ 営利を目的に事業を行っている企業、または「社会的企業育成法」による社会的企業、または「協同組合基本法」による協同組合、協同組合連合会、社会的協同組合、社会的協同組合の中の一つであること。 ・ 規模基準および独立性基準をすべて満たす（規模基準は下記の業種別売上高基準を満し、資産総額が 5,000 億ウォン未満である）こと（下記別表を参照）。
参照情報	＜現地語＞ ・ 중소벤처기업부（Ministry of SMEs and Startups）ホームページ https://www.mss.go.kr/common/files/formatDownload.do?fileName=2018 년 알기 쉽게 풀어 쓴 중소기업범위해설.pdf ＜日本語訳＞ ・ 日本貿易振興機構（ジェトロ）ホームページ https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/b6baab1e32924118/20170133.pdf

[201] 大韓民国　中小企業庁ウェブサイト http://www.smba.go.kr ならびに中小企業庁委託調査「海外の中小企業・小規模事業者に関する制度及び統計調査に係る委託事業報告書」（平成 28 年 3 月　株式会社三菱総合研究所）

図表 Ⅲ-74 ：主な業種別平均売上高などの中小企業規模基準

該当企業の主な業種	規模基準
1. 衣服、衣服アクセサリーおよび毛皮製品製造業	平均売上高など 1,500 億ウォン以下
2. 皮革、カバンおよび靴製造業	
3. パルプ、紙および紙製品製造業	
4. 一次金属製造業	
5. 電気設備製造業	
6. 家具製造業	
7. 農業、林業および漁業	平均売上高など 1,000 億ウォン以下
8. 鉱業	
9. 食料品製造業	
10. タバコ製造業	
11. 繊維製品製造業（衣服製造業は除く）	
12. 木材および木材製品製造業（家具製造業は除く）	
13. コークス、練炭および石油精製品製造業	
14. 化学物質および化学製品製造業（医薬品製造業は除く）	
15. ゴム製品およびプラスチック製品製造業	
16. 金属加工製品製造業（機械および家具製造業は除く）	
17. 電子部品、コンピュータ、映像、音響および通信設備製造業	
18. その他の機械および設備製造業	
19. 自動車およびトレーラー製造業	
20. その他輸送設備製造業	
21. 電気、ガス、蒸気および空気調節供給業	
22. 水道業	
23. 建設業	
24. 卸売および小売業	
25. 飲料製造業	平均売上高など 800 億ウォン以下
26. 印刷および記録媒体複製業	
27. 医療用物質および医薬品製造業	
28. 非金属鉱物製品製造業	
29. 医療、精密、光学機器および製造業	
30. その他製品製造業	
31. 水道、下水および廃棄物処理、原料再生業（水道業は除く）	
32. 運輸および倉庫業	
33. 情報通信業	
34. 産業用機械および設備修理業	平均売上高など

35. 専門、科学および技術サービス業	600 億ウォン以下
36. 事業施設管理、事業支援および賃貸サービス業（賃貸業は除く）	
37. 保険業および社会福祉サービス業	
38. 芸術、スポーツおよびレジャー関連サービス業	
39. 修理およびその他個人サービス業	
40. 宿泊および飲食店業	平均売上高など 400 億ウォン以下
41. 金融および保険業	
42. 不動産業	
43. 賃貸業	
44. 教育サービス業	

（注）自動車用新品椅子製造業、鉄道車両部品および関連装置物製造業のうち鉄道車両用椅子製造業、航空機用部品製造業のうち航空機用椅子製造業の規模基準は、平均売上高など 1,500 億ウォン以下とする。

図表 Ⅲ-75 ：別表　中小企業の条件

- 業種別規模の基準と上限基準すべてを満たす
- 業種別の 3 年平均売上額の基準未満であること
- 業種に関係なく、資産総額 5,000 億ウォン未満であること
- 以下に示す他企業との独立性基準を満たすこと
  - 相互出資制限企業集団に属する会社
  - 資産総額 5,000 億ウォン以上の法人（外国法人を含む、非営利法人などを除く）が、株式などの 30%以上を直接または間接的に所有して最多出資者である企業
  - 関係会社に属する企業の場合には、出資比率に相当する平均売上高などを合算して業種別規模の基準を満たす企業

※関係企業：外部監査の対象となる企業は、企業間の株式等出資で支配・従属関係にある企業

※但し、非営利の社会的企業と協同組合（連合会）は、関係企業制度の適用はしない。

中央政府である中小企業庁の本庁が、中小企業施策の策定や基本計画、中小企業動向調査分析、中小企業資金・人材支援など、中小企業に関する大きな施策や基本計画および支援策の策定、実態調査を担っている。一方、中小企業庁の地方庁（11 庁）は、管轄地域における中小企業に対して、自治体と共同で支援するとともに、政策資金、融資、投資への申請・受付、相談の窓口の役割も果たしている。

（２） 韓国のベンチャー企業の定義・根拠法令[202]

韓国には、ベンチャー企業に関する定義が「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」により規定されている。なお、ベンチャー企業として認められるためには、「中小企業基本法」第 2 条の「中小企業」であり、下記条件の中、いずれか 1 つに該当する必要がある[203]。

なお、1997 年に設立された中小企業庁を改組し、中小企業・ベンチャー企業部（Ministry of SMEs and Startups）が 2017 年組織され、韓国の中小企業・スタートアップ施策が重点的に実施されている。なお、現政権下での方針として、大企業偏重のこれまでの政策を転換し、創業者が多い国に生まれ変わるために、投資を中心とした創業エコシステムを確立し、イノベーションによる創業の活性化、創業企業に対する成長促進、再挑戦につながる基盤の拡充などを推進する計画を掲げている。

図表 Ⅲ-76 ：ベンチャー企業の条件

- 「中小企業創業支援法」による中小企業創業投資会社、「中小企業創業支援法」による中小企業創業投資組合、「与信専門金融業法」による新技術事業金融業者、「与信専門金融業法」による新技術事業投資組合、韓国ベンチャー投資組合、ベンチャー企業の成長や発展のための投資促進などを目的とする専門会社、中小企業に対する技術評価および投資を行う金融機関などが該当企業に投資を行った金額の合計が 5,000 万ウォン以上で、企業の資本金のうち、投資金額合計が占める比率が 100 分の 10 以上であること。
- 企業の年間の研究開発費が 5,000 万ウォン以上であり、年間総売上高に対する研究開発費が占める割合が 100 分の 5 以上（創業後 3 年以降）であり、大統領令で定める機関から事業性に優れたものと評価されること。
- 次のそれぞれの要件をすべて揃えること（創業する企業は、3）の要件だけ）。
  1) 「技術保証基金法」による技術保証基金が保証すること、または、「中小企業振興に関する法律」第 68 条による中小企業振興公団など、大統領令で定める機関が、該当企業が開発した技術の事業化や創業を促進するために無担保で資金を融資すること
  2) 1)の保証や融資金額とその保証または貸出金額が企業の総資産に占める割合が大統領令で定める基準以上であること
  3) 1)の保証または融資機関から技術性に優れたものと評価を受けること

[202] JETRO ウェブサイト　https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/b6baab1e32924118/20170133.pdf
[203] 中小企業・ベンチャー企業部ウェブサイト https://www.mss.go.kr/site/smba/main.do

1.5.1.4. 中小企業の実態（各国・地域の中小企業数、業種比率）

（１） 韓国の中小企業数

韓国の中小企業は、2015 年時点で、全企業数が 3,604,773 社のうち、99.9%を占めている。

図表 Ⅲ-77 ：中小企業数[204]

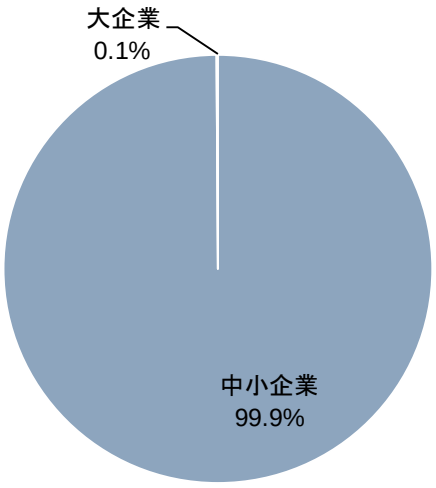

（２） 韓国の中小企業業種比率

業種別に見ると、卸売業および小売業が 1,004,407 社と中小企業の 27.9%を占めている。

図表 Ⅲ-78 ：中小企業 業種比率[205]

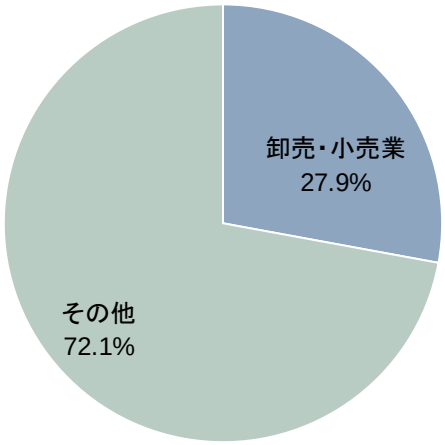

[204] Statistics (Ministry of SMEs and Startups)
https://www.mss.go.kr/site/eng/02/1020400000000002016111504.jsp
[205] Statistics (Ministry of SMEs and Startups)
https://www.mss.go.kr/site/eng/02/1020400000000002016111504.jsp

1.5.1.5. 知的財産活用支援や中小企業支援に関する依拠法および経緯

（１） 韓国の産業財産権活用支援に関する依拠法および経緯

韓国には知的財産に関する包括的な中・長期の計画を策定し政策を統括する組織が政府内に存在せず、知的財産の種類によって特許庁（産業財産権）、文化体育観光部（著作権）、農林水産食品部（植物新品種保護）などに所管省庁が分散していた。

これに対して、以前から所管省庁間の利害対立、国レベルでの統一的な政策推進の困難などを理由に、省庁横断的な組織の必要性が指摘されており、第 17 代国会（2004～2008 年）においても複数の議員発議法案が提出されたが、いずれも廃案となった。

その後、経済成長を掲げる李明博（イ・ミョンバク）政権下で、知的財産が経済成長の重要な要素であるとの認識を背景に、2009 年 7 月、大統領諮問機関である国家競争力強化委員会において、基本法の制定に政府が乗り出す方針が明らかにされた。

政府案は翌 2010 年 8 月に国会に提出され、国会審議の過程で他の 2 つの議員発議法案との統合を経た後、政務委員会案として本会議に上程され可決された。

図表 Ⅲ-79 ：産業財産権活用支援に関する依拠法と経緯

依拠法	経緯や特徴
知識財産基本法	統合的な知識財産基本法として、知識財産の創出・保護・活用の促進及び基盤強化に関する中・長期的な政策目標と方向を樹立するようにし、知識財産政策の審議・調整などのための国家知識財産委員会を設置するようにするなど、知識財産政策の樹立・推進の求心点を設定することにより、知識財産政策を体系的・効率的に推進し、知識基盤経済下において国家競争力を強化しようとするもの。[206]

計画など	概要
第二次知識財産施行計画	「知的財産基本法」第 8 条に基づいて 5 年ごとに策定する法定計画であって、「第 1 次国家知的財産基本計画(2011～2016)」が満了することにより、「第 2 次国家知的財産基本計画(案)(2017～2021)」を策定して国家知識財産委員会に上程・議決したもの。 関係省庁合同で計画(案)をまとめ、 国家知識財産委員会(共同委員長:首相、民間委員長)の審議を経て確定させる。 なお、当該計画では、米国、日本、中国、欧州の知的財産施策についても分析がなされている。
知識財産施行計画	知識財産基本計画に基づいて年度別施行計画を策定し、実績を点検・評価するもの。
特許庁主要業務計画	上記施行計画として特許庁が会計年度毎に実施する事業を公表している。

[206] JETRO ウェブサイト　https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/law/kihon1.pdf

図表 Ⅲ-80 ：韓国特許庁 2019 年業務計画[207][208]

基本的な考え方	韓国特許庁長官は「知的財産に対する国民の関心がこれまで以上に高まった今、知的財産が適正価格で評価される時代を切り開き、知的財産エコシステムが好循環する構造を定着させるべきだ」とし、「今年を『大韓民国の知的財産市場に花を咲かせる初年度』にし、これまで韓国が構築してきた知的財産インフラを基に、実効性のある知的財産市場を大韓民国に形成し、知的財産強国としての競争力を強める」と強調。 2019 年業務計画は、「知的財産市場を活性化させ、イノベーション成長を主導する」というビジョンのもとに、強い知的財産の創出に伴う産業イノベーションの主導、知的財産が適正な価格で活用される市場づくり、海外知的財産の先取りに伴うグローバル市場の開拓、未来に備えた知的財産基盤づくりの 4 つの分野で 12 の課題を重点的に推進するもの。 ○期待される効果 ・ 知的財産市場を活性化させる強い知的財産を創出・活用することで、赤字が続く知的財産権の貿易収支が 2022 年には黒字に転じる。 ・ 知的財産ベースの資金調達市場が活性化し、知財金融の規模が 2022 年までに 2 兆ウォンに拡大する。 ・ 韓国企業がグローバル市場を先取りするための要である海外特許の出願は、2022 年に年間 10 万件までに増加すると見込む。
戦略骨子 （中小企業・スタートアップ支援などに関する記述の中心に整理）	戦略 1 強い知的財産の創出に伴う産業イノベーションを主導する １．特許を基盤とする産業競争力の強化支援 約 4 億件に達する特許ビッグデータの分析を行うことで予測できる未来の産業トレンドと、特許庁の技術専門性を活用し、次世代のディスプレイ・バッテリーなど、浮上する産業に関する「特許ビッグデータベースの産業別イノベーション戦略」を立てる。 中小企業と大学・公共研の優秀な特許創出力を強化するために、特許に関連付けた研究開発戦略（IP-R＆D）の支援を拡大する。 ２．高品質の審査・審判サービスの提供 第四次産業革命の分野で、迅速な特許取得を支援するために、専門審査組織の新設を推進し、優先審査を拡大する。同時に融合的技術の特性を反映した 3 人協議審査も実施する。 知的財産権紛争を早期解決する審判-調停連携制度の導入、人材増員・審判手続の効率化などを推進するとともに、2019 年 7 月から特許審判の国選代理人制度を施行し、社会的・経済的弱者も支援する。 ３．知的財産を基盤とする起業・成長の支援

[207] 韓国特許庁ウェブサイト
http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.html.HtmlApp&c=5002&catmenu=m05_01_02
[208] JETRO ウェブサイト https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2019/190129.html

	起業準備者のアイデアを事業化するために、アイデアの具体化・権利化、事業アイテムの導出までを支援（IP 礎（ティディムドル）事業 930 件）し、スタートアップが知的財産競争力を備えて安定的に成長できるよう、コンサルティング（IP 翼（ナレ）事業 453 社）と特許バウチャー事業（101 社）も実施する[209]。 IP サービス企業を育成するために、「IP 収益化プロジェクト」の母胎ファンド（fund of funds）への投資を持続的に拡大する。 戦略 2 知的財産が適正な価格で活用される市場を造成する １．公正な知的財産市場を確立するための保護システムの先進化 知的財産が市場でその価値を認められる環境を整えるために、今年 7 月から施行される特許・営業秘密侵害に対する懲罰的損害賠償制度を定着させ、これを商標法・デザイン保護法などへ拡大する。 これとともに、特許侵害に対する損害賠償が実際に行われるようにするために、侵害者が得た利益の全額を権利者に返還するようにし、立証責任を侵害者が負う制度も推進する。 特許・デザイン、営業秘密分野の特別司法警察を発足（2019 年 3 月）させることで、捜査人材・専門組織の確保を推進し、検察・警察の協力を得て捜査の専門性を高める。 ２．知的財産金融・取引の活性化 革新的企業の金融へのアクセスを高めるために、IP 担保貸出を取り扱う銀行を拡大し、さまざまな優遇商品の発売を支援する。 債券、知的財産権、その他の動産など、有無形資産を包括的担保として活用する一括担保制度の導入を金融委員会とともに推進し、それに伴う IP 担保と価値評価のインフラを革新する。 IP 担保貸出の利用後、返済を行わない場合、担保 IP を買い取って収益化する回収支援システム（政府・銀行の共同出損）を導入することで、金融業界の回収リスクを減らし、IP 担保貸出への参加を拡大する。 優秀な知的財産の創出・活用のために、金融委員会と共同で 2022 年までの 4 年間、5,000 億ウォン規模の IP 投資ファンドを造成する。 ３．大学・公共研の保有特許の活用促進 大学・公共研が自ら技術移転・事業化の財源を持続的に拡充できるように、特許ポートフォリオ支援事業を資金回収-再投資方式の「ギャップファンド型」に発展させる。 高品質の特許創出のために、質の低い特許明細書作成の主な要因である代理人費用が不適切に安い状況を解消できるように、適正な代理人費用のガイドラインを普及させる。

[209] JETRO ウェブサイト https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2019/190214.html

	戦略 3 海外知的財産を先取りすることで、グローバル市場を開拓する １．韓国企業に友好的な環境づくりに向けた国際協力の推進 （略） ２．優秀な技術の海外特許競争力の確保 中小・ベンチャー企業の海外特許の確保を支援するために、IP 出願支援ファンドと IP 創出・保護ファンドを造成する。 知的財産力を備えた有望な輸出中小企業のうち、「グローバル IP スター企業」を選定し、3 年間の知的財産に関する支援を受けられるようにする。 ※グローバル IP スター企業数：(2018 年）510 社→（2019 年）570 社 ３．輸出企業の知的財産の保護・支援の拡大 中国、ASEAN などの海外で、韓流ブームに便乗する外資系流通企業などが増えており、これによる被害を韓国の輸出企業が受けている。この被害防止のために、現地で実態調査、コンサルティングを行い、取り締まりを要請するなどして、K-ブランドの保護基盤を固める。 また、模倣品の輸出サイトとなっている香港に海外知識財産センター（IP-DESK）を設置し、輸出企業の海外知的財産紛争への支援を拡大する。 戦略 4 未来に備え、知的財産基盤を造成する １．創造・融合型人材育成インフラの拡充 第四次産業革命時代に応える次世代革新家を育成するために、体験・深化型の発明教育を担当する「発明体験教育館」を今年慶北地域に設置し、2022 年までに全国へ拡大する。 弁理士の業務領域を第四次産業革命など新たな分野へと拡大し、大韓弁理士会の自律性と責任を強化するために、民間の専門家、弁理士会などと共に「弁理士制度の発展方策」を講じる。 ２．第四次産業革命に備えた知的財産法制度の改善 （略） ３．国民が体感できる特許行政サービスの提供 人工知能など最新の知能情報技術を特許行政に導入するために、今年から次世代の特許情報システムの構築に着手し、AI ベースの機械翻訳、商標のイメージ検索、チャットボットによる相談支援システムを優先的に適用する。 サ利便性を向上させるために、国民向けの電子出願サービスをウェブベースとし、操作しやすいシステムに再構築する。

（２） 韓国の中小企業支援に関する依拠法および経緯

韓国では、中小企業支援に係る法律が多数運用されている。主な法律を以下に示す。政府内の国政企画諮問委員会は、2017 年 7 月「文在寅（ムン・ジェイン）政府の国政運営 5 ヵ年計画」を発表しており、同計画では、現政府が 5 年間で推進する政策ビジョン「国民の国、正義の大韓民国」を設定し、5 つの国政目標、20 の国政戦略、100 の国政課題、487 の実践課題を提示している。

経済部門では、「共に繁栄する経済」を国政目標と設定している。これは共に繁栄する経済を達成するためとして提示された戦略であり、5 つで構成されている。所得主導成長のための「雇用経済」、活力に満ちた「公正経済」、庶民と中産層のための「民生経済」、科学技術が先導する「4 次産業革命」、中小ベンチャー企業部が主導する「創業と革新成長」が 5 大戦略となっている。

図表 Ⅲ-81 ：中小企業支援に関する依拠法と経緯

依拠法[210]	経緯や特徴
中小企業基本法	1965 年に制定された中小企業に関する基本法。 中小企業の方向性と中小企業を育成するための施策の基本的な事項を規定し、創造的で自習的な中小企業の成長を支援し、産業構造を高度化して国民経済を均衡に発展させることを目的とする。 本法律では、中小企業の定義を法律で定めるとともに、創業促進、経営合理化と技術向上、販路確保などに関する支援政策、金融および税制措置の基本方向を提示している。また、中小企業間の協力、組織化（中小企業協同組合）、国際化、地方中小企業の育成に関する施策の実施も法律として定めている。 さらに、中小企業施策の推進実績と動向に関する報告書の提出、中小企業実態調査の実施、中小企業オンブズマン制度の運営を法律で定めている。
中小企業振興に関する法律	中小企業の構造高度化の支援（異業種間の交流、事業転換など）、中小企業経営基盤の拡充（協働化事業、立地支援、環境汚染低減支援事業、指導および研修事業、国際化支援事業、経営安定支援）、中小企業創業および振興基金（基金の設置・運営など）、中小企業振興公団の設立・運営・資金調達・支援事業などについて法律で定めている。
ベンチャー企業育成に関する特別措置法	ベンチャー企業の定義・要件が示されているとともに、ベンチャー投資資本供給の円滑化、企業活動および人材供給の円滑化、立地供給の円滑化に対する支援や、ベンチャー企業活性化委員会の設置などに関する内容を法律として定めている。

210 中小ベンチャー企業部ウェブサイト http://www.mss.go.kr/site/smba/01/10106010000002016101111.jsp

中小企業創業支援法	創業支援計画の策定とともに、基金の優先支援、中小企業総合投資会社、中小企業創業投資組合、中小企業相談会社の登録、創業手続きに関する内容を法律で定めている。
女性企業支援に関する法律	差別的な慣行の是正、基本計画の策定、女性企業活動促進委員会の設置、実態調査の実施、公共機関の優先購買、資金支援の特例、経営能力の向上支援、デザイン開発の支援、韓国女性経済人協会の設置、女性企業総合支援センターの設置などを定めている。
中小企業技術革新促進法	技術革新促進計画の策定、技術革新促進委員会の設置、中小企業技術振興専門機関の指定、中小企業技術統計の作成を定めている。また、技術革新促進支援事業、技術革新型中小企業の発掘・育成、経営・技術指導、海外規格獲得・品質向上の支援、中小企業情報化支援事業などの内容も含まれている。

1.5.1.6. 支援戦略・計画（知財戦略、知財推進計画に類するもの）

（１） 韓国特許庁（Korean Intellectual Property Office：KIPO）

韓国特許庁における中小企業支援は、大きく税制や補助金などの金融的支援、行政指導や規制、優遇措置などにより支援を行う経営環境支援、R&D 技術支援、特許取得や活用、侵害被疑からの防御などに関する知的財産関連支援のほか、中小企業に対する知的財産関連支援は、コンサルティングを中心とした知財専門家による人的支援が中心であった[211]。2014 年には、「知識財産競争力強化のための中小・中堅企業支援施策」を公表するなど、施策認知度を高めるための情報発信も積極的に行ってきた[212]。

知的財産分野に係る中期計画として、国家知的財産基本計画を策定し、各省庁および自治体における知的財産分野の取組を規定している。現在、2017 年から 5 カ年を計画年次とする第 2 次計画が推進されている[213]。計画では、中小企業の知的財産競争力強化および保護強化を 5 大戦略の 1 つに位置づけ、施策重点化を図っている。また、毎年の業務計画を策定、公表し、知的財産施策の周知についても力を入れている。

現在（2019 年 1 月時点）、韓国特許庁は、「2019 年新たに変わる知的財産制度・支援施策」を公表し、特許審判への国選代理人選任制度の導入、懲罰的損害賠償制度の施行、知的財産（IP）金融活性化対策の推進などを骨子とする施策の実施を予定している。新たな知的財産制度では、社会的弱者への支援と国民の利便性向上、中小・ベンチャー企業のイノベーション成長支援、技術奪取の根絶による公正な経済の実現などに重点が置かれている[214]。

[211] 韓国知的財産政策レポート （2012 年度追補版） （日本貿易振興機構、2013 年 3 月）をもとに加筆
[212] JETRO ウェブサイト https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/gov/kipo/141010.pdf
[213] JETRO ウェブサイト https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/gov/movement/201702.pdf
[214] JETRO ウェブサイト https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2019/190102.html

図表 Ⅲ-82 ：2019 年新たに変わる知的財産制度・支援施策

社会的弱者への支援と国民の利便性向上	＜特許審判への国選代理人選任制度の導入＞ 知的財産保護に脆弱な社会・経済的弱者（小企業、大企業と紛争中の中企業、若手起業家、障がい者など）を対象に国選代理人の選任を支援し、国選代理人を選任する当事者の審判手数料を減免する（2019 年 7 月施行） ＜過誤納特許手数料の自動返還＞ これまでは出願人の返還請求がなければ、過誤納特許手数料の返却はできなかったが、特許手数料の手続きを改善して出願人が払戻口座を事前に登録しておけば、返還請求を行わなくともその口座に振込されるようになった（2019 年 1 月施行） ＜国際特許出願手続きの簡素化＞ 国際特許協力条約（Patent Cooperation Treaty：PCT）に基づく国際特許出願の手続きを e-PCT（世界知的所有権機関（WIPO）が提供するオンライン上のサービス）で一度に踏むことができる（2019 年 1 月施行）
中小・ベンチャー企業のイノベーション成長支援	＜IP 担保・保証貸出の活性化＞ スタートアップ向け IP 保証商品の保証割合の引き上げおよび貸出金利の引き下げ商品（注 1）を発売し、優秀な IP を保有する技術集約型中小企業など向けの IP 担保貸出を実施する銀行を拡大（注 2）する（2019 年上半期予定） ＜特許共済事業の施行＞ 中小企業が海外出願、特許訴訟など、知的財産の資金リスクに対して効果的に備えられるように、「先に貸与し、後で分割返済する」形式の特許共済を導入する（2019 年上半期予定） ＜共通の中核技術への IP R＆D 支援＞ 多くの中小企業が共通して必要とする新技術やあい路技術に関する特許分析を体系的に行い、各分野の企業群全体の技術習得及び競争力の強化を図る。（2019 年 1 月施行） ＜職務発明補償金の非課税拡大＞ 職務発明補償金の所得税非課税の限度を従来の 300 万ウォンから 500 万ウォンへと引き上げ、非課税の対象に「産学協力団から学生が受け取った補償金」を追加（2019 年 2 月施行）
技術奪取の根絶に伴う公正な経済の実現	＜懲罰的損害賠償制度の施行＞ 他人の特許権や営業秘密を侵害する場合、損害額の 3 倍以内で損害賠償額を認めることができ、侵害者が得た利益全額を特許権者に返す制度を導入し、知的財産権の侵害に対する損害賠償を強化する（2019 年 7 月予定） ＜営業秘密管理の負担軽減＞ 中小企業による営業秘密の立証要件を緩和するとともに、刑事処罰の類型を拡大し、罰則を強化する（注 3）（2019 年 7 月予定） ＜特司警の取り締まり範囲の拡大＞

	商標権の侵害事件に限られている特許庁特別司法警察（特司警）の捜査管轄を特許・営業秘密・デザイン侵害にまで拡大（2019 年 3 月施行）
注記	1.保証割合の引き上げ（90～95%→95～100%）と貸出金利（0.5%）優遇 2.（現在）産業・企業・国民銀行、（拡大）ウリ・新韓・ハナ銀行 3.（類型）指定された場所の外に流出、返還・削除の要求に応じない、不正な方法で取得、不法流出した営業秘密の再取得・使用、（罰則）懲役（国内：5 年から 10 年へと、国外：10 年から 15 年へと）、罰金の上限額（国内：5,000 万ウォンから 5 億ウォンへと、国外：1 億ウォンから 10 億ウォンへと）

（２） 韓国中小ベンチャー企業部（Ministry of SMEs and Startups.）

中小ベンチャー企業部（Ministry of SMEs and Startups）のビジョンとして、「小さいが強い革新型中小企業の育成」を実現させるため、以下の政策目標および課題を掲げている。

また、毎年更新されている業務計画では、ベンチャー・創業の基盤の安定、中小企業から中堅企業への成長支援、小商工人・伝統市場への支援強化、中小企業に対する規制緩和という 4 大推進戦略が示されている。なお、中小ベンチャー企業部による知的財産施策は同省公表資料（2019 年業務計画 12p）には、特許技術により成長性が見込まれる中小企業などに対する支援施策が示されている[215]。

現在、特許庁との連携による事業推進が具体化段階に入っている。例えば、特許庁と中小ベンチャー企業部は、水素産業や炭素複合材料など 5 つの分野の共通コア技術に対する IP-R&D 支援を共同推進すると公表している（2019 年 2 月 19 日公表）。中小ベンチャー企業部は「今後も中企部は有望技術を基盤とするスタートアップがグローバル市場で特許競争力を確保し、成長できるよう、特許庁との協力を強化していきたい」としている[216][217]。

図表 Ⅲ-83 ：中小ベンチャー企業部の政策目標

計画など	概要
特許庁と中小ベンチャー企業部との連携事業	「企業群の共通コア技術 IP-R＆D」（以下、企業群 IP-R＆D） ・ 複数の企業が共通して必要とする新技術・あい路技術に関する特許戦略を導出し、共有・拡散するために、今年から新たに推進するもの。 ・ これまで人材・資金不足で関連特許について把握できずに技術開発を進めてきた中小・ベンチャー企業に実質的に役立つよう、必ず知っておくべき各分野のコア特許を分析し、提供する。 ・ 具体的には、海外の先導企業の特許を分析し、韓国のスタートアップ企業に新技術に関するさまざまな情報を提供する一方、活用可能な特許技術のプールを構築し、後発者の製品開発戦略を支援し、有望な R＆D 課題も導き出すこととしている。

[215] 中小ベンチャー企業部ウェブサイト　https://www.mss.go.kr/site/smba/foffice/ex/jobPlan/jobPlanList.do
[216] KIPO ウェブサイト
http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.news.press1.BoardApp&board_id=press&cp=2&pg=1&npp=10&catmenu=m03_05_01&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=17389
[217] JETRO ウェブサイト　https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2019/190219.html

	・ 今回の協業で、特許庁は「企業群 IP-R＆D」の企画および支援、中小ベンチャー企業部とイノベーションセンターはスタートアップ群の需要発掘、IP-R＆D の結果の共有・拡散および導出された有望課題のうち、推薦課題に対する R＆D 支援などの役割を担当する。 ・ 企業群 IP-R＆D には、韓国特許戦略開発院の特許戦略専門家（PM）、特許分析機関、産学研の専門家などが参加して、今年 10.5 億ウォンの分析費用を投じ、全国 17 のイノベーションセンターを対象に課題を選定して支援する。 ・ 企業群 IP-R＆D から導出された有望な R＆D 課題については、最大 40 億ウォンの中小ベンチャー企業部の R＆D 資金（創業成長技術開発事業など）を連携して支援する予定である。 ・ 企業群 IP-R＆D には共通コア技術のテーマに興味のあるスタートアップだけでなく、中堅企業や大学など、地域の他の革新的な主体も参加し、最新技術の特許分析を共有して協業のチャンスを見つける「オープンイノベーションの場」の役割も果たす見通し。

（３） 韓国政府

韓国政府は、生産性中心の産業体質を改善し、国民の QOL 向上を実現する新しい成長戦略への転換が必要として、革新的成長に向けた人中心の「第 4 次産業革命対応計画」を策定している。また、知財金融の活性化に向け、特許庁と金融委員会（日本の金融庁に該当）は、「知的財産（IP）金融活性化総合対策」を発表し、知財金融を活性化させることで、革新分野へと市中資金が自然に流入し、新規雇用創出および韓国経済の活力の向上につながるよう、今回の総合対策を打ち出した。

計画など	概要
革新成長に向けた人中心の第 4 次産業革命対応計画[218]	2017 年 11 月に策定。 大統領直属の第４次産業革命委員会は，政府レベルの計画として「革新成長に向けた人中心の第 4 次産業革命対応計画 I-コリア（KOREA）4.0」を発表。12 の産業・サービス分野における 2022 年までの目標を設定し、同計画実施による経済的効果は 2022 年基準で最大 128 兆ウォン、雇用創出効果は 16.2～37.1 万人を見込む。 基本的な方向としては，技術・産業・社会政策が緊密に連携し，①知能化技術革新プロジェクトの推進，②成長エンジン技術力の確保，③産業インフラ・生態系の造成，④未来社会の変化への対応，の４大分野の戦略課題を重点推進していく計画としている。単純な技術開発や事業別支援方式から脱皮し，「技術＋データ＋インフラ＋拡散＋制度改善」な

[218] JETRO ウェブサイト https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/gov/movement/201804-2.pdf

	どをパッケージ支援方法で推進するとしている。なお、知的財産制度分野に関する記述は以下の通り。 ＜特許制度の革新＞ ・ 第 4 次産業革命技術と関連して緊急に処理する必要がある出願を優先的に審査する対象の拡大（2018 年） ・ 取引関係にある中小・ベンチャー企業の中核技術を要求・流用する不正行為を根絶すべく、技術資料の流出禁止、技術流用調査時効の延長（3 年→7 年）など制度を改善（下請法改正、2018 年） ・ 特許や営業秘密の侵害に対する懲罰賠償の導入、アイデア奪取行為の禁止など制度を改善（2019 年） ・ オンラインで流通するソフトウェアの特許技術も侵害から確実に保護されるように改善策を検討（2018 年）
知的財産（IP）金融活性化総合対策[219][220]	・ 知財金融は、特許権、商標権、デザイン権などの価値を評価され、その結果を基に金融機関から資金を融通する一連の金融活動を指す。 ・ 韓国において、金融機関は中小企業に融資する際、不動産担保や信用度を中心に評価するとされており、優秀な特許を保有しているものの、不動産担保が少ないうえ、信用度の低い技術集約型中小・ベンチャー企業は事業化資金の確保が困難とされている。 ・ 今回の総合対策に盛り込まれた課題を解決し、今後 5 年間で約 9,000 社の中小企業が IP 金融を利用し、より良い条件で資金調達を受けられるように支援し、2017 年には 3,670 億ウォン台にとどまっている IP 金融の規模を 2022 年までに 2 兆ウォン規模に拡大する計画となっている。

1.5.1.7. 支援体制および役割分担（中央政府、地方政府、支援機関）

韓国における中小企業の知的財産制度活用支援施策に関わる機関について代表的な機関を整理した。韓国特許庁（KIPO）を中心に、中央、地方、民間を含む支援機関の連携が図られている。[221]

（1） 中央政府

KIPO の参加機関は以下の通り。このほか、政府系機関のうち知的財産関連施策で KIPO と協働する機関を整理した。

[219] KIPO ウェブサイト
http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.news.press1.BoardApp&board_id=press&cp=7&pg=1&npp=10&catmenu=m03_05_01&sdate=&edate=&searchKey=&searchVal=&bunryu=&st=&c=1003&seq=17273
[220] JETRO ウェブサイト https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/2018/181211.html
[221] 質問票調査にて把握

- 国際知的財産研修協会（International Intellectual Property Training Institute：IIPTI）[222]
- 韓国発明振興会（Korean Invention Promotion Association ：KIPA）[223]
- 韓国特許情報院（Korean Institute of Patent Information ：KIPI）[224]
- 韓国弁理士協会（Korea Patent Attorneys Association：KPAA）[225]
- アジア弁理士協会韓国グループ（The Asian Patent Attorneys Association Korea Group ：APAA）[226]
- 国際知的財産弁護士連盟（International Federation of Intellectual Property Attorneys ：FICPI）[227]
- 知的財産保護協会（International Association for the Protection of IP ：AIPPI）
- 韓国知的財産協会（Korea INtellectual Property Association ：KINPA）[228]
- 韓国知的財産研究院（Korea Institute of Intellectual Property ：KIIP）[229]
- 韓国知識財産保護院（Korea Intellectual Property Protection Agency：KOIPA）
- 韓国特許戦略開発院（Korea Intellectual Property Strategy Agency：KISTA）[230]

（施策協働を行う主な政府系機関）[231]

- 中小ベンチャー企業部[232]（2017 年 11 月新設　中堅企業関連施策は産業通商資源部へ移管）
- 金融委員会[233]（産業金融課）
- 科学技術情報通信部（Ministry of Science and ICT：MSIT）[234]（研究制度革新課）
- 産業通商資源部[235]（産業技術市場課）
- 韓国貿易投資振興公社（Korea Trade-Investment Promotion Agency：KOTRA）[236]

（２）　地方政府

- 地域知識財産センター[237]　（Regional Intellectual Prpperty Ceter：RIPC）　※全道各地に設置している地域支援窓口、各地の発明振興会支部や地元支援機関などが受託している。
- 広域地方自治団体 17 箇所（広域自治団体はソウル特別市、世宗特別自治市と 6 箇所の広域市（仁川・大田・光州・大邱・釜山・蔚山）、8 箇所の道（京畿道・忠清北道・忠清南道・全羅北道・全羅南道・江原道・慶尚北道・慶尚南道）と 1 箇所（済州）の特別自治道、計 17 箇所

[222] International Intellectual Property Training Institute　http://iipti.kipo.go.kr/EN/
[223] KIPA ウェブサイト　https://www.kipa.org/kipa/
[224] KIPI ウェブサイト　http://kipi.or.kr/cmm/main/mainPage.do
[225] KPAA ウェブサイト　http://www.kpaa.or.kr/kpaa/main/main.do
[226] APAA ウェブサイト　http://www.apaakorea.or.kr/
[227] FICPI ウェブサイト　https://ficpi.org/
[228] KINPA ウェブサイト　http://www.kinpa.or.kr/
[229] KIIP ウェブサイト　https://www.kiip.re.kr/index.do
[230] KISTA ウェブサイト　https://www.kista.re.kr/
[231] 質問票調査より
[232] 中小ベンチャー企業部ウェブサイト　https://www.mss.go.kr/site/smba/main.do
[233] 金融委員会ウェブサイト http://meng.fsc.go.kr/
[234] MSIT ウェブサイト　https://www.msit.go.kr/web/main/main.do
[235] 産業通商資源部ウェブサイト　http://www.motie.go.kr/www/main.do
[236] KOTRA ウェブサイト　http://www.kotra.or.kr/kh/main/customerMain.do
[237] 地域知識財産センターウェブサイト　https://www2.ripc.org/portal/main.do

に設置されている）

- 商工会議所
- テクノパーク（TP）

（３） 支援機関

- 知的財産サービス協会（Korean Association for Intellectual Property Services：KAIPS）[238]
- 韓国女性発明協会

1.5.2. 韓国の具体的な支援施策の現状把握

1.5.2.1. 支援施策の概要

韓国では、支援施策は「知的財産創出」、「知的財産活用」、「知的財産保護」、「知的財産教育・コンサルティング」、「知的財産関連行事」、「その他支援制度」に分類されている[239]。ここでは、公表資料（2019 年支援施策説明資料）に掲載され、かつ質問票調査およびヒアリング調査にて確認ができた施策を中心に抜粋して整理を行った。

（１） 知的財産創出

施策名	地域知識財産センター
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 ○地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策（企業内人材育成ほか）
目的	21 世紀の知識基盤社会で地域の中小企業の知的財産の創出活動を積極的に支援するために、地域別に拠点を設けて、知識財産サービスを強化する。 地域の発明風土づくりと知的財産権の認識の向上、地域内の知的財産権の創出を促進し、積極的に活用を図る、地域企業の知的財産権の確保を通じた競争力の強化と地域経済の発展を図るなど、地域の知的財産権の創出力の強化を通じた国家均衡発展と国家競争力強化を目的としている。 準拠法：発明振興法第 23 条（地域知識財産センター）
概要	韓国全土 24 箇所（'17 年現在）にて地域知識財産センターを開設して運営を行っている。 同センターを通じて、特許情報サービスの提供、知的財産権の総合的な苦情相談、知的財産権の説明会、自治体などの発明関連機関との協力を通じた地域特性に沿った各種支援事業などを行っている。また、KIPO などの支援機関が提供するサービス（IP 翼プログラムほか）について地域に所在する中小企業などが最初に問

[238] KAIPS ウェブサイト　https://www.kiaps.org/main.do
[239] JETRO ウェブサイト　https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/kr/ip/gov/movement/201903-1.pdf

	い合わせを行うべき窓口としても運用されている。今後（2019 年中目処）拠点数を増やす予定である[240]。
対象・要件	中小企業など
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） ○人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	韓国発明振興会、地元商工会議所など

[240] ヒアリング調査にて把握

図表 Ⅲ-84 :KIPO 地域知的資産支援センター一覧

地域	センター名	設置日
강원도 江原道	강원지식재산센터 江原知識財産センター (강원도 경제진흥원) (江原道経済振興院)	2001.7
강원도 江原道	강릉지식재산센터 江陵知識財産センター (강릉상공회의소) (江陵商工会議所)	2003.1
강원도 江原道	춘천지식재산센터 春川知識財産センター (한국발명진흥회강원지회) (韓国発明振興会江原支部)	2001.7
경기도 京畿道	경기지식재산센터 試合知識財産センター (경기테크노파크) (京畿テクノパーク)	2003.1
경기도 京畿道	수원지식재산센터 水原知識財産センター (수원상공회의소) (水原商工会議所)	2001.7
경상남도 慶尚南道	경남지식재산센터 慶南知識財産センター (창원상공회의소) (昌原商工会議所)	2001.7
경상남도 慶尚南道	진주지식재산센터 真珠の知識財産センター (진주상공회의소) (パール商工会議所)	2001.12
경상북도 慶尚北道	경북지식재산센터 慶北知識財産センター (포항상공회의소) (浦項商工会議所)	2001.7
경상북도 慶尚北道	안동지식재산센터 安東知識財産センター (안동상공회의소) (安東商工会議所)	2005.11
경상북도 慶尚北道	구미지식재산센터 欧米の知識財産センター (구미상공회의소) (欧米商工会議所)	2001.7
전라남도 全羅南道	전남지식재산센터 全羅南道知識財産センター (목포상공회의소) (木浦商工会議所)	2005.7
전라북도 全羅北道	전북지식재산센터 全北知識財産センター (한국발명진흥회 전북지부) (韓国発明振興会全北支部)	2014.03
충청남도 忠清南道	충남지식재산센터 忠南知識財産センター (충남북부상공회의소) (忠南北部商工会議所)	2001.7
충청북도 忠清北道	충북지식재산센터 忠清北道知識財産センター (청주상공회의소) (清酒商工会議所)	2001.7
충청북도 忠清北道	충주지식재산센터 忠州知識財産センター (충주상공회의소) (忠州商工会議所)	2005.7
광주광역시 光州広域市	광주지식재산센터 光州知識財産センター (한국발명진흥회광주지회) (韓国発明振興会光州支会)	2001.7
대구광역시 大邱広域市	대구지식재산센터 大邱知識財産センター (대구상공회의소) (大邱商工会議所)	2001.7
대전광역시 大田広域市	대전지식재산센터 大田知識財産センター (대전테크노파크) (大田テクノパーク)	2003.1
부산광역시 釜山広域市	부산지식재산센터 釜山知識財産センター (한국발명진흥회부산지회) (韓国発明振興会釜山支会)	2001.7
서울특별시 ソウル特別市	서울지식재산센터 ソウル知識財産センター (서울산업진흥원) (ソウル産業振興院)	2009.2
울산광역시 蔚山広域市	울산지식재산센터 蔚山知識財産センター (울산상공회의소) (蔚山商工会議所)	2001.7
인천광역시 仁川広域市	인천지식재산센터 仁川知識財産センター (인천상공회의소) (インチョン商工会議所)	2001.7
제주도 済州島	제주지식재산센터 済州知識財産センター (제주상공회의소) (済州商工会議所)	2001.7
세종 世宗	세종지식재산센터 世宗知識財産センター (한국발명진흥회세종지부) (韓国発明振興会世宗支部)	2019.1

施策名	IP 礎（ティディムドル） プログラム
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 ○地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策（企業内人材育成ほか）
目的	個人及び起業準備者の優秀なアイデアが事業のアイテムに具体化され、創業までつながるように、支援プログラムを運営して革新型創業を誘導するプログラム
概要	個人のアイデアを創業に誘導するために、アイデア創出教育、アイデアの具体化及び権利化、アイデアの製品化（3D 設計及び模型製作）を創業コンサルティングなどで支援する。 地域知識財産センターに派遣された知的財産の専門家によって発掘されたアイデアを具体化・権利化・製品化するなどのサービスを提供。
対象・要件	創造的アイデアを保有する 個人及び起業準備者
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） ○人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	2019 年支援規模：予算 36.4 億ウォン、 930 件前後
実施主体	地域知識財産センター（韓国発明振興会、地元商工会議所ほか）

施策名	IP 翼（ナレ） プログラム
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 ○地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策（スタートアップ支援ほか）
目的	スタートアップが創業初期から知的財産に関する問題を克服しつつ安定的に市場に進入するとともに、中小・中堅企業に成長できるよう、企業の知的財産経営体系の高度化を支援する
概要	創業企業に対する知的財産経営体系高度化に向けた IP 技術及び経営戦略コンサルティング支援を行っている。強い特許を創出するための特許専門家による伴走型コンサルティング支援となっており、支援企業に最も必要な支援を診断し、的確なにソリューションを提供している。 ＜IP 技術戦略＞

	・先行技術調査（競合他社の特許分析） ・有望技術の導出（未来戦略） ・IP 紛争防止戦略（紛争に備える ） ・強い特許権の確保（競争力強化） ・特許ポートフォリオ戦略　など企業に必要な技術コンサルティングを提供 ＜IP 経営戦略＞ ・ IP インフラ ・ 組織構築の設計 ・ IP 資産構築戦略（技術評価） ・ IP 事業化戦略（技術取引） ・ IP 管理・ 活用戦略（持続成長） ・ IP ブランド・ デザインの連係　など企業に必要な経営コンサルティングを提供
対象・要件	支援対象：スタートアップ企業（創業後 7 年以内の企業、又は転換創業後 5 年以内の企業） 支援期間：100 日以内 事業公告後、申請した企業から審査を通じて支援企業を選定 （当該年度に同一企業は重複支援できない） 審査基準：技術の革新性（20 点）、成長の可能性（25 点）、IP 支援の必要性（30 点）、支援企業の参加意志（25 点） ※他部署の創業支援事業に参加したことのある企業は選定時に優遇する
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） ○人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	2019 年支援規模：予算 60.3 億ウォン 453 社　1 社あたり 2,500 万ウォン程度（企業による分担条件あり）
実施主体	地域知識財産センター（韓国発明振興会、地元商工会議所など）

施策名	グローバル IP スター企業の育成プログラム
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 ○地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策（　　）
目的	海外輸出（予定）企業を選定し、海外での IP 競争力強化に向けた海外産業財産権の獲得、企業に合った特許マップ、非英語圏向けのブランド開発、特許技術のシミュレーションなど、企業の海外進出に必要な 3 年間の知的財産に関する総合的な支援を実施し、グローバル IP 企業を育成する

概要	選定された「グローバル IP スター」企業に地域知識財産センターの IP 専門家によるコンサルティング及び最大 3 年間の特許/ブランド/デザイン総合支援を実施（下表参照） 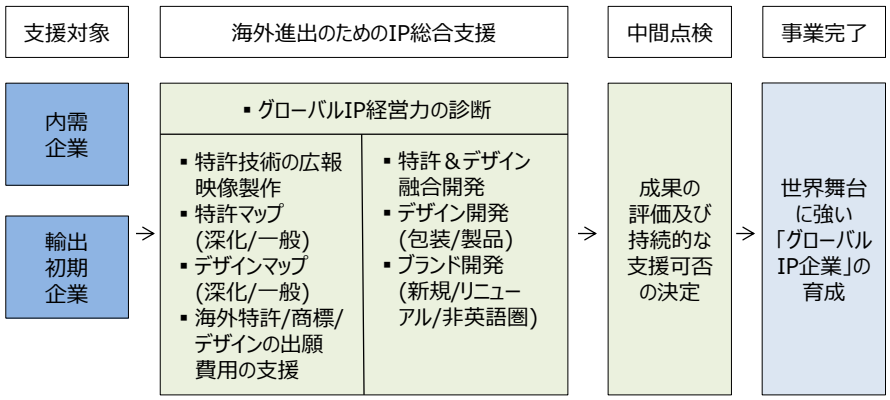
対象・要件	海外へ輸出・ 輸出（予定）の中小企業 企業の自分負担金 30%（現金 20%+現物 10%）（現物は会議場所の提供、企業の役職員の参加で代替）
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） ○人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	2019 年支援規模： 予算 95.9 億ウォン
実施主体	地域知識財産センター（韓国発明振興会、地元商工会議所ほか）

図表 Ⅲ-85 ：グローバル IP スター企業の育成プログラム　支援対象一覧[241]

区分		支援内容
海外 出願費用 支援	特許(PCT) 特許(個別国) 商標 デザイン	海外出願の際にかかる代理人費用、翻訳料、出願官納料(手数料)の支援
特許	特許技術 広報映像製作	国内に登録された特許技術を国内外の広報マーケティングで活用できるよう3D映像を製作
	特許マップ(高級)	特許に対するオーダーメイド型調査・分析を通じて研究技術開発の方向提示及び特許活用戦略の樹立及び報告書作成
	特許マップ(一般)	
デザイン	デザインマップ(高級)	デザインに対するオーダーメイド型調査・分析を通じて研究技術開発の方向提示及びデザイン活用戦略の樹立及び報告書作成
	デザインマップ(一般)	
	製品デザイン開発	製品、包装デザインの開発またはデザインモックアップ製作 (デザインモックアップは製品デザイン開発産出物に対してフォローアップとしてのみ支援)
	製品デザインモックアップ	
	包装デザイン開発	
ブランド	新規ブランド開発	企業ブランド(CI)または製品ブランド(BI)の新規開発及びリニューアル
	リニューアルブランド開発	
	非英語圏 ブランド開発	非英語圏国家現地の言語/文化/状況などを考慮した市場分析、ブランドネーミング支援
その他	企業IP経営 診断・構築	中小企業のグローバルIP経営能力を外部専門企業が診断し、海外進出に必要な企業の知的財産戦略の樹立・推進
	特許＆デザイン 融合開発	製品、包装デザインまたは単純な外観中心のデザイン開発から脱し、特許・技術中心のデザイン開発

※上記の細部支援課題は2017年基準で、今後変更の可能性あり。

施策名	グローバル技術革新 IP 戦略開発事業
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策（ 知的財産制度活用促進（権利化ほか）、知的財産を活用した事業化（ビジネスモデル検討支援ほ

[241] JETRO ウェブサイト

	か））
目的	韓国の中堅・中小企業がグローバル市場を主導する製品・サービスを生み出せるようにするための IP（特許・デザイン・ブランド）融合戦略を支援
概要	特許庁が事務総括および管理を行い、支援機関や協力機関が各種支援を提供する方式。複数機関により協調型の支援を実施する。 主管機関に所属する知的財産権戦略専門家（専門委員）と知的財産権分析専門機関（協力機関）がチームを構成し、総合的な IP 戦略策定を支援。 ※専門委員：R＆D、IP、デザイン（ブランド）の経歴がある専門家（工学博士、弁理士など）で構成 ※評価委員会を構成し、 申請企業に対する書面・発表評価を実施
対象・要件	研究組織を保有する中堅企業及び中小企業 ・ 中堅企業：中堅企業の成長促進及び競争力強化に関する特別法第 2 条に基づく中堅企業 ・ 中小企業：中小企業基本法第 2 条に基づく中小企業 ・ 予備中堅企業：中小企業のうち、中堅企業としての成長可能性が高く、革新力がある企業 ※「中小企業基本法」第 2 条第 3 項、「中堅企業の成長促進及び競争力強化に関する特別法施行令」より
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） ○人材育成（研修・セミナー） その他（ ）
実績	2019 年支援規模： 予算 95.9 億ウォン
実施主体	特許庁 産業財産創出戦略チーム （委託先未定）

（２） 知的財産活用

施策名	知的財産活用戦略支援事業[242]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策（ 知的財産制度活用促進（権利化ほか）、知的財産を活用した事業化（ビジネスモデル検討支援ほか））
目的	知的財産権を保有する企業における特許製品革新、デザイン製品革新、IP 事業化戦略などに対する支援を通じて、知財活用を促す
概要	製品の品質及び技術的難題、新製品開発など、中小企業の事業化における悩

[242] KIPA ウェブサイト https://www.kipa.org/kipa/ip001/kw_business_0501.jsp

	みに対し、知的財産（IP）という観点から解決できるように、コンサルティング支援を行う。事業費は支給企業に直接振り込まれず、支援を受託する機関（コンサルティング社）における人権費と諸費用などに使用される。企業負担金の振り込みが確認されないと支援着手に移らない。また、支援後 3 年間のモニタリングへの協力を義務づけられている
対象・要件	登録済の特許・ 実用新案・ デザイン権（専用実施権を含む）を保有する中小企業 課題数で 77 件程度を選定 １課題あたり最大 6,000 万ウォン（企業負担金 10～40%）以内で、3～5 ヶ月間の時限のなかで支援
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	2019 年支援規模：38.8 億ウォン
実施主体	韓国発明振興会

施策名	IP 事業化連係評価支援
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策（ 知的財産価値評価 ）
目的	登録された特許・実用新案に対する性能分析及び比較分析、事業妥当性、価値評価などに必要とされる評価費用を支援し、特許技術の事業化及び活用促進のための客観的な評価結果を提供
概要	特許庁が指定する発明の評価機関が事業化の用途に伴う「特許技術評価報告書」の作成を支援する ・ 「特許技術評価報告書」とは、特許技術に対する技術性、権利性、事業性の評価及び技術価値評価を含む報告書であり、事業化のための特許技術取引、事業妥当性の検討、国内外の技術認証、現物出資などのための資料として活用できる ・ 申請者は評価機関（18 者）と事前評価に関する相談を行った後、評価機関が発行した「発明の評価費用見積書」を必ず添付して申請する
対象・要件	個人又は中小企業で、登録された特許・実用新案の権利者及び専用実施権者であること。 「特許技術評価報告書」の作成費用を最大 70%まで支援 （付加価値税は別途、 1 人当り年間最大 5 千万ウォン以内）

支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	2019 年支援規模：53.7 億ウォンの内数（IP 金融連係評価事業と共同）
実施主体	韓国発明振興会

施策名	IP 金融連係評価支援
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策（ 知的財産価値評価、知財金融 ）
目的	企業が保有する知的財産権の価値評価を行うことで IP を基に保証・担保融資・投資などの資金調達ができるよう評価費用を支援
概要	特許の価値を正確に把握するために、特許庁が指定した評価機関（18 者）を通して特許技術価値評価を行い、金融機関の投資・融資の意志決定に活用できるよう評価結果を提供するもの ・（保証協約機関）技術保証基金、信用保証基金 ・（担保融資協約機関）産業銀行、企業銀行、国民銀行 ・（投資）別途の協約なしで VC、エンジェル投資家などの投資機関が可能
対象・要件	申請日時点で、 登録済みの特許権を保有しており、 事業化して活用している中小企業 「特許技術評価報告書」作成費用の一部を支援（付加価値税は別途） ・ （保証）評価費用 500 万ウォンの一部を支援（支援割合は公告） ・ （担保融資）評価費用 500 万ウォンの 50%を支援（50%は銀行負担） ・ ・（投資）評価費用 1,500 万ウォン以内で一部支援（支援割合は公告）
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	2019 年支援規模：53.7 億ウォンの内数（IP 金融連係評価事業と共同）
実施主体	韓国発明振興会

（３）　知的財産保護

施策名	海外知識財産センター（IP-DESK）運営
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 　支援人材の確保・育成に関する支援 　地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 　知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	海外 8ヶ国 15ヶ所に設置されている IP-DESK を活用し、海外進出（予定）する韓国企業の知的財産権保護を強化し、海外市場での定着に寄与する
概要	IP-DESK が設置された地域で知的財産権の出願、税関知的財産権の登録、侵害調査などの費用を支援し、相談に乗るなど法律サービスを無償で提供 海外進出企業の輸出競争力を向上させるために、 現地での知的財産権確保（＊）及び知的財産権に関する悩みの解決（＊＊）を支援 ＊ 商標・デザイン出願関連費用を支援 ＊＊ 侵害調査及び行政取り締まり費用の支援と 相談など
対象・要件	韓国に事業者登録をしている個人又は中小・中堅企業で、 IP-DESK が設置されている現地で事業を展開する（予定）の個人（企業） ・ 商標・デザイン出願関連費用　実際の出願費用の最大 50%を支援（国より金額が異なる。年間 1 カ国 8 件以内） ・ 海外特許出願費用　実際の出願費用の最大 50%を支援（国より金額が異なる。年間 1 カ国 3 件以内） ・ 知的財産権侵害調査及び法律検討の支援　US$10,000（侵害被害の実態調査だけを行う場合は$6,000）、支援比率最大 70%、（重複支援の場合は 20%ずつ支援比率が低下、 70%→50%→30%）、年間 3 件以内
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 　人材育成（研修・セミナー） 　その他（　　）
実績	2019 年支援規模：38.7 億ウォン
実施主体	KOTRA 海外知的財産権保護室

施策名	国際知的財産権紛争防止コンサルティング支援事業
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 ○支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	中小及び中堅企業の海外知的財産権保護を通じた紛争対応力の強化と輸出競争力の強化を図る
概要	＜特許・実用新案＞ ・ 防止 輸出（予定）地域で紛争リスクがある特許について調査・分析し、総合的な事前対応戦略を提供 ・ 対応 （海外企業との）警告状対応、訴訟対応、ライセンス紛争、権利行使戦略を提供 ＜商標・デザイン＞ ・ 防止 海外での商標・デザイン紛争危険について調査し、商標・デザインの現地化戦略を提供 ・ 対応 海外での模造品対応、または無断で先取りされた権利を無効化する 戦略を提供
対象・要件	輸出（予定）の中小企業・中堅企業 需要発掘のために自治体や地域機関（仁川商工会議所、釜山テクノパーク）と協力しつつ推進を予定[243]
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	2019 年支援規模：98.2 億ウォン 2018 年実績 547 社
実施主体	韓国知識財産保護院 （保護院で毎年、事業公告を通じて支援企業及びコンサルティング専門遂行機関を審査・ 選定）

[243] 質問票調査にて把握

（４）　知的財産教育・コンサルティング

施策名	企業の知的財産実務人材養成事業[244][245]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策（企業内人材育成）
目的	企業の付加価値創出と連携可能なカスタマイズされた知的財産実務教育を通じて、新しい産業の流れを導いていく企業の知的財産専門人材の養成を図る
概要	企業の知的財産管理能力のレベルとニーズに合わせてレベル別・エリア別オーダーメイド型プログラムを作成し、継続して利用する企業の場合、より深めていく運営を通じて綿密な教育を通じた専門的能力を強化する。 知的財産組織と人材を備えた企業を対象に、IP ステータスの診断・分析およびトラブルシューティングを中心の実務教育を提供することができる実行機関を選定・マッチングする ・　知的財産カスタマイズ教育運営の推進・研究 *企業の知的財産レベル別カスタマイズ教育運営 ・　海外知的財産権実務人材養成課程運営 *企業の知識財産人材の紛争対応能力強化のための教育課程運営
対象・要件	中小企業、スタートアップ企業・中堅企業の経営陣、研究開発人材、法務知的財産担当者など
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） ○人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	('18 年）25 社程度の企業をサポートする予定、教育支援規模企業別 6 回、上限約 600 万ウォン程度
実施主体	韓国発明振興会

244 質問票調査とヒアリング調査にて把握
245 KIPA ウェブサイト　https://www.kipa.org/kipa/ip002/kw_hrtraining_1701.jsp

施策名	IP 人材育成事業[246]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策（知財教育）
目的	小学校から大学生までの学生と全国民を対象に知的財産の重要性を認識向上
概要	・ 知的財産オン・オフラインコンテンツの提供 ・ 大学の自立的な知的財産教育の基盤を強化し、知的財産能力を備えた人材を養成 ・ キャンパス特許戦略ユニバーシアードなど各種公募展の開催 ・ 発明英才教育プログラム ・ 発明特許専門科高校の運営 ・ 発明教育センターの運営 ・ 知的財産単位認定制度（Intellectual Property Credit Bank）[247] など
対象・要件	中小企業、スタートアップ企業
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） ○人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	韓国発明振興会

[246] 質問票調査にて把握
[247] https://cb.ipacademy.net/main.do

（５）　その他、特徴的な支援制度

施策名	知的財産経営認証[248]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策（　知財活用促進　）
目的	知的財産経営を実践している企業に対する優遇策を複合的に提供し、知的財産経営企業の信頼性を高めるほか、取り組むことへのインセンティブとする
概要	認証企業への支援施策 ＜特許庁＞ ・　特許・実用新案・デザインの優先審査対象に指定 ・　特許権・実用新案権・デザイン権に対する年次登録料（4～6 年目）　を 70%減免 現在、 中小企業に対して年次登録料（4～6 年目）　を 50%減免しているが、認証企業には 20%を追加減免し、 計 70%の減免特典を提供 ・　特許庁による各種支援事業に参加する際、 加点を付与 優秀発明品の優先購買推薦制度、 IP 活用戦略支援事業、IP R&D：知的財産権連携研究開発戦略支援事業 ＜中小・ ベンチャー企業部＞ ・　政策資金の融資における に限度を増額（45 億ウォン→ 70 億ウォン） 新成長基盤資金のうち、 施設資金に革新型企業基準を適用 ・　技術開発支援事業（起業成長技術開発、技術革新開発、製品サービス技術開発、工程・品質技術開発など）に参加する際、加点を付与（2019 年に適用予定） ＜韓国放送広告振興公社＞ ・　TV・ ラジオなど放送広告費を 70%割引 ・　TV・ ラジオなど放送広告製作費を 50%割引 ＜SGI ソウル保証（2019 年に適用予定）＞ ・　履行保証限度を増額（最大 30 億ウォン追加保証） ・　NICE 評価情報（株）の信用管理サービスを無償で提供
対象・要件	中小企業、スタートアップ企業

248 ヒアリング調査にて把握

施策名	特許審判-国選代理人制度
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策（ 知財活用促進 ）
目的	代理人の選任が困難な社会・経済的弱者に対し、国選代理人の選任を支援
概要	社会・経済的弱者が有する産業財産権に関わる審判（無効審判、取消審判など）について国選代理人を選任し、国選代理人に対する手数料を減免。 （2019 年 7 月末から施行予定）
対象・要件	小企業、大企業と紛争している中企業、医療給与受給者など社会・経済的弱者

施策名	特許共済制度
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策（ 知財活用促進 ）
目的	企業間の相互扶助に基づいた共済制度を通じ、中小・中堅企業における特許などの知的財産負担を分散・軽減し、経営安定の基盤を構築
概要	共済事由：海外出願、国内外審判及び訴訟、知的財産コンサルティング費用など 掛金積立：加入者が納入する小額の月別掛金は一定の利率で積み立てられ、積み立てられた元利金は契約を解除する際に一度に支給 先貸付・後返済：海外出願、国内外審判・訴訟などが発生すれば、加入者は当該費用を先に借りて使い、後で分割返済する
対象・要件	中小・中堅企業　※産業財産権の保有に関わらず加入可能

1.5.2.2. 支援施策の評価方法の整理

（１） 施策実施の効果測定・評価の考え方

KIPO として、全庁共通の評価項目（KPI）は公表していない。ただし、外部機関のための成果連動型の業務発注を通じて、事業の満足度（利用者アンケート調査や懇話会での意見集約などにより把握）と成果を客観的に評価し、改善策検討に活用しているとコメントを得た[249]。

なお、定量的な実績把握については、個々の施策で対応しており、例えば、知財金融では、毎年、銀行や投資機関が知的財産の価値を認めて実施した融資や投資した金額を集計している。また知的財産取引支援事業では、毎年支援事業による中小企業への特許取引件数を集計している。その他、地域産業への影響について事後調査を通じて分析するなど、フィードバックを施策検討に利用する仕組みが確立している。

（２） 結果の活用の考え方

収集した利用者満足度や実績データは、その施策を周知する素材として活用するケースが見られる。「知的財産創出支援と知的財産ベース創業促進事業」では、支援事業のサービス品質レベルの比較分析を行うほか、技術的・経済的成果、有効性・効率性の成果、経済的波及効果の分析のそれぞれについて分析を加え、今後の方針検討に活用していると考えられる（分析を実施可能な外部研究機関に委託）。

地域への効果として、支援施策活用の要因となった事業の事業化の成否と事業推進（知財活用）による経済的成果の測定を行っているほか、同事業で創出された技術移転、新規売上・輸出など事業化の実行に起因・付随する経済的成果と地域経済への波及効果を測定している。

1.5.3. 知財活用支援施策の今後

1.5.3.1. 課題・問題点の整理

韓国では、日本同様、中小企業支援を施策の基軸に設定し、知的財産の創出、活用、保護を基盤にした各種支援施策を総合的に実施し、創業・起業の活性化を図っている。これは、創造的アイデアと技術を基盤にした「イノベーション型創業」に対する支援と保護は知的財産エコシステムをつくるための基礎となると捉えていることに起因する。

また、イノベーション型創業は、3 年生存率が全体ベンチャー企業生存率の 2 倍あるほか、雇用規模が 3 倍に達するなど新しい産業と雇用創出にも大きな影響を及ぼすと期待している。この点を施策推進の課題認識として捉え、施策を展開している。

韓国特許庁（KIPO）は、スタートアップ・中小企業に対する支援サービスを企業成長の過程に沿って体系的に提供できるよう充実を図ってきている。これまでの施策を振り返りつつ、利用者の声を集約し、支援ニーズに向き合う姿勢からのものと考える。

そうした運用面の課題に対して、スタートアップ起業が必要な時期に、国内外の知的財産権の権利化対応を進めるにあたり、必要な知的財産サービスを選択して支援を受けることができるよう状態を目指しており、特許バウチャー事業を 100 社規模で実施する計画も見られる。

[249] 質問票調査にて把握

図表 Ⅲ-86 :KIPO スタートアップ支援の考え方[250]

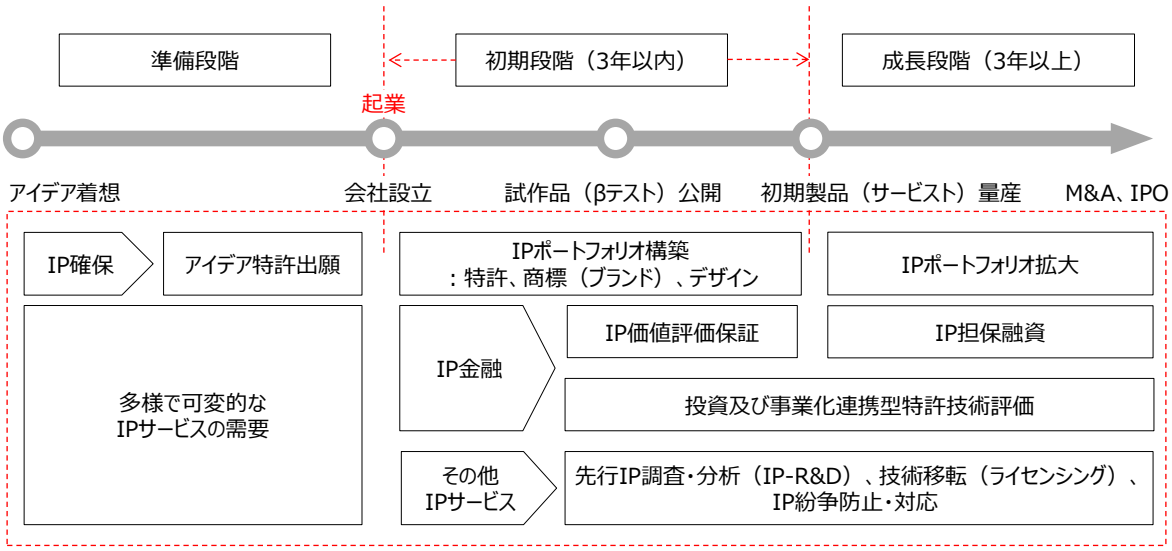

また、その他の支援制度について、「知的財産経営認証」[251]制度を運用しており、その充実については今後活性化を図りたいとのコメントを得た。また、中小企業、ベンチャー企業や中堅企業に対する施策周知は今後も継続させるべきとのコメントを得た[252]。

1.5.3.2. 解決に向けた動向（今後計画・予定されていること）

韓国特許庁（KIPO）は、中小企業ベンチャー部や金融委員会といった、中小企業などに対する知的財産支援で協働する関係機関との関係強化を着実に進めており、具体的な施策実施を通じて相互の知見を高める機会を確保して、施策内容をより一層洗練させていくことについても貪欲に取り組んでいると捉えることができる。

また、中小企業の知財リスク解消の１つとして、特許料の控除制度の創設についても検討を進めていくとしており[253]、創出から保護までの一連の知的財産活動に対する支援の充実をもって、中小企業の制度活用や成長促進を図っていくことを考えていくものと捉えることができる。

このほか、地域全体の知的財産意識の底上げについて、地域知識財産センターを増設し、IP サービスへのアクセスが低いスタートアップ企業に対する IP コンサルティングを提供することと、投資家・成功企業家などとのネットワーク構築へと導いていくことも検討している[254]。

我が国と時期を同じくして中小企業支援に取り組む韓国において、日本では実施に至っていない施策について先行して取り組んでいるケースもあり、これらの動き（結果ならびに成果）は、今後も加速していくことから、引き続き動向把握を継続することが重要と考える。

---

250 知的財産保護執行行政報告書 2017 アニュアルレポート　韓国特許庁（仮訳　JETRO ソウル事務所）
251 認証された企業が政府支援事業に参加する際、 加点など多様なインセンティブ提供（認証のための評価基準）評価基準：知的財産の保有状況、特許技術の動向把握、知的財産権紛争の事前点検など 10 の分野に対して計 100 点　認証基準：認証評価の結果、70 点以上の企業
252 ヒアリング調査にて把握
253 ヒアリング調査にて把握
254 質問票調査とヒアリング調査にて把握

1.6. 台湾

1.6.1. 台湾の中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯

1.6.1.1. 知的財産面の体制の概要（日本との相違点を簡潔に整理）

（１） 台湾の知的財産監督官庁

行政院経済部の外局である智慧財産局（Taiwan Industrial Property Office：TIPO）が専利法｛発明専利（特許）、新型専利（実用新案）、設計専利（意匠）｝、商標法（地理的表示を含む）だけでなく、著作権法、営業秘密法、IC 回路配置保護法などを管轄する。日本の不正競争防止法に対応する公平公易法は、行政院の公平交易委員会が管轄し、貿易法を始めとする輸出入関連法は経済部の国際貿易局が管轄している。

（２） 台湾の知的財産関連機関

中央政府では、主に、国家発展委員会、経済部工業局、経済部中小企業処、科技部、行政院農業委員会などが挙げられる。政策の執行機関としては、財団法人台湾経済研究院、国立台湾大学、新穎數位文創股份有限公司、財団法人工業技術研究院、台湾科技大学特許研究所などが挙げられる。

1.6.1.2. 知的財産権の出願・登録件数

（１） 台湾の産業財産権の出願件数

図表 Ⅲ-87 ：特許出願件数[255]

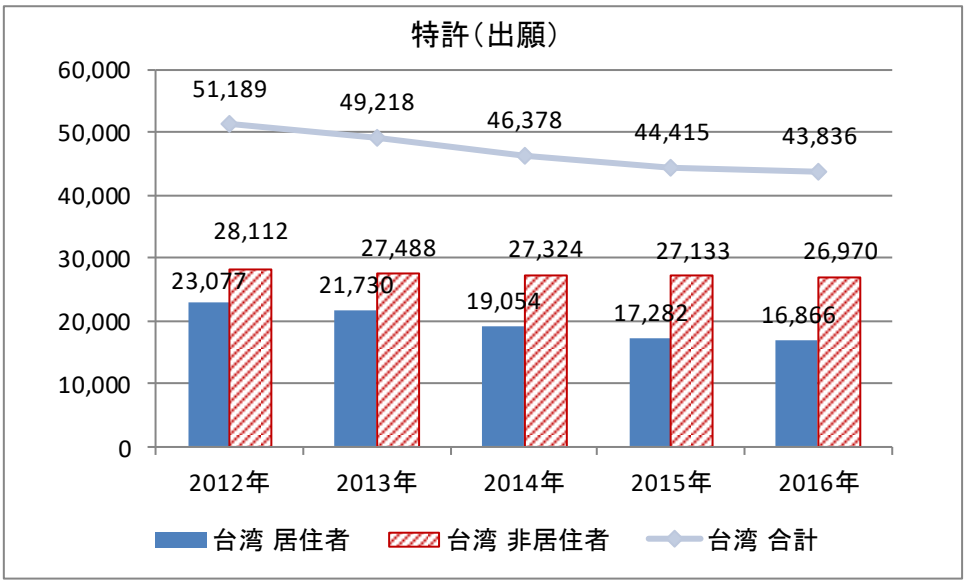

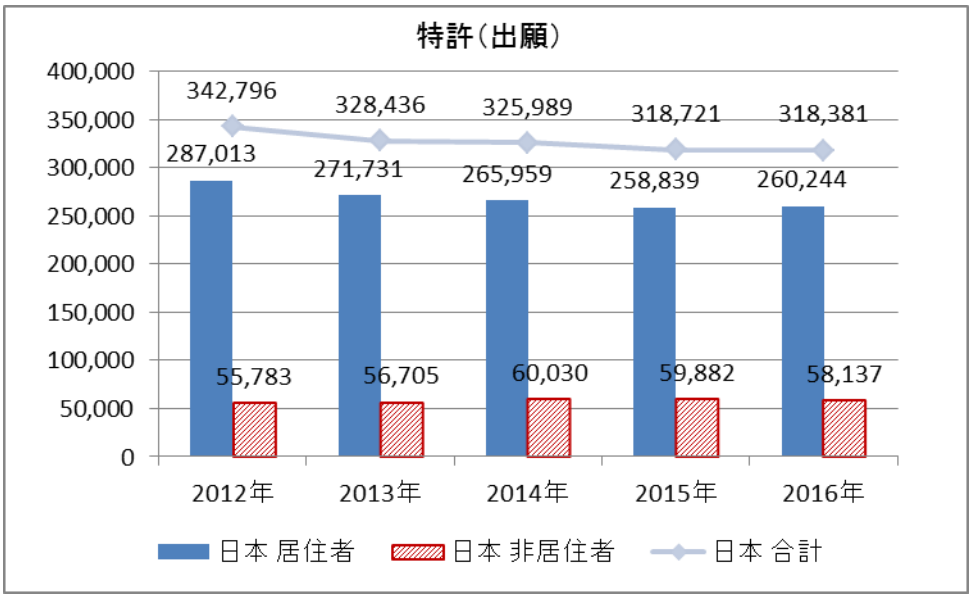

- 居住者と非居住者の特許出願件数を比較すると、台湾では非居住者の出願件数は居住者の約 1.6 倍程度となっており、居住者の出願が多い日本とは異なっている。
- 居住者の特許出願件数について台湾と日本を比較すると、2016 年は日本が台湾の 15.4 倍程度となっている。
- 台湾の特許出願件数は、2012 年以降、居住者、非居住者とも緩やかであるが一貫して減少し

[255] 季報統計 106 年第 4 季（智慧財産局）https://www.tipo.gov.tw/dl.asp?fileName=82511301853.pdf

ている。

図表 Ⅲ-88 ：実用新案出願件数[256]

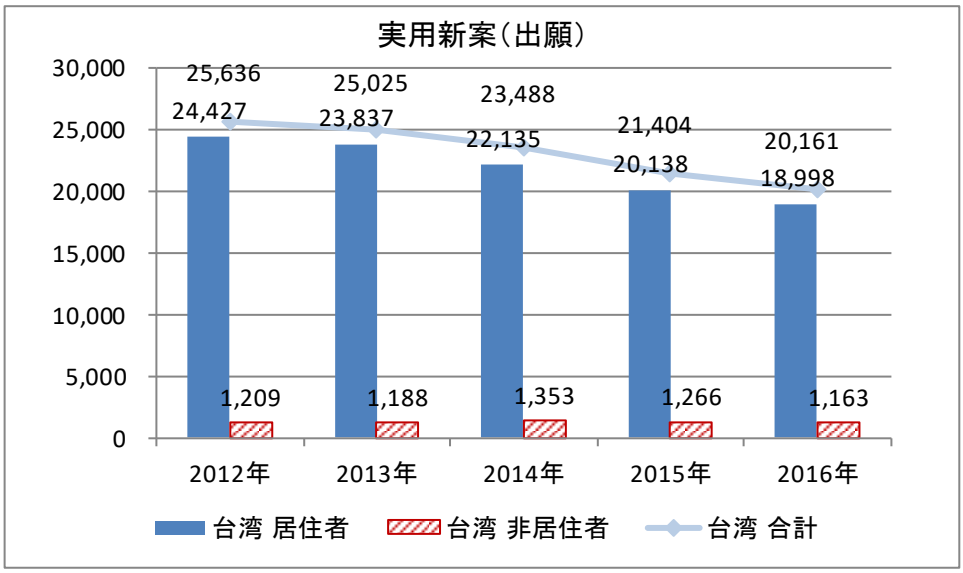

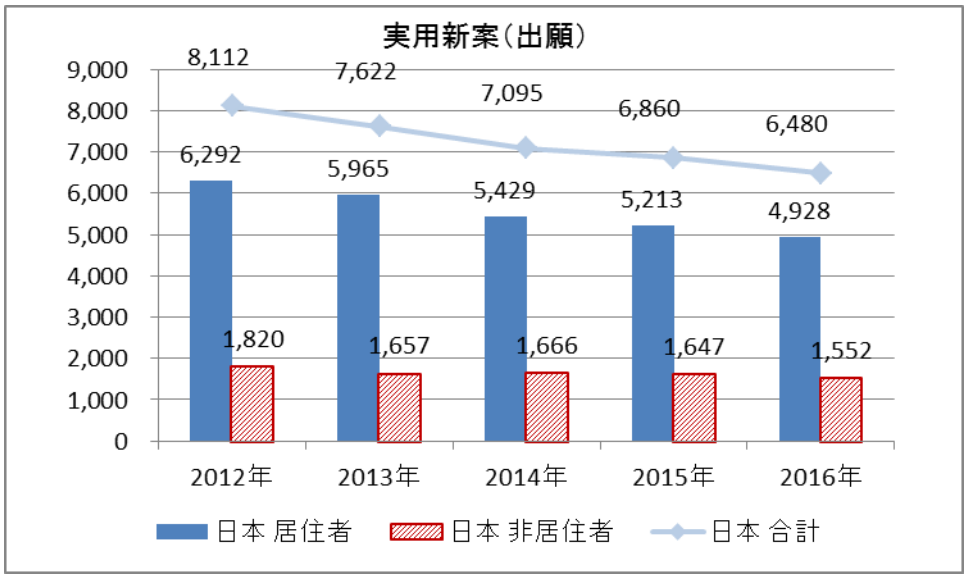

- 居住者と非居住者の 2016 年の実用新案出願件数を比較すると、台湾では居住者の出願が非居住者の約 16 倍となっており、日本（約 3.2 倍）より差が大きくなっている。
- 居住者の実用新案出願件数は、日本と同様、2012 年以降一貫して減少している。非居住者の出願件数は 2014 年に増加したが、それ以降減少している。

256 季報統計 106 年第 4 季（智慧財産局）https://www.tipo.gov.tw/dl.asp?fileName=82511301853.pdf

図表 Ⅲ-89 ：意匠出願件数[257]

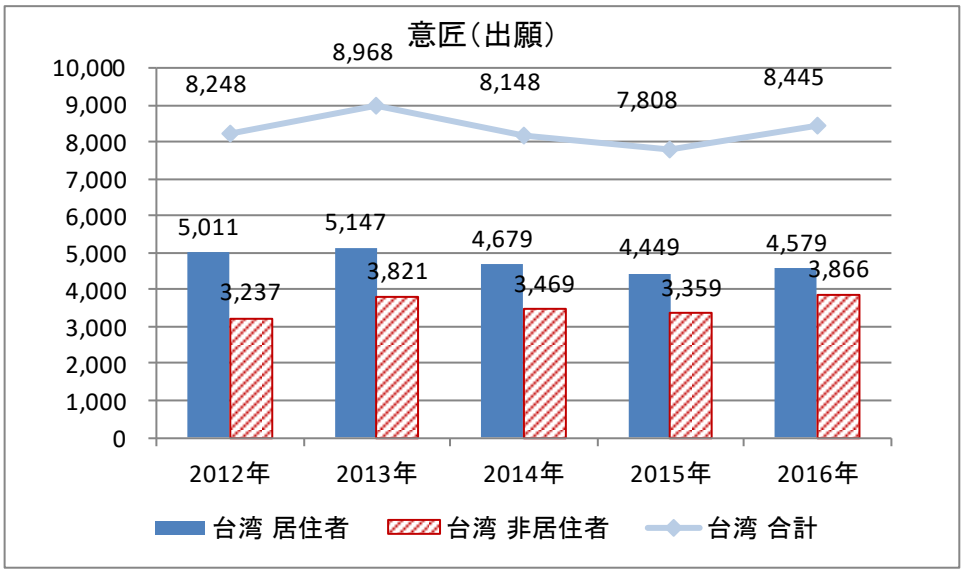

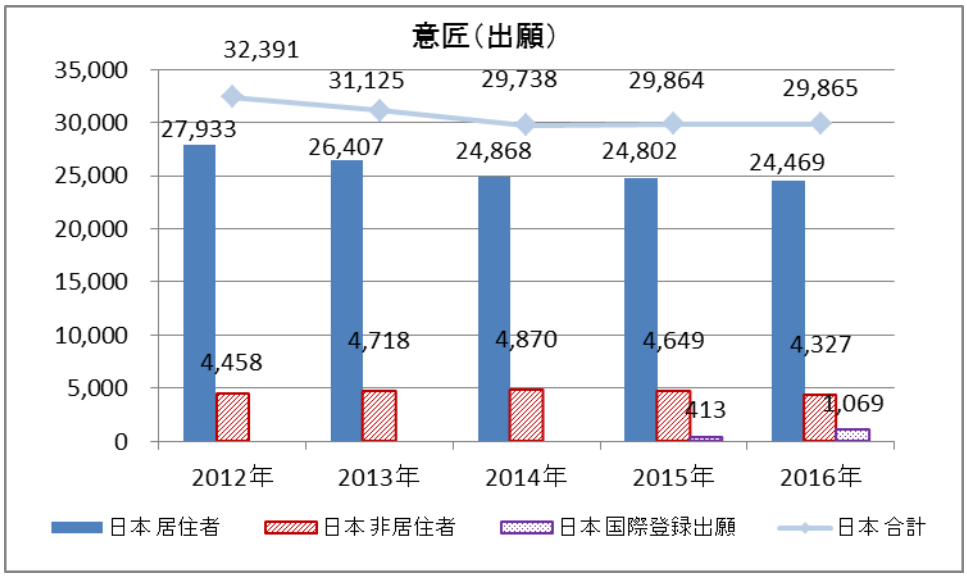

- 居住者と非居住者の意匠出願件数を比較すると、台湾は日本と同様、居住者の方が多く、2016年は非居住者の約 1.2 倍となっている。但し、台湾は日本より差が小さい。
- 居住者の意匠出願件数について台湾と日本を比較すると、2016 年は日本が台湾の 5.3 倍程度となっている。特許出願（約 15.4 倍）と比べると差が小さい。
- 台湾の出願件数は、2013 年以降、居住者、非居住者とも減少したが、2016 年には共に増加した。

[257] 季報統計 106 年第 4 季（智慧財産局）https://www.tipo.gov.tw/dl.asp?fileName=82511301853.pdf

図表 Ⅲ-90 ：商標出願件数[258]

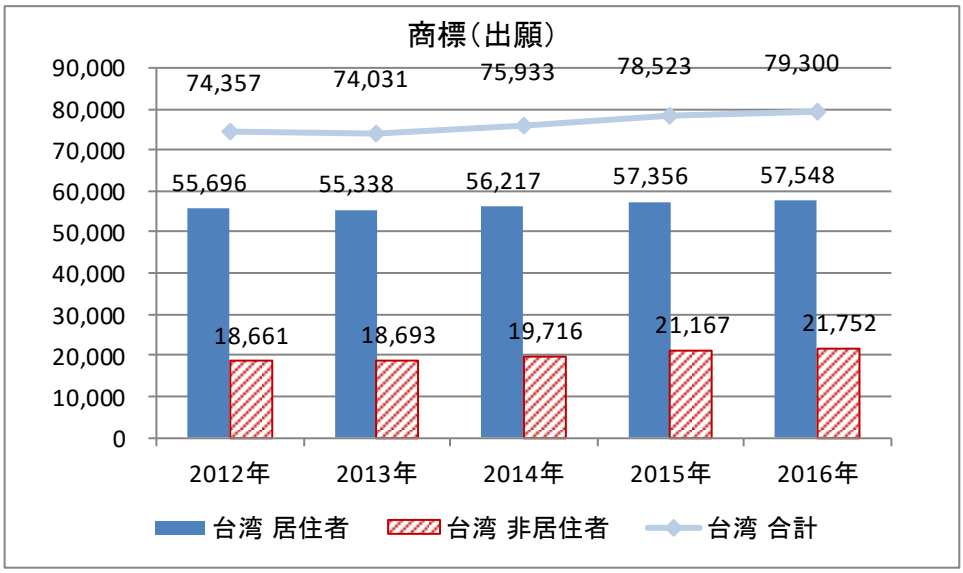

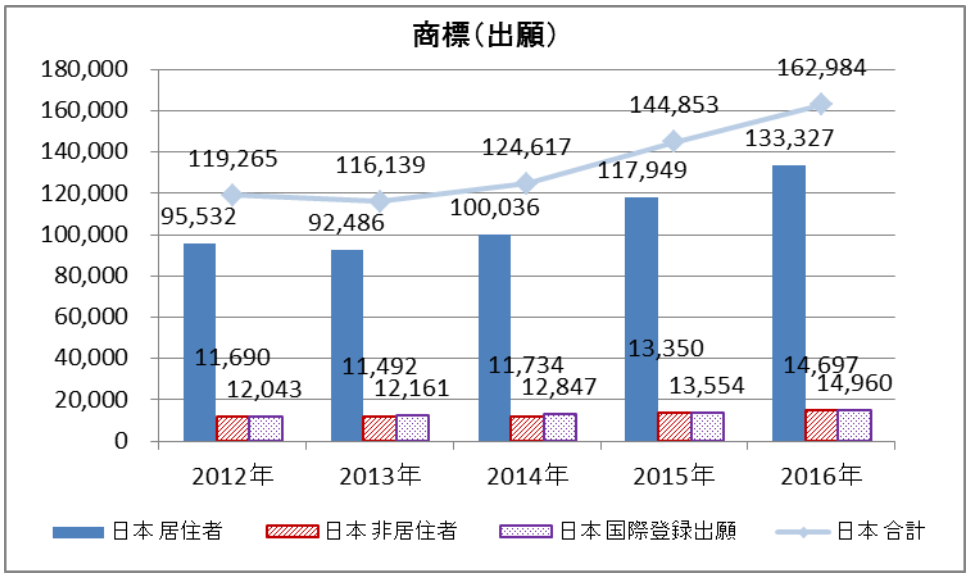

- 居住者と非居住者の商標出願件数を比較すると、台湾は日本と同様、居住者の方が多く、2016年は非居住者の約 2.6 倍となっている。但し、台湾は日本より両者の差が小さい。
- 居住者の意匠出願件数について台湾と日本を比較すると、2016 年は日本が台湾の 2.3 倍程度となっている。特許出願（約 15.4 倍）と比べると差が小さい。
- 台湾の出願件数は、2013 年以降、居住者、非居住者とも増加傾向が続いている。

258 季報統計 106 年第 4 季（智慧財産局）https://www.tipo.gov.tw/dl.asp?fileName=82511301853.pdf

（２） 台湾の産業財産権の登録件数

図表 Ⅲ-91 ：特許登録件数[259]

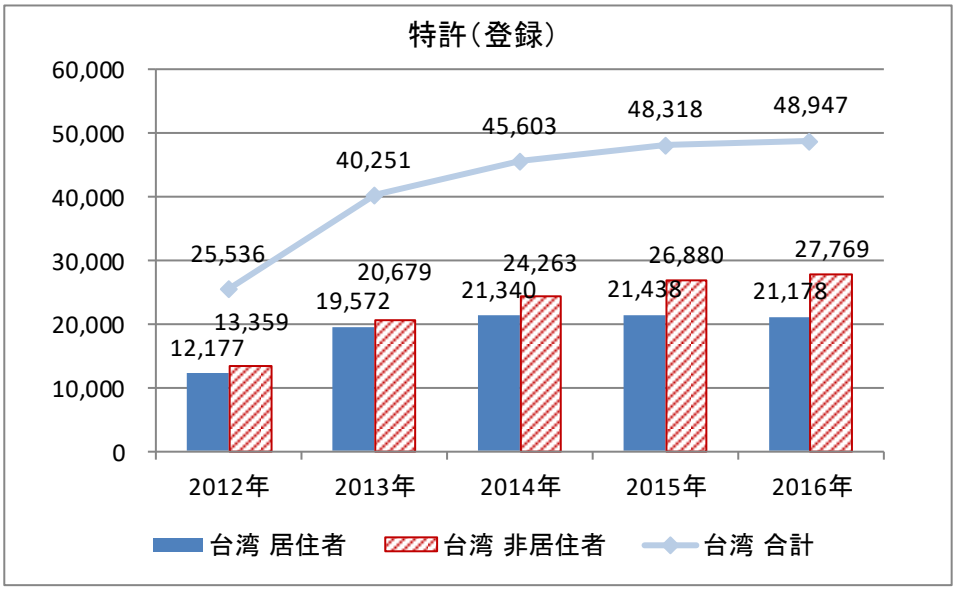

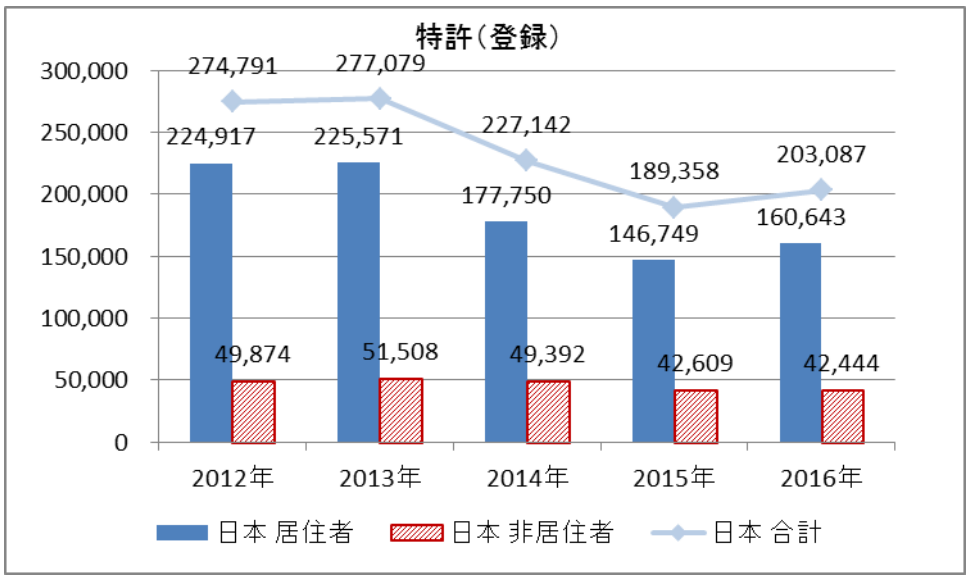

- 居住者と非居住者の特許登録件数を比較すると、台湾は日本と反対に、居住者の方が少なく、2016 年は非居住者の約 0.8 倍となっている。
- 居住者の件数について台湾と日本を比較すると、2016 年は日本が台湾の約 7.6 倍となっている。特許出願件数（約 15.4 倍）と比べると登録件数の方が差は小さい。
- 台湾の登録件数は、2012 年以降、居住者、非居住者とも増加傾向が続いたが、2016 年に居住者の件数が微減となった。特許出願件数が一貫して減少していることと対称的な傾向となっている。

259 季報統計 106 年第 4 季（智慧財産局）https://www.tipo.gov.tw/dl.asp?fileName=82511301853.pdf

図表 Ⅲ-92 ：実用新案登録件数[260]

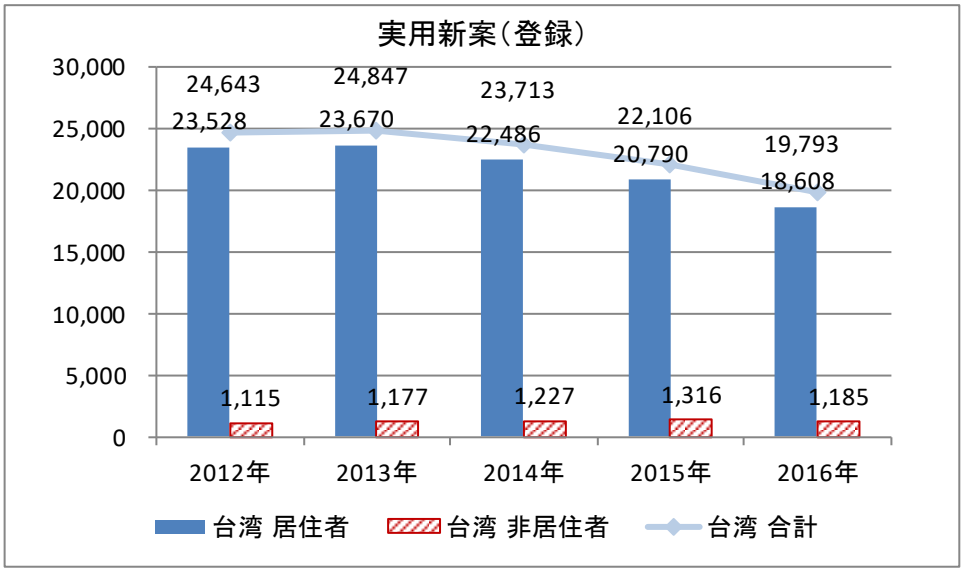

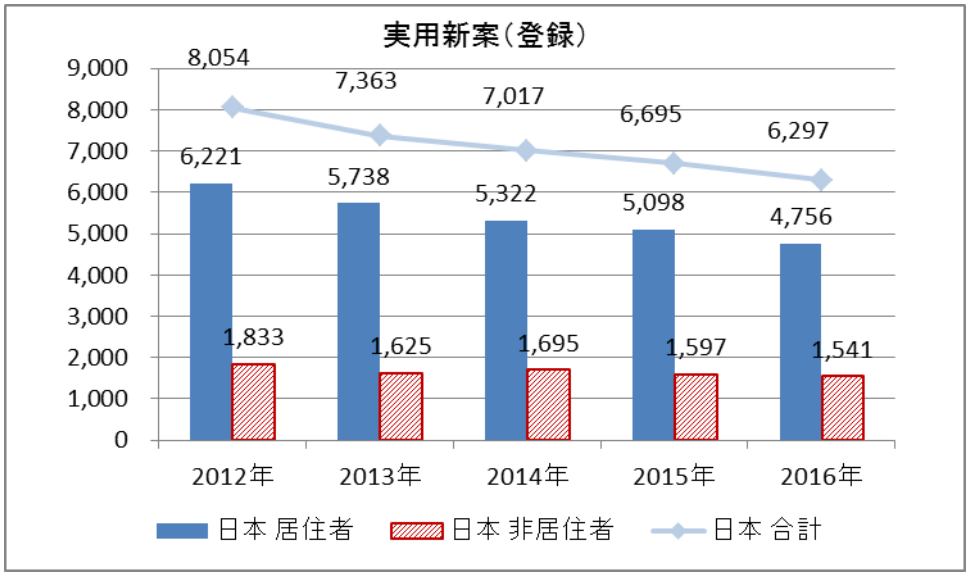

- 居住者と非居住者の実用新案登録件数を比較すると、日本と同様に、居住者の方が多く、2016 年は非居住者の約 15.7 倍となっている。（日本は約 3.1 倍）
- 居住者の件数について台湾と日本を比較すると、2016 年は日本が台湾の約 3.9 倍となっている。
- 台湾の登録件数は、居住者は 2013 年以降一貫して減少している。非居住者は件数が少ないものの 2015 年まで増加していたが、2016 年には減少となった。

260 季報統計 106 年第 4 季（智慧財産局）https://www.tipo.gov.tw/dl.asp?fileName=82511301853.pdf

図表 Ⅲ-93 ：意匠登録件数[261]

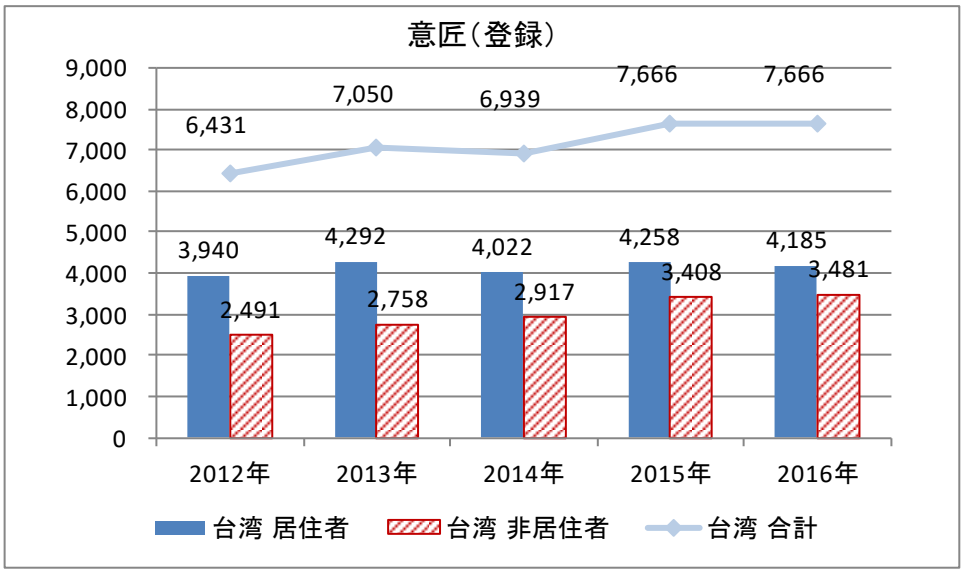

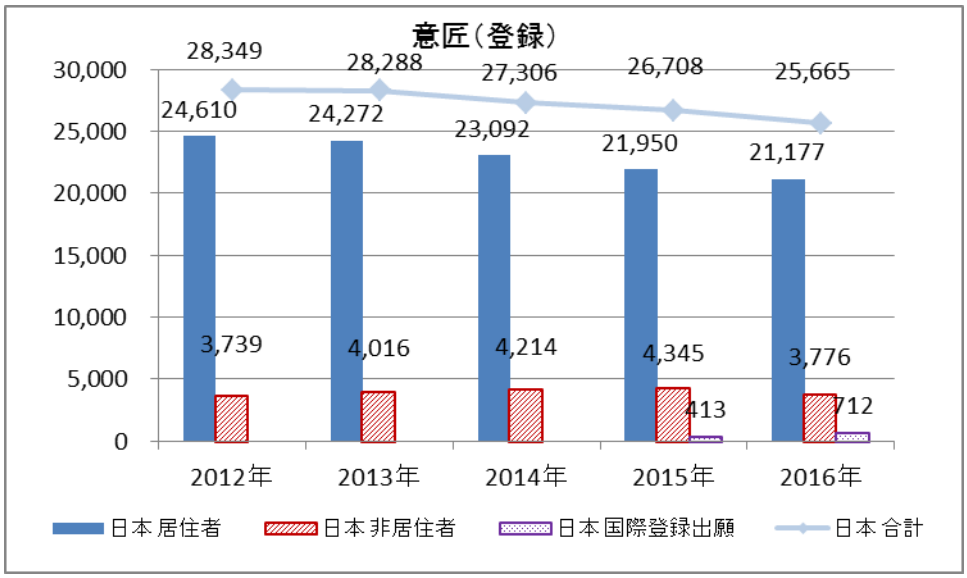

- 居住者と非居住者の意匠登録件数を比較すると、日本と同様に、居住者の方が多く、2016 年は非居住者の約 1.2 倍となっている。（日本は約 5.6 倍）
- 居住者の件数について台湾と日本を比較すると、2016 年は日本が台湾の約 5.1 倍となっている。
- 台湾の登録件数は、居住者は 4,000 件前後で推移しているが、非居住者は 2012 年以降一貫して増加している。

[261] 季報統計 106 年第 4 季（智慧財産局）https://www.tipo.gov.tw/dl.asp?fileName=82511301853.pdf

図表 Ⅲ-94 ：商標登録件数[262]

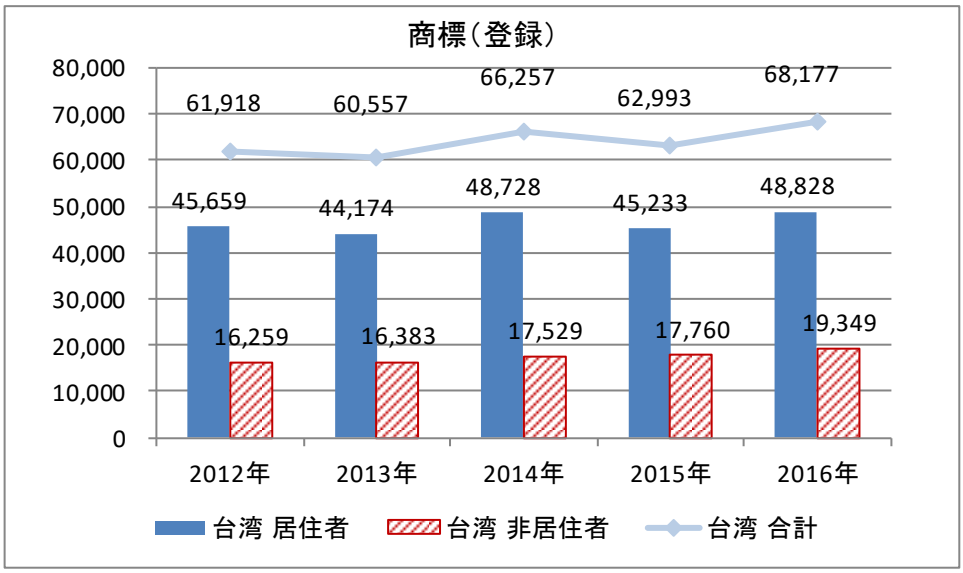

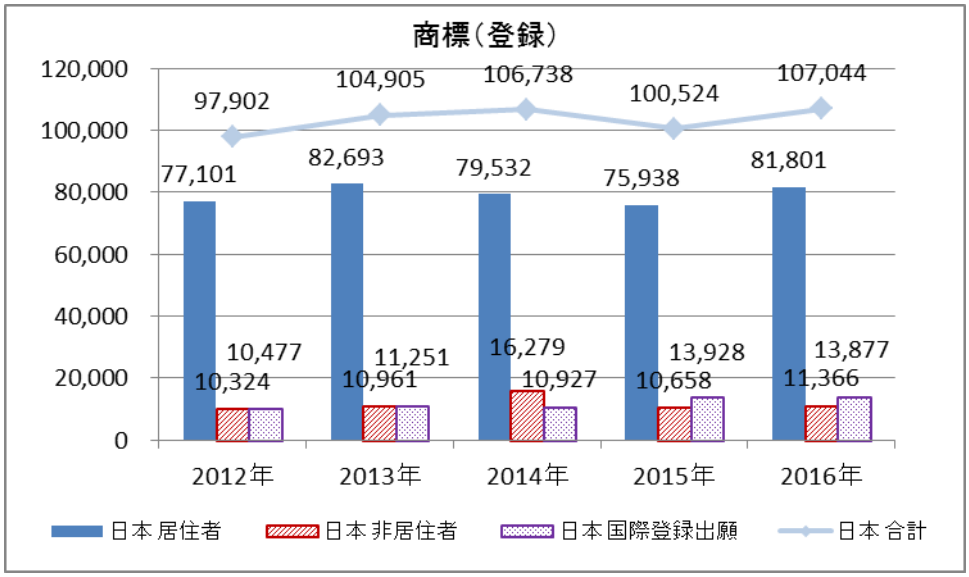

- 居住者と非居住者の商標登録件数を比較すると、日本と同様に居住者の方が多く、2016 年は非居住者の約 2.5 倍となっている。（日本は約 7.2 倍）
- 居住者の件数について台湾と日本を比較すると、2016 年は日本が台湾の約 1.7 倍となっている。
- 台湾の登録件数は、居住者は 45,000 件前後で推移しているが、非居住者は 2012 年以降一貫して増加している。

1.6.1.3. 中小企業の定義・根拠法令（各国・地域の定義、日本との相違点）

（１） 台湾の中小企業の定義・根拠法令

[262] 季報統計 106 年第 4 季（智慧財産局）https://www.tipo.gov.tw/dl.asp?fileName=82511301853.pdf

図表 Ⅲ-95 ：中小企業の定義･依拠法

依拠法	中小企業開発規則第 2 条第 2 項　中小企業認定標準
基本的な考え方	・「業種分類」且つ「払込資本金　又は　売上高」 ・「業種分類」且つ「従業員数」
定義の詳細	中小企業は、企業登録または事業登記を完了し、法律の要件を満たし、以下の基準に適合する企業を指す。 ・　製造、建設、鉱業および採石業：払込資本金 NT8,000 万ドル（US242 万ドル）以下 ・　農業、林業および漁業、水道、電気およびガス、商業、輸送、倉庫および通信、金融、保険および不動産、工業および商業サービス、社会および個人サービス産業：前年度売上高 NT1 億ドル（US303 万ドル）以下 また、正規の従業員数に基づいて中小企業を定義することもできる。 ・　製造、建設、鉱業および採石業：正社員 200 人未満 ・　農業、林業、漁業および畜産業/水、電気、ガス/卸売と小売/ホテルとレストランの運営/輸送、倉庫保管および通信/金融と保険/不動産およびリース/専門的、科学的および技術的サービス/教育サービス/医療、ヘルスケア、社会福祉サービス/文化、スポーツ、レジャーのサービス/その他のサービス業：正社員 100 人未満
参照情報	・　經濟部中小企業處（Small and Medium Enterprise Administration, Ministry of Economic Affairs ）ウェブサイト https://www.moeasmea.gov.tw/ct.asp?xItem=70&CtNode=261&mp=2

（２）　台湾のベンチャー企業の定義・根拠法令

該当する依拠法及は確認できなかった。

1.6.1.4. 中小企業の実態（各国・地域の中小企業数、業種比率）

（１） 台湾の中小企業数

台湾の中小企業は、2016 年時点で、全企業数が 1,440,958 社のうち、97.7%を占めている。

図表 Ⅲ-96 ：中小企業数[263]

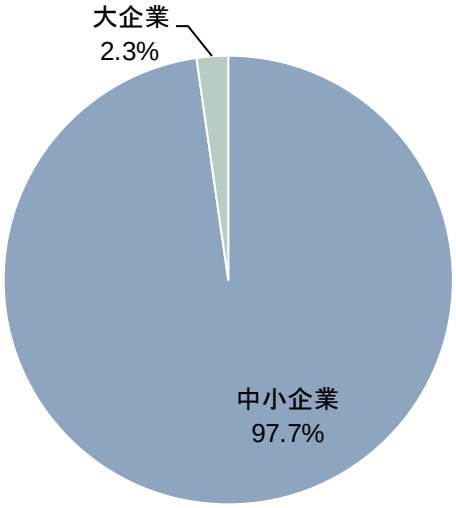

（２） 台湾の中小企業業種比率

中小企業数（2016 年）を業種別にみると、卸売・小売業が最も多く、48.4%を占めている。

図表 Ⅲ-97 ：中小企業 業種比率[264]

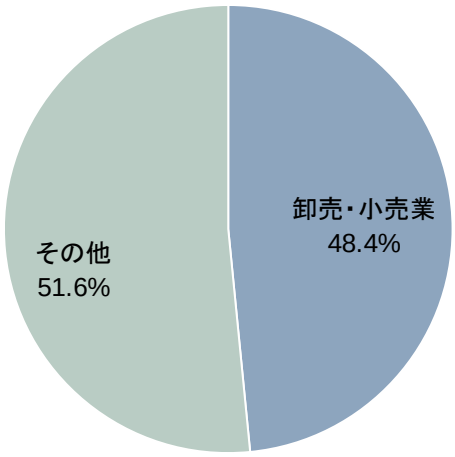

[263] Statistics (Small and Medium Enterprise Administration, Ministry of Economic Affairs) https://www.moeasmea.gov.tw/dl.asp?filename=711161703771.pdf
[264] Statistics (Small and Medium Enterprise Administration, Ministry of Economic Affairs) https://www.moeasmea.gov.tw/dl.asp?filename=711161703771.pdf

1.6.1.5. 知的財産活用支援や中小企業支援に関する依拠法および経緯

（１） 台湾の産業財産権活用支援に関する依拠法および経緯

2002 年から知的財産権保護貫徹行動計画が 3 年おきに策定されており、2012 年に国家知的財産戦略綱領（2013～2017 年）が策定され、その内容は産業創新条例に引き継がれた。

（２） 台湾の中小企業支援に関する依拠法および経緯

台湾では 1991 年制定の「中小企業発展条例（中小企業發展條例）」[265]が中小企業政策の柱となっている。同条例を踏まえた「中小企業指導体系及び指導方法（中小企業輔導體系建立及輔導辦法）」[266] では、中小企業支援に係る 11 の視点（例：ファイナンス、経営管理、生産技術、研究発展、情報管理、マーケティング、創業促進など）が示されている。主に経済部・中小企業処[267]が中小企業に関する政策を担う一方、産業界や学術界の有識者も含まれる中小企業政策審議委員会[268]においても中小企業政策の検討がなされている。

1.6.1.6. 支援戦略・計画（知財戦略、知財推進計画に類するもの）

（１） 行政院

＜知的財産権保護貫徹行動計画＞

台湾行政院は、知的財産権の保護政策の実施を目的として、2002 年より「知的財産権の保護貫徹行動計画」を 3 年ごとに策定している。現在は、2018 年に策定された「知的財産権の保護貫徹行動計画（2018-2020）」に基づき、企業の研究開発イノベーション力の向上、域内環境と国際規範に適合した知的財産権法制度の確立、有効な模倣品・海賊版の取り締り、及び営業秘密保護体制の強化、水際措置の実施などを目標に掲げ、具体的な取組を計画、実施している。[269]

＜国家知的財産戦略綱領＞

2012 年 10 月、台湾行政院において「国家知的財産戦略綱領」が策定された。同綱領では、知的財産権の保護と流通を実施するとともに、国家知的財産能力を整合して産業競争力を向上させる 6 大戦略として、（ⅰ）高付加価値化された専利の運用創造、（ⅱ）文化コンテンツ利用の強化、（ⅲ）卓越した農業価値の創造、（ⅳ）学界における知的財産流通の活性化、（ⅴ）知的財産権の流通及び保護体制の実施、（ⅵ）質、量共に充分な知的財産実務人材の育成、を打ち出していた。[270]

2017 年 12 月に計画期間が終了し、成果報告書[271]では、期中の取り組み事項の継続を意識しつ

---

[265] 中小企業發展條例 https://law.moea.gov.tw/LawContent.aspx?id=FL011857
[266] 中小企業輔導體系建立及輔導辦法 https://law.moea.gov.tw/LawContent.aspx?id=FL011860
[267] 中小企業處法規 https://www.moeasmea.gov.tw/lp.asp?ctNode=669&CtUnit=134&BaseDSD=7&mp=1
[268] 中小企業政策審議委員會 https://www.moea.gov.tw/MNS/Ad02/content/ContentDetail.aspx?menu_id=26016
[269] 特許庁　特許行政年次報告 2018 年版 https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpen0301.pdf
[270] 特許庁　特許行政年次報告 2018 年版 https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/document/index/honpen0301.pdf
[271] 智財戦略綱領執行成果報告

つも、さらなる支援を行うために５つの方向性が示され、当該内容は他の政策や取り組みへと引き継がれている。

（２） 経済部・智慧財産局（TIPO）

組織体制は、7 つの部（特許 1 部、特許 2 部、特許 3 部、商標権部、著作権部、データサービス部、国際問題および総合計画部）と 6 つの室（秘書室、法務室、情報室、人事室、主計室、政治風室）、1 チーム（経済省海賊版光ディスク取締チーム）、新竹、台中、台南、高雄を含む 4 地域にサービスオフィスを設置している。

＜中期目標＞

中程施政計畫（106 至 109 年度）では、今後４年間の重点施策として以下を挙げている。

- 産業ニーズと国際開発の利点を満たすために知的財産権の法制度を最適化する。
- 特許商標審査の質と有効性を高め、革新的産業の発展を促進する。
- 国際特許検索ナレッジサービスを強化し、研究開発および知的財産サービスのための基本環境を改善する。
- 知的財産の専門家を育成し、知的財産の中に人的資本を蓄積する。
- 文化産業の普及と発展を支援するために、著作権の集合管理と認可システムの効果的な運用を促進する。
- 国際的な知的財産権保護協力を拡大し、中国の産業界の世界的流通権の保護を実施する。
- 知的所有権の偽造防止および保護強化を調整する。

＜年間の政策目標と重点事項＞

2018 年計画では次の 8 つの政策目標が掲げられている。（ｉ）知的財産権制度の最適化、（ⅱ）審査の質向上、（ⅲ）著作権の集中管理とライセンスの体系、（ⅳ）知的財産人材の育成、（ｖ）高品質で便利な電子サービスの提供、（ⅵ）専利検索サービスの強化、（ⅵ）他国と知的財産保護の協力関係構築、（ⅶ）模倣帽子と知的財産保護強化

そして、３つの重要計画として、(a) 特許ビッグデータナレッジのパイロットプロジェクト、（ｂ）専利検索の健全な運用環境計画、(c) サービス型のスマート政府推進計画が掲げられている。

＜年間作業計画＞

年間作業計画は、８分野｛（ｉ）審査の品質と効能、（ⅱ）レビューの品質と有効性向上、（ⅲ）両岸交流、（ⅳ）偽造防止、（ｖ）サービス実装（ⅵ）業務効率の向上、（ⅶ）電子環境の改善、（ⅷ）IP 人材育成と教育振興｝に振り分ける形で、管轄部署が分かる形で取り組み一覧が整理されている。

https://www.moea.gov.tw/MNS/main/content/wHandEditorFile.ashx%3Ffile_id%3D7027+&cd=1&hl=ja&ct=clnk&gl=jp

（３）　経済部・工業局

中小企業政策は、経済部中小企業処が所管している。台湾産業全体の多元的発展とイノベーションの推進を目的として公布された産業創新条例に知的財産に関する支援方針が示されている。

＜産業創新条例＞[272]

イノベーションを制度面から促進する基本的な枠組みが設定されており、同条例の「第四章：無形資産の流通と運用」では、知的財産権による取得株式の課税猶予や知的財産収益に関する税控除（第 12 条）、無形資産の価値算出をサポートする評価基準、評価データベース、評価人材の育成、金融サービス（投融資や証券化や保険）などの必要性（第 13 条）、知的財産の保護・管理制度の確立（第 14 条）、知財流通情報を提供するサービスシステムや、知財流通のための知的財産サービス産業の発展（第 15 条）、企業ブランドの国際発展支援（第 16 条）が掲げられている。

1.6.1.7. 支援体制および役割分担（中央政府、地方政府、支援機関）

（１）　中央政府

知的財産行政を所管している経済部智慧財產局の他、国家発展委員会、経済部工業局、経済部中小企業處、経済部技術處、経済部國際貿易局、経済部商業司、科技部、行政院農業委員会、行政院客家委員会などが知的財産の創出、保護、活用において関連している。

（２）　支援機関

財團法人台灣経済研究院、国立台湾大学、新穎數位文創股份有限公司、財団法人工業技術研究院、台湾科技大学特許研究所などが知的財産の創出、保護、活用において関連している。

1.6.2. 台湾の具体的な支援施策の現状把握

1.6.2.1. 支援施策の概要

（１）　知財活用の促進

施策名	専利力及び専利価値強化のための企業支援[273]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 〇知財裾野拡大に向けた普及活動 〇支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	中小企業が抱える専利関係の潜在的課題の解決を目的とした講座を開催し、産業振興を図る。
概要	約 30 の講座が用意されており、それらは「Ⅰ共通領域、Ⅱ技術領域、Ⅲ明細書・出

[272] 産業創新条例 https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=J0040051

[273] 協助企業提升專利能量及價值說明會專區 https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?CtNode=7671&CtUnit=3756&BaseDSD=7&mp=1

	願領域、Ⅳ紛争領域」のいずれかに振り分けられている。各カリキュラムは、ビジネス領域（自転車・文創産業・環境専利・電子商取引など）と、知財スキル（検索・申請・運用・訴訟など）が組み合わさる形で、業界団体や地域の産学連携センターとも連携を図る中で、受講者の詳細なニーズに応える形でカリキュラムが設計されている。一方的な講座ではなく、カウンセリングに近い形で講座が展開される。[274]講座ごとに概要と一部のスライドが公開されており、講師は審査官が務めることが多い。
対象・要件	経済部が掲げる「重点指導対象となる中堅企業」を想定して、講座テーマが設計されている。
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 〇専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 〇人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	1983 年から実施
実施主体	経済部智慧財産局

施策名	国家発明創作賞[275]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 〇知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 〇知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	研究、発明、デザインに従事する人々を奨励するために、表彰を行い、研究と革新を賞賛・促進し、中国の産業科学技術の発展を促進する優秀な発明者の出現を期待するもの。受賞専利のライセンスを見込むほか、受賞専利の教育利用も見込む。
概要	全国発明創造賞は発明賞と創造賞に分けられ、証明書、トロフィー、メダル、10 万～40 万 NT＄の助成金などが授与される。受賞作品は、「産学共同研究開発による特許が、全体的な特許商品化、技術移転または台湾内外の企業への実施許諾の割合が 9 割を超え、優れた成績を上げている。」[276] 優秀作品は「台湾人の発明精神を代表するものであることから、台湾重要テクノロジー及び産業文物の収集を主旨とする国立科学工芸博物館が、知的財産局と提携して受賞作品について体系的な収集、保存を行い、将来的に展示や教育活動に応用することになる。このように、受賞作品は、台湾人の発明精神の歴史を証明するものとして、一般大衆の特許に対する認識の向上に役立てら

[274] 智慧財産局ウェブサイト
https://www.economic-news.tw/2015/07/IP-Service-for-SME.html
[275] 國家發明創作獎　https://www.tipo.gov.tw/np.asp?ctNode=6912&mp=1
[276] 台湾における知的財産活用の状況について（公益財団法人交流協会：2016 年 特許庁委託）
http://chizai.tw/uploads/20160509_2101051735_%E7%9F%A5%E7%9A%84%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%B4%BB%E7%94%A8%E3%81%AE%E7%8A%B6%E6%B3%81.pdf

	れることが見込まれている。」[277]
対象・要件	台湾の自然人
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） 〇その他（表彰・周知）
実績	（受賞作品は、2004 年以降のものがホームページ上では確認できた。）
実施主体	経済部智慧財産局

[277] 台湾における知的財産活用の状況について（公益財団法人交流協会：2016 年 特許庁委託）
http://chizai.tw/uploads/20160509_2101051735_%E7%9F%A5%E7%9A%84%E8%B2%A1%E7%94%A3%E6%B4%BB%E7%94%A8%E3%81%AE%E7%8A%B6%E6%B3%81.pdf

（２）　海外展開支援

施策名	東南アジア及び南アジアにおける知的財産権の活用に関する情報サイト[278] 背景政策：新南向政策[279]
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 　知財裾野拡大に向けた普及活動 　支援人材の確保・育成に関する支援 　地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 　知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	台湾企業の東南アジア・南アジアへの進出サポート
概要	台湾の対外政策である「新南向政策」[280]を受けて、「東南アジア及び南アジア知的財産権の権利活用に関する専門ウェブサイト」を設立し、東南アジアの国々の特許及び商標出願、知的財産権の法規及び施行などの情報を収集し、台湾企業の現地進出における参考情報を提供する。 新南向の国々おける知的財産ポートフォリオ及び権利侵害紛争対応能力を強化するため、智慧財産局は「新南向重要国家知的財産権法令総合情報」[281]を整備し、ベトナム、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、インドの 6 か国の専利、商標、著作権、営業機密などの法制度と実務について研究分析を行っている。
対象・要件	東南アジア・南アジアへの進出を検討する台湾企業
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 　専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 　人材育成（研修・セミナー） 　その他（　　）
実績	-
実施主体	経済部智慧財産局

278 文献調査結果より
279 新南向政策専綱　（国際部経済貿易局）ウェブサイト https://newsouthboundpolicy.trade.gov.tw/
280 新南向政策専綱　（国際部経済貿易局）ウェブサイト https://newsouthboundpolicy.trade.gov.tw/
281 智慧財産局ウェブサイト https://www.tipo.gov.tw/lp.asp?ctNode=7867&CtUnit=3894&BaseDSD=7&mp=1

（３） 知財人材の育成

施策名	①知的財産研修学院[282] ②智慧財産局の地域窓口における定期講座[283] 背景政策：知的財産権専門要員研修計画
施策分類	知財を活かした海外展開支援 〇知財裾野拡大に向けた普及活動 〇支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 〇知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	①体系的・段階的なプログラムで知財専門家を訓練し、知的財産の管理と活用を強化し、その知財専門家の質を包括的に高める。域内の知的財産権保護環境の整備を改善し、国の競争力強化を目指す。[284] ②定期的なセミナーを通じて、知財学習の場を安定的に共有。
概要	①あらゆるレベル・ジャンルの知的財産関連のカリキュラムを提供し、中小企業における知財人材の育成を支援する。初級～上級と幅広に 11 種類のコースを用意[285]。講座だけでなく交流活動も企画し、事例研究講座などで知見交流も実施する。 ②新竹、台中、台南、高雄の TIPO 地域窓口で、中小企業向けの知的財産セミナーを定期的に提供。申請実務や著作権概論といったテーマ以外にも、情報プラットフォームの紹介も行う。
対象・要件	①教師養成講座を開始し、85 名の教師を養成し、人員確保を図った。「知的財産権専門家養成講座」では、学際的な弁護士、特許技術者、企業人、市民が 9,400 人以上受講。「司法職員のための特別クラス」では、職業裁判官、検察官などの司法職員が 660 人以上参加。小中学校教員、国営企業、大学の技術移転研究開発要員に対しても、1,500 人以上の訓練が終了している。 ②TIPO ウェブサイト、SNS 及び各地サービス窓口は利用者を制限していないため、外国企業も関連情報に接することができる。[286]
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 〇人材育成（研修・セミナー） 〇その他（ネットワーク構築）
実績	1994 年 6 月に設立
実施主体	經濟部智慧財產局（①は指導、②は実施）

282 知的財産研修学院 https://www.tipa.org.tw/
283 TIPO の地域窓口における定期講座 https://www.tipo.gov.tw/ct.asp?xItem=565960&ctNode=7467&mp=1
284 質問票調査より
285 107 年度培訓班課程內容如下 https://www.tipa.org.tw/p42.asp
286 質問票調査より

	国立台湾大学法律学院科際整合法律学研究所（①を実施）

施策名	知的財産権人員能力認定試験[287] 背景政策：知的財産権専門要員研修計画
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 〇知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	知的財産権人員能力認定試験を行い、知的財産の実務能力を持つ人材を育成する。知的財産要員能力認定試験を行い、中小企業に対して客観的に人材を選定する基準を提供する。
概要	産業界のニーズを反映した「知的財産権専門要員研修計画」を推進する観点から、ＴＩＰＯは知的財産権専門人材の育成に取り組んでいる。知的財産権人員能力認定試験では、専利コース（技術エンジニアリング、手続管理、調査分析のタイプ）と、商標コース（申請管理、保護活用の 2 タイプ）があり、それぞれ実務内容に即した試験内容となっている
対象・要件	台湾人 （外国企業の職員も本プロジェクトの関連研修カリキュラムに参加できる。）[288]
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） 〇その他（能力認定制度）
実績	2018 年は、知的財産権要員能力認定試験において 222 名が認定取得。
実施主体	後援：経済部智慧財産局 主催：国立台湾大学 執行：智慧財産培訓学院

[287] 能力認證 https://www.tipa.org.tw/p15.asp
[288] 調査票調査より

（４）　情報プラットフォーム

施策名	①専利商品科教育宣伝ウェブサイト[289] ②中小企業ＩＰ専門ウェブサイト（中小企業 IP 専區）[290]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 〇知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	①発明奨励と、取得特許を活用したビジネス化を支援。 ②知的財産初学者向けに知的財産理解を図る。一定理解で関連サイトへの移行も可能。
概要	①事例紹介、技術マッチング、ニュース紹介、商品化に向けた学習コンテンツ提供、海外の特許権検索ツールへのリンク、などの機能を備える ②知的財産初学者向けのポータルサイト。知的財産、技術・ノウハウ、ブランド、知的財産紛争、などの基本情報の提供、知的財産権検索ツールの紹介、情報プラットフォームの紹介などを行う。
対象・要件	①中小企業 ②中小企業 又は 個人
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 〇情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	（不明）
実施主体	経済部智慧財産局

[289] 専利商品化 https://pcm.tipo.gov.tw/PCM2010/pcm/
[290] 智慧財産局ウェブサイト https://pcm.tipo.gov.tw/SME/index.html

（５）　国際的なブランド力の強化

施策名	①「ブランド台湾発展プロジェクト」プラットフォーム（品牌台湾発展計畫）[291] ②「ブランドマネジメント企業目録」（品牌管理顧問公司名錄）[292] 背景政策：品牌台湾発展計畫（品牌台灣發展計畫第二期計畫）[293]
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	計画資源の支援により、台湾企業のブランド価値向上を支援し、台湾ブランドの「国際競争力」強化を図る。
概要	①ブランディングに特化した公的プラットフォーム（5 社が連携）。（ｉ）ブランド診断・ブランディング支援、（ⅱ）ブランド運用支援、（ⅲ）ブランド人材の育成を行う。情報プラットフォームには、支援を受けた企業の事例などが掲載されている。 ②ブランドマネジメント企業目録 ブランドコンサルティングを行う企業約 40 社が、HP 上だけでなく、約 350 ページの冊子版でも紹介されており、直近の支援事例や支援スキームが紹介されている。
対象・要件	＜申込資格＞　※一部条件を省略 ・台湾にて法人登録されている企業 ・台湾企業によってブランドが所有されていること ・過去 2 年間の事業の売上総利益がマイナスでないこと ・顧客や事業所、事業領域が台湾以外の 2 つ以上の領域をカバーする、または、プライベートブランドの収益が総収益の 20%以上を占めること ・下記条件に該当する企業は優先検討 1.工業局の公告する「中堅企業」[294]に該当する場合 2.「5+2」産業革新計画[295] や、「新南向政策」[296] などと事業が整合する場合 3.事業やブランドが関連する公協会[297]の推奨企業 ＜費用補助＞ コンサルティング事業は 150 万元を上限に、補助率は最大 50%。 金額は審査会によって調整される。

291 品牌台灣發展計畫 https://www.branding-taiwan.tw/
292 品牌管理顧問公司名錄 https://www.branding-taiwan.tw/application/directory
293 品牌臺灣發展計畫第二期 https://www.moeaidb.gov.tw/ctlr?PRO=project.rwdProjectView&id=2173
294 工業局指定の中堅企業 https://www.mittelstand.org.tw/information.php?p_id=97
295 「五加二」産業創新計畫 https://www.moea.gov.tw/MNS/Ad01/content/ContentDetail.aspx?menu_id=30686
296 新南向政策 https://newsouthboundpolicy.trade.gov.tw/
297 公協會 https://www.greentrade.org.tw/zh-hant/link/%E5%85%AC%E5%8D%94%E6%9C%83

支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 　人材育成（研修・セミナー） ○その他（ブランド評価、コンサルティング）
実績	2017 年 9 月以降、支援事例 22 社分が HP に掲載されている。
実施主体	主催　経済部工業局（工業局品牌台湾発展計画第二期専案委弁(辦)）| 執行　財団法人台湾経済研究院

施策名	台湾 20 大国際ブランド交流大会（台湾 20 大国際品牌交流会）[298] 台湾国際ブランド価値調査（台湾国際品牌価値調査）[299] 背景政策：品牌台湾発展計畫（品牌台灣發展計畫第二期計畫）[300]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 　知財裾野拡大に向けた普及活動 　支援人材の確保・育成に関する支援 　地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	台湾におけるブランド価値の大きい企業を大々的に公表することで、ブランドを意識した経営やビジネスの普及啓発を企図するほか、台湾企業のブランド価値に関する国際ポジションの把握と、その傾向変化の分析を行うことを目的とする。
概要	台湾におけるブランド価値の大きい企業上位 20 社を毎年発表し、表彰式を行う。また、台湾企業のブランド価値の傾向変化を分析し、社会ニーズの変化や、期待値の高い技術領域などについても考察が行われている [301]
対象・要件	ブランド価値の大きい台湾企業の表彰を通じた、台湾企業の意識啓発
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 　情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 　専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 　人材育成（研修・セミナー） ○その他（表彰・PR）
実績	2008 年以降、継続的に実施
実施主体	主催　経済部工業局 執行　財団法人台湾経済研究院 　　全球品牌価値調査機構 Interbrand

[298] 台湾 20 大国際品牌交流会 https://www.branding-taiwan.tw/brand_survey/brandAwards
[299] 台湾国際品牌価値調査 https://www.branding-taiwan.tw/brand_survey
[300] 品牌臺灣發展計畫第二期 https://www.moeaidb.gov.tw/ctlr?PRO=project.rwdProjectView&id=2173
[301] 2018 年台灣 20 大國際品牌揭曉 智慧科技持續延燒 加持品牌價值 （中華民国経済部）
https://www.moea.gov.tw/Mns/populace/news/News.aspx?kind=1&menu_id=40&news_id=81940

（６）　地方産業ブランドの保護支援

施策名	国家発展計画（國家發展計畫）[302] 地方創生（地方創生国家戦略計画）[303]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 〇地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	中小企業の商標登録を促進し、地域独自の文化・ブランドを発展させることを目的とする。産地標章認証制度と組み合わせ、営業収益のさらなる向上も試みる。
概要	智慧財産局が、他の地方政府や機構と提携・協力する項目としては、以下が挙げられる。 ・　行政院農業委員会と協力し、特定の地理的区域における代表的な商品またはサービスについて、能動的に地方政府または機構と連絡を取り、産地証明標章または産地団体商標の取得について指導を行う。 ・　「台三線客庄浪漫大道（客家の里ロマンチック街道）推進案」※１と組み合わせ、行政院客家委員会の「台湾客家特色産業Ｅ－コマース実務」イベントを共同開催し、「客庄特産品ブランド保護制度」の宣伝普及説明会を行う。 ・　屏東縣政府、連江縣政府及び美濃區農会とともに、「地方産業ブランド保護制度宣伝説明会」を開催し、地方政府機関及び他の団体が当地産業ニーズ運営を推進する際の、ブランド経営及び知的財産権を利用する保護意識を強化させる。
対象・要件	台湾における１次産業を中心とする地域企業
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 〇情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 〇専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	「２０１８年地方産業ブランド保護制度宣伝説明会」は３回に渡り開催され、計１２５名が参加した。
実施主体	経済部智慧財産局

302　108 年國家發展計畫 https://www.ndc.gov.tw/Content_List.aspx?n=780E70E6D142B833

303　地方創生政策 https://www.ndc.gov.tw/Content_List.aspx?n=78EEEFC1D5A43877&upn=C4DB8C419A82AA5E

（７）　クリエイティブライフ産業

施策名	クリエイティブライフネットワーク（創意生活網）[304] クリエイティブライフ産業発展計画（創意生活產業發展計畫）[305] 背景施策：地方創生
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 ○地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	創造的要素及び文化的要素を組み合わせ、創造的製品またはサービスを開発する。そして、ビジネスモデルの革新を通じて、経済活動の付加価値を向上させ、新たなビジネス機会の拡大、雇用機会の拡大を図る。 なお、ホームページ上では、経済部工業局では知識サービス領域の取り組みとして紹介され、経済部中小企業処においては地域経済活性の取り組みとして分類されている。[306]
概要	創意によって深い体験と高質な美感が伴った生活産業をクリエイティブライフ産業と定義し、6 ジャンル（飲食文化体験、生活教育体験、自然生態体験、工芸文化体験、特定文化財体験、流行体験）に区分する中で、コンサルティングサービスを希望する事業者を募集している。[307]また、取り組み事例の紹介もホームページでなされている。[308]
対象・要件	クリエイティブライフ事業となる見込みのあるすべての事業者。 コンサルティング支援を受けるためには、「クリエイティブライフ事業者」としての認定を受ける必要がある。
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	―
実施主体	経済部工業局

[304] 創意生活網（中華民国経済部工業局）ウェブサイト　http://www.creativelife.org.tw/
[305] 創意生活產業發展計畫（中華民国経済部工業局）ウェブサイト
https://www.moeasmea.gov.tw/content.asp?cuItem=15057&mp=1
[306] 創意生活產業發展計畫（中華民国経済部工業局）ウェブサイト
https://www.moeasmea.gov.tw/lp.asp?ctNode=1219&CtUnit=433&BaseDSD=7&mp=1
[307] 創意生活網（中華民国経済部工業局）ウェブサイト
http://www.creativelife.org.tw/創意生活事業評選作業要點_104(外).pdf
支援内容の一例としては、ライフスタイルのイメージ構築、体験プロセスの設計・管理、マーケティング戦略、経験サービス活動の向上・深化、などが挙げられる。
[308] 創意生活網（中華民国経済部工業局）ウェブサイト　http://www.creativelife.org.tw/case.php

	執行　財団法人中衛発展中心

（８）　イノベーション（研究開発及び運用）の促進

施策名	台湾創新（イノベーション）技術博覧会[309]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 〇地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	知的財産権と技術の取引に関するプラットフォームや投資機会の提供を目的とする。また、研究開発の成果公表を通じた、技術革新に対する認識向上と、対内投資の促進を企図としている。
概要	毎年定期的に技術展示会を開催し、各界のアイデア、発明と産業技術を集結させる。各プラットフォームを介して発明イノベーションとビジネス投資をマッチングさせ、域内外の技術取引投資ビジネスチャンスを活性化させる。
対象・要件	出展者（政府機関、学術研究機関、ベンダー、発明家および関連グループ、知的財産サービスプロバイダ、ベンチャーキャピタリスト）
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 〇情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） 〇その他（展示会）
実績	2018 年の展示会は、第 14 回目の開催。
実施主体	主催：経済部、国防省、教育部、科学技術部、農業委員会、国家開発委員会 計画：経済部知的財産局、経済部産業局、経済部エネルギー局、原子力研究所原子力委員会委員長、経済部技術室、中小企業部経済部、国家経済部 執行：中華民国貿易開発協会、産業技術総合研究所

施策名	イノベーション研究発展計画における知的財産運営戦略推進弁法[310] （創新研究發展計畫智慧財產營運策略推動辦法）
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 〇知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	事業の運営戦略や知的財産ポートフォリオに意識を向け、研究開発成果の価値

309 台灣創新技術博覽會ウェブサイト　https://www.inventaipei.com.tw/zh_TW/index.html
310 全国法規資料庫ウェブサイト　https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?pcode=J0030139

	強化を目的とする。
概要	「産業創新条例」の改正に合わせて、政府の資金援助を受けた創新（イノベーション）研究開発計画については、提案時に知的財産ポートフォリオ分析報告書を提出することを求める。高額な資金援助を受ける者には財団法人専利検索センターまたはＴＩＰＯの認可を得た財団法人専業機構による評価見解を提出することも求める。
対象・要件	政府事業において、補助・委託・出資をうける研究開発案件。
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） 〇その他（規制）
実績	—
実施主体	経済部

（９） SMEs IP Consulting Center（中小企業智権加値服務中心）

施策名	SMEs IP Consulting Center（中小企業智権加値服務中心）[311]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 〇知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	中小企業の事業発展を知財面から支援すること。
概要	コンサルティングサービス（初期相談、企業訪問による現況や課題の把握、）のほか、知的財産競争力評価システムや、オンラインの動画講座を提供している。[312]
対象・要件	革新的な製品・技術・プロセスなどを単独又は共同で開発する能力を持つ中小企業
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 〇情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 〇専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	—
実施主体	経済部工業局 ｜ 経済部工業局品牌台湾発展計画第二期専案委弁(辦) ｜ 執行 財団法人台湾経済研究院

311 中華民国経済部ウェブサイト https://ipcc.moeasmea.gov.tw/
312 中華民国経済部ウェブサイト https://ipcc.moeasmea.gov.tw/aboutus/service.html

（１０）　　知的財産経営の導入・高度化

施策名	台灣智慧財產管理制度[313] （Taiwan Intellectual Property Management System, TIPS） 強化企業智慧財產經營管理計畫[314]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	知的財産経営の定着・高度化を図る
概要	知的財産経営の導入度合いに応じて企業をステージ区分し、下記（１）～（４）を実現するサービス群（知的財産経営導入・高度化のための情報提供、専門家派遣など）を提供する。知的財産経営の導入度合いに応じたなど級が付与される。 （1）三位一体（知的財産、研究開発、運営）を志向する、知的財産管理システムの推進サポート。 （２）経営戦略・既存業務と、知的財産管理システムの連動確立 （３）知的財産管理の実践度合いの検査・検証 （４）知的財産管理人材の育成を推進する
対象・要件	特に無し
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） ○人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	2008 年以降実施
実施主体	経済部工業局

（１１）　　知的資産経営の促進

施策名	知識管理整合服務（Knowledge Management Integrated Services Information Platform）[315]

313 台灣智慧財產管理制度 https://www.tips.org.tw/
314 強化企業智慧財產經營管理計畫 https://www.moeaidb.gov.tw/ctlr?PRO=project.rwdProjectView&id=744
315 中華民国経済部工業局ウェブサイト　https://km.ekm.org.tw/KMPP2016/Web/Default.aspx

	背景施策：産業知識管理加値計画 [316]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 〇知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	ナレッジマネジメントの学習・普及導入の促進、官民の交流機会創出、情報プラットフォームの提供により、知識社会におけるビジネス
概要	ナレッジマネジメントに関連する標準学習のサポートや、専門家派遣による助言のほか、支援企業や支援専門家のコミュニティ形成を行う。台北、台中、台南、高雄、雲林に地域サービスオフィスが立地。300 人以上の専門コンサルタントが存在。
対象・要件	特に無し
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 〇専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	—
実施主体	経済部工業局知識服務組 執行　財団法人中國生產力中心

1.6.2.2. 支援施策の評価方法の整理

（１）　施策実施の効果測定・評価の考え方

個別のセミナーや情報提供などのサービスにおいては、利用者満足度の調査が行われている。[317]

智慧財産局の取り組みに関して、中期計画（中程施政計畫）では、専利審査期間のみが指標として提示されている一方、1 年間の作業計画（年度工作計畫）では、部署別の取り組みが達成期限（達成月）とともに一覧で整理されている。

省庁横断での数年に及ぶ中期計画、例えば国家知的財産戦略綱領では、個別施策の KPI 達成評価がなされたと共に、プロジェクトを通じて出願された専利権の質を定量的に解析する作業も実施されている。[318]

---

316 産業知識管理加値計畫（中華民国経済部工業局）
https://www.moeaidb.gov.tw/ctlr?PRO=project.rwdProjectView&id=52

317 質問票調査より

318 智財戰略綱領執行成果報告
https://www.moea.gov.tw/MNS/main/content/wHandEditorFile.ashx%3Ffile_id%3D7027+&cd=1&hl=ja&ct=clnk&gl=jp

（２） 結果の活用の考え方

利用者満足度の調査においては、主にアンケート調査の方式により計画の成果を分析し、関連サービスのクオリティ向上の参考とするようフィードバックが行われている。[319]

智慧財産局の計画評価は進捗管理の側面が強いことがうかがわれ、国家知的財産戦略綱領の運用にあたっては、定期的な進捗報告を行うための会合が開催されている。[320] 会合では、進捗管理に加え、将来施策の検討も同時に行われていたことがうかがえる。

1.6.3. 知財活用支援施策の今後

台湾における、「5+2」産業革新計画や産業創新条例、新南向政策などの政策が示される中、知的財産権保護貫徹行動計画（2018-2020 年）では、以下 9 つの目標が掲げられている。

- 企業の研究開発イノベーション力向上
- 域内環境と際規範に適合した知的財産権法制度の確立
- 有効的な 模倣品・海賊版の取り締り及び営業秘密保護体制強化
- 水際措置の実施
- インターネット著作権に対する保護と合法的な利用メカニズム 整備
- 学校での知的財産権保護実施
- 法務担当職員の専門知識向上
- 知的財産権の教育・宣伝強化
- 国際交流提携と海外での知的財産権保護強化

1.6.3.1. 解決に向けた動向（今後計画・予定されていること）

智慧財産局では、継続的に展示会や研修プログラムを行うほか、ツール（宣伝普及ウェブサイトや検索システムなど）のサービスを向上にも努めている。これにより中小企業の創新（イノベーション）研究開発や最新技術発展動向の把握、国際競争力の向上をサポートする。さらに産業創新条例及び関連規定に合わせて、科学研究計画の専利ポートフォリオを厳格に把握（厳しくチェック）し、研究開発の質と価値の向上を図っている。[321]

産業創新条例[322]の制定に伴って、「無形資産の流通と運用」に関する取り組みが今後進められる予定である。例えば、課税猶予や税控除、無形資産の価値算出、知財金融サービス、知財流通のための知的財産サービス産業の発展、企業ブランドの国際発展支援、といった項目が挙げられる。

農業分野に関しては、継続的に各地県市政府、郷鎮公処及び農協のニーズに応じて、地方特色及び評判を有する農特産品に対して、カスタマイズ化された宣伝説明会を提供し、産地標章登録保護の申請に関する指導が見込まれる。

---

[319] 質問票調査より

[320] 智財戦略綱領執行成果報告 https://www.moea.gov.tw/MNS/main/content/wHandEditorFile.ashx%3Ffile_id%3D7027+&cd=1&hl=ja&ct=clnk&gl=jp

[321] 質問票調査より

[322] 産業創新条例 https://law.moj.gov.tw/LawClass/LawAll.aspx?PCode=J0040051

1.7. イギリス

1.7.1. イギリスの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯

1.7.1.1. 知的財産面の体制の概要（日本との相違点を簡潔に整理）

（１） イギリスの知的財産監督官庁[323]

イギリス知的財産庁（Intellectual Property Office：UKIPO）は、特許権、意匠権、商標権、著作権を所管しており、ビジネス・エネルギー・産業戦略省（Department for Business, Energy& Industrial Strategy: BEIS）の外局として設置されている。著作権を管轄することが、わが国特許庁と異なる。

特許権は最長 20 年間、意匠権は最長 25 年間有効である。商標権は 10 年間有効で、10 年ごとに更新が必要である。著作権の保護期間は分野によって異なり、登録不要で国際的にも保護される。

（２） イギリスの知的財産関連機関

イギリス知的財産庁傘下として、国家知的財産犯罪グループ（The National Intellectual Property (IP) Crime Group）が 2004 年に設置されている。また、特許ライブラリー（PitLibs）が図書館/インフォメーションセンターに 15 拠点整備されるとともに、図書館にはビジネス＆IP センターが設置されている。

イギリス特許弁理士会（CIPA）は政府に対する政策・実務上の助言・提言を行うほか、公認裁判所弁護士協会（CITMA）や弁護士会（The Law Society）などが政府のプログラムに協力している。

また、米国をはじめ海外企業のイギリス市場へのアクセスを容易にするためのツールキットを各国機関と共同で整備している。

---

[323] ジェトロウェブサイト https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/invest_08.html
UKIPO ウェブサイト https://www.gov.uk/government/organisations/intellectual-property-office/about

1.7.1.2. 知的財産権の出願・登録件数

（１） イギリスの産業財産権の出願件数

図表 Ⅲ-98 ：特許出願件数[324]

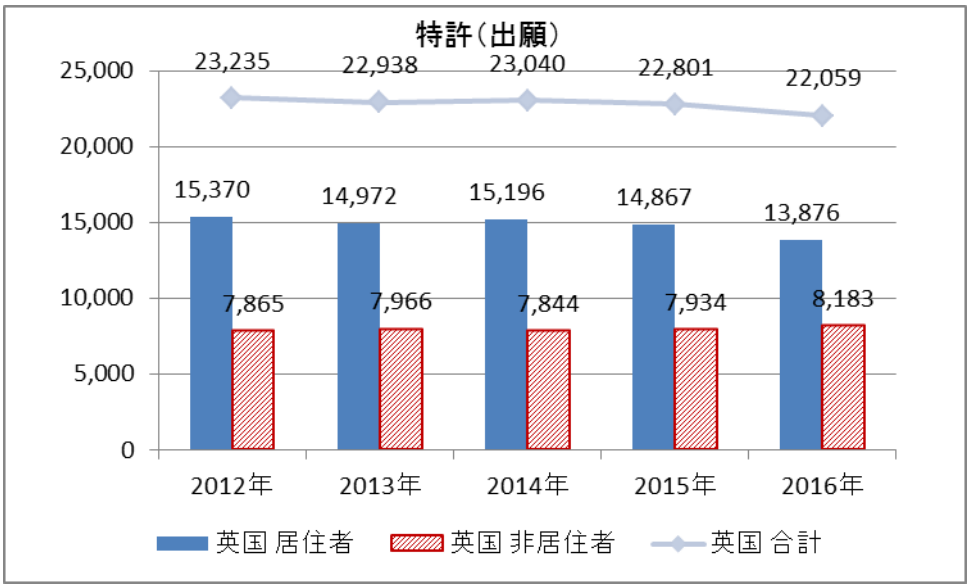

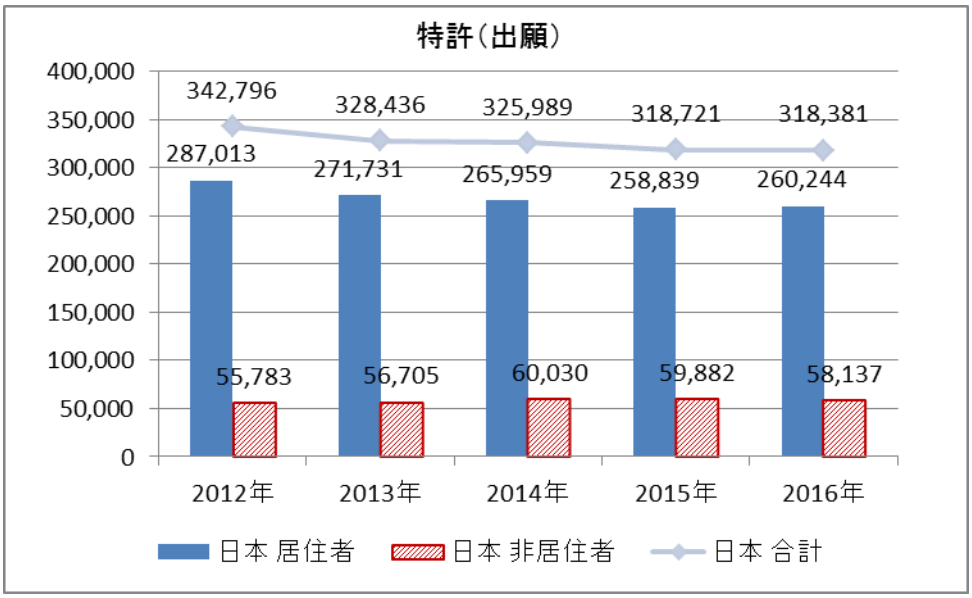

- 居住者と非居住者の特許出願件数を比較すると、イギリスでは居住者の出願件数は非居住者の 2 倍程度である。なお、日本では、居住者の出願件数は非居住者の 5 倍程度である。
- 居住者の特許出願件数について、イギリスと日本を比較すると、日本の出願件数はイギリスの 20 倍程度である。

[324] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

・ イギリスの特許出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者は 2012～2013 年は減少しているが、2014 年は微増し、2014～2016 年は再び減少に転じている。一方、非居住者は 2012～2013 年は増加しているが、2014 年は微減し、2014～2016 年は再び増加に転じた。
（参考）日本の特許出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2015 年は緩やかに減少しており、2016 年に微増している。一方、非居住者は 2014 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-99 ：意匠出願件数[325]

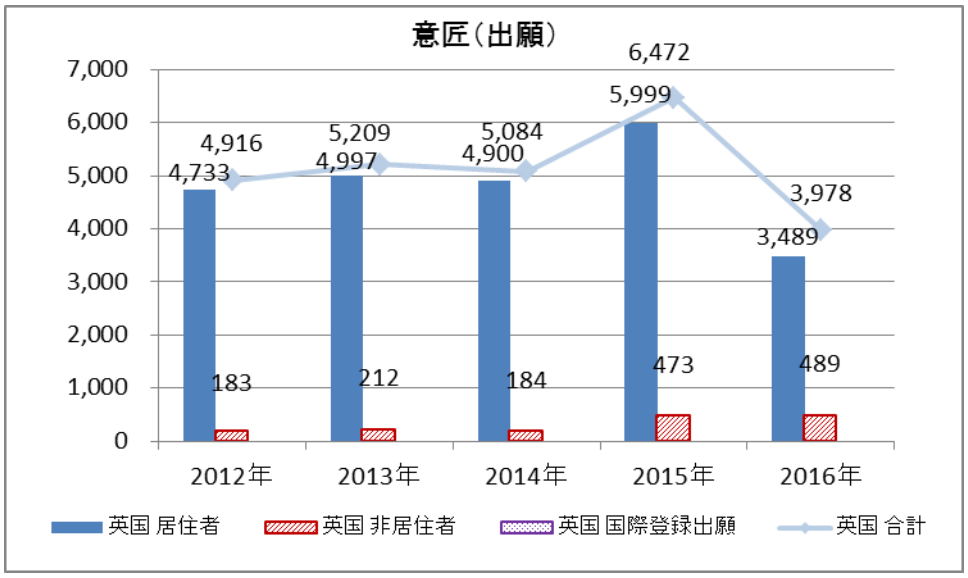

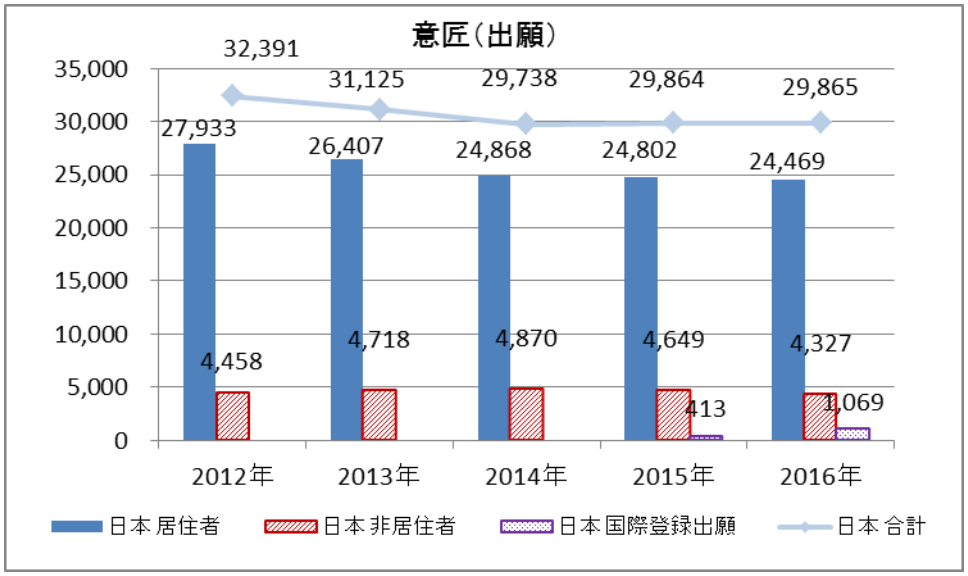

・ 居住者と非居住者の意匠出願件数を比較すると、イギリスでは、居住者の出願件数は、2012 年は非居住者の 26 倍程度であったが、2016 年には 7.1 倍程度となっている。なお、日本で

[325] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

は、居住者の出願件数は非居住者の 6 倍程度である。

- 居住者の意匠出願件数について、イギリスと日本を比較すると 2012 年は日本がイギリスの 5.9 倍程度であったが、2016 年には 7 倍程度となっている。
- イギリスの意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者は 2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少へ転じ、2015 年には大きく増加したが、2016 年には大きく減少した。非居住者については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少し、その後再び増加している。

  （参考）日本の意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2014 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-100 ：商標出願件数[326]

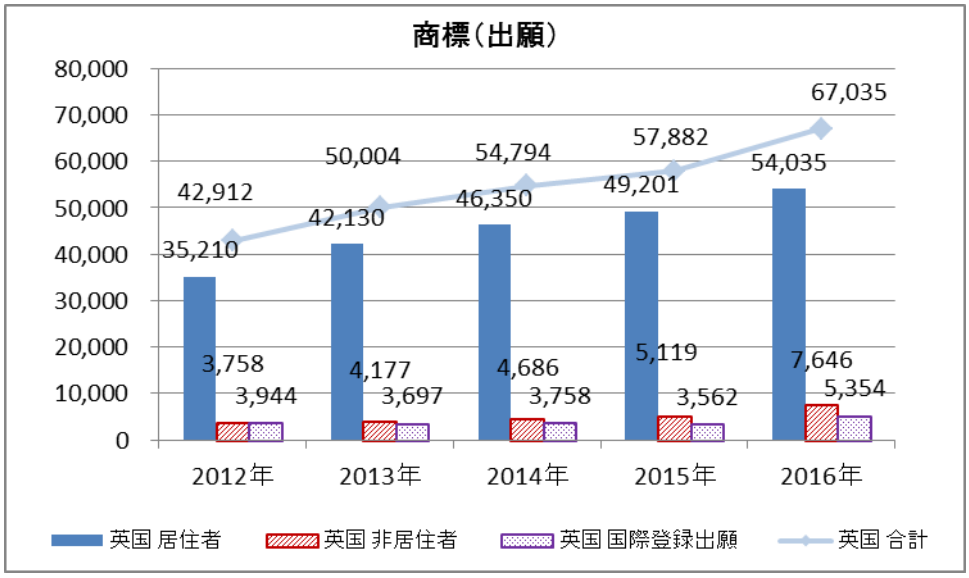

326 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

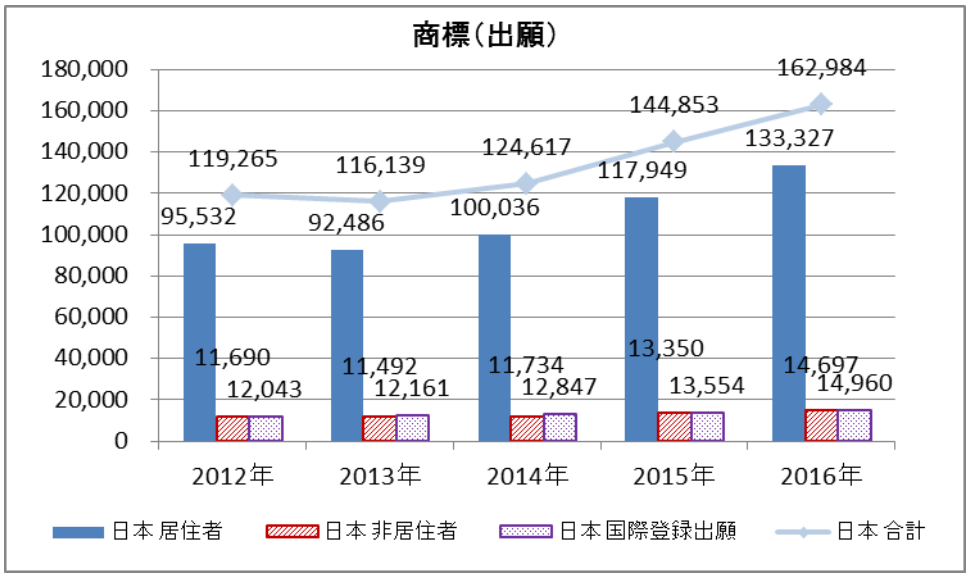

- 居住者と非居住者の商標出願件数を比較すると、イギリスでは、居住者の出願件数は、2012年は非居住者の 9.4 倍程度であったが、2016 年には 7.1 倍程度となっている。なお、日本では、居住者の出願件数は非居住者の 9 倍程度である。
- 居住者の商標出願件数について、イギリスと日本を比較すると 2012 年は日本の出願件数がイギリスの 2.7 倍程度であったが、2016 年には 2.5 倍程度となっている。
- イギリスの商標出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者、非居住者とも増加している。国際登録出願については、2012～2013 年は減少しているが、2014 年に一旦増加し、その後は再び減少している。

  （参考）日本の商標出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者、非居住者とも 2012～2013 年は減少しているが、その後は増加している。国際登録出願については、緩やかに増加している。

（２） イギリスの産業財産権の登録件数

図表 Ⅲ-101 ：特許登録件数[327]

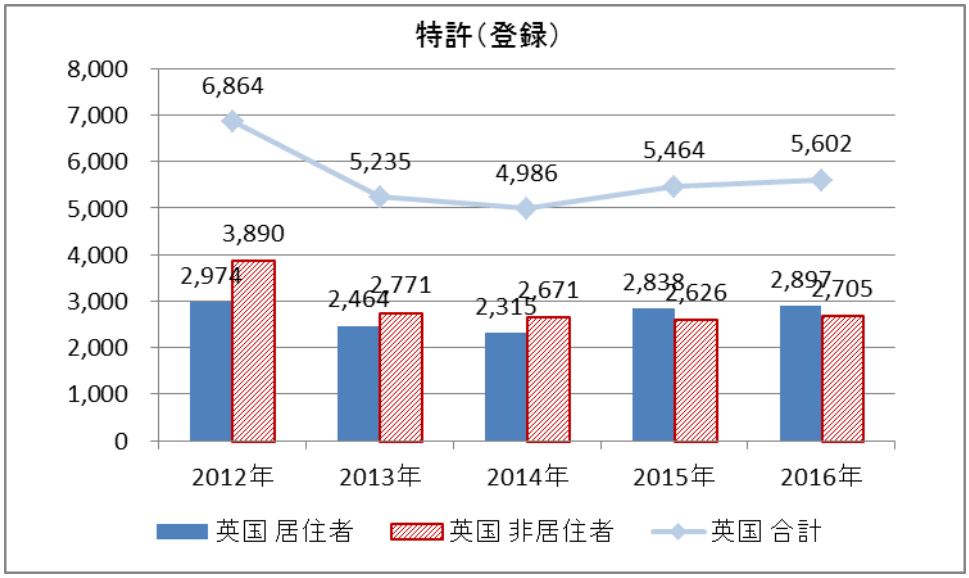

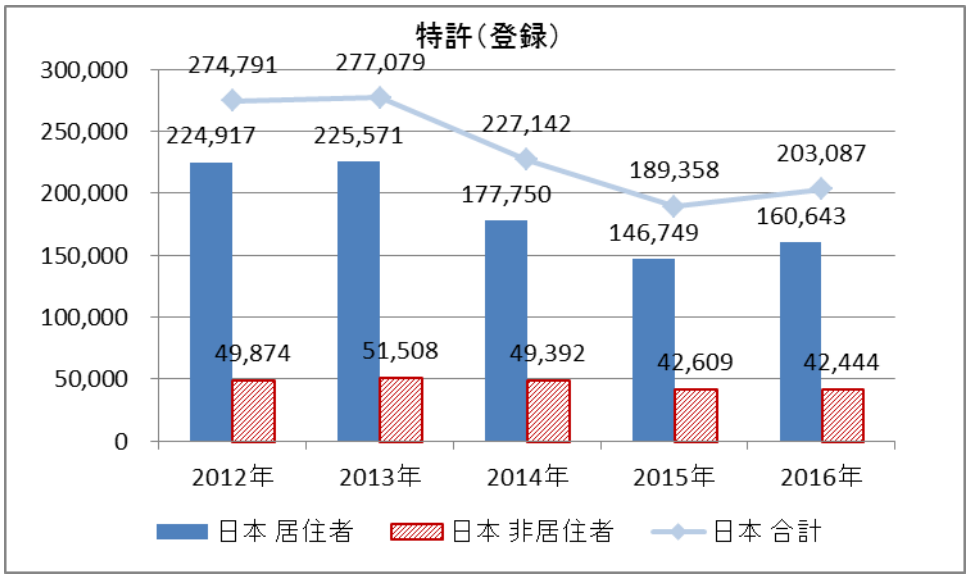

- 居住者と非居住者の特許登録件数を比較すると、イギリスでは、居住者の登録件数は、2012 年は非居住者の 1.3 倍程度であったが、2016 年には 1.1 倍程度であった。なお、日本では居住者の登録件数は、非居住者の 4 倍程度であった。
- 居住者の特許登録件数について、イギリスと日本を比較すると 2012 年は日本の登録件数がイギリスの 76 倍程度であったが、2016 年には 55 倍程度となっている。
- イギリスの特許登録件数は、居住者は 2012～2014 年は減少したが、その後増加へ転じた。一方、非居住者は、2012～2015 年は減少しており、2016 年は微増へ転じた。

[327] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

（参考）日本の特許登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は微増しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年に再び増加へ転じている。他方、非居住者は 2013 年をピークに減少している。

図表 Ⅲ-102 ：意匠登録件数[328]

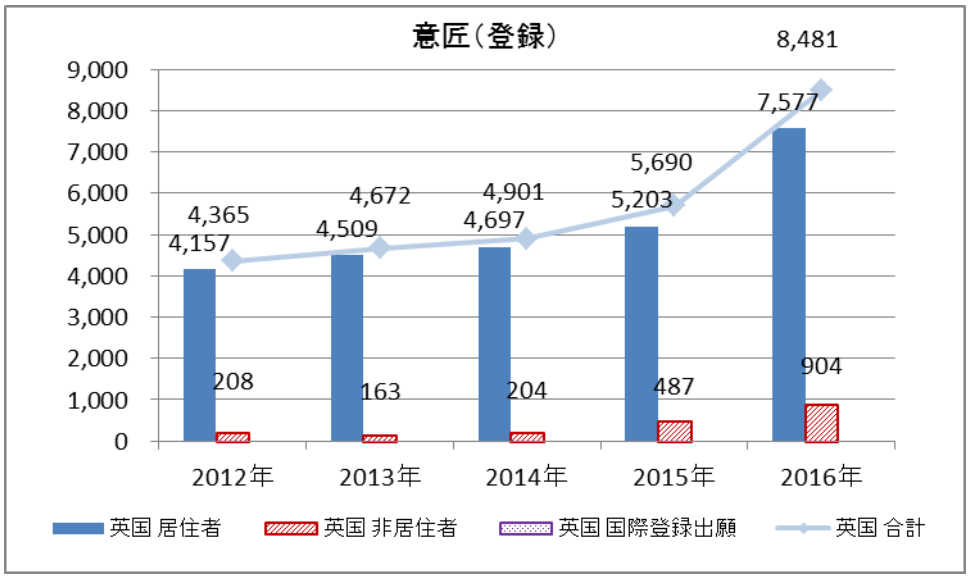

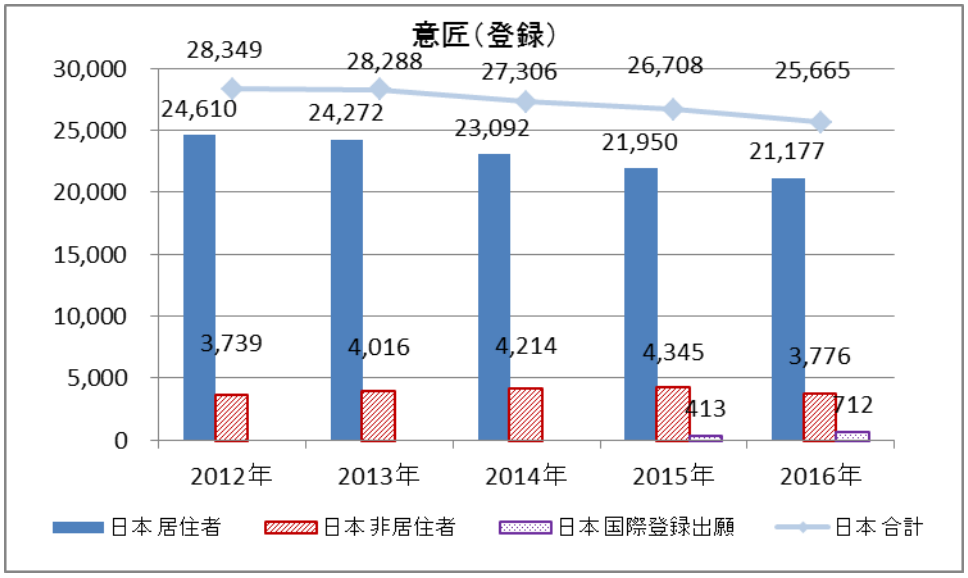

- 居住者と非居住者の意匠登録件数を比較すると、イギリスでは、居住者の登録件数は、2012 年は非居住者の 20 倍程度であったが、2016 年には 8.4 倍程度となっている。なお、日本では、居住者の登録件数は非居住者の 6 倍程度である。
- 居住者の意匠登録件数について、イギリスと日本を比較すると 2012 年は日本がイギリスの 5.9 倍程度であったが、2016 年には 2.8 倍程度となっている。

[328] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

・ イギリスの意匠登録件数は、5 年間増加しており、居住者にも同じ傾向が確認できる。非居住者については、2012～2013 年は減少しているが、その後は増加している。
（参考）日本の意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2015 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-103 ：商標登録件数[329]

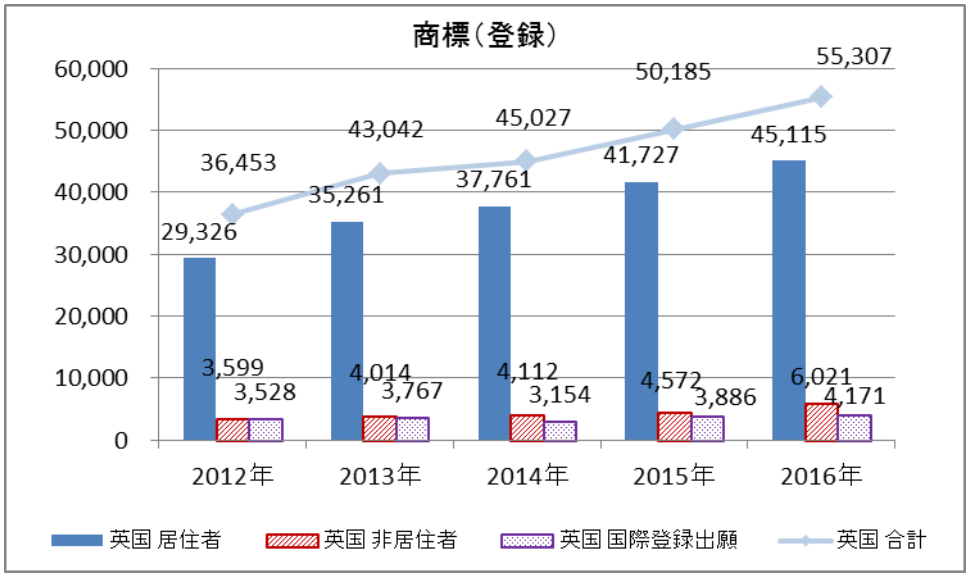

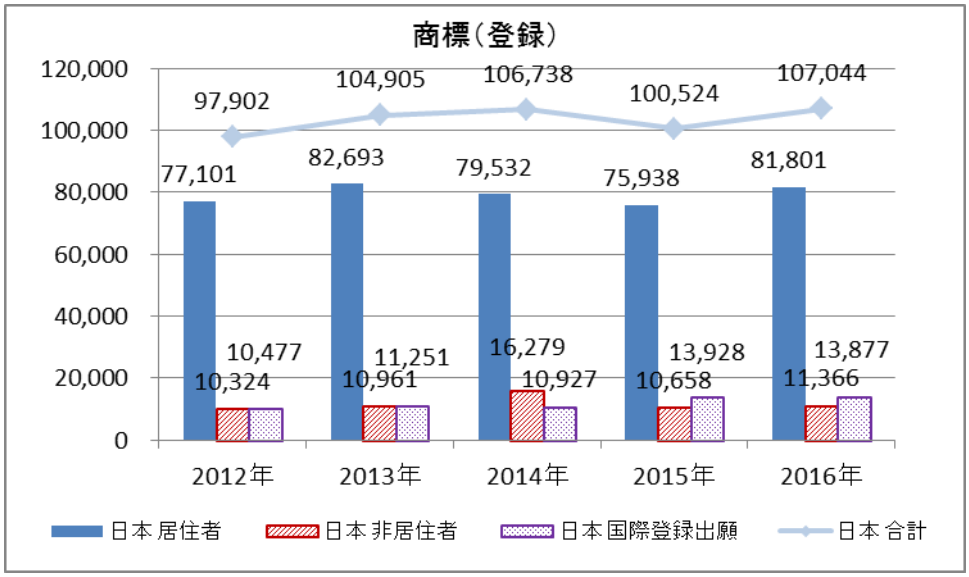

・ 居住者と非居住者の商標登録件数を比較すると、イギリスでは、居住者の登録件数は、2012 年は非居住者の 8.1 倍程度であったが、2014 年には 9.2 倍程度、2016 年には 7.5 倍程度と推移している。なお、日本では居住者の登録件数は非居住者の 7 倍程度である。

329 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

- 居住者の商標登録件数について、イギリスと日本を比較すると 2012 年は日本の登録件数がイギリスの 2.6 倍程度であったが、2016 年には 1.8 倍程度となっている。
- イギリスの商標登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者、非居住者とも増加している。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少し、その後再び増加に転じている。

  （参考）日本の商標登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年には再び増加に転じている。非居住者については、2012～2014 年は増加し、2015 年に一旦減少したが、2016 年には再び増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少に転じ、2015 年に再度増加したが、2016 年に再び減少に転じている。

1.7.1.3. 中小企業の定義・根拠法令（各国の定義、日本との相違点）

（１） イギリスの中小企業の定義・根拠法令

イギリスでは、2006 年会社法（Companies Act 2006）で中規模企業（medium-sized companies）を次のように定義している。

図表 Ⅲ-104 ：中規模企業の定義

・ 年間売上高 22.8 百万ポンド以下
・ 賃借対照表の計上額が合計 11.4 百万ポンド以下
・ 従業員数 250 名以下

また、同法では小規模企業（small companies）を次のように定義している。

図表 Ⅲ-105 ：小規模企業の定義

・ 年間売上高 5.6 百万ポンド以下
・ 賃借対照表の計上額が合計 2.8 百万ポンド以下
・ 従業員数 50 名以下

（２） イギリスのベンチャー企業の定義・根拠法令

イギリスのベンチャー企業の定義・根拠法令は明確に確認できなかった。

1.7.1.4. 中小企業の実態（各国・地域の中小企業数、業種比率）

（１） イギリスの中小企業数

イギリスの中小企業は、2017 年時点で、全企業数が 2,143,551 社のうち、99.7%を占めている。

図表 Ⅲ-106 ：中小企業数[330]

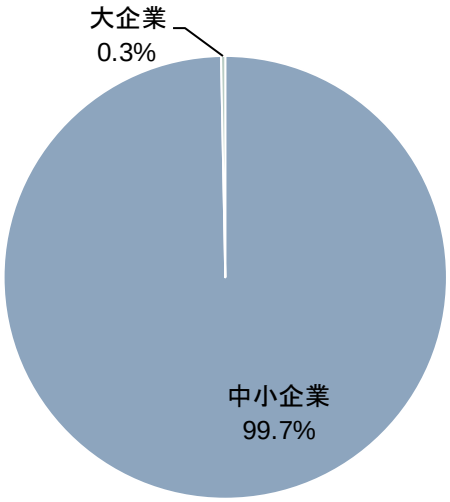

（２） イギリスの中小企業業種比率

2017 年のイギリスの中小企業の業種比率はサービス業 60.5%、その他 39.5%となっている。

図表 Ⅲ-107 ：中小企業 業種比率[331]

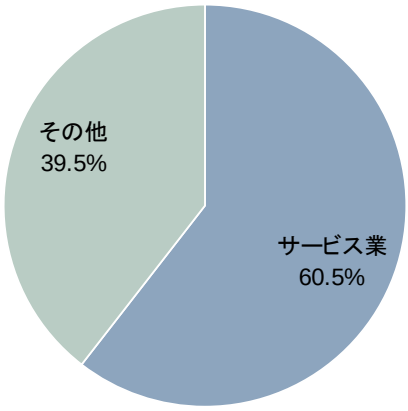

[330] SME Performance Review (欧州委員会)
https://ec.europa.eu/growth/sites/growth/files/country_sme_key_figures_2017-2018.zip
[331] SME Performance Review (欧州委員会)
https://ec.europa.eu/growth/sites/growth/files/country_sme_key_figures_2017-2018.zip

1.7.1.5. 知的財産活用支援や中小企業支援に関する依拠法および経緯

2016 年 6 月 23 日の欧州連合（EU）離脱の是非を問う国民投票の結果、EU 離脱を是とする投票が過半数を占めた。これを受けて、2016 年 8 月 2 日に、イギリス知的財産庁（UKIPO）は、知的財産法制に関する見解を公表した。

商標権及び意匠権に関しては、政府として今後様々なオプションを追求し、最善の方法について利用者と協議していくこと、EU 離脱後であってもイギリス産業界は欧州連合の商標及び意匠の登録を行うことは可能であることが示された。

商標権に関しては、イギリスは既にマドリッド制度のメンバーであり、意匠権に関しては、ハーグ協定加入のための批准書が 2018 年 6 月に発効した。また、イギリスの非登録意匠権及び著作権を通じた非登録意匠の保護は引き続き存続予定であることが示されている。

特許権に関して、当該国民投票の結果は、欧州特許庁に特許権の保護を求める上で影響を与えるものではなく、またイギリスを含む現存する欧州特許についても影響を受けることはない旨が示されている。また、イギリスの EU 離脱は、欧州特許条約（EPC）における現行の欧州特許制度に影響を与えないこと、統一特許裁判所に係る議論に関しても当面変更はなく、引き続きこれに係る会合への参加を継続していくことが示されている。[332]

（1） イギリスの産業財産権活用支援に関する依拠法および経緯[333]

図表 Ⅲ-108 ：産業財産権活用支援に関する依拠法と経緯

依拠法	経緯や特徴
特許法	1624 年 最初の特許規制法制定 1852 年 最初の簡素化された特許制度制定 特許庁設立 1883 年 特許審査官による審査制度導入 1902 年 新規性調査導入 1977 年 現行特許法制定。自明性調査が導入され異議申立制度が廃止。 2017 年に IP（不当脅威）法に基づき改正。
意匠法	1787 年 織物デザインのみを保護する制度として施行 1876 年 1787 年法は 1839 年、1842 年拡大適用され、特許庁の管理下となった 1949 年 現行登録意匠法が施行。2001 年に欧州正指令を取り込む改正。 2014 年に中小企業を支援するため、意匠保護制度を平易にするための改正。
商標法	1876 年 登録商標規則(RTMs)制定 1984 年 サービス・マーク保護制度導入

[332]特許行政年次報告書 2018 年版

[333] 特許庁ウェブサイト http://www.jpo.go.jp/news/kokusai/sangyouzaisanken_gaiyou.html
英国 意匠法・特許法等の改正法が成立（2014 年 5 月 16 日 JETRO）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/europe/ip/pdf/20140516.pdf

	1994 年 図形的に表示できるもの（色彩、音、形状など）が商標登録可能に
IP（不当脅威）法 2017	2017 年 10 月発効。知的財産権の侵害に関する明確な根拠がないにも関わらず、警告書で損害賠償の請求や商品販売中止など不当な利益を要求されることを防止する。侵害行為がないにも関わらず、不当な利益を要求された場合は、損害賠償を請求することができる。[334]

（２） イギリスの中小企業支援に関する依拠法および経緯

イギリスの中小企業支援に関する依拠法および経緯は明確に確認できなかった。

1.7.1.6. 支援戦略・計画（知財戦略、知財推進計画に類するもの）

（１） イギリス知的財産庁

図表 Ⅲ-109 ： イギリス知的財産庁の主な戦略・計画

(1)国際知的財産戦略[335]	ハーグリーブス・レビュー（2011 年 5 月）で「国際的な優先課題」として示された提言に対する具体的な取組方針を UKIPO がまとめたもの。中国、インドなどの主要市場におけるイギリス企業のビジネスを支援する観点から、それらの国におけるエンフォースメント強化、知的財産専門在外派遣員のネットワーク確立などが盛り込まれている。
(2)5 カ年戦略[336]	5 か年戦略「イギリスのクリエイティビティ及びイノベーションを支えることで生活をより豊かに」を 2016 年 1 月に公表。知的財産政策を通じたイギリスの成長の促進、高品質な権利の提供など６つの目標が示されている。
(3)知的財産を活用した資金調達の促進へ向けた行動計画[337]	2014 年 3 月公表。融資における知的資産の評価向上にむけ UKIPO が 2014 年か 2015 年に実行する施策をとりまとめたもの。中小企業及び金融機関に対する知的財産への理解や知財金融ツールキットの構築、知財金融におけるリスク低減を図るスキーム検討などが盛り込まれている。

（２） 産業戦略（ビジネス・エネルギー・産業戦略省）[338]

第４次産業革命によるイノベーションと創造力を中心に据え、研究開発への戦略的公共投資・民間投資を支えに、経済強化・成長を果たすための長期産業戦略「Industrial Strategy」を発表している。イギリス全体の生産性と収益性を大幅に引き上げる経済構築に向け、アイデア、人材、インフラ、ビジネス環境、地域社会の５つの基盤に重点を置きつつ、政府と経済が直面する４つの重要課題「グランド・チャレンジ」を特定している。

---

334 UKIPO ウェブサイト https://www.gov.uk/government/publications/ip-unjustified-threats-act-for-smes/ip-unjustified-threats-act-for-smes

335「英国知的財産庁，国際知的財産戦略を公表」（2011 年 8 月 8 日　JETRO）

336「英国知的財産庁、5 か年戦略を公表」（2016 年 1 月 27 日　JETRO）

337「英国知的財産庁，知的財産を活用した資金調達の促進へ向けた行動計画を公表」（2014 年 4 月 3 日 JETRO）

338 英国政府ウェブサイト　https://www.gov.uk/government/news/373457.ja

【アイデア】世界で最もイノベーション力のある経済
【人材】良質な仕事につき収入を増やすチャンスをすべての人に
【インフラ】国内インフラを大規模に改善
【ビジネス環境】事業の立ち上げ・拡張に最適な国
【地域社会】豊かなコミュニティをイギリス全土で実現
【グランド・チャレンジ】

- AI およびデータ経済：イギリスを AI（人工知能）とデータ革命の最先進国にする
- 将来のモビリティ：人、物、サービスの移動方法を変えるモビリティ産業で世界をリードする
- クリーンな成長：世界で進む低炭素経済への移行において、イギリスの優位性を最大限活用する

〇高齢化社会：イノベーションを活用して高齢化社会のニーズに応える

1.7.1.7. 支援体制および役割分担（中央政府、地方政府、支援機関）

（１） 中央政府

ビジネス・エネルギー・産業戦略省（Department for Business, Energy & Industrial Strategy : BEIS）の外局であるイギリス知的財産庁（Intellectual Property Office：UKIPO）が特許権、意匠権、商標権、著作権を所管する。知的財産庁（Intellectual Property Office）は 2007 年 4 月から用いられる通称で、正式には特許庁（Patent Office）であり、1852 年に設立されている。現在、ニューポートとロンドンに事務所を持つ。

2004 年に設置されたイギリス知的財産庁傘下の国家知的財産犯罪グループは、模倣などの IP 犯罪撲滅に向けた活動をおこなっており、模倣品がサプライチェーンに流入することを防ぐためのツールキットを作成している。[339]

（２） 地方政府

スコットランド開発公社(Scottish Enterprise)では、スコットランド企業に対する知的資産支援窓口を設けている。また、ウェールズでは企業に情報提供、アドバイスを行うビジネスウェールズ(Business Wales)が知的資産の権利化や保護などを支援している。なお、両政府とも、中小企業を対象とした支援体制について、明確な確認ができなかった。

（３） 支援機関

知的財産権に関する情報や経験豊富なスタッフを擁する特許ライブラリー（PitLibs）が 15 の図書館／インフォメーションセンターに整備される[340]とともに、13 の図書館にビジネス＆IP センターが設置されている。

---

[339] UKIPO ウェブサイト　https://www.gov.uk/government/publications/supply-chain-toolkit
[340] UKIPO ウェブサイト　https://www.gov.uk/government/publications/uk-patlib-network

イギリス特許弁理士会（CIPA）は政府に対する政策・実務上の助言・提言を行うほか、公認裁判所弁護士協会（CITMA）や弁護士会（The Law Society）などが政府のプログラムに協力している。[341]

また、米国中小企業がイギリス内における知的財産保護、支援を理解するためのツールキット[342]や中国[343]および韓国[344]との共同研究における技術移転や知的財産所有権などについてまとめたツールキットを各国機関と共同で整備している。

1.7.2. イギリスの具体的な支援施策の現状把握

1.7.2.1. 支援施策の概要

（１） IP Equip[345]

施策名	IP Equip
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	企業やビジネスアドバイザーが知的財産権の重要性などを理解することを助ける
概要	UKIPO の専門家による無料のオンライン知的財産（IP）研修コース。 特許、商標、デザイン、著作権について理解を得ることができる。 ＜メリット＞ ・ 無料でオンラインにより気軽に利用できる ・ 知的財産を特定し、保護することを学ぶ ・ 研修完了時に CPD （Continuing Professional Development）認定および IPO 証明書を得る ・ アプリ（IP Equip App）を提供している
対象・要件	特に無し
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言）

[341] UKIPO ウェブサイト https://www.gov.uk/guidance/seeking-intellectual-property-advice#patent-attorneys-and-trade-mark-attorneys
[342] UKIPO ウェブサイト https://www.gov.uk/government/publications/protecting-intellectual-property-in-the-united-kingdom/uk-toolkit-for-us-smes
[343] UKIPO ウェブサイト https://www.gov.uk/government/publications/uk-china-collaborative-research-ip-toolkit
[344] UKIPO ウェブサイト https://www.gov.uk/government/publications/uk-korea-collaborative-research-ip-toolkit
[345] UKIPO ウェブサイト http://www.ipo.gov.uk/blogs/equip/

	○人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	UKIPO

（２）　知的財産プロボノ（IP Pro Bono）[346]

施策名	IP Pro Bono
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	知的財産紛争に巻き込まれた中小企業を法的に支援する
概要	法的専門家が、特許、商標、デザイン、著作権などの知的財産権に関する紛争に関与している中小企業および個人に対して、訴訟になる前に和解、調停を支援する。 専門家に助言を受ける資金的余裕がない中小企業などが無料でアドバイスを受けることができる。 苦情の請求人と被告人のどちらも支援を受けることが可能。
対象・要件	中小企業及び個人
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 〇専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	弁理士協会、商標弁理士協会、知的財産弁護士会などで構成する組織

[346] IP Pro Bono ウェブサイト
http://www.ipprobono.org.uk/who-we-are.html

（３） IP 診断（IP Health Check）[347]

施策名	IP Health Check
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	自社の所有する知的財産を明らかにし、その活用・保護の活動を促す
概要	オンラインで簡単な質問に回答することで、知的財産保護に向けて推奨される行動ポイントとその理由、実際の行動に移るためのガイダンス、有用な情報、ウェブサイトなどへのリンクが記されたレポートを得ることができる。
対象・要件	特に無し
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	UKIPO

（４） IP マスタークラス（IP Master Class）[348]

施策名	IP Master Class
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 ○支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	知的財産について詳細に理解するとともに、ビジネスに応用する実用的なスキルを身につける
概要	・ 実際の教室での受講もしくはオンラインでの受講を選択できる。 ・ 教室での受講は 2.5 日で 250 ポンド（付加価値税別）である。 ・ オンラインでの受講は約 8 時間で 200 ポンド（付加価値税別）である。 ・ 国内外での IP 保護、特許、商標、意匠の検索方法、知財専門家の役割と依頼、IP トラブル回避などについて学ぶ。

347 UKIPO ウェブサイト　https://www.ipo.gov.uk/iphealthcheck.htm
348 UKIPO ウェブサイト https://www.gov.uk/government/publications/intellectual-property-training-course-ip-master-class/intellectual-property-training-course-ip-master-class

対象・要件	事業主、発明家、デザイナー、コンサルタント、IP に関心のある人など
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	受講者の 98%がトレーニングにより知的財産の理解を深めたと回答
実施主体	UKIPO

（５）　ビジネス＆IP センター（Business & IP Centre）[349]

施策名	Business & IP Centre
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	中小企業やスタートアップなどのビジネス立ち上げから成長に至るまでを支援する
概要	全 13 箇所のネットワークを有する。オンラインマーケットレポートや企業データ、年次報告書などのリソースに無料でアクセスできる他、ワークショップによるスキル習得、マンツーマンのメンタリングなどのサービスを提供している。
対象・要件	中小企業、起業家、発明家など
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） ○人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	2018 年までに 2 億 3800 万ポンドの付加価値創出 推計 1,692 社の新規創業、4,178 名の雇用創出など
実施主体	大英図書館など

[349] 大英図書館ウェブサイト https://www.bl.uk/business-and-ip-centre　イギリス政府ウェブサイト https://www.gov.uk/government/case-studies/enterprising-libraries

（６）　IP 監査（IP audits）[350]

施策名	Business & IP Centre
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	中小企業の知的財産の資産評価を行い活用を促す
概要	IPO のパートナーであるウェールズ政府、スコットランド企業、成長促進プログラムなどを通じて、事業が高い利益を上げることが見込まれる企業を対象として、資格をもつ知財専門家が中小企業の知財活用戦略の策定を支援する。 中小企業が所有する知的財産の資産評価を行う際、手数料 3,000 ポンドのうち、2,500 ポンドを UKIPO が補助。
対象・要件	IPO のパートナー機関の事業支援スキームに関連している中小企業
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	UKIPO

（７）　特許ライブラリー（The Patent Libraries：PatLibs）[351]

全国 15 ヶ所の図書館／インフォメーションセンターに設置され、特許検索、専門家による診断・アドバイスなどを行っている。PatLibs には IP マスタークラスを受講したスタッフが常駐し、実用的な支援を行っている。

[350] UKIPO ウェブサイト　https://www.gov.uk/guidance/valuing-your-intellectual-property、Murgitroyd& Company Limited ウェブサイト https://www.murgitroyd.com/news/ipo-launches-2018-2019-ip-audits-scheme/

[351] UKIPO ウェブサイト　https://www.gov.uk/government/publications/uk-patlib-network

（８）　その他の施策について

施策名	パテントボックス[352]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	イギリスでのイノベーション促進と税の優位性による企業の誘致
概要	特許（独占的ライセンス含む）から得た利益に対する法人税を 10%割引
対象・要件	所有・ライセンスする UKIPO、EPO、その他欧州各国の特許
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	政府

352 質問票調査より

1.7.2.2. 支援施策の評価方法の整理

（１）　施策実施の効果測定・評価の考え方

UKIPO の年次レポートでは、長官による年次目標が提示され、翌年、進捗評価を行っている。2017-2018 年レポートでの年次目標は下記が提示されている。

＜優れた知的財産サービスの提供（Delivering Excellent IP Services）＞

- 利用者の 85%以上が総合満足度 10 点中 8 点以上で評価する
- 特許審査期間 2 ヶ月以内を全出願の 90%以上で実現する
- Brexit（イギリスの EU 離脱）に備えた商標システムを整備する

＜世界をリードする知的財産環境の構築(Creating a World-Leading IP Environment）＞

- Brexit に関連する IPO の法定書類を整備する
- 政府と創造的産業会議（CIC）の間で合意された創造的産業セクター協定[353]に基づき、オンライン市場やソーシャルメディアに関する適切な措置を講じる　など

＜UKIPO の職場環境の改善＞

- 3.5%以上の効率化を実現する　など

（２）　結果の活用の考え方

年次レポートで提示された年次目標は事業計画（Corprate Plan）へ反映され、実行される。成果は翌年の年次レポートで評価され、次の年次目標、事業計画へと反映されることで、PDCA を実行している。

1.7.3. 知財活用支援施策の今後

1.7.3.1. 課題・問題点の整理

イギリスの近代特許制度は 1600 年代よりはじまるなど、知的財産権に関する歴史は長い。そのため、世界の知的財産制度をリードする意識が高く、パテントボックスなど先進的な取組を行っている。一方、中小企業を対象とした取組は普及啓発事業が中心であり、積極的な活用を促すための支援策などは確認することができなかった。

1.7.3.2. 解決に向けた動向（今後計画・予定されていること）

国家知的財産戦略や UKIPO の 5 か年計画などに基づき、取組が進められている。なお、2017 年 3 月に開始された EU 離脱（Brexit）手続きに関して、知的財産権はその影響を原則受けないとされている[354]。

---

[353] イギリス政府ウェブサイト　https://www.gov.uk/government/collections/industry-sector-deals?utm_source=8230ebd9-b278-43a5-8a5b-d2a67ee51c07&utm_medium=email&utm_campaign=govuk-notifications&utm_content=immediate

[354] UKIPO ウェブサイト https://www.gov.uk/government/publications/ip-and-brexit-the-facts/ip-and-brexit

1.8. ドイツ

1.8.1. ドイツの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯

1.8.1.1. 知的財産面の体制の概要

（１） ドイツの知的財産監督官庁（DPMA）

ドイツ特許商標庁（Deutsche Patent- und Markenamt：DPMA)は、連邦法務・消費者保護省(Federal Ministry of Justice and Consumer Protection)の下に設置されている。

責務は、知的財産権の付与・登録、知的財産権の情報提供、著作権および関連権利の管理に関する法律 Act on the Management of Copyright and Related Rights by Collecting Societies（CMO Act）に基づく管理、特許弁理士の研修の４つとなっている。[355]

特許、実用新案、意匠、商標の４つの財産権を所管している。

組織体制は、特許・実用新案部門、情報提供部門、商標・意匠部門、登録・法律部門の４部門で構成している。DPMA は審査官が約 900 人、合計 2,600 人が勤務している。

図表 Ⅲ-110 :ドイツ特許商標庁の体制図

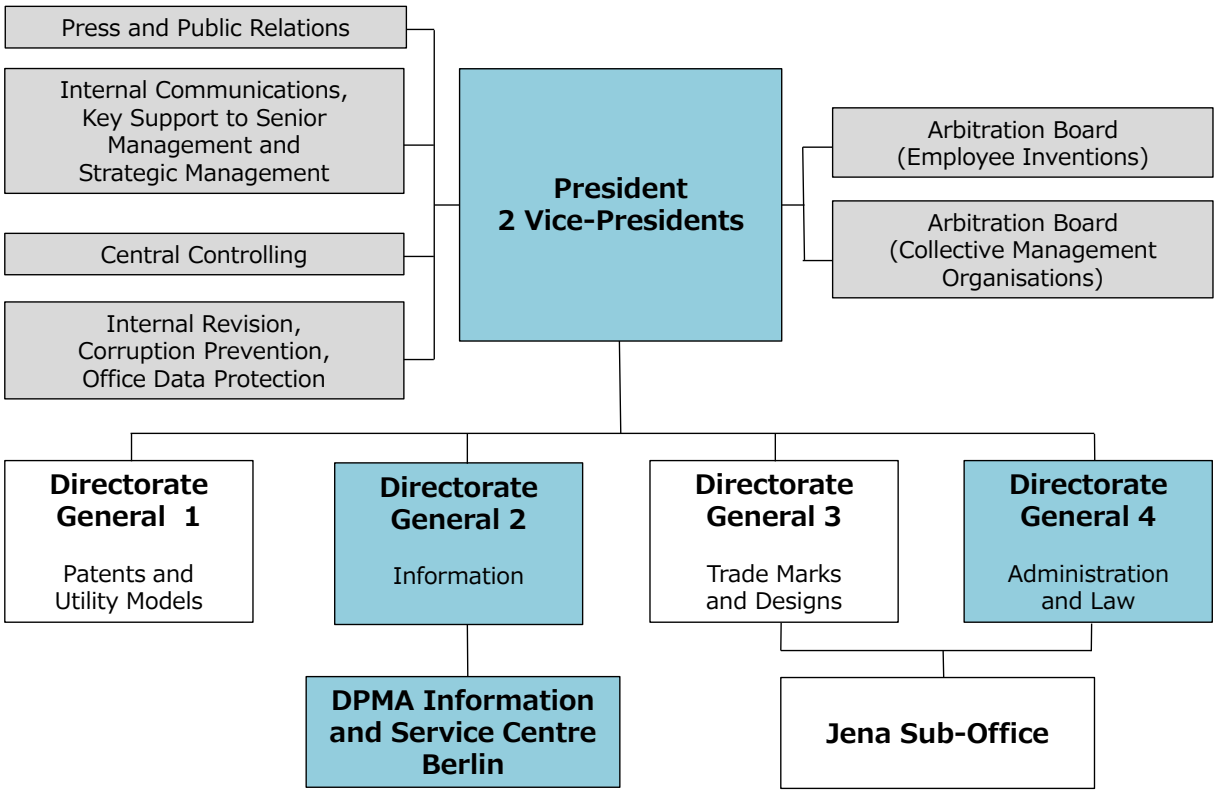

中小企業の産業政策は、連邦経済エネルギー省（Bundesministerium für Wirtschaft und Energie：BMWi)が所管している。[356]

---

355 ドイツ特許商標庁資料

356 The German Mittelstand as a model for success (Federal Ministry for Economic Affairs and Energy) https://www.bmwi.de/Redaktion/EN/Dossier/sme-policy.html

（２）　ドイツの知的財産関連機関[357]

① 情報とサポートを提供する他の組織

模倣対策については、税関は知的財産権保有者の要請により偽造品を押収している。また、ドイツ偽造防止協会（APM）は、1997 年より知的財産保護のための積極的なキャンペーンを実施している。

IPR ヘルプデスクは、EU の資金提供を受けた研究プロジェクトと多国籍パートナーシップ契約に関与する EU の中小企業に対して、知的財産に関する問題の無償サポートを提供している。また、知的財産ガイド、ケーススタディ、ファクトシート（例えば、著作権、ドメイン名など）の形で情報を提供している。

教育訓練機関の VDI-Wissensforum は、トレーニングコース/セミナーを有料で提供している。

地域の商工会議所においても知的財産に関する情報提供、アドバイスを実施している。例えば、ハンブルグ商工会議所は Innovations- und Patent-Centrum（IPC）を設置して知的財産に関する情報提供を実施している。

②中小企業への資金提供

連邦経済エネルギー省は「WIPANO　特許及び規格による知識・技術移転」プログラムを提供している。このプログラムは、知的財産権によって初めて研究開発した成果を保護したい中小企業などを支援するもので、特許制度の戦略的理解を促進し、知的財産権の利益に対する意識を高めることに貢献することを目的としている。

連邦資金相談サービス（The Federal Funding Advisory Service）は、中小企業に研究、イノベーションの資金制度を紹介している。

地域では、商工会議所、熟練工芸会議所が研究、技術開発に関する資金調達について助言サービスを提供している。

中小企業のための全国コンタクト（Nationale Kontaktstelle KMU）は、EU の原材料効率、創造的産業、建設業界、航空宇宙および移動体の分野における資金調達に関するアドバイザリーサービスを提供している。

エンタープライズ・ヨーロッパ・ネットワーク・ドイツは、ドイツ連邦共和国の EU アドバイザリー・ネットワークの窓口機能を提供している。

国際事務局は、ドイツ航空宇宙センター（DLR）が、国際研究協力に関する助言、資金調達のアイデア、資金援助手続きおよび手段の提供などを支援している。

EU 委員会は、知的財産ポータル「Innovaccess」を開設して、中小企業の知的財産権意識を高めることに焦点を当てた情報提供を行っている。

---

[357] DPMA ウェブサイト
https://www.dpma.de/english/services/ip_rights_briefly_explained/sme/where_can_i_find_information/index.html

② 技術移転

バーデン・ヴュルテンベルク州が中小企業の振興、経済の活性化を主目的として設立したシュタインバイス財団は、企業の経営・技術・ナレッジ分野でコンサルティングおよび開発業務を有償で受託しており、中小企業の技術移転活動を通じた知的財産創出に対する支援を行っている。

1.8.1.2. 知的財産権の出願・登録件数

（１） ドイツの産業財産権の出願件数

図表 Ⅲ-111 ：特許出願件数[358]

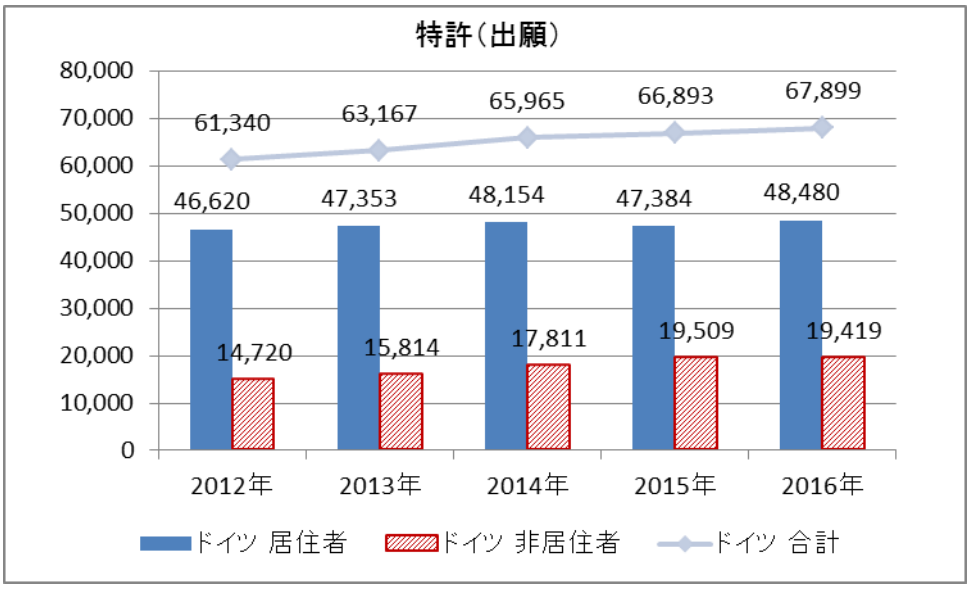

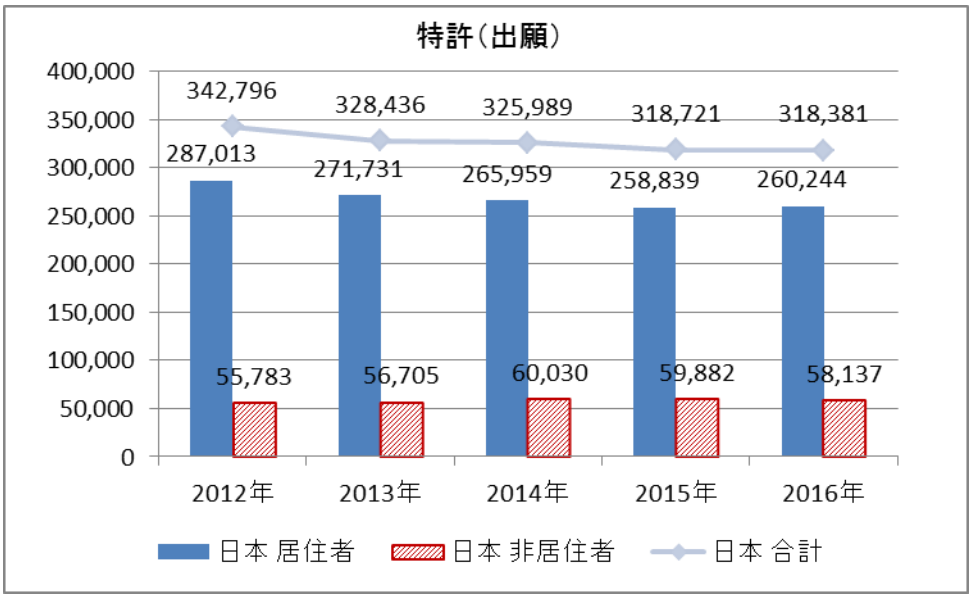

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、ドイツでは平均すると非居住者に対して居住者は 3 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 5 倍程度であった。
- 居住者の特許出願件数について、ドイツと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 6.2 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 5.4 倍程度まで小さくなっている。

358 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

・ ドイツの特許出願件数について、5 年間の推移をみると、緩やかに増加している。居住者は 2012～2014 年は増加しているが、2015 年に一旦減少し、その後再び増加に転じている。他方、非居住者は 2012～2015 年は増加しているが、2016 年は微減へ転じた。

（参考）日本の特許出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2015 年は緩やかに減少しており、2016 年に微増している。他方、非居住者は 2014 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-112 ：実用新案出願件数[359]

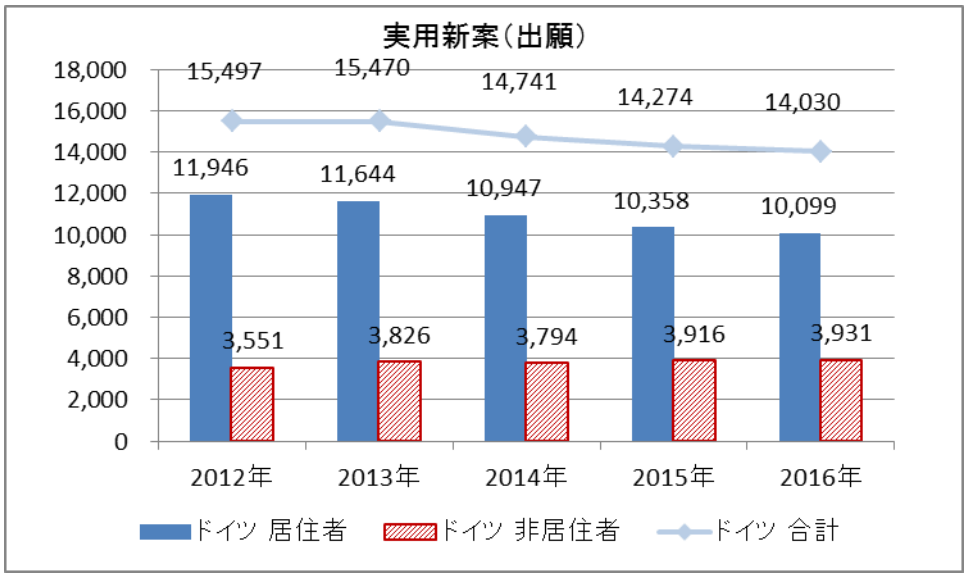

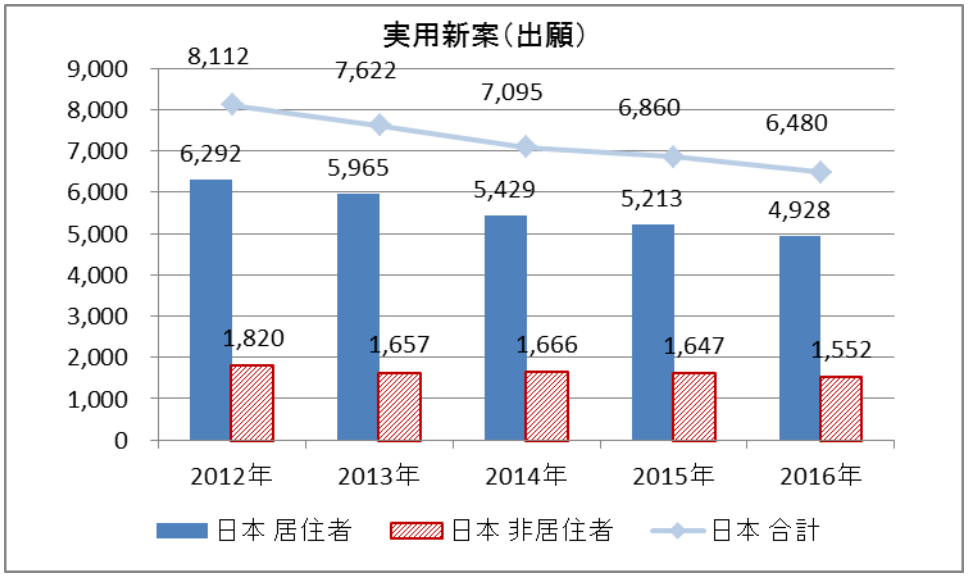

・ 居住者と非居住者の件数を比較すると、ドイツでは平均すると非居住者に対して居住者は 3 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 3 倍程度であった。

[359] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

・ 居住者の実用新案出願件数について、ドイツと日本を比較すると 2012 年はドイツの方が 1.9 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 2 倍程度まで微増している。
・ ドイツの実用新案出願件数について、5 年間の推移をみると、減少している。居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、非居住者は 2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少し、その後再び増加に転じている。
（参考）日本の実用新案出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。他方、非居住者は 2012～2013 年は減少しており、2014 年に微増しているが、その後再び減少している。

図表 Ⅲ-113 ：意匠出願件数[360]

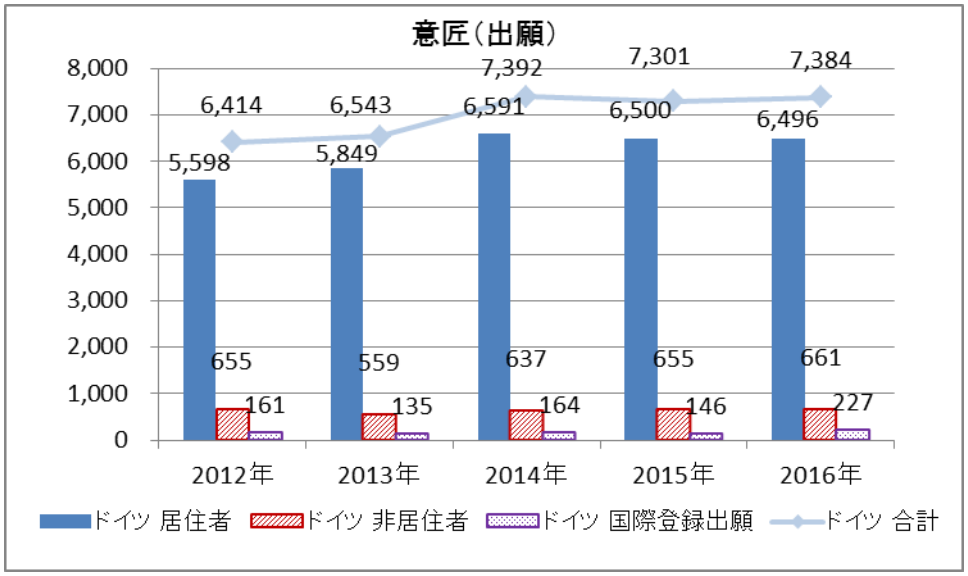

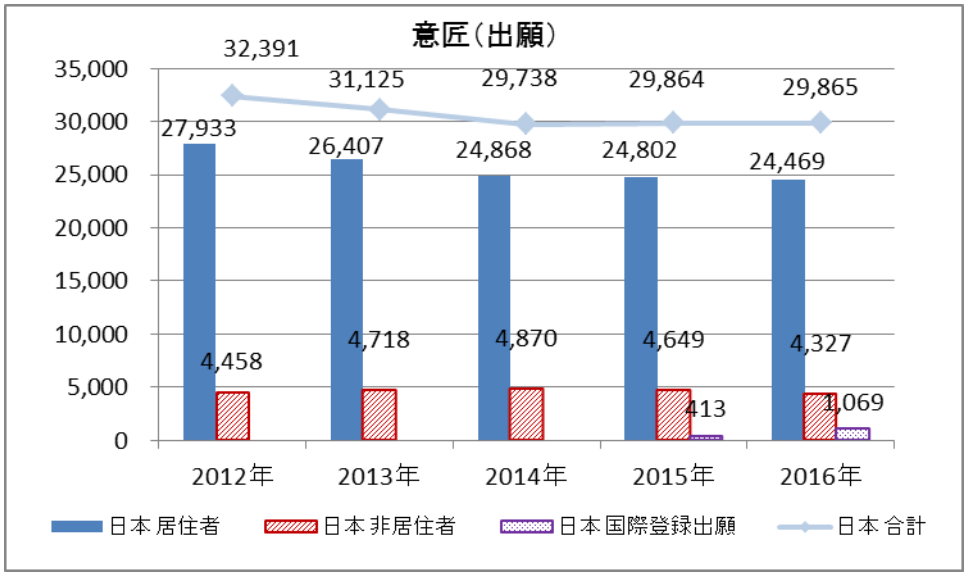

[360] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、ドイツでは平均すると非居住者に対して居住者は 10 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 6 倍程度であった。
- 居住者の意匠出願件数について、ドイツと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 5 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 3.8 倍程度まで小さくなっている。
- ドイツの意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、2012～2014 年は増加しているが、2015 年は減少へ転じ、その後再び増加へ転じた。居住者については、2014 年をピークに減少に転じている。非居住者については、2012～2013 年は減少しているが、その後増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は減少しているが、2014 年に一旦増加し、2015 年には再び減少しているが、2016 年には再び増加に転じた。

  （参考）日本の意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2014 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-114 ：商標出願件数[361]

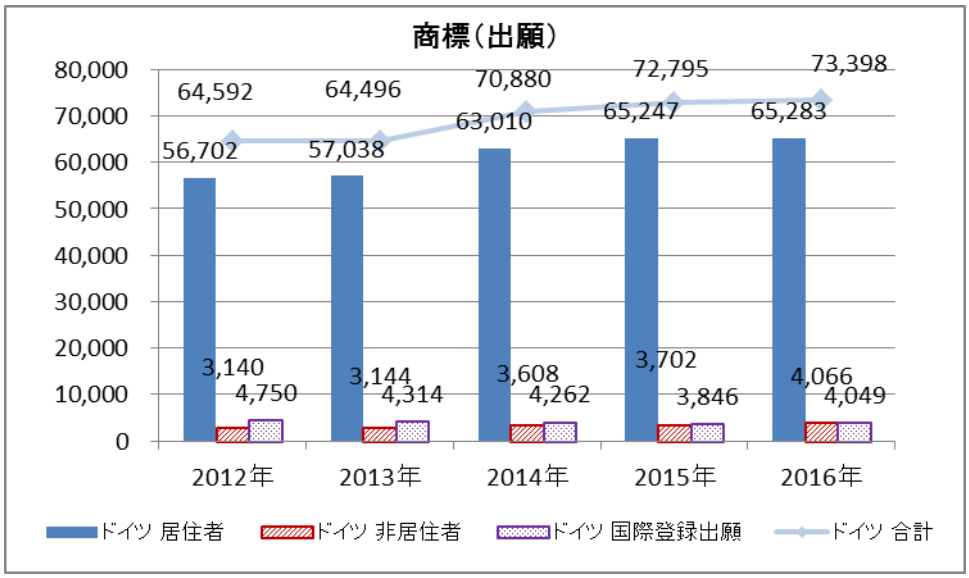

[361] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

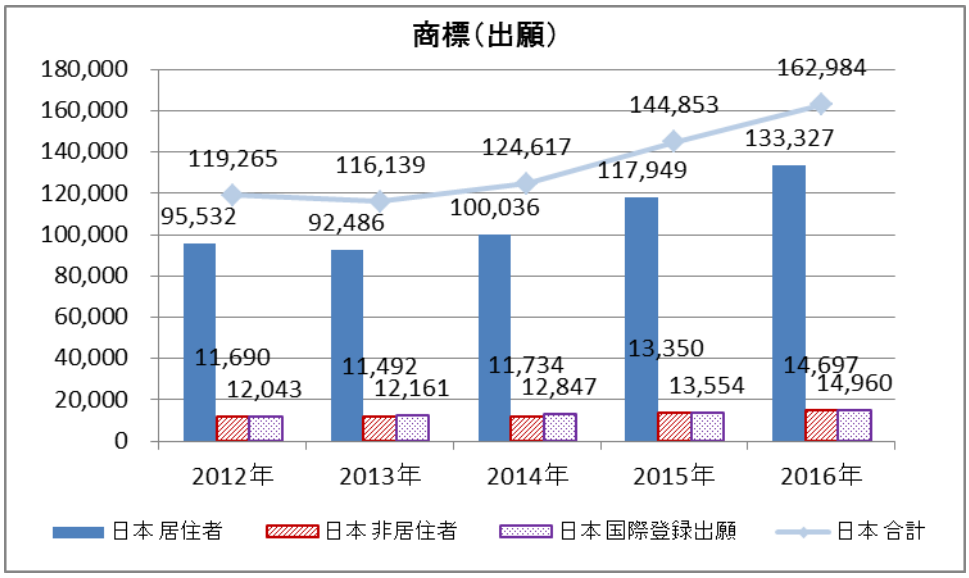

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、ドイツでは平均すると非居住者に対して居住者は 17 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 9 倍程度であった。
- 居住者の商標出願件数について、ドイツと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 1.7 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 2 倍程度まで大きくなっている。
- ドイツの商標出願件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は減少しているが、その後は増加している。居住者、非居住者については、増加している。国際登録出願については、2012～2015 年は減少しているが、2016 年に増加している。

  （参考）日本の商標出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は減少しているが、その後は増加している。非居住者も同じ傾向が確認できる。国際登録出願については、緩やかに増加している。

（２）　ドイツの産業財産権の登録件数

図表 Ⅲ-115 ：特許登録件数[362]

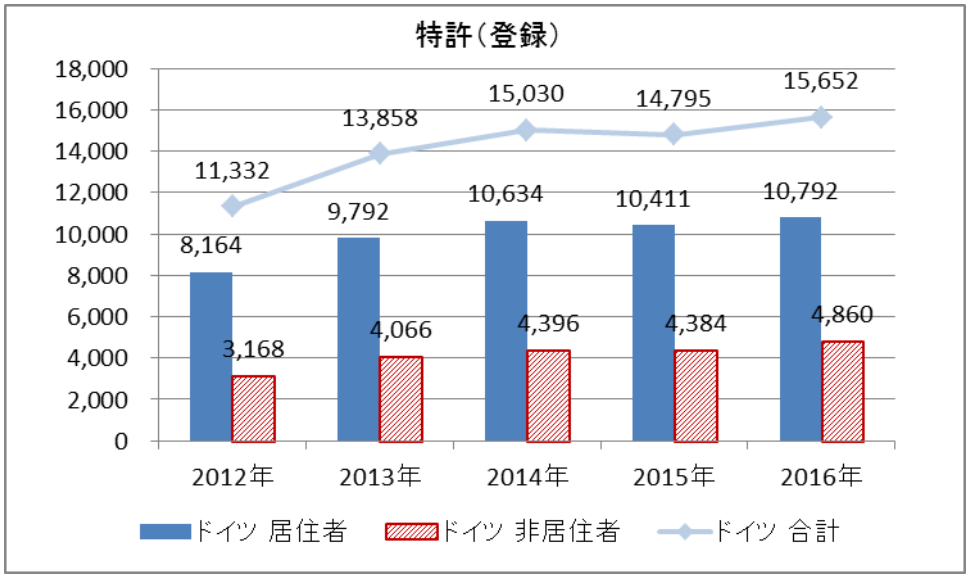

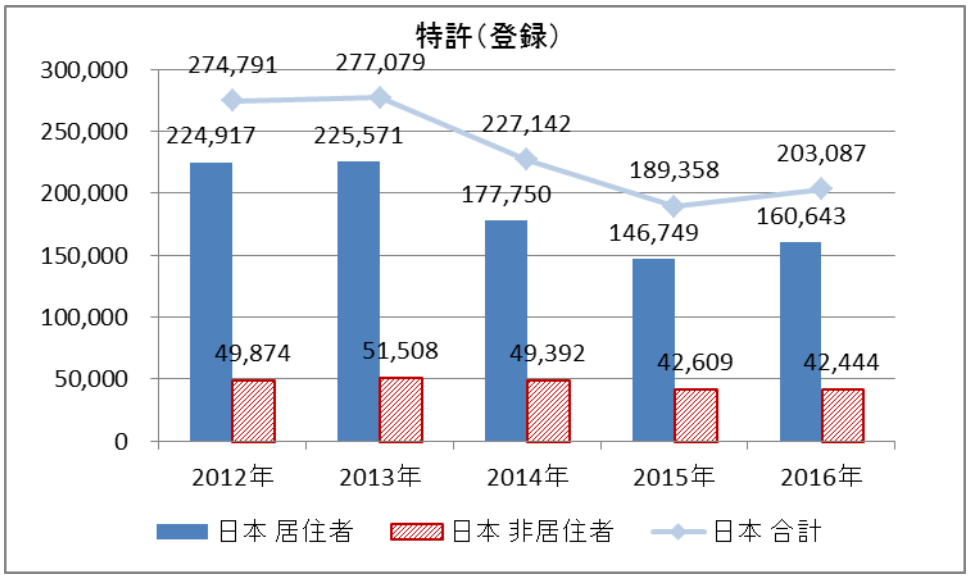

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、ドイツでは平均すると非居住者に対して居住者は 2 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 4 倍程度であった。
- 居住者の特許登録件数について、ドイツと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 28 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 15 倍程度まで小さくなっている。
- ドイツの特許登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2014 年は増加しているが、2015 年は減少へ転じ、2016 年は再び増加へ転じた。ドイツ居住者および非居住者双方に同じ傾向が確認できる。

[362] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

（参考）日本の特許登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は微増しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年に再び増加へ転じている。他方、非居住者は 2013 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-116 ：実用新案登録件数[363]

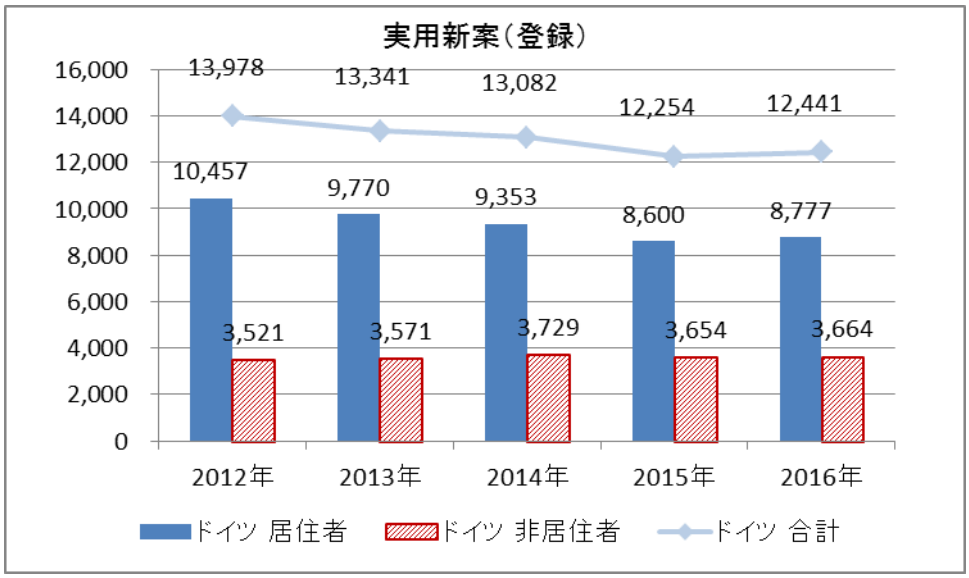

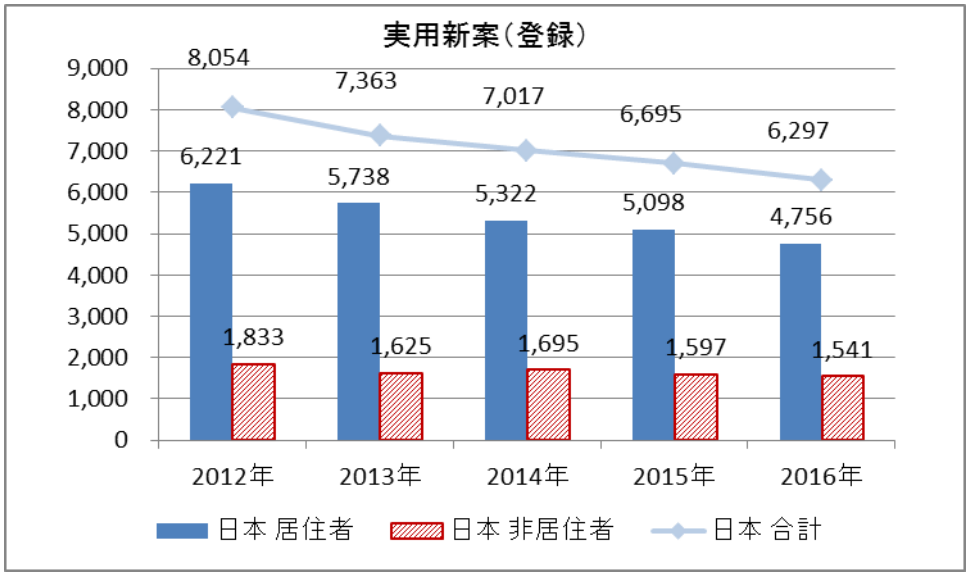

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、ドイツでは平均すると非居住者に対して居住者は 3 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 3 倍程度であった。
- 居住者の実用新案登録件数について、ドイツと日本を比較すると 2012 年はドイツの方が 1.7 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 1.8 倍程度まで微増している。
- ドイツの実用新案登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2015 年は減少している

363 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

が、2016 年は微増に転じている。居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、非居住者は、2012～2014 年に増加しており、2015 年に一旦減少したが、2016 年に再び微増に転じている。

（参考）日本の実用新案登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。他方、非居住者は 2012～2013 年は減少しており、2014 年に微増しているが、その後再び減少している。

図表 Ⅲ-117 ：意匠登録件数[364]

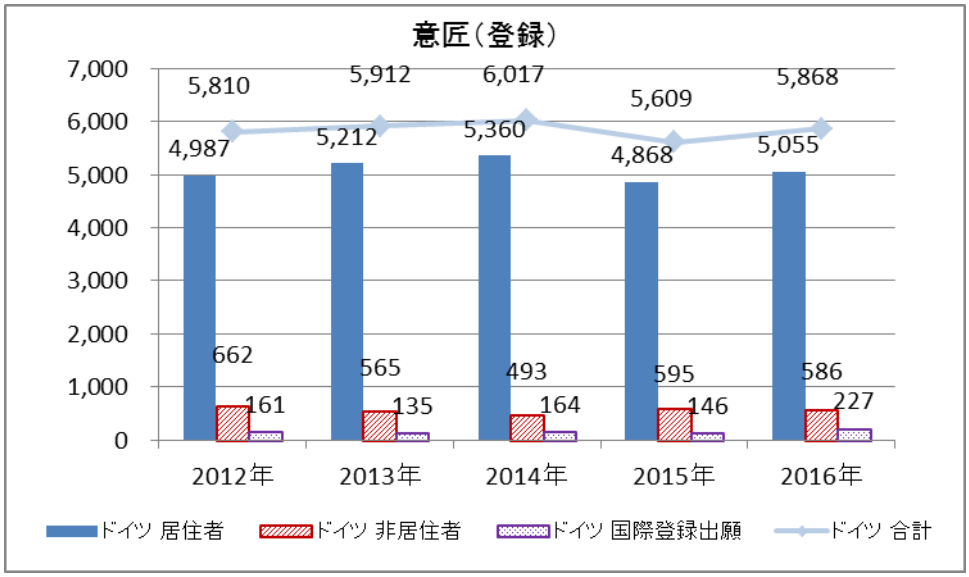

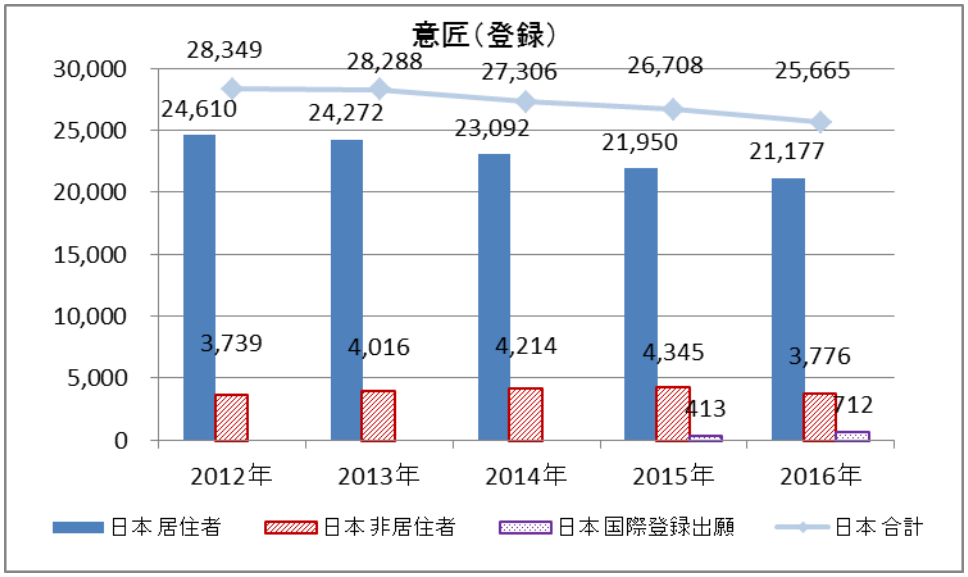

・ 居住者と非居住者の件数を比較すると、ドイツでは非居住者に対して居住者は、2012 年には 7.5 倍程度多かったが、2014 年には 11 倍程度、2016 年には 8.6 倍程度と変移している。なお、日本では非居住者に対して居住者は 6 倍程度であった。

364 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

・ 居住者の意匠登録件数について、ドイツと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 4.9 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 4.2 倍程度まで小さくなっている。

・ ドイツの意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2014 年は増加しているが、2015 年は減少へ転じ、2016 年は再び増加へ転じた。居住者にも同じ傾向が確認できる。非居住者については、2012～2014 年は減少しているが、2015 年に一旦増加し、その後再び減少に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は減少、2014 には増加、2015 には減少、2016 年には増加になっており、減少と増加の繰り返しがみられる。

（参考）日本の意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2015 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-118 ：商標登録件数[365]

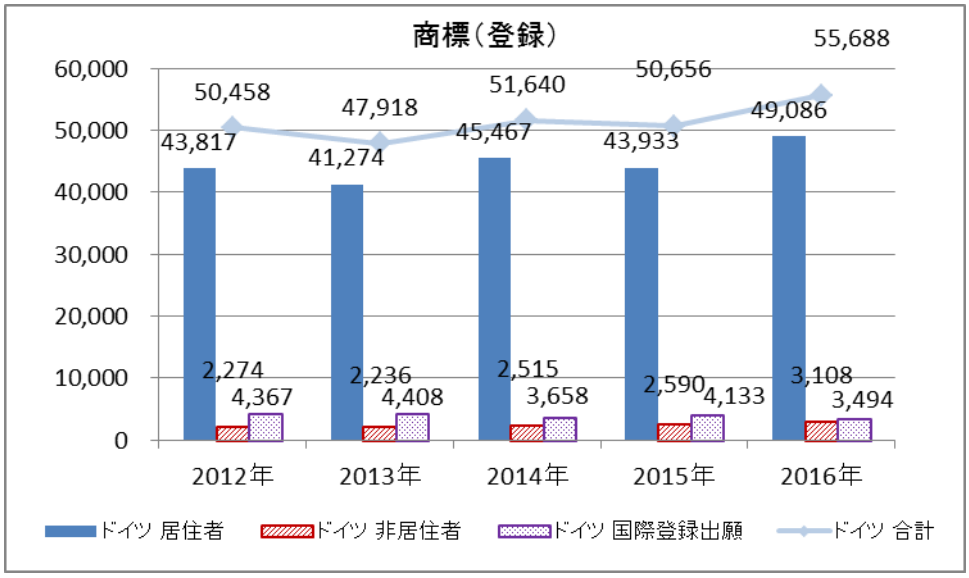

[365] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

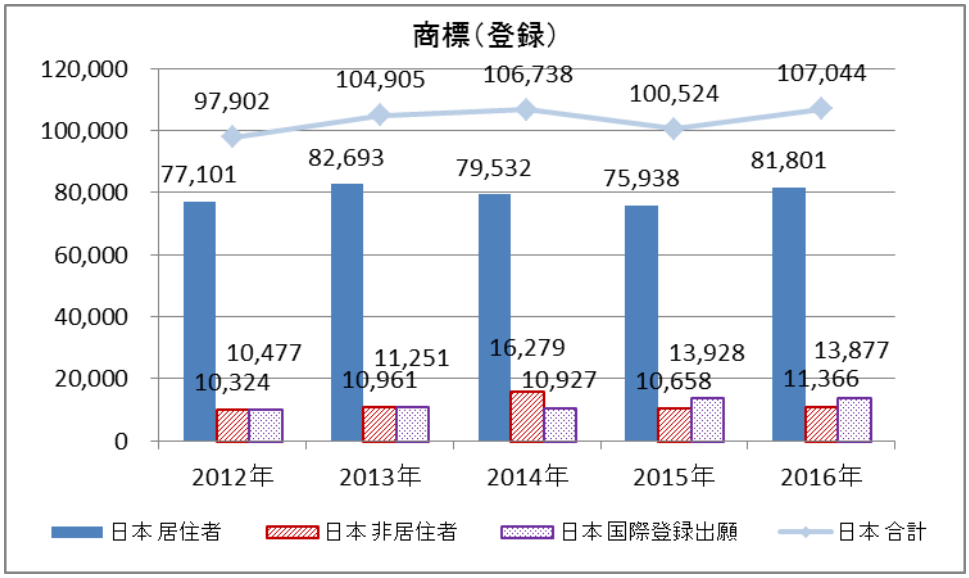

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、ドイツでは非居住者に対して居住者は、2012 年には 19 倍程度多かったが、2016 年には 16 倍程度まで減っている。なお、日本では非居住者に対して居住者は 7 倍程度であった。
- 居住者の商標登録件数について、ドイツと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 1.8 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 1.7 倍程度まで微減している。
- ドイツの商標登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は減少しているが、2014 年に一旦増加し、2015 年に再度減少しているが、2016 年には再び増加に転じている。居住者にも同じ傾向が確認できる。非居住者については、2012～2013 年は減少しているが、その後増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少し、2015 年に再度増加しているが、2016 年には再び減少に転じている。

  （参考）日本の商標登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年には再び増加に転じている。非居住者については、2012～2014 年は増加し、2015 年に一旦減少したが、2016 年には再び増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少に転じ、2015 年に再度増加したが、2016 年に再び減少に転じている。

1.8.1.3. 中小企業の定義・根拠法令（各国の定義、日本との相違点）

（１） ドイツの中小企業の定義・根拠法令

ドイツでは日本の中小企業基本法のような連邦の法律がないことから、中小企業の定義は定められていない。統計にて「中小企業」のデータを表す際には、EU（欧州連合）による中小企業の定義を用いることが多い。

図表 Ⅲ-119 ：中小企業の定義･依拠法

定義の依拠	EU recommendation 2003/361.
基本的な考え方	・ 従業員数 且つ ・ 年間売上高 又は 年次貸借対照表
定義の詳細	・ 零細企業：従業員 10 人未満且つ、年間売上高又は、年次貸借対照表 200 万ユーロ以下 ・ 小企業：従業員 50 人未満且つ、年間売上高又は、年次貸借対照表 1,000 万ユーロ以下 ・ ・中規模企業：従業員 250 人未満且つ、年間売上高 5,000 万ユーロ以下又は、年次貸借対照表 4,300 万ユーロ以下
参照情報	・ 欧州委員会 http://ec.europa.eu/growth/smes/business-friendly-environment/sme-definition/

（２） ドイツのベンチャー企業の定義・根拠法令

該当する依拠法は確認できなかった。

1.8.1.4. 中小企業の実態（各国・地域の中小企業数、業種比率）

（１） ドイツの中小企業数

ドイツの中小企業は、2017 年時点で、全企業数が 2,464,008 社のうち、99.5%を占めている。

図表 Ⅲ-120 ：中小企業数[366]

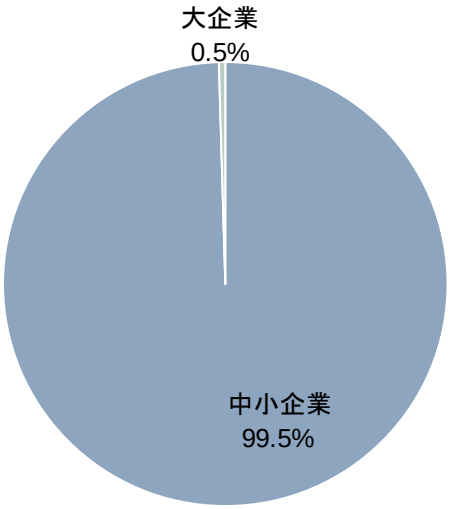

（２） ドイツの中小企業業種比率

中小企業の業種をみると、サービス業が最も多く、53.1%を占めている。

図表 Ⅲ-121 ：中小企業 業種比率[367]

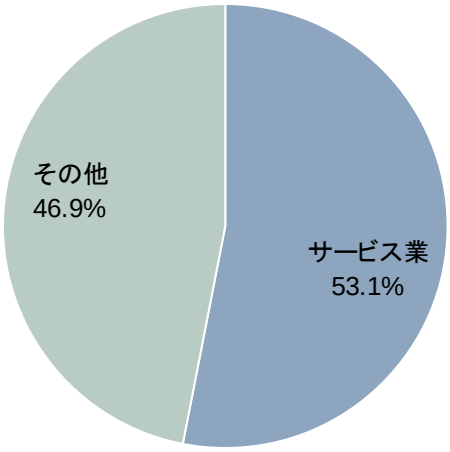

[366] SME Performance Review (欧州委員会)
https://ec.europa.eu/growth/sites/growth/files/country_sme_key_figures_2017-2018.zip
[367] SME Performance Review (欧州委員会)
https://ec.europa.eu/growth/sites/growth/files/country_sme_key_figures_2017-2018.zip

1.8.1.5. 知的財産活用支援や中小企業支援に関する依拠法および経緯

（１） ドイツの産業財産権活用支援に関する依拠法および経緯

ドイツには日本の知的財産基本法のような知的財産の創造、保護および活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するために制定された法律は無い。

図表 Ⅲ-122 ：産業財産権活用支援に関する依拠法と経緯

依拠法	経緯や特徴
該当なし	－

計画など	概要
該当なし	―

（２） ドイツの中小企業支援に関する依拠法および経緯

中小企業の支援は、連邦制を採用しているドイツでは、連邦と州が互いに補完し合う形で行われている。連邦には中小企業支援に関する法律が制定されていない一方、多くの州では中小企業振興法が制定されており、資金援助、経営相談などの支援が行われている。[368]

連邦政府では、経済エネルギー省が中小企業政策を担当しており、2015 年 7 月に「ドイツの中小企業　アクションプログラムの未来」を策定した。このプログラムには、以下の 10 分野でのアクションプログラムが示されている。[369]

- 起業家精神を促進する
- 新興企業と成長企業の資金調達を強化する
- スキル不足に取り組む
- 適切な規制と赤字解消を図る
- デジタルの活用・形成を図る
- 革新的な能力を強化する
- グローバル化する中小企業を支援する
- EU の中小企業政策を積極的に形成する
- 構造的に弱い地域で中小企業を強化する
- エネルギー転換に由来する新たな事業分野の開発を支援する

[368] 平沢克彦「ドイツにおける中小企業政策」（経済科学研究所　紀要　第 32 号（2002））
[369]Future of the German Mittelstand" Action Programme　New edition 2016 (BMWi)
https://www.bmwi.de/Redaktion/EN/Publikationen/aktionsprogramm-zukunft-mittelstand.html

1.8.1.6. 支援戦略・計画（知財戦略、知財推進計画に類するもの）

（１） ドイツ知財庁

ドイツの特許商標庁では中小企業を支援するための戦略、計画は策定していない。

図表 Ⅲ-123 ：知財活用支援 依拠法･計画など

依拠法	経緯や特徴
該当なし	–

計画など	概要
該当なし	—

（２） ドイツ連邦経済エネルギー省

連邦経済エネルギー省も中小企業の知財活用を支援する知財戦略、知財推進計画は策定していない。

1.8.1.7. 中小支援体制および役割分担（中央政府、地方政府、支援機関）

ドイツの連邦政府の責務は、①知的財産権の付与・登録、②知的財産権の情報提供、③著作権および関連権利の管理に関する法律 Act on the Management of Copyright and Related Rights by Collecting Societies（CMO Act）に基づく管理、④特許弁理士の研修の４つであり、中小企業に対する支援としては、知的財産権の情報提供を実施している。

（１） 中央政府

DPMA は、中小企業に対する情報提供を実施しているが、助成金などの支援策はない。中小企業に対する無料相談などで弁理士と緊密に協力している。

連邦経済エネルギー省は、技術振興プログラム「WIPANO - 特許及び規格による知識・技術移転」を通じて大学部門からの発明の移転を促進しているが、DPMA と連携している。

また、通関サービスの 工業所有権保護の中央ユニット Zentralstelle Gewerblicher Rechtsschutz と協力して、製品の模倣や商標偽造に関する情報を提供するために主要な展示会や見本市に出展している。

EU レベルでは、DPMA は欧州特許庁（EPO）および欧州連合知的財産庁（EUIPO）と協力関係にあり、連邦司法・消費者保護省とともに、欧州特許機構の機関と EUIPO の管理委員会の加盟国としてドイツを代表している。[370]

（２） 地方政府

20 地域に設置している特許情報センター（Regional patent information centres）は、州政府と連携して中小企業、特にスタートアップに対して情報提供及び支援を実施しており、産業財産保護に対する意識を高めている。

[370] DPMA ウェブサイト https://www.dpma.de/english/our_office/about_us/cooperation/index.html

（３）　支援機関

DPMA がインターネットで提供している情報サービスは、地域において提供されている専門家のアドバイスや情報サービスによって補完されている。また、地域の機関と連携して、講義、研修、見本市参加、セミナーなどの活動を支援している。

特許情報センターは商工会議所、工芸・貿易会議所、その他の機関と協力関係にある。

Aktionskreis gegen Produkt- und Markenpiraterie (APM)は知的財産について中小企業などが相談する機関である。

1.8.2. ドイツの具体的な支援施策の現状把握

1.8.2.1. 支援施策の概要

（１）　WIPANO（- Wissens- und Technologietransfer durch Patente und Normen）

施策名	WIPANO-特許及び規格による知識・技術移転-[371]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	研究開発の成果を権利化して保護しようとする中小企業を資金面で支援するもの。この助成金は中小企業が特許システムへの理解を深めて、知的財産権の効用に気づきを与えることを狙いとしている。
概要	公的機関のアイデアを権利化、中小企業のアイデアを権利化する、規格化とその活用の３種類がある。 ＜中小企業のアイデアの権利化支援＞ 中小企業の発明を権利化して、活用することを支援するもので、特許だけでなく、実用新案、商標、意匠の権利化をサポートしている。 2016 年１月１日から 2019 年の年末までの期間の制度で、過去５年間に産業財産権を出願していない中小企業を対象としている。 １社あたりの上限金額は 17,560 ユーロ、最大で費用の 50%が支援される。申請期限は設けられておらず、最長で２年間支援を受けられる。 権利取得に係る費用は出願費用のみがサポートされている。その後の手続きにおける費用のサポートはない。 WIPANO の政策目的はドイツの経済効果を高めること、競争力を高めることであ

[371] WIPANO –Wissens und Technologietransfer durch Patente und Normen Programminformation （連邦経済エネルギー省）より

	る。WIPANO 全体の予算は 22 百万ユーロ、中小企業のアイデアを権利化する事業は最大約 3 百万ユーロ。WIPANO の予算総額は毎年同じであり、3 つの種類の内訳は予算額を毎年調整している。 段階に応じた 5 つのカテゴリーがある。カテゴリー 1 は簡単な調査、カテゴリー 2 は詳細な先行技術調査。DPMA でも特許事務所でも可能。カテゴリー 4 は出願で手数料が発生する。この 3 つは必ず実施しなければならないもの。カテゴリー 3 は戦略的な相談で、海外の権利化などの相談。カテゴリー 5 は活用のアドバイスで、パンフレット作成のアドバイスなど。 特許事務所とは連携関係にはない。 ZIM の助成を受けた企業は WIPANO を活用することができるが、施策間の連携を積極的に実施している訳ではない。 WIPANO の周知について、インターネット、相談窓口、メッセ・見本市などで紹介しているので、中小企業の認知度は高いものと考えている。
対象・要件	従業員 250 人までの中小企業が申請できる。フリーランサーや発明家も可能。ただしフリーランサーは技術系に限定されている。 ドイツの企業に限定している。 過去 5 年に知的財産の出願がないことが条件で、申請以前に出願している場合は受け付けられない。
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	1,865 件の申請があり、1,737 件が採択されている。そのうち 1,457 件が実施中となっている。全ての州の中小企業から申請がある。
実施主体	連邦経済エネルギー省

（２）　ZIM （Zentrales Innovationsprogramm Mittelstand）

施策名	ZIM （Zentrales Innovationsprogramm Mittelstand）[372]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	中小企業の技術開発支援
概要	ZIM は、発明がマーケットに上市されるまでのプロセスの中で、マーケットに一番近い段階の研究開発を対象として資金を提供するプログラム。

[372] ヒアリング結果及び施策リーフレットより作成

	ZIM の目的は研究開発を上市まで到達させること。数年以内を目処に製品が完成するものを対象としている。 中小企業は大企業と共同研究する場合も利用できる。国際的な共同開発の促進も目的としており、日本の企業との共同開発案件は 6 件の申請がある。国内の共同開発よりも海外との共同開発の方が補助金額は大きい。 ＜助成対象経費＞ 人件費は 100%助成の対象となっている。企業内教育、出張、学会参加費用、研究委託費や装置調達費も対象となる。特許出願費用も補助対象となっている。 ＜助成金額＞ 経費総額のうち助成金として何%支払われるかは、企業規模により異なり、45%～55%、25%～40%の設定がされている。 1 企業が申請する場合、ドイツ国内のみの共同開発、国際共同開発などによって助成割合は異なる。小規模企業、国際共同開発の方が助成割合は大きい。 1 件あたりの上限金額は 38 万ユーロ。研究機関の場合は上限が 19 万ユーロで全額が対象となる。助成期間について、年数の上限規定はない。 ＜支払い＞ 申請許可以降に発生した費用は助成の対象となる。支出した 3 か月後に助成金は支払われる。1 年ごとに費用の報告書を作成、提出する。 ＜情報発信＞ ZIM に関する広報について、ホームページやメッセで ZIM の情報発信などを行っている。各地の支援機関も ZIM の情報を発信しており、その支援機関から情報が集まる。 ＜申請＞ インターネットで申請可能。申請期限はなく、企業はいつでも申請ができる。 ＜知的財産に関する支援＞ 上市する際の費用が対象となっており、知的財産権に関する費用も助成対象となっている。上限金額は 5 万ユーロ、支払った費用の 50%が支払われる。 連邦経済エネルギー省が毎年条件を変更しており、出願費用だけか維持年金まで含むかは年によって変更されている。 助成金を受けた企業の中には、すでに特許出願している企業もある。 申請者の 80%が研究開発した技術の市場導入に成功している。
対象・要件	対象は中規模の企業が中心。大企業（250 人～499 人）も助成対象。 複数の企業が共同で研究開発するもの、企業と研究機関が共同で研究開発するもの、規格化・標準化のためのものの 3 種類がある。 従業員を雇用していること、すでに登記されている企業、資金を一部払える能力のある企業、従業員もある程度の学歴を有する者がいる企業を対象としている。個

	人の起業家は対象となっていない。 　新製品、技術的なサービスを目的としていること。上市できない場合は支援打ち切りとなる。開発技術は先行技術を上回っているもの。開発された技術がマーケットで活用できる見込みがあることが条件となる。
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 　情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 　専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 　人材育成（研修・セミナー） 　その他（　　）
実績	71,342 件申請件数に対して、採択件数は 48,269 件。 　研究開発費用の全額が支援されるわけではなく、一部は中小企業も負担する。 　助成額は総額で 5.8 億ユーロ。 　採択企業は従業員数 10～49 人の企業が 56%を占める。 　業種は製造業の機械工学が 23%と多い。 　州別ではバーデン州が 1,045 百万ユーロ、ザクセン州が 898 百万ユーロと、中小企業施策が盛んな州が多い。
実施主体	連邦経済エネルギー省。運営は委託機関

（３）　KMV innovative

施策名	KMV innovative[373]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 　知財裾野拡大に向けた普及活動 　支援人材の確保・育成に関する支援 　地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	中小企業の技術開発支援
概要	個々の企業の研究開発、企業と研究機関の共同開発、研究機関ネットワークによる開発の 3 種類のプログラムがある。 　助成金額は、中小企業は最大 38 万ユーロ、研究機関は最大 19 万ユーロ。企業側も自己負担が必要。支援する技術分野に制限がある。 　共同研究の相手先は国内の大学だけが助成対象。 　国内、海外のパートナーシップの支援比率の差はない。 　地域による差はない。 ＜知的財産に関する支援＞ 　特許申請費用に加えて、先行技術の調査の仕方などあらゆるものをサポートしている。

373 ヒアリング結果及び施策リーフレットより作成

対象・要件	従業員数 499 人以下または年間売上高 5,000 万ユーロ、貸借対照表が 4,300 万ユーロ以下の中小企業。研究機関は全て対象となる。 人件費、実用化に係るコストなどを助成対象としている。
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	連邦経済エネルギー省。運用は委託先機関

（４）　特許情報センター（patent information centers　PIZ）

施策名	特許情報センター（patent information centers　PIZ）[374]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 ○地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	地域において中小企業などに対して知的財産を普及支援
概要	＜拠点＞ ドイツ全土の 21 か所に PIZ を配置している。ミュンヘンは DPMA の本部があるため PIZ の拠点は設置されていない。 ＜業務＞ 出願手続きの説明を行う。有料で先行出願調査を依頼することも可能で、無料の弁理士相談、知財戦略、知財分析、知財マネジメントの支援サービスを実施している。特許などの出願手続きもできる。 ＜利用者＞ PIZ はだれでも利用可能であるが、実際の利用者は発明家が中心。企業を立ち上げる前の個人の利用が多い。 中小企業の知財担当には審査官が直接アドバイスすることもある。 ＜運営＞ PIZ は DPMA ではなく、州及び地域の商工会議所が運営している。 ドイツでは各州に産業政策の権限が与えられており、運営予算は州によって異なる。DPMA は PIZ の予算を出しておらず、運営についての判断もしない。 DPMA はエキスパートを送って PIZ のスタッフを教育している。また、スタッフの試験を２年ごとに実施している。
対象・要件	中小企業（企業規模を問わず利用可能、個人を含む）

374 ヒアリング結果及び施策リーフレットより作成

支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	―
実施主体	地域（州政府、商工会議所など）

（５）　Search　rooms

施策名	Search　rooms[375]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	特許などの情報提供
概要	＜拠点＞ ミュンヘン、ベルリンの２か所。 ＜サービス内容＞ だれもが無料で特許などのデータベースを利用できる。データベースの検索方法を学ぶことが可能。 ＜利用できるデータベース＞ 「DEPATISnet」を実際に検索できる。DEPATISnet は審査官が利用している全てのデータベースであり、100 か国の 132 百万件のデータにアクセスできる。 DPMAprimo は技術、科学、産業財産などに関して DPMA が収集、作成した情報を提供しているポータルサイトで、膨大な情報を蓄積している。 ＜メールサービス＞ DPMAregister はメール登録すると自分の技術分野で知的財産の出願があった時にその情報を通知してもらえる。＜Search rooms＞ 施設内で各種文書を閲覧できる。書類を持ち出すことはできない。
対象・要件	特に無し
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）

375 ヒアリング結果及び施策リーフレットより作成

実績	－
実施主体	ドイツ特許商標庁

（６）　その他の施策について

中小企業は知的財産に関する法律知識がないため、DPMA では中小企業に弁理士を活用することを薦めている。インターネットで中小企業の相談に対応できる弁理士の一覧を紹介している。DPMA は弁理士協会と協力して、発明家が無料で相談を受けることができる初回コンサルティング支援サービスを提供しており、弁理士協会はこの相談に対応することが義務となっている（持ち回りで弁理士が指名される）。

制度	ライセンス・オブ・ライト（特許法 23 条(1)）[376]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策（　知的財産商業化促進　）
目的	知的財産権の有効活用
概要	特許出願人または登録簿に特許所有者として登録されている人が、誰でも合理的な報酬のために発明を使用することを許可することに同意する場合、特許出願または特許は減額される。 特許出願を行い、出願の事実が登録簿に登載された段階で、特許商標庁に対して書面を提出することで Lisence of Right（LOR）宣言を行うことができる（ドイツ特許法 23 条(1)）。ただし、当該特許について排他的ライセンスが締結されている事実が特許登録簿に掲載されていないことが条件となる（ドイツ特許法 23 条(2)）16。 なお、LOR 宣言は、欧州特許庁に欧州特許として登録されたドイツを指定国とする特許（欧州特許）についても行うことができる（ドイツ特許法 23 条に関する欧州特許条約 2 条(2)）。 LOR 宣言により特許権者は、宣言後の特許維持年金を半額に減額することができる（ドイツ特許法 23 条(3)）。 利用許諾を受けたいと考える者にとっては、ライセンス受託に関する申し出をすれば、ライセンス交渉を待たず必ず即時に実施権を得ることができる。
対象・要件	特許出願人、特許所有者
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言）

[376] PARI Working Paper Series No.2 (2009)

	人材育成（研修･セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	ドイツ特許商標庁

（７）　関係機関による支援施策[377]

知的財産に関する大きなイベントが３つある。Gründerwoche (Startup Week Germany)はドイツ全土でスタートアップを支援するイベントで、そのイベントにおいて知的財産に関するセミナーを開催している。WIPO が主催する World Intellectual Property Day を 4 月に実施している。Deutsche Gründer- und Unternehmertage (deGut) (German Entrepreneurship Days)は、スタートアップと起業家精神に焦点をあてた商談会で、10 月にベルリンで開催している。DPMA が単独で大きなイベントを主催することはないが、他の省庁などが開催するイベントに参加して、セミナーなどを行っている。

1.8.2.2. 支援施策の評価方法の整理

（１）　施策実施の効果測定・評価の考え方

DPMA では利用者にアンケートなどを実施して提供しているサービスに対する評価を把握している。

（２）　結果の活用の考え方

WIPANO はについて、これまでは申請手続きが複雑で、申請から査定に至るまでの時間を要していたが、現在は申請後２～３日で判断されるようになった。

1.8.3. 知財活用支援施策の今後

1.8.3.1. 課題・問題点の整理

DPMA では、企業数の 99.6%が中小企業、労働者の 60%を中小企業が占めており、利益の 70%が中小企業によっていることから、中小企業を重要な対象と位置付けて、情報提供などを実施している。しかしながら、多くの中小企業は知的財産権の重要性を理解しておらず、出願などの手続きについても理解していないことが課題となっている。

1.8.3.2. 解決に向けた動向（今後計画・予定されていること）

DPMA では知財活用計画の予定はない。

[377] ヒアリング調査結果より

1.9. フランス

1.9.1. フランスの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯

1.9.1.1. 知的財産面の体制の概要（日本との相違点を簡潔に整理）

（１） フランスの知的財産監督官庁

フランスの知的財産監督官庁（Institut national de la propriété industrielle： INPI)は、特許・商標・意匠の産業財産権の審査と登録、著作物の作成日付を登録する「Soleau 封筒」の登録、地理的表示の登録などを行う公的機関である。産業財産庁の所管省は、経済財務省（Ministère de l'Économie et des Finances）となっており、同国の産業経済政策と税務、金融、観光を総括している。

INPI は知的財産権の登録の他に、知的財産（権）の活用支援施策を立案・実施し、普及啓発から教育プログラム、専門家活用支援など、幅広く支援に取り組んでいる。

（２） フランスの知的財産関連機関

フランスの知的財産関連機関として、国家反模倣品委員会（Le Comité national anti-contrefaçon: CNAC)、企業及び知的財産の欧州研究所（Institut Européen Entreprise et Propriété Intellectuelle: IEEPI）が代表的な機関である。これらの機関は様々な施策の実施において緊密な連携をもって取り組んでいる[378][379]。

支援体制として、公的機関が出資をした民間企業が自律的に知的財産の観点から企業に対する支援を行っている事例も散見される。例えば、国庫の一種である預金供託銀行（Caisse des Depots）とフランス政府の共同出資によって設立されたフランスブレベ（France Brevets ： FB)、特許権を扱うファンド（民間企業）として企業に対して知的財産関連のサービスを有償で提供している。

[378] ヒアリング調査結果より
[379] IEEPI ウェブサイト　https://www.ieepi.org/en/catalogues/

1.9.1.2. 知的財産権の出願・登録件数

（１） フランスの産業財産権の出願件数

図表 Ⅲ-124 ：特許出願件数[380]

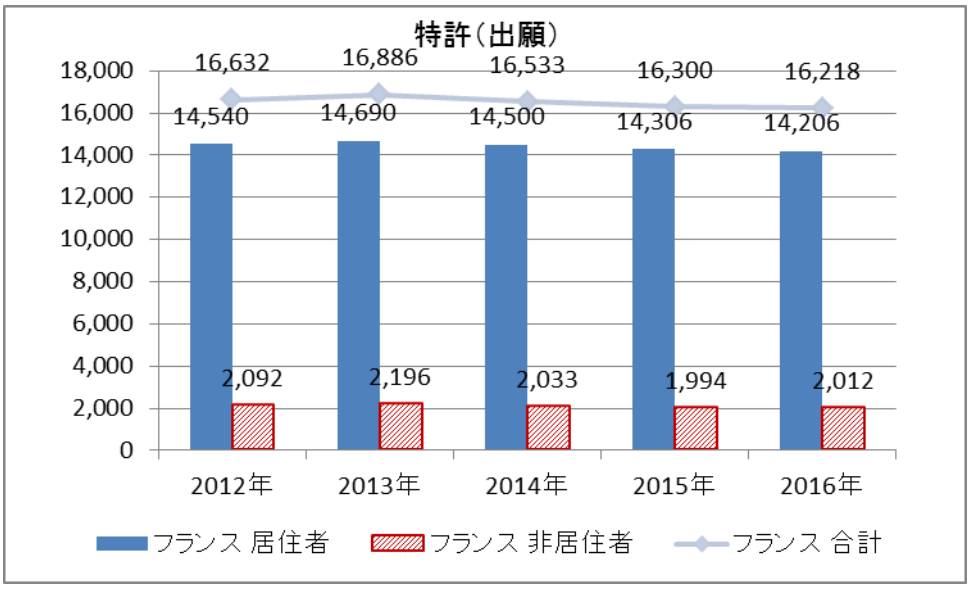

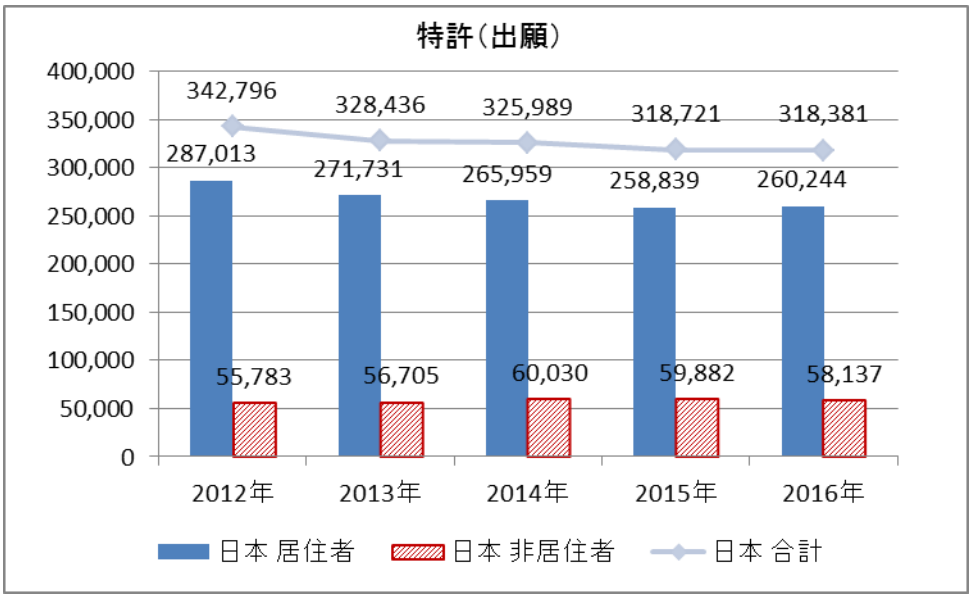

- 居住者と非居住者の特許出願件数を比較すると、フランスでは居住者の出願件数は非居住者の 7 倍程度で推移している。なお、日本では居住者の出願件数は非居住者の 5 倍程度で推移している。
- 居住者の特許出願件数について、フランスと日本を比較すると 2012 年は日本がフランスの

[380] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

20 倍程度だったが、2016 年には 18 倍程度となっている。

・ フランスの特許出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者は 2013 年をピークに減少に転じている。一方、非居住者は 2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は緩やかに減少し、その後再び増加に転じている。

（参考）日本の特許出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者は 2012～2015 年は緩やかに減少しており、2016 年に微増している。一方、非居住者は 2014 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-125 ：実用新案出願件数[381]

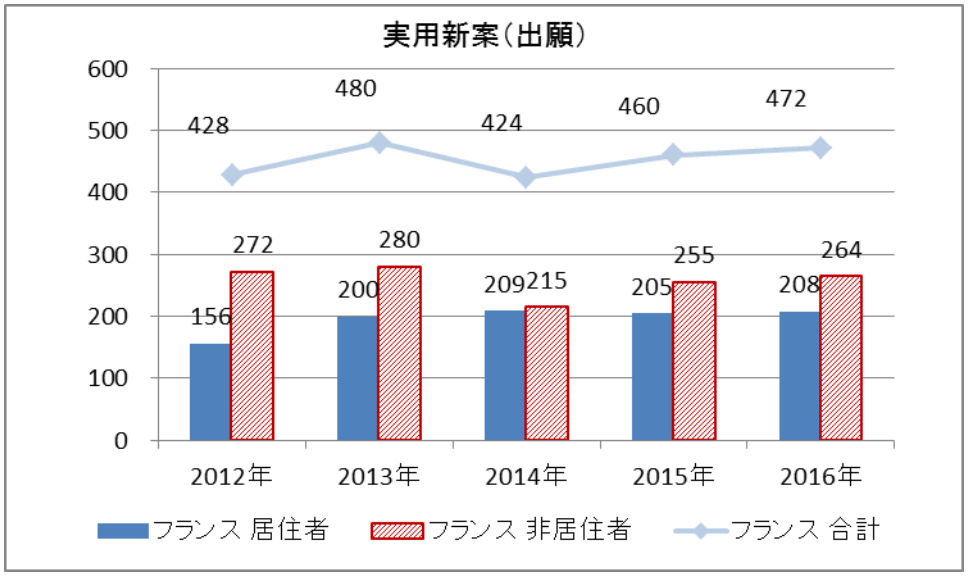

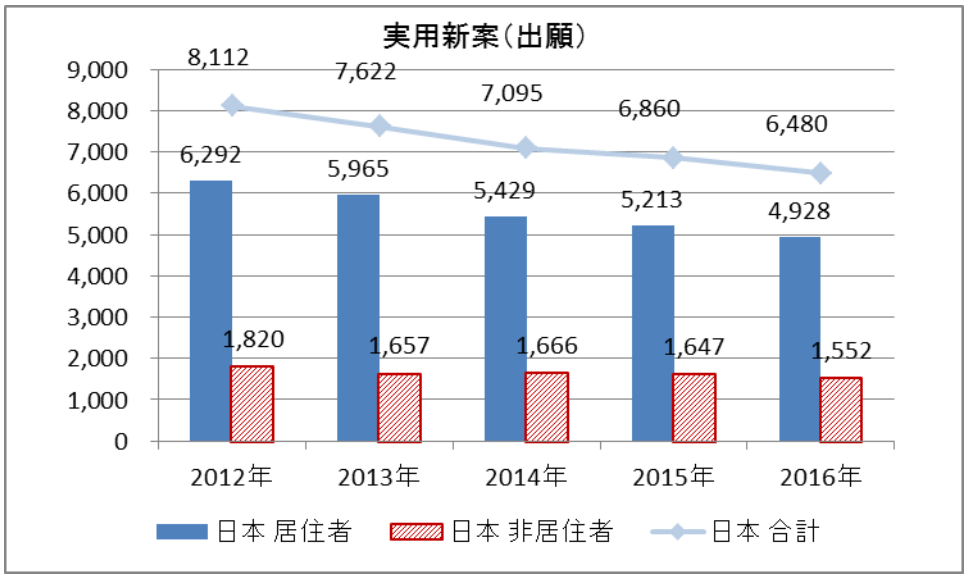

・ 居住者と非居住者の実用新案出願件数を比較すると、フランスでは居住者の出願件数は非居

[381] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

住者の 1.3 倍程度である。日本では、居住者の出願件数は非居住者の 3 倍程度である。

- 居住者の実用新案出願件数について、フランスと日本を比較すると 2012 年は日本が 40 倍程度だったが、2016 年には 24 倍程度となっている。
- フランスの実用新案出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者は、2013～2014 年に増加しており、2015 年に一旦微減したが、その後再び増加に転じている。一方、非居住者は、2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少し、その後再び増加に転じている。

（参考）日本の実用新案出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者は減少している。一方、非居住者は 2012～2013 年は減少し、2014 年には微増に転じているが、その後再び減少している。

図表 Ⅲ-126 ：意匠出願件数[382]

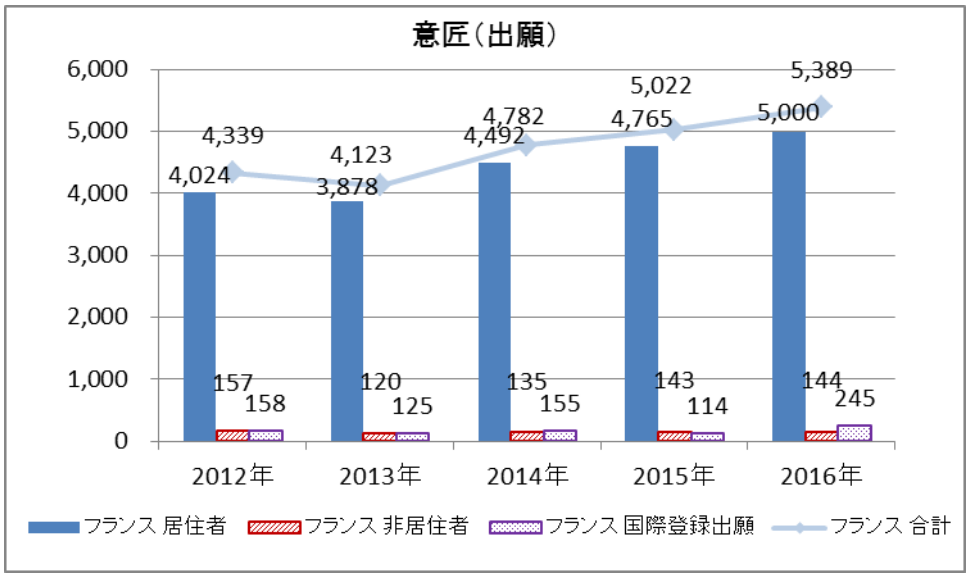

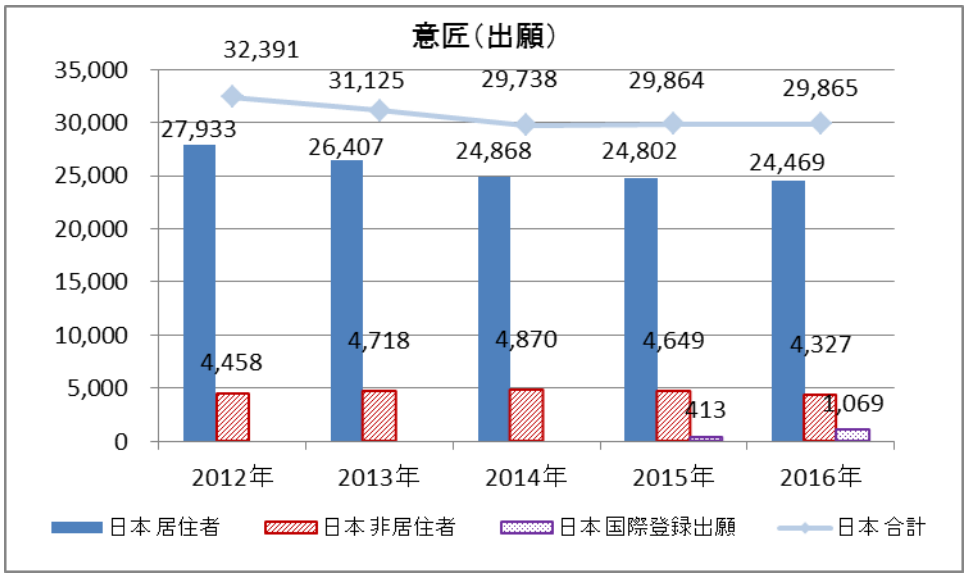

382 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

- 居住者と非居住者の意匠出願件数を比較すると、フランスでは居住者の出願件数は 2012 年では非居住者の 26 倍程度であったが、2016 年には 35 倍程度となっている。なお、日本では居住者は非居住者の 6 倍程度となっている。
- 居住者の意匠出願件数について、フランスと日本を比較すると 2012 年は日本が 7.0 倍程度だったが、2016 年には 5.0 倍程度となっている。
- フランスの意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者、非居住者とも、2012～2013 年は減少しているが、その後増加へ転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は減少しているが、2014 年に一旦増加し、2015 年に再び減少したが、その後再び増加へ転じた。

  （参考）日本の意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2014 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-127 ：商標出願件数[383]

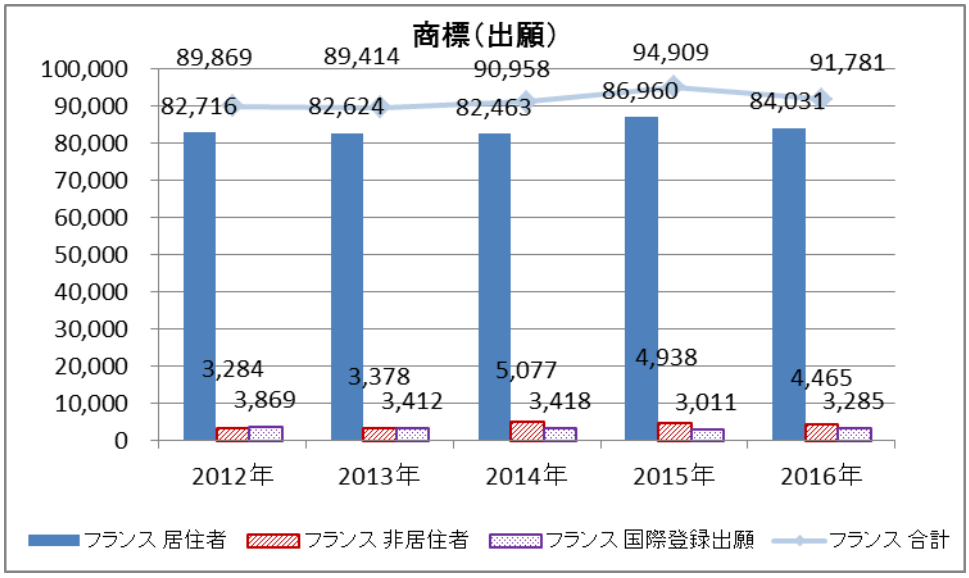

[383] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

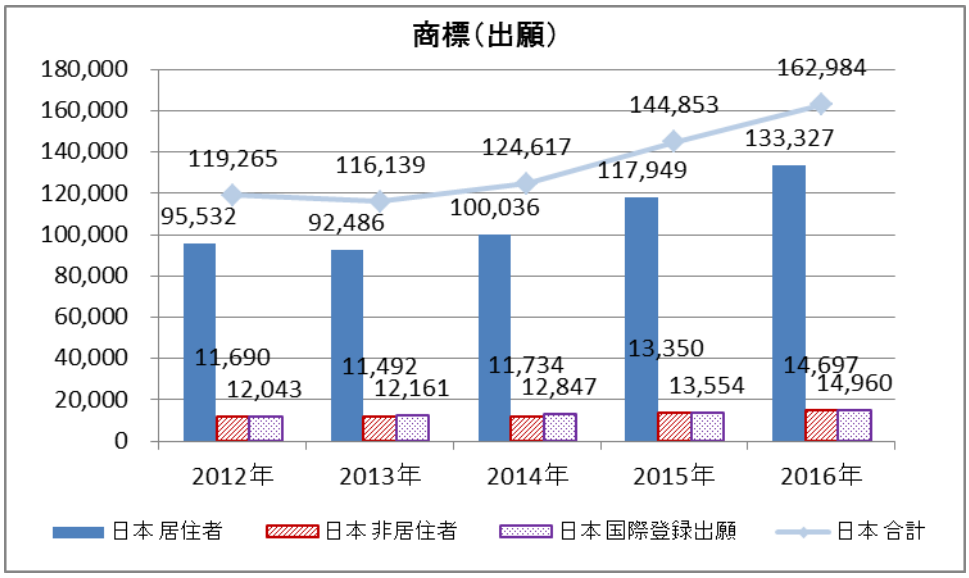

- 居住者と非居住者の商標出願件数を比較すると、フランスでは居住者の出願件数は、2012 年は非居住者の 25 倍程度だったが、2016 年には 19 倍程度となっている。なお、日本では、居住者の出願件数は、非居住者の 9 倍程度である。
- 居住者の商標出願件数について、フランスと日本を比較すると 2012 年は日本が 1.2 倍程度だったが、2016 年には 1.6 倍程度となっている。
- フランスの商標出願件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は減少しているが、2013～2015 年は増加へ転じ、2016 年は再び減少へ転じた。居住者は、2012～2014 年は減少しているが、2015 年に増加に転じ、2016 年は再び減少に転じている。非居住者は、2014 年をピークに減少に転じている。国際登録出願は、2012～2013 年は減少しているが、2014 年に微増し、2015 年に再度減少し、2016 年には再び増加した。

  （参考）日本の商標出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者、非居住者とも 2012～2013 年は減少しているが、その後は増加している。国際登録出願は、緩やかに増加している。

（２） フランスの産業財産権の登録件数

図表 Ⅲ-128 ：特許登録件数[384]

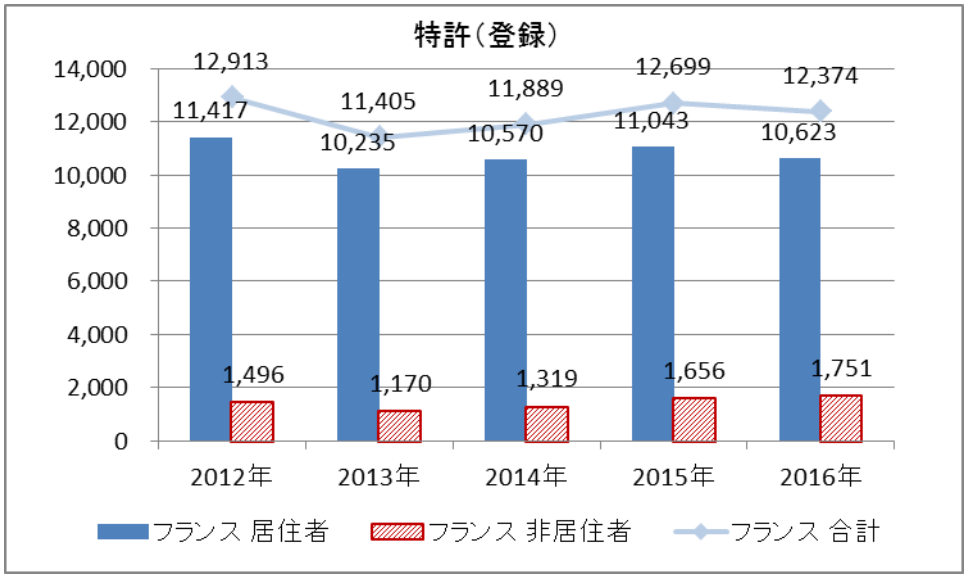

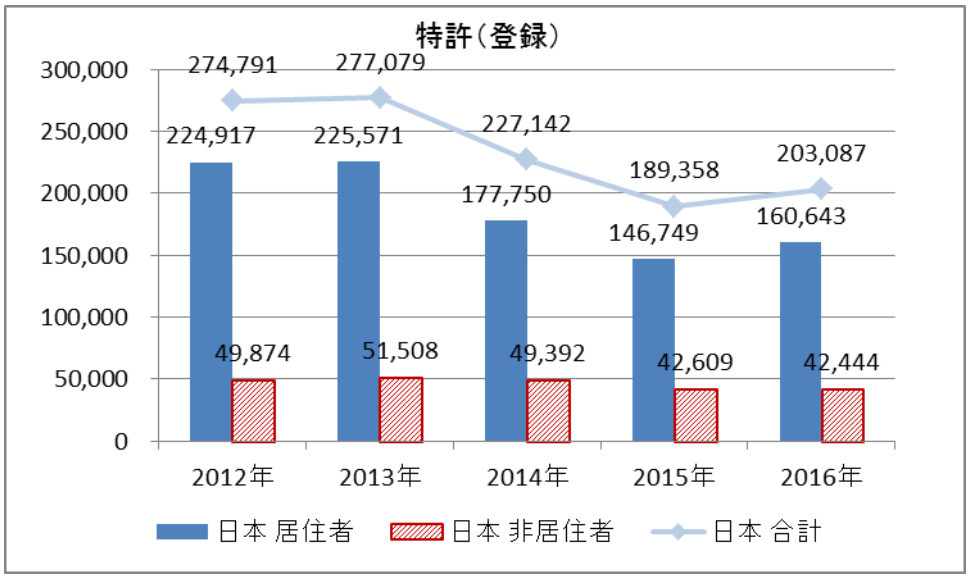

- 居住者と非居住者の特許登録件数を比較すると、フランスでは居住者の登録件数は非居住者の 7 倍程度である。なお、日本では居住者の登録件数は非居住者の 4 倍程度である。
- 居住者の特許登録件数について、フランスと日本を比較すると 2012 年は日本が 20 倍程度であったが、2016 年には 15 倍程度となっている。
- フランスの特許登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者は 2012～2013 年は減少しているが、2013～2015 年は増加し、その後再び減少に転じている。一方、非居住者は 2012～2013 年は減少しているが、その後再び緩やかに増加に転じている。

384 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

（参考）日本の特許登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は微増しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年に再び増加へ転じている。一方、非居住者は 2013 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-129 ：意匠登録件数[385]

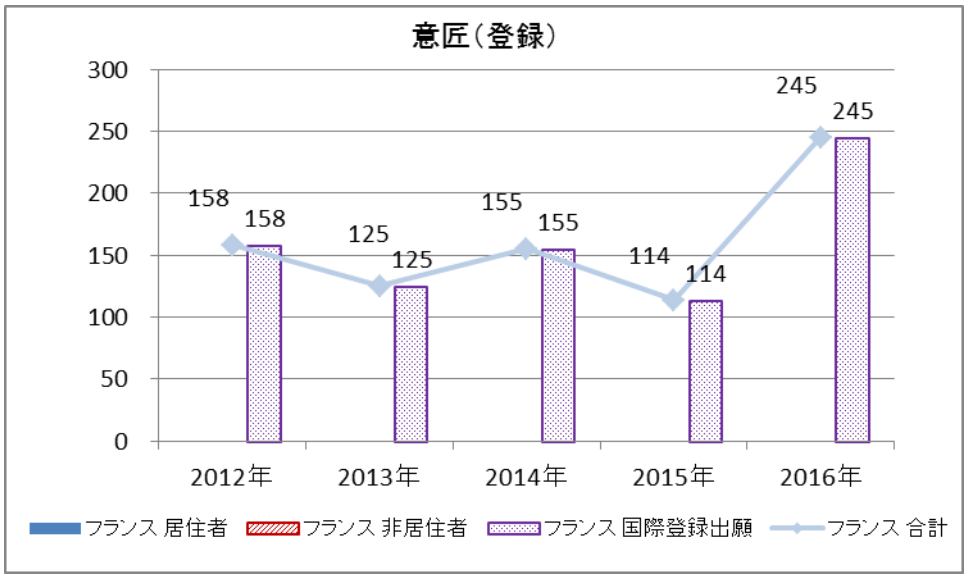

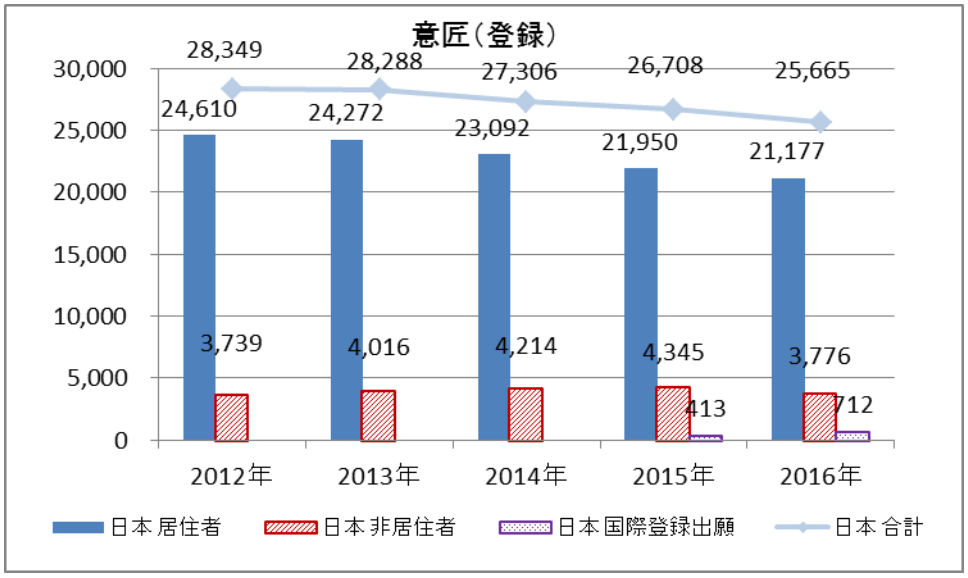

・ フランスの意匠登録件数について、国際登録出願の 5 年間の推移をみると、2012～2013 年は減少、2014 年には増加、2015 年には減少、2016 年には増加になっており、減少と増加の繰り返しがみられる。

（参考）日本の意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2015 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、

385 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-130 ：商標登録件数[386]

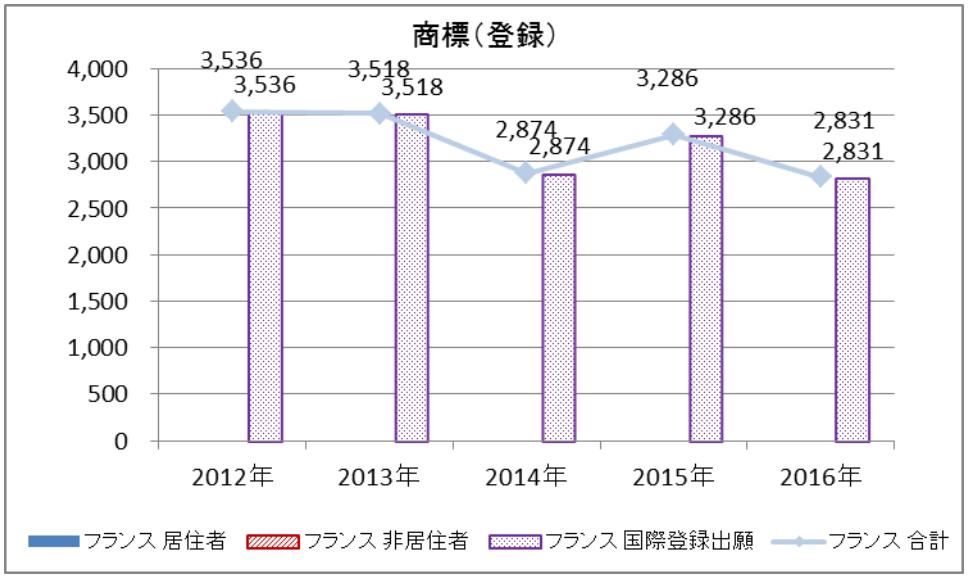

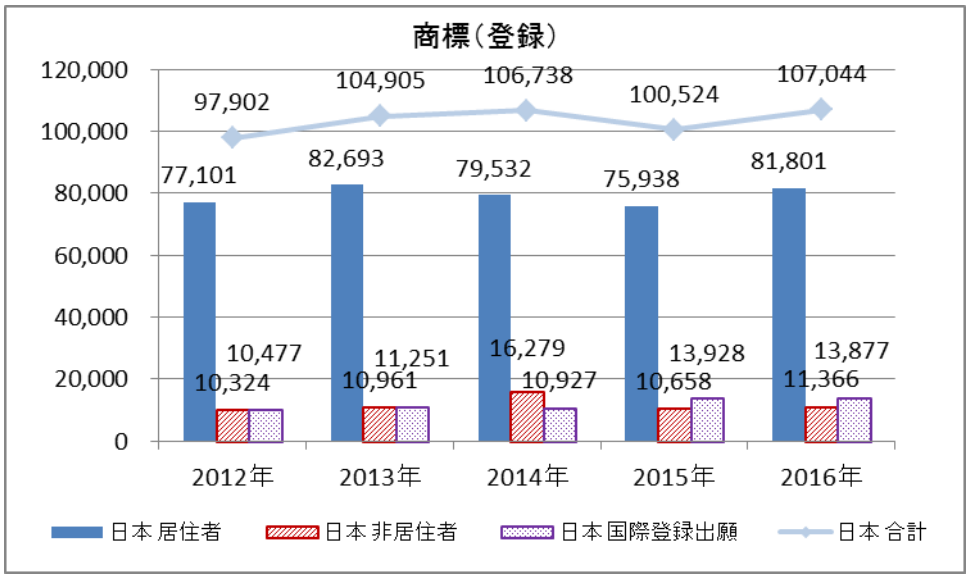

・ フランスの商標登録件数について、国際登録出願の 5 年間の推移をみると、2012～2014 年は減少しているが、2015 年に一旦増加し、2016 年には再び減少している。

（参考）日本の商標登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年には再び増加に転じている。非居住者については、2012～2014 年は増加し、2015 年に一旦減少したが、2016 年には再び増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少に転じ、2015 年に再度増加したが、2016 年に再び減少に転じている。

386 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

1.9.1.3. 中小企業の定義・根拠法令（各国の定義、日本との相違点）

（１） フランスの中小企業の定義・根拠法令

図表 Ⅲ-131 ：中小企業の定義･依拠法

依拠法	統計および経済分析の目的のために企業の属性を定める基準に関する 2008 年 12 月 18 日の法令 n°2008-1354 (Décret n° 2008-1354 du 18 décembre 2008 relatif aux critères permettant de déterminer la catégorie d'appartenance d'une entreprise pour les besoins de l'analyse statistique et économique)
基本的な考え方	・ 従業員数 ・ ･年間売上高 又は 貸借対照表合計
定義の詳細	・ 小企業(Très petites entreprises: TPE) :「10 人未満」かつ「年間売上高が 200 万ユーロ未満または総資産が 200 万ユーロ未満」 ・ 中小企業（Petites et moyennes entreprises: PME） :「250 人未満」かつ「年間売上が 5,000 万ユーロ未満または総資産 4,300 万ユーロ未満」 ・ 中規模企業 :「5,000 人未満」かつ「年間売上高が 15 億ユーロ未満または総資産が 20 億ユーロ未満」
参照情報	・ legifrance ホームページ https://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do;jsessionid=13FFAC74A2E973D6C72D9EDE90BFE4D2.tplgfr22s_2?cidTexte=JORFTEXT000019961059&dateTexte=20180920

（２） フランスのベンチャー企業の定義・根拠法令

ベンチャー企業に関する明確な定義はない。

1.9.1.4. 中小企業の実態（各国・地域の中小企業数、業種比率）

（１） フランスの中小企業数

フランスの中小企業は、2017 年時点で、全企業数が 2,964,649 社のうち、99.9%を占めている。

図表 Ⅲ-132 ：中小企業数[387]

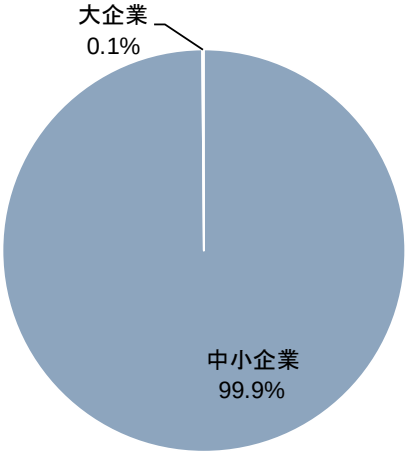

（２） フランスの中小企業業種比率

フランスの中小企業のうち、2017 年の最多の業種は「サービス業」であり全体の 49.5%を占める。なお、「サービス業」とは、「運送業・倉庫業（Transportation & storage）」、「宿泊業・外食業（Accommodation & food services）、「情報通信業（Information & communication）」、「不動産業（Real estate）」、「学術研究、専門・技術サービス業（Professional, scientific & technical activities）」、「行政サービス（Administrative & support services）」の合計である。

図表 Ⅲ-133 ：中小企業 業種比率[388]

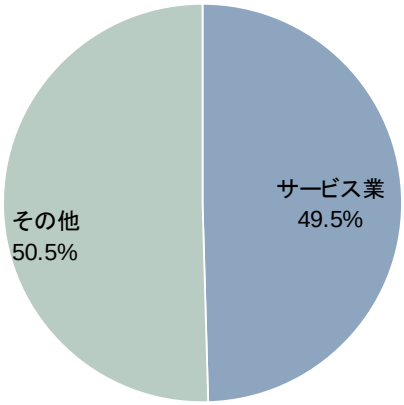

1.9.1.5. 知的財産活用支援や中小企業支援に関する依拠法および経緯

（１） フランスの産業財産権活用支援に関する依拠法および経緯

特になし。

---

387 SME Performance Review (欧州委員会)
https://ec.europa.eu/growth/sites/growth/files/country_sme_key_figures_2017-2018.zip
388 SME Performance Review (European Commission)
https://ec.europa.eu/growth/sites/growth/files/country_sme_key_figures_2017-2018.zip

（２）　フランスの中小企業支援に関する依拠法および経緯

フランスにおける中小企業支援に関する依拠法に関しては、本調査では存在を確認できなかった。一方、フランスはスタートアップ企業の振興に注力しており、いくつかのイニシアティブプロジェクトが展開されている。

La FRENCH TECH はその中でも最大級のプロジェクトであり、2013 年に開始され、起業家や資本家等スタートアップエコシステムを担う人々を支援してきた。フランス政府、Bpifrance、預金供託銀行（Caisse des Depots）が共同で提供した総額約２億ユーロの資金を活動予算としている。また、フランス以外にも拠点を持ち、東京にも活動拠点が所在する。

Young Enterprise initiative (YEi)はフランス政府が 2006 年に立ち上げたイニシアティブプロジェクトであり、国内外の起業家にフランス国内での創業を促す取り組みを行っている。具体的には、フランス国内に起業家を招いて資金調達やビジネススキルなどを学ばせることで、フランスでの創業を促している。

i-Lab は、1999 年からスタートした BpiFrance が主催する事業創造プロジェクトであり、助成金の獲得をコンテスト形式で審査する。助成金の上限は対象となる経費の 60%または 60 万ユーロである[389]。

1.9.1.6. 支援戦略・計画（知財戦略、知財推進計画に類するもの）

（１）　フランス知財庁

INPI は、2020 年に向けた行動計画を策定した[390]。行動計画は、「強化」、「貢献」、「増加」、「オファー」の４つの柱から構成されている。

「強化」では、審査プロセスやデータベースの改良などについて言及されている。「貢献」では、イノベーションのエコシステム（特に、スタートアップエコシステム）の中で、INPI が価値創造の支援について主要な役割を果たす旨が記述されている。「増加」では、INPI 職員のスキル向上がうたわれている。「オファー」では、INPI におけるデジタル化の推進が掲げられている。

（２）　経済・財務省

特になし。

1.9.1.7. 支援体制および役割分担（中央政府、地方政府、支援機関）

フランスにおける、中小企業の知的財産制度活用支援施策に関わる機関について、代表的な機関を整理した。INPI を中心に、中央政府、民間企業を含む支援機関の連携が図られている。

（１）　中央政府

フランス政府にある以下の部門、機関が知的財産政策に関わっている。

---

389 Concours d'innovation i-Lab (BpiFrance)
https://www.bpifrance.fr/Toutes-nos-solutions/Aides-concours-et-labels/Concours-innovation/Concours-d-innovation-i-Lab

390 CONTRAT D'OBJECTIFS ET DE PERFORMANCE 2017 2020 (INPI)

・ 経済財務省（Ministère de l'Économie et des Finances）
・ フランス産業財産庁（Institut national de la propriété industrielle: INPI）
・ 国家反模倣品委員会（Le Comité national anti-contrefaçon: CNAC）
・ 預金供託銀行（Caisse des Depots）

（２） 地方政府

本調査では明らかにならなかった。

（３） 支援機関

代表的な支援機関として、以下の機関があげられる。

・ IEEPI
・ フランスブレベ（France Brevets：FB）

上記機関は、EPO や商工会議所などが多数連携しており、相当な広がりを持っている。また、FB のような公的資本を用いているものの民間企業として運用されている支援機関が多数存在する。

1.9.2. フランスの具体的な支援施策の現状把握

1.9.2.1. 支援施策の概要

（１） 教育ツール

施策名	INPI アカデミー[391]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 ○支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	知的財産や知的財産経営に関する教育プログラムを提供することで、フランス国内の知的財産レベルを向上させる。
概要	INPI が独自に作成、実施している教育プログラム。2018 年現在 50 コースが設けられ、基礎的なものから専門的なものまで、受講日数も 1 日～18 日と幅広いプログラムが用意されている。終了後に INPI の認証が取得できるものもある。 代表的なコースとして CAPI がある。認証取得者の 60%が弁護士事務所所属、40%がその他の専門家（社内の専門家も含む）である。知的財産の申請手続きや知財戦略などを学び、企業内で活用できるようなることを目的としているため、好評を博している。 Master Class PI というコースでは、企業の経営層を主なターゲットとした半年間に渡る計 6 日間のプログラムを提供している。対象は従業員数 5,000 人未満の企業である。

391 ヒアリング調査結果より

	約 100 名の講師のうち、7 割が INPI のスタッフであり、残り 3 割は外部専門家（弁理士など）である。 受講料は中小企業が負担できる水準で設定されており、例えば CAPI は 1,400 ユーロ、MCPI は 3,000 ユーロ（7,000 ユーロは INPI が負担）である。
対象・要件	企業の従業員（企業規模は様々）、専門家（弁護士、弁理士など）
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） ○人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	受講者：1,307 人　（2018 年）
実施主体	INPI

（２）　出願支援

施策名	Pass PI[392]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	専門家費用を助成することで、企業の外部専門家の活用を促進する。
概要	外部専門家費用に対する補助制度である。費用の 50%まで、最大 1 万ユーロまでを助成する。 近年利用者が増加しており、弁理士などからも評判が良い。
対象・要件	企業規模：企業の規模を問わず利用することができる。 補助対象：契約、先行技術調査、海外出願、国際的な訴訟に関する専門家活用費用。なお、出願料金や国内訴訟に係る費用は助成対象としていない。
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	200 社が利用し、うち半数がスタートアップ企業（2018 年）
実施主体	INPI

392 ヒアリング調査結果より

（３）　専門家派遣

施策名	IP pre-diagnosis[393]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	企業への専門家派遣を通じて、企業の知的財産経営のレベルを向上させる。
概要	INPI から派遣された専門家が、1.5 日で企業の知的財産経営の状態を診断し、必要な対策を示す。診断は４段階になっており、「事前準備」→「企業訪問」（0.5 日）→「レポート作成」（0.5 日）→「納品」の順で行われる。支援内容は対象企業に応じて調整される。 派遣される専門家は、INPI 職員、知的財産権に詳しい弁護士、商工会議所の専門家、INPI によって選ばれた専門コンサルタントである。 本サービスは無料で提供され、実費（1,500 ユーロ）を INPI が負担している。 2006 年以降、この支援パッケージは海外５カ国（モナコ、モロッコ、ポルトガル、ベルギー、タイ）に輸出されており、ドイツ特許商標庁も本施策に着目している[394]。
対象・要件	中小企業（従業員数 1,000 人未満）のうち、過去５年以内に特許登録できていないもの、公的研究機関、公的プロジェクト
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	4,000 社以上が利用（2004 年以降）
実施主体	INPI

（４）　スタートアップ支援

施策名	France Brevets（FB）[395]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	新しい技術やサービスを有するスタートアップ企業に対して段階的な支援を通じ、

393 ヒアリング調査結果と INPI 提供資料より
394 「Annual Report 2017」（Germa Patent and Trade Mark Office）
https://www.dpma.de/english/our_office/publications/annual_reports/index.html
395 ヒアリング調査結果と INPI 提供資料より

	IP ポートフォリオ強化、知財戦略の構築、ライセンス供与までを支援する。
概要	FB は、7 年前に総額 350 億ユーロの研究開発予算"Investissements d'Avenir"の一部を用いて、フランス政府と預金供託銀行（Caisse des Depots）が 50%ずつ資金を拠出する形で設立されている。 有望な知的財産を有しているスタートアップ企業などに対して、3 段階の支援メニューを提供して、段階的にライセンス供与の実現までを支援する。 支援の第 1 フェーズは、「FAB」と呼ばれ、電話会議や特許事務所を交えた打合せなどを通じて有望な知的財産の特定を行う。企業は、IP ポートフォリオの構築・強化を目的として 2 年間定額で融資を受け、知的財産権（主に特許権）の取得に係る費用や専門家の活用費用に充てることができる。IP ポートフォリオの構築・強化は、事業の価値向上へと繋がり、新たな投資・融資を通じた資金調達の課題解決にも寄与する。 支援の第 2 フェーズは「サービス」と呼ばれる。FAB のフェーズで取得できた知的財産権などを用いて、ポートフォリオの評価や戦略づくり、リスクの同定などを行い、対象企業の IP ポートフォリオを構築・強化する。 最後の第 3 フェーズは、「Licensing」と呼ばれる。企業の保有している知的財産権をライセンスする際、FB が代理人としてライセンス契約をまとめるほか、FB が特許をマネジメントすることもある（近距離無線通信技術（NFC）に関する特許権侵害を行った韓国 LG に対してライセンスした件が有名である）。
対象・要件	中小企業・スタートアップ企業
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） ○その他（知的財産関連予算の融資、IP ポートフォリオ構築・強化支援、ライセンス供与支援）
実績	10 社に対して 2 年間の支援プログラムを提供
実施主体	France Brevets

（５） INPI による海外模倣品対策

施策名	-[396]
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	海外における模倣品被害を軽減する環境を整えることで、フランス企業の海外進

[396] ヒアリング調査結果より

	出を支援する。
概要	INPI は国家反模倣品委員会(Le Comité national anti-contrefaçon:CNAC)と連携して、模倣品対策のための環境づくりを行っている。CNAC のトップは、INPI のトップが兼任している。 INPI では、企業ヒアリングを行い、海外模倣品対策に関して企業が抱えている問題を特定した。 実際に模倣品を取り締まることはないものの、INPI は企業の相談に乗り、解決策を提示している。例えば、事件が発生する前の段階で、輸出先の国の法律や知的財産制度を説明するとともに、模倣された場合の対応策も説明している。 企業だけに留まらず、消費者や政治家も普及啓発の対象とし、知的財産の重要性を訴えている。 フランスで発生した模倣事件に関する中小企業者からの訴訟手続き簡素化を上院に提案するなど、行政府として模倣品対策支援を行っている。
対象・要件	フランス国内企業
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） ○その他（相談窓口、CNAC に働きかける）
実績	-
実施主体	INPI

（６） チャット形式の相談窓口

施策名	-[397]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	気軽に相談できるツールの提供を通じて、スタートアップ企業の知的財産に関する問題解決を支援する。
概要	2019 年 2 月に 18 のスタートアップ企業向け相談窓口をインターネット上に開設した。質問に対する回答を迅速に行うことで、窓口での相談を皮切りに、伴走型支援にまでつなげる。スタートアップは資金調達で苦労するため知的財産評価を含めて支援している。
対象・要件	スタートアップ企業
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など）

397 ヒアリング調査結果より

	情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（相談窓口、伴走型支援）
実績	-（2019 年 2 月サービス開始）
実施主体	INPI

（７） 教育ツール開発

施策名	-[398]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 ○支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	知的財産の戦略的な活用を促進する教育プログラムの開発と知的財産分野における専門家や研究者を養成する。
概要	IEEPI は経済・財務省と INPI が共同で設立した知的財産関連教育プログラムの研究機関である。教育プログラムは「知財戦略＆特許ポートフォリオ管理」、「オープンイノベーション＆共同研究」、「ライセンス・技術移転・契約」、「知的財産評価」、「特許紛争」である。教育プログラムの実施期間は 1 日～22 日と幅広く、各企業に出張して個別にカスタマイズされたプログラムを提供している。また、職業訓練の ISO 規格である「ISO 9001:2008」を取得している。
対象・要件	中小企業、公的研究機関
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	不明
実施主体	IEEPI

（８） パテントボックス（知的財産権に対する減税措置）

施策名	boite à brevets[399]

[398] IEEPI　ウェブサイト https://www.ieepi.org/
[399] Brevetto: la cessione e la licenza (Studio Cataldi)
https://www.studiocataldi.it/articoli/27225-brevetto-la-cessione-e-la-licenza.asp

施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	フランス国内への研究開発への投資を奨励する
概要	1971 に開始された知的財産権によって発生する収入に対する減税措置である。 特許権の直接利用から得られる所得に対する税を減免（通常 33%を 15%に減額）する制度。
対象・要件	対象企業：全ての企業 要件：特許権の直接利用から得られる所得
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	数百の企業が利用。
実施主体	経済・財務省

1.9.2.2. 支援施策の評価方法の整理

（１）　施策実施の効果測定・評価の考え方

INPI において、企業ニーズはセミナーで実施しているアンケート及び企業ヒアリングで収集している。企業ヒアリングでは、満足度も収集している。

（２）　結果の活用の考え方

収集した情報に基づき現在の施策の問題点や次回の企画の内容を検討している。

1.9.3. 知財活用支援施策の今後

1.9.3.1. 課題・問題点の整理

INPI は、知財活用による価値創造をフランスの産業競争力の核心であるとみなしており、ヨーロッパ並びに世界の知財庁のベンチマークとなるべく INPI の提供するサービスの質を向上させるという目標を掲げている。この目標から、審査の品質や手続の電子化、質の高いデータ提供、スタッフの質の向上、組織の合理化に課題があると考えている。[400]

また、模倣品対策では、訴訟にかかる負担が大きく、中小企業による訴訟手続の軽減が求めら

[400] INPI「CONTRAT D'OBJECTIFS ET DE PERFORMANCE 2017/2020」

れている[401]。

さらに、イノベーションのための資金を提供する側に知的財産の重要性をきちんと認識しているものが少ないという指摘もあった[402]。

1.9.3.2. 解決に向けた動向（今後計画・予定されていること）

INPI は先述の行動計画の４つの柱について、それぞれ具体的な施策立案に取り組んでいる。

「強化」に関しては、特許付与後の無効審判プロセスの整備や、企業オープンデータ（national du commerce et des sociétés）と知的財産データベースとの統合作業を進め、企業の意思決定をサポートするツールの開発を進めるとしている。

「貢献」に関しては、年間 5,000 件の企業訪問という目標を立てている。また、全国の知的財産に関する教育プログラムの基本方針を統合し、Massive Online Open Courses (MOOC)という普及啓発の方法論を開発する旨が示されている。加えて、模造品対策の強化が掲げられている。

「増加」に関しては、INPI 職員の人事管理の改定や、職員向けの教育プログラムの開発を検討する旨が記されている。

「オファー」に関しては、申請の電子化などに取り組む旨が記されている。

また、模倣品対策については、フランスで発生した侵害事件に関して、中小企業による提訴の手続を簡略化させる法案が提出されるなど、司法の側面からの制度改革も進めている。

イノベーションのための資金を提供する政府系金融機関の BpiFrance では、INPI より職員が派遣されるなど INPI との交流が活発化しており、BpiFrance における知的財産の普及啓発が進むと期待される。今後は、より知的財産に着目したイノベーション施策が実施されていく可能性がある。

[401] INPI ヒアリング調査結果より
[402] INPI ヒアリング調査結果より

1.10. イタリア

1.10.1. イタリアの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯

1.10.1.1. 知的財産面の体制の概要（日本との相違点を簡潔に整理）

（１） イタリアの知的財産監督官庁

イタリアの知的財産監督官庁は Ufficio Italiano Brevetti e Marchi（UIBM）であり、特許・実用新案・商標・意匠の産業財産権の審査と登録、地理的表示の登録などを行う公的機関である。UIBM は知的財産権の登録の他に、知的財産（権）の活用支援施策を立案・実施しており、支援メニューは普及啓発から教育プログラム、専門家活用支援など、幅広く取り組んでいる。

特許庁の所管省は、経済開発省（Ministero Dello Sviluppo Economico)であり、同国の産業経済政策を総括している。

（２） イタリアの知的財産関連機関

イタリアは地方分権的な性格を持つ政治体制となっており、各州の地方政府や商工会議所が主体となって知的財産関連の支援を行っている。その一例として、ヴェネト州では、ヴェネト州政府やヴェネト商工会議所（Unioncamere Veneto）が、技術移転機関である Veneto Innovazione や t2i を設立し、技術移転という観点から企業に対して知的財産関連の支援を行っている。その他の州においても、同様に様々な機関が設置されている。

1.10.1.2. 知的財産権の出願・登録件数

（１） イタリアの産業財産権の出願件数

図表 Ⅲ-134 ：特許出願件数[403]

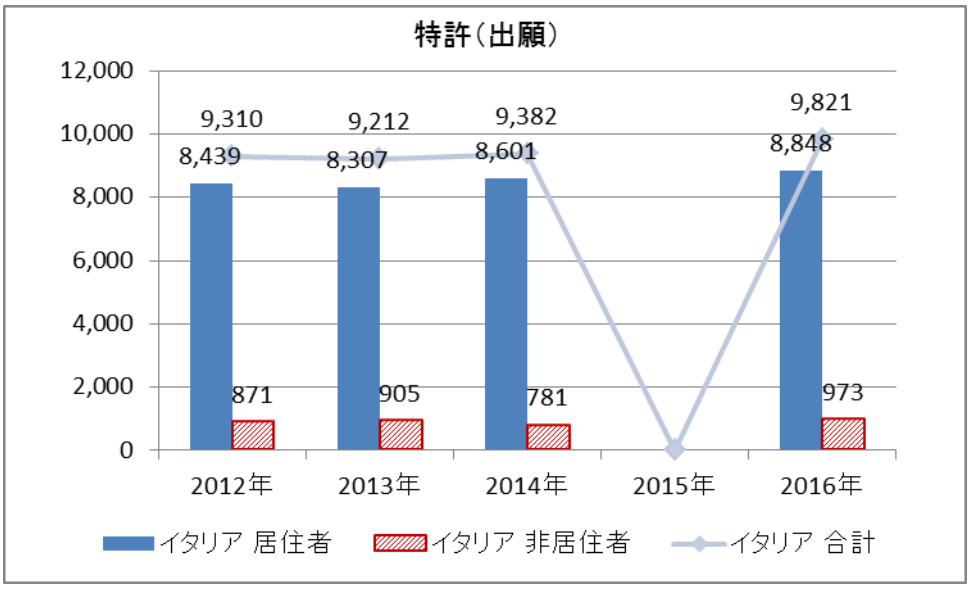

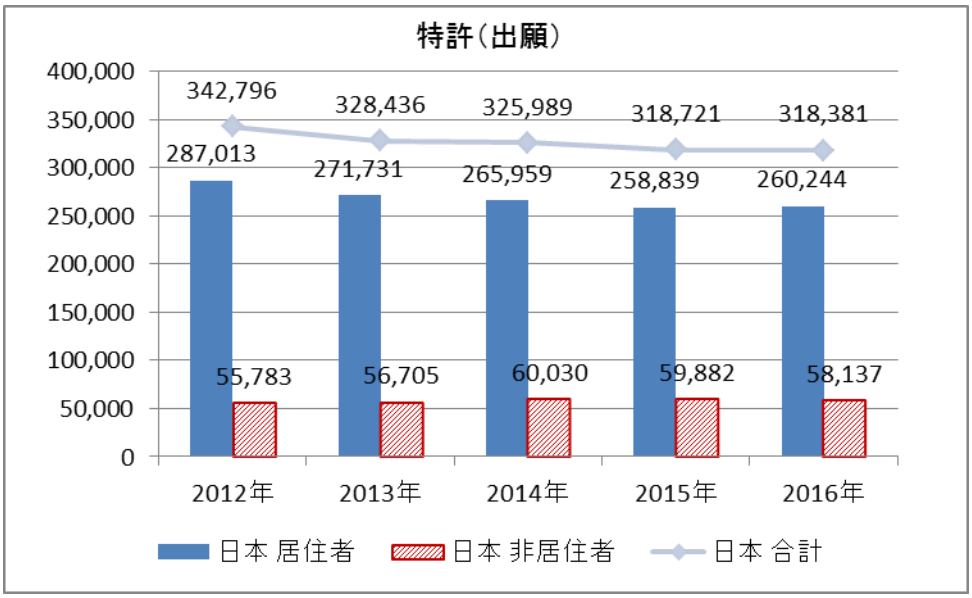

※イタリアの 2015 年はデータなし

・ 居住者と非居住者の特許出願件数を比較すると、イタリアでは居住者の出願件数は非居住者の 10 倍程度である。なお、日本では、居住者の出願件数は非居住者の 5 倍程度である。

403 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

・ 居住者の特許出願件数について、イタリアと日本を比較すると 2012 年は日本が 34 倍程度であったが、2016 年には 30 倍程度となっている。
・ イタリアの特許出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者の出願件数は、2012～2013 年は減少しており、2014 年は微増へ転じた。2014 年と比較し、2016 年も増加している。一方、非居住者は 2012～2013 年は増加しており、2014 年は減少している。2014 年と比較し、2016 年は増加している。
（参考）日本の特許出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者は 2012～2015 年は緩やかに減少しており、2016 年に微増している。一方、非居住者は 2014 年をピークに減少に転じている。
・

図表 Ⅲ-135 ：実用新案出願件数[404]

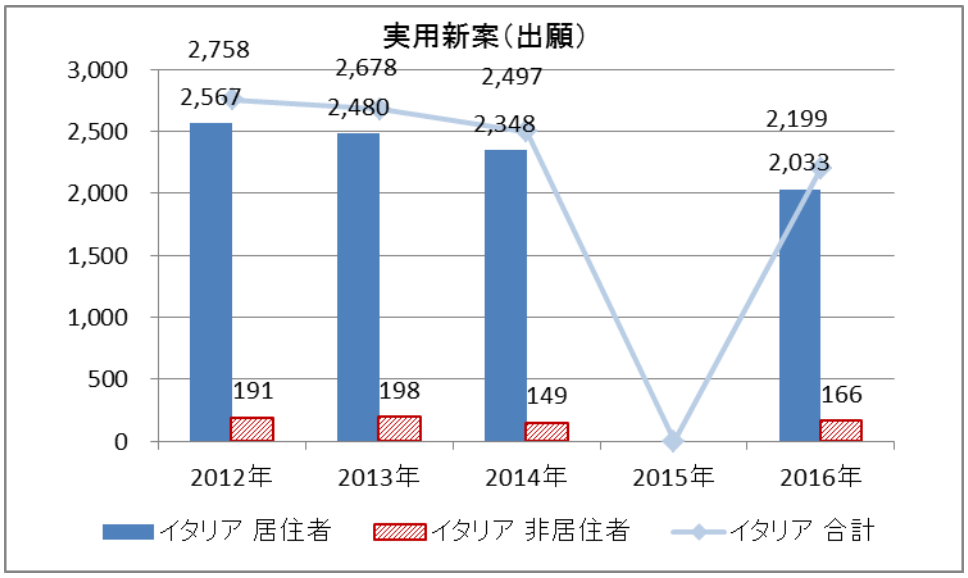

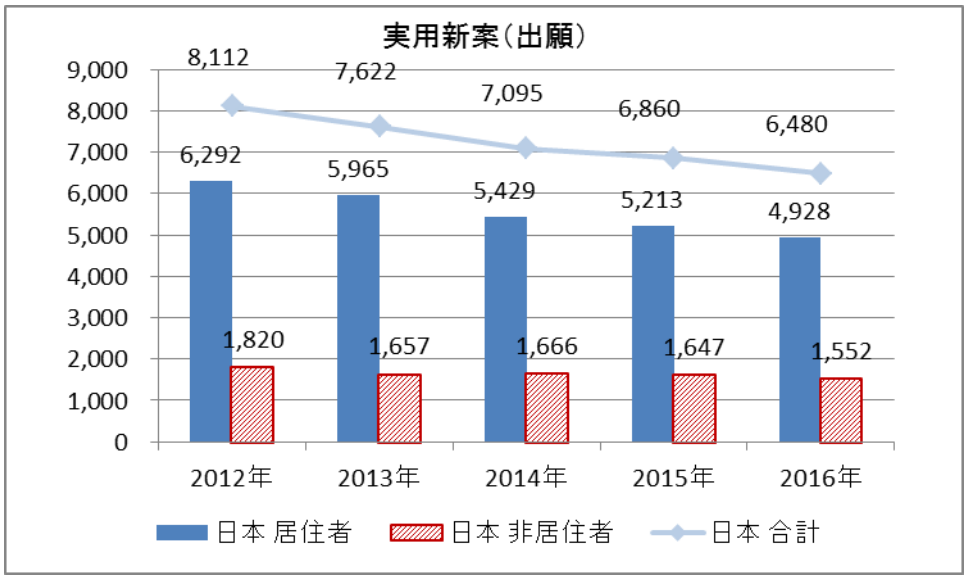

404 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

※イタリアの 2015 年はデータなし

- 居住者と非居住者の実用新案出願件数を比較すると、イタリアでは居住者は非居住者の 13 倍程度である。なお、日本では居住者は非居住者の 3 倍程度であった。
- 居住者の実用新案出願件数について、イタリアと日本を比較すると 2012 年は日本が 2.5 倍程度で、2016 年は 2.4 倍程度である。
- イタリアの実用新案出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者は減少している。一方、非居住者は 2012～2013 年は微増しているが、2014 年に一旦減少し、2016 年には再び増加に転じている。

  （参考）日本の実用新案出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。一方、非居住者は 2012～2013 年は減少しており、2014 年に微増しているが、その後再び減少している。

図表 Ⅲ-136 ：意匠出願件数[405]

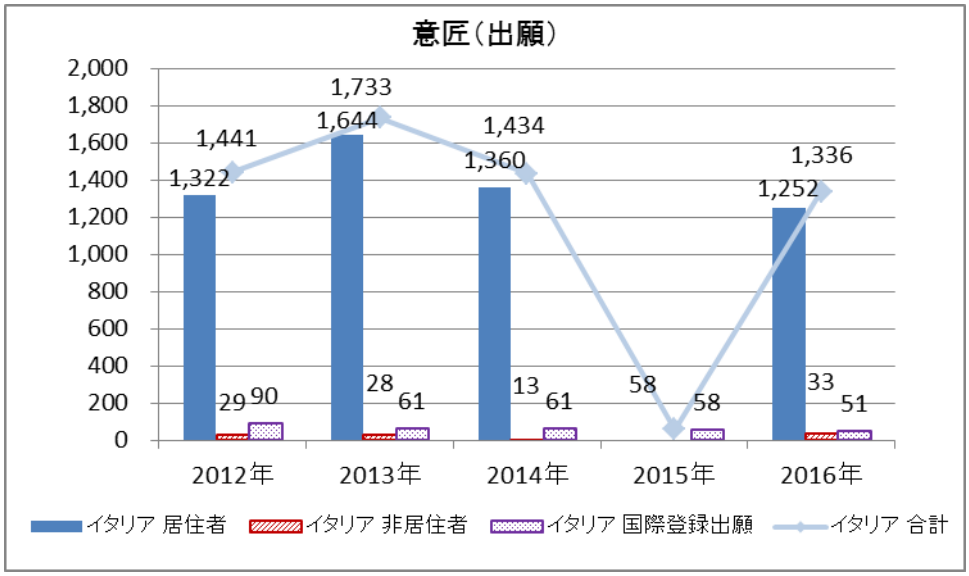

[405] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

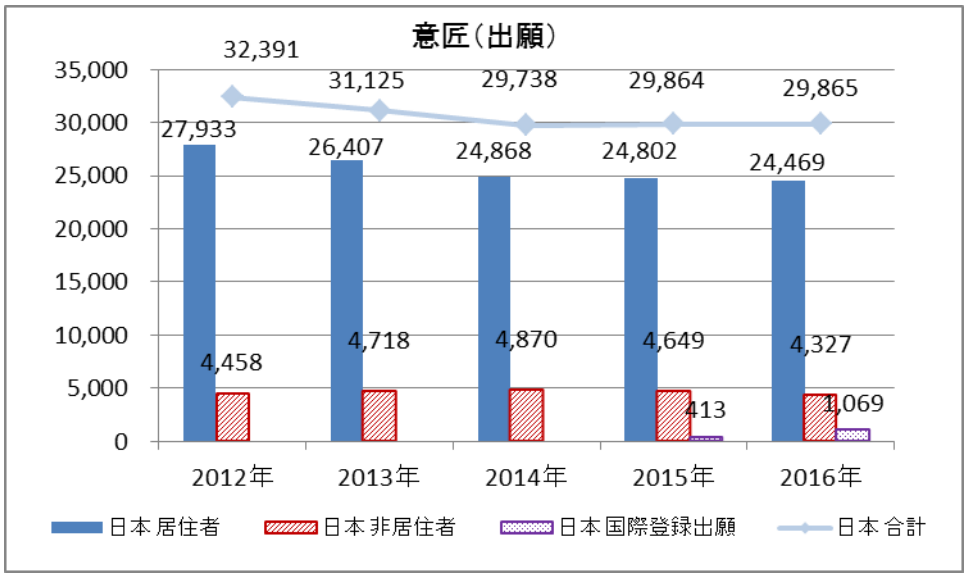

- 居住者と非居住者の意匠出願件数を比較すると、イタリアでは居住者の出願件数は、2012 年は非居住者の 46 倍程度、2014 年には 105 倍程度、2016 年には 38 倍程度と推移している。なお、日本では居住者の出願件数は非居住者の 6 倍程度であった。
- 居住者の意匠出願件数について、イタリアと日本を比較すると 2012 年は日本が 21 倍程度であったが、2016 年には 20 倍程度となっている。
- イタリアの意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者は 2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少へ転じ、2014 年と比較して 2016 年にも減少している。非居住者については、2012～2014 年は減少しているが、2014 年と比較して 2016 年には増加している。国際登録出願については、2012～2013 年は減少しており、2013～2014 年は横ばいだが、その後も減少している。

  （参考）日本の意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2014 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-137 ：商標出願件数[406]

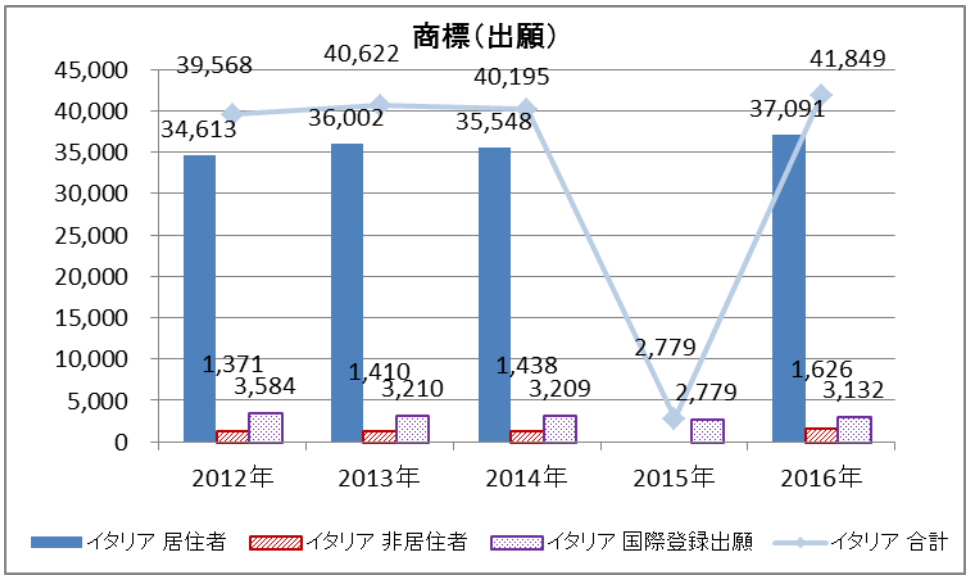

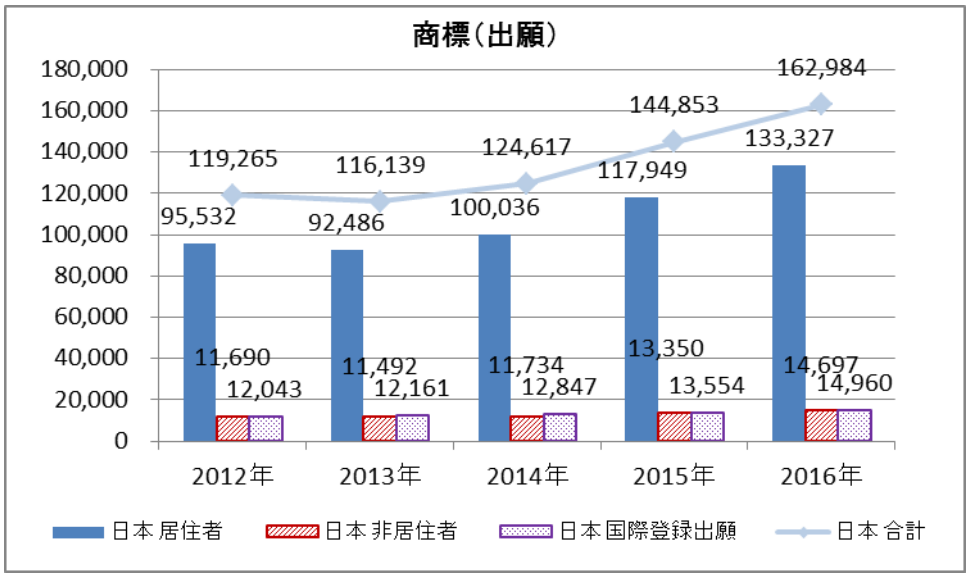

- 居住者と非居住者の商標出願件数を比較すると、イタリアでは居住者の出願件数は、非居住者の 25 倍程度である。なお、日本では、居住者の出願件数は非居住者の 9 倍程度であった。
- 居住者の商標出願件数について、イタリアと日本を比較すると 2012 年は日本が 2.8 倍程度であったが、2016 年には 3.6 倍程度となっている。
- イタリアの商標出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者は 2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少へ転じ、2014 年と比較して 2016 年は再び増加へ転じた。非居住者については、2012～2014 年は増加、2014 年と比較して 2016 年も増加している。国際登録出願については、2012～2015 年は減少しているが、2016 年には増加している。

（参考）日本の商標出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者、非居住者とも 2012

406 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

～2013 年は減少しているが、その後は増加している。国際登録出願については、緩やかに増加している。

（２） イタリアの産業財産権の登録件数

図表 Ⅲ-138 ：特許登録件数[407]

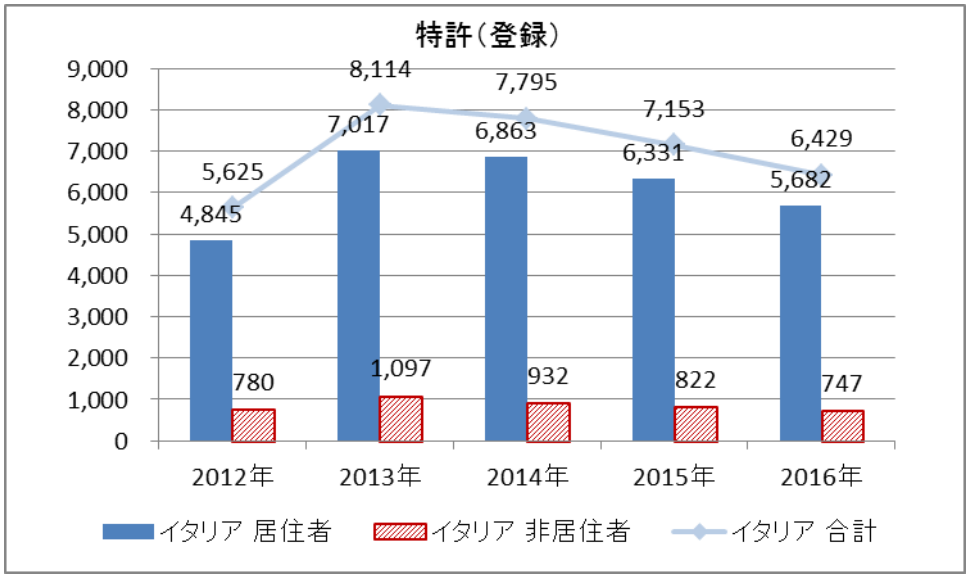

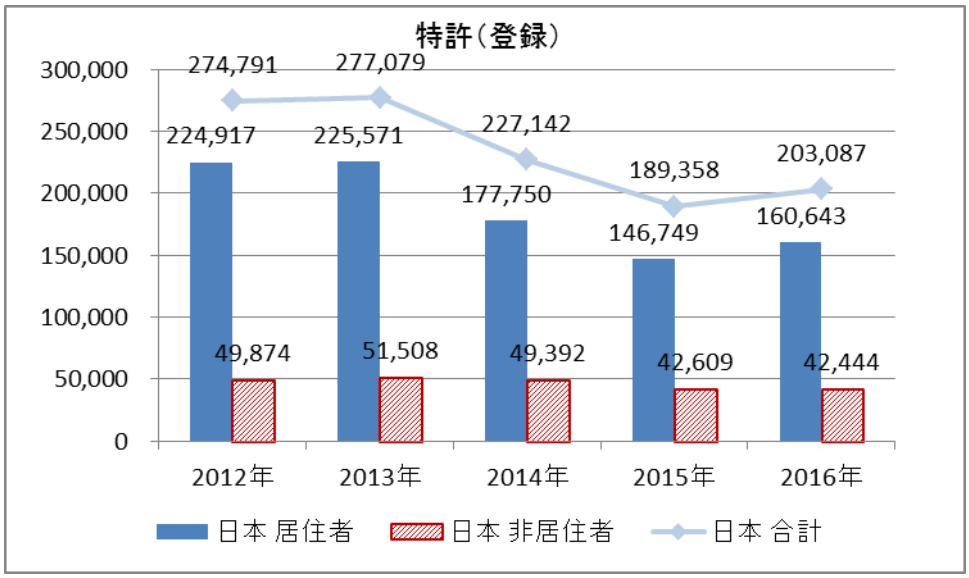

- 居住者と非居住者の特許登録件数を比較すると、イタリアでは居住者の登録件数は、非居住者の 7 倍程度である。なお、日本では居住者の登録件数は、非居住者の 4 倍程度であった。
- 居住者の特許登録件数について、イタリアと日本を比較すると 2012 年は日本が 46 倍程度であったが、2016 年には 28 倍程度となっている。
- イタリアの特許登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者、非居住者とも 2012～2013 年は大きく増加しているが、2013 年をピークに減少に転じている。

（参考）日本の特許登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013

[407] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

年は微増しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年に再び増加へ転じている。一方、非居住者は 2013 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-139 ：実用新案登録件数[408]

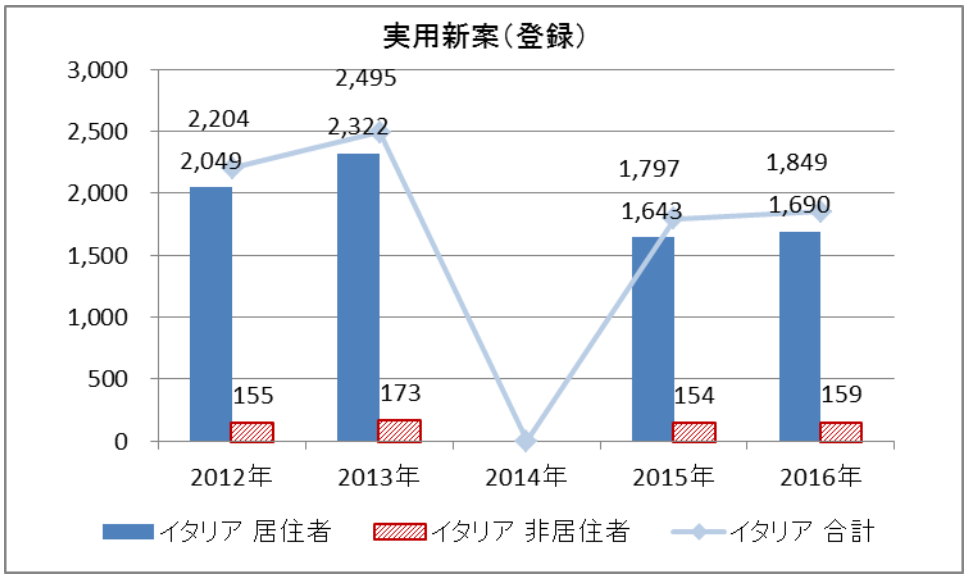

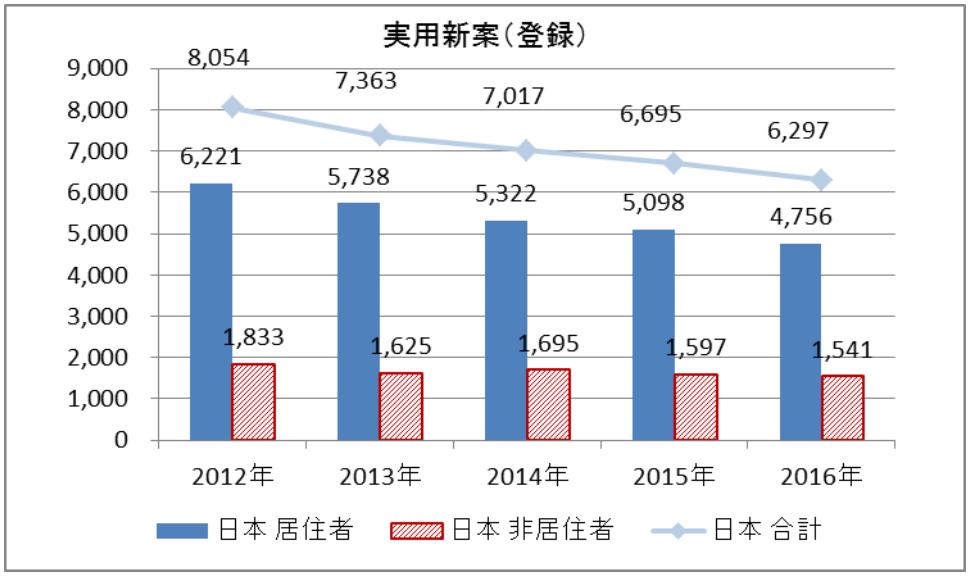

※イタリアの 2014 年はデータなし

- 居住者と非居住者の実用新案登録件数を比較すると、イタリアでは居住者の登録件数は非居住者の 12 倍程度である。なお、日本では居住者の登録件数は非居住者の 3 倍程度である。
- 居住者の実用新案登録件数について、イタリアと日本を比較すると 2012 年は日本が 3.0 倍程

408 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

度であり、2016 年には 2.8 倍程度となっている。

・ イタリアの実用新案登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者、非居住者とも 2012～2013 年は増加しているが、2015 年には減少に転じ、2016 年には微増している。
（参考）日本の実用新案登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。一方、非居住者は 2012～2013 年は減少しており、2014 年に微増しているが、その後再び減少している。

図表 Ⅲ-140 ：意匠登録件数[409]

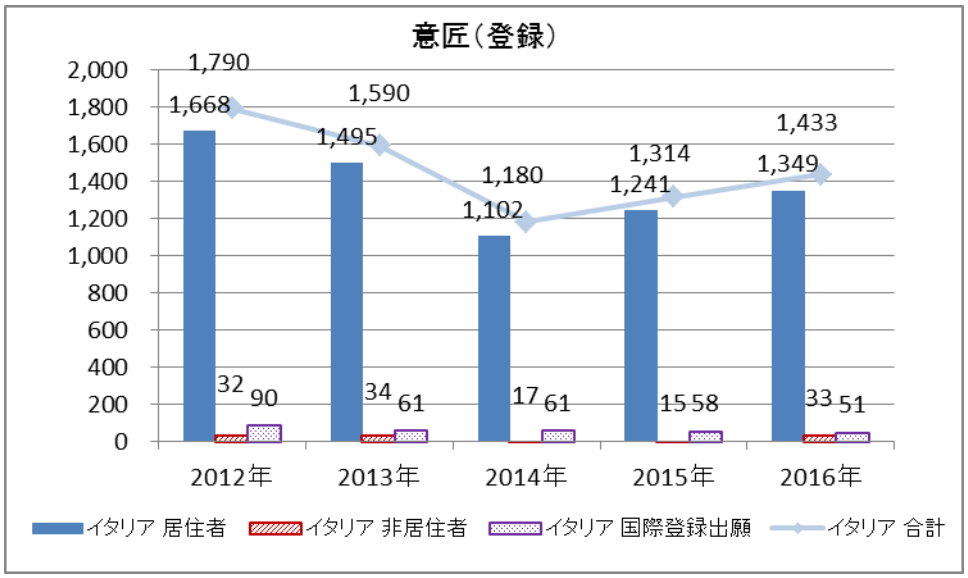

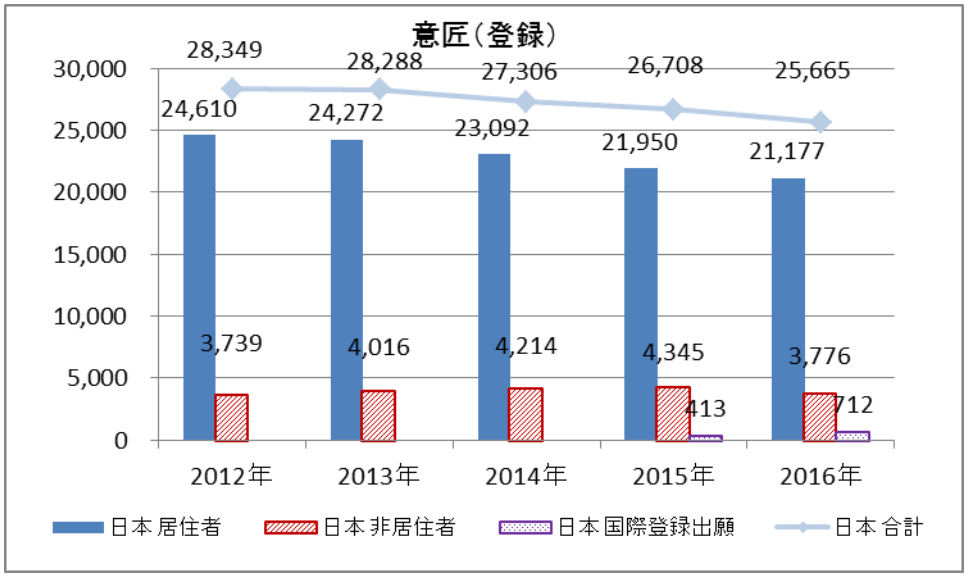

・ 居住者と非居住者の意匠登録件数を比較すると、イタリアでは居住者の登録件数は、2012 年は非居住者の 52 倍程度、2015 年は 83 倍程度、2016 年は 41 倍程度と推移している。なお、

409 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

日本では、居住者の登録件数は、非居住者の 6 倍程度であった。

- 居住者の意匠登録件数について、イタリアと日本を比較すると 2012 年は日本が 15 倍程度であり、2016 年は 16 倍程度となっている。
- イタリアの意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者は 2012～2014 年は減少しているが、その後は増加している。非居住者は、2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年に一旦減少し、その後再び増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は減少しているが、2013～2014 年は横ばい、その後は減少している。

  （参考）日本の意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2015 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-141 ：商標登録件数[410]

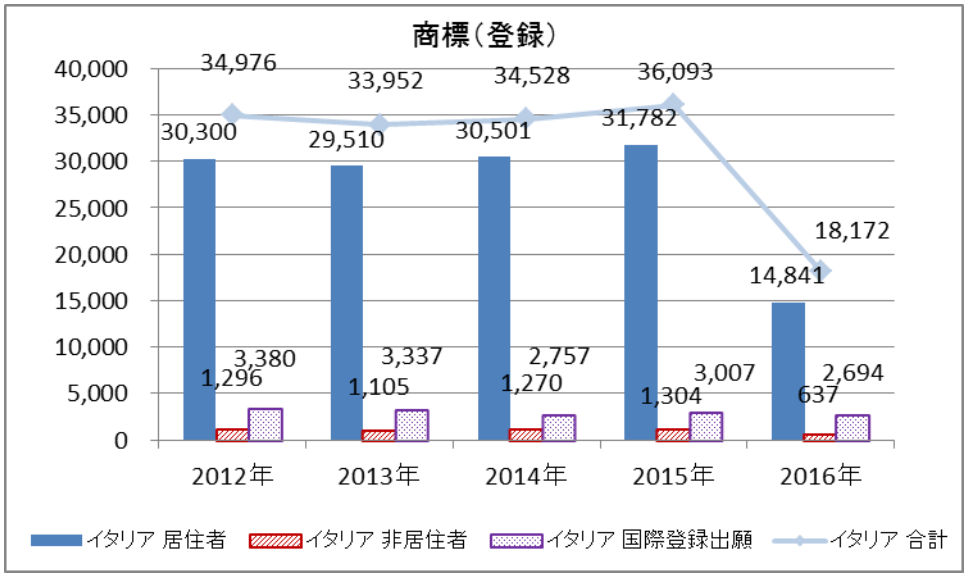

410 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

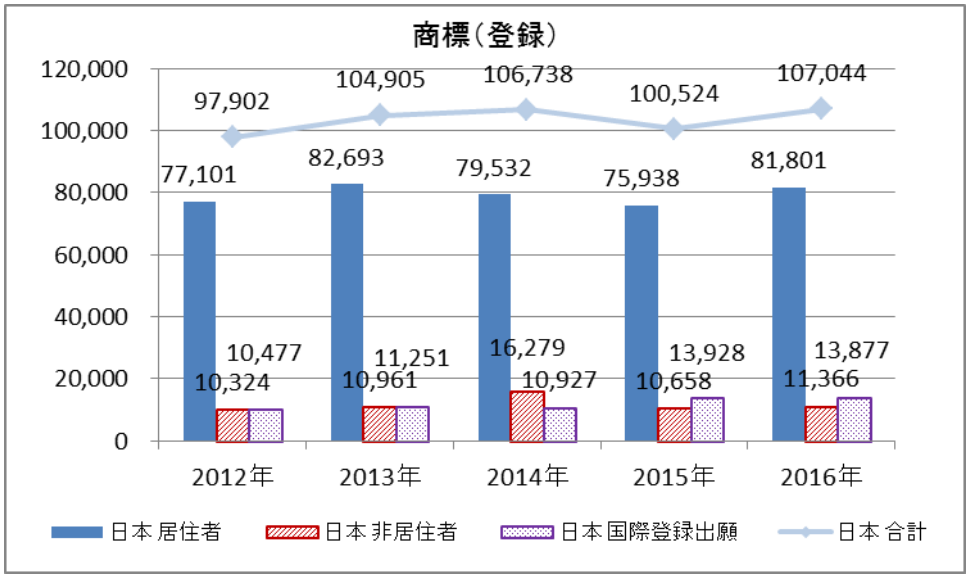

- 居住者と非居住者の商標登録件数を比較すると、イタリアでは居住者の登録件数は、2012 年は非居住者の 23 倍程、2013 年には 27 倍程度、2016 年には 23 倍程度と推移している。なお、日本では、居住者の登録件数は、非居住者の 7 倍程度であった。
- 居住者の商標登録件数について、イタリアと日本を比較すると 2012 年は日本が 2.5 倍程度であり、2016 年には 5.5 倍程度となっている。
- イタリアの商標登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者、非居住者とも、2012～2013 年は減少しているが、2013～2015 年は増加し、2016 年には大きく減少している。国際登録出願については、2012～2014 年は減少しているが、2015 年に一旦増加し、2016 年には再び減少に転じている。

  （参考）日本の商標登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年には再び増加に転じている。非居住者については、2012～2014 年は増加し、2015 年に一旦減少したが、2016 年には再び増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少に転じ、2015 年に再度増加したが、2016 年に再び減少に転じている。

1.10.1.3. 中小企業の定義・根拠法令（各国の定義、日本との相違点）

（１） イタリアの中小企業の定義・根拠法令

EU と同じ定義を採用している。

図表 Ⅲ-142 ：中小企業の定義･依拠法

依拠法	EU recommendation 2003/361.
基本的な考え方	・ 従業員数 且つ ・ 年間売上高 且つ/又は 年次貸借対照表合計
定義の詳細	・ 零細、中小企業：従業員 250 人未満且つ、年間売上高 5,000 万ユーロ以下且つ/又は、年次貸借対照表合計 4,300 万ユーロ以下 ・ 小企業：従業員 50 人未満且つ、年間売上高且つ/又は、年次貸借対照表合計 1,000 万ユーロ以下 ・ ･零細企業：従業員数 10 人未満且つ、年間売上高且つ/又は、年次貸借対照表合計 200 万ユーロ以下
参照情報	・ EUR-Lex ホームページ https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32003H0361&from=EN

（２） イタリアのベンチャー企業の定義・根拠法令

特になし。

1.10.1.4. 中小企業の実態（各国・地域の中小企業数、業種比率）

（１） イタリアの中小企業数

イタリアの中小企業は、2017 年時点で、全企業数が 3,749,330 社のうち、99.9%を占めている。

図表 Ⅲ-143 ：中小企業数[411]

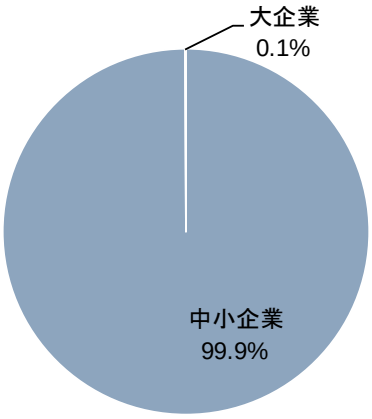

（２） イタリアの中小企業業種比率

イタリアの中小企業のうち、2017 年の最多の業種は「サービス業」であり全体の 49.8%を占める。なお、「サービス業」とは、「運送業・倉庫業（Transportation & storage）」、「宿泊業・外食業（Accommodation & food services）、「情報通信業（Information & communication）」、「不動産業（Real estate）」、「学術研究、専門・技術サービス業（Professional, scientific & technical activities）」、「行政サービス（Administrative & support services）」の合計である。

図表 Ⅲ-144 ：中小企業 業種比率[412]

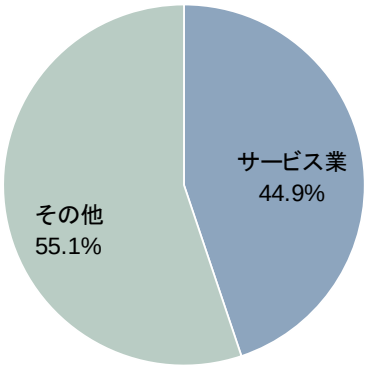

[411] SME Performance Review (欧州委員会)
https://ec.europa.eu/growth/sites/growth/files/country_sme_key_figures_2017-2018.zip
[412] SME Performance Review (欧州委員会)
https://ec.europa.eu/growth/sites/growth/files/country_sme_key_figures_2017-2018.zip

1.10.1.5. 知的財産活用支援や中小企業支援に関する依拠法および経緯

（１） イタリアの産業財産権活用支援に関する依拠法および経緯

本調査では確認できなかった。

（２） イタリアの中小企業支援に関する依拠法および経緯

イタリアでは、中小企業支援に関する依拠法として、欧州連合にて 2010 年 5 月に批准した Small Business Act Directive を取り入れた中小企業法（Small Business Act: SBA）が制定された。[413]中小企業支援に関する年次報告書によると、SBA では、企業規模だけではなく、企業の成長フェーズに合わせた政策設定の必要性を説いている。また、年次報告書にはスタートアップ企業支援に関する記述が多く掲載されている。

SBA では、注力すべき 10 の領域（「起業（Entrepreneurship）」、「（起業の失敗に対する）セカンドチャンス(Second chance)」、「小規模企業の優先(Think small first)」、「即応性のある運用（Responsive administration）」、「政策ツールを中小企業のニーズに合わせること(Adapt public policy tools to SME needs)」、「財務（Finance）」、「（EU の）単一市場(Single market)」、「技術とイノベーション（Skills and innovation）」、「環境（Environment）」、「国際化（Internationalization）」）が設定されており、それぞれに対応した施策が展開されている。後述の先行技術調査などに関する補助金である Brevetti+や Disegni+は「技術とイノベーション」領域に属している。

1.10.1.6. 支援戦略・計画（知財戦略、知財推進計画に類するもの）

（１） イタリア知財庁

本調査では、確認できなかった。

（２） イタリア連邦経済開発省

本調査では確認できなかった。

1.10.1.7. 支援体制および役割分担（中央政府、地方政府、支援機関）

（１） 中央政府

経済開発省傘下の UIBM が欧州連合と連携し、支援の方向性を打ち出している。また、補助金制度も積極的に整備しており、後述の Brevetti+などは利用者からの評判も良い。しかし、企業に対して直接働きかける支援は、商工会議所など、地域の主体が担うことが多い。

（２） 地方政府

地方分権が進んでいるイタリアでは、地方政府が施策の実施に重要な役割を果たしている。後述の Veneto Innovazione のように、地方政府が出資する民間企業が多数存在し、こうした機関・組織が実際の支援を担っている。

[413] Small Business Act Support Initiatives for micro, small and medium enterprises in Italy Report 2011

（３）　支援機関

商工会議所が地方政府などと連携して施策の実施主体を設置している場合がある。これら地方組織によって作られる支援機関が中小企業を支援している。

1.10.2. イタリアの具体的な支援施策の現状把握

1.10.2.1. 支援施策の概要

（１）　経済価値評価

施策名	IPGEST[414]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	知的財産権を評価した金融スキームを提供する
概要	国家イノベーション基金（Fondo Nazionale Innovazione: FNI）が実施している施策で、革新的な技術などを持つ中小企業の知的財産権を評価し、中小企業並びに大学や公的研究機関に対して資金提供を行っている。また、資金提供以外にも、FNI に所属している金融機関から財務や経営に関する指導を受けることができる。 投資額は１件につき 150 万ユーロが上限額である。投資の期間は出口戦略によって異なるが、平均８年間とされる。 知的財産権の経済的価値を決定するために、本スキームではイタリア銀行協会(ABI)、イタリア産業総連盟(Confindustria)、イタリア大学ディーン会議(CRUI）、IP コンサルタント協会及び経済開発省が共同で開発した特許評価グリッドを使用している。 支援スキームは、自己資本を増強するエクイティファイナス（IPGEST）と他人資本を調達するデットファイナンスの２つの型があったが、デットファイナンスの支援スキームは現在中止されている。
対象・要件	対象：中小企業、大学、公的研究機関 要件：評価対象となる知的財産権のうち、特許権については、登録前であっても良い。ただし、否定的な調査報告書が出ている場合は不可。登録されている場合は、イタリア国内で有効である必要がある。意匠権については、既にイタリア国内で登録されている必要がある。プロジェクトは、新しい製品/サービスの設計、製造、発売、または既存製品の革新性の向上を目的としなければならない。 対象となる費用：有形資産および無形資産への投資（施設の新設、既存工場の拡張、または工場の生産の多様化、あるいは既存工場の全体的な生産プロセスの大幅な変更）およびコンサルティング料（総費用の最大 50%））

414 UIBM 質問票調査結果より

支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	国家イノベーション基金（FNI） ※2012 年に経済開発省と民間の金融機関が共同出資した公的ファンド

（２）　大学と公的技術移転機関の増強を目的とした財政支援策

施策名	Financing measures for the capacity building and enhancement of universities and public-funded research centres' Technology Transfer Offices[415]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 ○地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	公的研究機関から中小企業への技術移転を促す
概要	大学や公的研究機関の技術移転機関（Technology Transfer Office: TTO）が所有する知的財産権の評価と技術移転の推進をするスキームであり、経済開発省によって設計・運用されている。 2 つのスキームで構成されている。 ＜１．地域に焦点を当てたプロジェクト＞ 各地域における知識プラットフォーム戦略である Smart Specialization 戦略と各大学や研究機関での得意分野とが合致している分野において、技術移転コーディネーター(Knowledge Transfer Manager)を新たに雇用する費用を補助する。 ＜２．中小企業に対する技術移転の促進に焦点を当てたプロジェクト＞ TTO の知財ポートフォリオを中小企業に広げるためのコーディネーター(Innovatoin Promoter)に関する費用を補助する。採用された Knowledge Transfer Manager または Innovation Promoter の人件費の 50%、1 人あたり最大 25,000 ユーロが補助される。本施策の予算は 300 万ユーロである。
対象・要件	大学や公的研究機関の技術移転機関
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言）

[415] UIBM 質問票調査より

	人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	UIBM（経済開発省）

（３）　外部専門家活用支援補助金

施策名	Brevetti+, Marchi+, Disegni+ など[416]
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	外部専門家活用にかかる費用を補助することで、中小企業からの出願を促す。
概要	特許、商標、意匠権出願に関連する外部専門家に係る費用などを経済開発省が補助する施策である。 ＜Marchi+, Marchi+2＞ 商標権に関する補助金制度。 第１期（Marchi+）　：2012 年開始、総支給額 450 万ユーロ。 第２期（Marchi+2）：2015 年開始、総支給額 280 万ユーロ。 利用企業の 40%がこの補助金制度があったため出願を決めたと回答している。 ＜Disegni+, Disegni+2, Disegni+3＞ 意匠権に関する補助金制度。 第１期（Disegni+）　：2011 年開始、総支給額 1,500 万ユーロ。 第２期（Disegni+2）：2014 年開始、総支給額 500 万ユーロ。 第３期（Disegni+3）：2016 年開始、総支給額 470 万ユーロ。 補助の上限はかかったコストの 80%または 8 万ユーロである。 ＜Brevetti+, Brevetti+2＞ 特許権に関する補助金制度。 第１期（Brevetti+）　：2011 年開始、 第２期（Brevetti+2）：2015 年開始 第１期と第２期の合計で予算額 3,020 万ユーロ。 スキームの大枠は「Disegni+」、「Disegni+2」と同様である。 補助率の上限はかかったコストの 80%または 7 万ユーロである。
対象・要件	■対象

416 UIBM ヒアリング、UIBM 質問票調査結果より

	中小企業 ■要件 ＜Marchi+＞ 　対象となる費用はEUIPOやWIPOへの出願を予定している案件。商標権登録に関連するコンサルティングサービス（先行登録調査、手続支援、登録料、ライセンス支援）に関する費用を最大 80％（中国、ロシアへの出願の場合は最大90%）補助する。 ＜Disegni+＞ 　第１期では、①国内・EU・海外における意匠権登録、②意匠権に関連するコンサルティングサービスの費用が助成対象だったが、第２期、第３期では、②に限定された。 ＜Brevetti+＞ 　第１期では、①国内・EU・海外における特許権登録、②特許権に関連するコンサルティングサービスの費用が助成対象。 　第２期では、大学からのスピンオフ企業も申請できるように対象が拡大されたが、①への助成は無くなり、②特許権に関連するコンサルティングサービスに限定された。
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 　情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 　専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 　人材育成（研修・セミナー） 　その他（　　）
実績	Marchi+: 2,000 社（2012-2015 年） Brevett+（権利登録）：2,930 件申請→2052 件採択 Brevetti+（専門家活用）：1,165 件申請→568 件採択 Brevetti＋2（専門家活用）：180 件申請→90 件採択
実施主体	UIBM（経済開発省）

（４）　侵害に関する相談窓口事業

施策名	First level assistance services (Helpdesk and Information Point)[417]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 　知財裾野拡大に向けた普及活動 　支援人材の確保・育成に関する支援 　地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	知的財産の侵害に対処するための情報提供を行う。
概要	知的財産権の保護および侵害に関する情報をユーザーに提供することを目的とした窓口や専用のコールセンターが経済開発省によって運用されている。

[417] UIBM 質問票調査結果より

	窓口はイタリア国内に 60 か所ある。全ての地域に所在しているわけではなく、ローマの UIBM 事務所、商工会議所と契約した地域に所在している。
対象・要件	全ての企業
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	UIBM や商工会議所

（５）　知的財産権の専門的な問題に関する相談窓口事業

施策名	L'Esperto Risponde (「専門家に相談する」の意)[418]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 ○支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	知的財産に関する専門的な内容に関する情報提供を行う。
概要	主に特許に関連する専門的な問題について相談できる窓口。知財専門家によって使用されることが多い。
対象・要件	全ての主体。主に、知財専門家
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	UIBM

（６）　特定の国における知的財産侵害に関する情報提供窓口

施策名	China-Russia-Brazil Help desk[419]
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援

418 UIBM 質問票調査結果より
419 UIBM 質問票調査結果より

	地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	中国、ロシア、ブラジルにおける知的財産侵害へ対応する。
概要	経済成長が著しい中国、ロシア、ブラジルの知的財産権システムに関する専門的な情報を提供する窓口で、IP Consultants Association と共同で実施している輸出前にどのような法律や模倣品対策があるのか、商標やデザインをどのように保護するのか、その費用はどれくらいかかるかなど、知的財産にかかる基本的な相談に対応している。
対象・要件	中小企業
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	2018 年:0 件、2017 年:3 件 ※実績が少ない理由として、EU からロシアへ輸出することが禁止されているためニーズがなく、中国とブラジルは地域にある団体へ相談することがほとんどであるため。
実施主体	UIBM、IP Consultants Association

（７）　E-ラーニングツールの開発

施策名	L2PRO Project (Learn to Protect, Secure and Maximize your Innovations)[420]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	知的財産経営を含めた知的財産に関する知識をオンラインで学べるようにする。
概要	E-ラーニングプラットフォームであり、11 の知的財産に関するトレーニングコンテンツがある。内容は、知的財産保護、知的財産取引の管理、および知的財産を事業戦略に結びつける方法など。 このツールは大学によって管理運営されており、利用料金は無料である。
対象・要件	主に中小企業向け
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー）

420 UIBM ヒアリング調査・質問票調査結果より

	その他（　　）
実績	–
実施主体	UIBM

（８）　知的財産レベル診断ツール

施策名	IPR pre-diagnosis online tool for SMEs[421]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	オンラインで企業の知的財産レベルを自己診断できるようにする。
概要	中小企業の知的財産レベルを診断し、改善のアドバイスを与える専門家派遣事業をオンラインで行うツールを現在開発中である。
対象・要件	主に中小企業
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	–（2019 年末開始予定）
実施主体	UIBM

（９）　長期間商標登録されている商標を保有している企業に対する援助

施策名	Histrical Trademark[422]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	長期間に渡って評価されてきた商標を持つ企業を支援する。
概要	長期間有効である商標に対して、その維持年金（登録料）を減免する。
対象・要件	–
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言）

421 UIBM ヒアリング調査・質問票調査結果より
422 UIBM ヒアリング調査・質問票調査結果より

	人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	対象となりうる中小企業の数が少ないため、利用は少ない。（1969 年以前に商標登録している中小企業はない）
実施主体	UIBM

（１０）　技術移転機関

施策名	Veneto Innovazione[423]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	技術移転を促進する。
概要	技術振興を目的としてヴェネト州が創設し、全ての株式を保持する民間企業である。ヴェネト州の共同研究、イノベーション、技術移転をサポートしている。スタッフは 11 人であり、うちコンサルタントは 3 人である。 欧州委員会の予算や州政府の予算を用いて「ビジネス戦略にどのように知的財産を活用するか」という観点から、無償でコンサルティングサービスを提供するほか、適切な支援機関（民間含む）を紹介している。また、VC から資金を得られやすくすることを目的とした知的財産の経済価値も評価している。UIBM と公式に連携・契約しているわけではないが、情報交換などの交流は積極的に行っている。 利用者の 98%が小規模企業とスタートアップであり、小規模企業が 8 割、スタートアップが 2 割を占めている。残りは大学で開発した個人などが含まれている。 海外の機関とも連携しており、アジアではシンガポールで活動している。IPI などの公的な機関と連携しており、世界 66 か国と連携している。
対象・要件	技術移転に取り組む中小企業・スタートアップ企業
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	直接接触している企業は 1 年で 100 社程度。
実施主体	Veneto Innovazione

施策名	t2i[424]

423 Veneto Innovazione ヒアリング調査結果より
424 t2i ヒアリング調査結果より

施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	技術移転や知的財産コンサルティングサービスを通じて中小企業のイノベーションを支援し、中小企業の持つ潜在的にすぐれた技術を市場化する。
概要	ヴェネト州内の商工会議所（トレヴィーゾ、ロヴィーゴ、ヴェローナ）が設立した民間企業。技術移転の支援及び欧州の研究開発資金の紹介を行い、地域の中小企業をサポートするサービスを提供している。 知的財産の観点から、無料で知的財産監査(IP audit)や権利保護などの知財戦略に係るアドバイス、新規性調査を請け負う。知的財産監査から、技術移転支援につなぐこともあり、様々な支援メニューが連携している。特許取得のみを目的としておらず、経営の中で知的財産を効果的に活用するためのサポートに徹している。また、有償の支援メニューとして、企業における 32 時間の特許検索に関する指導プログラムを 4,500 ユーロで実施している。 資金調達のサポートとして、欧州連合や国の公的なファンドを紹介している。 U IBM や州政府と情報交換するなど積極的に交流している。また、EPO が主催する知的財産の知識普及をするネットワーク（PATLIB）の一員であり、EPO から財政支援を受けて知財教育を実施している。こうした取組が評価され、数年前に EPO から最も進歩的なセンターとして認定された。
対象・要件	中小企業、スタートアップ企業
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） ○人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	＜2018 年実績＞ 特許文献検索研修：750 件、オーダーメイド教育プログラム：10 コース、知的財産監査：1200 件 利用者割合は零細企業が 90%、中企業が５%、スタートアップが５%である。
実施主体	t2i

（１１）　パテントボックス（知的財産権に対する減税措置）

施策名	Patent Box[425]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動

[425] UIBM 質問票調査結果より

	支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	イタリア国内への研究開発への投資を奨励する。
概要	2015 年に導入された、知的財産権によって発生する収入に対する減税措置。 知的財産権（特許権、商標権および意匠権）の直接利用から得られる所得に対する法人税および地方税の免除（最大 50%）が認められる。 この措置を通じて、研究開発への投資を奨励し、国内外の権利者にとってイタリアの税務環境をより魅力的にすることによって国内外の投資を呼び込むことが期待される。
対象・要件	対象企業：全ての企業 要件：知的財産権（特許権、商標権および意匠権）の直接利用から得られる所得
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	約 4,500 件（2016 年 2 月末）。商標が全請求の 36%
実施主体	経済開発省、経済財政省

1.10.2.2. 支援施策の評価方法の整理

（１） 施策実施の効果測定・評価の考え方

＜UIBM＞

認可した特許数、ライセンス数などを KPI として設定している。また、中小企業の支援ニーズについて、相談窓口におけるヒアリング、施策の利用者に対するアンケートにより収集している。例えば、Marchi+については、当該施策によって出願に踏み切った利用者が 40%いたというデータを把握することができ、施策を定量的に評価することに繋げている。

＜t2i＞

t2i では、調査などを通じて企業満足度を把握するような取組は実施していない。t2i の支援を通じて特許権を取得した後に、同じ企業から国際特許の取得や経済価値評価について相談されるケースもある。一度相談を受けた企業から継続的に相談が寄せられることは、t2i の提供するサービスに対して企業が満足していると考えている。

（２） 結果の活用の考え方

公的機関においては、施策の評価の良し悪しに基づいて事業の継続が決定される。また、t2i のような民間企業の場合は、事業評価がそのまま業績に直結するため、絶えず高いサービスを提供しようとするインセンティブが働いている。

1.10.3. 知財活用支援施策の今後

1.10.3.1. 課題・問題点の整理

Marchi+2 などは人気の施策であり、期限内に当初の予算上限に達してしまったことから、事業を継続することができなかった。

1.10.3.2. 解決に向けた動向（今後計画・予定されていること）

Marchi+2 などの施策については、国家イノベーション基金（FNI）内での借入枠の見直しを含め、更なる予算の拡大を検討する可能性がある。

1.11. スイス

1.11.1. スイスの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯

1.11.1.1. 知的財産面の体制の概要（日本との相違点を簡潔に整理）

（１） スイスの知的財産監督官庁（IPI）

スイス知的財産連邦機関（Swiss Federal Institute of Intellectual Property :IPI)は、特許、商標、地理的表示、工業デザインや著作権を所管しており、組織上は連邦法務・警察省（Federal Department of Justice and Police）に属している。1996 年から政府から独立した機関として、独自の予算及び雇用権をもっている。

IPI は、特許、デザイン、商標保護、産地表示、著作権に関するスイス連邦の中枢機関として、イノベーション、競争力、文化の多様性、社会的進歩を促進するために、イノベーターやクリエイターがアイデアから価値を生み出す支援を使命としている。[426]

業務は、①知的財産権の審査、許可、管理、②知的財産に関する調査、情報提供、③著作権など権利集中管理団体の監督、④知的財産権問題に関する連邦議会への助言の４業務を実施している。

組織体制は、法務・外事、特許部門、商標部門、人材部門、IT 部門の５部門があり、合計 270 人の職員が勤務している。

日本の特許庁との大きな違いは、スイスの特許制度下においては新規性及び進歩性の審査を行っていない点がある。特許部の人材などの資源の多くは ip-search という有料サービスに費やされている。[427]

（２） スイスの知的財産関連機関

スイスでは特許裁判所法の発効をうけて連邦特許裁判所が設置されており、特許法の侵害および有効性に関する紛争を解決するため裁判を行っている。

---

[426] IPI　ウェブサイト　About us　https://www.ige.ch/en/about-us.html

[427] 特技懇誌 275 号　「小さな大国・スイスのイノベーションを支えるシステム-技術移転の観点を中心として-」

1.11.1.2. 知的財産権の出願・登録件数

（１） スイスの産業財産権の出願件数

図表 Ⅲ-145 ：特許出願件数[428]

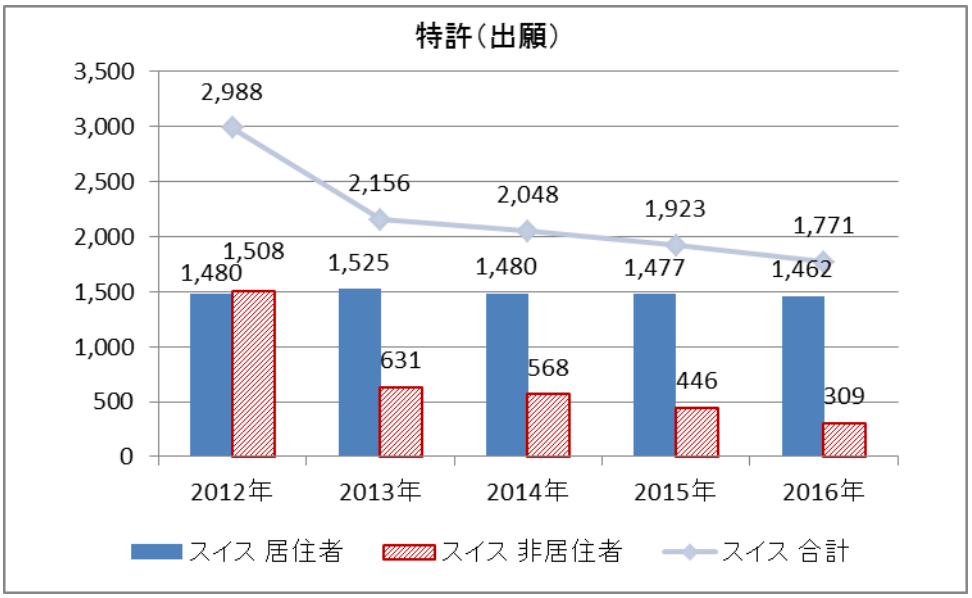

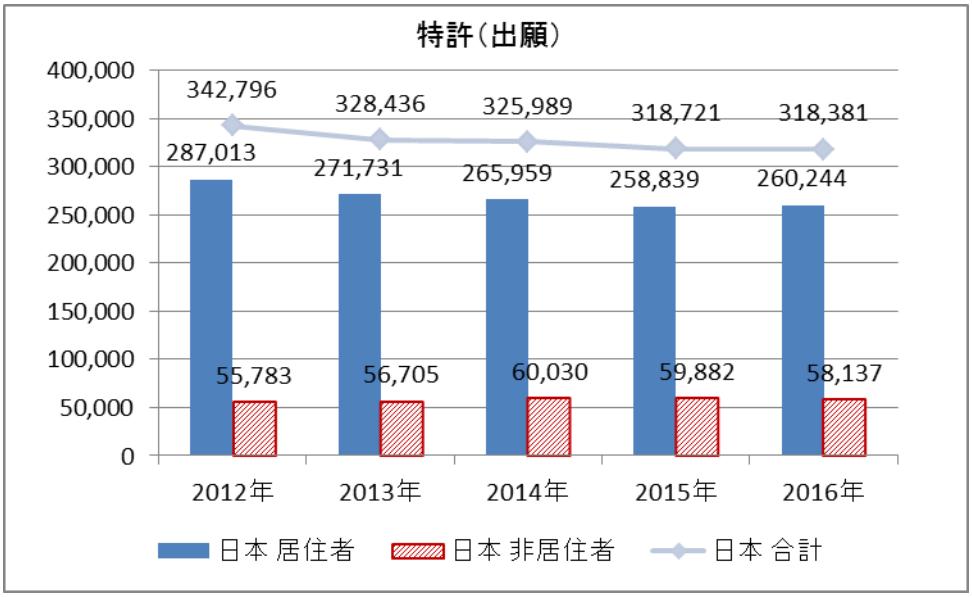

・ 居住者と非居住者の件数を比較すると、スイスでは 2012 年には同じ程度であったが、2016 年には非居住者に対して居住者は 4.7 倍程度まで増えている。なお、日本では非居住者に対して居住者は 5 倍程度であった。

428 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

・ 居住者の特許出願件数について、スイスと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 194 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 178 倍程度まで小さくなっている。
・ スイスの特許出願件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は大きく減少し、2013～2016 年は緩やかに減少している。スイス非居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、居住者は 2012～2013 年は増加しているが、2013～2016 年は緩やかに減少している。
（参考）日本の特許出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2015 年は緩やかに減少しており、2016 年に微増している。他方、非居住者は 2014 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-146 ：意匠出願件数[429]

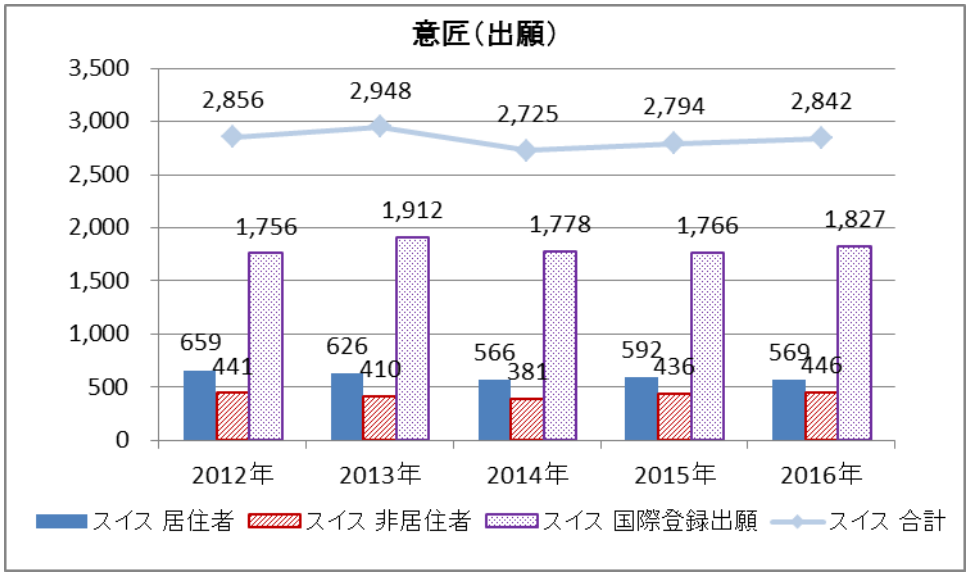

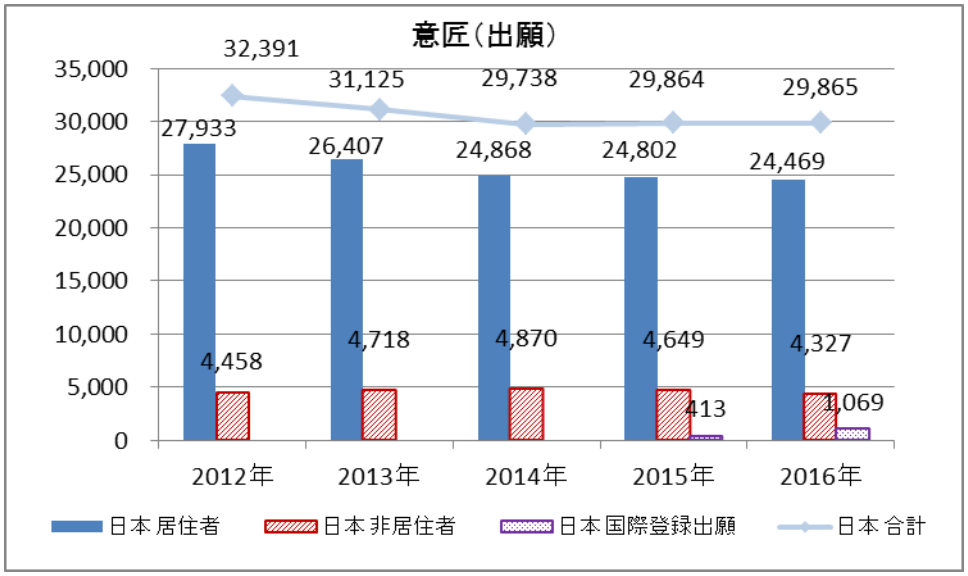

429 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、スイスでは平均すると非居住者に対して居住者は 1.4 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 6 倍程度であった。
- 居住者の意匠出願件数について、スイスと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 42 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 43 倍程度まで微増している。
- スイスの意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少へ転じ、その後再び増加へ転じた。居住者については、2012～2014 年は減少しているが、2015 年に一旦増加し、その後再び減少に転じている。非居住者については、2012～2014 年は減少しているが、その後は増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年に減少し、その後再び増加に転じている。
  （参考）日本の意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2014 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-147 ：商標出願件数[430]

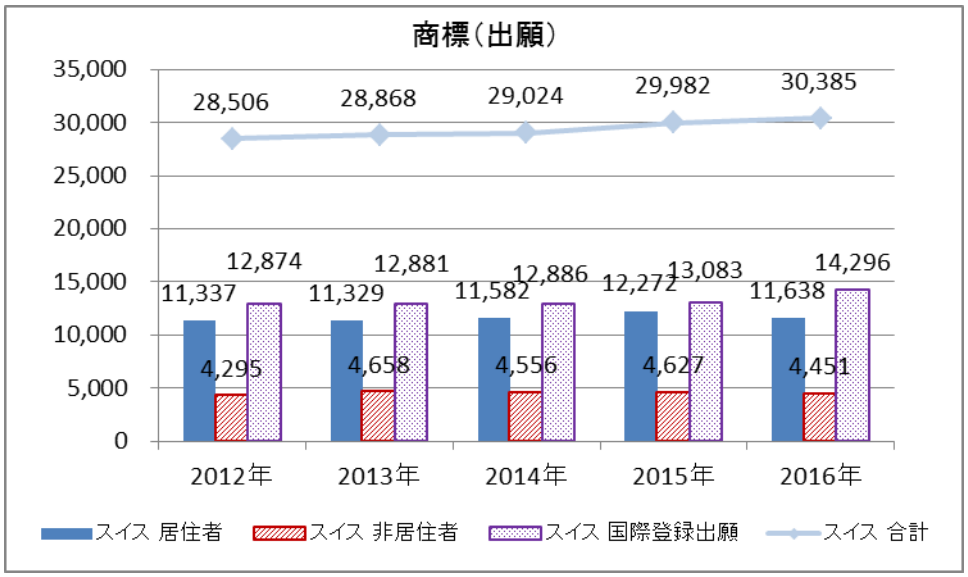

[430] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

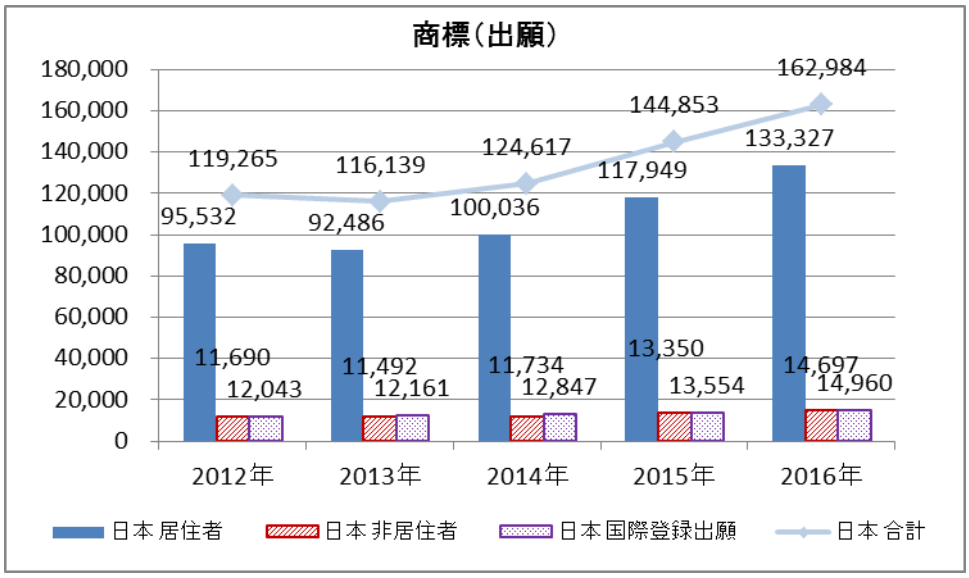

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、スイスでは平均すると非居住者に対して居住者は 2.6 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 9 倍程度であった。
- 居住者の商標出願件数について、スイスと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 8.4 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 11 倍程度まで大きくなっている。
- スイスの商標出願件数について、5 年間の推移をみると、緩やかに増加している。国際登録出願にも同じ傾向が確認できる。居住者については、2012～2013 年は減少しているが、2013～2015 年は増加し、2016 年は再び減少している。非居住者については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少し、2015 年に再度増加しているが、2016 年に再び減少に転じた。

  （参考）日本の商標出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は減少しているが、その後は増加している。非居住者も同じ傾向が確認できる。国際登録出願については、緩やかに増加している。

（２） スイスの産業財産権の登録件数

図表 Ⅲ-148 ：特許登録件数[431]

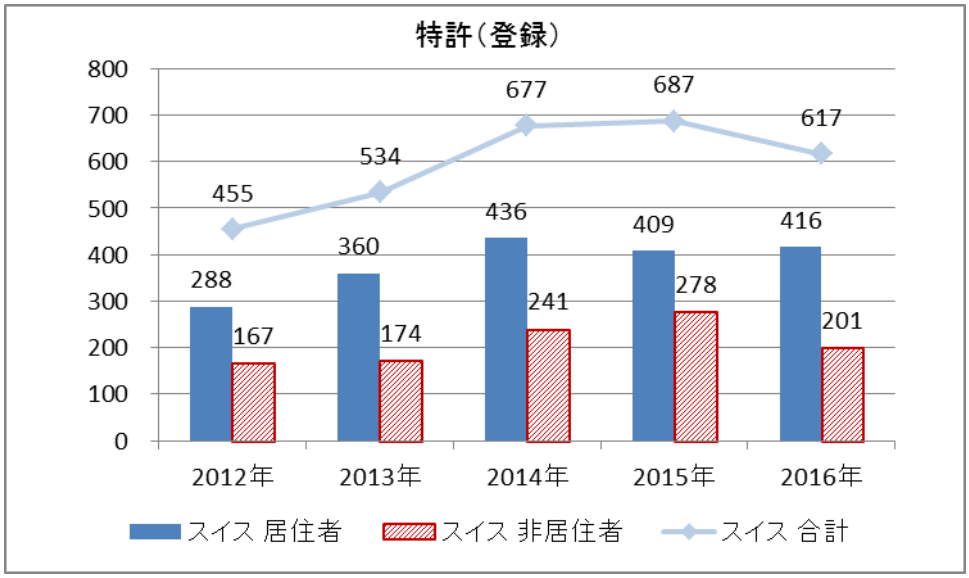

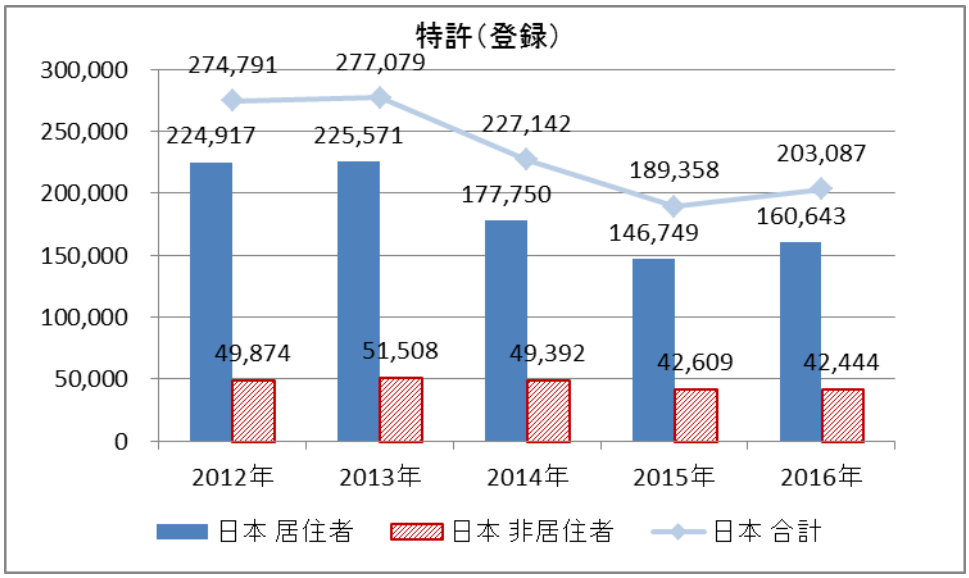

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、スイスでは平均すると非居住者に対して居住者は 2 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 4 倍程度であった。
- 居住者の特許登録件数について、スイスと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 781 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 386 倍程度まで小さくなっている。
- スイスの特許登録件数について、5 年間の推移をみると、2015 年をピークに減少に転じている。非居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、居住者は 2012～2014 年は増加しているが、2015 年に一旦減少し、その後再び増加に転じている。

[431] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

（参考）日本の特許登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は微増しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年に再び増加へ転じている。他方、非居住者は 2013 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-149 ：意匠登録件数[432]

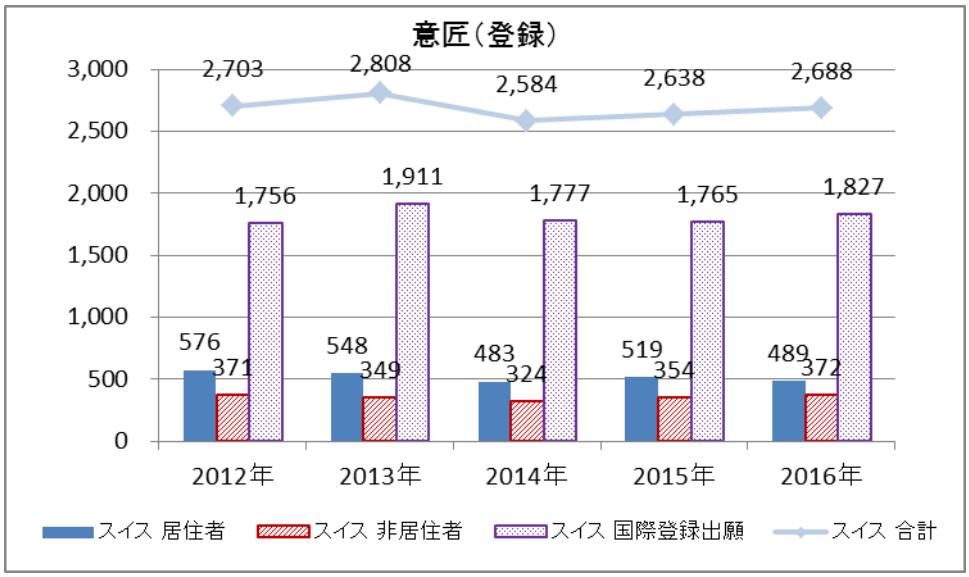

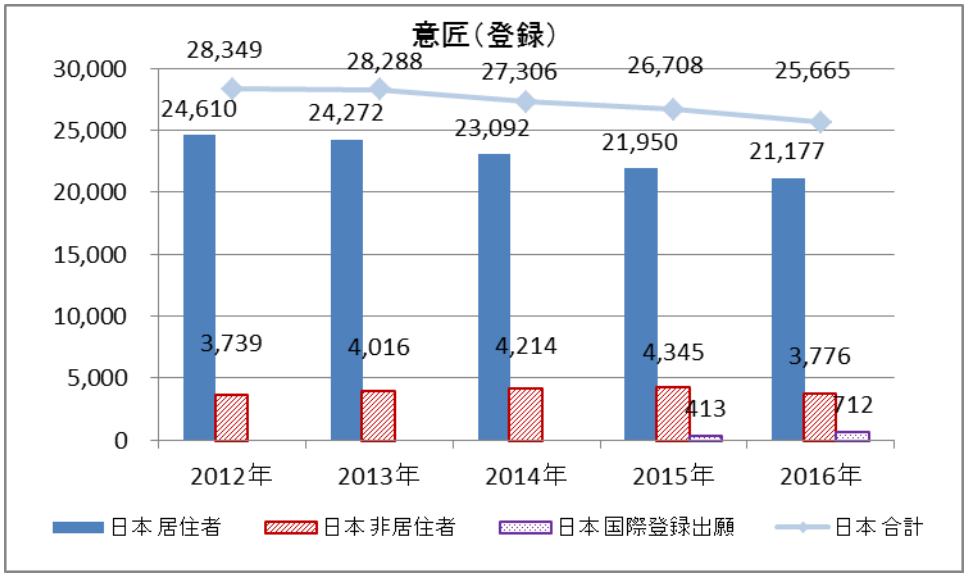

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、スイスでは平均すると非居住者に対して居住者は 1.5 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 6 倍程度であった。
- 居住者の意匠登録件数について、スイスと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 43 倍程度多かったが、2016 年も同じ程度であった。
- スイスの意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は増加しているが、

432 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

2014 年は減少へ転じ、その後は増加している。居住者については、2012～2014 年は減少しているが、2015 年は一旦増加へ転じ、その後は減少へ転じた。非居住者については、2012～2014 年は減少しているが、その後は増加している。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は減少へ転じ、その後再び増加に転じている。

（参考）日本の意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2015 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-150 ：商標登録件数[433]

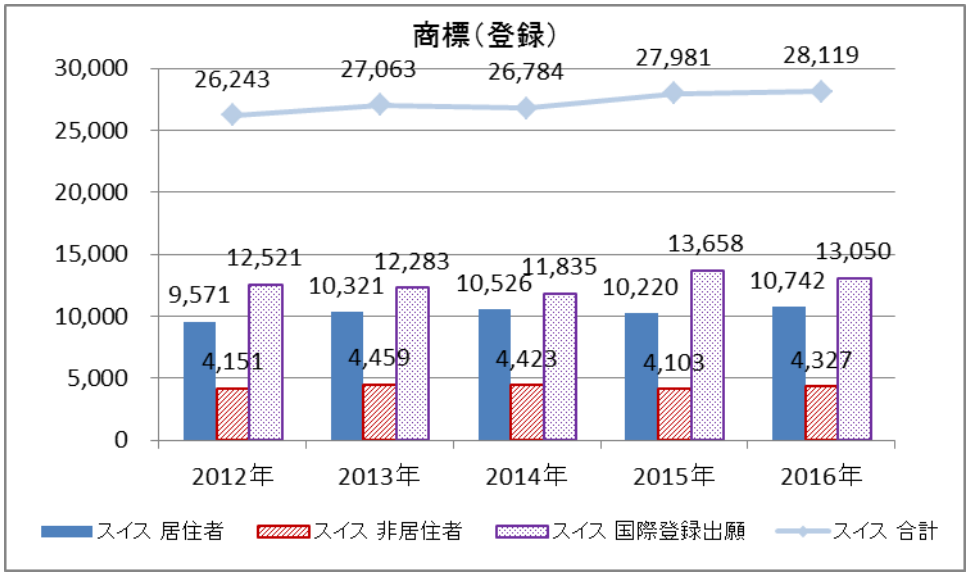

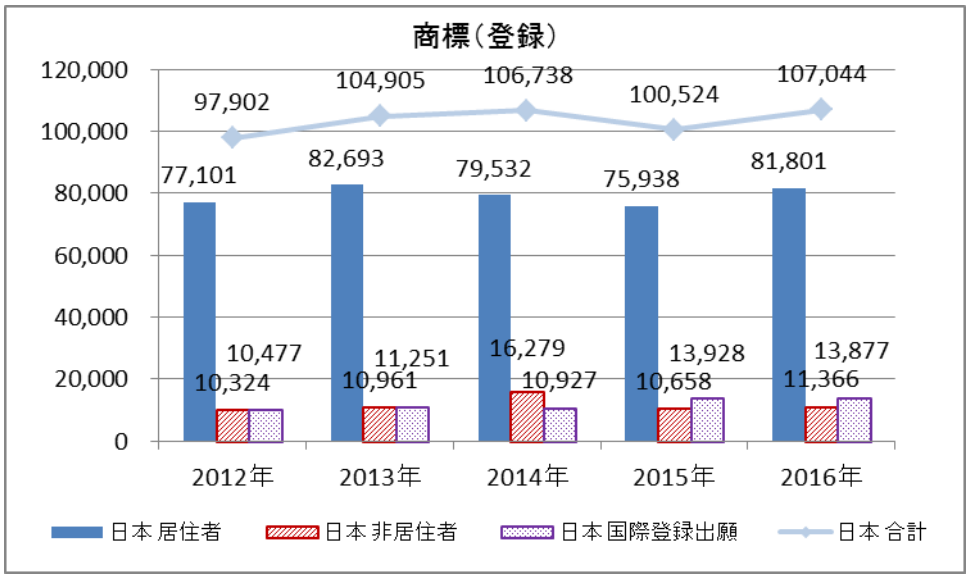

・ 居住者と非居住者の件数を比較すると、スイスでは平均すると非居住者に対して居住者は 2 倍

433 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 7 倍程度であった。

- 居住者の商標登録件数について、スイスと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 8.1 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 7.6 倍程度まで小さくなっている。
- スイスの商標登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少し、その後再び増加に転じている。居住者については、2012～2014 年は増加しているが、2015 年には一旦減少し、2016 年には再び増加に転じている。非居住者については、2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は減少に転じ、2016 年には再び増加に転じている。国際登録出願については、2012～2014 年は減少しているが、2015 年に一旦増加し、2016 年には再び減少に転じている。

（参考）日本の商標登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年には再び増加に転じている。非居住者については、2012～2014 年は増加し、2015 年に一旦減少したが、2016 年には再び増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少に転じ、2015 年に再度増加したが、2016 年に再び減少に転じている。

1.11.1.3. 中小企業の定義・根拠法令（各国の定義、日本との相違点）

（１） スイスの中小企業の定義・根拠法令

スイスには日本の中小企業基本法にあたる法律はなく、中小企業の概念について公式の定義はない。[434]

連邦経済省経済事務局（The State Secretariat for Economic Affairs：SECO)は、従業員数が 250 人未満（１人~249 人）を中小企業（SME）としている。[435]

（２） スイスのベンチャー企業の定義・根拠法令

ベンチャー企業の定義については見つからなかった。

Swiss Venture Capital Report2019 では、「ベンチャー企業」ではなく、「スタートアップ」の企業数、投資額などを掲載している。

[434] SME promotion policy: Facts and figures
https://www.kmu.admin.ch/kmu/en/home/sme-policy/facts-and-figures.html
[435] SME promotion policy: Facts and figures
https://www.kmu.admin.ch/kmu/en/home/sme-policy/facts-and-figures.html

1.11.1.4. 中小企業の実態（各国・地域の中小企業数、業種比率）

（１） スイスの中小企業数

スイスの中小企業は、2016 年時点で、全企業数が 586,214 社のうち、99.7%を占めている。

図表 Ⅲ-151 ：中小企業数[436]

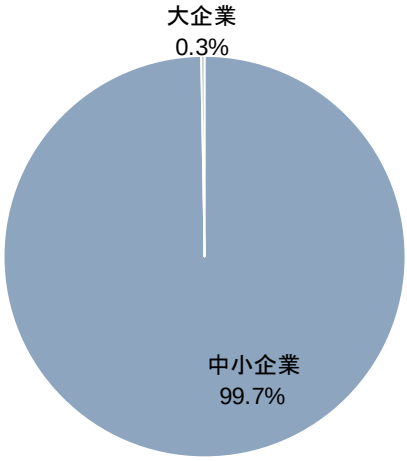

（２） スイスの中小企業業種比率

中小企業の産業別内訳は、第三次産業が 75.4%を占めている。

図表 Ⅲ-152 ：中小企業 業種比率[437]

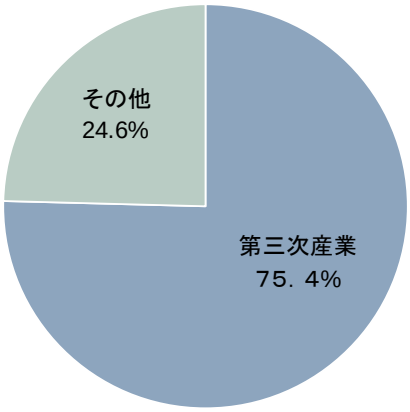

[436] Figures on SMEs: Companies and jobs (The SME Portal of the State Secretariat for Economic Affairs (SECO)) https://www.kmu.admin.ch/kmu/en/home/sme-policy/facts-and-figures/figures-smes/companies-and-jobs.html

[437] Figures on SMEs: Companies and jobs (The SME Portal of the State Secretariat for Economic Affairs (SECO)) https://www.kmu.admin.ch/kmu/en/home/sme-policy/facts-and-figures/figures-smes/companies-and-jobs.html

1.11.1.5. 知的財産活用支援や中小企業支援に関する依拠法および経緯

（１） スイスの産業財産権活用支援に関する依拠法および経緯

スイスには、特許法、商標法、意匠法、産地表示、著作権法、その他の産業財産権に係る法規などがあるが、[438]知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を推進することを目的として定めた日本の知的財産基本法に該当する法律はない。

（２） スイスの中小企業支援に関する依拠法および経緯

スイスには日本の中小企業基本法にあたる法律は制定されていない。

1.11.1.6. 支援戦略・計画（知財戦略、知財推進計画に類するもの）

（１） スイス知財庁

IPI は、情報サービスの提供により、社会に知的財産の特性と利点を知らしめ、第三者の知的財産が尊重されるように尽力しており、それによってスイスが事業拠点として法的に安全で魅力的であり続けることに注力している。そのため IPI は、中小企業、個々の発明者、学生、創造的芸術家、一般の人々や知的財産に関心を持つグループに対して、知的財産システムと個々の知的財産権の長所・短所について情報を提供している。

中小企業の知的財産に関する知識を高めて、技術革新の可能性を最大限に引き出すことを目的として、IPI は中小企業に対して知的財産権の活用方法を啓発している。

なお、知的財産権の利用促進施策に関する年次計画は作成していない。

（２） スイス連邦経済開発省

中小企業支援については、スイス連邦経済開発省（State Secretariat for Economic Affairs：SECO）が所管しており、関係機関と連携して様々な施策を実施している。[439]

1.11.1.7. 支援体制および役割分担（中央政府、地方政府、支援機関）

（１） 中央政府

IPI は、連邦経済省経済事務局（State Secretariat for Economic Affairs：SECO）、教育研究イノベーション省（State Secretariat for Education, Research and Innovation：SERI）、スイスイノベーション庁（Innosuisse - Swiss Innovation Agency）と中小企業の知的財産施策に関して連携している。

また、2008 年に連邦政府が開始した「regiosuisse」は、スイスにおける地域開発のためのネットワークの組織であり、新地域政策（NRP）と地域開発全般のための知識管理システムを構築している。新地域政策は、2016−2023 年の第 2 期には、産業、特に地域イノベーションシステムの

---

[438] IPI ウェブサイト　National intellectual property law
https://www.ige.ch/en/law-and-policy/national-ip-law.html
[439] SECO ウェブサイト　SME Policy
https://www.seco.admin.ch/seco/en/home/Standortfoerderung/KMU-Politik.html

推進と観光の 2 つに注力しており、前者は中小企業のイノベーションの支援に焦点を当てている。IPI は、regiosuisse にイノベーションブランチを設置して、積極的に知的財産に関する情報サービスを提供している。

（２） 地方政府

スイスは連邦制国家で 26 のカントン（州・準州）と 2,408 の地方自治体（市町村）から構成されている。国家建設の際、カントンが集まってスイス連邦を形成した経緯から、連邦政府よりも州、市町村政府の権限が強い。さらに住民が所属する共同体の意思決定に直接参加する直接民主制度を採用する国であり、地域の独立制が強く、中小企業政策も地域によって異なっている。[440]

南スイスの AGIRE は、地域における高度なスキルを備えた雇用の創出を目標として、2011 年に地域のイノベーション、起業家精神、経済競争力を促進するために設立された官民パートナーシップであり、AGIRE は革新的なスタートアップ企業の創造、成長、国際化をサポートしている。[441]

AGIRE は、スタートアップと新興の革新的企業にコーチングとメンタリングを提供するために、地域や国の組織と協力しており、知的財産に関しては IPI と連携して支援している。

（３） 支援機関

模倣品対策については、非営利団体の STOP PIRACY 協会が消費者に向けて啓発キャンペーンを行うなど、当局や企業と協力して活発に活動している。STOP PIRACY 協会は連邦政府と民間部門のメンバー間の調整、情報の内外の交換、啓発キャンペーンの実施などを行っている。

SEF4KMU はスイス経済フォーラム（SEF）のイニシアティブで創設されたスイスの中小企業とスタートアップの成長を支援する組織で、中小企業やスタートアップは SEF のネットワークからカスタマイズされたプログラムと実践的な知識を得ることができる。IPI は、専門家の訪問、特許検索の支援、その他の特許の詳細な評価などの専門知識を通じてサポートしている。

スイス・イノベーション・フォーラム（SIF）は、イノベーション、創造性、デザインのためのスイスのプラットフォームで、イノベーションの持続可能な文化を確立することを目的として毎年イベントを開催している。IPI は、このプラットフォームの開発と設立に関与しており、パートナーとして、スイス技術賞[442]の主要な陪審員のメンバーを務め、SIF のセッションでホスト役となっている。

科学財団「スイスの若者」（The Swiss Youth）は、1967 年以来全国大会の開催により若手研究者の独創的な精神を育んでおり、将来の発明者がはじめて競技を経験できる機会を与えている。IPI の専門家は、大会で若者をサポートしたり、特許検索を支援しており、特別賞も授与している。

---

[440] 科学技術振興機構研究開発戦略センター「科学技術・イノベーション動向報告スイス編（2016 年度版）」
[441] AGIRE　ウェブサイト
https://www.agire.ch/
[442] Swiss Technology Award
https://www.swiss-innovation.com/award

大学については、スイス連邦工科大学チューリッヒ校（ETH）、スイス連邦工科大学ローザンヌ校（EPFL）、ザンクトガレン大学、ヌーシャテル大学、バーゼル大学、ジュネーヴ大学などと連携している。

1.11.2. スイスの具体的な支援施策の現状把握

1.11.2.1. 支援施策の概要

（１） Assisted Patent Search、a patent landscape analysis

施策名	Assisted Patent Search、a patent landscape analysis [443]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	イノベーション開発成果の保護
概要	IPI と Innosuisse がスイスイノベーションのパートナーシップとして実施している事業。 Innosuisse からから資金を受けた者が、自社のイノベーションが特許取得可能かどうか、無料で特許検索を利用することができる。 特許検索サービスは１回限り利用が可能で、半日間当該分野の専門家が一緒に検索する。この先行技術調査を実施することで、自分のアイデアは新規性があるかを評価して、どのように進めたいかを評価できる。 特許ランドスケープ分析支援は、専門家と１日一緒にツールと解析手法を使って特許データを分析して、特許マップを作成する。
対象・要件	Innosuisse からから資金を受けた者
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） ○人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	IPI

（２） Ip-search

施策名	Ip-search[444]

443 IPI　ウェブサイトより
444 IPI　ウェブサイトより

施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	スイスにおける知的財産保護のため高品質な特許・商標検索サービスを提供する
概要	アイデアの段階から製品の確立まで、イノベーションプロセス全体でサポートする有料サービス。料金は検索に要する所要時間などによって異なる。 ＜メニュー＞ ・ 先行技術の概要を調べる（Subject Search） ・ 特許の新規性、進歩性を調べる（Validity Search） ・ 第三者の権利侵害を調べる（Freedom to Operate Search） ・ 国際書誌データ検索を行う（International Bibliographic Search） ・ 競合企業や技術の発展などを分析する（Strategic Patent Analysis） ・ 当該技術分野で新規公開特許を監視する（Technology Monitoring） ・ 特定の特許出願を監視して定期的に通知する（Legal Status Monitoring）
対象・要件	特に無し（有料サービス）
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	IPI

（３） SME portal

施策名	SME portal[445]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	中小企業が他社の知的財産を侵害せず、自社の知的財産を保護するため
概要	中小企業が知的財産権について理解するため、基礎的な情報を提供するポータルサイト

445 IPI　ウェブサイトより

	＜構成＞ ・ Your intellectual property：特許、意匠、商標、産地表示、著作権の説明 ・ All IP rights at a glance：知的財産保護、模倣についての説明 ・ Developing an IP strategies：知財戦略の事例紹介、説明 ・ Counterfeiting and piracy：模倣品、著作権侵害の説明 ・ Introduction to IP and society：知的財産が重要な社会分野の説明 ・ SMEs report:商標保護、特許、意匠、イノベーション、知的財産権利化、ライセンス ・ Guide：革新的で創造的なマインドをもつためのガイド ・ Swissness：スイス製ブランドの説明 ・ Training and courses：知的財産権に関して理解する講座
対象・要件	特に無し
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	IPI

（４） Help for SMEs

施策名	Help for SMEs[446]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	中小企業が必要とする情報を提供する
概要	中小企業が知的財産権について必要とする情報をコンタクトセンターのスタッフが電話または e-mail にて回答する。また、ウェブサイトを通じて情報提供する ＜内容＞ ・ 特許検索支援（発明者向け） ・ イノベーティブとクリエイティブマインドのためのガイド ・ トレーニング＆コース

[446] IPI　ウェブサイトより

	・　特許に関する初回無料相談 ・　戦略や紛争に関するアドバイス ・　スタートアップのサポート ・　中小企業向けの一般情報 ・　イノベーションマップ（技術革新委員会作成） ・　知的財産に関するインタラクティブな e ラーニングプラットフォーム（EUIPO） ・　イベント ・　platinn（専門家による支援のポータルサイト）
対象・要件	特に無し
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	不明
実施主体	IPI

（５）　Start-up Coaching

施策名	Start-up Coaching[447]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	スタートアップが起業またはステップアップすることを支援する
概要	ビジネスをスタートする際にビジネス経験者のコーチが個別に CEO をサポートするプログラム。 サービスとコーチは利用者がリストから選択できる。 ＜ステージ＞ Stage A: Initial coaching ビジネスアイデアの実現可能性と市場性を評価、検討する 費用：最大 5,000 スイスフラン、期間：最長 6 か月 Stage B: Core coaching 戦略策定、組織設立、市場参入、知的財産保護の法的助言、契約締結、税金など

447 Innosuisse ウェブサイトより
https://www.innosuisse.ch/inno/en/home/start-and-grow-your-business/start-up-coaching.html

	費用：最大 50,000 スイスフラン（IP コーチングは約 6,000 スイスフラン）、期間：最長３年 Stage C: Scale-up coaching（未だ利用できない） 成長戦略の実装、資金調達、ネットワーキング、組織確立 費用：最大 75,000 スイスフラン
対象・要件	スイスに本社を設立する予定の企業、すでに設立した企業の CEO 過去 5 年以内に設立したスタートアップ、 製薬・医療は過去 10 年以内に設立した企業
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） ○人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	Innosuisse

（６）　ヴォー州（ローザンヌ）の知的財産権取得助成

施策名	ヴォー州（ローザンヌ）　知的財産権取得助成[448]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 ○地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	中小企業、スタートアップの知的財産権取得を支援する
概要	＜支援の目的＞ 明確に定めた事業戦略の一環として特許を取得する企業に対して助成金を支給する。 ＜助成金の用途＞ ・　特許性の調査 ・　仮特許出願 ・　スイス特許出願 ・　国際特許出願（PCT） ・　国内段階における特許登録 ＜限度額＞

448 ヴォー州 ウェブサイトより
https://www.vd.ch/themes/economie/soutien-aux-entreprises/aides-financieres/propriete-intellectuelle/

	プロジェクトによって発生するコストの 50%、1 特許につき最大 5,000 スイスフラン
対象・要件	経済発展のための支援に関する法律によって定められた法的枠組みに合致して、活発に事業を行う中小企業及びスタートアップ
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	ヴォー州政府

（７）　その他の施策について

スイスでは特許や無形資産などで得た利益への課税を大幅に優遇するパテントボックス税制を州レベルで導入することについて、財政法（PF17）改正の中で審議されている。

施策名	パテントボックス[449]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 ○地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	財政法（TP17）改正の目的は、特別形式の法人税（スイスの税制）の廃止、国内外の企業にとってのビジネス拠点としてのスイスの魅力を改善し、雇用を維持・創出すること。
概要	知的財産権保有者に税のインセンティブを付与するパテントボックスを州レベルで導入する
対象・要件	国内外の知的財産権、知的財産権が組み込まれている製品
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	無し
実施主体	スイス議会にて審議中。2019 年 5 月に国民投票が行われる見込み

449 質問票調査より

（８） 関係機関による支援施策[450]

連邦経済省経済事務局（State Secretariat for Economic Affairs：SECO）は 2013 年からイノベーションと知識と技術移転（Wissens-und Technologietransfer-Support)という中小企業向けの施策を実施している。

この施策は中小企業と公的研究機関を効率的に連携させ、新たなイノベーションコラボレーションを創出することを目的としている。この施策は、ナショナル・テーマ・ネットワーク 、イノベーション・メンター、物理的およびウェブベースのプラットフォームの 3 つの柱から構成されており、イノベーション・メンターが中小企業と公的研究機関のつなぎ役として技術移転を推進している。[451]

1.11.2.2. 支援施策の評価方法の整理

（１） 施策実施の効果測定・評価の考え方

施策実施に係る評価については公表資料より確認することはできなかった。

（２） 結果の活用の考え方

結果の活用については公表資料より確認することはできなかった

1.11.3. 知財活用支援施策の今後

1.11.3.1. 課題・問題点の整理

中小企業の知的財産に関する質問の多くは直接 IPI には通知されておらず、弁理士や地元商工会議所など地元の機関に向けられている。一方、過去に実施した調査によると、中小企業の 4 分の 3 が IPI とのより緊密な協力を望んでおり、IPI にはさらに施策を充実する余地があるとしている。[452]

1.11.3.2. 解決に向けた動向（今後計画・予定されていること）

民間および公的機関（例：商工会議所、イノベーション支援機関など）がスイスで提供している知的財産支援策を精査するための新しい調査と、海外で実施している知的財産支援サービスの調査を実施することを検討している。[453]

---

450 質問票調査より

451 Innovation und Wissens- und Technologietransfer (WTT)
https://www.seco.admin.ch/seco/de/home/Standortfoerderung/Regional_Raumordnungspolitik/Koordination_Sektoralpolitiken/Innovation.html

452 質問票調査より

453 質問票調査より

1.12. デンマーク

1.12.1. デンマークの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯

1.12.1.1. 知的財産面の体制の概要（日本との相違点を簡潔に整理）

（１） デンマークの知的財産監督官庁（Danish Patent and Trademark Office：DKPTO）

デンマーク特許商標庁（Danish Patent and Trademark Office：DKPTO）は、産業・ビジネス・金融省（Ministry of Industry, Bussiness and Financial Affais）に設置されており、特許法（The Consolidate Patents Act など）、実用新案法（The Consolidate Utility Models Act など）、商標法（The Consolidate Trade Marks Act など）、意匠法（The Consolidate Designs Act など）、営業秘密法（The Trade Secrets Act）などに基づき業務を実施している 。[454]DKPTO は政府機関であるが、国家予算から資金提供を受けておらず、自己資金で運営されている。[455]

デンマーク、アイスランド、ノルウェーが設立した北欧特許機構（Nordic Patent Institute）と協力して特許、商標の先行技術調査などを実施している。[456]

知的財産の基本方針として、DKPTO は国の産業競争力強化を達成するために、企業が知的財産権の利用する制度的枠組みを改善することとしている。そのため、知的財産及び知的財産権の利用に関する企業側の知識を向上させるために継続的にデータを収集し、企業が知的財産権を利用する際に生じる課題の改善に取り組んでいる。また、知的財産法に関する質問に答えるリーガルホットラインを通じて企業の相談に対応している[457]ほか、模倣品、海賊版対策にも取り組んでいる。

組織体制は、３部門で構成されており、COO の次官が統括する顧客部、特許・実用新案部、商標・意匠部、CEO の長官が統括する政策・法律・国際部、CFO の次官が統括するコミュニケーション・マーケティング部、デジタルビジネス開発部、財務部が設置されている。[458]

（２） デンマークの知的財産関連機関

DKPTO は国内の知的財産業務では、地域ビジネスセンター、デンマーク技術開発研究所（Danish Technological Institute：DTI）、デンマーク工科大学（Danish Technological University）、デンマーク成長基金（Danish Growth Fund）、デンマーク産業連盟（Confederation of Danish Industry）デンマーク技術者協会（Danish Society of Engineers）と連携している。[459]

---

[454] DKPTO　ウェブサイト　Law
http://www.dkpto.org/ip-law--policy/law.aspx
[455] DKPTO　ウェブサイト　International Projects
http://internationalcooperation.dkpto.org/international-projects.aspx
[456] DKPTO　ウェブサイト　International Patenting
http://www.dkpto.org/ip-law--policy/international-patenting.aspx
[457] DKPTO　ウェブサイト　National IP Policy
http://www.dkpto.org/ip-law--policy/national-ip-policy.aspx
[458] DKPTO　ウェブサイト　Organizzation
http://www.dkpto.org/facts--figures/organization.aspx
[459] 質問票調査より

海外については、産業・ビジネス・金融省及びデンマークの外務省、首相官邸と協力して政策提案を実施している。また、デンマーク貿易協議会（Danish Trade Council）の従事者が利用するｅラーニング教材を過去に実施したプロジェクトのなかで開発した。[460]

国際的な知的財産システムの改善に向けて、世界知的所有機関（World Intellectual Property Organization ：WIPO)、欧州特許庁（European Patent Office：EPO)、欧州委員会（European Communities：EU)、欧州連合知財庁（European Union Intellectual Property Office：EUIPO　旧 Office for Harmonization of the Internal Market：OHIM）、世界貿易機関（World Trade Organization：WTO)、B+会合（B+ Working Group)、北欧会議（Nordic meetings)、北欧特許機構（Nordic Patent Institute：NPI)と連携している。[461]

[460] 質問票調査より
[461] DKPTO　ウェブサイト　National IP Policy
http://www.dkpto.org/ip-law--policy/national-ip-policy.aspx

1.12.1.2. 知的財産権の出願・登録件数

（１） デンマークの産業財産権の出願件数

図表 Ⅲ-153 ：特許出願件数[462]

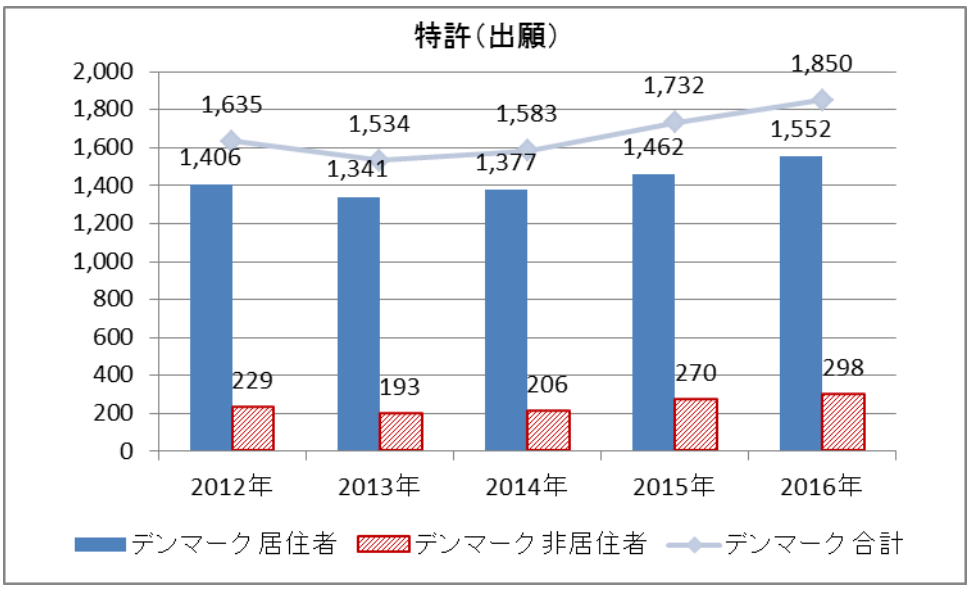

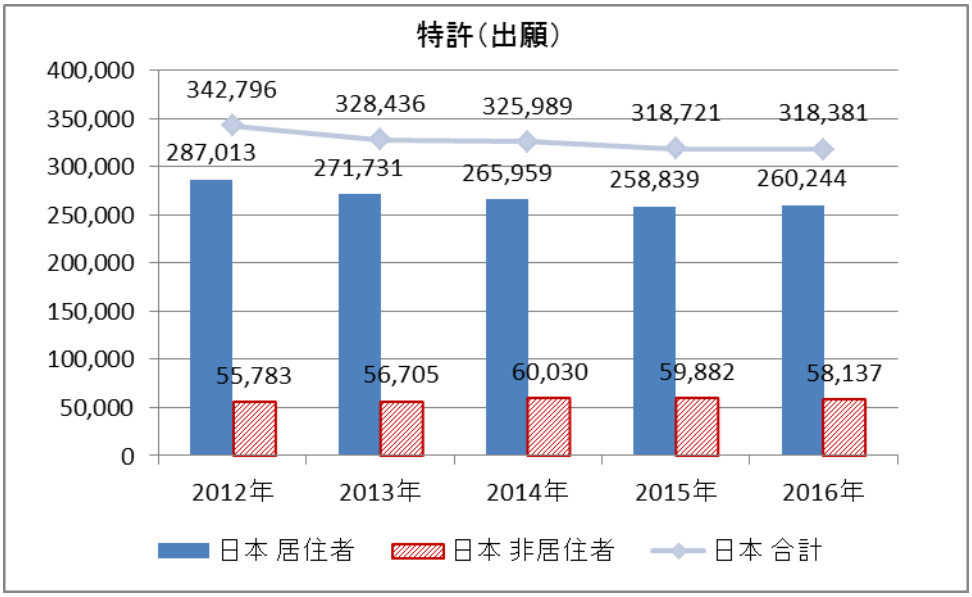

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、デンマークでは平均すると非居住者に対して居住者は 6 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 5 倍程度であった。
- 居住者の特許出願件数について、デンマークと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 204

462 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

倍程度多かったが、2016 年にはその差が 168 倍程度まで小さくなっている。

・ デンマークの特許出願件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は減少しているが、2013～2016 年は増加へ転じた。デンマーク居住者および非居住者双方に同じ傾向が確認できる。

（参考）日本の特許出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2015 年は緩やかに減少しており、2016 年に微増している。他方、非居住者は 2014 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-154 ：実用新案出願件数[463]

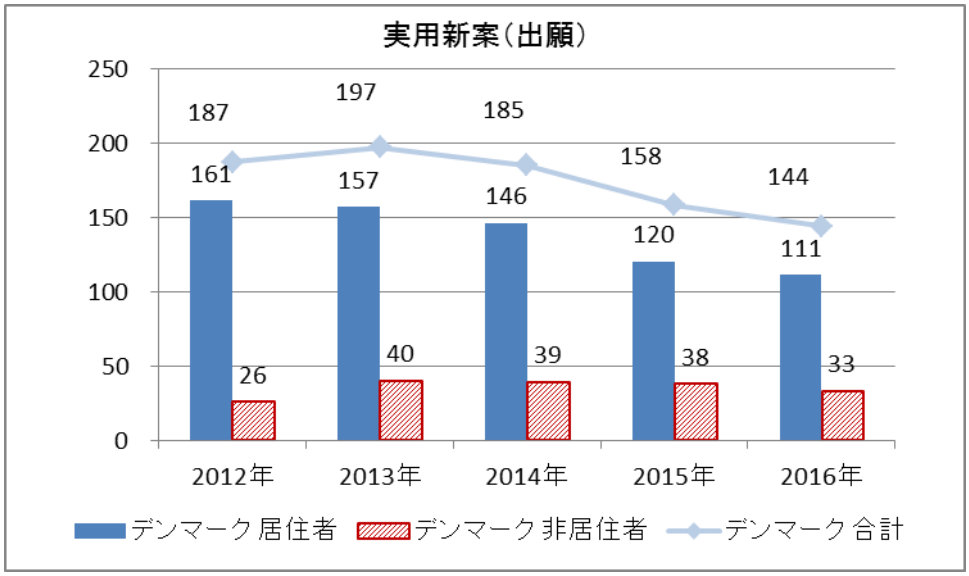

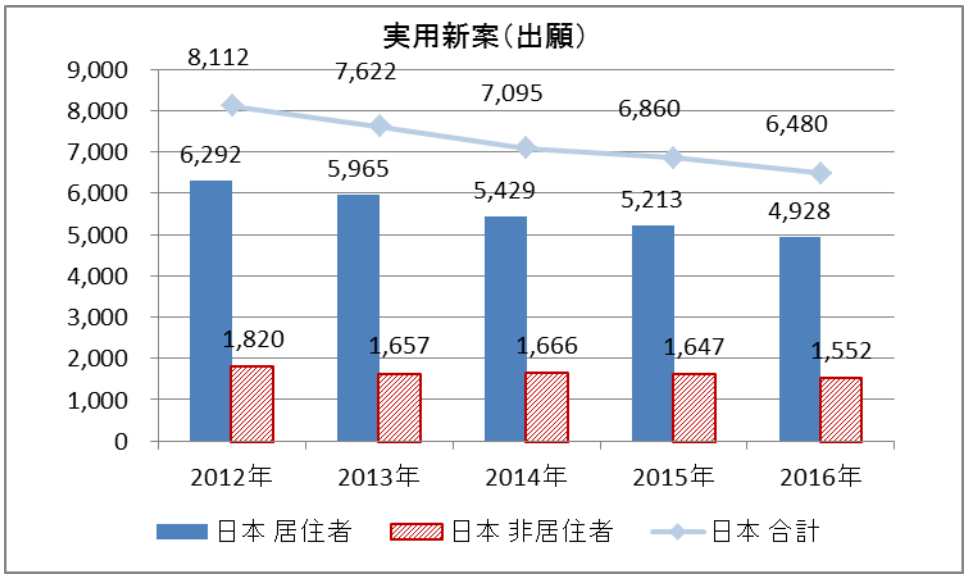

・ 居住者と非居住者の件数を比較すると、デンマークでは非居住者に対して居住者は、2012 年

463 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

には 6.2 倍程度多かったが、2016 年には 3.4 倍程度まで小さくなっている。なお、日本では非居住者に対して居住者は 3 倍程度であった。

- 居住者の実用新案出願件数について、デンマークと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 39 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 44 倍程度まで大きくなっている。
- デンマークの実用新案出願件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は増加しているが、その後減少に転じている。非居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、居住者は減少している。

  （参考）日本の実用新案出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。他方、非居住者は 2012～2013 年は減少しており、2014 年に微増しているが、その後再び減少している。

図表 Ⅲ-155 ：意匠出願件数[464]

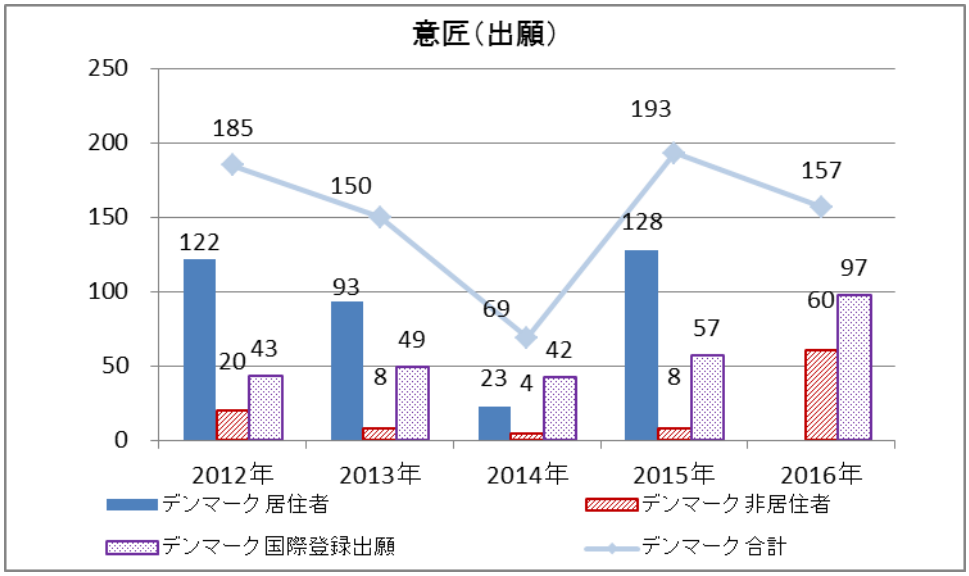

[464] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

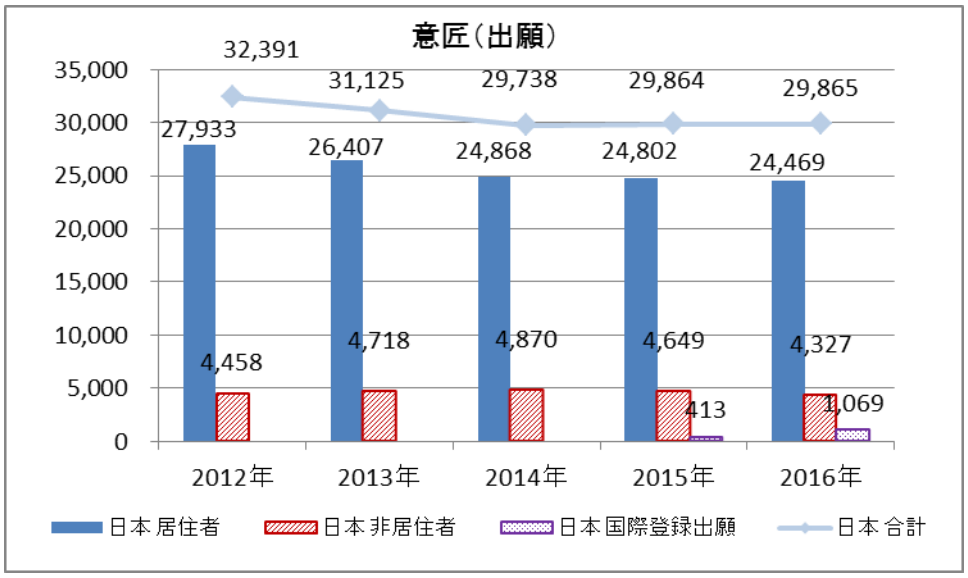

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、デンマークでは非居住者に対して居住者は、2012 年には 6.1 倍程度多かったが、2013 年には 12 倍程度、2014 年には 5.8 倍程度、2015 年には 16 倍程度と変移している。なお、日本では非居住者に対して居住者は 6 倍程度であった。
- 居住者の意匠出願件数について、デンマークと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 229 倍程度多かったが、2014 年には 1081 倍程度、2015 年には 194 倍程度と変移している。
- デンマークの意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、2012～2014 年は減少しているが、2015 年は増加へ転じ、その後再び減少へ転じた。居住者については、2012～2014 年は減少しているが、2015 年は増加へ転じている。非居住者については、2012～2014 年は減少しているが、その後増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少し、その後再び増加に転じている。

  （参考）日本の意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2014 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-156 ：商標出願件数[465]

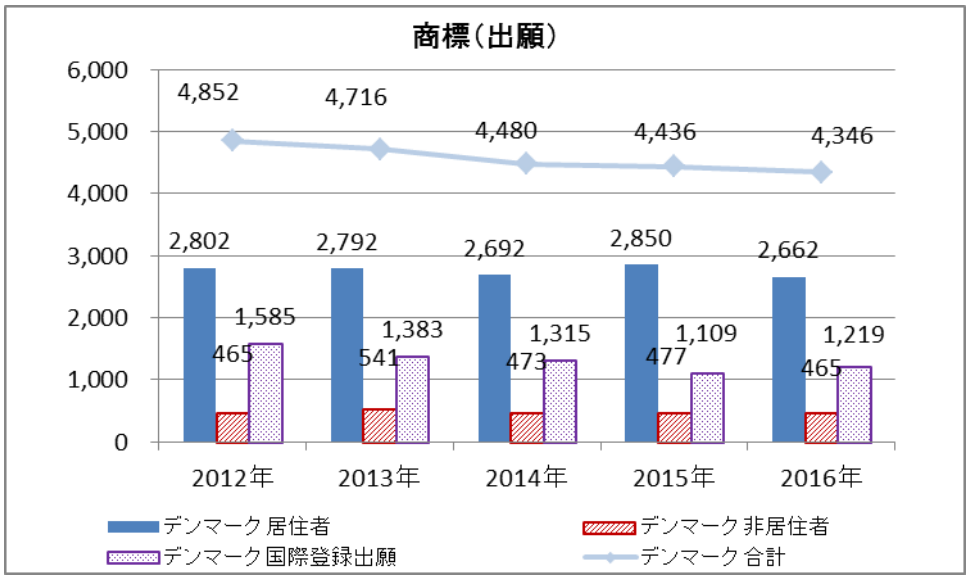

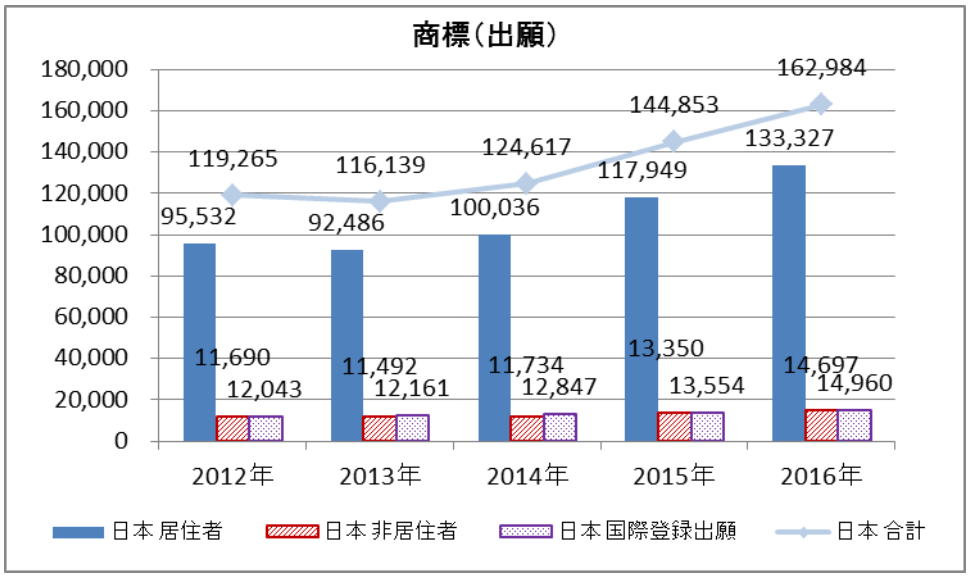

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、デンマークでは平均すると非居住者に対して居住者は 6 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 9 倍程度であった。
- 居住者の商標出願件数について、デンマークと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 34 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 50 倍程度まで大きくなっている。
- デンマークの商標出願件数について、5 年間の推移をみると、減少している。居住者については、2012～2014 年は減少しているが、2015 年は増加へ転じ、2016 年は再び減少へ転じた。非居住者については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少し、2015 年に再度増加しているが、2016 年は再び減少へ転じた。国際登録出願については、2012～2015 年は減少しているが、2016 年には増加へ転じた。

465 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

（参考）日本の商標出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は減少しているが、その後は増加している。非居住者も同じ傾向が確認できる。国際登録出願については、緩やかに増加している。

（２） デンマークの産業財産権の登録件数

図表 Ⅲ-157 ：特許登録件数[466]

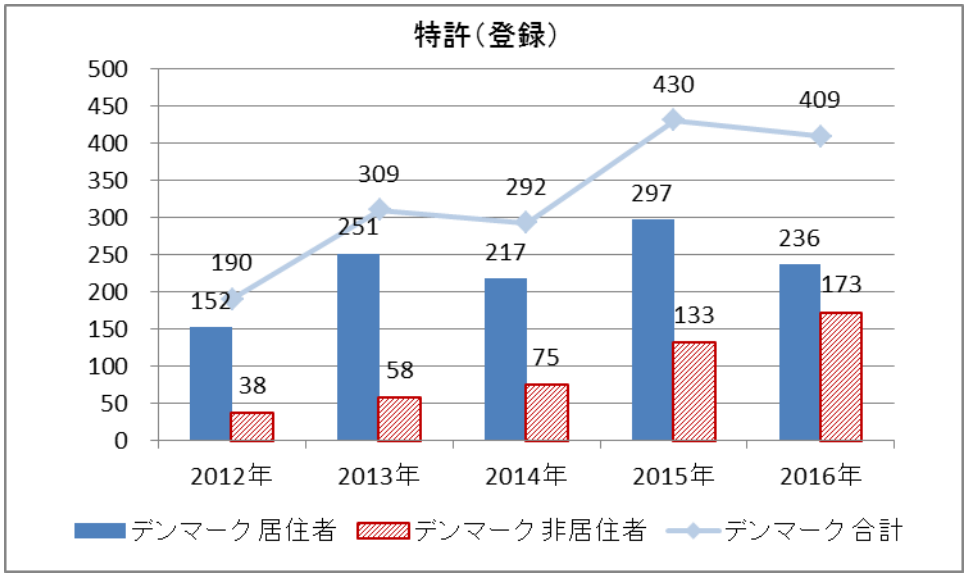

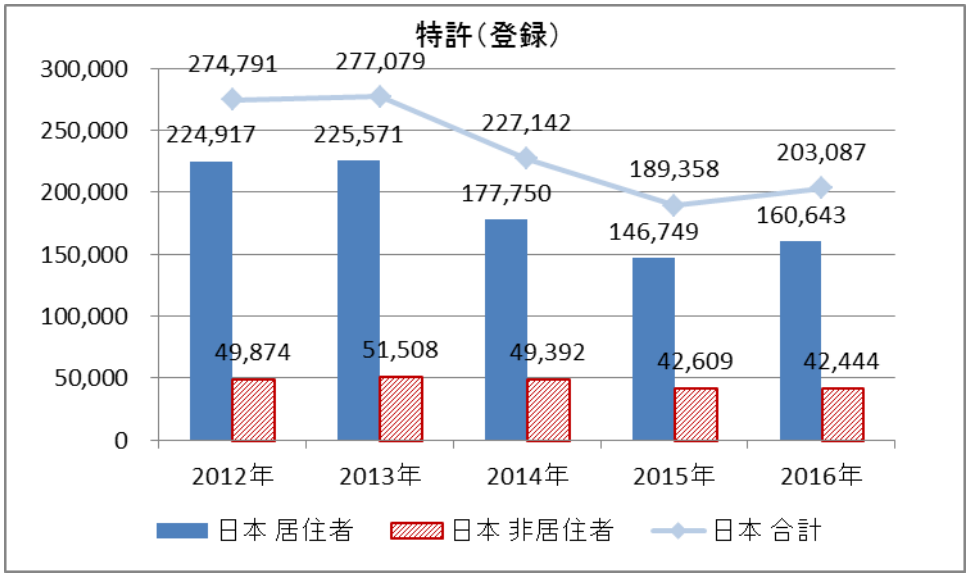

・ 居住者と非居住者の件数を比較すると、デンマークでは非居住者に対して居住者は、2012 年には 4 倍程度多かったが、2016 年には 1.4 倍程度まで小さくなっている。なお、日本では非

466 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

居住者に対して居住者は 4 倍程度であった。

- 居住者の特許登録件数について、デンマークと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 1480 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 681 倍程度まで小さくなっている。
- デンマークの特許登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は微減へ転じ、2015 年は再び増加へ転じたが、その後再び減少した。居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、非居住者は、増加している。

（参考）日本の特許登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は微増しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年に再び増加へ転じている。他方、非居住者は 2013 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-158 ：実用新案登録件数[467]

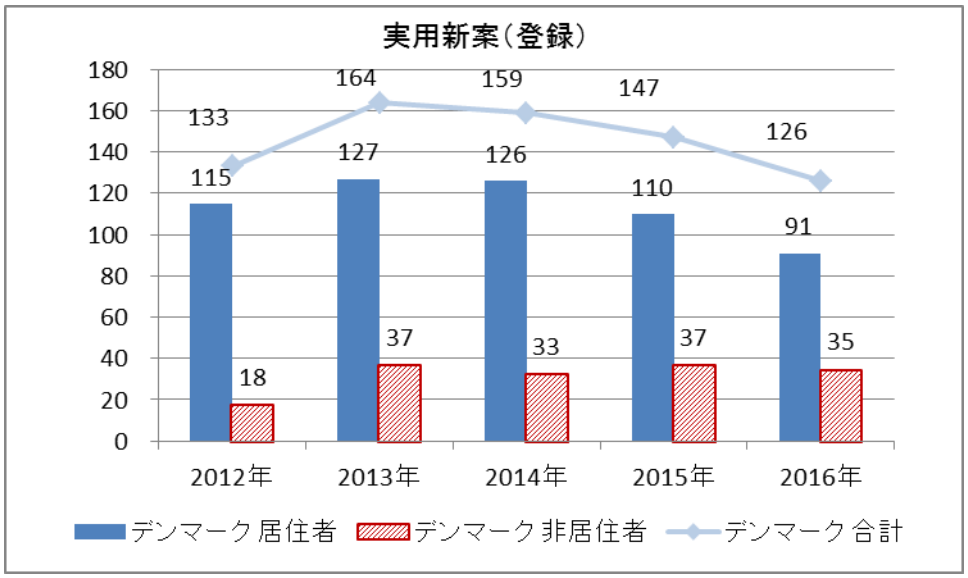

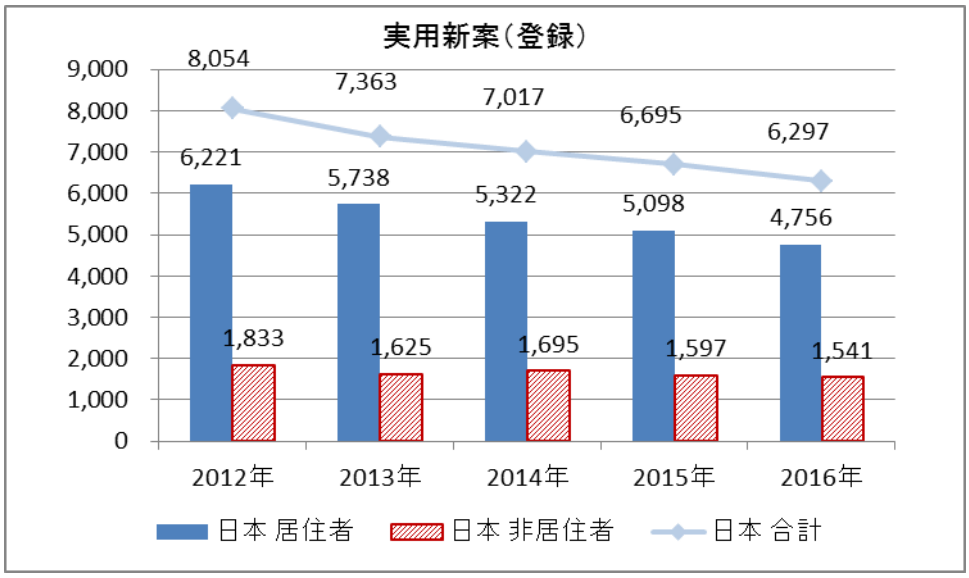

467 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、デンマークでは非居住者に対して居住者は、2012 年には 6.4 倍程度多かったが、2016 年には 2.6 倍程度まで小さくなっている。なお、日本では非居住者に対して居住者は 3 倍程度であった。
- 居住者の実用新案登録件数について、デンマークと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 54 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 52 倍程度まで小さくなっている。
- デンマークの実用新案登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は増加しているが、その後は減少に転じている。居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、非居住者は、2012～2013 年は増加したが、2014 年に一旦減少し、2015 年には再び増加したが、2016 年には再び減少に転じている。

  （参考）日本の実用新案登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。他方、非居住者は 2012～2013 年は減少しており、2014 年に微増しているが、その後再び減少している。

図表 Ⅲ-159 ：意匠登録件数[468]

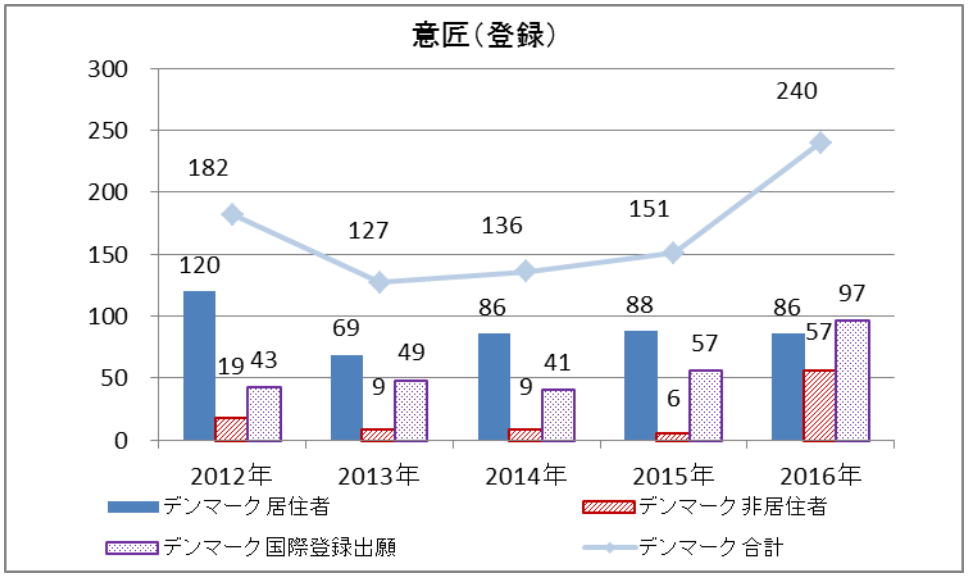

[468] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

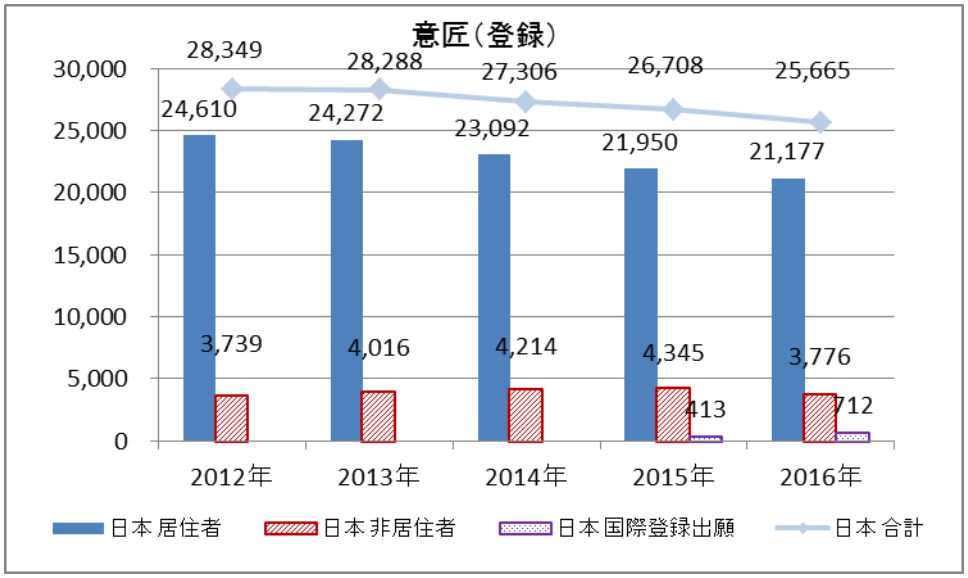

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、デンマークでは非居住者に対して居住者は、2012 年には 6.3 倍程度多かったが、2015 年には 15 倍程度、2016 年には 1.5 倍程度と変移している。なお、日本では非居住者に対して居住者は 6 倍程度であった。
- 居住者の意匠登録件数について、デンマークと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 205 倍程度多かったが、2013 年には 352 倍程度、2016 年には 246 倍程度と変移している。
- デンマークの意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は減少しているが、その後は増加している。居住者については、2012～2013 年は減少しているが、2013～2015 年に一旦増加し、2016 年は再び減少に転じている。非居住者については、2012～2013 年は減少しているが、2013～2014 年は横ばい、2015 年には減少に転ずるが、2016 年には再び増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少し、その後は増加している。

  （参考）日本の意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2015 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-160 ：商標登録件数[469]

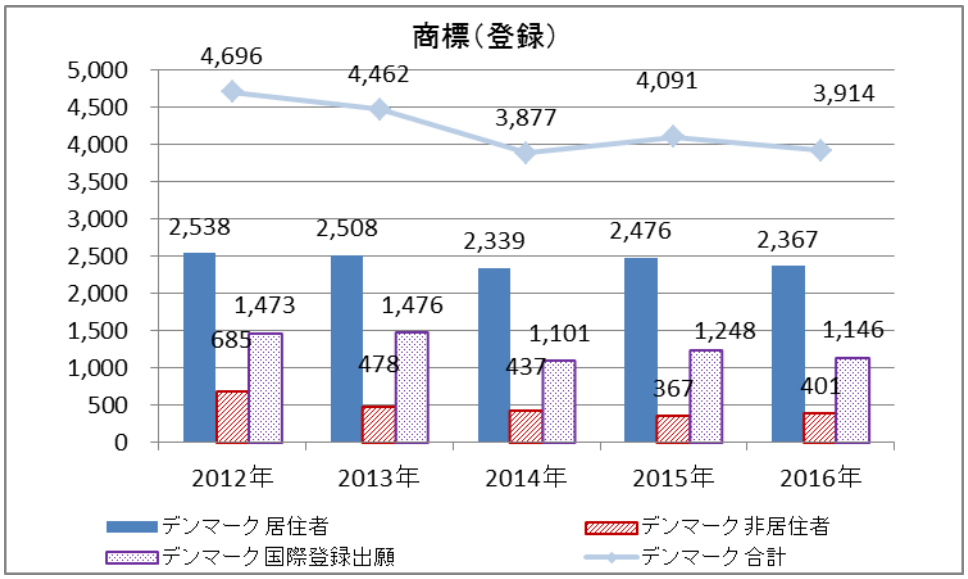

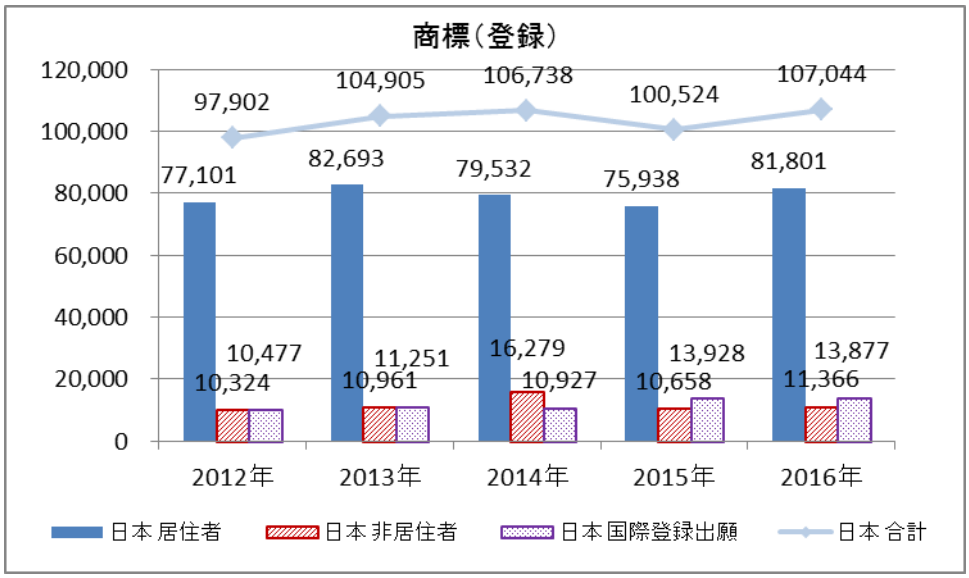

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、デンマークでは非居住者に対して居住者は、2012 年には 3.7 倍程度多かったが、2015 年には 6.7 倍程度、2016 年には 5.9 倍程度と変移している。なお、日本では非居住者に対して居住者は 7 倍程度であった。
- 居住者の商標登録件数について、デンマークと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 30 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 35 倍程度まで大きくなっている。
- デンマークの商標登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2014 年は減少しているが、2015 年に一旦増加し、2016 年には再び減少に転じている。居住者にも同じ傾向が確認できる。非居住者については、2012～2015 年は減少しているが、2016 年には増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少し、2015

469 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

年に再度増加しているが、2016 年には再び減少に転じた。

（参考）日本の商標登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年には再び増加に転じている。非居住者については、2012～2014 年は増加し、2015 年に一旦減少したが、2016 年には再び増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少に転じ、2015 年に再度増加したが、2016 年に再び減少に転じている。

1.12.1.3. 中小企業の定義・根拠法令（各国の定義、日本との相違点）

（１） デンマークの中小企業の定義・根拠法令

デンマークには、日本の中小企業基本法に類する法律はなく、中小企業の定義は定められていない。

デンマーク統計局（STATISTICS DENMARK）の統計調査では、会社規模別の企業数について、従業者数は 1 人、2~9 人、10~19 人、20~49 人、50~99 人、100~999 人、1000 人以上で区分している。

（２） デンマークのベンチャー企業の定義・根拠法令

該当する依拠法及は確認できなかった。

1.12.1.4. 中小企業の実態（各国・地域の中小企業数、業種比率）

（１） デンマークの中小企業数

デンマークの中小企業は、2017 年時点で、全企業数が 208,835 社のうち、99.7%を占めている。

図表 Ⅲ-161 ：中小企業数[470]

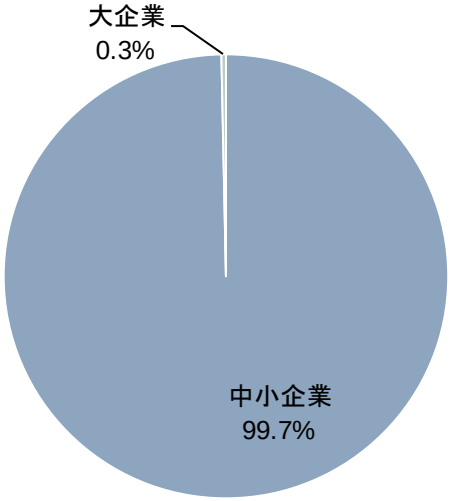

（２） デンマークの中小企業業種比率

デンマークの中小企業の業種（2017 年）は、サービス業が 55.2%を占めている。

図表 Ⅲ-162 ：中小企業 業種比率[471]

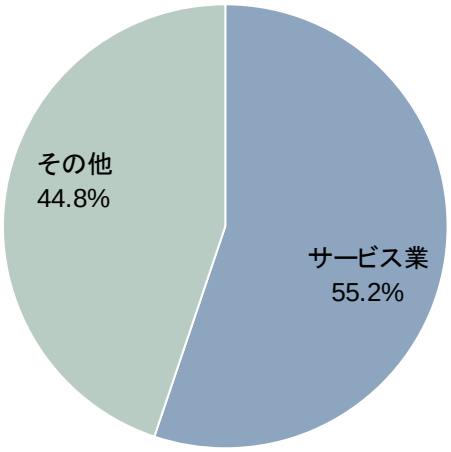

1.12.1.5. 知的財産活用支援や中小企業支援に関する依拠法および経緯

[470] SME Performance Review (European Commission)
https://ec.europa.eu/growth/sites/growth/files/country_sme_key_figures_2017-2018.zip
[471] SME Performance Review (European Commission)
https://ec.europa.eu/growth/sites/growth/files/country_sme_key_figures_2017-2018.zip

（１）　デンマークの産業財産権活用支援に関する依拠法および経緯

デンマークには、日本の知的財産基本法に該当する法律は無い。

図表 Ⅲ-163 ：産業財産権活用支援に関する依拠法と経緯

依拠法	経緯や特徴
該当なし	－

計画など	概要
該当なし	－

（２）　デンマークの中小企業支援に関する依拠法および経緯

日本の中小企業基本法に該当する法律は見つからなかった。

1.12.1.6.　支援戦略・計画（知財戦略、知財推進計画に類するもの）

（１）　デンマーク知財庁

DKPTO は年次推進計画を策定していない。

（２）　デンマーク産業・ビジネス・金融省（Ministry of Industry,Bussiness and Financial Affais）

デンマーク産業・ビジネス・金融省では、スタートアップ施策として、Start-up Denmark を実施している。これは海外からスタートアップを誘致する施策で、移民統合住宅省（Ministry of Immigration, Integration and Housing ）と連携して実施している。

1.12.1.7.　支援体制および役割分担（中央政府、地方政府、支援機関）

（１）　中央政府

DKPTO は、知的財産関連法、政策立案、模倣品対策、オンラインツールの提供を行っている。DKPTO のカスタマーセンターは、アイデアや製品の保護の方法について電話などで案内している。[472]

（２）　地方政府

デンマークでは、中小企業への公的支援は 12 の地域ビジネスセンターが中心となって提供されており、DKPTO は地域ビジネスセンターと協力している。地域ビジネスセンターはビジネスを成長させるための知的財産権の活用の観点から企業を支援しており、DKPTO は地域ビジネスセンター担当者に知的財産の教育訓練を行っている。[473]

[472] DKPTO　MAKE YOUR BUSINESS GROW WITH IPR
[473] DKPTO　MAKE YOUR BUSINESS GROW WITH IPR

（３）　支援機関

中小企業などへの特許、実用新案、商標、意匠についての支援は、DKPTO に登録している民間の知的財産コンサルタントが中心となって実施している。[474]

1.12.2. デンマークの具体的な支援施策の現状把握

1.12.2.1.　支援施策の概要

「The Danish Patent and Trademark Office- Assisting SMEs to make use of the IP system」（WIPO）によると、デンマーク政府はデンマークの知的財産権文化の強化を目的とした２年間のプロジェクトを実施した結果、企業の競争力強化に有用な知的財産管理の効率的なツールが必要との結論が得られたことから、その成果を活かして IPscore® を開発した[475]。

DKPTO はその後もツールの開発を進めて、現在は Online Tools として特許などの Databases、Online filing（電子出願）の他、IP Survey、IP Response、IP Marketplace、TMview、IP Trade Portal といったサービスをウェブサイトで提供している。

（１）　IP Survey

施策名	IP Survey[476]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	知財活用支援
概要	デンマーク特許商標庁が開発したオンライン特許情報サービスであり、自社が通常実施している特許の調査を実施するデータベースサービスである。 企業が技術分野や競合企業を登録すると、その特許活動情報を入手することができる。
対象・要件	特に無し
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	—

[474] DKPTO　MAKE YOUR BUSINESS GROW WITH IPR
[475] IPscore®は 2007 年に欧州特許庁が DKPTO から購入しており、現在は欧州特許庁がサービスを提供している。
[476] DKPTO　ウェブサイト　http://www.dkpto.org/online-tools/ip-survey.aspx

実施主体	デンマーク特許商標庁

（２） IP Response

施策名	IP Response[477]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	中小企業の知財活用支援
概要	デンマーク特許商標庁が開発したオンライン IP 監査サービスツール。 企業の知的財産の取り扱いについて洞察を与えることを目的としている。 知的資産と知財リスクの洗い出し、今後の進む方向のヒントと報告書を得ることができる。 テストの所要時間は 10-12 分、テストは 4 つのテーマ、5 つの質問で構成されている。 このツールは、欧州社会基金（European Social Fund）の支援を受けて実施されたプロジェクトから派生したもの。
対象・要件	特に無し
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	—
実施主体	デンマーク特許商標庁

（３） IP-Marketplace

施策名	IP-Marketplace[478]
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	知的財産権の活用支援
概要	IP マーケットプレイスは、DKPTO と世界の知的財産機関が協力して創設したプラ

477 DKPTO ウェブサイト　http://www.dkpto.org/online-tools/ip-response.aspx
478 DKPTO ウェブサイト　http://www.dkpto.org/online-tools/ip-marketplace.aspx

	ットフォーム。2007 年にサービスを開始しており、2017 年にリバイスされた。 世界の知的財産権の取引相手やその他のパートナーを無料で探すことができるオンライン表示システム。 「Find listings for sale」のページから Patent ／Trademark／Design に分類された知的財産権を「検索～売買条件の確認、売り手への連絡」まで行うことができる。 特許の概要のページには「ビジネスの可能性」「技術サマリー」や、特許の情報「申請国」、「申請番号」、「価格」、「種類」が記載されている。 販売リストには、特許は 480 件、商標は 153 件、意匠は 38 件が登録されている。（2019 年 3 月 13 日現在） DKPTO がウェブサイトを管理しており、実際の販売行為や相談には対応していないが、知的財産権の販売はオフラインで実施している。
対象・要件	特に無し
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	―
実施主体	デンマーク特許商標庁

（４）　TMview

施策名	TMview[479]
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	知財活用支援
概要	国内外で登録されている商標を検索できるツール。 欧州商標意匠登録局（OHIM）、世界知的所有権機関（WIPO）、イギリス、チェコ、イタリア、ベネルクス、ポルトガル、およびデンマークの知財庁のデータベースが利用できる。 27 カ国すべての EU 加盟国の商標データを検索するためのプラットフォームを目指している。
対象・要件	特に無し
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など）

479 DKPTO　ウェブサイト　http://www.dkpto.org/online-tools/tmview.aspx

	○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	―
実施主体	デンマーク特許商標庁

（５）　IP Trade Portal

施策名	IP Trade Portal[480]
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	知財活用支援
概要	特許、商標、実用新案、意匠の取引から、コストを削減、収益を高め、売上を増やす方法を学習できる知的財産権取引のガイド。 内容は、知的財産権の取引、契約の締結、評価、取引統計、IP Marketplace の５つについて説明している
対象・要件	特に無し
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	―
実施主体	デンマーク特許商標庁

（６）　その他の施策について

デンマーク技術開発研究所は 1041 人の専門家により 10,000 人以上の顧客を支援している。主な活動として個人発明者向けのアドバイザリーサービスを提供しており、そのサービスにて産業発明のライセンス支援を行っている。[481]

[480] DKPTO　ウェブサイト　http://www.dkpto.org/updates/2012/ip-trade-portal-.aspx
[481] 質問票調査より

（７）　関係機関による支援施策[482]

知的財産権侵害対策について、DKPTO、税関特別委員会、文化省、国家警察、安全保障局、国家消費者庁、獣医食品局、経済庁および外務省総務が参加する閣僚級のネットワークを 2009 年３月に組織して、著作権、商標、工業デザイン、特許、実用新案、地理的表示を範囲として、意識啓発、関税取り締まり、偽造医薬品、著作権、デジタル著作権侵害対策などを実施している。

1.12.2.2.　支援施策の評価方法の整理

（１）　施策実施の効果測定・評価の考え方

DKPTO では、2 年ごとに利用者に対する満足度調査を実施しており、KPI（重要業績評価指標）を設定して把握している。

指標は、コールセンターへの通話および電子メールの数、LinkedIn、Facebook のフォロワー数、ホームページの訪問者の数、ニュースレターの購読者数など様々な数値を設定している。[483]

（２）　結果の活用の考え方

具体的な公表や情報提供は得られなかった。

1.12.3. 知財活用支援施策の今後

1.12.3.1.　課題・問題点の整理

知的財産権の金融評価について、デンマーク経済成長基金や商務・金融省と連絡して、知的財産権による資金調達のさまざまな可能性を検討している。イギリス Inngot 社の「Martin Brassell」についても注目している。[484]

1.12.3.2.　解決に向けた動向（今後計画・予定されていること）

知財活用の意識啓発について、2019 年度の戦略と計画を検討している。[485]

---

[482] 質問票調査より
[483] 質問票調査より
[484] 質問票調査より
[485] 質問票調査より

1.13. シンガポール

1.13.1. シンガポールの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯

1.13.1.1. 知的財産面の体制の概要（日本との相違点を簡潔に整理）

（１） シンガポールの知的財産監督官庁

シンガポールの知的財産法は、制定法としては、特許法（Patents Act）、登録意匠法（Registered Designs Act）、著作権法（Copyright Act）、集積回路配置設計法（Layout-Design of Integrated Circuits Act）、地理的表示法（Geographical Indications Act）、植物品種保護法（Plant Varieties Protection Act）が制定されている。また営業秘密はコモン・ローによって保護されている[486]。

知財立国を目指すシンガポールの政策として、知的財産を競争優位の源泉とする国際的企業の誘致（知的財産誘致）が重視されてきた。1990 年代以降、シンガポールでは研究開発や特許などの登録を行う海外企業の免税措置が拡大され、2003 年には関連するほぼすべての企業所得が免税された。これらにより、シンガポールで取得された知的財産（特許権、著作権、商標権、意匠権、営業秘密など）については、それがシンガポールの法人に帰属することを条件に、キャピタルアローワンス（税務上の減価償却）や研究開発事業資金免税のほか、特許権については特許登録費用の所得控除なども認められていた（詳細は後述）。

知的財産権を管轄しているのは、2001 年 4 月に設置されたシンガポール知的財産庁（IPOS）である。IPOS において、知的財産（特許、意匠や商標などのあらゆる知的財産権）に関する申請処理が実施されている。IPOS の前身は、知的財産管理を行っていた非政府系の団体であったが、これをシンガポール政府が取り込む形で IPOS が組成された[487]。４つの事業部門（クラスターと称されている）で構成されており、コーポレートサービス（総務サービス）部門、コマーシャライゼーション（商業化）部門、登録部門、CE オフィス部門がある。

IPOS の所管省は、法務省（Ministry of Law）であり、IPOS は同省傘下の法定機関である。

（２） シンガポールの知的財産関連機関

シンガポールの知的財産関連機関について、IPOS の傘下機関としては、知財専門家の教育・訓練事業を担う IP Academy[488]、知的財産評価事業や企業間連携事業を担う IP ValueLab[489]、世界知的所有権機関（WIPO）によって国際調査予備審査機関（ISA / IPEA）に任命され国際的な取組を担う IPOS International[490]の３つの機関がある。

また、知的財産に関連する機関としては、政府機関には、エンタープライズ・シンガポール（Enterprise Singapore ：ESG）、シンガポール金融管理局（Monetary Authority of Singapore ：MAS）、財務省（Ministry of Finance：MOF）、シンガポール国立研究財団（National Research Foundation：NRF）、科学技術研究庁（Agency for Science, Technology and Research ：A*STAR）がある[491]。また、大学・研究機関には、科学技術研究庁（Agency for Science, Technology and Research：A*STAR）（再掲）、シンガポール国立大学（National

---

486 JETRO ウェブサイト　https://www.jetro.go.jp/world/asia/sg/invest_08.html
487 IPOS ウェブサイト　https://www.ipos.gov.sg/about-ipos/organisational-chart
488 IP Academy ウェブサイト　https://www.ipacademy.com.sg/
489 IP Valuelab ウェブサイト　http://www.ipvaluelab.com.sg/
490 IPOS International　http://iposinternational.com/ja/
491 質問票調査にて把握

University of Singapore ：NUS)、南洋理工大学（Nanyang Technological University ：NTU)、シンガポールマネージメント大学（Singapore Management University ：SMU)がある。このほか、中小企業協会（Association of Small & Medium Enterprises ：ASME)、シンガポールビジネス連盟（Singapore Business Federation ：SBF)といった機関が含まれる。

通商産業省（Ministry of Trade & Industry：MTI）は、安定的かつ持続可能な経済成長を通じた国レベルの経済政策を推進することで、国レベルの富の創造に貢献していくとして、3 つの政策の柱を掲げてきた。

・ シンガポールの国際貿易とアジア内貿易への関心の保護
・ 対外投資による経済成長の促進、生産性の向上、効率的な産業基盤の整備など
・ 国内企業によるアジア内投資の促進

MTI の役割は、単に施策計画と調整していくこととなっており、MTI の管轄下にある法定委員会がそれぞれ具体的なプログラムの計画と実施を担当している。経済開発委員会（EDB)、科学技術研究庁（A * Star)、シンガポール観光局、ホテルライセンス委員会、JTC Corporation、Sentosa Development Corporation およびエネルギー市場庁（Energy Market Authority）は、通商産業省（MTI）の管轄下に法定委員会として設置されている。

シンガポール政府は、世界的なビジネス拠点としてのシンガポールの地位を高めるために、国家戦略の下で産業および中小企業政策を実施している。特に、産業競争力の強化に焦点を当てており、人材育成についても注力している。こうした政府方針は IPOS にも引き継がれている。

なお、シンガポールの中小企業が直面している課題として、「賃金、原材料費、半製品・最終製品のコストの継続的な高騰、家賃の上昇管理など中小企業が直面するビジネス上の懸念」、「銀行による高金利の懸念」、「国内外の企業との競争激化への懸念」の３つが指摘されている[492]。

[492] Small & Medium Enterprise Development Policies in 6 ASEAN Countries (Organization for Small & Medium Enterprises and Regional Innovation, JAPAN（SMRJ)、2008 年 5 月）

（１）　シンガポールの産業財産権の出願件数

図表 Ⅲ-164 ：特許出願件数[493]

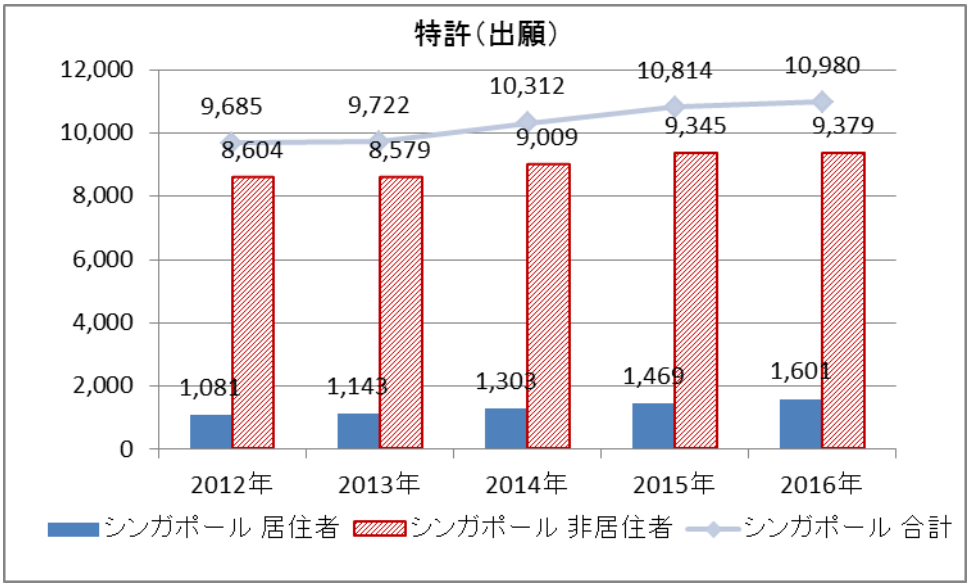

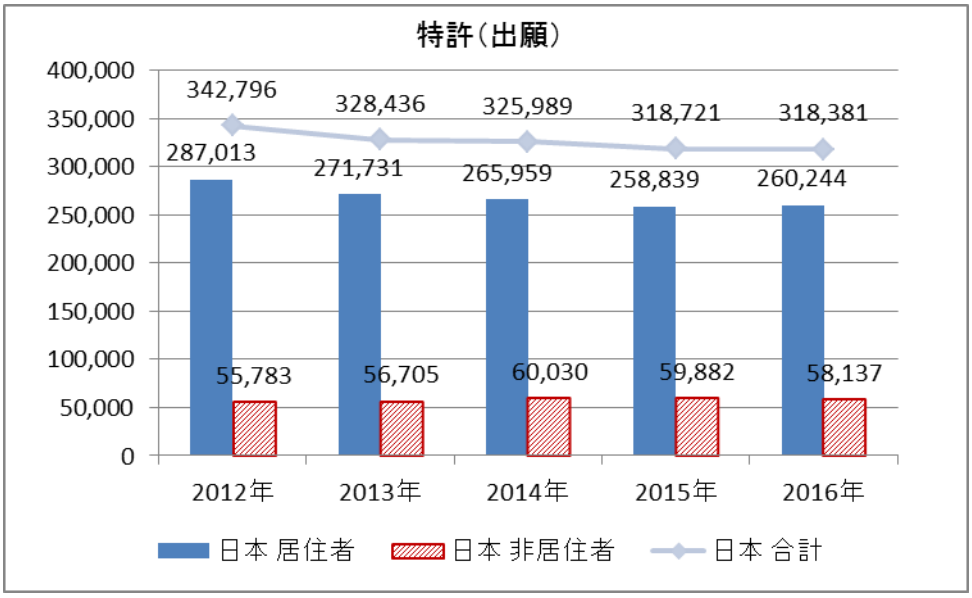

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、シンガポールでは平均すると居住者に対して非居住者は 7 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 5 倍程度であった。
- 居住者の特許出願件数について、シンガポールと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 266 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 163 倍程度まで小さくなっている。
- シンガポールの特許出願件数について、5 年間の推移をみると、緩やかに増加している。シン

493 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

ガポール居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、非居住者は 2012～2013 年は減少しているが、2013～2016 年は緩やかに増加している。

（参考）日本の特許出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2015 年は緩やかに減少しており、2016 年に微増している。他方、非居住者は 2014 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-165 ：意匠出願件数[494]

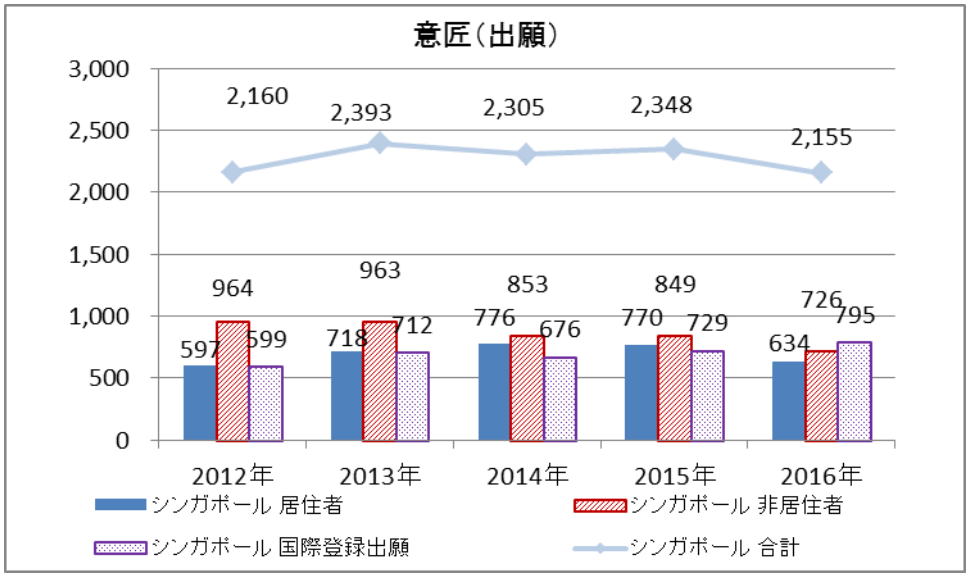

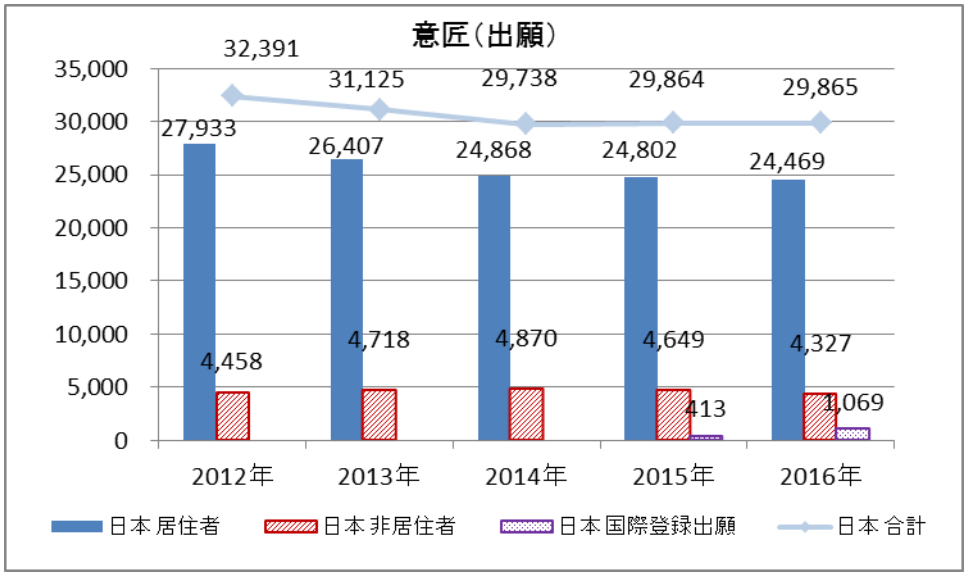

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、シンガポールでは平均すると居住者に対して非居住者は 1.3 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 6 倍程度であった。
- 居住者の意匠出願件数について、シンガポールと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 47

494 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

倍程度多かったが、2016 年にはその差が 39 倍程度まで小さくなっている。

- シンガポールの意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少へ転じ、2015 年に微増するも、その後再び減少へ転じた。居住者については、2014 年をピークに減少に転じている。非居住者については、緩やかに減少している。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少へ転じ、その後再び増加へ転じた。

  （参考）日本の意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2014 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-166 ：商標出願件数[495]

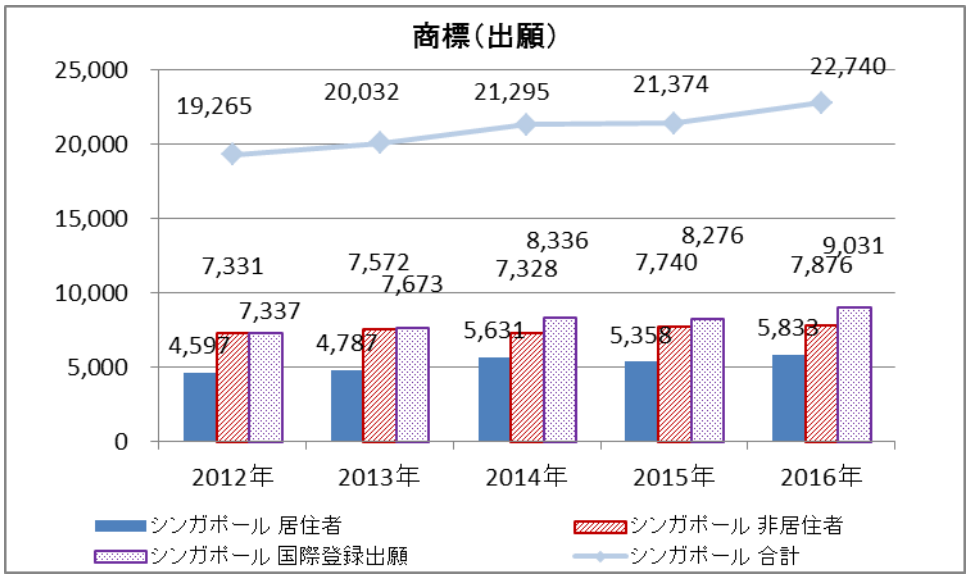

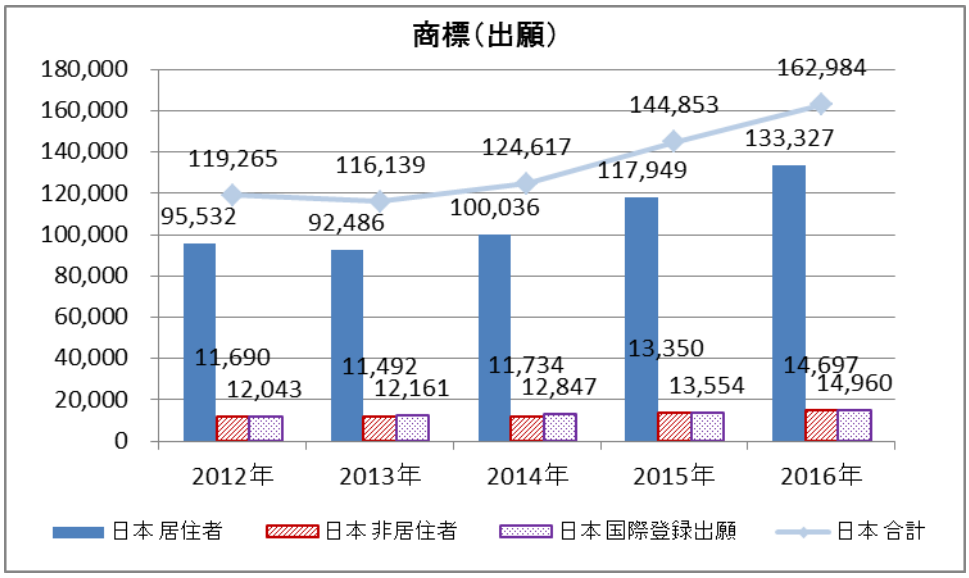

495 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

・ 居住者と非居住者の件数を比較すると、シンガポールでは平均すると居住者に対して非居住者は 1.5 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 9 倍程度であった。
・ 居住者の商標出願件数について、シンガポールと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 21 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 23 倍程度まで大きくなっている。
・ シンガポールの商標出願件数について、5 年間の推移をみると、増加している。居住者については、2012～2014 年は増加しているが、2015 年は減少へ転じ、2016 年は再び増加へ転じた。非居住者については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少し、その後は増加している。国際登録出願については、2012～2014 年は増加しているが、2015 年に一旦減少し、2016 年には再度増加している。
（参考）日本の商標出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は減少しているが、その後は増加している。非居住者も同じ傾向が確認できる。国際登録出願については、緩やかに増加している。

（２） シンガポールの産業財産権の登録件数

図表 Ⅲ-167 ：特許登録件数[496]

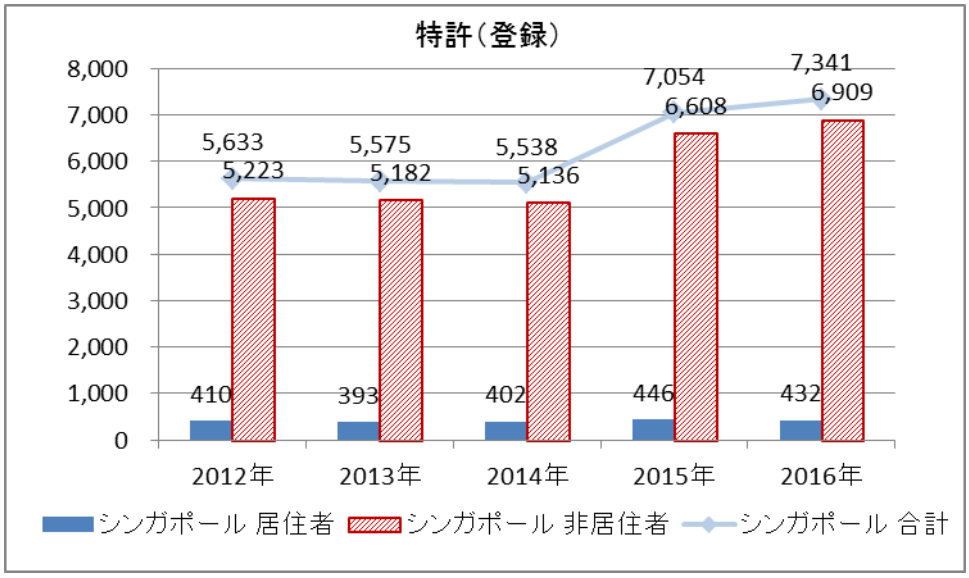

[496] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

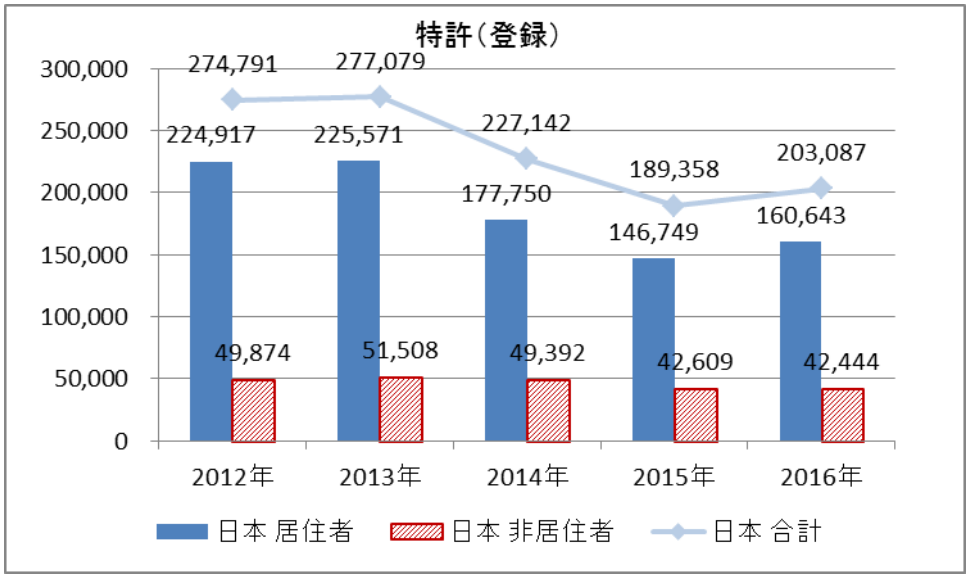

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、シンガポールでは居住者に対して非居住者は、2012年には13倍程度多かったが、2016年には16倍程度まで増えている。なお、日本では非居住者に対して居住者は4倍程度であった。
- 居住者の特許登録件数について、シンガポールと日本を比較すると2012年は日本の方が549倍程度多かったが、2016年にはその差が372倍程度まで小さくなっている。
- シンガポールの特許登録件数について、5年間の推移をみると、2012～2014年は減少しているが、その後増加へ転じた。非居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、居住者は2012～2013年は減少しているが、2013～2015年は増加に転じ、その後再び減少に転じている。

  （参考）日本の特許登録件数について、5年間の推移をみると、居住者については2012～2013年は微増しているが、2013～2015年は減少し、2016年に再び増加へ転じている。他方、非居住者は2013年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-168 ：意匠登録件数[497]

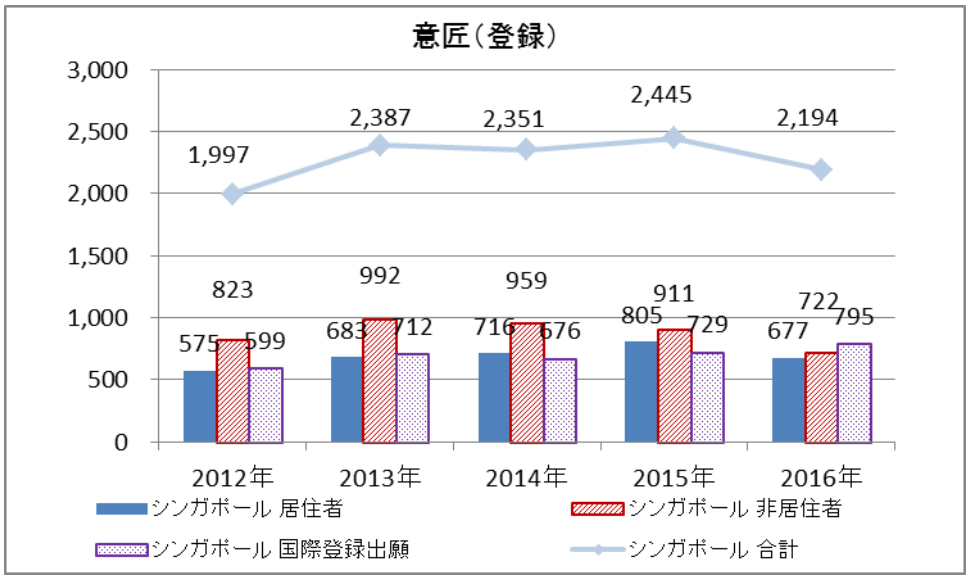

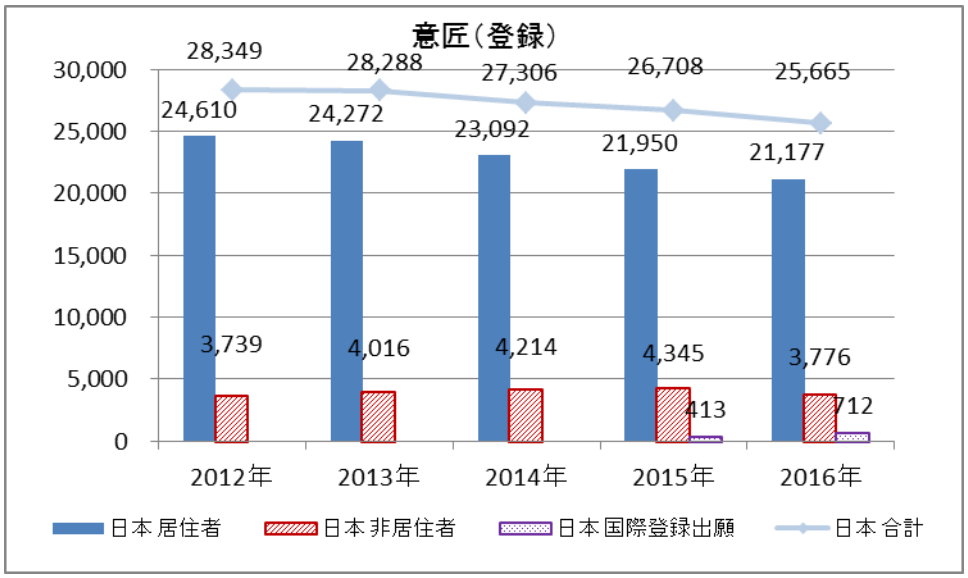

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、シンガポールでは平均すると居住者に対して非居住者は 1.3 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 6 倍程度であった。
- 居住者の意匠登録件数について、シンガポールと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 43 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 31 倍程度まで小さくなっている。
- シンガポールの意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少へ転じ、2015 年は再び増加へ転じたが、2016 年には再び減少へ転じた。居住者については、2012～2015 年は増加しているが、2016 年に減少へ転じた。非居住者については、2013 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少に転じ、その後は再び増加している。

[497] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

（参考）日本の意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2015 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-169 ：商標登録件数[498]

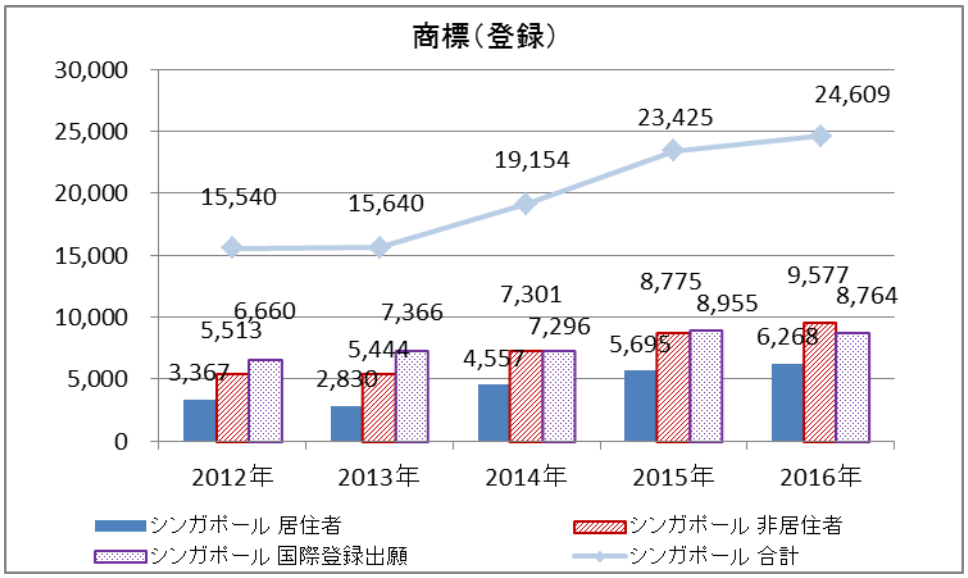

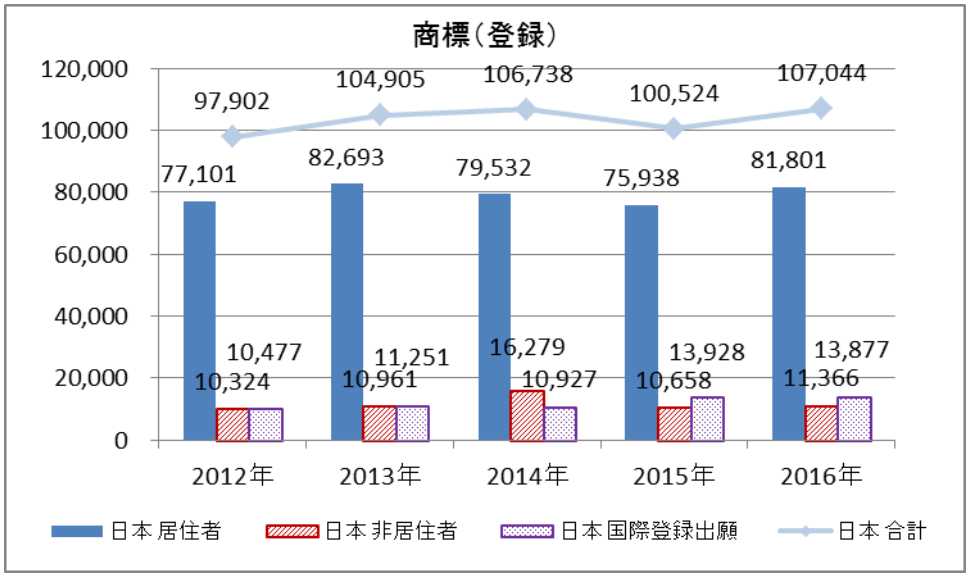

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、シンガポールでは平均すると居住者に対して非居住者は 1.6 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 7 倍程度であった。
- 居住者の商標登録件数について、シンガポールと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 23 倍程度多かったが、2013 年は 29 倍程度、2016 年には 13 倍程度と変移している。
- シンガポールの商標登録件数について、5 年間の推移をみると、増加している。居住者、非居

498 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

住者については、2012～2013 年は減少しているが、その後増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少し、2015 年に再度増加しているが、2016 年には再び減少に転じている。

（参考）日本の商標登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年には再び増加に転じている。非居住者については、2012～2014 年は増加し、2015 年に一旦減少したが、2016 年には再び増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少に転じ、2015 年に再度増加したが、2016 年に再び減少に転じている。

1.13.1.2. 中小企業の定義・根拠法令（各国の定義、日本との相違点）

（１） シンガポールの中小企業の定義・根拠法令

シンガポールには、日本の中小企業基本法によって規定されるような中小企業の定義はない。各機関や実施プログラムごとに必要に応じて中小企業の定義を定めている。以下の定義は、参照情報によるものである。

図表 Ⅲ-170 ：中小企業の定義･依拠法

依拠法	該当なし
基本的な考え方	・ 現地株式保有 且つ ・ 年間売上高 又は 従業員数
定義の詳細	・ 少なくとも 30%の現地株式保有且つ、グループ年間売上高 1 億ドル以下又は、グループ従業員数 200 人以下
参照情報	・ SkillsFuture Singapore Agency ホームページ https://www.skillsconnect.gov.sg/sop/portal/Important%20Notes/SME_definition_not_updated.jsp#

（２） シンガポールのベンチャー企業の定義・根拠法令

該当する依拠法及は確認できなかった。

1.13.1.3. 中小企業の実態（各国・地域の中小企業数、業種比率）

（１） シンガポールの中小企業数

シンガポールの中小企業は、2017 年時点で、全企業数が 220,100 社のうち、99.5%を占めている。

図表 Ⅲ-171 ：中小企業数[499]

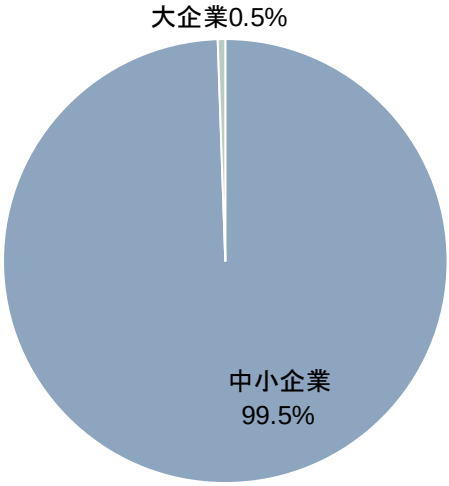

1.13.1.4. 知的財産活用支援や中小企業支援に関する依拠法および経緯

（１） シンガポールの産業財産権活用支援に関する依拠法および経緯

シンガポールは、日本の知的財産基本法に該当する法律は確認できていない。ただし、IPOS が 2013 年 3 月に発表した「知的財産権（IP）ハブマスタープラン」、2017 年 5 月には、IP ハブマスタープランが改訂され[500]、同国の知的財産政策のステップアップを表現していると評価する声は多い[501]。

図表 Ⅲ-172 ：産業財産権活用支援に関する依拠法および計画

依拠法	経緯や特徴
該当なし	－

計画など	概要
① IP ハブマスタープラン改定版	上述参照

499 SingStat Table Builder (Department of Statistics Singapore) https://www.tablebuilder.singstat.gov.sg/publicfacing/mainMenu.action
500 IP ハブマスタープラン改定版 https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/about-ipos-doc/full-report_update-to-ip-hub-master-plan_final
501 ヒアリング調査にて把握

（２） シンガポールの中小企業支援に関する依拠法および経緯

シンガポールでは、通商産業省（Ministry of Trade and Industry：MTI）[502]が産業政策の主務官庁となっている。

地元企業に対する様々な支援について、それまで複数の組織体に分散して実施されていた。2018 年 4 月に SPRING Singapore と IE Singapore とを合併しエンタープライズ・シンガポール（Enterprise Singapore）[503]を創設、また、情報通信産業については、情報通信メディア開発庁（Info-communications Media Development Authority : IMDA)[504]が管轄しており、地元企業（中小企業）に対する支援施策を展開している。このほか、政府機関であるシンガポール科学技術研究庁（Agency for Science, Technology and Research：A*STAR）[505]が地元企業を支援する施策を展開している。シンガポールの中小企業支援制度は、知的財産を含む多くの活動を含めエンタープライズ・シンガポールの下に集中化されている。

なお、シンガポールには、中小企業やその支援について規定する法律などはない。

図表 Ⅲ-173 ：中小企業支援に関する依拠法

依拠法	経緯や特徴
該当なし	–

1.13.1.5. 支援戦略・計画（知財戦略、知財推進計画に類するもの）

（１） シンガポール知財庁

IPOS が 2013 年 3 月に発表した「知的財産権（IP）ハブマスタープラン」において、シンガポールをアジアにおける「IP ハブ」としての位置付けを担うことをうたい、同国が権利保護の強化や知的財産を利用した国内・国際取引の拡大を図るため、信頼性ある中立的な拠点となることを提唱した。この IP ハブマスタープランでは、IP 取引・管理、IP 登録、IP 紛争解決、の 3 つのハブとなることを通じて、シンガポールが IP 関連取引の活発かつ持続的な拠点になることを掲げていた。

また、2017 年 5 月には、IP ハブマスタープランが改訂され[506]、革新的企業が IP をベースとして商業化および収入化できるような次のステップが明示された。そのステップは以下の 3 つの目標により推し進められている。1 つは知財専門家を増加させることによる知財専門家の存在感の拡大。1 つはシンガポールにおける知的財産およびイノベーション計画の改善。そして、2019 年までに 1,500 社の企業が自ら保有する知的財産の価値を理解できるような効果的な市場の創設に努めること、および企業の特性に合致させることができる知的財産監査人材の提供、そして 150 の企業に対する知的財産の戦略的支援をかかげている。

なお、こうした IP ハブマスタープランの改訂は、同国の知的財産政策のステップアップを表現

[502] MTI ウェブサイト　https://www.mti.gov.sg/
[503] エンタープライズ・シンガポールウェブサイト　https://www.enterprisesg.gov.sg/
[504] IMDA ウェブサイト https://www.imda.gov.sg/
[505] A*STAR ウェブサイト https://www.a-star.edu.sg/
[506] IP ハブマスタープラン改定版 https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/about-ipos-doc/full-report_update-to-ip-hub-master-plan_final

していると評価する声は多い[507]。

図表 Ⅲ-174 ：シンガポール知財庁の知財戦略及び計画

依拠法	経緯や特徴
該当なし	－

計画など	概要
IP ハブマスタープラン改定版	上述参照

（２） シンガポール企業経済庁

中小企業に対する知的財産施策は、前述する IPOS が中心となり推進する施策に集約されているとみられる。文献や公表資料では確認できていない。

1.13.1.6. 支援体制および役割分担（中央政府、地方政府、支援機関）

シンガポールにおける中小企業の知的財産制度活用支援施策に関わる機関について代表的な機関を整理した。[508]シンガポール知財庁（IPOS）を中心に、民間を含む支援機関の連携が図られている。

（１） 中央政府

IPOS の傘下機関として以下の３機関がある。

- 知財専門家の教育・訓練事業を担う　IP Academy
- 知的財産評価事業や企業間連携事業を担う　IP ValueLab
- 国際的な取組を担う　IPOS International

このほか、政府系機関で、知財活用支援に関わる機関は、以下が代表的な機関となっている。

- エンタープライズ・シンガポール（Enterprise Singapore: ESG）
- シンガポール金融管理局（Monetary Authority of Singapore: MAS）
- 財務省（Ministry of Finance: MOF）
- シンガポール国立研究財団（National Research Foundation: NRF）
- 科学技術研究庁（Agency for Science, Technology and Research: A*STAR）

（２） 地方政府

シンガポールには地方政府の概念が存在しない。

（３） 支援機関

中小企業（地元企業）を支援する組織体・支援機関として、以下が代表的な機関となっている。

507 関係機関ヒアリング調査より
508 質問票調査にて把握

・ 中小企業協会（Association of Small & Medium Enterprises: ASME）
・ シンガポールビジネス連盟（Singapore Business Federation: SBF）

1.13.2. シンガポールの具体的な支援施策の現状把握

1.13.2.1. 支援施策の概要

シンガポールにおける中小企業（地元企業）の知的財産制度活用支援施策に関わる機関について代表的な機関を整理した。IPOS および傘下機関、政府関係機関により取組をとりあげている。中小企業に限定した施策は限定的で、ここでは、シンガポールに所在する企業（地元企業）に向けて展開されている施策を IPOS が主催するものを中心に整理した[509]。

（１） 知的財産制度活用促進

施策名	FinTech Fast Track フィンテックファストトラック（FTFT）[510]
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	FinTech 分野におけるイノベーション促進
概要	2018 年 4 月 26 日に開始され、FinTech の特許出願に関して、受理から付与までのプロセスを 6 か月間に短縮した。 このイニシアティブの目的は、シンガポールでの FinTech イノベーションの成長を支援することと、企業が自社の製品やサービスをより迅速に市場に出して商品化することを可能にすることである。企業はこの迅速化されたサービスを利用して、グローバルに特許保護を取得することができるとしている。
対象・要件	FinTech 分野に係る特許出願であること。 中小（地元）企業（も含まれる）
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） ○その他（ テーマに特化した早期審査 ）
実績	2018 年次に権利付与件数の実績が上がっている（プレスリリースより）
実施主体	シンガポール知的財産局（Intellectual Property Office of Singapore : IPOS）

509 質問票調査より得た情報をもとに作成
510 IPOS ホームページ https://www.ipos.gov.sg/protecting-your-ideas/patent/application-process/accelerated-programmes

施策名	12 Months File-to-Grant [511]
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	活用可能な知的財産権を早期に付与する。
概要	特許出願人は、特許の IP 登録の公約の一部として一定の要件を満たすことを条件として、出願後 12 か月以内にシンガポール出願の付与を受けることができるもの。 これまで長いとされてきた出願から権利付与までの期間を短縮する（もしくは、権利付与の時期を明確にする）もの。
対象・要件	中小（地元）企業（も含まれる）
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） ○その他（ 早期審査 ）
実績	－
実施主体	シンガポール知的財産局（Intellectual Property Office of Singapore : IPOS）

施策名	Patent Prosecution Highway 特許審査ハイウェイ（PPH)[512][513]
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	活用可能な知的財産権を早期に付与する。
概要	特許審査ハイウェイ（PPH）は、他国特許庁における特許出願の審査プロセスを、他国特許庁からの審査結果を参照することによって加速することができるプログラム。出願人は出願対応する特許をより迅速かつより効率的に他国において取得することができる。シンガポール特許出願、またはシンガポールに国内移行した PCT 出願が対象となる。

511 IPOS ホームページ https://www.ipos.gov.sg/protecting-your-ideas/patent/application-process/accelerated-programmes
512 IPOS ウェブサイト https://www.ipos.gov.sg/protecting-your-ideas/patent/application-process/accelerated-programmes
513 新興国等知財情報データバンク ウェブサイト https://www.globalipdb.inpit.go.jp/application/8247/

	・ 中国国家知的所有権庁（SIPO）、メキシコ工業所有権庁（IMPI）、および欧州特許庁（EPO）との間で PPH パイロットプログラムを実施。 ・ IPOS は、Global Patent Prosecution Highway（GPPH）パイロットプログラムに参加。 GPPH ネットワークには、日本特許庁（JPO）、米国特許商標庁（USPTO）、韓国知的所有権庁（KIPO）およびドイツ特許商標庁を含む 25 の機関が参加している。 ・ GPPH パイロットの下では、IPOS 特許出願の早期審査の請求は、特許調査及び審査結果（国内作業成果物）又は国際調査及び/又は特許協力条約（PCT）に基づく審査結果に依拠することによって行うことができる。
対象・要件	中小（地元）企業（も含まれる）
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） ○その他（ 早期審査 ）
実績	統計情報が提供されている[514]
実施主体	シンガポール知的財産局（Intellectual Property Office of Singapore : IPOS）

施策名	ASEAN Patent Examination Co-operation (ASPEC)[515]
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	参加国の出願人が、対応する特許をより迅速かつより効率的に取得できるように、参加している知財庁間で検索および審査の結果を共有すること
概要	ASEAN 特許審査協力（ASPEC）は、2009 年 6 月 15 日に開始されたプログラムで、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの 9 カ国の ASEAN 加盟国（AMS）の地域ワークシェアリングプログラム。 行われた検索および審査作業の重複を減らし、それによって時間と労力を節約すること目的している。さらに、審査段階で行われた検索および検査作業は、品質レポートを作成する際の有用な参考資料として役立てることができる。 ASPEC は、参加しているすべての知財庁などで英語により運営されている。申請

514 IPOS ウェブサイト https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/Protecting-your-ideas/Patent/pph-statistics-02-jul-2018.pdf

515 IPOS ウェブサイト https://www.ipos.gov.sg/protecting-your-ideas/patent/application-process/accelerated-programmes

	者の負担は無料。
対象・要件	中小（地元）企業（も含まれる）
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） ○その他（ 審査効率化による利便性向上 ）
実績	統計情報が提供されている[516]。
実施主体	シンガポール知的財産局（Intellectual Property Office of Singapore : IPOS）

（２） 海外展開支援

施策名	Market Readiness Assistance（MRA）Grant(市場準備支援（MRA）交付金)[517]
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	海外進出を目指す企業に対し助成金を支給し、国際的な事業展開を後押し
概要	中小企業に対し、海外進出を支援する市場準備支援（MRA）助成金を支給し、国際的な事業展開を後押しする。 中小企業は以下の支援を受けることができる。 対象となる費用の最大 70%、1 会計年度あたり 1 社あたり 2 万 S ドルが上限 条件は以下のとおり。 ・ 1 会計年度あたり審査件数最大 2 件 ・ 申請ごとに 1 回の活動（市場参入、見本市への参加など）に限定 ・ 企業は次の基準を満たす必要がある 法人はシンガポールに登録/設立されている 株式の少なくとも 30%をシンガポール国内株主が保有 最新の監査報告に基づく年間グループ売上高が 1 億 S ドルを超えない、 またはグループ従業員数が 200 人を超えない ・ 支援可能な活動リスト[518]が公表されている。
対象・要件	中小企業

[516] ASEAN Intellectual Property Portal ウェブサイト https://www.aseanip.org/Statistics/ASEAN-Patent-Examination-Cooperation-ASPEC-Statistics
[517] Enterprise Singapore ウェブサイト https://ie.enterprisesg.gov.sg/assistance/mra
[518] Enterprise Singapore ウェブサイト https://ie.enterprisesg.gov.sg/-/media/ie-singapore/files/assistance-for-local-companies/mra_supportable_activities.pdf?la=en

支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	Enterprise Singapore

（３）　専門家活用支援

施策名	IP ValueLab[519]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 ○支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	専門家からの商業的な助言を通じ、無形資産から価値を引き出し、シンガポール企業が世界規模で競争することを支援
概要	知的財産の価値を引き出すには、世界レベルの商業的専門知識が必要であるとして、IP ValueLab では、無形資産から価値を引き出すソリューションを提供し、シンガポール企業が世界規模で競争することを支援している。 IP ValueLab と EverEdge は、シンガポールで戦略的知的財産および無形資産アドバイザリーサービスを提供するための提携を締結。 このアライアンスを通じ、IP ValueLab と EverEdge がシンガポールの企業や組織と協力して、無形資産に関するアドバイス、専門知識、および支援を提供している。 また、シンガポールを拠点とする中小企業、多国籍企業、シンガポールの公共団体、大学、研究機関と連携していくとしている。
対象・要件	中小（地元）企業（も含まれる）
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） ○人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	シンガポール知的財産局（Intellectual Property Office of Singapore : IPOS）

519 IP ValueLab ウェブサイト　http://www.ipvaluelab.com.sg/About-us

（４） 支援人材育成

施策名	Master of IP and Innovation Management[520]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 ○支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	次世代の知財専門家（弁理士、知的財産管理および知的財産技術の専門家など）を育成
概要	IPOS の教育および訓練部門である IP アカデミーは、シンガポール社会科学大学と共同で知的財産およびイノベーション管理のマスター認定制度を開発。 MIPIM プログラムは、シンガポールで提供される IP およびイノベーション管理における最初で唯一の大学院プログラム。 このプログラムは高度なスキルを身につけ、イノベーションライフサイクルのさまざまな段階で企業を支援することができる次世代の知財専門家、例えば弁理士、知的財産管理および知的財産技術の専門家を育成することを目的としている。 ・ イノベーションは人々の生活を向上させるだけではなく、経済や企業が今日の世界市場で競争力を維持するための重要な手段。 ・ イノベーション主導の環境では、シンガポール政府と企業は、無形資産と知的財産が企業価値の大部分を占めることを認識。 ・ ビジネス目標を達成するために知財戦略を開発し調整することができる優秀な知的財産専門知識を持つ専門家、およびイノベーションと知的財産を価値ある商業的利用に発展させることができるビジネスリーダーの育成を目指す。 ・ このプログラムを通じて、シンガポール社会科学大学はノウハウと実践的なスキルを身に付けた人材育成機関になることを目指している。 ・ プログラムでは、以下の専門分野に関するカリキュラムを提供。 　・ 特許庁トラック（出願などに関する） 　・ 知的財産管理トラック 　・ 知的財産テクノロジートラック ・ プログラム構成 MIPIM カリキュラムは、知的財産法と知的財産管理に関する共通カリキュラムで構成されている。さらに、専門分野の知識とスキルを習得できる 3 つの専門コースを持つ。
対象・要件	○入学条件 ・ シンガポール市民、シンガポール永住者またはシンガポールの居住者であること。

520 Singapore University of Social Sciences (SUSS)ウェブサイト
http://www.suss.edu.sg/programmes/detail/master-of-ip-and-innovation-management-mipim-maj

	・ 認められた学士号または同等の学位を最低限持っていること。特許庁および知的財産技術の専門分野については、科学、工学または技術の学位が優先される。 ・ 21 歳以上であること。 ・ 少なくとも 2 年間の実務経験がある。 ＜対象者＞ ・ 弁理士・代理人を目指す専門家 ・ 知識とスキルを深めることを目指している知財専門家 ・ 知的財産業界への就業や、職務や組織に価値を付加するためのスキルの向上に興味を持っているプロフェッショナルや中堅社員を対象。 ＜卒業後のキャリアの見通し＞ 卒業生は、創造、保護、活用を含むイノベーションライフサイクルのさまざまな段階で知的財産管理スキルを効果的に応用し実践する能力を備えることから、考えられるキャリアの選択肢はいかが例示されている。 ・ 特許事務所 ・ イノベーションと研究開発に関する管理職およびアドバイザー ・ 知的財産管理または知的財産技術コンサルタント業
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） ○人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	シンガポール社会科学大学

施策名	知的財産専門家のための職業転換プログラム The Professional Conversion Programme for Intellectual Property Professionals (IP-PCP)[521]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 ○支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	知的財産管理を担う知財専門人材を創出
概要	Workforce Singapore や SkillsFuture Singapore などの他機関と協力し

[521] IPOS ウェブサイト　https://www.ipos.gov.sg/ippcp

	て、知的財産の普及啓発と人材育成に政府の資金を提供している。 適格とされる現地企業（シンガポール企業）は、新たに雇用された従業員を特定の知的財産業務に関する訓練を受けさせるため、知的財産の職業転換プログラム（IP-PCP）に基づく資金を提供する。 SkillsFuture Study Award は知財スキルの習得または向上を目的とし知的財産トレーニング費用に対する助成金である。 IP-PCP は、シンガポールに拠点を置く企業が知的財産とイノベーション部門人材のキャリア支援のために設計されている。 Workforce Singapore（WSG）と IPOS の協働事業となっている。 IP-PCP は、知的財産とイノベーション管理の専門知識、およびイノベーションへつながるスキル、資産価値を高めるためのスキルを個人に提供することを目的としている。 IP-PCP は、知的財産管理アドバイザー、知的財産テクノロジーアドバイザー、および特許エージェントという、さまざまな知的財産関連職種を育成するためのさまざまなコースオプションと資金を提供している。
対象・要件	＜参加企業登録要件＞ ・ シンガポールに登記または法人化されている組織体（企業） ・ プログラム期間中、研修生の指導と訓練を行う監督者を配置できること ＜対象となる従業員＞ ・ 2 年以上の就業経験のあるシンガポール人または永住者 ・ 申請前に参加企業に 12 ヶ月以内に採用されていること（新規採用含む） ・ 申請している IP-PCP トラックに固有のコースを受講していないこと ・ 申請している IP-PCP トラックに特化したコースへの登録に成功していること ・ 知的財産テクノロジーまたは特許代理人トラックを申請する場合は、少なくとも科学および/または工学の分野で学士号を取得していること ＜その他の条件など＞ 研修生はコースを修了し、合格し、コース期間中は参加企業が引き続き助成金の受給資格を得るために雇用が継続される必要がある。 参加企業は、IPOS で要求されているすべての進捗報告と文書の提出義務を負う。
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） ○人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－

実施主体	シンガポール知的財産局（Intellectual Property Office of Singapore : IPOS） Workforce Singapore（WSG）

施策名	SkillsFuture Study Award[522]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 ○支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	シンガポールの将来の経済成長を推進する重要な推進力として知的財産（IP）、および IP 商業化のための能力を増強する
概要	SkillsFuture Study Award は、知的財産スキルの習得またはレベルアップを目指すシンガポール人の合格者に S＄5,000 の一時金を無担保で支給するもの。継続的な教育およびキャリア開発のためのトレーニングに関連する費用の支払いに使用できる。 知的財産部門は、経済の様々な分野の企業内の知的財産活動に焦点を当てた社内専門家、ならびに知的財産保護、訴訟/紛争解決、および商業化活動に関連するコンサルタントのための専門的サービスを提供する専門企業からなる。
対象・要件	＜適格基準＞ ・ 2 年以上のフルタイム勤務経験を持つシンガポール人 ・ SkillsFuture Study Award をこれまで利用していない、また、同じコースの全額奨学金の受領者ではない ・ IPOS 子会社の公務員およびスタッフは、SkillsFuture Study Award の対象に含まれない ・ 継続的な教育と訓練を通じて、知的財産スキルの深化または知的財産分野に関連する補完的スキルの拡大を目指すこと ・ 現在または将来の職務で習得したスキルを個人のキャリア開発計画の一部として位置づけること ・ 関連するコースのコース参加要件を満たし、選択されたコース受講を済ませていること ・ 申請時点で学習コースを完了していないこと（就学中であること）、また、履修中のコースを 2020 年 6 月 30 日までに修了すること ・ 受講料はＳ＄3,000 以上（助成金、補助金、賞、奨学金、後援などの適切な資金を差し引いた後）にする必要がある ・ （SkillsFuture Study Award は、SkillsFuture Credit や SkillsFuture Mid-Career Enhanced 補助金など、既存の政府コース受講料補助金に加

[522] シンガポール政府ウェブサイト　http://www.skillsfuture.sg/studyawards/intellectual-property

	えて使用できる。他の補助制度との併用を認める） ・ 雇用主による指名の場合には、指名の理由、被任命者の業績の詳細、および会社/部門における昇進の可能性を添え、そして研究コースが被任命者の達成にどのように役立つかを説明しなければならない ・ 個々の申請者は、現在または以前の雇用主から推薦状または紹介状を提供しなければならない
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） ○人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	シンガポール知的財産局（Intellectual Property Office of Singapore : IPOS）

（５） 知的財産価値評価・知財金融

施策名	IP Financing Scheme (IPFS)[523]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策 （中小企業の保有する知的財産権の価値評価、資金提供）
目的	シンガポールでの知的財産取引の円滑化と取引市場の開設に向けた特別プロジェクトとして、知的財産を活用した融資促進に資するプログラムを実施
概要	2014 年に IP 資金調達スキーム（IPFS）を導入。 このスキームの下では、スキーム利用企業は、参加する 4 つの金融機関（PFI）[524]のいずれかに知的財産を担保として融資を申し込むことができる。知的財産評価報告書は、融資申請とともに PFI に提出する必要があり、評価報告書を作成する事業者としては７つの専門事業者から選択することができる。申請対象はシンガポールで設立された企業である。 融資の申し込みが成功し、承認された融資を引き出すと、スキーム利用企業は知的財産評価コストを支払うために IPOS が提供する評価補助金を活用できる。[525] IPFS は 2018 年 3 月 31 日に廃止された（想定する実績に至らなかったため

523 IPOS ウェブサイト　https://www.ipos.gov.sg/growing-your-business-with-ip/funding-assistance
524 IPOS ウェブサイト https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/media-events-docs/press-releases/annex-a.pdf
525 IPOS ウェブサイト https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/Growing-your-business-with-IP/funding-assistance/ipfsinformationsheetvnov2017---ipos.pdf

	[526]）。 ＜IPFS の背景と目的＞ ・ IP ファイナンススキーム（IPFS）は、知的財産を豊富に有しているが資産に乏しい企業に対し、知的財産を活用したファイナンスへのアクセスを増やすために 2014 年に開始された。 ・ IPFS は、シンガポールでの知的財産取引の円滑化と取引市場の開設に向けた特別プロジェクトとされた。 ・ IPFS の下では、企業は参加する金融機関（PFI）からの融資を受けるための担保として知的財産を活用することができ、シンガポール政府は IP 担保融資のリスクを PFI と共有するプロジェクトとなっている。 ＜IPFS スキームの結果＞ ・ 過去 4 年間で、IPFS は 3 社に対し、最大 1,200 万シンガポールドルの IP ファイナンスを実施。 ＜進行中の計画＞ ・ IPOS は、無形資産の商品化において知的財産を活用することで、企業の成長と収益性を支援することに継続して取り組んでいくとしている。[527] ・ 知的財産の豊富な企業により大きな利益をもたらすことになる代替の資金調達方法を模索していくとしている。考えられる選択肢について、現在の金融機関に対する債務ベースの資金調達から、PE および VC のプレイヤーに対する株式ベースの資金調達への移行を選択肢の 1 つとしてあげている。 ・ シンガポールで知的財産保険を導入する可能性についても調査研究を進めていくとしている。
対象・要件	中小（地元）企業（も含まれる）
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） ○その他（ 知財金融、知的財産価値評価 ）
実績	3 社
実施主体	シンガポール知的財産局（Intellectual Property Office of Singapore : IPOS） IP ValueLab

526 質問票調査とヒアリング調査にて把握
527 質問票調査にて把握

（６）　その他の施策について

施策名	知的財産開発インセンティブ（IP DEVELOPMENT INCENTIVE：IDI）[528][529]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策（　知的財産商業化促進　）
目的	シンガポールからの知的財産（IP）の商業化に対する新たな税制優遇措置。適格特許およびその他の知的財産権からの所得に対して譲歩的な税率を提供。
概要	パテントボックス制度に類似するインセンティブ制度。シンガポールはインドを除くアジア太平洋地域で唯一同制度を確立している国である。 インセンティブ期間中に発生した適格な知的財産からの所得のうち 5%または10%の法人税率の引き下げを受けることができる。 IPOS は EDB、MOF および他の経済機関と協力して、研究開発活動から生じる IP の活用を促進することを目的とした同スキームを導入した。この計画は研究開発への投資と革新を促進し、シンガポールにハイテク産業を定着させることも期待している。
対象・要件	中小（地元）企業（も含まれる）
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	シンガポール知的財産局（Intellectual Property Office of Singapore：IPOS） シンガポール経済開発委員会（Singapore Economic Development Board：EDB） 財務省（Ministry of Finance　：MOF）

施策名	ライセンス・オブ・ライト制度（実施許諾用意制度）[530][531]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援

528 EDB ウェブサイト https://www.edb.gov.sg/content/dam/edbsite/how-we-help/incentives-&-schemes/IDI%20circular%20(Oct2018).pdf
529 KPMG Tas Alert　https://home.kpmg/content/dam/kpmg/sg/pdf/2017/03/taxalert-201716.pdf
530 IPOS ウェブサイト https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/infopacks/licence-of-rights.pdf
531 INPIT 新興国等知財情報データバンク　https://www.globalipdb.inpit.go.jp/license/5835/

	地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策（ 知的財産商業化促進 ）
目的	権利化した知的財産を第三者にライセンスすることで知的財産権の有効活用を図るほか、知的財産権の保有のインセンティブの１つにする。
概要	特許をライセンス許諾することができる。その際、ライセンス・オブ・ライト制度（実施許諾用意制度）を利用すれば、特許権の更新手数料を半額にすることができる。 特許権者は、当該特許をライセンス許諾することができるが（シンガポール特許法第 41 条(3)）、さらに、誰でもライセンスを受ける権利を当然に取得可能である旨を登録簿に記入するよう、シンガポール知財庁（IPOS）に申請する必要がある。 ライセンスの条件は当事者の合意により決定するが、ライセンス条件について合意できない場合、IPOS の登録官に決定を求めることができる制度となっている。
対象・要件	中小（地元）企業（も含まれる）
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	シンガポール知的財産局（Intellectual Property Office of Singapore : IPOS）

1.13.2.2. 支援施策の評価方法の整理

（１） 施策実施の効果測定・評価の考え方

IPOS から、施策効果に対する把握などについて具体的な情報提供は得られなかった。[532]支援機関の多くは、中期事業計画において取組目標を明確にしており、その達成に向けた施策の推進、内容見直しを行っている。[533]

（２） 結果の活用の考え方

（１）につき、評価結果の活用についても具体的な公表や情報提供は得られなかった。

1.13.3. 知財活用支援施策の今後

1.13.3.1. 課題・問題点の整理

IPOS は、知財ハブマスタープラン改定版の実現を最大の目標に、施策実施上の課題などを把握するに努めているとされる。[534]

IPOS および傘下の３機関、起業支援を一手に担うエンタープライズ・シンガポール（Enterpries Singapore）による起業支援施策の展開、拡充が今後も図られることが予想される。多くの支援機関から、従前の海外企業の誘致による経済発展から、地元企業の発展、海外での知的財産を活用したビジネス展開による経済発展へと、進展のシナリオの転換を意識した取組が強化されるとコメントを得ており[535]、「知的財産の商業化による海外展開」「知財人材育成」「知財専門家育成」「知的財産価値評価」について今後も課題の早期解決に向け注力がなされていくと考えられる。

1.13.3.2. 解決に向けた動向（今後計画・予定されていること）

上記の課題に対する今後の計画は、多くの機関が 2020 年に中期事業計画の改定を控えており[536]、2019 年はその改訂作業が本格化する（今回、具体的な言及は得られなかった）。改定作業の過程のなかで今後の目標などが整理されてくると考えられ、各機関の考え方や施策内容について継続して把握していくことが重要となる。

---

[532] 質問票調査にて把握
[533] 質問票調査にて把握
[534] 質問票調査とヒアリング調査にて把握
[535] ヒアリング調査にて把握
[536] ヒアリング調査にて把握

1.14. インド

1.14.1. インドの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯

1.14.1.1. 知的財産面の体制の概要（日本との相違点を簡潔に整理）

インドの産業振興政策は、商工省（Ministry of Commerce and Industry：MCI）の産業振興政策局（Department of Industrial Policy and Promotion：DIPP）が行い、インド特許意匠商標総局（The Office of the Controller General of Patents, Designs, Trade Marks and Geographical indications：CGPDTM）などを所管している。一方、中小企業振興に関しては、中小企業省（Ministry of Micro, Small and Medium Enterprises：MSME）や農業省（Ministry of Agriculture & Farmers Welfare）などもそれぞれ産業振興策を担っている。

（１） インドの知的財産監督官庁

インドの知的財産監督官庁は、商工省産業振興政策局（DIPP）が所管するインド特許意匠商標総局（CGPDTM）である。

（２） インドの知的財産関連機関

知的財産権の促進などを担当する組織として、DIPP 所管の CIPAM（Cell for IPR Promotion and Management）が設置されている。また、DIPP 所管として、「スタートアップ・インディア（Startup India）」のイニシアティブ組織が設置されている。

中小企業庁（MSME）は中小企業に対する知的財産の活用に係る啓発事業を実施している。また、通信・情報技術省電子機器・情報技術局（DeitY）では中小企業、IT スタートアップの国際特許出願に係る費用を補助している。[537]

[537] 「MSME SCHEMES」GOVERNMENT OF INDIA

1.14.1.2. 知的財産権の出願・登録件数

（1） インドの産業財産権の出願件数

図表 Ⅲ-175 ：特許出願件数[538]

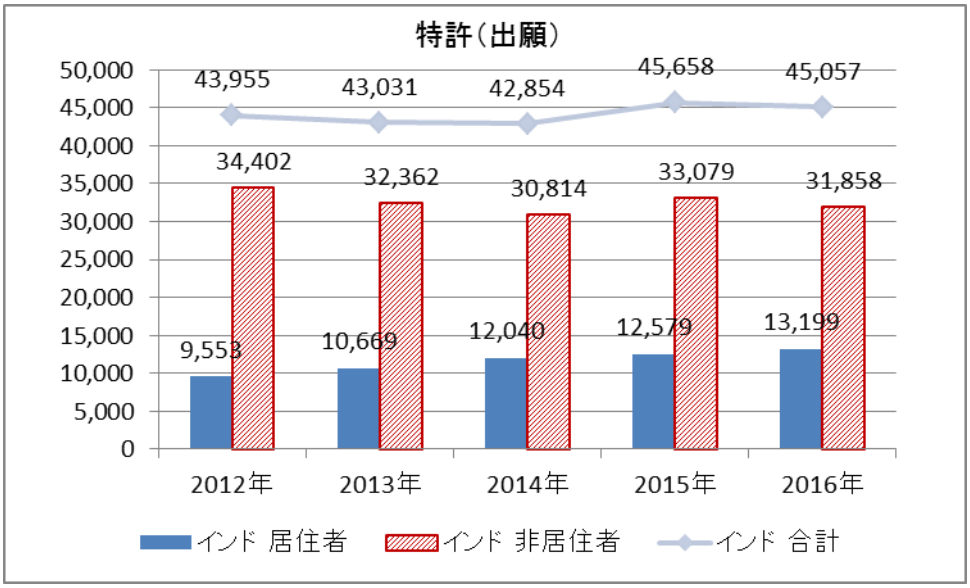

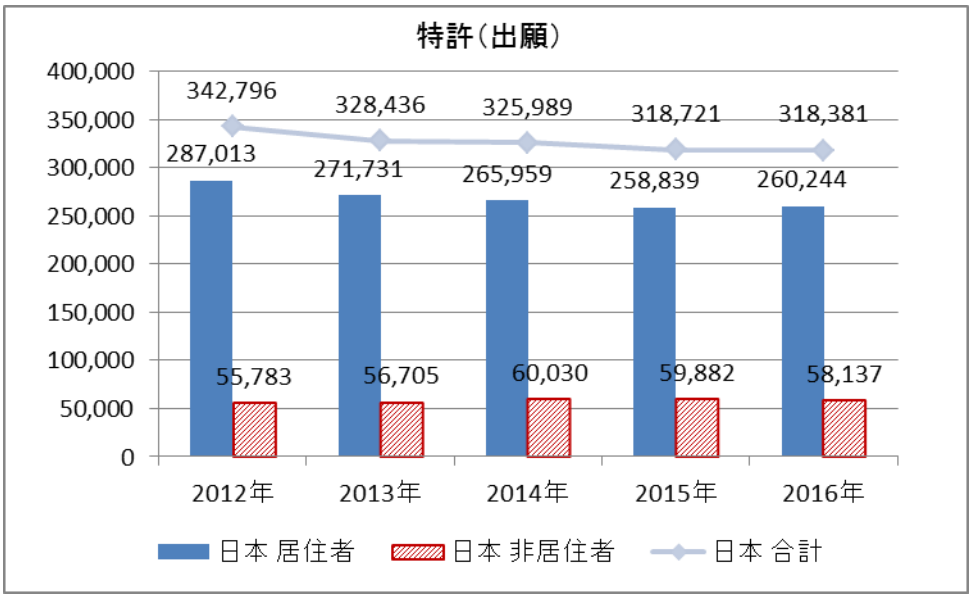

- 居住者と非居住者の特許出願件数を比較すると、インドでは非居住者の出願件数が居住者の 3 倍程度である。一方、日本では居住者の出願件数が非居住者の 5 倍程度である。
- 居住者の特許出願件数について、インドと日本を比較すると 2012 年は日本の出願件数がインドの 30 倍程度であったが、2016 年には 20 倍程度となっている。

538 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

・ インドの特許出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者は緩やかに増加している。一方、非居住者は 2012～2014 年は緩やかに減少しており、2015 年は増加したが、2016 年には再び微減へ転じた。非居住者にも同じ傾向が確認できる。

（参考）日本の特許出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2015 年は緩やかに減少しており、2016 年に微増している。一方、非居住者は 2014 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-176 ：意匠出願件数[539]

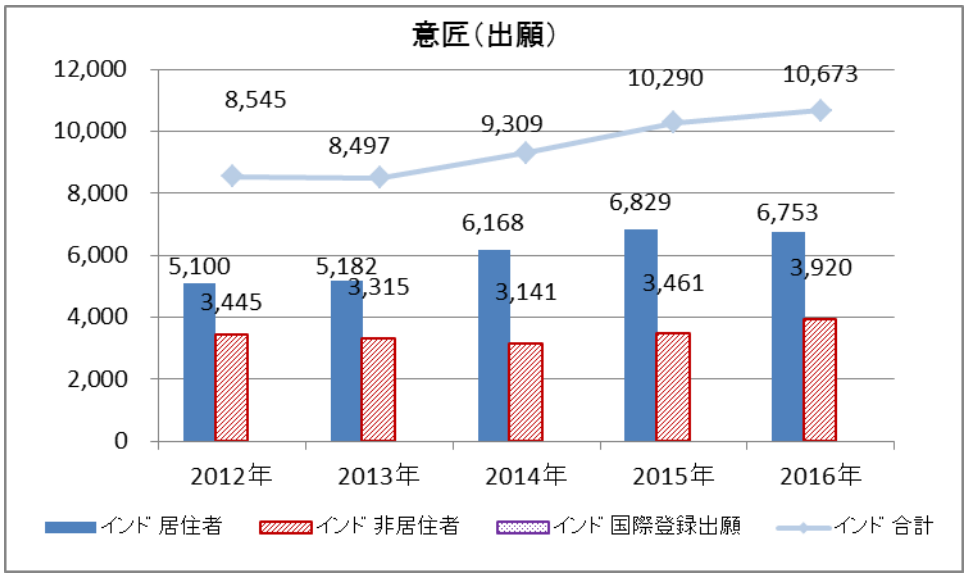

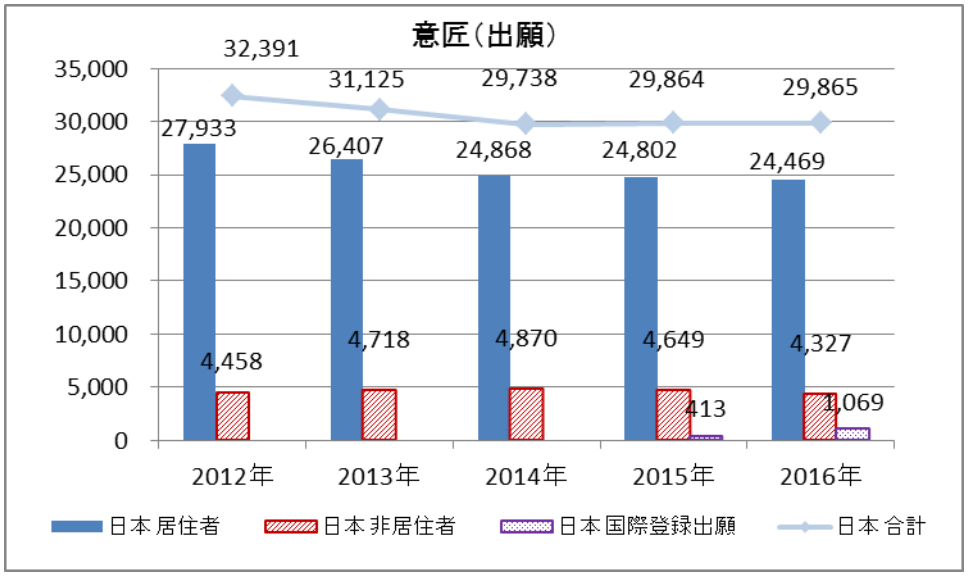

・ 居住者と非居住者の意匠出願件数を比較すると、インドでは居住者の出願件数は非居住者の 1.7 倍程度である。なお、日本では居住者の出願件数は非居住者の 6 倍程度である。

539 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

- 居住者の意匠出願件数について、インドと日本を比較すると 2012 年は日本の出願件数がインドの 5.5 倍程度であったが、2016 年には 3.6 倍程度となっている。
- インドの意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、全体では 2012～2013 年は減少しているが、その後は増加している。居住者については、2015 年をピークに減少に転じている。非居住者については、2012～2014 年は減少しているが、その後は増加している。
  （参考）日本の意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2014 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-177 ：商標出願件数[540]

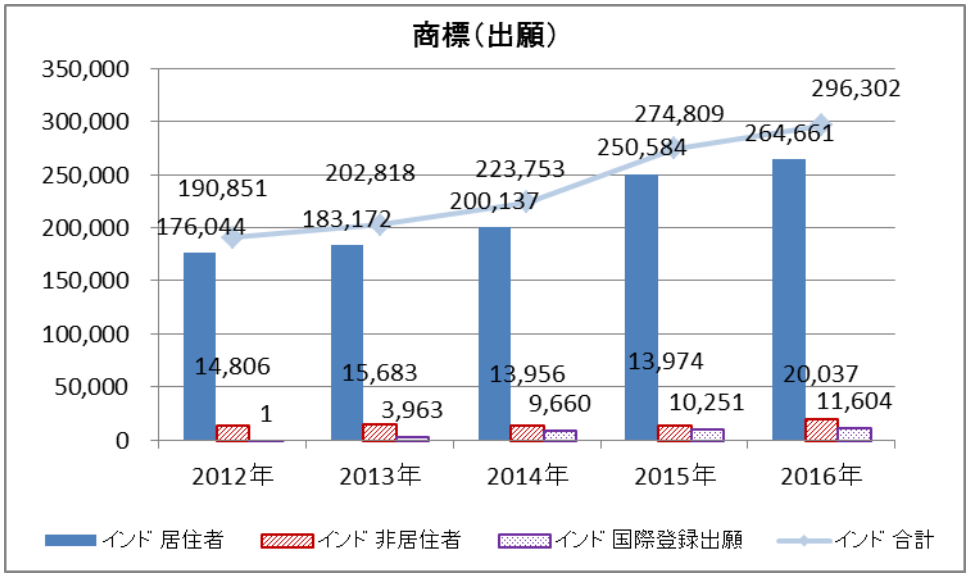

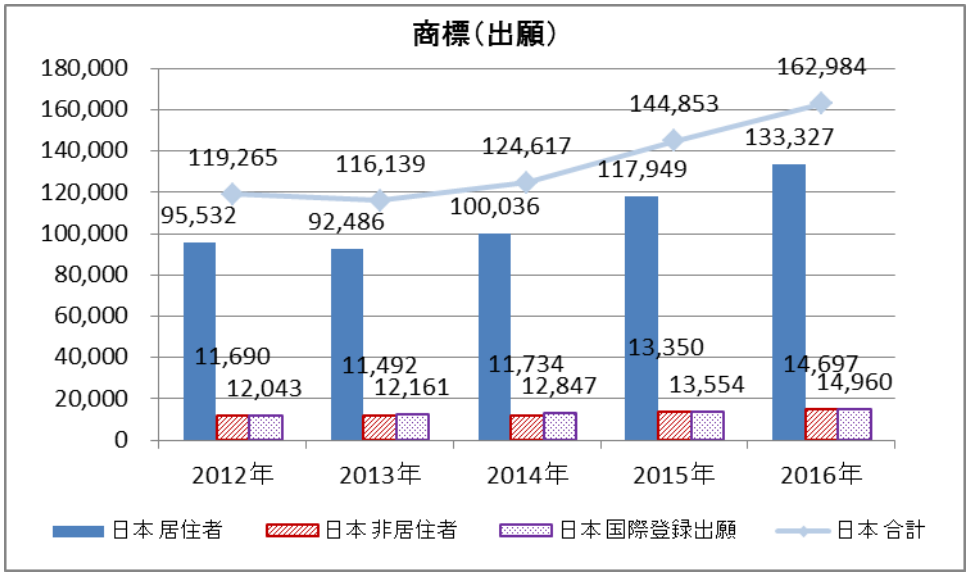

540 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

・ 居住者と非居住者の商標出願件数を比較すると、インドでは、居住者の出願件数は 2012 年には非居住者の 12 倍程度だったが、2015 年には 18 倍程度、2016 年には 13 倍程度と推移している。なお、日本では、居住者の出願件数は非居住者の 9 倍程度であった。
・ 居住者の商標出願件数について、インドと日本を比較すると 2012 年はインドの出願件数が日本の 1.8 倍程度であったが、2016 年には 2 倍程度となっている。
・ インドの商標出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者、国際登録出願で増加している。非居住者については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少し、その後は再度増加している。

（参考）日本の商標出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者、非居住者とも 2012～2013 年は減少しているが、その後は増加している。国際登録出願については、緩やかに増加している。

（２） インドの産業財産権の登録件数

図表 Ⅲ-178 ：特許登録件数[541]

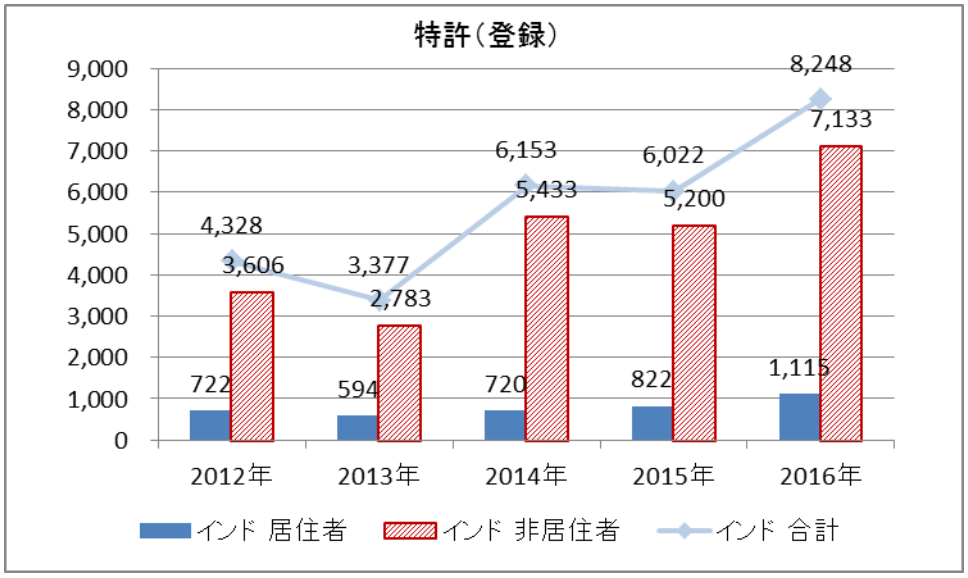

[541] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

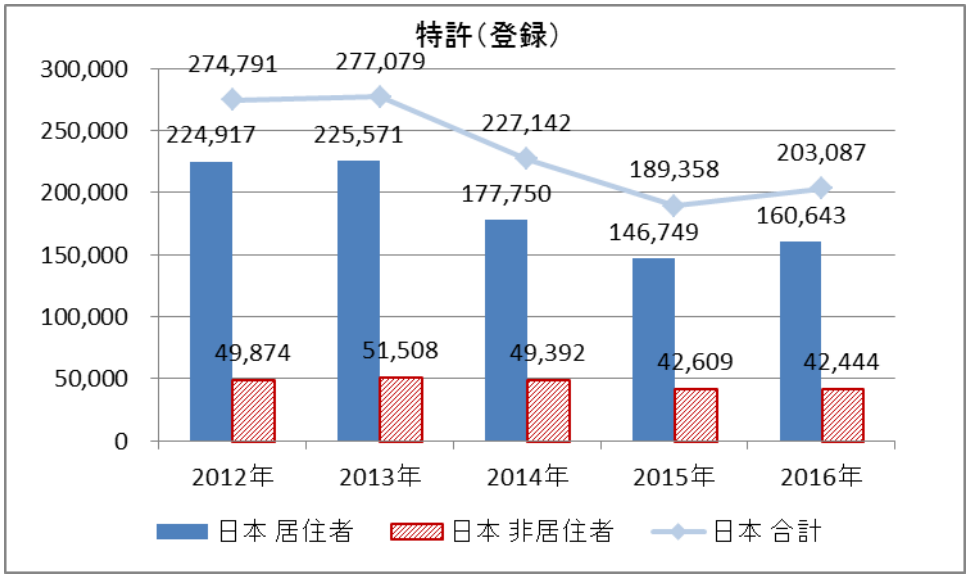

- 居住者と非居住者の特許登録件数を比較すると、インドでは非居住者の登録件数は居住者の 6 倍程度である。なお、日本では居住者の出願件数は非居住者の 4 倍程度であった。
- 居住者の特許登録件数について、インドと日本を比較すると 2012 年は日本の登録件数はインドの 312 倍程度であったが、2016 年には 144 倍程度となっている。
- インドの特許登録件数について、5 年間の推移をみると居住者は 2012～2013 年は減少しているが、その後増加に転じている。非居住者は、2012～2013 年は減少しているが、2014 年には増加へ転じ、2015 年は微減したが、その後再び増加へ転じた。

  （参考）日本の特許登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は微増しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年に再び増加へ転じている。一方、非居住者は 2013 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-179 ：意匠登録件数[542]

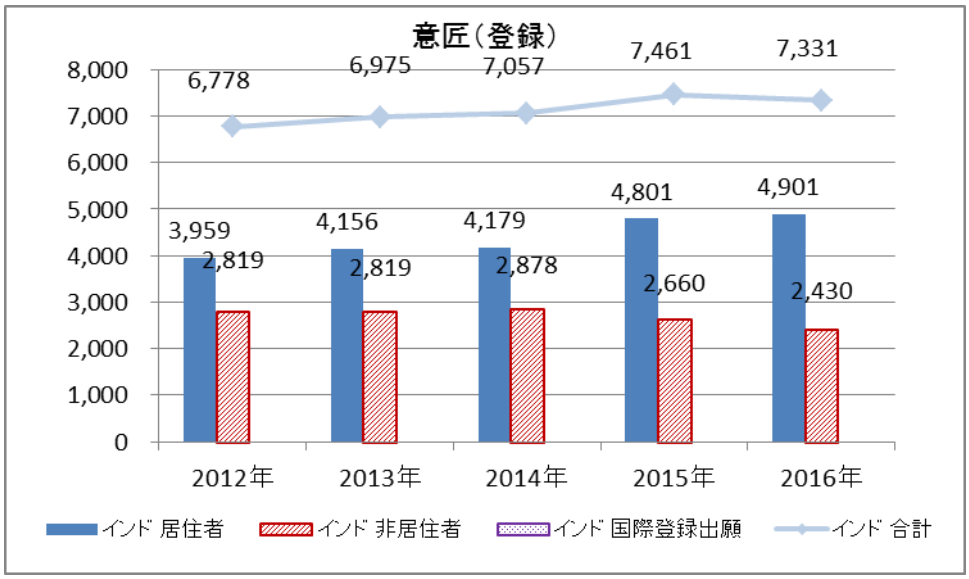

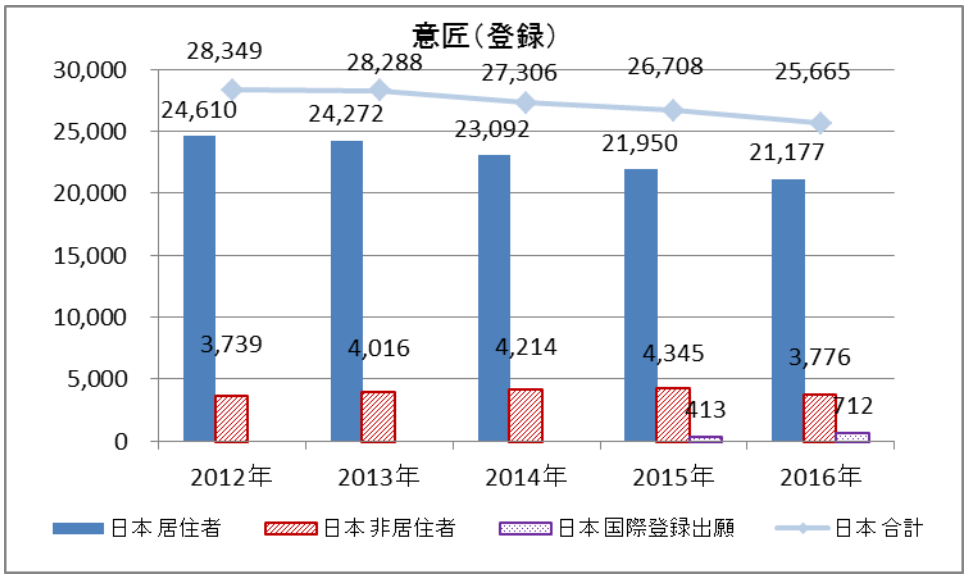

- 居住者と非居住者の意匠登録件数を比較すると、インドでは、居住者の登録件数は非居住者の 1.6 倍程度である。なお、日本では居住者の登録件数は非居住者の 6 倍程度である。
- 居住者の意匠登録件数について、インドと日本を比較すると 2012 年は日本の登録件数がインドの 6 倍程度であったが、2016 年には 4 倍程度となっている。
- インドの意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、全体は 2015 年をピークに減少に転じている。居住者については、増加している。非居住者については、2012～2013 年は横ばい、2014 年には増加、その後は減少している。

  （参考）日本の意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2015 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、

542 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-180 ：商標登録件数[543]

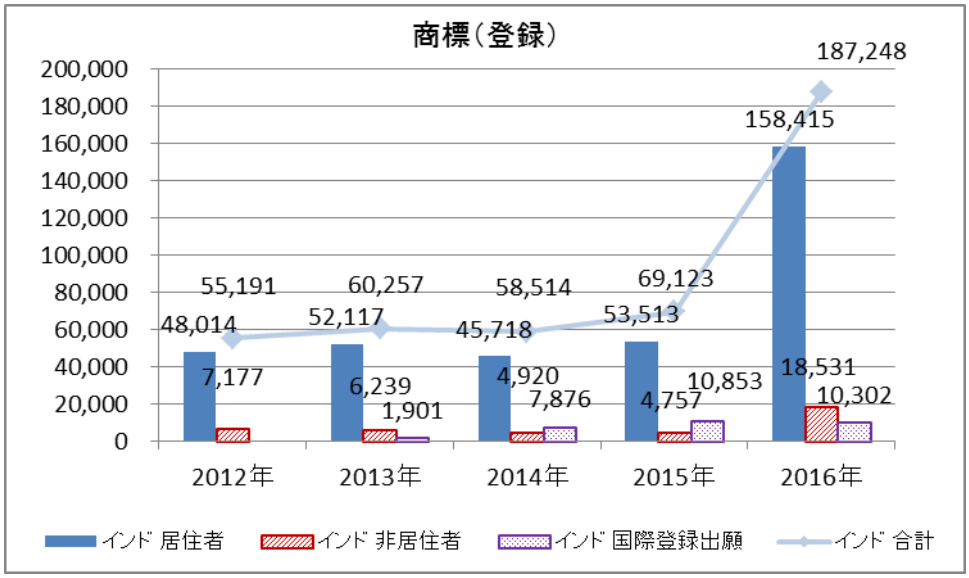

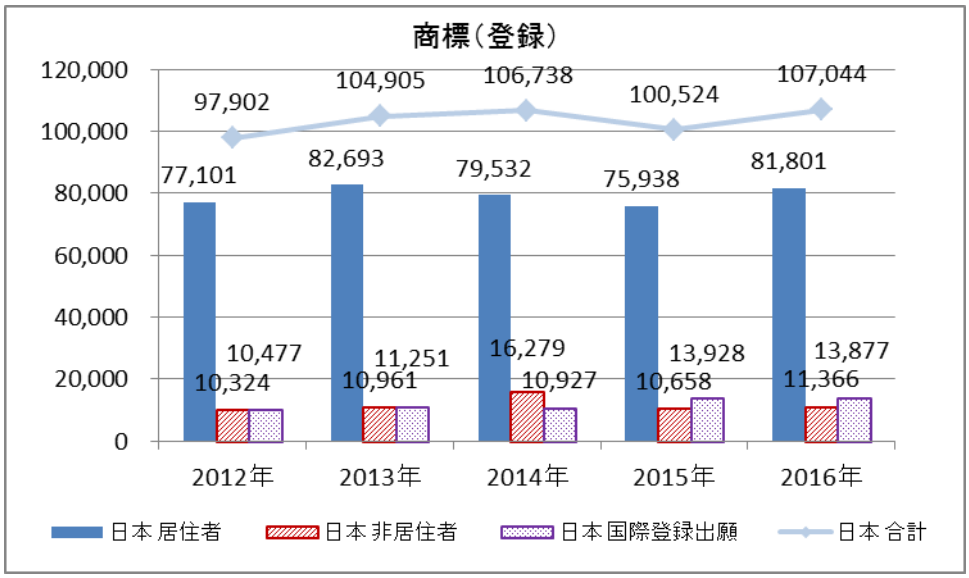

- 居住者と非居住者の商標登録件数を比較すると、インドでは、居住者の登録件数は、2012 年には非居住者の 6.7 倍程度であったが、2015 年には 11 倍程度、2016 年には 8.5 倍程度と推移している。なお、日本では居住者の登録件数は、非居住者の 7 倍程度であった。
- 居住者の商標登録件数について、インドと日本を比較すると 2012 年は日本の登録件数がインドの 1.6 倍程度であったが、2016 年にはインドの登録件数が日本の 1.9 倍程度であった。
- インドの商標登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少し、その後再び増加に転じている。非居住者については、

543 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

2012～2015 年は減少しているが、2016 年には増加に転じている。国際登録出願については、2013～2015 年は増加しているが、2016 年には減少に転じている。

（参考）日本の商標登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年には再び増加に転じている。非居住者については、2012～2014 年は増加し、2015 年に一旦減少したが、2016 年には再び増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少に転じ、2015 年に再度増加したが、2016 年に再び減少に転じている。

1.14.1.3. 中小企業の定義・根拠法令（各国の定義、日本との相違点）

（１） インドの中小企業の定義・根拠法令

インドでは中小企業の促進の取り組みについて、2006 年中小零細企業開発法（Micro, Small and Medium Enterprises Development Act, 2006）にて定めており、中小企業を定義している。

図表 Ⅲ-181 ：中小企業の定義･依拠法

依拠法	Micro, Small & Medium Enterprises Development (MSMED) Act, 2006
基本的な考え方	・ 業種分類 且つ ・ 工場および機械への投資金額 又は 設備投資金額
定義の詳細	＜製造業＞ ・ 零細企業：工場および機械への投資が 250 万ルピー以下 ・ 小企業：工場および機械への投資が 250 万ルピーより大きく、5,000 万ルピー以下 ・ 中規模企業：工場および機械への投資が 5,000 万ルピーより大きく、1 億ルピー以下 ＜サービス業＞ ・ 零細企業：設備投資が 100 万ルピー以下 ・ 小企業：設備投資が 100 万ルピーより大きく、2,000 万ルピー以下 ・ ・中規模企業：設備投資が 2,000 万ルピーより大きく、5,000 万ルピー以下
参照情報	・ Ministry of Micro, Small & Medium Enterprises ホームページ https://msme.gov.in/sites/default/files/MSME-AR-2017-18-Eng.pdf

（２） インドのベンチャー企業の定義・根拠法令

インドのベンチャー企業の根拠法令は、文献調査で見つからなかった。

政府が実施するスタートアップの知的財産権保護促進のスキーム（Startup Intellectual Property Protection Scheme ：SIPP）では、創業 7 年未満(医療・バイオ系は 10 年未満)、年間売上高 2.5 億ルピー未満の企業をスタートアップと定義している。[544]

[544] CGPDTM への現地ヒアリング調査より

1.14.1.4. 中小企業の実態（各国・地域の中小企業数、業種比率）

（１） インドの中小企業数と業種比率

統計・計画実施省（Ministry of Statistics & Programme Implementation）が 2015 年から 2016 年にかけて実施した全国調査によると、インド国内には 6,338.8 万社の中小企業が立地している。業種比率をみると、卸売・小売・運輸業が 36.3%、その他が 63.7%となっている。

図表 Ⅲ-182 ：業種比率[545]

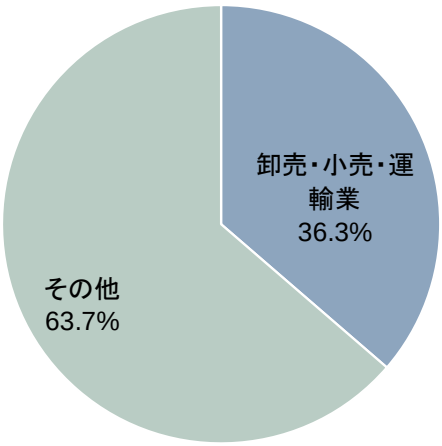

[545] Annual Report 2017-18 (English) (Ministry of Micro, Small and Medium Enterprises) https://msme.gov.in/sites/default/files/MSME-AR-2017-18-Eng.pdf

1.14.1.5. 知的財産活用支援や中小企業支援に関する依拠法および経緯

（１） インドの産業財産権活用支援に関する依拠法および経緯

該当する依拠法及び経緯は確認できなかった。

（２） インドの中小企業支援に関する依拠法および経緯

該当する依拠法及び経緯は確認できなかった。

1.14.1.6. 支援戦略・計画（知財戦略、知財推進計画に類するもの）

（１） 国家知的財産権政策[546]（商工省産業振興政策局（DIPP））

2016 年に公表された包括的な知的財産権政策は、インドの経済成長および社会文化的発展を促すような知的財産権のエコシステムを促進することなどを目的としている。

政策には７つの目標が掲げられ、中小企業やスタートアップに対する意識啓発、特別な知的財産開発・保護メカニズムの構築、国内外の知的財産権出願の円滑化支援などの項目が含まれている。

本政策を根拠として、知的財産の推進・創出・商業化を担う知的財産推進管理部(CIPAM)が創設された。

図表 Ⅲ-183 ：国家知的財産政策の7つの目標

- 知的財産権に対する意識向上：アウトリーチとプロモーション　～社会のすべての部門における知的財産権の経済的、社会的および文化的利益に関する国民の認識を高める
- 知的財産権の創出　～知的財産権の創出を奨励する
- 法的枠組み　～権利者の利益と公衆の利益との釣合いがとれた、強力かつ効果的な知的財産権法を持つ
- 行政および管理　～サービス指向の知的財産権行政を近代化し、強化する
- 知的財産権の商業化　～商業化を通して知的財産権の価値を得る
- 権利行使および司法判断　～知的財産権侵害を阻止するための権利行使ならびに司法判断の仕組みを強化する
- 人材開発　～知的財産権分野での教育、研修、研究、スキル開発のための人材、制度および能力を強化・拡大する

（２） スタートアップ･インディア　アクションプラン[547]（商工省産業振興政策局（DIPP））

2016 年 1 月に発表されたスタートアップのエコシステム構築に向けたアクションプラン。4 年間で 1,000 億ルピーの資金を拠出して政府系ファンドを設立する他、スタートアップを阻む複雑な手続きの簡素化、スタートアップの資金調達支援と優遇措置、インキュベーション産学連携の 3 分野に焦点をあてており、知的財産施策に関してはスタートアップの特許審査の迅速化、ベンチャー企業における特許料の 80%減免などが示されている。

546 「国家知的財産権政策(仮訳)」JETRO 独立行政人ニューデリー事務所知的財産権部(2016 年 6 月)
547 「情報通信白書　平成 28 年」総務省

（３） インド製造業の成長を促す知的財産イニシアティブ（INTELLECTUAL PROPERTY INITIATIVES TO DRIVE MAKE IN INDIA）[548]（商工省産業振興政策局（DIPP））

知的財産エコシステムを構築することで、インドの製造業の成長を促すための戦略。知的財産管理の近代化や人材育成、電子申請やインセンティブの提供、マドリッドプロトコルの活用、啓発プログラムなどが提示されている。

1.14.1.7. 支援体制および役割分担（中央政府、地方政府、支援機関）

（１） 中央政府

インド特許意匠商標総局（CGPDTM）が特許、意匠、商標、地理的表示を所管している。コルカタに本局があり、チェンナイ、ニューデリー、ムンバイに支局をもつ。特許はコルカタに本部があり、商標の本部はムンバイである。意匠はコルカタ特許局内に本部がある。

CGPDTM は商工省産業振興政策局（DIPP）が所管するが、DIPP は CGPDTM 以外にも、知的財産権のプロモーションなどを担当する CIPAM（Cell for IPR Promotion and Management）、「スタートアップ・インディア（Startup India）」のイニシアティブ組織も所管している。

DIPP 所管以外にも、中小企業庁（MSME）が中小企業に対する知的財産の活用に係る啓発事業を実施しており、、通信・情報技術省電子機器・情報技術局（DeitY）は中小企業、IT スタートアップの国際特許出願に係る費用を補助している。[549]

（２） 地方政府

地方政府における明確な支援体制は確認できなかった。

なお、インドは連邦共和制国家であり、28 の州と 7 の連邦直轄領が設置されている。州には自治権が認められているが、独自の州憲法を制定する権限は与えられていない。[550]

（３） 支援機関

CGPDTM は、インド商工会議所（CCI）、インド工業連盟（CII）、全インド商工会議所連合会（ASSOCHAM）、パンジャブ・ハリヤナ・デリー商工会議所（PHDCCI）、女性起業家コンソーシアム（CWEI）と連携し、知的財産の啓発活動などを展開している。また、全国ソフトウェア・サービス企業協会（National Association of Software and Services Companies：NASSCOM）では、IT スタートアップを対象とした支援を展開している。[551]

---

[548] MAKE IN INDIA ウェブサイト　http://www.makeinindia.com/article/-/v/make-in-india-intellectual-property-facts
[549] 「MSME SCHEMES」GOVERNMENT OF INDIA
[550] 「インドの地方自治」財団法人自治体国際化協会（2007 年 12 月）
[551] ヒアリング調査にて把握

1.14.2. インドの具体的な支援施策の現状把握

1.14.2.1. 支援施策の概要

（１） **スタートアップ知的財産権保護スキーム**（Scheme for Facilitating Startups Intellectual Property Protection：SIPP）[552]

<table>
<tr><td>施策名</td><td>スタートアップ知的財産権保護スキーム</td></tr>
<tr><td>施策分類</td><td>○知財を活かした海外展開支援
○知財裾野拡大に向けた普及活動
○支援人材の確保・育成に関する支援
地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援
知財活用を促進させるためのその他の支援施策</td></tr>
<tr><td>目的</td><td>リソースと人的資源が限られているスタートアップが持続的に成長していくために求められる革新的な技術の育成・保護・活用を図るためのスキームを提供する。</td></tr>
<tr><td>概要</td><td>CGPDTM に登録されている特許代理人、商標代理人、認可された政府機関関係者などがファシリテータとなり、専門知識・スキルをもったボランティア（プロボノ）として、スタートアップに対する知的財産権の保護・促進に関する情報提供や IP 出願から登録までの支援を行う。
ファシリテータには IP 出願から登録までの各段階の成果に応じて報酬が CGPDTM より支払われる。
<table><tr><td colspan="2">単位：ルピー</td><td>特許</td><td>商標</td><td>デザイン</td></tr><tr><td colspan="2">出願時</td><td>10,000</td><td>5,000</td><td>2,000</td></tr><tr><td rowspan="2">登録時</td><td>異議なし</td><td>10,000</td><td>2,000</td><td>2,000</td></tr><tr><td>異議あり</td><td>15,000</td><td>4,000</td><td>4,000</td></tr></table>国内出願に関して、特許は 80%、商標は 50%が減免される。また、海外特許出願にあたっては、90%が減免される。</td></tr>
<tr><td>対象・要件</td><td>創業 7 年未満（バイオテックは 10 年未満）、年間売上高 2.5 億ルピー未満の企業</td></tr>
<tr><td>支援手段</td><td>○経済的支援（資金補助、減免など）
情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど）
○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言）
人材育成（研修・セミナー）
その他（　　）</td></tr>
<tr><td>実績</td><td>・ 2017 年度の特許出願件数は全体で前年度比 58%と急増
・ SIPP 開始以降、特許出願料 80%減免が 801 社、商標登録料 50%減免が 1,226 社</td></tr>
<tr><td>実施主体</td><td>CGPDTM</td></tr>
</table>

[552] CGPDTM ウェブサイト
http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/News/323_1_Scheme_for_facilitating_start-ups.pdf

（２） 知的財産権に関する意識向上プログラム（AWARENESS / SENSITIZATION PROGRAMME ON IPR）

施策名	知的財産権に関する意識向上プログラム[553]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	零細、中小企業（MSME）および関係団体における知的財産権に対する意識と理解を高め、裾野拡大を図る。
概要	１～2 日間の日程で約 30 名を対象。知的財産権の概要や知的財産法、技術移転、模倣品問題、権利執行など知的財産に関する教育を行う。会場費、教材費、謝礼などの費用を１プログラムあたり最大 10 万ルピー補助。
対象・要件	業界団体、コンサルタント、研究機関、専門機関など
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	MSME

（３） 対話型セミナー／ワークショップ（INTERACTIVE SEMINARS/WORKSHOPS）

施策名	対話型セミナー／ワークショップ[554]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 ○支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	MSME 実務者、起業家、業界団体など特定のクラスター、産業分野の IP ニーズに焦点をあてたオーダーメイドのセミナー／ワークショップを通じて、知的財産の裾野拡大を図る。
概要	１～2 日間で約 40 人を対象に実施。知的財産権や国内外の知的財産法、契約・管理、技術移転、模倣品問題など、特定のクラスター、産業分野での知的財産権について議論するためのプログラムに対して、会場費、教材費、謝礼、交通費

553 MSME ウェブサイト　https://msme.gov.in/sites/default/files/Revised_IPR_Guidelines.pdf
554 MSME ウェブサイト　https://msme.gov.in/sites/default/files/Revised_IPR_Guidelines.pdf

	などを 1 プログラムあたり最大 20 万ルピー補助。
対象・要件	業界団体、コンサルタント、研究機関、専門機関など
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	MSME

（４） エレクトロニクスおよび IT の国際特許保護支援（Support International Patent Protection in Electronics and IT：SIP-EIT）

施策名	エレクトロニクスおよび IT の国際特許保護支援[555]
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	エレクトロニクスと IT に関するイノベーションを促進するため、中小企業とテクノロジースタートアップに対する国際特許出願の補助を行う。
概要	発明 1 件あたり、出願に係る総費用（申請料、弁護士費用、PCT 出願費用など）150 万ルピーもしくは費用の 50%のいずれか低い方を補助。
対象・要件	MSME 開発法の基準を満たす企業、製造業で設備投資額が 100 万ルピー以下、サービス業で設備投資額が 50 万ルピー以下、公的インキュベート施設に入居する企業
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	DeiTy

555 MSME ウェブサイト　https://msme.gov.in/sites/default/files/Sch-vol1-151214.pdf-sri.pdf

（５）　その他の施策について

中小・零細企業（MSME）支援として、中小・零細企業の特許出願料の 50%減免を実施している。また、審査官の増員や TV 会議システムの導入など体制強化により、審査期間の短縮化を図っている。[556]

（６）　関係機関による支援施策

NASSCOM では、スタートアップをはじめ、今後の成長が見込める IT 企業 10 社を選定して、知的財産の啓発を含むアクセラレーションプログラムを展開し、早期 IPO を目指している。[557]

1.14.2.2.　支援施策の評価方法の整理

（１）　施策実施の効果測定・評価の考え方

CGPDTRM の年次報告書では、過去 5 年間の特許、意匠、商標、地理的表示それぞれの出願件数、登録件数などを整理している。また、知的財産権（IPR）の付与／登録動向、公開／異議申立件数についても整理されている。[558]

（２）　結果の活用の考え方

上記効果測定・評価結果の明確な活用の考え方は確認できなかった。

1.14.3. 知財活用支援施策の今後

1.14.3.1.　課題・問題点の整理

インドでは、2016 年に公表された国家知的財産権政策に基づき、制度整備や体制強化などが講じられているが、特許審査ハイウェイ（PPH）を進める我が国ならびに欧米諸国と比較すると、特許審査待ち期間を 18 ヶ月に短縮することを目指すなど、その取組は途上にあるといえる。[559]

一方、「スタートアップ・インディア」をはじめとしたスタートアップ支援を進めており、スタートアップ知的財産権保護スキームにより、出願料の減免や優先審査、専門家による準備～出願～登録まで一気通貫した伴走支援など、知的財産によるスタートアップの成長を強力にバックアップしており、メリハリをつけた取組が特徴といえる。

1.14.3.2.　解決に向けた動向（今後計画・予定されていること）

インドは国家知的財産権政策に基づき、引き続き特許審査の迅速化などの取組を進めている。我が国特許庁と CGPDTM は 2017 年に「産業財産分野での協力に関する覚書」に署名しており、

---

556 ヒアリング調査にて把握
557 ヒアリング調査にて把握
558 Annual Report 2016-2017 (CGPDTM)
http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/Portal/IPOAnnualReport/1_94_1_1_79_1_Annual_Report-2016-17_English.pdf
559 ヒアリング調査にて把握

新人特許審査官向け研修講師として、我が国特許審査官を派遣し指導するなど、支援を行っている。このような取組は、現地においても評価されており、引き続き我が国がインドの知的財産制度の発展を支援していくことが求められる。[560]

[560] ヒアリング調査にて把握

1.15. タイ

1.15.1. タイの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯

1.15.1.1. 知的財産面の体制の概要（日本との相違点を簡潔に整理）

（１） タイの知的財産監督官庁

タイの知的財産監督官庁は商務省（Ministry of Commerce）内の商務省知的財産局（Department of Intellectual Property: DIP）である。DIP の所管は、特許法、小特許法（実用新案権）、意匠法、商標法、著作権法、半導体集積回路保護法、営業秘密法、地理的表示法、種苗法、伝統医薬及び治療法である。

DIP は主に次の８部門で構成されており、そのうち「特許室」、「意匠室」、「商標室」にて審査を行っている。

図表 Ⅲ-184 :DIP の主要部門

英名	和訳
Patent Office	特許室
Design Office	意匠室
Trademark Office	商標室
Copyright Office	著作権室
Intellectual Property Promotion and Development Office	知的財産普及振興室
Office of Prevention and Suppression of Intellectual Property Rights Violation	知的財産権侵害抑制室
Intellectual Property Management Office	知的財産経営室
Legal Office	法務室
Office of Central Administration	総務室

（２） タイの知的財産関連機関

DIP 傘下の知的財産関連機関として、IP IDE Center、Intellectual Property Enforcement Center (IPEC)、Official Information Center の４機関がある。

IP IDE Center は革新的な知的財産を生み出す企業 (Innovation Driven Enterprise)を知的財産の観点から支援するために設立された。

IPEC は、模倣品被害の多い MBK ショッピングセンター、Chatujak 市場、Rong Kluea 市場、Sa Kaeo 地区、Karon ビーチと Patong ビーチ、プーケットにおける模倣品被害を監視する機関である。

Official Information Center は知的財産経営室の傘下にあり、企業に情報提供を行っている。

1.15.1.2. 知的財産権の出願・登録件数

（１） タイの産業財産権の出願件数

図表 III-185 ：特許出願件数[561]

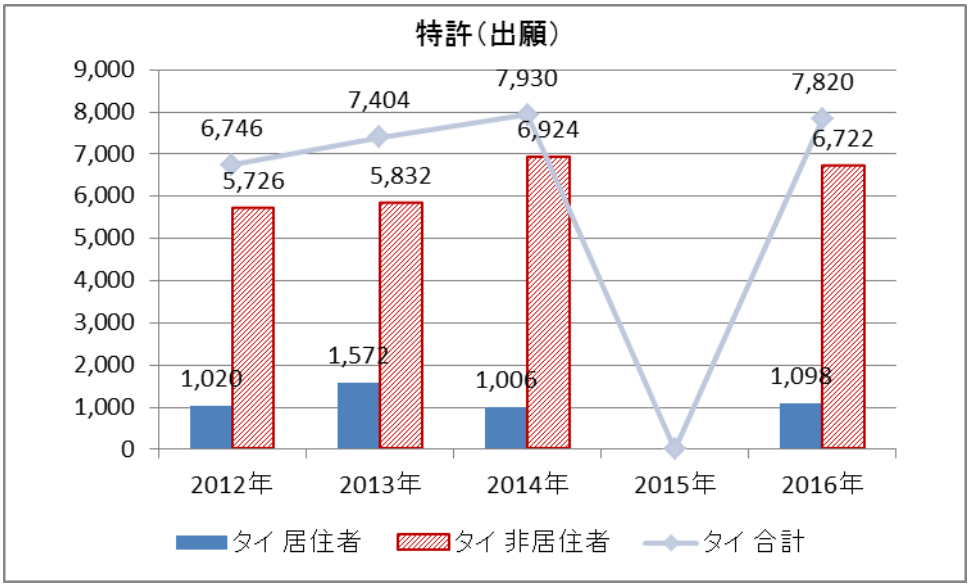

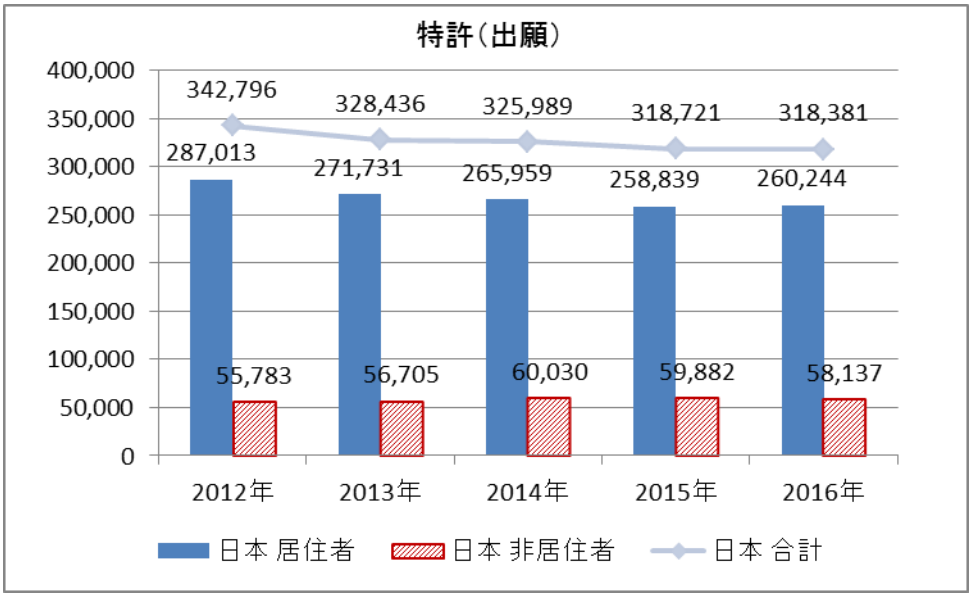

※タイの 2015 年はデータなし

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、タイでは居住者に対して非居住者は、2012 年には 5.6 倍程度多かったが、2013 年には 3.7 倍程度、2014 年には 6.9 倍程度、2016 年には 6.1 倍程度と変移している。なお、日本では非居住者に対して居住者は 5 倍程度であった。
- 居住者の特許出願件数について、タイと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 281 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 237 倍程度まで小さくなっている。

561 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

・ タイの特許出願件数について、5 年間の推移をみると、2012～2014 年は増加しており、2014 年と比較し、2016 年は減少している。非居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、居住者は 2012～2013 年は増加しており、2014 年は減少している。2014 年と比較し、2016 年は増加している。

（参考）日本の特許出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2015 年は緩やかに減少しており、2016 年に微増している。他方、非居住者は 2014 年をピークに減少に転じている。

図表 III-186 ：実用新案出願件数[562]

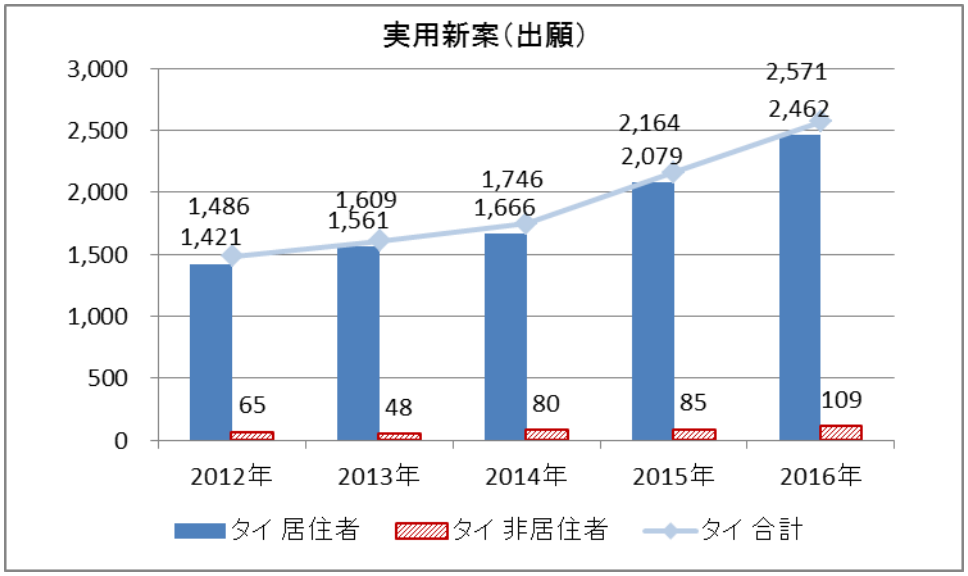

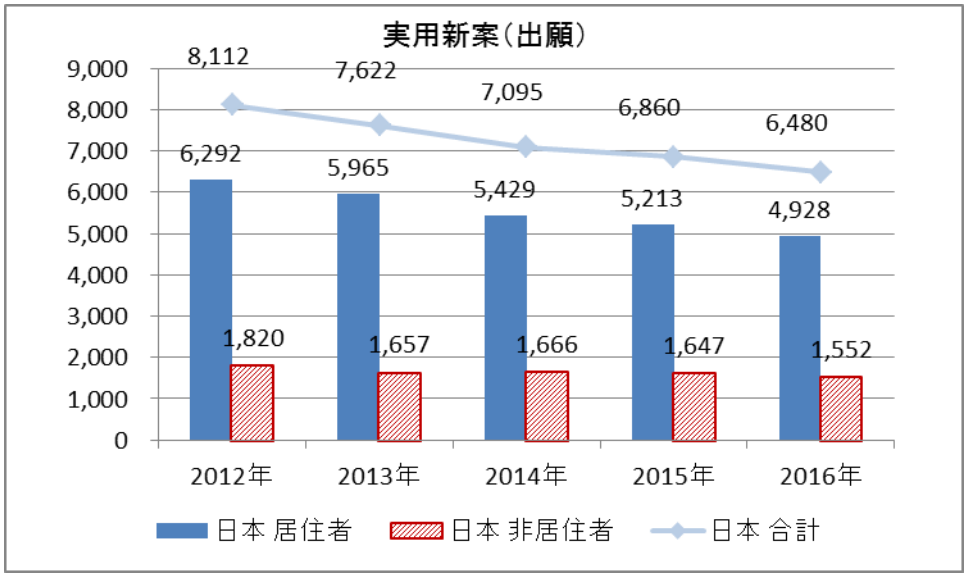

562 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、タイでは非居住者に対して居住者は、2012 年には 22 倍程度多かったが、2013 年には 33 倍程度、2016 年には 23 倍程度と変移している。なお、日本では非居住者に対して居住者は 3 倍程度であった。
- 居住者の実用新案出願件数について、タイと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 4.4 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 2 倍程度まで小さくなっている。
- タイの実用新案出願件数について、5 年間の推移をみると、増加している。居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、非居住者は 2012～2013 年は減少しているが、その後増加に転じている。

  （参考）日本の実用新案出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。他方、非居住者は 2012～2013 年は減少しており、2014 年に微増しているが、その後再び減少している。

図表 III-187 ：意匠出願件数[563]

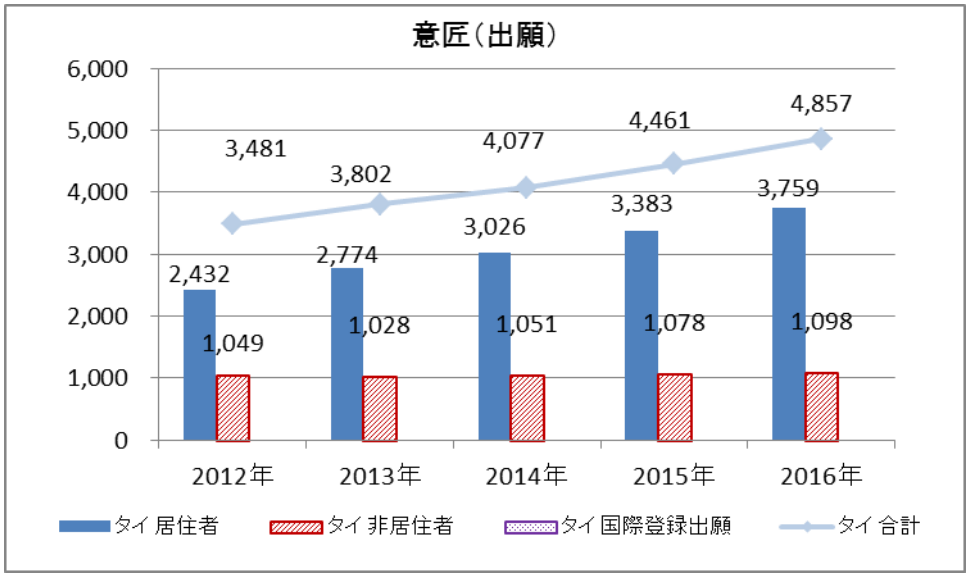

[563] 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

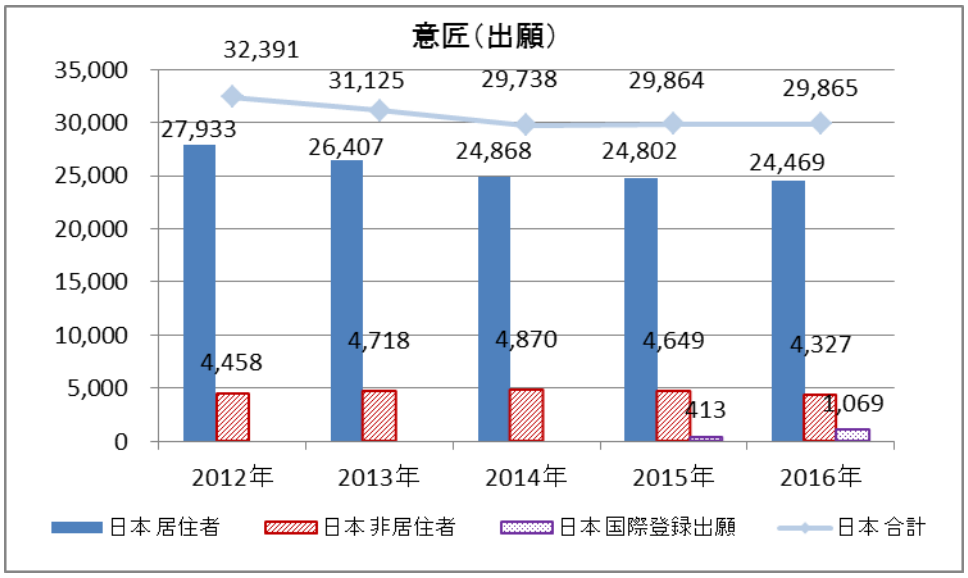

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、タイでは非居住者に対して居住者は、2012 年には 2.3 倍程度多かったが、2016 年には 3.4 倍程度まで増えている。なお、日本では非居住者に対して居住者は 6 倍程度であった。
- 居住者の意匠出願件数について、タイと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 11 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 6.5 倍程度まで小さくなっている。
- タイの意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、増加している。居住者にも同じ傾向が確認できる。非居住者については、2012～2013 年は減少しているが、その後は増加している。（参考）日本の意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2014 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 III-188 ：商標出願件数[564]

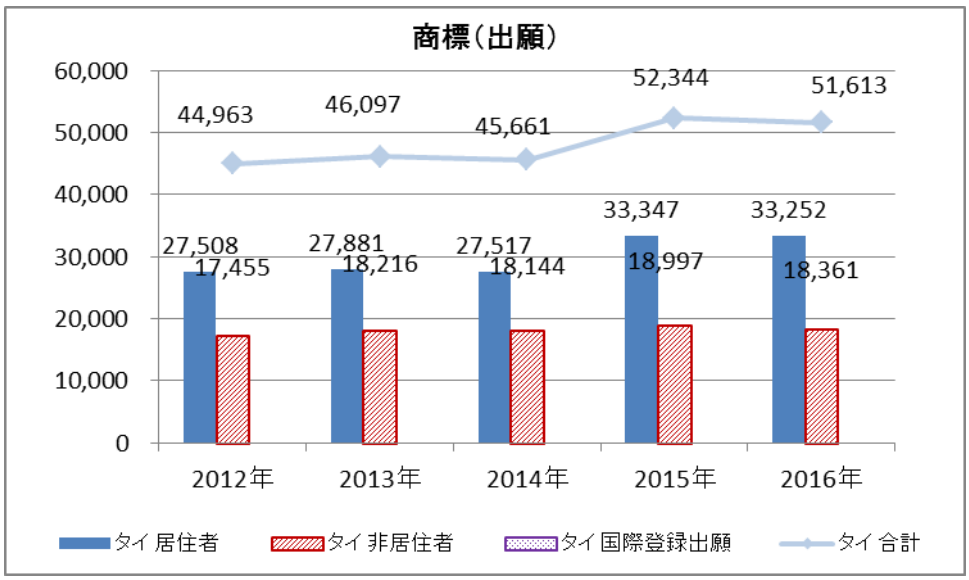

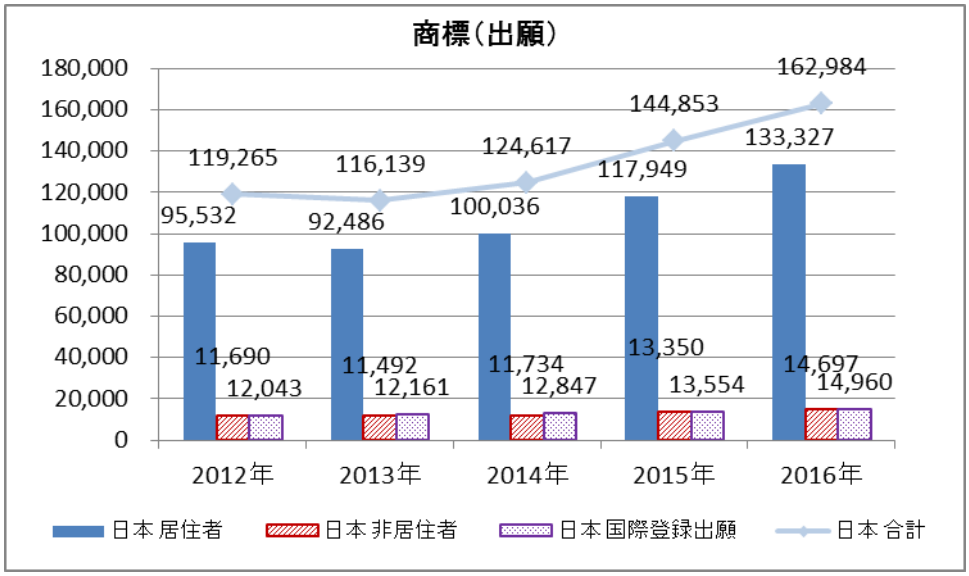

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、タイでは平均すると非居住者に対して居住者は 1.6 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 9 倍程度であった。
- 居住者の商標出願件数について、タイと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 3.5 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 4 倍程度まで微増している。
- タイの商標出願件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少へ転じ、2015 年は再度増加したが、2016 年には再び減少へ転じた。タイ居住者および非居住者双方に同じ傾向が確認できる。

（参考）日本の商標出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013

564 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

年は減少しているが、その後は増加している。非居住者も同じ傾向が確認できる。国際登録出願については、緩やかに増加している。

（２） タイの産業財産権の登録件数

図表 III-189 ：特許登録件数[565]

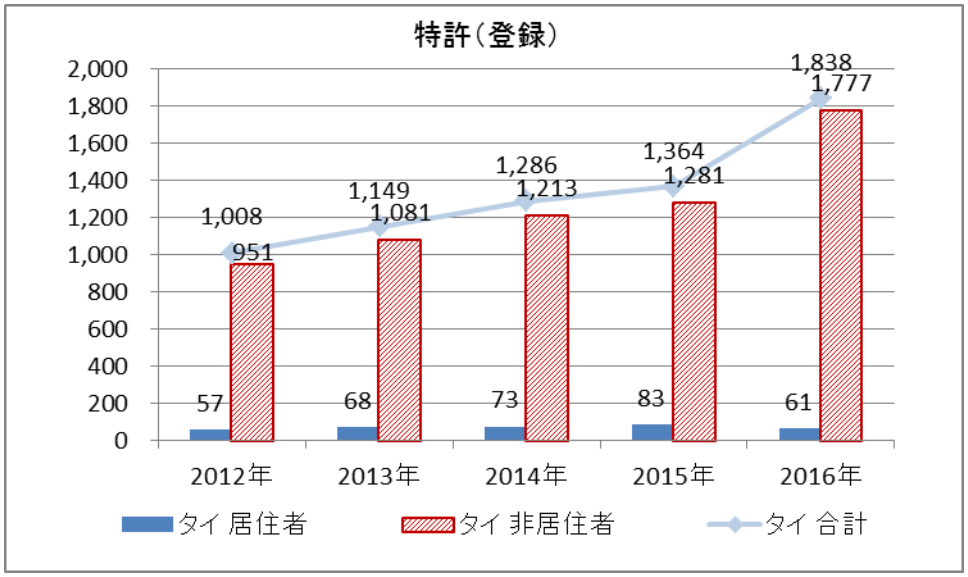

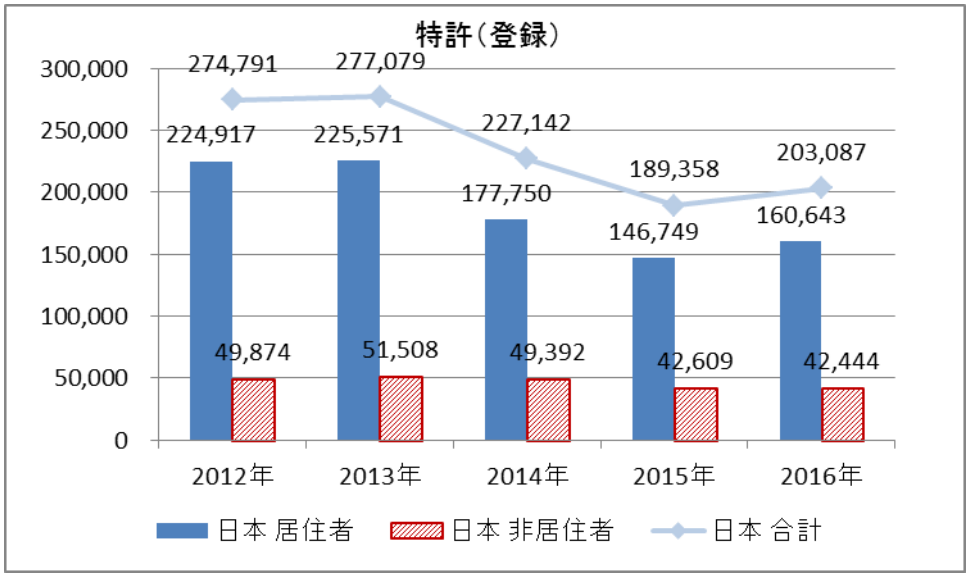

・ 居住者と非居住者の件数を比較すると、タイでは居住者に対して非居住者は、2012 年には 17 倍程度多かったが、2016 年には 29 倍程度まで増えている。なお、日本では非居住者に対して居住者は 4 倍程度であった。

565 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

・ 居住者の特許登録件数について、タイと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 3946 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 2633 倍程度まで小さくなっている。

・ タイの特許登録件数について、5 年間の推移をみると、増加している。非居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、居住者は、2015 年をピークに減少に転じている。

（参考）日本の特許登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は微増しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年に再び増加へ転じている。他方、非居住者は 2013 年をピークに減少に転じている。

図表 III-190 ：実用新案登録件数[566]

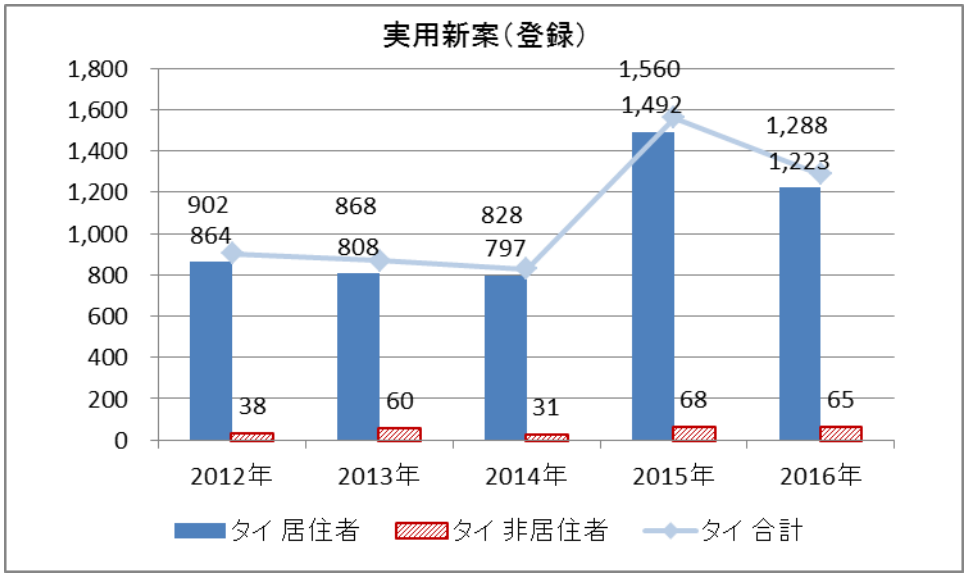

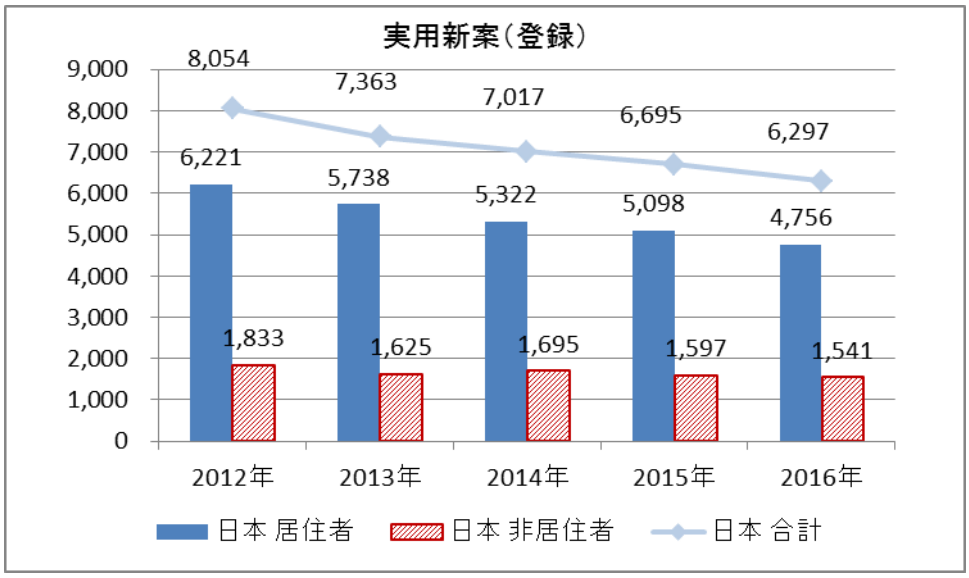

・ 居住者と非居住者の件数を比較すると、タイでは非居住者に対して居住者は、2012 年には 23

566 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

倍程度多かったが、2013 年には 13 倍程度、2016 年には 19 倍程度と変移している。なお、日本では非居住者に対して居住者は 3 倍程度であった。

- 居住者の実用新案登録件数について、タイと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 7.2 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 3.9 倍程度まで小さくなっている。
- タイの実用新案登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2014 年は減少しているが、2015 年に一旦増加へ転じ、2016 年に再び減少に転じている。居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、非居住者は、2012～2013 年は増加したが、2014 年に一旦減少し、2015 年には再び増加したが、2016 年には再び減少に転じている。

  （参考）日本の実用新案登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。他方、非居住者は 2012～2013 年は減少しており、2014 年に微増しているが、その後再び減少している。

図表 III-191 ：意匠登録件数[567]

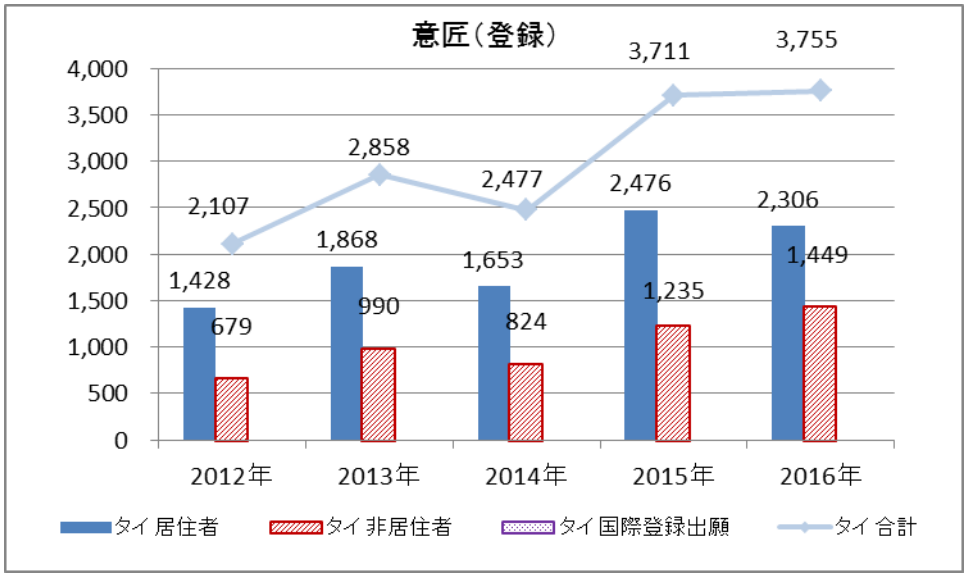

567 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

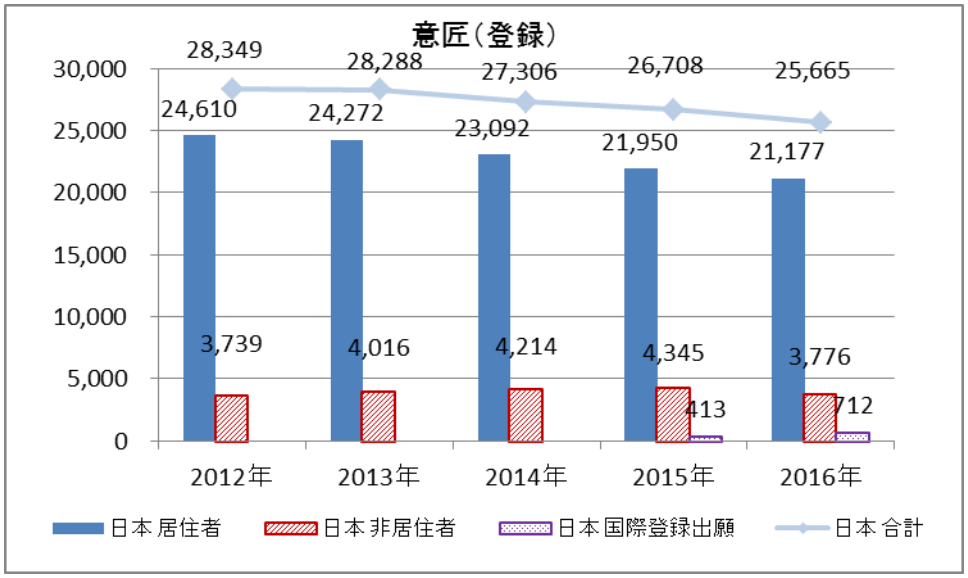

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、タイでは平均すると非居住者に対して居住者は 1.9 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 6 倍程度であった。
- 居住者の意匠登録件数について、タイと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 17 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 9 倍程度まで小さくなっている。
- タイの意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少へ転じ、その後は増加している。非居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、居住者については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少へ転じ、2015 年に再度増加に転じ、2016 年は再び減少に転じた。

  （参考）日本の意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2015 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 III-192 ：商標登録件数[568]

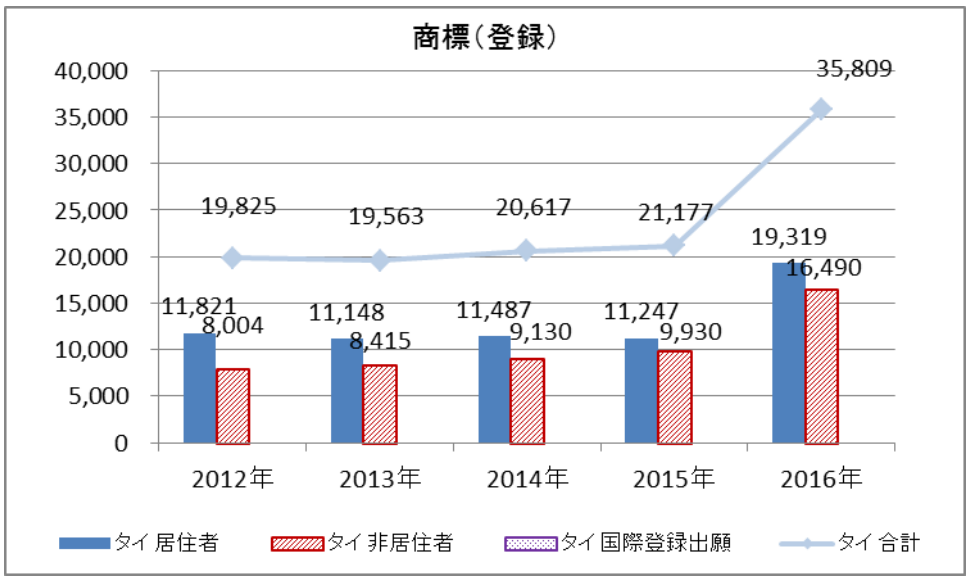

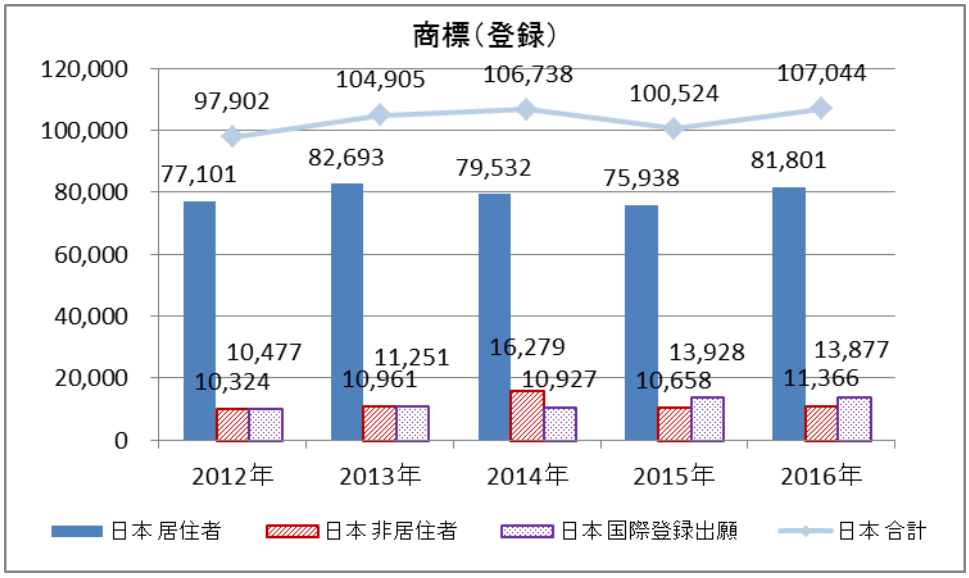

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、タイでは平均すると非居住者に対して居住者は 1.3 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 7 倍程度であった。
- 居住者の商標登録件数について、タイと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 6.5 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 4.2 倍程度まで小さくなっている。
- タイの商標登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は減少しているが、その後増加に転じている。居住者については、2012～2013 年は減少しているが、2014 年に一旦増加し、2015 年に再度減少しているが、2016 年には再び増加に転じた。非居住者については、増加している。

568 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

（参考）日本の商標登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年には再び増加に転じている。非居住者については、2012～2014 年は増加し、2015 年に一旦減少したが、2016 年には再び増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少に転じ、2015 年に再度増加したが、2016 年に再び減少に転じている。

1.15.1.3. 中小企業の定義・根拠法令（各国・地域の定義、日本との相違点）

（１） タイの中小企業の定義・根拠法令

タイの中小企業の定義は、2002 年の工業省省令（Ministerial regulation（2002））により定められている。

図表 Ⅲ-193 ：中小企業の定義･依拠法

依拠法	Ministerial regulation（2002）
基本的な考え方	・ 業種分類 且つ ・ 従業員数 又は 資産額
定義の詳細	＜製造業＞ ・ 小企業：従業員 50 人以下又は、資産額 5,000 万バーツ以下 ・ 中規模企業：従業員 51～200 人又は、資産額 5,000 万バーツ以上 2 億バーツ以下 ＜卸売業＞ ・ 小企業：従業員 25 人以下又は、資産額 5,000 万バーツ以下 ・ 中規模企業：従業員 26～200 人又は、資産額 5,000 万バーツ以上 1 億バーツ以下 ＜小売業＞ ・ 小企業：従業員 15 人以下又は、資産額 3,000 万バーツ以下 ・ 中規模企業：従業員 16～150 人又は、資産額 3,000 万バーツ以上 6,000 万バーツ以下 ＜サービス産業＞ ・ 小企業：従業員 50 人以下又は、資産額 5,000 万バーツ以下 ・ 中規模企業：従業員 51～200 人又は、資産額 5,000 万バーツ以上 2 億バーツ以下 ※土地代は資産に含まず
参照情報	・ ASEAN SME WORKING GROUP (ASEAN SME service center)ホームページ http://www.asean.org/storage/images/archive/documents/SME%20Development%20Policies%20in%206%20ASEAN%20Member%20States%20-%20Part%202.pdf

（２） タイのベンチャー企業の定義・根拠法令

特になし。

1.15.1.4. 中小企業の実態（各国・地域の中小企業数、業種比率）

（１） タイの中小企業数

タイの中小企業は、2017 年時点で、全企業数が 3,053,451 社のうち、99.8%を占めている。

図表 Ⅲ-194 ：中小企業数[569]

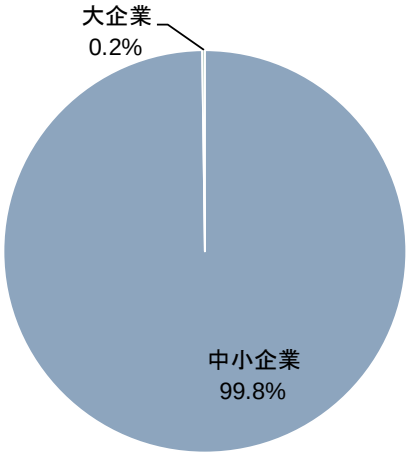

（２） タイの中小企業業種比率

タイの中小企業のうち、最多の業種は「卸売・小売・自動車オートバイ修理業」であり全体の 41.6%である。

図表 Ⅲ-195 ：中小企業 業種比率[570]

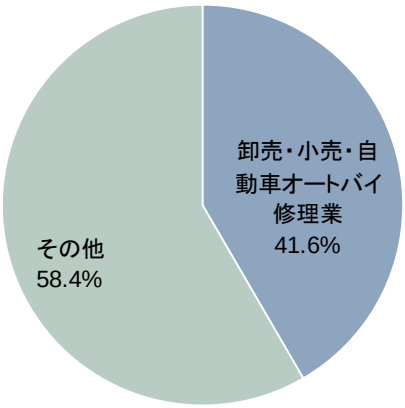

[569] สถิติ SME (OSMEP（Office of small and medium enterprise promotion）)
http://203.154.140.77/sme/Report/View/1189
[570] สถิติ SME (OSMEP（Office of small and medium enterprise promotion）)
http://203.154.140.77/sme/Report/View/1189

1.15.1.5. 知的財産活用支援や中小企業支援に関する依拠法および経緯

（１） タイの産業財産権活用支援に関する依拠法および経緯

タイ政府は 2015 年に「タイランド 4.0」を策定し、長期的なタイの成長ビジョンを示した。タイランド 4.0 では、従来の重工業や加工貿易の振興から脱皮し、高付加価値産業を育成し中産国から先進国への転換を果たすことを目指している。この目標のため、イノベーションやサービス貿易などをキーワードとして、10 の重点産業[571]を設定して、これに対する集中的支援を明記した。

（２） タイの中小企業支援に関する依拠法および経緯[572]

タイでは、2000 年に施行された中小企業振興法（Small and Medium Enterprises Promotion Act, B. E. 2543 (2000)）によって、タイの中小企業を振興することが政府に義務付けられている（第 5 章）。

同法では、内閣総理大臣を委員長とする「中小企業振興委員会」の設置（第 1 章）、「中小企業振興事務所」の設置（第 2 章）、「中小企業振興基金」の設立（第 3 章）、「中小企業振興行動計画」の策定（第 4 章）が国に義務付けられている。

1.15.1.6. 支援戦略・計画（知財戦略、知財推進計画に類するもの）

（１） DIP

DIP では、タイランド 4.0 を受けて「タイ IP ロードマップ」[573]を公表し、2016 年から後 20 年間で知的財産の観点から国として強化していく 6 つの方向性を示した（次表参照）。

---

571 １０の重点産業：「次世代自動車」、「スマート・エレクトロニクス」、「医療・健康ツーリズム」、「農業・バイオテクノロジー」、「未来食品」、「ロボット産業」、「航空・ロジスティクス」、「バイオ燃料とバイオ化学」、「デジタル産業」、「医療ハブとなる産業」

572 JETRO「中小企業振興法」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/business/regulations/pdf/corporate_011.pdf

573 DIP「แผนที่นำทาง (Roadmap) ด้านทรัพย์สินทางปัญญาของประเทศ ระยะ 20 ปี สู่ประเทศไทย 4.0」
http://www.ipthailand.go.th/th/แผนที่นำทาง-roadmap-ด้านทรัพย์สินทางปัญญาของประเทศ-ระยะ-20-ปี-สู่ประเทศไทย-4-0.html

図表 Ⅲ-196 ：タイランド 4.0 に向けた6つの知的財産政策「タイ IP ロードマップ」[574]

知的財産の創造	知的財産の権利行使
・ 特許情報の活用促進 ・ IP IDE Center（知的財産に関する相談や知的財産に関する学習ツールを提供する窓口）の設置	・ 省庁横断的な模倣品対策の実施
知的財産の保護	GI（地理的表示）の保護
・ 知的財産登録制度の改善	・ GI データベースの構築 ・ 「一県一 GI」運動
知的財産の活用と商業化	遺伝資源、伝統的知識などの保護
・ 研究開発やビジネスマッチング、知的財産評価などの支援を強化	・ 省庁横断的なデータベースの構築

1.15.1.7. 支援体制および役割分担（中央政府、地方自治体、支援機関）

（１） 中央政府

タイでは中央集権的な政治体制がとられている。中小企業支援や知的財産振興においても、DIP が中心的な役割を果たしており、ロードマップの作成から相談窓口の設置運営までという川上から川下まで一貫して担っている。

（２） 地方自治体

DIP は州の産業評議会と協力して知的財産振興を行っている[575]。例えば、各地域の大学の技術シーズを地域の中小企業が活用するための支援に取り組み始めている[576]。また、各地方に知的財産権の活用や技術移転などの支援を目的としたセンターを設立することも計画されている。

さらに、今後は「一県一 GI 運動」など地方における普及啓発も行われるため、地方自治体の役割が増してくる可能性がある。

（３） 支援機関

知的財産の観点から支援を行う公的な機関は、「IP　IDE　センター」と「Official Information Center」であり、ともに DIP 内の一組織である。しかし、今後のタイの発展に従って、中央政府や地方自治体が設置・運営する公的支援機関は増えていく可能性がある。

（４）その他連携している機関

DIP と連携している大学は、チュラーロンコーン大学、カセサート大学、コンケン大学などで

574 JETRO「東南アジアの知財概況」セミナー資料、DIP「แผนที่นำทาง (Roadmap) ด้านทรัพย์สินทางปัญญาของประเทศ ระยะ 20 ปี สู่ประเทศไทย 4.0」より作成
575 質問票調査結果より
576 質問票調査結果より

ある[577]。また、商工会議所などの経済団体では、タイ産業連盟、タイ荷主協議会、タイ商工会議所、中小企業連盟と連携している[578]。民間企業とは、知的財産権の保護と活用を促進する The Siam Cement Public Company Limited と PTT や起業家支援を行う Panya と連携している。

1.15.2. タイの具体的な支援施策の現状把握

1.15.2.1. 支援施策の概要

（１） 知財金融

施策名	Rong Na プロジェクト[579]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	知的金融の普及啓発のため。
概要	2015 年に制定された法律（the Thailand's Business Security Act B.E. 2558（2015））によって、金融機関から融資を受ける際に知的財産権を担保として設定できるようになった。 現在、知的財産局によって、試行プログラムが実施されている。
対象・要件	知的財産権を担保とするためには、金融機関との契約の後、商務省に届け出を行う必要がある。
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	200 件を選定し、試行プログラムを実施している。
実施主体	商務省知的財産局

（２） 特許情報検索サービス

施策名	Patsnap, Questel, LexisNexis (Techno Lab)[580]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援

577 質問票調査結果より
578 質問票調査より
579 文献調査と質問票調査結果より
AIPPI ウェブサイト　https://aippi.org/no-show/using-ip-as-collateral-in-thailand/
580 Patent Landscape Handbook for Industrial Application (IP IDE Center)

	地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	知的財産権に関する情報検索を容易にするため。
概要	商務省知的財産局傘下の IP IDE Center において展開されている４つの支援のうちの１つ（Techno Lab）。 ＜Patsnap＞ 知的財産情報を手軽に収集し、視覚的に分析するためのツール。パテントマップの作成や出願傾向の分析なども簡単に実施することができる。各国の知的財産情報にもアクセスできる。 ＜Questel＞ 知的財産情報を詳細に収集するためのツール。 ＜LexisNexis＞ 知的財産訴訟に関する情報を収集するツール。視覚的に分析するツールや、セマンティック検索機能（キーワードだけではなく、検索ユーザーの意図・目的を検索エンジンが適切に理解し、求められている情報を提供する機能）をもつ検索エンジンを搭載するなど、利用者が扱いやすような工夫が施されている。
対象・要件	特に無し
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	IP IDE Center

（３）　スタートアップ支援

施策名	Idea Lab[581]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	起業家に知的財産に関する情報を提供するため
概要	商務省知的財産局傘下の IP IDE Center において展開されている４つの支援

[581] Thailand Science Park ウェブサイト
https://www.sciencepark.or.th/index.php/th/innovation-update/open-ip-ide-center-2017/

	のうちの１つ（Idea Lab）。 起業家に対して知的財産の観点からの伴走型支援を行う。
対象・要件	特に無し
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	IP IDE Center

（４）　社内体制整備支援

施策名	Value Lab[582]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	企業に対して、知的財産管理のアドバイスを行うため。
概要	商務省知的財産局傘下の IP IDE Center において展開されている４つの支援のうちの１つ（Value Lab）。 知的財産管理に重点を置いて、企業にアドバイスを提供する。知的財産管理以外にも、製品デザインやマーケティング、ビジネスマッチングなども行う。
対象・要件	特に無し
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） ○その他（ビジネスマッチング）
実績	—
実施主体	IP IDE Center

（５）　海外展開支援[583]

施策名	Inter Lab[584]

582 Thailand Science Park ウェブサイト
https://www.sciencepark.or.th/index.php/th/innovation-update/open-ip-ide-center-2017/
583 質問票調査より
584 Thailand Science Park ウェブサイト
https://www.sciencepark.or.th/index.php/th/innovation-update/open-ip-ide-center-2017/

施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	起業家が海外に積極的に展開することを促進するため
概要	商務省知的財産局傘下の IP IDE Center において展開されている４つの支援のうちの１つ（Inter Lab）。 海外展開準備のためのコンサルティングサービスを提供する。海外における知的財産紛争に関するアドバイスも提供する。
対象・要件	特に無し
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	IP IDE Center

1.15.2.2. 支援施策の評価方法の整理

（１） 施策実施の効果測定・評価の考え方

DIP では、取り組んだ事業に関する評価を行っている。なお、DIP における KPI の存在は本調査では明らかにならなかった。

（２） 結果の活用の考え方

今後の施策の改善に評価結果が活用されると考えられる。なお、本調査では、各事業の評価結果を入手できなかった。

1.15.3. 知財活用支援施策の今後

1.15.3.1. 課題・問題点の整理

タイは経済的にも行政制度的にも発展途上にあるため、先進国と比較して政策資源に乏しく中小企業支援の体制も不十分である。知的財産の観点からの公的支援も同様であり、政府は模倣品対策や知的財産振興のための体制づくりを急いでいる。

1.15.3.2. 解決に向けた動向（今後計画・予定されていること）

上述の状況を改善するため、政府は模倣品や海賊版が公然と販売されている地域を「レッドゾーン」として指定し、取締を強化している。また、IP　IDE　センターなどの知的財産の普及啓発・活用促進のための専門部署を整備し始めている。

さらに、諸外国の制度のキャッチアップに取り組んでおり、日本、シンガポール、マレーシアなどの制度を研究している[585]。また、海外の知財専門家の知見も積極的に導入していきたいと考えている[586]。

なお、海外進出支援についてもタイの企業が多く進出する市場を中心に強化していく予定である[587]。

585 質問票調査結果より
586 質問票調査結果より
587 質問票調査結果より

1.16. インドネシア

1.16.1. インドネシアの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯

1.16.1.1. 知的財産面の体制の概要（日本との相違点を簡潔に整理）

（１） インドネシアの知的財産監督官庁[588]

インドネシアの知的財産法は、特許法により特許・簡易特許（実用新案）、産業意匠法により工業製品などのデザイン、商標・地理的表示法、著作権法による文学、学術、美術又は音楽における思想的、感情的創作及びコンピュータ・プログラム、データベースの保護があげられる。また、トレードシークレット（営業秘密）については、営業秘密法が制定されており、営業活動に有利な秘密の情報（ノウハウ、顧客名簿など）が該当する。このほか、集積回路配置設計法による半導体集積回路の配置、関税法、種苗法、独占と不正競争の防止に係る法律が運用されている[589]。

インドネシアにおいて知的財産権は、知的財産権総局（Directorate General of Intellectual Property : DGIP）が管轄している[590]。またコンテンツなどについては、インドネシア創造経済庁（BEKRAF）が管轄している。DGIP では、知的財産は法律により守られるべき財産的権利として扱われており、自国の産業政策とリンクして知財活用を図るという産業政策的視点を有していないと捉えられている[591]。

DGIP は法務人権省（Ministry of Law and Human Rights）が管轄しており、事務総長が率いる DGIP は法律・人権大臣の下にあり、その責任を負う実施庁である。知的財産総局は、法律の規定に従って、知的財産分野における政策の策定と実施を組織する任務を担っている。知的財産総局は業務を遂行するために、以下の機能を有している。

- 知的財産権の法的保護
- 知的財産登録申請の解決、調査
- 知的財産権侵害訴訟の解決
- 知的財産権の促進
- 知的財産分野における情報技術政策の策定
- 知的財産分野の情報技術の監視、評価および報告の実施
- 知的財産総局の管理
- 大臣が提供する他の機能の実施

また、インドネシア創造経済庁（Badan Ekonomi Kreatif Indonesia：BEKRAF）は、16 のサブセクターを持つ創造的な経済を担当する非閣僚政府機関である。BEKRAF は 6 つの主要ミッションを掲げている[592]。

- インドネシアの独創的な資産と独立した創造的な経済を実現する可能性のすべてを結びつ

---

588 JETRO ウェブサイト　https://www.jetro.go.jp/world/asia/idn/invest_08.html
589 INPIT 新興国知財情報データバンク　http://www.globalipdb.inpit.go.jp/id/
590 DGIP ウェブサイト　http://www.dgip.go.id/
591 質問票調査にて把握
592 BEKRAF ウェブサイト　http://www.bekraf.go.id/

ける。
- 創造的な産業の発展のための助成的な環境を創造する。
- 国際社会で価値と競争力を付加した創造的な分野における革新を奨励する。
- クリエイティブな経済に関係するすべての側面について公開洞察力と感謝を公開する。
- 著作権に対する法的保護を含む、知的財産権の認識と啓蒙を構築する。
- 世界の創造的経済の地図にインドネシアを置くための具体的な戦略を立て、実施する。

BEKRAF は、クリエイティブ産業における政策の策定、確立、調整などにおいて政府（大統領）を支援することとなっている。
- クリエイティブ産業分野における政策の策定、決定、実施
- クリエイティブ産業分野におけるプログラムの設計と実施
- クリエイティブ産業分野における政策とプログラムの計画と実施の調整と同期
- クリエイティブ産業における政策とプログラムの実施に関する技術指導と監督の提供
- クリエイティブ産業分野におけるすべてのステークホルダーへの指導の実施と支援の提供
- 国家機関、省庁、非閣僚政府機関、地方政府、および他の関連当事者とのコミュニケーションと調整

（２） インドネシアの知的財産関連機関

DGIP と連携する関係機関として、LMKN、知的財産コンサルティング協会などがある。

＜National Collective Management Agency（Lembaga Manajemen Kolektif：LMKN）＞

LMKN は著作権法に基づいて組織された機関であり、著作物作成者、著作権者および/または関連する権利の所有者によって、使用料の徴収および頒布という形で経済的権利を管理することを主務とする非営利法人である。

＜知的財産コンサルティング協会（Asosiasi Konsultan Hak Kekayaan Intelektual Indonesia：AKHKI）＞

インドネシアでは、日本の弁理士に該当する資格として「知的財産コンサルタント」が存在する（2005 年 1 月 4 日付政令 2005 年第 2 号）。特許や商標、工業デザイン権、著作権などの登録申請代理人でもある知的財産コンサルタントは、法務人権省知的所有権総局への知的財産権の申請およびその手続きについてサポートする役割を担っている[593]。

この資格は、同総局指名の高など教育機関が開催するトレーニングメニューを受講修了し、同総局に登録・任命されることが必要とされている。また、任命後も 5 年毎に同総局の評価が行われ、申請業務実績が年 10 件を下回るなどの場合は専門家としての登録が失効とする運用が行われている。

[593] 知的財産コンサルティング協会(AKHKI)ウェブサイト　https://akhki.or.id/

1.16.1.2. 知的財産権の出願・登録件数

（１） インドネシアの産業財産権の出願件数

図表 Ⅲ-197 ：特許出願件数[594]

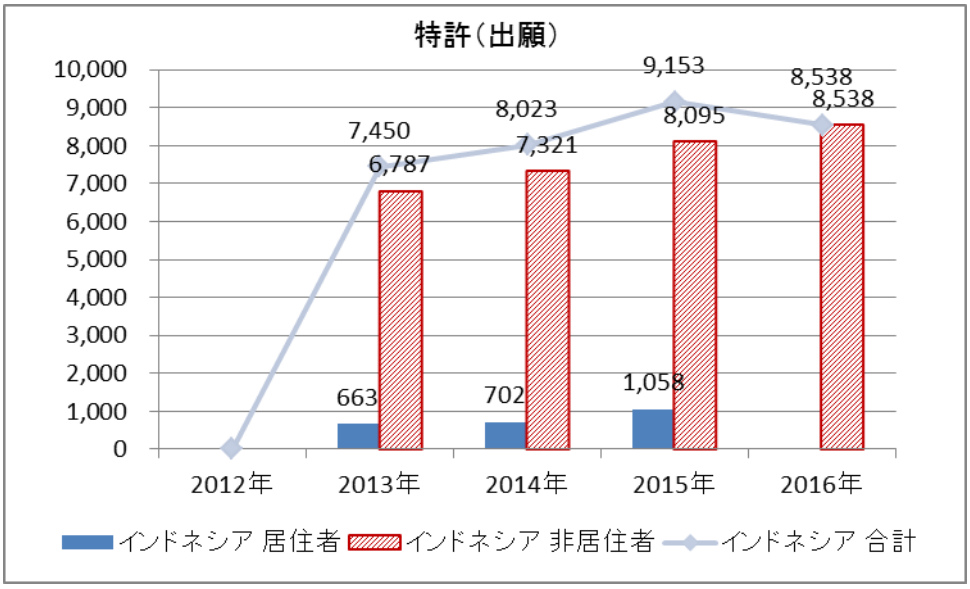

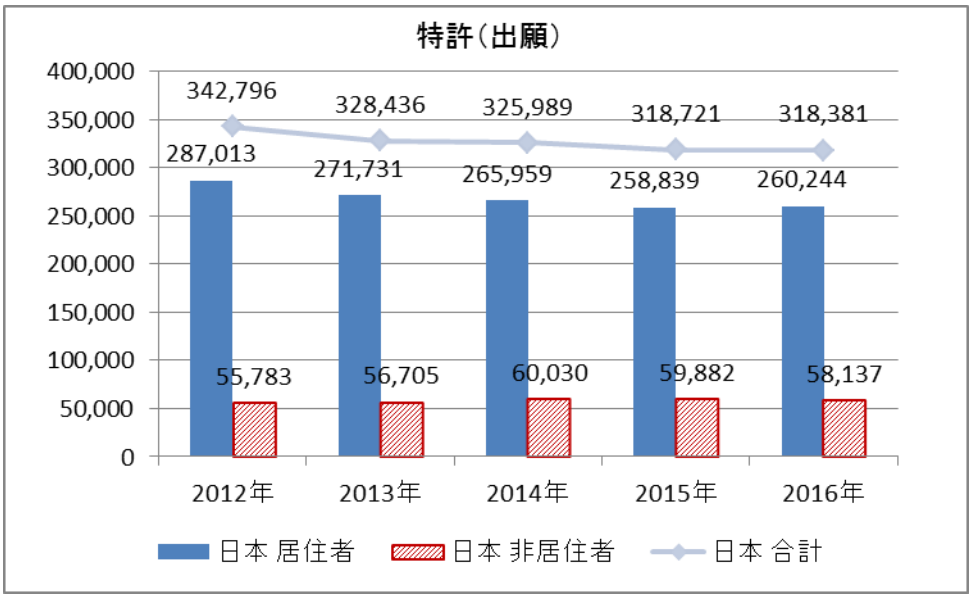

※インドネシアの居住者・非居住者ともに 2012 年はデータなし

※インドネシアの 2016 年は居住者のデータなし

・ 居住者と非居住者の件数を比較すると、インドネシアでは平均すると居住者に対して非居住

594 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

者は 9 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 5 倍程度であった。

- 居住者の特許出願件数について、インドネシアと日本を比較すると 2013 年は日本の方が 410 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 245 倍程度まで小さくなっている。
- インドネシアの特許出願件数について、5 年間の推移をみると、2015 年をピークに減少に転じている。居住者は 2013～2015 年には緩やかに増加している。非居住者は 2013～2016 年で増加している。

（参考）日本の特許出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2015 年は緩やかに減少しており、2016 年に微増している。他方、非居住者は 2014 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-198 ：実用新案出願件数[595]

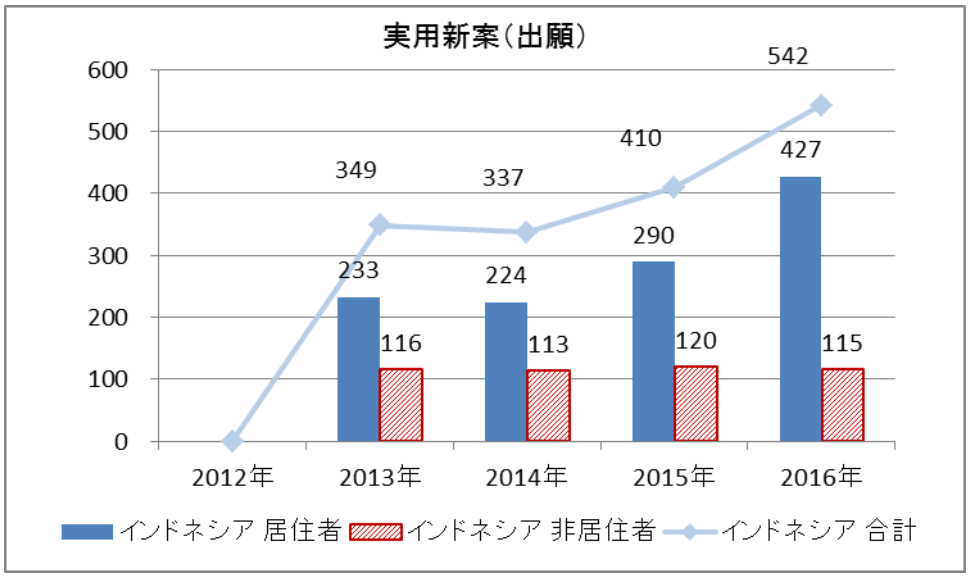

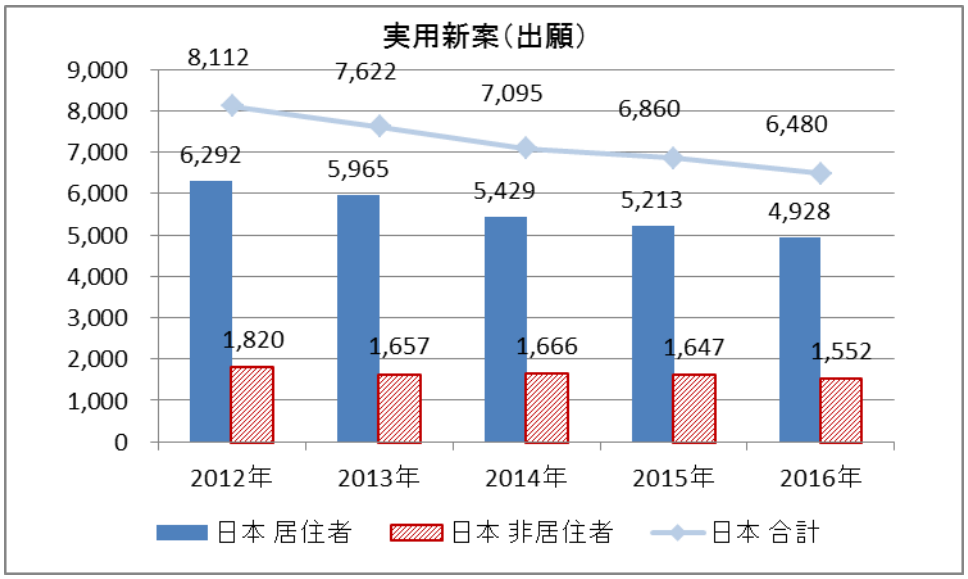

595 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

※インドネシアの 2012 年はデータなし

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、インドネシアでは非居住者に対して居住者は、2012 年には 2 倍程度多かったが、2016 年には 3.7 倍程度まで増えている。なお、日本では非居住者に対して居住者は 3 倍程度であった。
- 居住者の実用新案出願件数について、インドネシアと日本を比較すると 2013 年は日本の方が 26 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 12 倍程度まで小さくなっている。
- インドネシアの実用新案出願件数について、5 年間の推移をみると、2013～2014 年は減少しているが、その後増加に転じている。居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、非居住者は、2013～2014 年に減少しており、2015 年に一旦増加したが、その後再び減少に転じている。
  （参考）日本の実用新案出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。他方、非居住者は 2012～2013 年は減少しており、2014 年に微増しているが、その後再び減少している。

図表 Ⅲ-199 ：意匠出願件数[596]

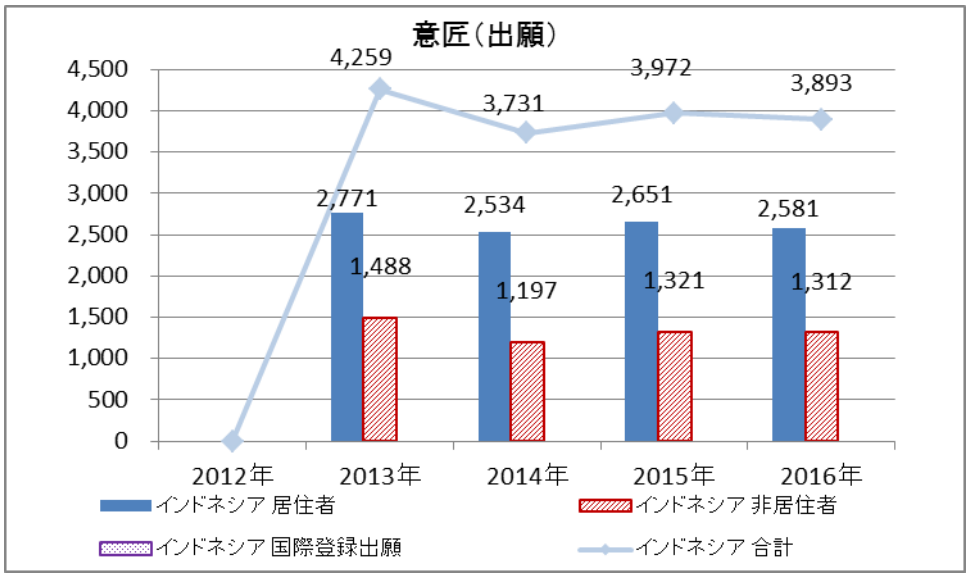

596 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

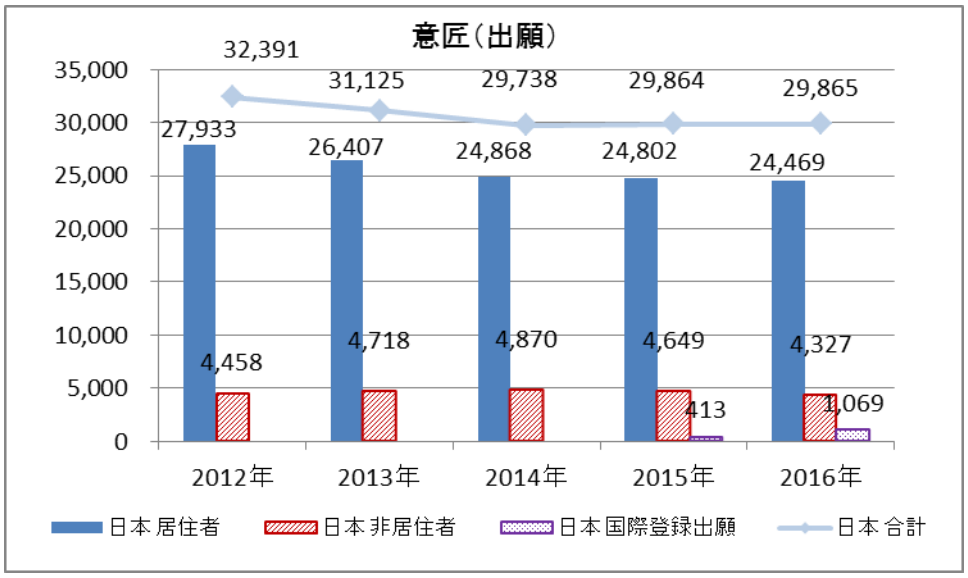

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、インドネシアでは平均すると非居住者に対して居住者は 2 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 6 倍程度であった。
- 居住者の意匠出願件数について、インドネシアと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 9.5 倍程度多く、2016 年も同じ程度であった。
- インドネシアの意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、2013～2014 年は減少しているが、2015 年に一旦増加し、その後再び減少へ転じた。インドネシア居住者および非居住者双方に同じ傾向が確認できる。

  （参考）日本の意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2014 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-200 ：商標出願件数[597]

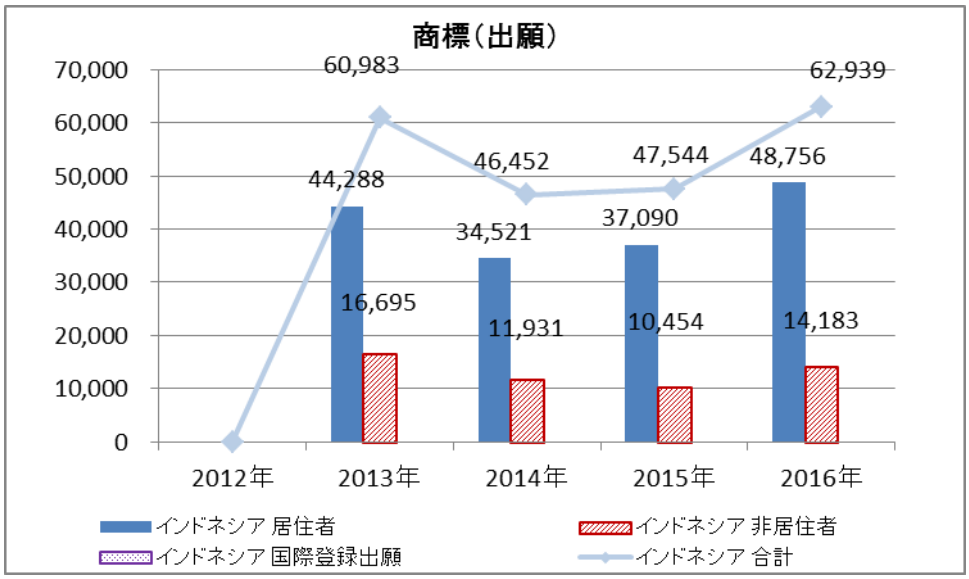

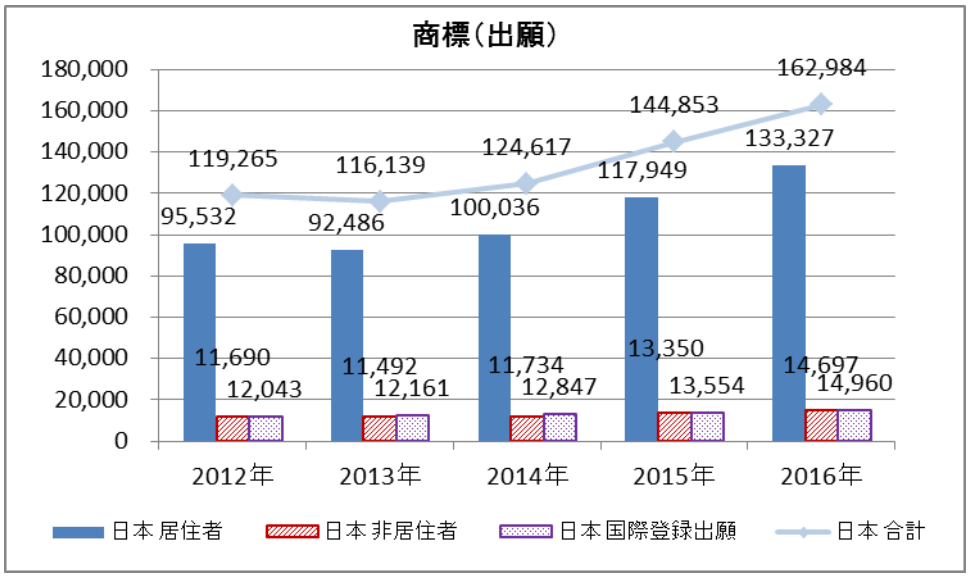

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、インドネシアでは平均すると非居住者に対して居住者は 3 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 9 倍程度であった。
- 居住者の商標出願件数について、インドネシアと日本を比較すると 2013 年は日本の方が 2.1 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 2.7 倍程度まで微増している。
- インドネシアの商標出願件数について、5 年間の推移をみると、2013～2014 年は減少しているが、その後は増加へ転じた。居住者にも同じ傾向が確認できる。非居住者については、2013～2015 年は減少しているが、2016 年は増加に転じている。

  （参考）日本の商標出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は減少しているが、その後は増加している。非居住者も同じ傾向が確認できる。国際登録出

597 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

願については、緩やかに増加している。

（２） インドネシアの産業財産権の登録件数

図表 Ⅲ-201 ：実用新案登録件数[598]

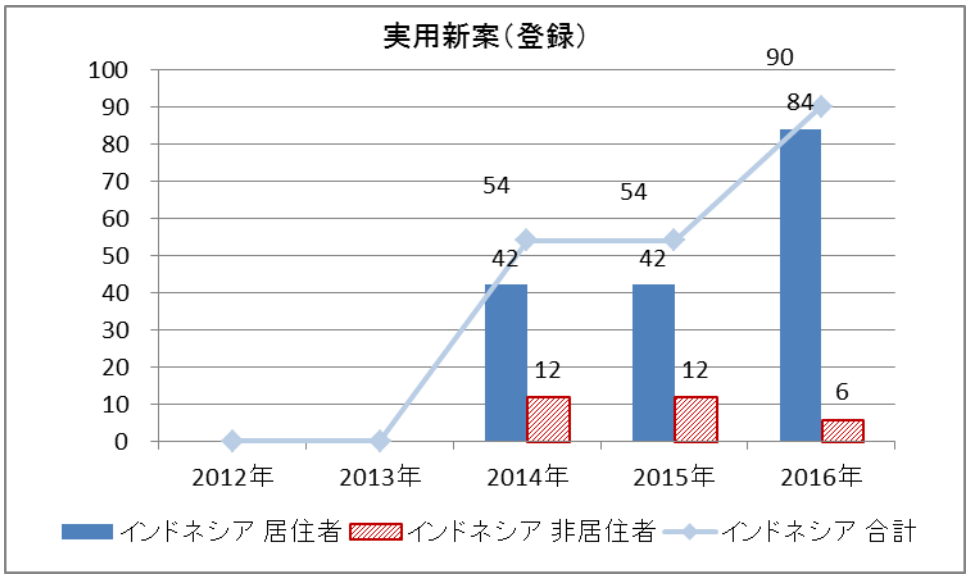

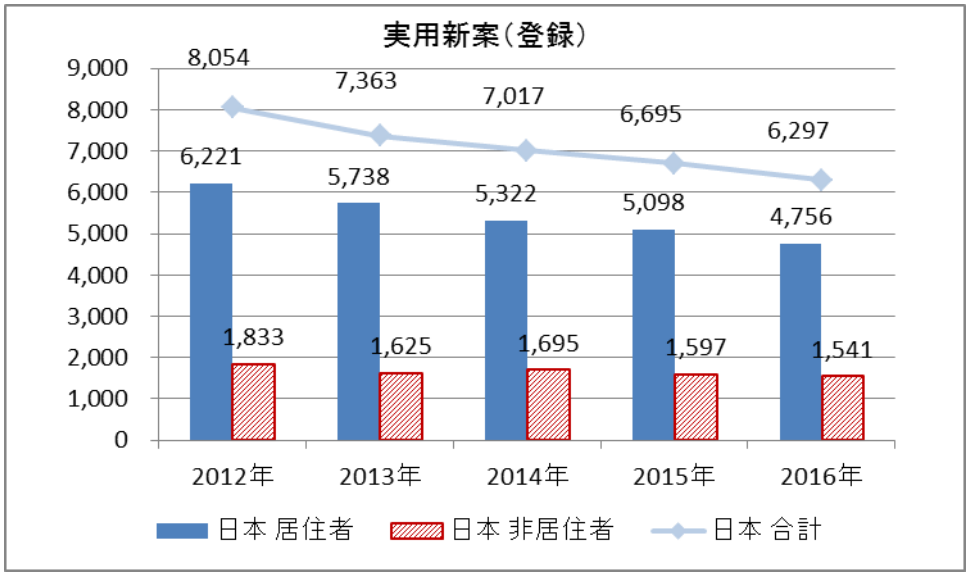

※インドネシアの 2012 年、2013 年はデータなし

・ 居住者と非居住者の件数を比較すると、インドネシアでは非居住者に対して居住者は、2014 年には 3.5 倍程度多かったが、2016 年には 14 倍程度まで増えている。なお、日本では非居住者に対して居住者は 3 倍程度であった。

598 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

・ 居住者の実用新案登録件数について、インドネシアと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 127 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 57 倍程度まで小さくなっている。
・ インドネシアの実用新案登録件数について、5 年間の推移をみると、2014～2015 年は変化がなく、2016 年は増加に転じている。居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、非居住者は、、2014～2015 年は変化がなく、2016 年は減少に転じている。
（参考）日本の実用新案登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。他方、非居住者は 2012～2013 年は減少しており、2014 年に微増しているが、その後再び減少している。

図表 Ⅲ-202 ：意匠登録件数[599]

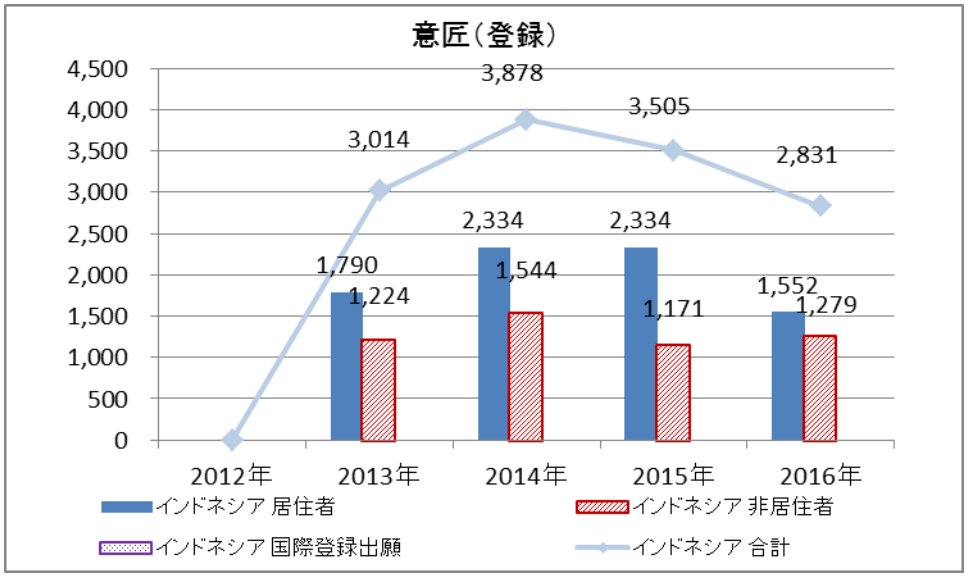

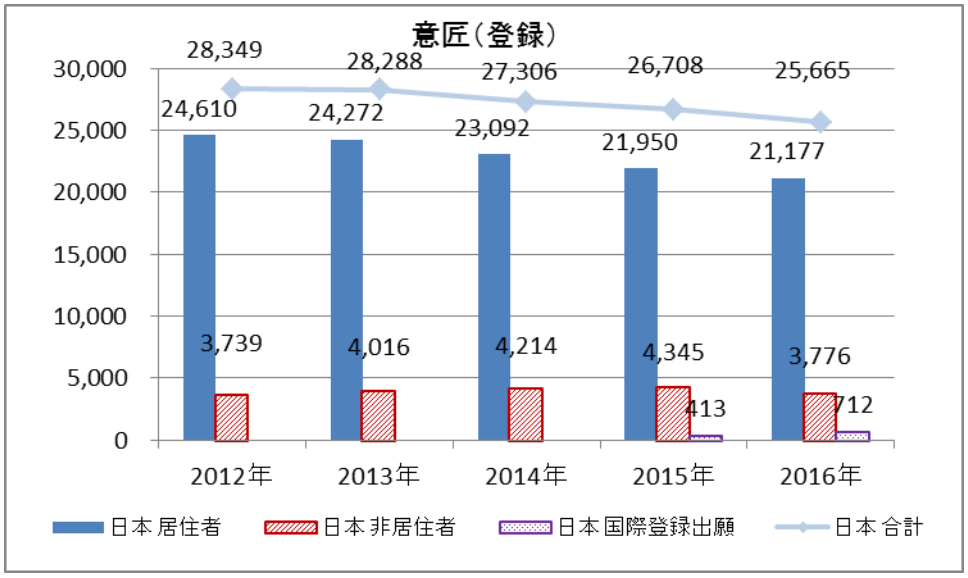

599 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、インドネシアでは非居住者に対して居住者は、2012年には 1.5 倍程度多かったが、2015 年には 2 倍程度、2016 年には 1.2 倍程度と変移している。なお、日本では非居住者に対して居住者は 6 倍程度であった。
- 居住者の意匠登録件数について、インドネシアと日本を比較すると 2013 年は日本の方が 14 倍程度多かったが、2016 年も同じ程度であった。
- インドネシアの意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、2014 年をピークに減少に転じている。居住者については、2013～2014 年は増加しているが、2014～2015 年は横ばい、2016 年は減少に転じた。非居住者については、2013～2014 年は増加しているが、2015 年は減少に転じ、2016 年は再び増加に転じた。

  （参考）日本の意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2015 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-203 ：商標登録件数[600]

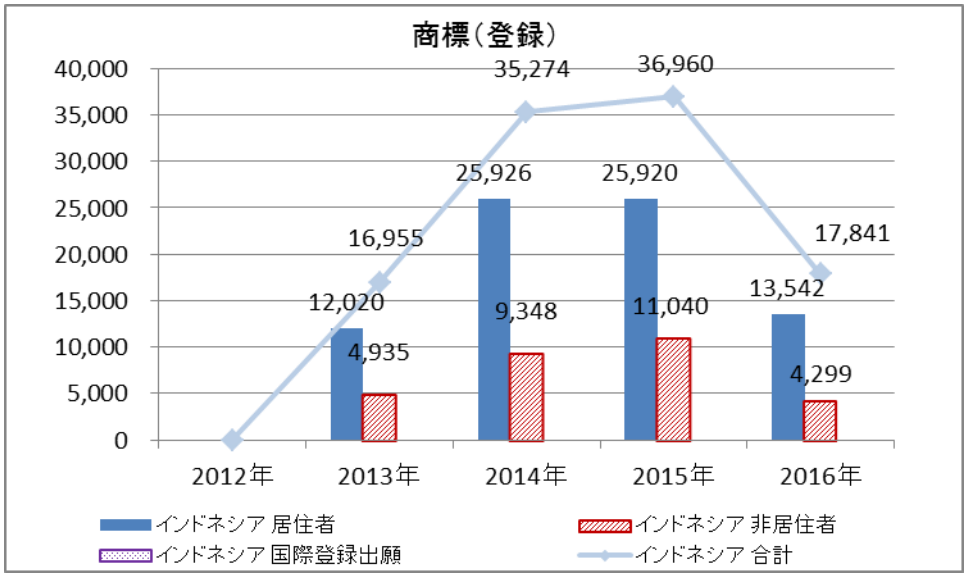

600 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

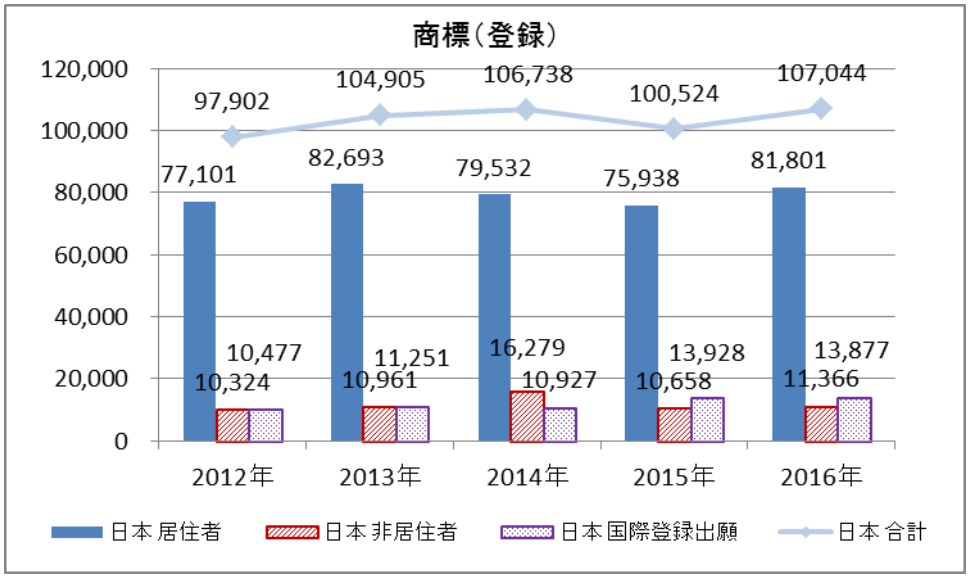

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、インドネシアでは非居住者に対して居住者は、2012年には 2.4 倍程度多かったが、2016 年には 3.2 倍程度まで増えている。なお、日本では非居住者に対して居住者は 7 倍程度であった。
- 居住者の商標登録件数について、インドネシアと日本を比較すると 2013 年は日本の方が 6.9 倍程度多かったが、2015 年には 2.9 倍程度、2016 年には 6 倍程度と変移している。
- インドネシアの商標登録件数について、5 年間の推移をみると、2015 年をピークに減少している。非居住者にも同じ傾向が確認できる。居住者については、2014 年をピークに減少している。

  （参考）日本の商標登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年には再び増加に転じている。非居住者については、2012～2014 年は増加し、2015 年に一旦減少したが、2016 年には再び増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少に転じ、2015 年に再度増加したが、2016 年に再び減少に転じている。

1.16.1.3. 中小企業の定義・根拠法令（各国の定義、日本との相違点）

（１） インドネシアの中小企業の定義・根拠法令

図表 Ⅲ-204 ：中小企業の定義･依拠法

依拠法	UNDANG-UNDANG REPUBLIK INDONESIA NOMOR 20 TAHUN 2008 TENTANG USAHA MIKRO, KECIL, DAN MENENGAH 中小零細企業法（ 2008 年第 20 号）
基本的な考え方	・ 純資産 又は ・ 年間売上高
定義の詳細	・ 零細企業：純資産最大 5,000 万ルピア（土地および建物を除く）又は、年間売上高 3 億ルピア ・ 小企業：純資産 5,000 万ルピア～最大 5 億ルピア（土地および建物を除く）又は、年間売上高 3 億ルピアを超え、最大 25 億ルピア ・ 中企業：純資産最大 5 億ルピア～最大 100 億ルピア（土地および建物を除く）又は、年間売上高 25 億ルピア～最大 500 億ルピア
参照情報	・ peraturan.go.id ホームページ http://peraturan.go.id/images/logo_pdf.png

（２） インドネシアのベンチャー企業の定義・根拠法令

該当する依拠法及は確認できなかった。

1.16.1.4. 中小企業の実態（各国・地域の中小企業数、業種比率）

（１） インドネシアの中小企業数

インドネシアの中小企業数は、2010 年時点の推計値で、全企業数が約 5,382 万社のうち 99.99%を占めている。そのうち零細企業が 5,320 万社を占めており、零細以外の中小企業は約 60 万社、大企業は約 4,840 社となっている[601]。統計年次が古いものとなっているが、この比率に大きな変動はないと考えられる。

（２） インドネシアの中小企業業種比率

業種別では、木材・木材製品（除く家具など）が全体の 3 割程度を占めており、飲食品・たばこ、繊維・衣服・皮革が続いている（2009 年推計値）。第一次産品を扱う産業や労働集約型の産業において零細・中小企業が大層を占めていることになる。

[601] 中小企業振興サービスのデリバリー改善プロジェクト詳細計画策定調査報告書（独立行政法人国際協力機構、2012 年 12 月）

1.16.1.5. 知的財産活用支援や中小企業支援に関する依拠法および経緯

インドネシアには、日本の知的財産基本法に該当する法律は確認できていない。

（１） インドネシアの産業財産権活用支援に関する依拠法および経緯

図表 Ⅲ-205 ：産業財産権活用支援に関する依拠法

依拠法	経緯や特徴
該当なし	–

（２） インドネシアの中小企業支援に関する依拠法および経緯

インドネシアにおける中小起業支援に係る法律は確認できていない。2015 年に策定された協働組合・中小企業省に関する法律（Peraturan Presiden Republik Indonesia Nomor 62 Tahun 2015 Tentang Kementerian Koperasi dan UKM.）がもっとも近い依拠法となる。[602]

政府が掲げる各種計画では、中小企業に対する支援が明確に位置づけられている。国家長期開発計画を頂点に、経済加速拡大マスタープラン、中期開発計画、中期戦略計画、各省各総務局戦略計画と階層的に構成されている。それぞれの概要は以下の通りとなる。産業省や協働組合・中小企業省による戦略計画において具体的な施策や事業が掲げられている。

図表 Ⅲ-206 ：中小企業支援に関する依拠法および計画

依拠法	経緯や特徴
該当なし	–

区分	概要
国家長期開発計画[603]	2005 年～2025 年を計画年次とする最上位の計画であり、産業振興の長期的な計画と方向性が具体的に示されている。 工業製品における意匠、特許およびブランドなどの知的財産の貢献を高め、付加価値を高めることを唱っているほか、以下を含む知的財産権の保護の促進を強調している。 ・ 知的財産保護の相談、指導。 ・ 特許、工業デザイン、ブランド、著作権の登録の円滑化。
経済加速・拡大マスタープラン	2011 年～2025 年を計画年次として、国家長期開発計画を加速させることを目的に、2011 年 5 月に策定された計画
国家中期開発計画	2015 年～2019 年を計画年次とする中期計画であり、5 年間の取組を明示している

602 協働組合・中小企業省に関する法律　http://www.depkop.go.id/regulasi-dan-dasar-hukum
603 産業省ウェブサイト　http://kemenperin.go.id/ripin

各省各総局戦略計画	国家中期計画を基礎とする個別計画[604] 産業省は 2018 年業務計画にて、国家優先順位 3 つの国家優先事項（事業開発と観光、食糧安全保障、貧困削減に対する注力を唱っている。

1.16.1.6. 支援戦略・計画（知財戦略、知財推進計画に類するもの）

（1） インドネシア知的財産権総局

知的財産権総局（DGIP）では、自国企業に対する知的財産制度活用を推進するための具体的な戦略や推進計画は策定していない。特許出願情報を企業の研究開発、商品開発に活用するという認識、自国の産業競争力を維持拡大するため知的財産制度を活用するという政策からは距離感があるとする意見も見られる[605]。

なお、DGIP は業績報告書のなかで、今後の課題を整理しているが、いずれも知的財産制度運用の最適化や効率化に関するものが中心であり、地元企業における知財活用を支援するものは見られない。

DGIP がインドネシアの経済成長政策、イノベーション政策などを司る政府機関の傘下ではないことが、同組織の産業政策的視点をもった施策を実施しない要因の 1 つと考えられる。[606]

図表 Ⅲ-207 :DGIP の今後の課題[607]

・ 知的財産サービスの最適化
・ 制度面の強化
・ 知的財産法の強化（知的財産法の施行規則としての PP、Permen の起草）
・ 知的財産管理の強化（知的財産法の改正に伴うプロセスビジネス SOP）
・ 知的財産アプリケーションのバックログの決済の低下
・ PNBP 使用許可の比率低下
・ 限られた人的資源の最適化
・ 作業スペースと公共サービススペースの最適化
・ 予算執行の最適化

他方、BEKRAF では、イノベーション政策を本丸とする組織となっておりスタートアップ支援やベンチャー支援などの活動を通じて自ずと、知的財産活動に関する周知啓発を担う意識が形成されていると考えられる。

これら知的財産を監督する官庁である DGIP と BEKRAF の連携は、2019 年より本格的に進められることが公表されており、その相乗効果が大いに期待されている。

---

604 産業省ウェブサイト http://www.kemenperin.go.id/profil/71/rencana-strategis-kementerian-perindustrian
605 質問票調査にて把握
606 質問票調査にて把握
607 DGIP 「LAPORAN KINERJA」

また、経済省の年次計画を見ても、知的財産に関する明確な記述はみられなかった。地元企業（多くが零細や小規模企業）における知的財産制度に対する認識が不十分であるところ、具体的かつ発展的な施策に取り組む段階に至っていないことが考えられる。

（２） インドネシア協働組合・中小企業省（DEPKOP）[608]

協同組合・中小企業省では、人材の知識とスキルの向上、新しい中小企業起業家の成長促進、新技術の習得と活用奨励、市場拡大の奨励、価値拡大の奨励、資金調達円滑化をテーマに支援施策を展開している。規模の小さな業界のみならず、繊維、各種金属、機械、輸送機器、海運、エレクトロニクス、テレマティクス（ICT）などの分野を対象に産業振興や事業創出を担っている。

インドネシアにおいて中小企業支援を担う同省では、スタートアップや既存市場における事業化支援や人材育成、標準化促進など、実業を支援する施策を実施している。2019 年重点事業計画[609]においても、優先事項を明らかにしている。多くが、ビジネス推進において中小企業が課題やハードルと感じている事項が整理されている。

知的財産については、中小企業向けのライセンスの促進を掲げており、権利として保有する知的財産の商業化に資する取組に注力がなされる予定となっている。このほか、知的財産権の保護を受ける協同組合および中小企業の数をさらに増やすために、知的財産権（著作権および商標権）の登録の促進を図ってきた。この活動は、協同組合の競争力の向上をめぐる知的財産権の保護に関する法務人権大臣との間の覚書締結に基づくものであった。その目的は、知的財産権において保護と創造性の利点を得る中小企業数を増加させることを目指すもので、商標登録時に費用を４割程度軽減するとしている[610]。

図表 Ⅲ-208 ：2019 重点事業計画

- 初心者起業家向け資金調達の円滑化
- 既存市場の活性化
- 能力開発（起業家精神訓練、協同組合訓練、テクノプレナー養成訓練、職業訓練、および能力ベースの訓練）
- 製品認証および標準化の促進
- 人民企業信用に対する援助
- ストリートベンダーの手配
- ビジネス総合サービスセンター
- 零細企業のための公証人証書活用促進
- 企業連携拡張
- ライセンス契約の促進
- プロモーションと展示会出展の円滑化

608 DEPKOP ウェブサイト　http://www.depkop.go.id/
609 DEPKOP ウェブサイト　http://www.depkop.go.id/read/rencana-kerja-prioritas-tahun-2019
610 協働組合・中小企業庁アニュアルレポート 2016
http://www.depkop.go.id/uploads/tx_rtgfiles/Laporan_Tahunan_Kementerian_KUKM_Tahun_2016.pdf

・ パートナーシップと投資協力の充実 ・ 土地権利証明の支援

1.16.1.7. 支援体制および役割分担（中央政府、地方政府、支援機関）

インドネシアにおける中小企業の知的財産制度活用支援施策に関わる機関について代表的な機関を整理した。協同組合・中小企業庁を中心に、中央、地方、民間を含む支援機関の連携が図られている。今回の調査では、協同組合・中小企業省における特徴的な取組が展開されていることを把握した。なお、DGIP および BEKRAF は知的財産を管轄しているが中小企業の知財活用に係る支援について本調査では確認に至らなかった。

（１） 中央政府

・ 知的財産権総局（DGIP）
・ インドネシア創造経済庁（BEKRAF）
・ 協同組合・中小企業庁（DEPKOP）

（２） 地方政府

・ インドネシア商工会議所（KADIN）[611]

（３） 支援機関

・ 知的財産コンサルタント協会(Indonesia Intellectual Property Rights Consultant Association: AKHKI))

知的財産コンサルタト協会は、2006 年 9 月 15 日に設立された知的財産権コンサルタントの専門組織。

・ インドネシア複製著作権協会（Perkumpulan Reproduksi Cipta Indonesia）
・ 大学・研究機関

インドネシア大学、Sebelas Maret 大学（UNS）、UPN ベテラン、Universitas Pelita Harapan（UPH）などが関係[612]

611 質問票調査にて把握
612 質問票調査にて把握

1.16.2. インドネシアの具体的な支援施策の現状把握

1.16.2.1. 支援施策の概要

（１） 商標等登録料減免による権利化促進

施策名	権利化促進事業
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	中小企業の権利化、権利活用意識の醸成を図る
概要	商標および著作権を登録する場合に費用の一部を補助。 商標登録料 1 出願あたり、100 万ルピアを 60 万ルピアに軽減 商標権によるブランディングにより、1 社あたり 190 万ルピアの売上増が期待されるとしている[613]
対象・要件	中小企業
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	＜2016 年実績＞ ・著作権証明書を受領した中小企業など 1,000 社 ・商標権の登録を行った中小企業など 237 社
実施主体	協同組合・中小企業庁（DEPKOP） 協力：知的財産権総局（DGIP）、インドネシア創造経済庁（BEKRAF）

[613] 協働組合・中小企業庁アニュアルレポート 2016
http://www.depkop.go.id/uploads/tx_rtgfiles/Laporan_Tahunan_Kementerian_KUKM_Tahun_2016.pdf

1.16.2.2. 支援施策の評価方法の整理

（１） 施策実施の効果測定・評価の考え方[614]

DGIP におけるサービス改革にあたり、まずサービスを受ける側の地域における満足度を把握し評価をすることから着手している。

公共サービスに関する 2009 年法律第 25 号および国家開発計画（プロペナス）に関する 2000 年法律第 25 号によって義務付けられている公共サービスの質を改善するため取り組みの一環として、サービス品質を評価するための尺度としてコミュニティ満足度指数（IKM）を採用している（次箇条書き参照）。

調査対象は、DGIP サービス利用者（企業など）を無作為抽出により実施している。また、政府機関、有識者・学者、知的財産コンサルタント、その他の関連する利害関係者からも選出される。多くの回答者はコンサルティングサービスを通じて知的財産を登録している知的財産制度利用者（企業など）である。なお、中小企業向け施策に係る評価については確認できなかったが、調査対象に中小企業が含まれることで、そうした層における支援ニーズを把握することができる状況にあるといえる。

- サービスの満足度
- 手続の簡素さ
- サービス完了までの時間
- 料金
- サービスの水準
- サービスする側の専門知識、スキル、そして経験を含む能力
- サービスする側の態度
- 苦情や提案
- 施設とインフラ機能
- 情報技術の活用

（２） 結果の活用の考え方

顧客満足度測定の具体的な評価は、より良く、より効率的で、より効果的なサービスを提供する上で重要な要素としている。顧客が提供されたサービスに不満を感じた場合、そのサービスは無効で非効率的であると判断し、改善を図ることとしている。

例えば、ジャカルタ地域の知的財産サービスは「悪い」と評価されるカテゴリーに属しているとして、以下の改善点を発表している[615]。申請段階の利便性向上から、制度に対する理解増進まで、制度活用について醸成していく課題が整理されている。

- カスタマーサービス部門（受付機能）の改善

[614] DGIP ウェブサイト　http://en.dgip.go.id/survey-kepuasan-masyarakat
[615] DGIP ウェブサイト http://en.dgip.go.id/images/ki-images/pdf-files/Sekretariat/SKM/LAPORAN%20SKM%20DKI%20Jakarta.pdf

- 利用拡大について、知的財産コンサルタントや地域事務所だけでなく知的財産センターにも適用
- 知的財産センターの設立促進
- 知的財産コンサルタントと非コンサルタントに区別した知的財産登録カウンターの設置
- ホットライン、オンラインチャットなどの迅速な返答体制の確保
- 知的財産権を理解していない層に対する知的財産権に関する情報発信
- 申請や手順に要する時間の法律準拠の徹底

1.16.3. 知財活用支援施策の今後

1.16.3.1. 課題・問題点の整理

インドネシアにおける中小企業向け知財活用支援施策において、知的財産権総局（DGIP）や創造経済庁（BEKRAF）の施策では、主体的な施策の実施は行われていない。あくまで知的財産制度の周知や最適な制度運用を達成することが、現時点の大きな課題として認識されている。他方、協同組合・中小企業省（DEPKOP）は中小企業支援を展開しているが、今回の調査では知的財産支援施策における明確な立ち位置を確認できていない。

中小企業に対する知的財産活用促進というそれぞれの組織の中間にある課題について現時点で双方からの歩み寄りは確認できなかったが、長期計画では知的財産（権）を活用した経済成長が期待されており、今後変化していくことも期待される。

1.16.3.2. 解決に向けた動向（今後計画・予定されていること）

知的財産監督官庁である DGIP と BEKRAF は、インドネシアの知的財産を一層進展させるために 2019 年作業計画のなかで機関連携を強化することを共有目標とし、その作業プログラムの中には、知的財産を地域社会に定着させること、そして地元からの知的財産出願件数を増やすことを掲げている。

米国、日本、韓国における知的財産活動を例示し、特許、商標、デザインの複数の知的財産権ミックスによる対応の重要性を指摘しており、インドネシアにおける「2019 年インダストリアルデザインイヤー」の推進にめがけ一丸となって取り組む姿勢を公表している。

こうした動きをもとにあらたな支援施策実施の機運が高まっていくことも考えられ、引き続き動向把握を継続することが肝要である。

1.17. メキシコ

1.17.1. メキシコの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯

1.17.1.1. 知的財産面の体制の概要（日本との相違点を簡潔に整理）

（１） メキシコの知的財産監督官庁

メキシコの知的財産は、特許、 実用新案、 工業意匠、 商標及び広告の登録、商号の公示、 原産地名称保護の宣言並びに業務上の秘密の規制を通して産業財産権を保護している。このほか、植物新品種、著作権がある。

知的財産法について、産業財産改正法が 2012 年より運用されているが、2018 年 5 月に改正がなされ、商標分野の刷新が図られた。知的財産法はメキシコ産業財産庁（Mexican Institute of Industrial Property : IMPI）が管轄している[616]。また、植物新品種の登録は種苗認証局（Servicio Nacional de Inspección y Certificación de Semillas：SNICS）が管轄し、著作権は国家著作権局（Instituto Nacional Del Derecho de Autor：INDAUTOR）が管轄している[617]。

メキシコ産業財産庁（IMPI）の所管省は、経済省（Secretaría de Economía）となっており、同国の産業経済政策を総括している。

（２） メキシコの知的財産関連機関

メキシコの知的財産関連機関のうち、IMPI の関係機関としては、特許センター（Centros de Patentamiento：CePat（英訳：Patenting Centers））[618][619]、米国商工会議所（American Chamber of Commerce Mexico：Am- Cham）[620]、メキシコ知的財産保護協会（Asociación Mexicana para la Protección de la Propiedad Intelectual：AMPPI（英訳：Mexican Association for the Protection of Intellectual Property））、全国弁護士協会（Asociación Nacional de Abogados de Empresa, Colegio de Abogados：ANADE（英訳：the National Association of Lawyers Bar Association））などが代表的な機関となる[621]。これらの機関は様々な施策の実施において緊密な連携をもって取り組んでいる。

起業家支援ネットワーク（RAE（英訳：Entrepreneurial Support Network））は、起業家と中小企業、およびさまざまな政府機関の支店と民間セクターを結び付けるためのプログラムであり、起業家協会（INADEM（英訳：National Institute of the Entrepreneur））によって実施されている[622]。起業家支援ネットワーク（RAE（英訳：Entrepreneurial Support Network））内では、戦略的な連携機関である IMPI によって提供されるさまざまな手順やサービスへの接続や助言サービスを通じて、起業家や中小企業のための工業所有権保護の啓発を実施している。

上記以外の連携機関は以下の通りである[623]。

---

616 特許庁　世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド　メキシコ https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/iprsupport/miniguide.html

617 特許庁　メキシコ侵害ガイド https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/iprsupport/document/miniguide/America_Mexico_inf.pdf#view=fit&toolbar=1&navpanes=0

618 特許センターウェブサイト http://cepats.mx/

619 Gob.mx ウェブサイト　https://www.gob.mx/impi/articulos/los-centros-de-patentamiento

620 米国商工会議所ウェブサイト　https://www.amcham.org.mx/

621 メキシコ知的財産庁　アニュアルポートより

622 INADEM ウェブサイト　https://www.inadem.gob.mx/

623 メキシコ知的財産庁　アニュアルレポートより

- 全国通訳協会（Asociación Nacional de Interpretes：ANDI）
- ビジネスソフトウェアアライアンス(Business Software Alliance：BSA)
- レコード・ビデオ生産者協会（Asociación Mexicana de Productores de Fonogramas y Videogramas：AMPROFON）
- レコード・ビデオ・マルチメディア制作者協会（Sociedad Mexicana de Productores de Fonogramas, Videogramas y Multimedia：SOMEXFON）
- 著作権保護推進センター（Centro Mexicano de Protección y Fomento de los Derechos de Autor：CEMPRO）
- メキシコ作家・作曲家協会（Sociedad de Autores y Compositores de México：SACM）
- メキシコ作家総会（Sociedad General de Escritores de México：SOGEM）

1.17.1.2. 知的財産権の出願・登録件数

（１） メキシコの産業財産権の出願件数

図表 Ⅲ-209 ：特許出願件数[624]

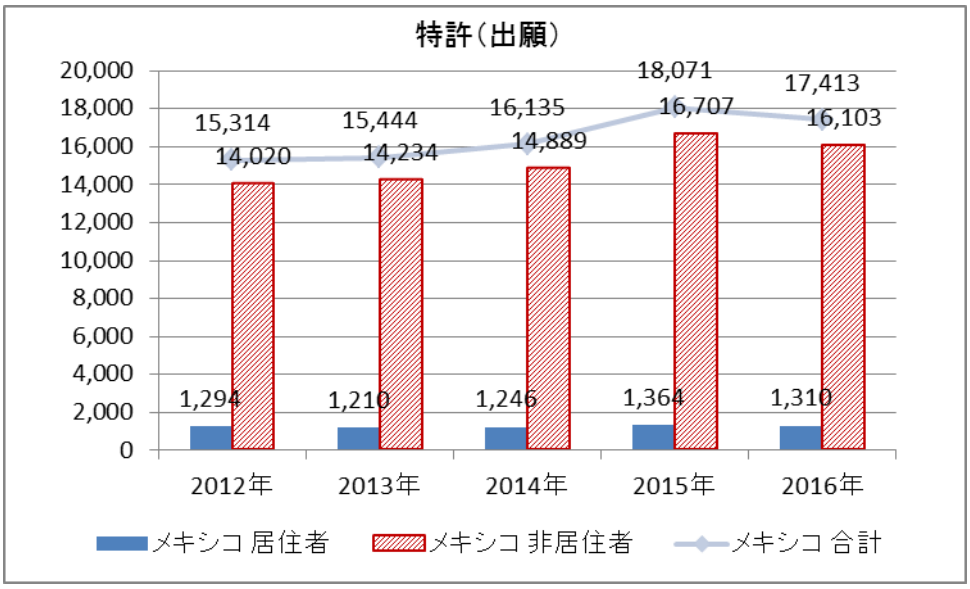

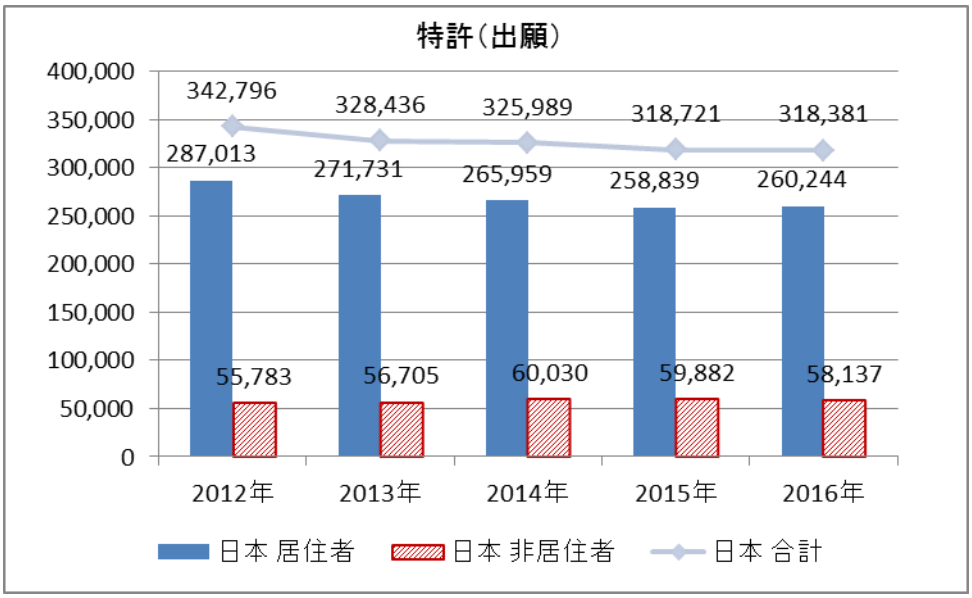

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、メキシコでは平均すると居住者に対して非居住者は 12 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 5 倍程度であった。
- 居住者の特許出願件数について、メキシコと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 222 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 199 倍程度まで小さくなっている。

624 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

・ メキシコの特許出願件数について、5 年間の推移をみると、2015 年をピークに減少に転じている。非居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、居住者は 2012～2013 年は減少しているが、2013～2015 年は緩やかに増加し、2016 年には再び微減に転じている。

（参考）日本の特許出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2015 年は緩やかに減少しており、2016 年に微増している。他方、非居住者は 2014 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-210 ：実用新案出願件数[625]

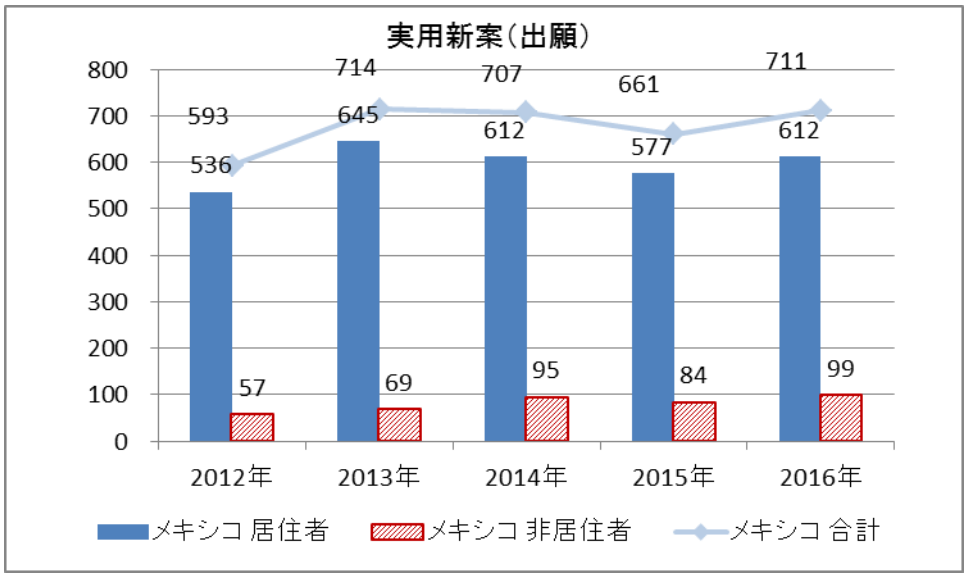

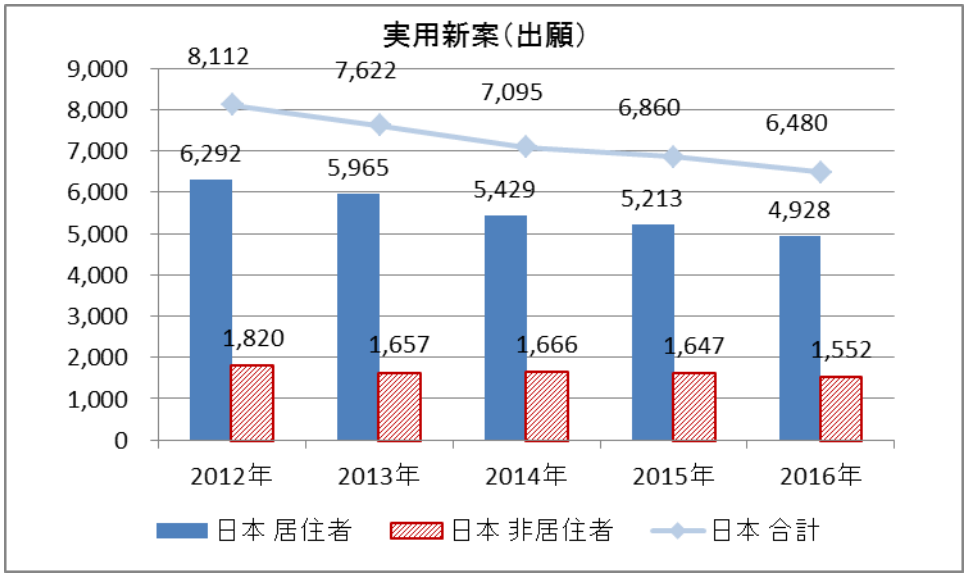

・ 居住者と非居住者の件数を比較すると、メキシコでは非居住者に対して居住者は、2012 年には 9.4 倍程度多かったが、2016 年には 6.2 倍程度まで小さくなっている。なお、日本では非

625 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

居住者に対して居住者は 3 倍程度であった。

- 居住者の実用新案出願件数について、メキシコと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 12 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 8.1 倍程度まで小さくなっている。
- メキシコの実用新案出願件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は減少し、その後再び増加に転じている。居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、非居住者は、2012～2014 年に増加しており、2015 年に一旦減少したが、その後再び増加に転じている。

  （参考）日本の実用新案出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。他方、非居住者は 2012～2013 年は減少しており、2014 年に微増しているが、その後再び減少している。
-

図表 Ⅲ-211 ：意匠出願件数[626]

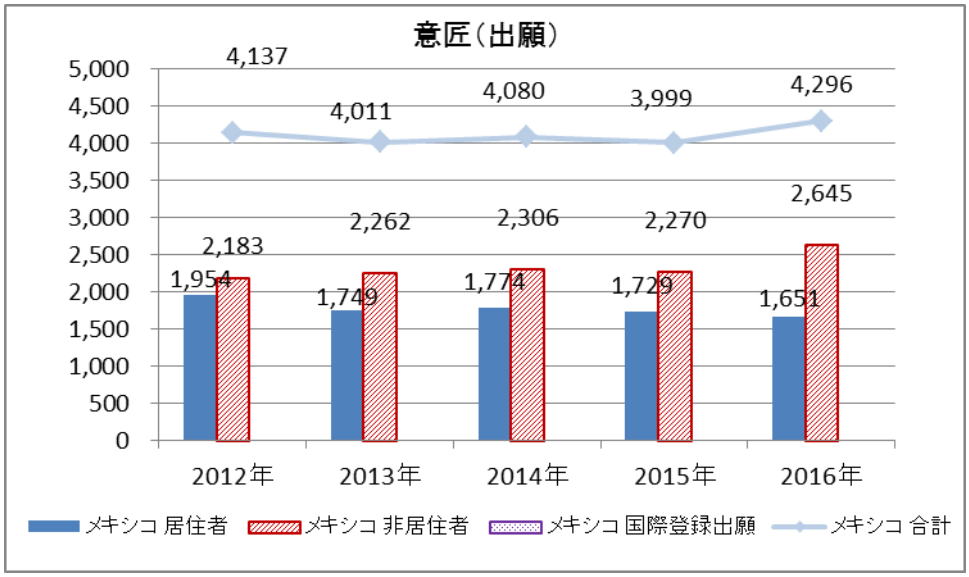

626 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

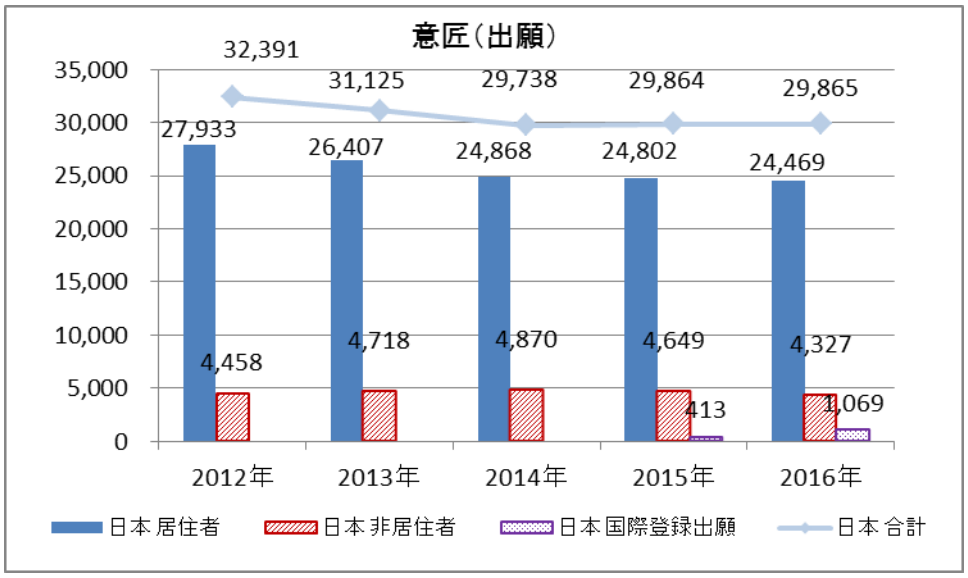

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、メキシコでは平均すると居住者に対して非居住者は 1.3 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 6 倍程度であった。
- 居住者の意匠出願件数について、メキシコと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 14 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 15 倍程度まで微増している。
- メキシコの意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は減少しているが、2014 年は増加へ転じ、2015 年には再度減少したが、その後再び増加へ転じた。居住者については、2012～2013 年は減少しているが、2014 年は増加へ転じ、その後は再び減少へ転じた。非居住者については、2012～2014 年は増加しているが、2015 年に一旦減少し、その後再び増加に転じている。

  （参考）日本の意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2014 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-212 ：商標出願件数[627]

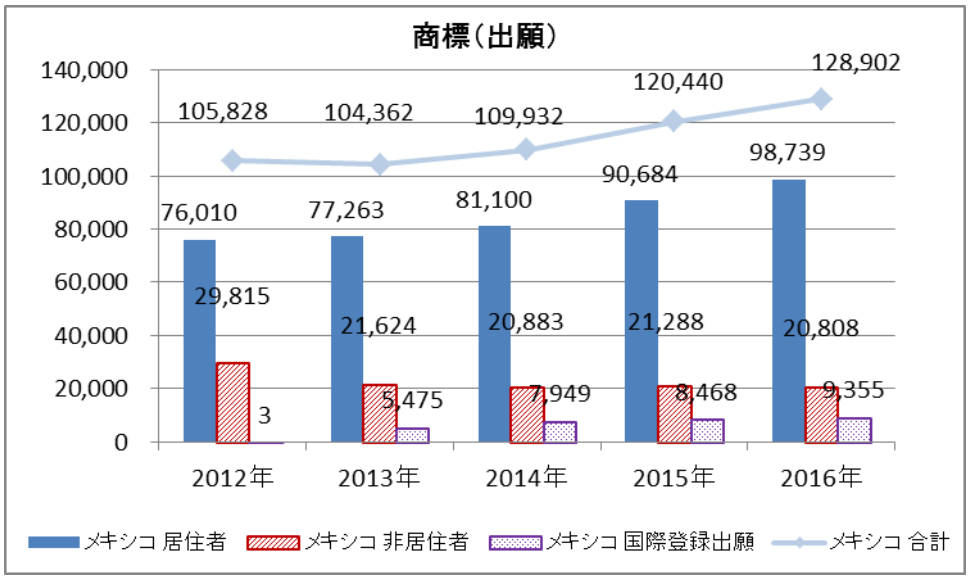

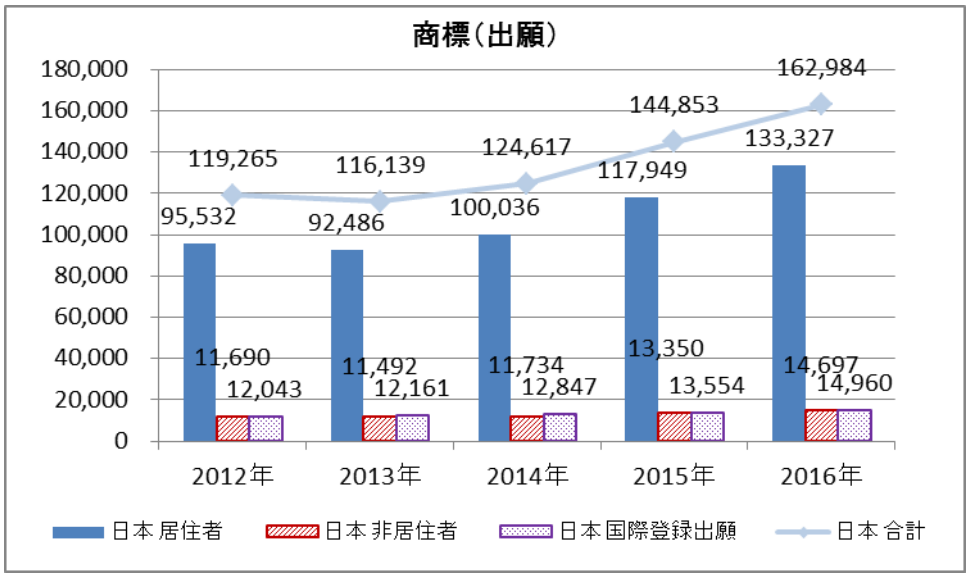

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、メキシコでは非居住者に対して居住者は、2012 年には 2.5 倍程度多かったが、2016 年には 4.7 倍程度まで増えている。なお、日本では非居住者に対して居住者は 9 倍程度であった。
- 居住者の商標出願件数について、メキシコと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 1.3 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 1.4 倍程度と微増している。
- メキシコの商標出願件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は減少しているが、その後は増加へ転じている。居住者、国際登録出願については、増加している、非居住者については、2012～2014 年は減少しているが、2015 年に一旦増加し、2016 年に再度減少に転じている。

627 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

（参考）日本の商標出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は減少しているが、その後は増加している。非居住者も同じ傾向が確認できる。国際登録出願については、緩やかに増加している。

（２） メキシコの産業財産権の登録件数

図表 Ⅲ-213 ：特許登録件数[628]

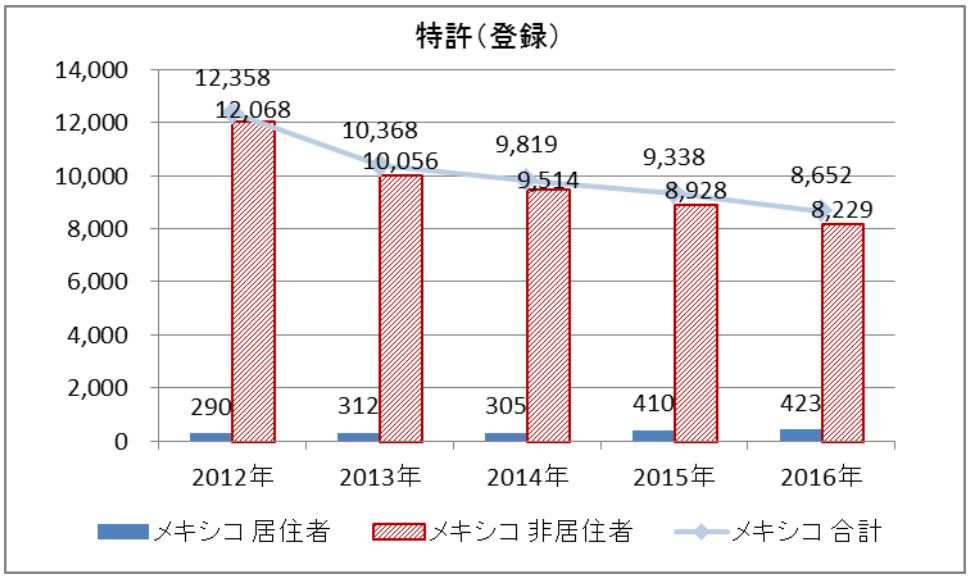

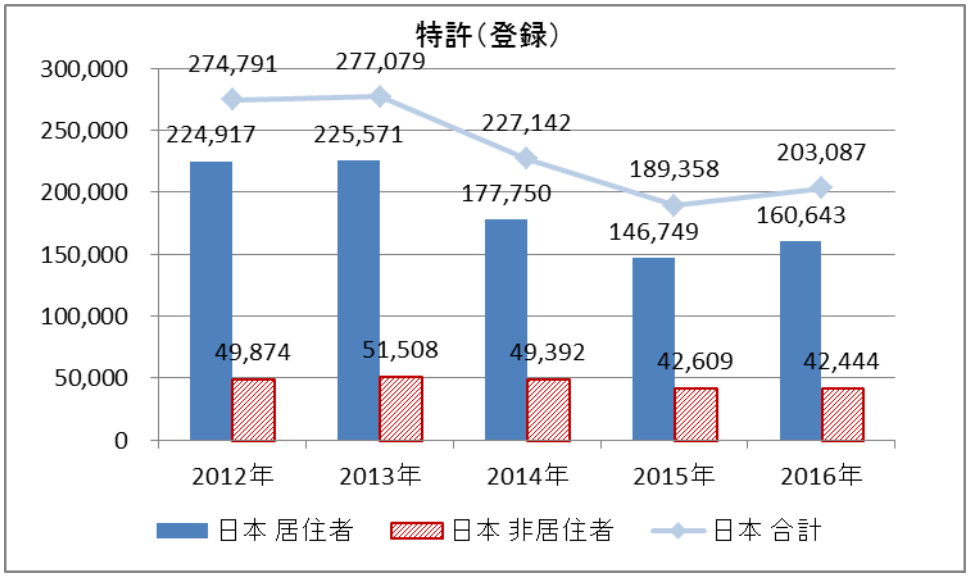

・ 居住者と非居住者の件数を比較すると、メキシコでは居住者に対して非居住者は、2012 年には 42 倍程度多かったが、2016 年には 19 倍程度まで小さくなっている。なお、日本では非居

628 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

住者に対して居住者は 4 倍程度であった。

- 居住者の特許登録件数について、メキシコと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 776 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 380 倍程度まで小さくなっている。
- メキシコの特許登録件数について、5 年間の推移をみると、減少している。非居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、居住者は、2012～2013 年に増加しており、2014 年は減少したが、その後再び増加に転じている。

（参考）日本の特許登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は微増しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年に再び増加へ転じている。他方、非居住者は 2013 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-214 ：実用新案登録件数[629]

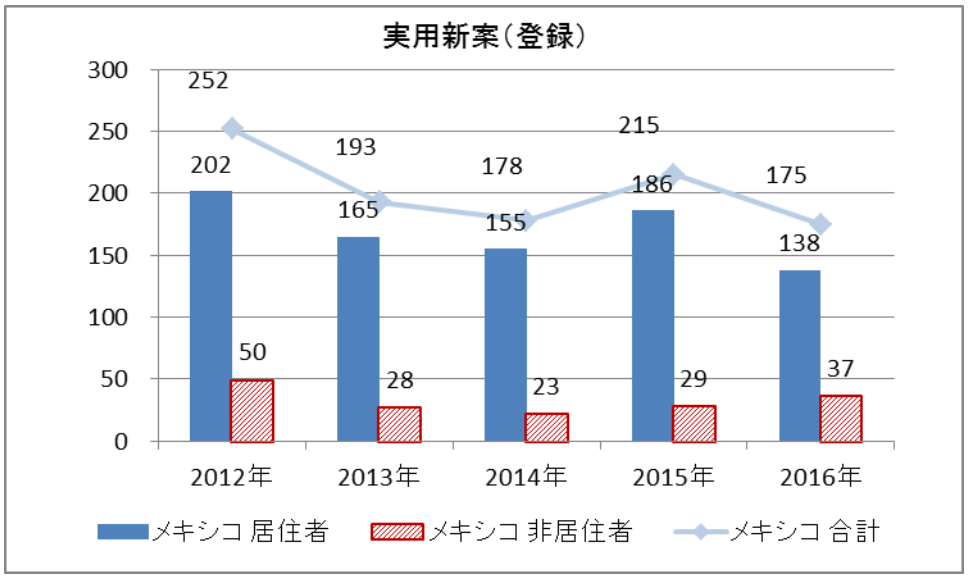

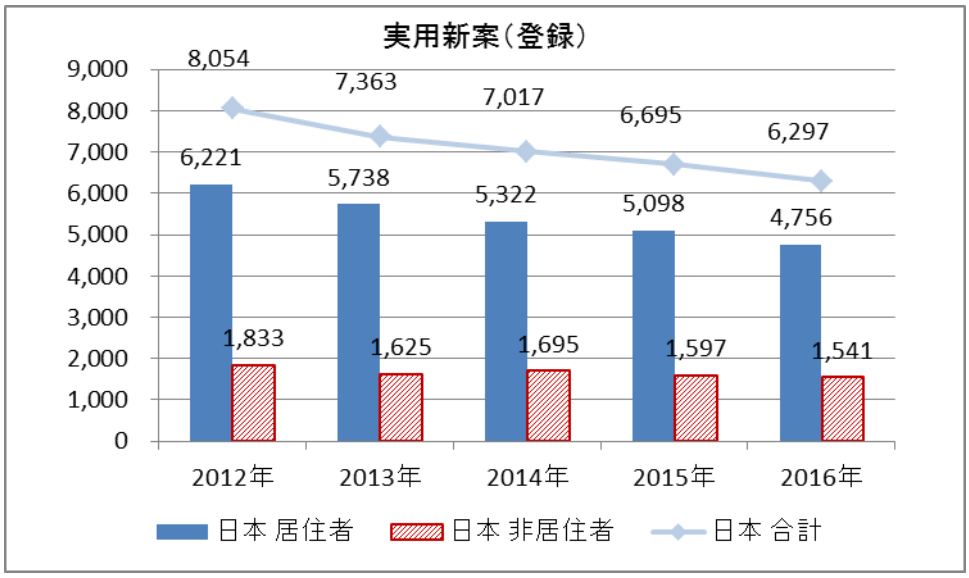

629 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、メキシコでは平均すると非居住者に対して居住者は 5 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 3 倍程度であった。
- 居住者の実用新案登録件数について、メキシコと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 31 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 35 倍程度まで大きくなっている。
- メキシコの実用新案登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2014 年は減少しているが、2015 年に一旦増加し、その後再び減少に転じている。居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、非居住者は、2012～2014 年に減少しており、その後増加に転じている。
  （参考）日本の実用新案登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。他方、非居住者は 2012～2013 年は減少しており、2014 年に微増しているが、その後再び減少している。

図表 Ⅲ-215 ：意匠登録件数[630]

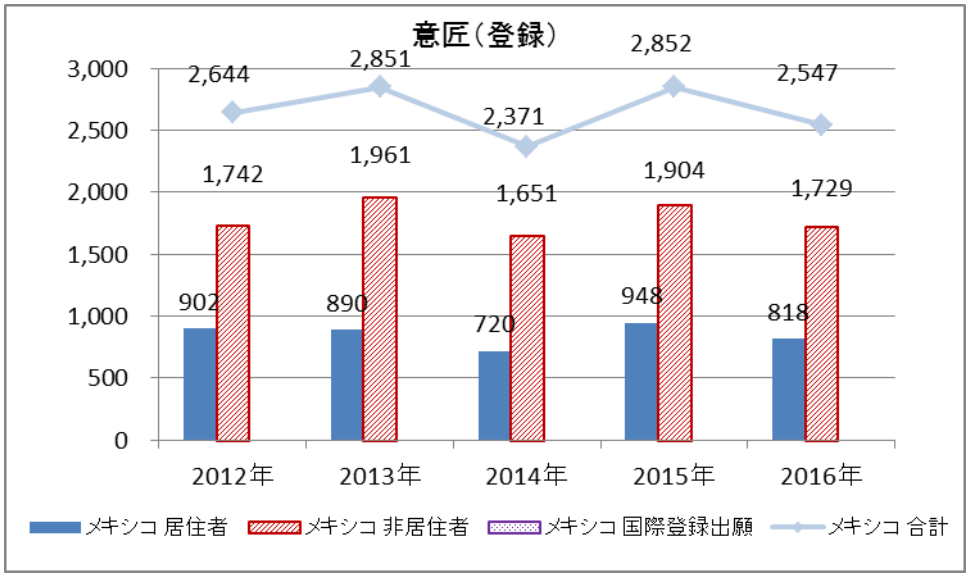

630 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

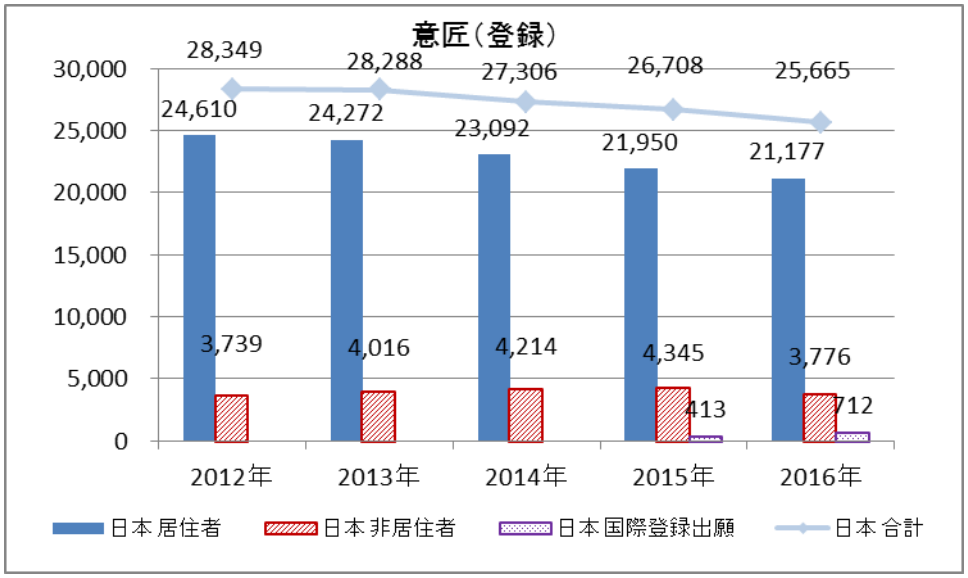

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、メキシコでは平均すると居住者に対して非居住者は 2 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 6 倍程度であった。
- 居住者の意匠登録件数について、メキシコと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 27 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 26 倍程度まで小さくなっている。
- メキシコの意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は増加、2014 年には減少、2015 年には増加、2016 年には減少と、増加と減少の繰り返しがみられる。非居住者にも同じ傾向が確認できる。居住者については、2012～2014 年は減少しているが、2015 年に一旦増加し、2016 年に再び減少に転じている。

  （参考）日本の意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2015 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-216 ：商標登録件数[631]

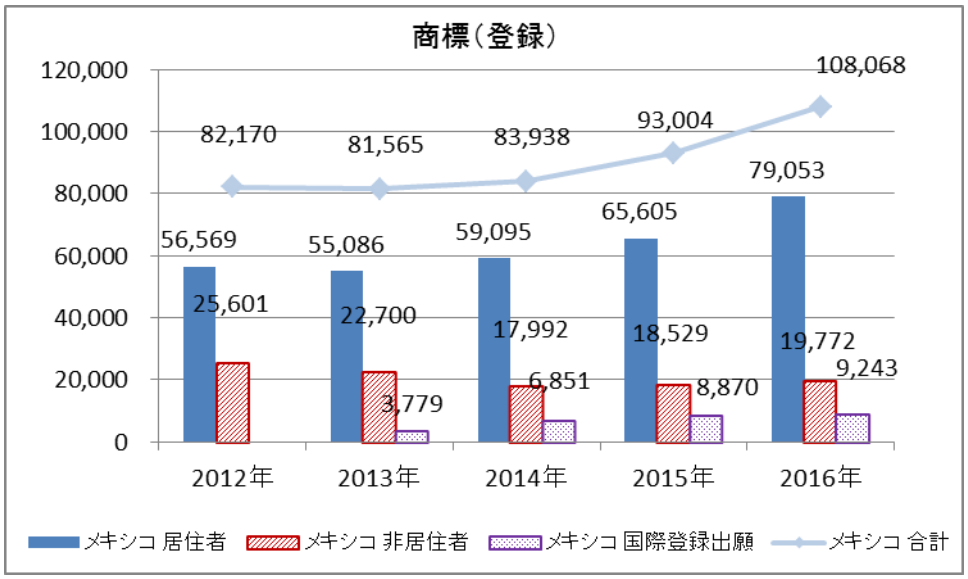

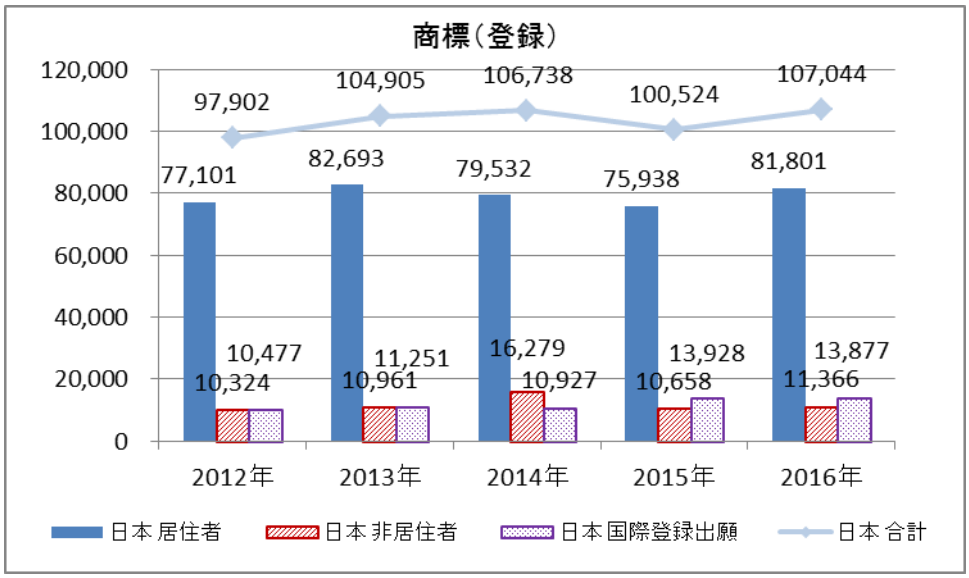

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、メキシコでは非居住者に対して居住者は、2012 年には 2.2 倍程度多かったが、2016 年には 4 倍程度まで増えている。なお、日本では非居住者に対して居住者は 7 倍程度であった。
- 居住者の商標登録件数について、メキシコと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 1.4 倍程度多かったが、2016 年には同じ程度にまで差が縮まっている。
- メキシコの商標登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は減少しているが、その後増加に転じている。居住者にも同じ傾向が確認できる。非居住者については、2012～2014 年は減少しているが、その後増加に転じている。国際登録出願については、2013～2016 年は増加している。

631 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

（参考）日本の商標登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年には再び増加に転じている。非居住者については、2012～2014 年は増加し、2015 年に一旦減少したが、2016 年には再び増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少に転じ、2015 年に再度増加したが、2016 年に再び減少に転じている。

1.17.1.3. 中小企業の定義・根拠法令（各国の定義、日本との相違点）

（１） メキシコの中小企業の定義・根拠法令

メキシコには、日本の中小企業基本法に類する法律として「零細・中小企業振興法」が存在する。適用範囲と法の対象について、第 1 条では、中小企業の零細企業の創設を促進し、それらの存続可能性、生産性、競争力および持続可能性を支援することにより、国家の経済発展を促進することを目的としている。

図表 Ⅲ-217 ：中小企業の定義･依拠法

依拠法	LEY PARA EL DESARROLLO DE LA COMPETITIVIDAD DE LA MICRO, PEQUEÑA Y MEDIANA EMPRESA[632] 零細･中小企業振興法（競争力強化法）
基本的な考え方	・ 業種分類 且つ ・ 従業員数
定義の詳細	＜工業＞ ・ 零細企業：0～10 人 ・ 小企業：11～50 人 ・ 中企業：51～250 人 ＜商業＞ ・ 零細企業：0～10 人 ・ 小企業：11～30 人 ・ 中企業：31～100 人 ＜サービス＞ ・ 零細企業：0～10 人 ・ 小企業：11～50 人 ・ 中企業：51～100 人 ※農業生産者、牛牧場主、林業者、漁師、養魚業者、鉱夫、職人および文化財、ならびに観光および文化サービスの提供者が含まれる
参照情報	･Secretaria de Servicios Parlamentarios ホームページ http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/247_190517.pdf

（２） メキシコのベンチャー企業の定義・根拠法令

該当する依拠法及は確認できなかった。

632 Secretaria de Servicios Parlamentarios 議会サービス局
http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/247_190517.pdf

1.17.1.4. 中小企業の実態（各国・地域の中小企業数、業種比率）

（１） メキシコの中小企業数

メキシコの中小企業は、2015 年時点で、全企業数が 4,059,460 社のうち、99.7%を占めている[633]。

図表 Ⅲ-218 ：中小企業数

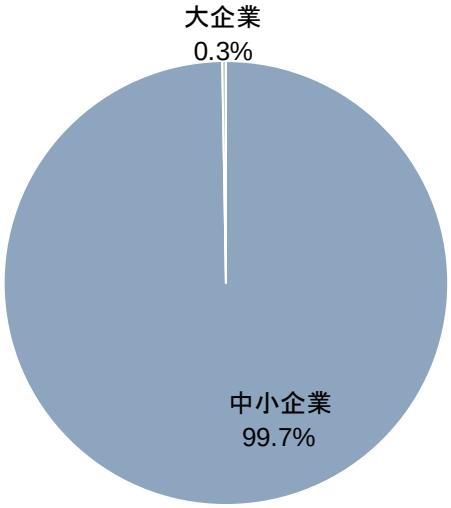

（２） メキシコの中小企業業種比率

業種別では、小売が 2,287,439 社と全体の 56.5%を占めている。

図表 Ⅲ-219 ：中小企業 業種比率

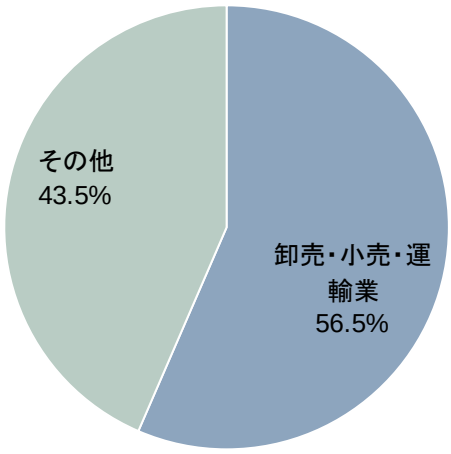

[633] Encuesta Nacional sobre Productividad y Competitividad de las Micro, Pequeñas y Medianas Empresas (ENAPROCE) (Instituto Nacional de Estadística y Geografía (INEGI))
http://www.beta.inegi.org.mx/img/ico/ico_xlsx.png

1.17.1.5. 知的財産活用支援や中小企業支援に関する依拠法および経緯

（１） メキシコの産業財産権活用支援に関する依拠法および経緯

メキシコには、日本の知的財産基本法に該当する法律は確認できていない。

図表 Ⅲ-220 ：産業財産権活用支援 依拠法

依拠法	経緯や特徴
該当なし	–

（２） メキシコの中小企業支援に関する依拠法および経緯

メキシコには、日本の中小企業基本法に基づき制定された法律に相当する依拠法は見当たらない。ただし、マイクロ・中小企業の競争力の発展に関する法律に連動した各種計画が運用されている。以下に代表的なものを示した。

メキシコの中小企業は、一般に PyME（スペイン語：pequeñay mediana empresa）と呼ばれ、家族経営と非家族経営に大別されている。メキシコ政府は 2004 年から中小企業を支援しており、メキシコ経済会議所（The Mexican Chamber of Economy）は、国内市場への、そしてまた国際市場への参加を改善する必要のあるさまざまなタイプのプログラムを作成してきた。

なお、OECD の公表資料[634]によると、メキシコの企業活動について、OECD 諸国の中小企業と大企業の間でも労働生産性の格差が最も大きく、最大 50 人の従業員の中小企業と大企業の間の生産性格差が特に大きいとされている。他方、中小企業における生産性レベルの向上は、生産性の向上を復活させ、所得格差を減らす可能性を秘めているとしている。起業促進を目的とした新しい財政体制や、経営スキルの向上と ICT 利活用を組み合わせた革新的なプログラムを含む、小企業の生産性向上を支援するための措置を講じていくことでの成長性が高まると指摘されている。

メキシコ政府は、「基本企業」（empresasbásic）のビジネスインキュベーター、マイクロフランチャイズに関するプログラム、零細企業における管理スキルの向上および ICT 採用を奨励するプログラムなど、中小企業を対象とした特定のプログラムを展開してきた。2015 年に開始された ICT 採用プログラムは、零細企業の所有者が 6 時間の基本的な管理トレーニングと、クレジットカード支払いを受け入れるための経営管理ソフトウェアプログラムと POS 端末を含む電子タブレットを受けるという革新的なアプローチとなった。2015～16 年の間に、7,000 社を超える企業がプログラムに参加すると予想された。

なお、OECD は以下の施策検討を提言して本レポートをまとめている（下図参照）。いずれもビジネスに対する意識変革を求める内容となっており、知的財産に係る記述は確認できなかった。

634 OECD レポート Mexico Policy Brief （January 2017）https://www.oecd.org/mexico/mexico-raising-productivity-in-small-traditional-enterprises.pdf

図表 Ⅲ-221 ：施策検討提言

・ 中小企業による労働者および管理能力の向上、ICT の採用および産業の近代化（新しい機械および設備の取得）を奨励する。 ・ 地方自治体の管理上および規制上の負担を軽減するなど、事業環境を事業の成長に資するものにする。 ・ 個々の企業ではなく、企業グループを対象とした新しいプログラム導入を検討する。 ・ 中小企業の資金調達を推進するための効果的な手段として、連邦政府によるローン保証プログラムの普及を拡大する。 ・ 成功したプログラムをスケールアップし、うまく機能しなかったプログラムを段階的に廃止または調整する目的で、小規模企業向けの既存の目標プログラムが生産性の成長に及ぼす影響を企業レベルで評価する。 ・ 所得税および社会保障拠出金の徴収を調整し、非公式労働者を雇用している大規模な公式企業に対するこれらの義務の執行を強化する。 ・ 正規労働者に対する職場内補助金の意識を強化する。

図表 Ⅲ-222 ：中小企業支援に関する依拠法

依拠法	経緯や特徴
該当なし	－

図表 Ⅲ-223 ：中小企業支援プログラム

区分	概要
国家イノベーションプログラム[635]	2011 年策定。 国家戦略である国家開発計画 2007-2012（PND）に基づき、同国の短期的、中期的、長期的に国民経済の競争力を高めるために、生産的なプロセスやサービスの革新を促進し強化する公共政策を確立することを目的としている。 この目的のために、国内の生産性と競争力を高めるために生産的なプロセスとサービスにおけるイノベーションを促進し、強化することを目指している。このプログラムを通して、教育、基礎科学と応用科学、技術と革新の間の結びつきが強化されることを目指している。 プログラムは、4 つの課題に対して 6 つのイノベーションの柱からなるスキームに基づいて戦略が構成されている。 イノベーション戦略の前提は以下のとおり。

[635] 経済省ウェブサイト http://www.2006-2012.economia.gob.mx/comunidad-negocios/innovacion/innovacion-programa-nacional-innovacion

	1.イノベーションは、それを通じて初めて私たちの経済の競争力を高め、メキシコが要求する成長率と質の高い仕事を生み出すことができるため、国家の優先事項である。 2.利用可能な資源が乏しいため、最大の影響を与える分野では努力の焦点が必要である。 3.包括的な戦略を策定するためには、エージェント間の調整メカニズムを確立することが必要である。 4.説明責任メカニズムを通じて、公共政策を見直し、継続的に改善するものとする。 また、イノベーションの柱は以下の通り。 1.国内および国際市場 目的：メキシコで生まれた革新的な製品、サービス、モデル、ビジネスに対する内外の需要を強化する。 活動主体：消費者、企業、そして政府 2.戦略的な方向性を持つ知識の生成 目的：技術革新を目的とした知識を適用する可能性を高める。 活動主体：高等教育機関、研究センターおよび企業 3.ビジネスイノベーションの強化 目的：アイデアを生み出し、それらを市場に投入するための革新的なソリューションを要求する企業および公共団体の基盤を強化する。 活動主体：会社と公共団体 4.イノベーションのための資金調達 目的：起業家精神とイノベーションに必要な資金源を増やすことを可能にする公的資源と私的資源の一致を促進する。 活動主体：政府、個人投資家、そして金融市場 5.人的資本 目的：人々の生産的、創造的、革新的な貢献を向上させ、高める 活動主体：労働者、学生、起業家、教育機関 6.規制および制度的枠組み 目的：イノベーションを支持する規範的かつ制度的な枠組みの基礎を築く 活動主体：公的、私的および学術的な分野

1.17.1.6. 支援戦略・計画（知財戦略、知財推進計画に類するもの）

（１） メキシコ知財庁

メキシコ政府は、産業の発展と改善を促進する政策を確立してきた（後述）。しかしながら、IMPI が行う知的財産権に直接関連する施策は１つであり、発明保護（特許維持）に対する特別

な手数料設定のみであった[636]。国内からの出願促進や中小企業支援に対して注力がなされてこなかった経緯があったため、メキシコにおける特許出願の 92%は外国人（外国企業）による出願となっており、受理件数ベースでも 82%が外国人（外国企業）となってしまっていると考えられる。

他方、知的財産保護を促進するために、IMPI からさまざまな方針やプログラムが実施されているとの指摘も得た[637]。これらのプログラムの主な目的は、メキシコの特許の数を増やすことに焦点が当てられている（プログラムに関連する情報は後述を参照）。

（２） メキシコ政府

メキシコ政府では、2004 年以来、メキシコの経済成長を支援するために零細・中小企業を支援するための数多くのプログラムを実施してきた。政府には、PyME をサポートするための 2 つのプログラムグループがある。最初のグループは、PyME が国内市場で成長するのを助けることを目的に、主なプログラムとして、新興プログラム、生産的プロジェクト、メキシコの約束プログラム（Centros Mexico Emprende）、National System of Loan Guaranties、および Enterprises Consultancy があった。

Programas Emergentes（Emerging Programs）の主な目的は、自然災害の影響を受けている経済分野を支援することである。このプログラムでは、自然災害のために経済活動を停止させている中小企業に対し、特別な支払い条件を持つローンを実施しており、「Fondo PyMe」によって調整および管理されている。この組織では、企業の経済的再活性化に不可欠であると理事会が決定した特別な支援資源をもとに、中小企業がサポートを受けるというものであり、これらの企業は一定の条件を満たす必要がある。

Proyectos Productivos（Productive Projects）は、中小企業の競争力を向上させる投資プロジェクトの資金調達に活用されている。これは雇用創出とその維持および、地域開発を促進すると期待されている。これらの資金は主に生産プロジェクトを対象としており、企業の発展、拡大、および統合が対象である。

メキシコの約束プログラム（Centros Mexico Emprende）は、中小企業をサポートするための公共サービスまたは民間サービスの実行を目的としている。このサポートは、企業の規模と事業の可能性に応じて、包括的でアクセスしやすく、活発でタイムリーな方法で支援が行われる。

さまざまなタイプのセンターの概念は次のとおりである。計画とインフラストラクチャの作成、計画のための情報システムの設計と更新、および Centros Mexico Emprende から生成された結果の測定を行うこととしている。

Sistema Nacional de Garantias（National Loan Guaranties）は、競争の激しい条件や支払い期間でも中小企業の資金調達プログラムの利用促進を図るもの。Consultoria Empresarial（Enterprises Consultancy）は、中小企業の生産性と収益性を高めるためのプログラム。これらのプログラムは、トレーニングやコンサルタント、インストラクターやコンサルタントの育成など、幅広い分野の人材育成に適用されている。

---

636 質問票調査にて把握
637 質問票調査にて把握

1.17.1.7. 支援体制および役割分担（中央政府、地方政府、支援機関）

メキシコにおける中小企業の知的財産制度活用支援施策に関わる機関について代表的な機関を整理した。IMPI を中心に、中央、地方、民間を含む支援機関の連携が図られている。

（１） 中央政府

- メキシコ産業財産庁（IMPI）
- 連邦消費者 検察庁（PROFECO）
- 公共教育省（SEP）
- 連邦検察庁（PGR）
- 税関局（AGA）
- 国家著作権局（INDAUTOR）
- 公衆衛生リスク対策連邦委員会（COFEPRIS）

（２） 地方政府

- イノベーション科学技術事務局（Secretariat of Innovation Science and Technology: SICyT）
- 地方自治体の経済開発事務所および科学技術団体

（３） 支援機関

- 米国商工会議所（American Chamber of Commerce of Mexico: Amcham）
- 工業会議所連合(Confederación de Cámaras Industriales de los Estados Unidos Mexicanos: CONCAMIN)
- エンターテインメントソフトウェア協会 （Entertainment Software Association: ESA）
- メキシコ全国製造業会議所 （Cámara Nacional de la Industria de Transformación: CANACINTRA）
- ハリスコ州技術研究支援センター(The Center for Research and Assistance in Technology and Design of the State of Jalisco：CIATEJ)
- メキシコ国立技術研究所(Tecnológico Nacional de México)
- メキシコ石油研究所（Instituto Mexicano del Petróleo: IMP）
- 国立医学栄養研究所サルバドールズビラン（Instituto Nacional de Ciencias Médicas y Nutrición Salvador Zubirán: INCMNSZ）
- 国立ゲノム医学研究所(Instituto Nacional de Medicina Genómica: INMEGEN)
- 応用研究および技術開発の管理者協会 （Asociación Mexicana de Directivos de la Investigación Aplicada y del Desarrollo Tecnológico: ADIAT）
- 全国ビジネス弁護士協会（Asociación Nacional de Abogados de Empresa: ANADE）
- メキシコ工業所有権保護協会（Asociación Mexicana para la Protección de la Propiedad Industrial: AMPPI）

1.17.2. メキシコの具体的な支援施策の現状把握

1.17.2.1. 支援施策の概要

メキシコの支援施策について、知的財産制度の利用促進・活用支援について文献などをもとに整理した[638]。

メキシコでは産業財産権制度の利用を促進するために以下のような取り組みを行っている。

- 一般利用者向けのセミナーや講習会の開催
- 知財庁ホームページにおける情報の公開
- 国内ユーザーへの助言活動

このほか、中小企業や大学向けに、出願や登録にかかる手数料の減免措置を行っている資金援助事業も実施されてきた。

（１） 知的財産制度活用促進事業

施策名	Programa de Fomento a la Protección de la Propiedad Industrial en el Estado de México メキシコ州における工業所有権の保護の促進のためのプログラム[639]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 ○地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	特許権の出願ならびに維持にかかる経済的支援を通じて知的財産制度活用を促進
概要	メキシコ州工業所有権保護促進プログラムを通じて、CEATI プログラムは、メキシコ州で開発された発明・知的財産の保護を促進します。下記にリストされている IMPI によって提供される各種サービスの利用料金支払いの 100%を補填することができる。 当該年度中に IMPI によって提供されるサービス利用した、メキシコ州に設立された独立系の発明者、中小企業（MSME）、高等教育機関および研究センターを対象とする。 また、メキシコ州政府はプロトタイプ開発支援プログラムとして、メキシコ州に設立された中小企業が実施する研究開発・イノベーション活動を促進する事業も実施している。[640]

638 平成 26 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業　ブラジル・メキシコ・コロンビア・インド・ロシアの産業財産権制度及びその運用実態に関する調査研究報告書　平成 27 年 3 月　一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

639 CEATI ウェブサイト　http://intranet.comecyt.edomex.gob.mx/ceati/programas-de-apoyo/fomento-pindustrial

640 CEATI ウェブサイト http://intranet.comecyt.edomex.gob.mx/ceati/programas-de-apoyo/desarrollo-y-validacion-de-prototipos

	・ 技術情報の要求 ・ 国内特許出願 ・ 特許協力条約第 1 章および第 2 章による特許出願の国内段階への移行 ・ PCT（特許問題における協力条約）に従った国際出願 ・ 実用新案登録または国内工業デザインの登録申請 ・ National Integrated Circuits レイアウト図の登録要求 ・ 場合によっては、国内特許権の発行および特許によって付与された権利の 5 年間の保護 ➢ 特許ごとに付与された最初から 5 年間の保護年金 ・ 実用新案登録証明書の発行および実用新案権の 5 年間の保護 ➢ 実用新案権の最初から 3 年間の権利保護年金 ➢ 実用新案権の 4 年目から 6 年目の権利保護年金 ➢ 実用新案権の 7 年目以降の保護年金 ・ 意匠登録証の発行および意匠権の 5 年間の保護 ➢ 意匠権の最初から 9 年目の保護年金
対象・要件	中小企業
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	メキシコ州政府　科学技術開発総局

施策名	ハリスコ州知的財産推進プログラム PROPIN[641] （Programa Jalisciense de Fomento a la Propiedad Intelectual）
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 ○地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	特許保護、実用新案、工業デザイン、集積回路デザイン、特許協力条約（PCT）の申請の提示に対する技術的および経済的支援を通して知的財産の保護を促進すること。
概要	ハリスコ州の知的財産推進プログラムは、ハリスコ州科学技術振興法に基づき、

641 ハリスコ州公表資料
http://www.coecytjal.org.mx/Plataforma/convocatorias/Propin2018/Convocatoria%20PROPIN-2018%20VF.pdf

	2008 年から次の分野で経済的支援を提供している[642]。 ハリスコ州開発計画（Jalisco State Development Plan）2013-2033[643]で提案されている方針に従って、科学技術・イノベーション部門は、ハリスコ州の特許数を増やすための戦略と基本的な行動を確立し、知的財産権の保護を促進している。技術への投資、発明特許情報および実用新案の利用を促進、競争力を高めるために企業および個人に特許および実用新案の取得に関する助言を行っている。 大学、リサーチセンター、中小企業、起業家、独立系発明者を対象に、年に 2 回助言などを行っている。公費、専門家報酬、その他の知的財産権保護に関連する費用のサポートも行う。 ・ 最先端技術の検索 ・ 発明の登録申請（特許、実用新案、工業デザイン、または集積回路のレイアウトデザイン）国内ルート ・ 著作権の登録申請（ソフトウェアの場合） ・ PCT 出願（特許協力条約） ・ 国際出願支援（ハリスコ州に設立された高等教育機関、研究開発およびイノベーションセンター、個人、独立系発明者、小規模、中小企業、および大規模合法企業が対象） なお、ハリスコ州は 2016 年と比較して 27%の出願件数の増加がみられ、メキシコの州の中で特許出願件数が 2 番目である。国際出願件数も、2016 年と比較して 16%の増加となり、国内の州で 2 番目であった。CIATEJ は、2016 年以来、メキシコにおける 39 件の発明および 11 件の PCT 出願の保護によりこの指標に貢献している[644]。以下のプロジェクトを含めた 3 つのプロジェクトで構成されている。 ＜知的資本＞ ハリスコ州に拠点を置く技術系企業向け。 保護に関するコストと発明者へのインセンティブを支援する。制度活用促進を支援。 http://www.coecytjal.org.mx/Plataforma/app/index.html#/detalles ＜ハリスコ州に拠点を置く高等教育機関および研究センター＞ 保護に関するコストと発明者へのインセンティブを支援する。 http://www.coecytjal.org.mx/Plataforma/app/index.html#/detalles
対象・要件	中小企業、スタートアップ企業
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など）

642 ハリスコ州公表資料
http://www.coecytjal.org.mx/result_conv/HTML_CONV/PROPIN2014/Terminos_de_Referencian%20PROPIN_DPI_10.pdf
643 ハリスコ州ウェブサイト　https://sepaf.jalisco.gob.mx/gestion-estrategica/planeacion/ped-2013-2033
644 政府ウェブサイト https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/401865/IMPI_CIFRAS_enero-septiembre_2018.pdf

	情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	国家科学技術評議会（SICyT） 科学技術評議会（COECYTJAL）[645] ハリスコ州政府

施策名	PROPATENTA[646]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	技術開発者の特許取得レベルを高めることを目的としたプログラムを展開 特許および実用新案の出願件数を増加させつつメキシコの知的財産文化を振興する
概要	Fundación México-Estados Unidos para la Ciencia A.C. (FUMEC)が2012 年より運用を開始した IMPI-FUMEC-NAFIN 特許サポートプログラム。 このプログラムを通じて、FUMEC は起業家、独立した発明者、起業家、研究者が彼らの発明を保護し、それぞれの保護図（特許および実用新案）についてメキシコの法律で示された期間中に独占的に使用できるように支援している。 このプログラムは、知的財産の文化を広めるための IMPI 提供のワークショップや発明の保護と商品化のための支援のような、一連の補完的サービスについても提供するとしている。 対象分野は以下の通り。 情報技術、エレクトロニクス・電気通信、健康（医薬品、診断システム、材料および機器、認証機関）、農業開発、漁業および食糧、先端材料、SDGs・環境、エネルギー、デザインとものづくり、住宅と建設、貧困と社会的ニーズ解決、その他プログラム小委員会が合意したもの
対象・要件	中小企業
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） ○人材育成（研修・セミナー）

645 国家科学技術評議会ウェブサイト　http://www.coecytjal.org.mx/
646 PROPATENTA ウェブサイト　http://patenta.me/

	その他（　　）
実績	－
実施主体	メキシコ産業財産庁（Mexican Institute of Industrial Property : IMPI） Fundación México-Estados Unidos para la Ciencia A.C. (FUMEC)[647] Nacional Financiera[648]

（２）　技術移転促進事業

施策名	Dirección de Propiedad Intelectual e Industrial 知的財産および財産管理[649]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 ○地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	科学技術開発の促進、技術移転の促進
概要	経済的支援を通じて、科学技術に関連する知的財産権の保護を促進する。特に大学、高等教育機関および研究センターにおける、技術移転の専門人材を育成している。 大学、研究センター、または独立した発明者によって生み出された革新的な科学技術に関連する知的財産の製品化や技術移転（OTT）を促進することなどが期待されている。 無形資産の検出、保護、および回収の効率化や、権利、義務、手続き、ロイヤルティの回収および支払いに関する発明者および対応する機関として活動していくことも活動内容に含まれる。
対象・要件	中小企業、スタートアップ企業
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	ハリスコ州政府　科学技術開発総局

（３）　支援窓口事業

施策名	特許センター（CePat）[650]

647 FUMEC ウェブサイト　https://www.fumec.org/Propiedad-Intelectual
648 Nacional Financiera ウェブサイト　https://www.nafin.com/portalnf/content/home/home.html
649 ハリスコ州ウェブサイト　https://sicyt.jalisco.gob.mx/ciencia-tecnologia/propiedad
650 特許センターウェブサイト　http://cepats.mx/

施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 ○地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 知財活用を促進させるためのその他の支援施策
目的	研究機関、高等教育機関と連携した知的財産相談窓口を開設し、知的財産制度活用などを支援
概要	IMPI は、全国に分散している 45 の特許センターと連携関係にあり、各センターの利用者に対する教育を IMPI が行ってきた。[651] 2017 年には、メキシコ自治州立大学とパナメリカ大学の特許センターが設置され、そのネットワークが引き続き拡充している[652]。 「第一回特許センター年次総会」を Applied Chemistry Research Center（CIQA）で開催し、特許制度を通じたコラボレーションネットワークを構築することに加えて、CePats での知的財産管理のためのベストプラクティスを学び交換するためのフォーラムを開催した。会議中には、国立ゲノム医学研究所（INMEGEN）、メキシコ石油研究所（IMP）、コアウイラ州科学技術評議会（COECYT）の出席による成功事例に関する討議パネルがあった。また、CIQA、ならびに CePats の地域代表および政府機関担当者とのいくつかの作業グループの創設につながった。
対象・要件	研究機関、教育機関
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） ○人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	—
実施主体	メキシコ産業財産庁（IMPI） 国内各地の支援機関

（４）　その他の支援施策

① 海外展開支援プロジェクト（PROMEXICO）[653]

海外直接投資の魅力、製品やサービスの輸出、そしてメキシコ企業の国際化を促進するためのサポートを提供している[654]。

651 IMPI ウェブサイト https://www.gob.mx/impi/articulos/1-reunion-anual-de-centros-de-patentamiento-cepat?idiom=es
652 IMPI　アニュアルレポートより
653 PROMEXICO ウェブサイト　https://www.gob.mx/promexico
654 PROMEXICO　設立趣旨書

②IMPI 主催セミナー・ワークショップ

メキシコ工業所有権協会（IMPI）は実施する講座やワークショップを通じて中小企業を支援する専門家を確保し、訓練している。内容は、知的財産権についてだけでなく、化学や力学などの特定の産業分野に関する重要なトピックを含んでいる[655]。

知的財産文化と保護を促進するために、さまざまな機関と IMPI との間でさまざまなプログラムが開発されている[656]。

なお、IMPI はあらゆる分野であらゆるレベルの政府機関や関係機関と協力している。また、大学や研究センター、商業、産業および専門家協会、社会団体とも協力している。協力協定と共同イニシアティブを促進することは、工業所有権の推進と知的所有権文化の創造において重要な要素であるとしている。2017 年に署名された機関間協定を数例以下に列挙する。

- 全国パフォーマー協会（ANDI）：パフォーマーの知的財産権の保護において共働することを目的とした協力協定。
- 国立市民展望台：合法性の文化を促進し強化するためのプログラムを協働することを目的とした共同協定。
- GS1：工業所有権の文化を促進するための協力協定に署名。
- Entrepreneurial Support Network（RAE）：起業家と中小企業、およびさまざまな政府機関の支店と民間セクターを結び付けるためのプログラム。

1.17.2.2. 支援施策の評価方法の整理

（１） 施策実施の効果測定・評価の考え方[657]

IMPI として、知的財産制度を促進するための取組に注力しており、特に普及啓発を中心に取り組んでいる段階と考えられる。年次報告書にて、事業に対して評価を行っているが、すべての施策の有効性を完全に把握できていないとしている。

（２） 結果の活用の考え方[658]

評価結果の活用について、ワークショップやセミナーでの満足度調査など、利用者の評価を積極的に収集し活用しようとしている。

1.17.3. 知財活用支援施策の今後

1.17.3.1. 課題・問題点の整理[659]

質問票からは、IMPI が普及啓発手段の多様化について検討していることを確認できた。例えば、ビデオチュートリアルを利用した管理プロセス・申請手続きの周知、工業所有権に関する無

---

http://portaltransparencia.gob.mx/pot/PDFServlet?archivo=101101&idDependencia=10110

655 質問票調査にて把握

656 IMPI アニュアルレポート
https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/369605/Informe__Anual_2017_parte_1.pdf (p. 84)

657 質問票調査にて把握

658 質問票調査にて把握

659 質問票調査にて把握

料のチュートリアルを作成し提供することを検討したいとしている。また、知的財産管理プロセスに関連する電子メールによる警告を利用者に発信して注意喚起を図ったり、小規模事業者や職人が知的財産保護を活用してビジネス戦略を策定するプロセスを支援したりといった取組を進めたいと考えている。

1.17.3.2. 解決に向けた動向（今後計画・予定されていること）

IMPI として、中小企業向けの施策について、具体的な計画の有無は今回確認できなかった。他方、知的財産文化と保護を促進するために、さまざまな機関と IMPI との間で施策が開発されていることから、こうしたプログラムの結果、成果について注目するべきと考える。

また、メキシコ州やハリスコ州では、知的財産保護を促進するための特別なプログラムを支援機関と連携して推進するなど、地域が独自性を発揮して知財活用に取り組む特長的な動きが見られる。こうした取組は地域振興のモデルとして参考となると考えられ、継続して経過を把握していくことが重要と考える。

1.18. ロシア

1.18.1. ロシアの中小企業の知的財産制度活用支援施策の概要・経緯

1.18.1.1. 知的財産面の体制の概要（日本との相違点を簡潔に整理）

（１） ロシアの知的財産監督官庁

ロシアの知的財産法[660][661]は、著作権、著作隣接権、特許権、ノウハウ、商標などに関する規定がまとめられ、知的財産に関する規定が一本化されている（2008 年 1 月 1 日に発効した民法第 4 部）。また、民法第 4 部の発効により、前記の特許法、商標・サービス・マーク・原産地名称法、集積回路配線図の保護に関する法律、コンピューター・プログラム・データベースの保護に関する法律、著作・著作隣接権法などは廃止されている。

2014 年 3 月 12 日付連邦法第 35-FZ 号「ロシア連邦民法第 1 部、第 2 部、第 4 部および個別の連邦法の改正について」の発効（2014 年 10 月 1 日）により、民法第 4 部の改正が実施され、特許権、実用新案権、意匠権、商標権に係わる権利譲渡などの契約およびライセンス契約の登録手続きの簡素化（第 1232 条第 3 項）、著作権に関するオープンライセンスの導入（第 1286.1 条）、特許権侵害の過失責任主義の導入（第 1250 条 3 項）、損害賠償の代わりに補償金を請求する権利の導入（第 1406.1 条）などが定められている。また、憲法、独占禁止法などにも関連規程がある。

知的財産法の管轄について、連邦知的所有権行政局（Rospatent）[662]が管轄している。主な機能は以下の４つとなっている。

図表 Ⅲ-224 ：連邦知的所有権行政局の主な機能

・ 産業財産権の出願審査の管理、監督並びに権利登録証の発行
・ 産業財産権、産業財産分野のライセンス契約及び譲渡契約の登録並びに登録された産業財産権に関するデータの公開
・ 特許(年金／更新を含む)手数料及び登録料を支払う手続の遵守管理及び監督
・ 特許弁護士の認定及び登録並びにその法律で定める要件への遵守管理

特許庁の所管省は、経済開発省（ロシア語表記は省略）となっており、同国の産業経済政策を総括している。

（２） ロシアの知的財産関連機関

＜連邦知的所有権行政局（Rospatent）＞

知的財産権の登録は、知的財産権を担当する国家機関である Rospatent が行い、出願の受付・審査など実際の手続きについては、連邦産業財産研究所（Federal Institute of Industrial Property：FIPS）が行っている。

---

660 ジェトロウェブサイト https://www.jetro.go.jp/world/russia_cis/ru/invest_08.html

661 平成 26 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業　ブラジル・メキシコ・コロンビア・インド・ロシアの産業財産権制度及びその運用実態に関する調査研究報告書　（一般社団法人 日本国際知的財産保護協会　平成 27 年 3 月）

662 Rospatent ウェブサイト　http://www.rupto.ru/ru

＜産業財産権機関（FIPS）[663][664]＞

あらゆる対象の出願の審査、特許付与及び商標登録並びに原産地名称、コンピュータ・プログラム、データベース及び集積回路の回路配置の登録に携わる特許審査官が所属する部門である。

FIPS の機能には、特許、実用新案及び意匠の出願受理、その審査及び登録、商標及びサービス・マークの法的保護並びに商標登録証の発行、原産地表示の法的保護及び登録証の発行、コンピュータ・プログラム、データベース及び集積回路の回路配置の正式登録出願の審査及び正式登録証の発行が含まれる。

＜連邦知的財産保護機関（FAPRID）[665]＞

軍事・特殊・二重用途の知的財産活動の成果物の法的保護のための連邦機関である。

＜連邦知的財産アカデミー（RGAIS）[666]＞

知的財産分野について、法律学又は経済学の学位を有する専門家に研修を行い、特に特許代理人を育成するロシア国家知的財産教育研究所である。

[663] 模倣対策マニュアル　ロシア編　（ジェトロ）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/russia_cis/ru/ip/pdf/2016_mohou.pdf
[664] FIPS ウェブサイト　http://new.fips.ru/
[665] FAPRID ウェブサイト　http://www.faprid.ru/
[666] RGAIS ウェブサイト　http://rgais.com/

1.18.1.2. 知的財産権の出願・登録件数

（１） ロシアの産業財産権の出願件数

図表 Ⅲ-225 ：特許出願件数[667]

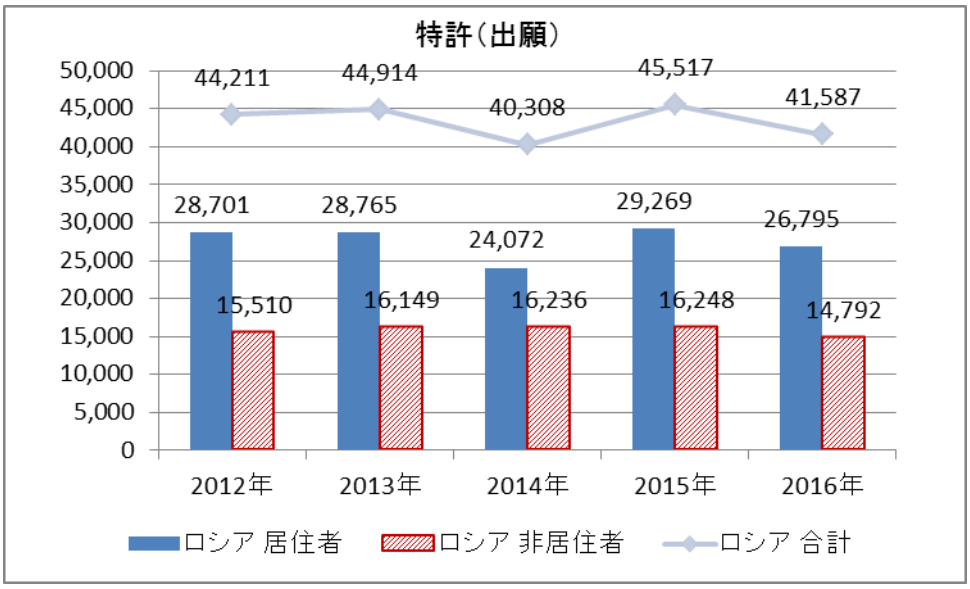

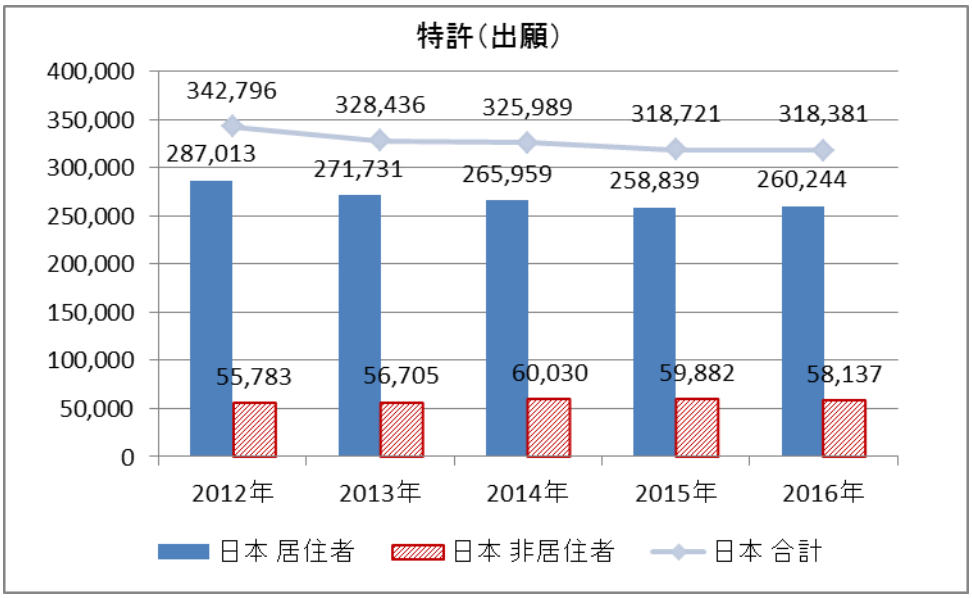

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、ロシアでは平均すると非居住者に対して居住者は 2 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 5 倍程度であった。
- 居住者の特許出願件数について、ロシアと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 10 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 9.7 倍程度まで微減している。

667 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

・ ロシアの特許出願件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は微増しているが、2014 年は一旦減少し、2015 年に再び増加するも 2016 年は再び減少へ転じた。居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、非居住者は 2015 年をピークに減少に転じている。

（参考）日本の特許出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2015 年は緩やかに減少しており、2016 年に微増している。他方、非居住者は 2014 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-226 ：実用新案出願件数[668]

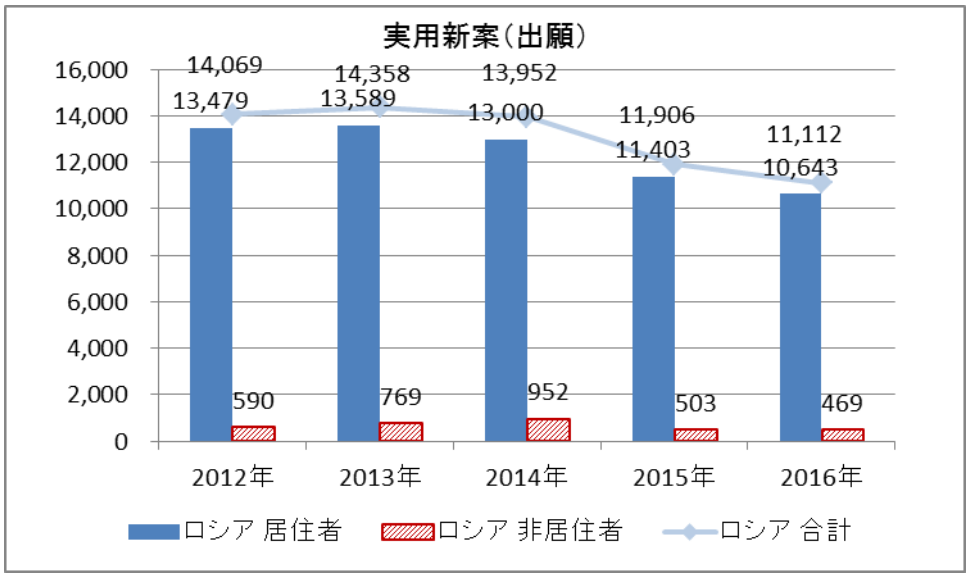

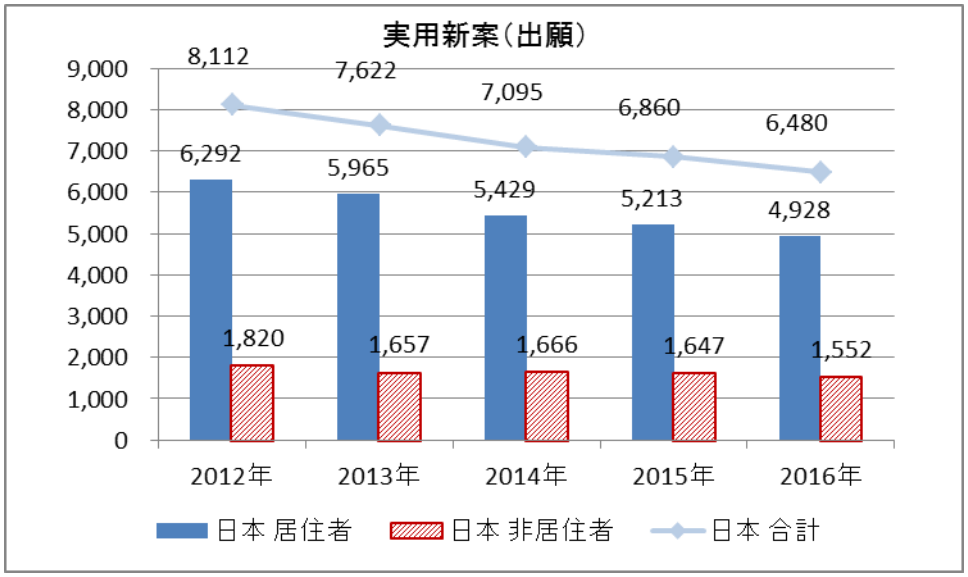

・ 居住者と非居住者の件数を比較すると、ロシアでは非居住者に対して居住者は、2012 年には 23 倍程度多かったが、2014 年には 14 倍程度、2016 年には 23 倍程度と変移している。なお、

668 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

日本では非居住者に対して居住者は 3 倍程度であった。

- 居住者の実用新案出願件数について、ロシアと日本を比較すると 2012 年はロシアの方が 2.1 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 2.2 倍程度まで微増している。
- ロシアの実用新案出願件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は増加しているが、その後は減少に転じている。居住者にも同じ傾向が確認できる。他方、非居住者は、2012～2014 年に増加しており、その後減少に転じている。

（参考）日本の実用新案出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。他方、非居住者は 2012～2013 年は減少しており、2014 年に微増しているが、その後再び減少している。

図表 Ⅲ-227 ：意匠出願件数[669]

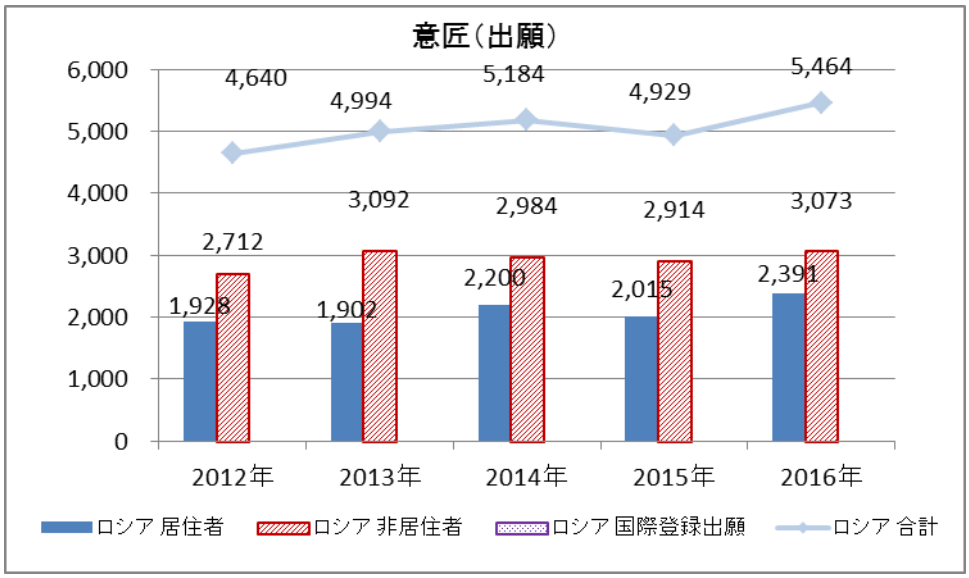

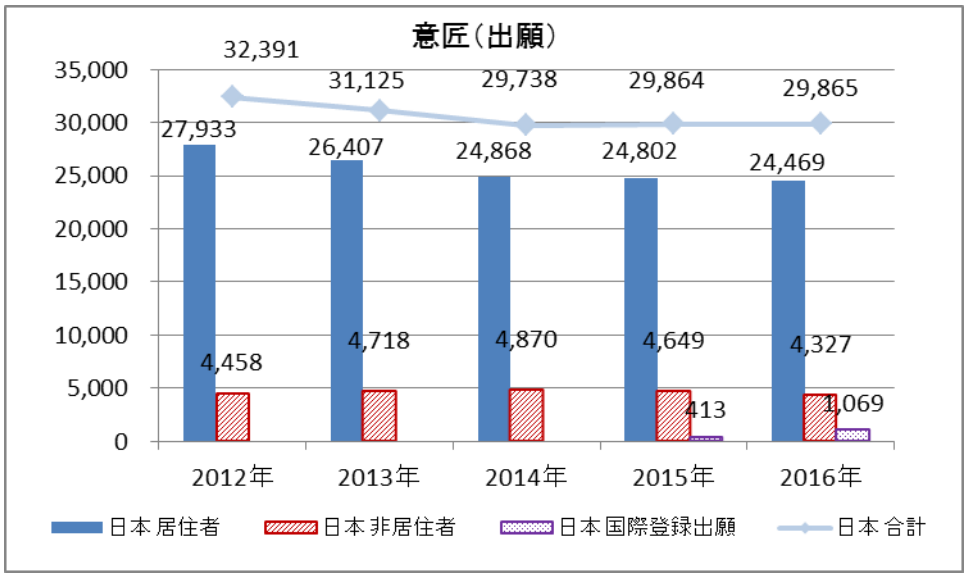

669 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、ロシアでは平均すると居住者に対して非居住者は 1.4 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 6 倍程度であった。
- 居住者の意匠出願件数について、ロシアと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 14 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 10 倍程度まで小さくなっている。
- ロシアの意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、2012～2014 年は増加しているが、2015 年は減少へ転じ、その後再び増加へ転じた。居住者については、2012～2013 年は減少しているが、2014 年は増加へ転じ、2015 年に再度減少し、その後再び増加へ転じた。非居住者については、2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は減少へ転じ、その後再び増加へ転じた。

  （参考）日本の意匠出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2014 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-228 ：商標出願件数[670]

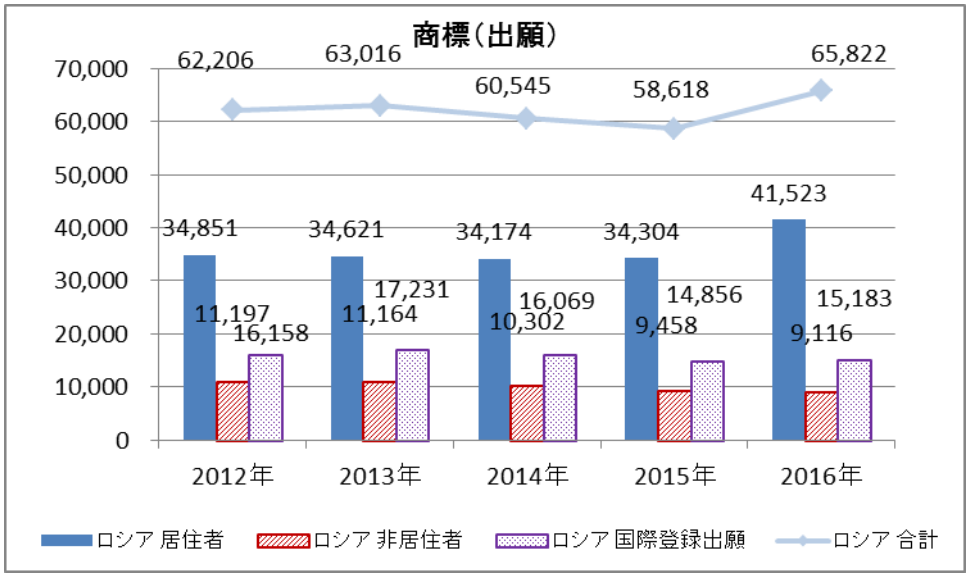

670 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

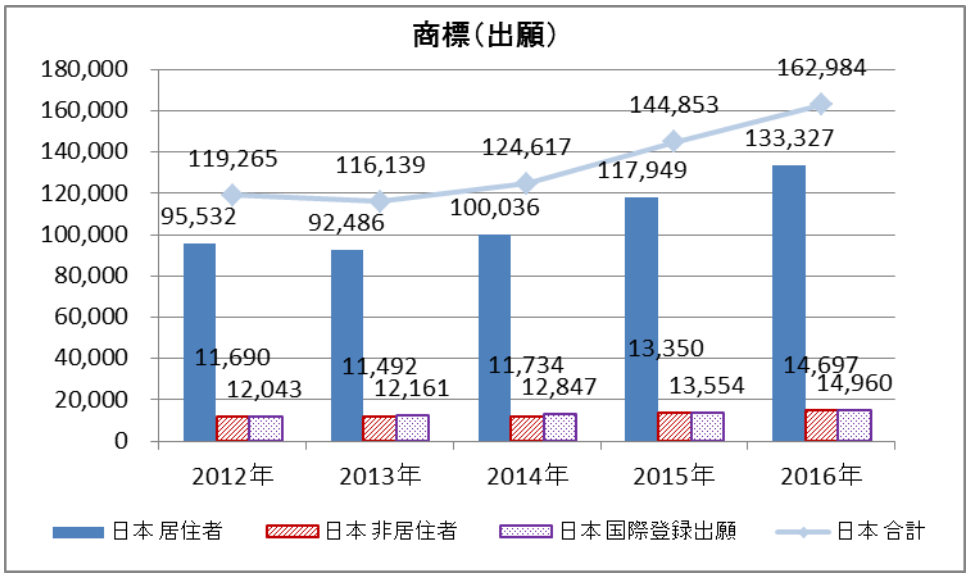

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、ロシアでは非居住者に対して居住者は、2012 年には 3.1 倍程度多かったが、2016 年には 4.6 倍程度まで増えている。なお、日本では非居住者に対して居住者は 9 倍程度であった。
- 居住者の商標出願件数について、ロシアと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 2.7 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 3.2 倍程度まで大きくなっている。
- ロシアの商標出願件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は減少へ転じ、2016 年は再び増加へ転じた。居住者については、2012～2014 年は減少しているが、その後増加に転じている。非居住者については、減少している。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年に一旦減少し、2016 年には再び増加に転じている。

  （参考）日本の商標出願件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は減少しているが、その後は増加している。非居住者も同じ傾向が確認できる。国際登録出願については、緩やかに増加している。

（２） ロシアの産業財産権の登録件数

図表 Ⅲ-229 ：特許登録件数[671]

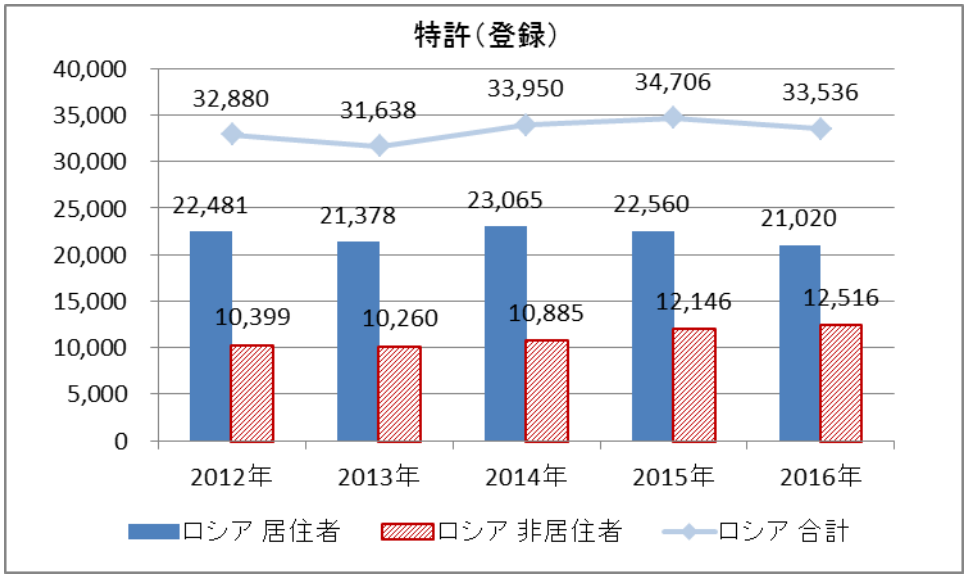

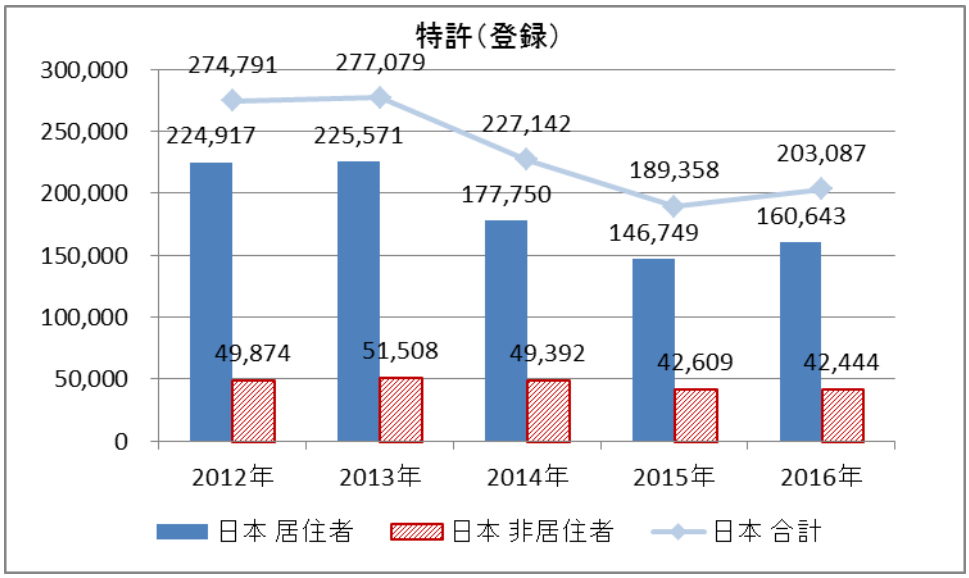

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、ロシアでは平均すると非居住者に対して居住者は 2 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 4 倍程度であった。
- 居住者の特許登録件数について、ロシアと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 10 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 7.6 倍程度まで小さくなっている。
- ロシアの特許登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2013 年は減少しているが、2013～2015 年は増加へ転じ、2016 年は再び減少へ転じた。居住者については、2012～2013 年は減少しているが、2014 年は増加へ転じ、その後再び減少へ転じた。他方、非居住者は、

671 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

2012～2013 年に減少しており、その後は増加に転じている。

（参考）日本の特許登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は微増しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年に再び増加へ転じている。他方、非居住者は 2013 年をピークに減少に転じている。

図表 Ⅲ-230 ：実用新案登録件数[672]

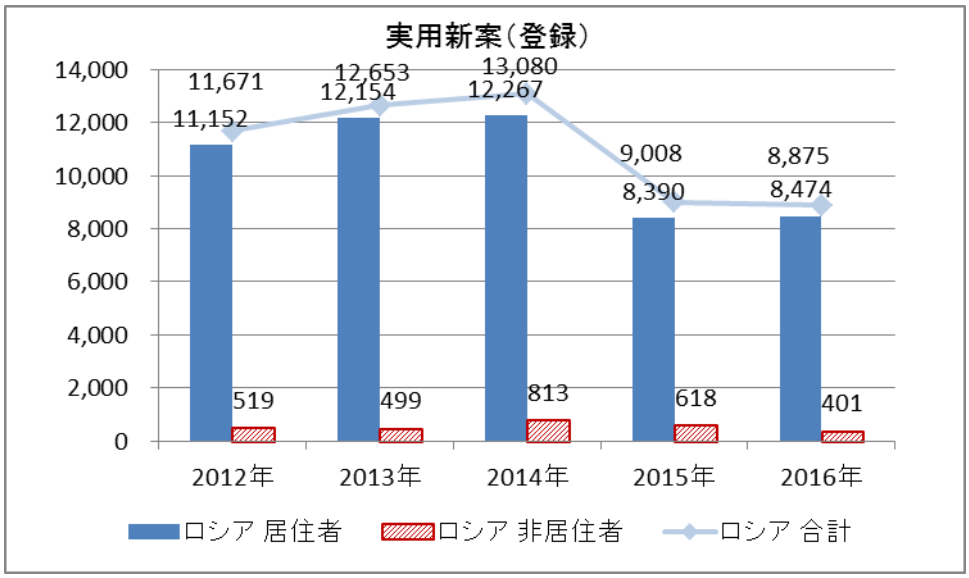

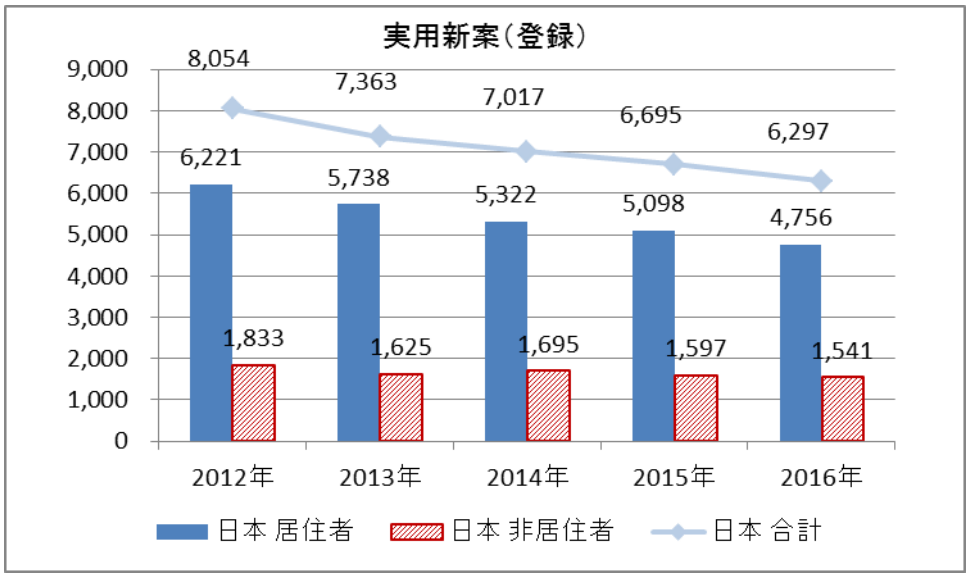

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、ロシアでは非居住者に対して居住者は、2012 年には 21 倍程度多かったが、2015 年には 14 倍程度、2016 年には 21 倍程度と変移している。なお、日本では非居住者に対して居住者は 3 倍程度であった。
- 居住者の実用新案登録件数について、ロシアと日本を比較すると 2012 年はロシアの方が 1.8

672 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

程度多く、2016 年も同様であった。

・ ロシアの実用新案登録件数について、5 年間の推移をみると、2012～2014 年は増加しているが、その後は減少に転じている。居住者は、2012～2014 年に増加しており、2015 年に一旦減少し、その後再び微増に転じている。他方、非居住者は、2012～2013 年に減少しており、2014 年に一旦増加したが、その後再び減少に転じている。

（参考）日本の実用新案登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。他方、非居住者は 2012～2013 年は減少しており、2014 年に微増しているが、その後再び減少している。

図表 Ⅲ-231 ：意匠登録件数[673]

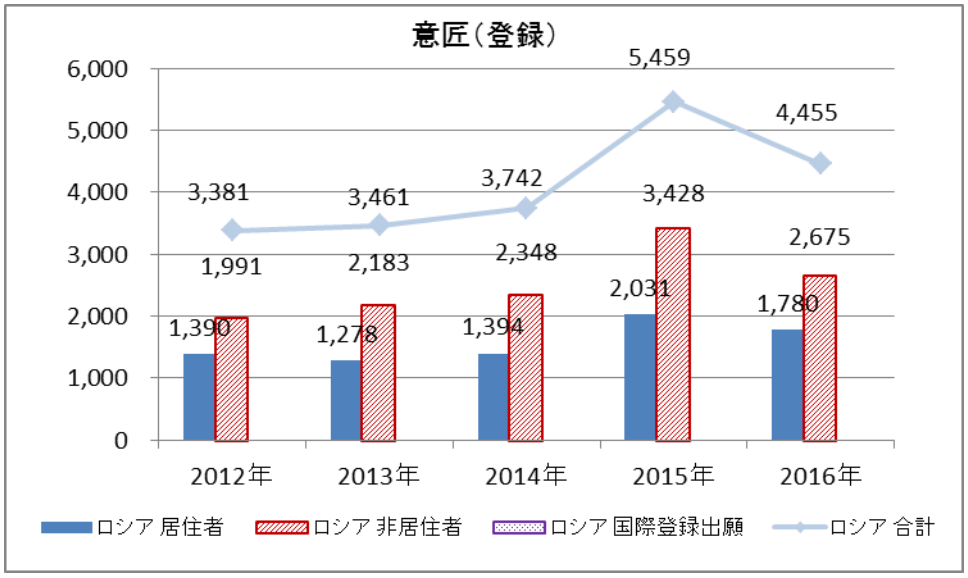

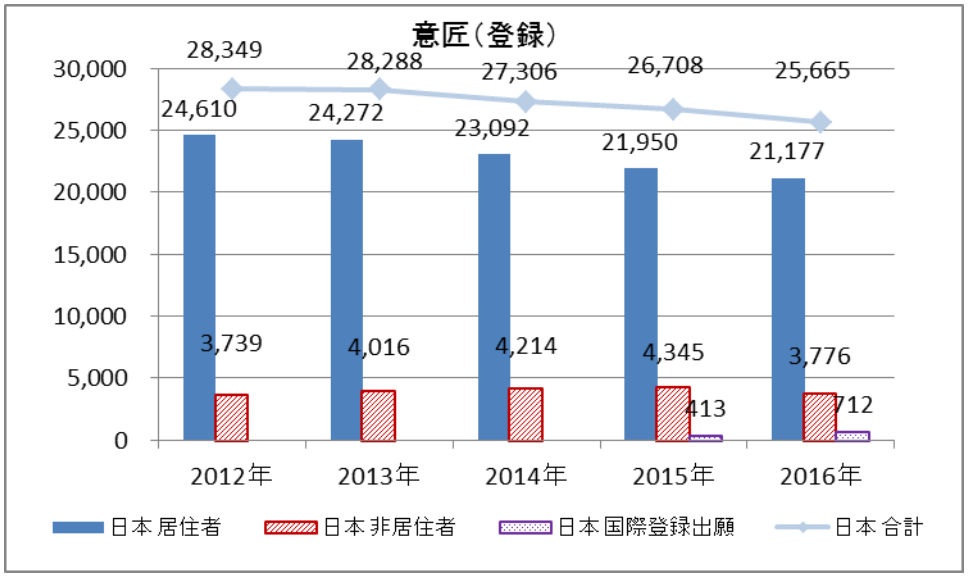

673 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、ロシアでは平均すると居住者に対して非居住者は 1.6 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 6 倍程度であった。
- 居住者の意匠登録件数について、ロシアと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 18 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 12 倍程度まで小さくなっている。
- ロシアの意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、2015 年をピークに減少に転じている。特に 2014～2015 年の増加が著しい。非居住者にも同じ傾向が確認できる。居住者については、2012～2013 年は減少しているが、2013～2015 年は増加し、2016 年は再び減少に転じている。

  （参考）日本の意匠登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については減少している。非居住者については、2015 年をピークに減少に転じている。国際登録出願については、2015～2016 年は増加している。

図表 Ⅲ-232 ：商標登録件数[674]

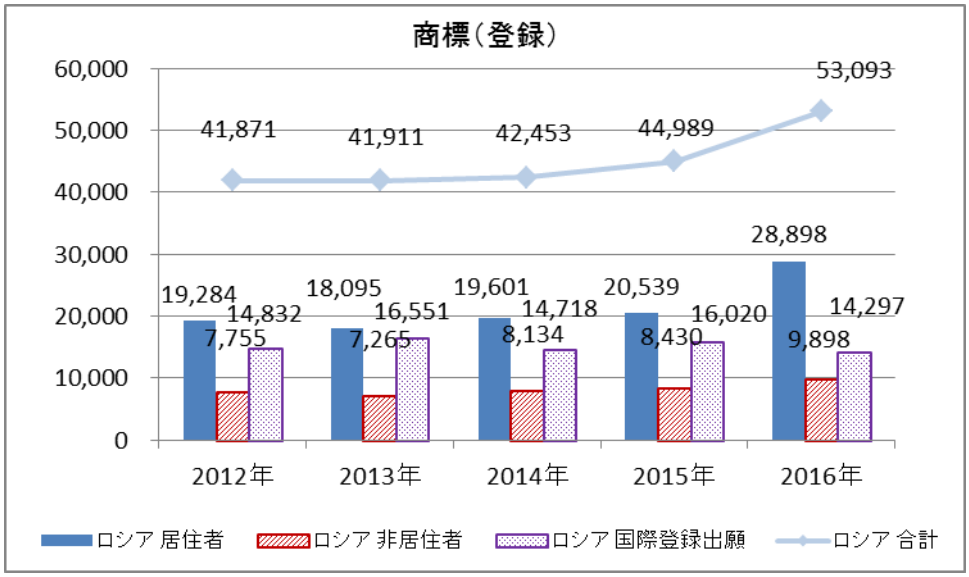

674 特許行政年次報告書 2017 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2017/index.html
特許行政年次報告書 2018 年版（特許庁）https://www.jpo.go.jp/resources/report/nenji/2018/index.html

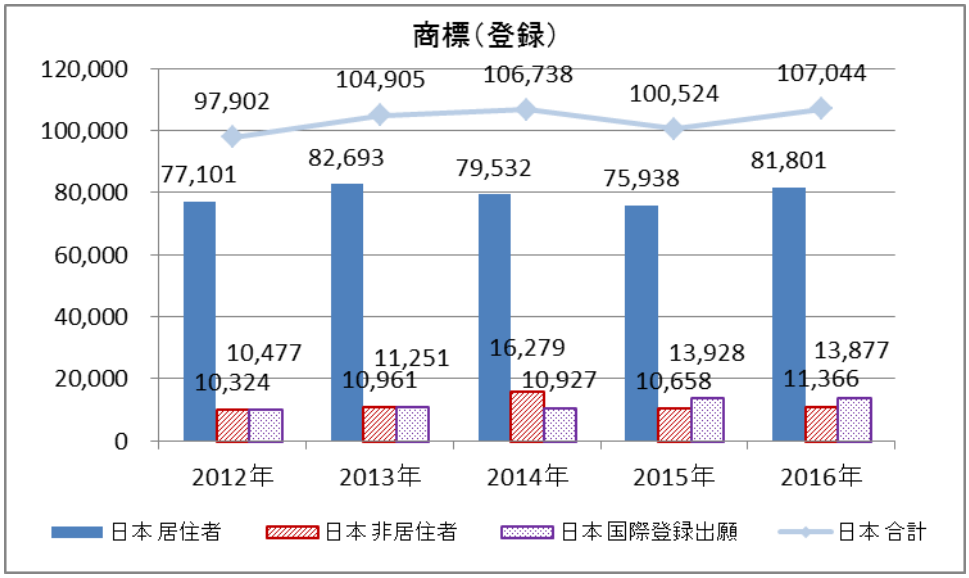

- 居住者と非居住者の件数を比較すると、ロシアでは平均すると非居住者に対して居住者は 2.5 倍程度である。なお、日本では非居住者に対して居住者は 7 倍程度であった。
- 居住者の商標登録件数について、ロシアと日本を比較すると 2012 年は日本の方が 4 倍程度多かったが、2016 年にはその差が 2.8 倍程度まで小さくなっている。
- ロシアの商標登録件数について、5 年間の推移をみると、増加している。居住者、非居住者については、2012～2013 年は減少しているが、その後増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年に一旦減少し、2015 年に再度増加しているが、2016 年には再び減少に転じている。

  （参考）日本の商標登録件数について、5 年間の推移をみると、居住者については 2012～2013 年は増加しているが、2013～2015 年は減少し、2016 年には再び増加に転じている。非居住者については、2012～2014 年は増加し、2015 年に一旦減少したが、2016 年には再び増加に転じている。国際登録出願については、2012～2013 年は増加しているが、2014 年は減少に転じ、2015 年に再度増加したが、2016 年に再び減少に転じている。

1.18.1.3. 中小企業の定義・根拠法令（各国の定義、日本との相違点）

（１） ロシアの中小企業の定義・根拠法令

図表 Ⅲ-233 ：中小企業の定義･依拠法

依拠法	The federal law #209-FZ "On small and medium business development in the Russian Federation"
基本的な考え方	・ 従業員数 且つ ・ ･売上高
定義の詳細	・ 零細企業：従業員 1～15 人且つ、売上高 RUB 60 mln. ・ 小企業：従業員 16～100 人且つ、売上高 RUB 400 mln ・ ･中規模企業：従業員 101～250 人且つ、売上高 RUB 1 bln
参照情報	・ Federal Web Portal for Small and Medium Sized Enterprises ホームページ http://en.smb.gov.ru/sme/about/

2018 年 12 月 1 日から、ロシアで中小企業定義の外資規制が変更された[675]。これは、同年 8 月 3 日に中小企業振興に関する連邦法が改正されたことによるものである。

中小企業の定義は、従業員数（250 人以下）と年間売上高により定義されており、これまで外資比率が 49%を超える企業は対象外とされてきたが、今回の改正により、出資する外国企業の従業員数が 250 人以下かつ年間売上高が 20 億ルーブル以下であれば、出資比率にかかわらず中小企業と見なされることになる。

この改正に伴い、中小企業の認定にあたっては、会計事務所が、出資する外国企業が設立された国の税務当局に提出される会計データをもとに、出資企業が基準に適合しているかを確認し、連邦税務局に出資企業のリストを提出するなどの要件が設けられている。

ロシアでは中小企業向け支援策として、公共調達への参入機会の拡大や、国・地方自治体、中小企業支援機関からコンサルティングなど情報提供、信用保証や融資などの金融支援、起業家向け施設利用の権利などが提供されている。今後は、外資が過半を占める中小企業もそれらの措置が利用可能となると報告されている（知的財産に関する支援について記載はなかった）。なお、ロシア政府は、2030 年までの中小企業の発展戦略を打ち出し支援強化を図っている[676]。

（２） ロシアのベンチャー企業の定義・根拠法令

該当する依拠法及は確認できなかった。

---

675 ジェトロビジネス短信（ジェトロ） https://www.jetro.go.jp/biznews/2018/08/af9b3fb302ff02df.html

676 ジェトロ地域・分析レポート「特集：日本とロシアの中小企業協力の未来と課題 脆弱な中小企業、連邦・地方政府がてこ入れ」（ジェトロ 2018 年 9 月 6 日付）
https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2018/0901/5bd0bc1d820ada09.html

1.18.1.4. 中小企業の実態（各国・地域の中小企業数、業種比率）

（１） ロシアの中小企業数

ロシアの中小企業数は、2017 年時点で 256,700 社とされている[677]。

（２） ロシアの中小企業業種比率

業種別に見ると、卸売業および小売業や自動車やオートバイの修理が 85,800 社と中小企業の 33.4%を占めている。

図表 Ⅲ-234 ：中小企業 業種比率[678]

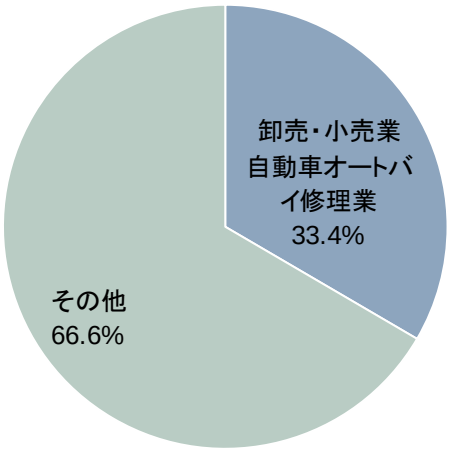

[677] Ｒｏｓｓｉｙａ в цифрах (Federal State Statistics Service) http://www.gks.ru/free_doc/doc_2018/rusfig/rus18.pdf

[678] Россия в цифрах (Federal State Statistics Service) http://www.gks.ru/free_doc/doc_2018/rusfig/rus18.pdf

1.18.1.5. 知的財産活用支援や中小企業支援に関する依拠法および経緯

（１） ロシアの産業財産権活用支援に関する依拠法および経緯

ロシアには、日本の知的財産基本法に該当する法律は確認できていない[679]。

図表 Ⅲ-235 ：産業財産権活用支援 依拠法

依拠法	経緯や特徴
該当なし	－

（２） ロシアの中小企業支援に関する依拠法および経緯

ロシアでは、中小企業政策の主務官庁は定まっていない（日本の中小企業庁に該当する官庁はない)。また、中小企業支援に関する依拠法も存在しない。ただし、政府決議・政令により多様な施策に関する方針が示されている。以下に中小企業ならびに知的財産に関連するものを整理した[680]。

図表 Ⅲ-236 ：中小企業支援 政府決議･政令

政府決議･政令	経緯や特徴
政令第 1368 号 2016 年 12 月 15 日	「知的財産の外国市場への登録に関連する費用の一部を融資するためのロシアの生産者に対する補助金の支給について」 ＜想定可能な用途＞ ・ 国際出願の準備、提出および処理に係る費用 ・ 国際出願の提出および検討に関連する手数料 ・ 外国における国内および/または地域の申請準備、提出および処理に係る費用（対象国により金額に差異あり 米国 32 万 5000 ルーブル、欧州特許庁（EPO）52.5 万ルーブル、日本 26 万ルーブル、中国 20 万ルーブル、韓国 20 万ルーブル、他国 16 万ルーブル） ・ 出願の検討に関連する外国の国内または地域の特許庁の規制法的行為によって規定される料金 ・ 特許を付与し、最初の 3 年間それらを維持するための維持費（年金） ・ 国際商標登録出願の準備、出願および処理に係る経費 ・ 商標の国際登録を取得するために支払うべき手数料
政令第 1459 号	「ロシアの生産者への助成金の交付に関する規則の改正について外国市場における知的財産の登録に関連する費用の一部」

679 質問票調査にて把握
680 質問票調査にて把握

2017 年 12 月 2 日	

なお、ロシア政府は「2030 年までのロシア連邦における中小企業の発展戦略」において、中小企業における知的財産面の支援に係る記述を設けている。今後この戦略を受け、施策などが拡充されているものと推察する。

図表 Ⅲ-237 ：中小企業支援　政府決議･政令[681]

必要な資格を持つ人材を見つけて引き込んでいくことは、中小企業の発展を左右する要素の 1 つである。このため、戦略では以下を提案する。 ・ ビジネス・マネジメントの分野におけるコーチングおよびメンタリング・ツールの導入と、本事業における主要なビジネス・アソシエーションの代表者の同時参加。 ・ 専門職員の移動と開発プログラムに既存の中小企業の代表者が大量に関与する条件を作り出す。 ・ 中小企業の労働者に対する高度な訓練と再訓練プログラムの導入。 ・ 起業家精神、税金、会計、知的財産問題、プロジェクト活動の基礎に関する研修プログラムの開発。

1.18.1.6. 支援戦略・計画（知財戦略、知財推進計画に類するもの）

（１） ロシア知財庁

連邦知的所有権行政局（Rospatent）は、知的財産によって担保された中小企業への貸付の全国規模での拡大、雇用率の向上、急速な技術進歩、知的財産権の回転率の向上を課題として位置づけ、その解決を目指している[682]。具体的な計画などは示されていない。

（２） ロシア連邦経済開発省

ロシア邦経済開発省は、政府方針を Rospatent に指示している。

なお、Rospatent は 2016 年 APEC で提案された国際的なプロジェクト「中小企業向け知的財産の商業化」プロジェクトについてコンセプトノートを発表した。これは、メキシコと韓国が提案した、中小企業による知的財産権とイノベーションの促進イニシアティブの実施の枠組みの中で、Rospatent によって開発されたものである。こうした中小企業における知的財産の商業化については、韓国、メキシコ、フィリピン、ベトナム、ペルーも関与しており、その後の動向について別途把握が必要と考えられる。

また、ロシア政府は「2020 年までのロシア連邦の革新的発展戦略」において、中小企業に対する支援を位置づけている。

1.18.1.7. 支援体制および役割分担（中央政府、地方政府、支援機関）

ロシアにおける中小企業の知的財産制度活用支援施策に関わる代表的な機関を整理した。ロシア特許庁を中心に、中央、地方、民間を含む支援機関の連携が図られている。

681 ロシア政府「2030 年までのロシア連邦における中小企業の発展戦略」（8.人的および起業家的能力の強化 8.1 中小企業の資格を有する人材を育成する仕組みの開発）
682 質問票調査にて把握

（１） 中央政府

ロシア連邦経済開発省および連邦知的所有権行政局（Rospatent）による施策展開が、同分野の中心となっている。

（２） 地方政府

連邦知的所有権行政局（Rospatent）からは、連携有無は確認できなかった[683]。

また、ロシア輸出センターからは、Rospatent や経済開発省のほか、中小企業への情報提供については地方政府（モスクワ市、サンクトペテルブルグ州）や商工会議所、起業支援機関（Skolkovo スコルコヴォ）、モスクワ大学ほかと連携実績について紹介を受け、個別支援機関と地方の接点が確認できた。なお、主な目的は、海外展開する企業のイノベーションを推進することとされた。

（３） 支援機関

＜ロシア輸出センター（Russian Export Center: REC）[684]＞

REC は、輸出活動を計画しているすべての企業が、幅広い知的財産問題に関して無料のアドバイスを受ける機会を提供している。

また、政府決議に基づき、海外に展開するイノベーション企業に対して補助金を交付しており、今後の拡充を目指している。なお、大企業も支援対象であり、企業規模による活用の制限はない。

なお、ロシア企業の多くが、ロシア企業の補助金に対する感度は低いとの指摘も併せて得ており、こうした点を解消していくことが同国の取組課題の１つになると想定する。

＜Foundation for Assistance to Small Innovative Enterprise (FASIE)[685]＞

イノベーションを目指す小規模企業を支援する機関で、スタートアップ起業における資金調達を支援しており、ベンチャー企業による研究・開発、大学や研究機関による産業活用が有望な基礎研究プロジェクトへの金融支援制度を基金として運用されている。スコルコヴォとは協力関係にあり、研究機関内に知的財産事務所があり支援担当者がいる。支援対象となる革新的企業とマッチングすることを目的に連携している。地方州政府や商工会議所から問い合わせがあれば対応している。

＜ロシア中小企業資源センター（Russian SME Resource Centre：RCSME)）[686]＞

ロシア中小企業資源センターは、ロシアにおける民間セクター開発と中小企業支援に関する情報と政策助言を提供する中小企業研究分析機関である。1999 年に EU の資金援助を受けた Tacis プログラムの下で設立された独立した非営利財団であり、中小企業に関連する様々な調査研究プ

---

683 質問票調査にて把握
684 質問票調査にて把握
REC ウェブサイト https://www.exportcenter.ru/en/
685 質問票調査にて把握
686 質問票調査にて把握
RCSME ウェブサイト http://www.rcsme.ru

ロジェクトを推進している。知的財産に関する支援機関ではないが、政府政策に対する情報収集にも取り組んでいる。

1.18.2. ロシアの具体的な支援施策の現状把握

1.18.2.1. 支援施策の概要

ロシアにおいて、中小企業における産業財産権制度の利用促進のために、一般の利用者に対して行っている取組みとして、講習会・説明会の開催、知的財産制度を解説する参考資料の連邦知的所有権行政局（Rospatent）ホームページへの提供を行っている。

また、産業財産権制度の利用促進のための金銭的な支援として、中小企業への出願及び登録費用の減免及び個人発明家の出願に対する費用支払いの軽減を行っている。Rospatent が実施している具体的な情報は以上であり、計画中の人材育成事業のほかは今回の調査では情報を得られなかった。[687]

（１） 知財金融（資金調達支援）事業

施策名	譲歩的資金調達を含む中小企業の財源へのアクセスの増加[688]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策（ 知財金融 ）
目的	中小企業に対する資金調達面の支援を円滑にするもの。
概要	2018 年 10 月 15 日にロシア連邦経済開発省により開始された連邦プロジェクト「譲歩的資金調達を含む中小企業の財源へのアクセスの増加」があり、このプロジェクトは、2019 年から 2024 年までの国家プロジェクト「中小規模の起業家精神と個々の起業家的イニシアティブの支援」の一部となっている。 なお、ロシア連邦経済開発省との連携事業となっており、同省とプロジェクトの取り組みを通じて、知的財産によって担保された中小企業への全国規模での融資拡大を促進し、雇用率を高め、経済の急速な技術開発を進め、知的財産権の回転率を高める予定としている。 技術的な起業家精神を支援するために、国家保証制度と中小企業譲許的融資プログラムを通じて、知的財産権の誓約の下で資金提供を拡大するために連邦プロジェクトによって計画された活動がある。 具体的には、2019 年に、知的財産によって担保された中小企業に 10 億ルーブル（約 17 億円、1.7 円／ルーブル換算）のローンを提供する予定で、2024 年には 100 億ルーブルに達することを目指していく。

687 質問票調査にて把握
688 質問票調査にて把握

	上記プロジェクトの有効性を四半期ごとに分析し、必要に応じて、それが発展するにつれて対応する調整を行うことも検討に含まれている。
対象・要件	中小企業
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	ロシア連邦経済開発省

（２）　海外展開支援事業

施策名	海外展開を目指す企業に対する知的財産費用の減免[689]
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策（　知財金融　）
目的	知的財産制度活用の促進を目的とした特許料などの減免を通じて、中小企業の海外展開支援促進するため。
概要	減免施策は２つある。 １つ目は、2016 年 12 月 15 日現在のロシア連邦政府の決議＃1368「外国市場における知的財産の登録に関連する、費用の一部をまかなうためのロシアの生産者への補助金について」 （Resolution of the Government of the Russian Federation #1368 as of December 15, 2016 “On subsidization of Russian producers to cover part of the costs, associated with the registration of intellectual property in foreign markets”;） ２つ目は、2017 年 12 月 2 日、ロシア連邦政府の決議＃1459「外国市場における知的財産の登録に関連して、費用の一部を賄うためにロシアの生産者に補助金を付与するための規則の改正について」（Resolution of the Government of the Russian Federation #1459 as of December 2, 2017 “On making amendments to the Rules for granting subsidies to Russian producers to cover part of the costs, associated with the registration of intellectual property in foreign markets”.）
対象・要件	中小企業
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など）

689 質問票調査にて把握

	情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	ロシア連邦経済開発省

（３）　知的財産専門人材育成事業

施策名	技術ブローカー教育訓練コース[690]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 ○知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策（　技術移転促進ほか　）
目的	中小企業における輸出ビジネスに対する専門家助言を提供
概要	Rospatent は連邦知的財産アカデミー（RGAIS)と連携し、中小企業が知的財産権を活用し、事業において実施することを支援するコーディネーターや専門家用の教育訓練コースを準備している。 ロシアでは、コーディネーターの数は非常に少なく、増加する傾向にある。ビジネスのより幅広い場面に関係する可能性がある。
対象・要件	中小企業
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） ○人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	連邦知的所有権行政局（Rospatent） 連邦知的財産アカデミー（RGAIS)

（４）　支援人材活用促進事業

施策名	ロシア輸出センター（Russian Export Center）による専門家支援[691]
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援

690 質問票調査にて把握
691 質問票調査にて把握

	知財活用を促進させるためのその他の支援施策（　　）
目的	中小企業における輸出ビジネスに対する専門家助言を提供
概要	ロシア輸出センターでは、特許保護措置に関する輸出業者への基本的な助言を、教育プログラムとオンラインサービスで提供している。また、パートナー組織によって提供されるサービスを仲介し、知的財産の海外市場での登録に関連する費用の補償を行っている。
対象・要件	中小企業
支援手段	経済的支援（資金補助、減免など） ○情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） ○専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	ロシア輸出センター

（５）　知的財産制度活用促進事業

施策名	マイクログラント　スコルコヴォ[692][693]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策（　特許料への補助　）
目的	中小企業支援施設入居企業に対する特許登録に係る諸経費の一部を提供
概要	企業支援機関であるスコルコヴォボに入居する　中小企業・スタートアップ企業に対する交付金が提供されている。 交付金（1 年あたり）の大きさ：最大 150 万ルーブル。 1 つのアプリケーションで最大 - 400 万ルーブル。 ＜用途＞ CIS Skolkovo の弁理士および弁護士のサービス（ロシア連邦、ユーラシア、PCT の特許を発行するための申請書の作成および提出、ロシアの商標および国際登録の申請書の作成、特許調査の実施、外国語による出願資料の翻訳）、アプリケーションに関する事務、IP 保護に関連するその他のサービス、州および特許料の支払いが対象となる。
対象・要件	スコルコヴォに入居している中小企業であり、従業員数は 3～50 人かつ前年の売上高が 1 億ルーブル以下の企業。

692 質問票調査にて把握
693マイクログラント　スコルコヴォ　http://sk.ru/foundation/grants-experts/p/grants-experts_microgrants.aspx

支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	Grant and Experts Service

（６）　地域振興事業

施策名	モスクワ市プログラム「実際の費用の返済のためのモスクワ製造業者 - 輸出業者への助成金」[694]
施策分類	○知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策（　特許登録などの助成　）
目的	輸出を考えている中小企業に対する助成金を提供
概要	交付金の大きさ：最大 300 万ルーブル。交付金の額は、過去 12 か月間のロシア国外での商品の売却による収入の 50%を超えることはできない。 受信者：モスクワの輸出業者。 用途：特許を取得するためのコストの 100%を支払う。 選択基準：従業員の平均年間賃金の大きさ。要求された補助金の額に対する税控除の割合。企業の総収入に占める輸出収入の割合。
対象・要件	中小企業（モスクワ所在企業）
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（　　）
実績	－
実施主体	モスクワ市

（７）　その他の施策について

施策名	知財活用に係る特別税制（VAT,所得税）イニシアティブ[695]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動

694 質問票調査にて把握
695 Rospatent ウェブサイト　https://rupto.ru/ru/news/kreditovanie-biznesa-pod-zalog-is

	支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策（ 特許登録などの助成 ）
目的	国内企業の研究開発の促進と競争力強化を狙うもの。
概要	知的活動において権利を有効活用した場合に法人所得税の減額を実施する特別税制を運用している（「パテントボックス」とは呼称していない）。 所得税率を 20%から 5%へ引き下げる。
対象・要件	中小企業（も含まれる）
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー） その他（ ）
実績	－
実施主体	連邦知的所有権行政局（Rospatent）

施策名	オープンライセンス契約制度[696]
施策分類	知財を活かした海外展開支援 知財裾野拡大に向けた普及活動 支援人材の確保・育成に関する支援 地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 ○知財活用を促進させるためのその他の支援施策（ ライセンス促進 ）
目的	国内企業の研究開発の促進と競争力強化を狙うもの。
概要	ライセンス・オブ・ライツに類似する制度。 一定の条件の元で任意の者に通常実施権を付与する意志がある旨の請願書を Rospatent に提出する(オープンライセンス申請)。Rospatent が請願を公告した年の翌年から特許維持手数料が半額に減額される。 オープンライセンスに関する情報の公告日から 2 年以内に自らの請願書に記載した条件によるライセンス契約締結の提案がなされなかった場合、特許権者は、免除された手数料の支払いと引き換えに公募を取り下げることができる。この場合、その後は、特許維持手数料を全額納付しなければならない。
対象・要件	中小企業（も含まれる）
支援手段	○経済的支援（資金補助、減免など） 情報・ツール提供（ウェブサイト、データベースなど） 専門人材派遣（ノウハウ提供・助言） 人材育成（研修・セミナー）

696 模倣品対策マニュアルロシア編（JETRO、2012 年 3 月）http://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2013/09/2852d2fc42092ca30985dcd701930c6b.pdf

	その他（　　）
実績	–
実施主体	連邦知的所有権行政局（Rospatent）

なお、質問票調査では、情報発信事業や知財金融事業に関する現状も把握したが、情報発信について、新聞報道のような会議や展示会は、知的財産権の分野でのニュースの普及という延期された効果をもたらしますとの返答を得ており、マスメディアを積極活用する意向が強いことが確認できた。ただし、中小企業の経営者において知的財産に対する理解は高くないとの声もあり、引き続き情報発信や啓蒙普及の重要性も指摘された[697]。

また、知財金融については、具体的な回答は得られず、知的財産評価についても検討などはこれからと推察される。

1.18.2.2. 支援施策の評価方法の整理

（１） 施策実施の効果測定・評価の考え方

連邦知的所有権行政局（Rospatent）は、現時点は効果などを測定する段階にはないと考えている。[698]

（２） 結果の活用の考え方

（１）につき、結果活用についても具体的な検討はなされていない。

1.18.3. 知財活用支援施策の今後

1.18.3.1. 課題・問題点の整理

調査実施時点のロシア国内の中小企業向け知財活用支援施策について、資金面の援助が行われているが、中小企業における知的財産に対する認識の低さや、政府などによる支援サービスに対する認知度の低さから、啓蒙段階にあると考えられ、着実な進展が必要と推測される。

ただし、政府をあげたスタートアップ支援やイノベーション事業は活発に展開されており、そうした領域での知財活用がロシア全体の知財活用を牽引することも期待できる。

1.18.3.2. 解決に向けた動向（今後計画・予定されていること）

調査実施時点で、連邦知的所有権行政局（Rospatent）と連邦知的財産アカデミー（RGAIS)とが連携して開始する技術専門家訓練プログラムの計画について情報を入手することができた。2030 年を目標年次とする戦略など、他国と比べて長期目線での中小企業支援が計画されてお

697 質問票調査にて把握
698 質問票調査にて把握

り、今後も多様な支援施策が具体化され、充実が図られていくものと考えられる[699][700]。当該事業に限らず、そうした大きな動きのなかで、知的財産関連施策がどのように展開されていくのかを引き続き情報収集していくことが必要である。

[699] ジェトロ地域・分析レポート「特集：日本とロシアの中小企業協力の未来と課題　脆弱な中小企業、連邦・地方政府がてこ入れ」（ジェトロ　2018 年 9 月 6 日付）
https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2018/0901/5bd0bc1d820ada09.html
[700] ジェトロ地域・分析レポート「特集：日本とロシアの中小企業協力の未来と課題　連邦・地方で中小企業支援機関の設立相次ぐ」（ジェトロ　2018 年 9 月 6 日付）
https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2018/0901/e99d3a076b697f3c.html

（４） 調査を通じて得られた知見

① 文献調査

文献調査では、公開情報が整理されている国・地域とそうではない地域の差異があり、情報量や内容にも差異が生じている。

知的財産に関する情報発信に対する考え方について、知財庁や関係機関が支援施策を実施しており、その啓発についてどの程度課題認識を有しているかにより、取り組み内容が異なっている現状が理解できる。国・地域別での傾向として、年次報告書（アニュアルレポート）や年次業務計画を公表している場合は、施策情報等の公開も充実している場合がある。

② 質問票調査

質問票調査では、各国の知財庁および知的財産支援機関を中心に回答協力の依頼を行い、質問票の回収を行った。

特許庁からの依頼文書をもって依頼を行っているが知財庁や関係機関により返答いただける内容などについて差異が生じた。これは、上述する文献調査と類似して、中小企業向け知財活用支援施策を実施していない場合に回答を得にくく、何らかの取り組みを実施している場合に質問票に回答が得られる傾向となった。この点は、国・地域別での傾向も文献調査に類似している。

なお、質問票調査により、具体的な施策を実施している機関より関連する施策情報の提供があるなど、文献などでは把握できない具体的な施策内容を収集することができたと考える。

③ ヒアリング調査（対象７カ国における共通点・相違点）

ヒアリング調査では、その国の地域・中小企業における知的財産活用に向けた取組を詳細に把握することができた。ただし、その組織が中小企業のみを対象とした支援施策を有していないケースもあり、中小企業支援に対する知財庁における支援方針の差異により、得られる情報の内容や量についても差異が生まれ、訪問面会方式のヒアリング調査であってもそうした傾向が複数の国において確認できた。

④ 我が国の取り組みに対する関心

今回の各種調査（特に、ヒアリング調査）を通じて、日本特許庁などの中小企業支援施策を研究し、施策立案に取り組んでいると考えられる国・地域について複数確認することができた（韓国、中国、台湾、シンガポール、ロシア　質問票調査・ヒアリング調査より）。また、日本の取組に関心を持つ関係機関についても質問票などへの回答から確認ができた（スイス、メキシコ、ロシア　質問票調査より）。

これは、他国が我が国の中小企業向け知財活用支援施策に取り組んできた経緯を理解し、その成果について評価を得ていることの現れであり、各国のベンチマークとなっている認識を我が国は持つことも重要であるとの示唆を得たと考える。

Ⅳ. まとめ

（１） 各国・地域で展開されている施策の共通項

今回実施した文献調査（18 箇所（国と地域））、質問票調査（18 箇所（国と地域））、ヒアリング調査（7 カ国）各国・地域の施策の概要および傾向や特徴を、調査研究課題テーマ別に整理した。

調査研究課題１　知財裾野拡大に向けた普及活動

① 他の国・地域の施策の概要

ポイント１：
地理的な距離が施策利用を妨げないような工夫（ICT 利活用、ポータルサイト）を実施

ICT を利用した情報提供の事例
- ✓ 知的財産道具箱（IP Toolbox）（カナダ）
- ✓ European Patent Academy（EPO）
- ✓ EUIPO Academy (EUIPO)
- ✓ 専利商品科教育宣伝ウェブサイト（台湾）
- ✓ 中小企業ＩＰ専門ウェブサイト（中小企業 IP 専區）（台湾）
- ✓ IP アプリ（IP Equip App）（イギリス）
- ✓ IP Health Check（イギリス）
- ✓ Search　rooms（ドイツ）
- ✓ SNS によるチャット方式の採用（フランス）
- ✓ L2PRO Project (Learn to Protect, Secure and Maximize your Innovations)（イタリア）
- ✓ IPR pre-diagnosis online tool for SMEs（イタリア）
- ✓ SME portal（スイス）
- ✓ Help for SMEs（スイス）
- ✓ PROPATENTA（メキシコ）

- 中小企業支援施策を永く取り組んできた国・地域おいて、普及啓発施策は継続して実施されており、基盤的なサービスに位置づけられる。（カナダ、韓国、台湾）
- Web 上で受けられる講座を整備するなど、地理的な不平等を是正しようとしている。（カナダ、欧州、台湾、イギリス、ドイツ、イタリア、スイス、メキシコ）
- 若手経営者が好んで用いる SNS を採用するなど、施策情報を受け取る層の特性を踏まえた手段の選択が行われている（フランス）
- 知的財産制度が創設されて間もない国・地域において、制度を利用する企業は海外企業である

ことが多く、内需拡大に向けた普及啓発施策の実施・拡充に関心を寄せる国・地域もある。（インドネシア、シンガポール、メキシコ）

ポイント２：
地域センター（窓口機能）によるワンストップ型サービスの実施

センター（窓口支援）機能の事例 ✓ 地域知識財産センター（韓国） ✓ 専利力及び専利価値強化のための企業支援（台湾） ✓ 特許情報センター（patent information centers　PIZ）（ドイツ） ✓ First level assistance services (Helpdesk and Information Point)（イタリア） ✓ IP IDE Center　Techno Lab、Value Lab（タイ） ✓ 特許センター（CePat）（メキシコ）

・ その国・地域の域内各所に設置されており、総合的な施策情報を発信する機能を有している。（韓国、ドイツ、メキシコ）
・ セミナーのテーマを絞り込むと参加者の受講目的もより具体的になる。また、双方向での議論を中心にするとカウンセリングに近い形で開催することとなり、目前の課題解決につながることもある。（台湾）
・ 普及啓発体制の強化に向け、センター機能の強化を目指す国・地域もある。（タイ）

以上より、各国・地域において、施策情報の提供や知的財産を学習する教材を提供するにあたり、**「誰もがいつでも支援サービスを入手できるような環境を提供している」**ことが確認され、また、中小企業に対する普及活動の中心的な機能を果たしていることが評価できる。

ポイント３：
中小企業に限定したプログラム創設による利用者誘引を狙う

中小企業向けプログラム創設の事例 ✓ パテントコレクティブパイロットプログラム（カナダ） ✓ IP 礎（ティディムドル）　プログラム（韓国） ✓ IP 翼（ナレ）　プログラム（韓国） ✓ グローバル IP スター企業の育成プログラム（韓国） ✓ グローバル技術革新 IP 戦略開発事業（韓国） ✓ 知的財産活用戦略支援事業（韓国） ✓ 企業の知的財産実務人材養成事業（韓国） ✓ IP 人材育成事業（韓国）

- ✓ 知的財産経営認証（韓国）
- ✓ 特許審判-国選代理人制度（韓国）
- ✓ 専利力及び専利価値強化のための企業支援（台湾）
- ✓ WIPANO-特許及び規格による知識・技術移転（ドイツ）
- ✓ IPR pre-diagnosis online tool for SMEs（イタリア）
- ✓ スタートアップ知的財産権保護スキーム（インド）
- ✓ PROPATENTA（メキシコ）

・ 中小企業向けに特化した施策であることを強調して情報発信を行っている。（カナダ、韓国、台湾、ドイツ、イタリア、インド、メキシコ）
・ 中小企業向け支援施策を紹介する特集資料や専用ウェブページを設けている。（韓国）

ポイント４：
専門家と連携した普及啓発活動を展開

専門家による支援の事例
- ✓ 特許プロボノ・プログラム(米国)
- ✓ IP Bank of Speakers（カナダ）
- ✓ European Patent Academy（EPO）
- ✓ EUIPO Academy (EUIPO)
- ✓ 知的財産管理や技術移転に関する標準化（中国）
- ✓ IP 翼（ナレ） プログラム（韓国）
- ✓ グローバル IP スター企業の育成プログラム（韓国）
- ✓ 智慧財産局の地域窓口における定期講座（台湾）
- ✓ スタートアップ知的財産権保護スキーム（インド）
- ✓ 対話型セミナー／ワークショップ（インド）
- ✓ Dirección de Propiedad Intelectual e Industrial 知的財産および財産管理（メキシコ）
- ✓ IMPI 主催セミナー・ワークショップ（メキシコ）

・ 専門家が各地にて施策を紹介する機会を確保しているケースが各国・地域でみられる。セミナーなどの機会を捉えて支援施策を PR することに協力関係を構築している。（米国、カナダ、欧州、中国、韓国、台湾、インド、メキシコ）
・ 知的財産管理などに関する国内の水準を明確にし、知的財産事務所が国などの施策に関与しやすい環境を準備する動きもみられる。（中国）

ポイント５：
地域連携など話題性のある催事を企画して、メディアを利用した露出拡大を狙う

地方政府による普及啓発の事例
✓ 全国の地方政府が同時期に、一斉に知的財産イベントを開催する「知財シンポジウム習慣（秋実施）」、「知財広報ウィーク（春実施）」（中国）
✓ メキシコ州における工業所有権の保護の促進のためのプログラム（メキシコ）
✓ ハリスコ州知的財産推進プログラム PROPIN（メキシコ）

・ 自治体の地域に対する発進力を活用した普及啓発が実施されている。（中国、メキシコ）
・ 自治体独自の取組に対して、知財庁が情報面で後見役をになうなどの関係が見られる。（メキシコ）

以上より、国・地域において、中小企業における知的財産に対する認知を高めるため、その第一歩として、情報発進力のある周知手段の採用やメディアに取り上げられやすい催事を開催するなど**「強い印象を与える啓発手法の採用」**を進め、利用者である中小企業などに対する「気づき」を与えることを重視していることがうかがえる。

② （我が国の取組と比較した）傾向や特徴

● 情報提供や学習ツールの提供にあたり、利用者の特性を捉えたものとなっている

中小企業などがいつでも支援サービスに関する情報を入手できるようにするため、施策情報や支援サービスへのアクセス性を高めることは各国・地域において共通する取組課題となっている。知的財産に無関心な層に対し、紙媒体の訴求力は限定的と捉え、わかりやすく、まずは見てみようと思ってもらえる構成・手段が望ましいとの利用者分析が考えられており、こうした利用者視点に立った施策検討は我が国においても同様と考える。

ウェブページや ICT による情報提供は、場所や時間を選ばすに利用できるため、スタートアップや若い創業者が好んで利用するとされ、積極的な採用が図られている。また、ICT を活用した教材など、経営者が継続して学びを継続しやすい環境を提供することも多くの国・地域に共通している。このように、多様な媒体・手段を利用した情報提供を進めてきた我が国においてもこうした考えは馴染むものと考える。ただし、新しいものを常に整備し続ける必要があるため、定期的な見直しを行いつつ取り組むことが必要と考えられる。

窓口機能は、様々な施策を発信する機能を発揮するという点や、より広範な地域を対象に一様に情報提供を行っていくという点、利用者の都合に応じ対面型や訪問型での支援ができる点など

から、利用者の属性や要望に応じたサービスをワンストップに提供できるという利点がある。また、知財庁や関係する他省庁が実施する各種施策の担い手としての役割も果たしている。これらは全都道府県に知財総合支援窓口を開設している我が国においても参照が可能と考える。なお、テーマ特化型窓口の開設もしくはテーマに特化した施策パッケージを提供するといった個別具体的な支援ニーズに対応する窓口機能は地域での体制確保が可能かを検討するべきと考える。

- 情報発進力のある方法の採用や催事を通じた象徴的な啓発機会を確保している

中小企業に向けより強い印象を与える啓発にあたり、中小企業に限定した施策を展開することで、中小企業に対して常に情報発信を行うこととなり、啓発の機会を増やすことにもつながる。また、施策利用の事例情報を発信している国・地域もあり、施策紹介カタログの配付などとあわせて、施策情報の提供を繰り返し行い、施策を利用したいと考える中小企業に効果的な周知となっているものと評価できる。これらは、我が国においても参考となるものであり、総合的なメニューをそろえる我が国おいては発信対象を絞り込みメリハリのある情報提供を行うことは有用な方法と考える。

中小企業に対して支援施策の有効性を専門的な見地から解説しつつ情報提供を行うことは、説得力が増し、啓発効果が増大するものと期待される。各地での知的財産関連セミナー開催を継続させてきた我が国において、知財専門家が講師となって支援施策の具体的な活用事例をわかりやすく発信し、利用促進を図っていくことは有用な方法と考える。

地方政府との関係強化は、施策情報の発信経路を増やすことにもつながると考えられる。また、地方政府独自の知的財産支援施策に取り組む場合、情報伝達範囲がその地域に限定されてしまうが、身近な存在である地方自治体が提供する情報について平素より活用する中小企業は一定数いると予想され、我が国においても同様の傾向があると考える。我が国では特許庁から地方自治体に対する直接的な情報伝達ルートは充実しておらず、知財総合支援窓口を媒介にして、地方での情報発信力を地方自治体に求めることは実現可能と考える。

調査研究課題２　知財活用を促進させるための支援施策

① 他の国・地域の施策の概要

ポイント１：
新産業創出と知的財産制度活用を連動させている国・地域はすべてが該当

スタートアップやイノベーション促進といった新たな支援コンセプトの創出・拡大 ✓ 特定のビジネス領域における企業への支援（中国） ✓ IP 翼（ナレ） プログラム（韓国） ✓ Business & IP Centre（イギリス） ✓ KMV innovative（ドイツ） ✓ France Brevets（FB）（フランス） ✓ Veneto Innovazione（イタリア） ✓ t2i（イタリア） ✓ Assisted Patent Search、a patent landscape analysis（スイス） ✓ Start-up Coaching（スイス） ✓ Dirección de Propiedad Intelectual e Industrial　知的財産および財産管理（メキシコ）

- スタートアップ支援、技術移転やイノベーション促進といった新産業を創出する施策に特化した支援が拡充されており、知的財産面のサポートを含めメニューが提供されている（中国、韓国、台湾、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、スイス、メキシコ）
- ＩｏＴ，ＡＩなどの先端分野に対するイノベーション創出に絞った支援を拡充（韓国）
- 単なる技術移転のための手続を支援するのではなく、知的財産経営や資金調達、知的財産価値評価など様々な観点からの支援を実施している（イギリス、イタリア、フランス）
- 知的財産評価結果を用いることでスタートアップエコシステムに組込みやすく支援機関・支援施策が存在する（フランス、イタリア）
- 企業と研究機関の共同開発助成の中に知的財産に関する助成をビルドインしている（ドイツ）
- スタートアップのコーチングの１メニューとして、経営者が知的財産保護の法的助言を受けるサービスがある（スイス）
- 技術取引所を各都市に設立することを試みる動きがある（中国）

ポイント２：
スタートアップやイノベーション促進に関する施策に参加する若い経営者の特性に応じた手段の多様化（SNS 活用など）を図っている

あらたな支援手法・手段の採用 ✓　チャット形式の相談窓口（フランス）

以上より、知財活用促進にあたっては、従来の支援手法や手段ととらわれない新しい発想での支援施策が検討され**「各国・地域で多種多様な施策が実施されている」**。

ポイント３：
支援機関や専門家による支援（コンサルティング）を評価する国・地域は多い

専門家による支援サービス ✓　特許プロボノ・プログラム(米国) ✓　プロセ支援プログラム（米国） ✓　IP Bank of Speakers（カナダ） ✓　知的財産管理や技術移転に関する標準化（中国） ✓　SMEs IP Consulting Center（中小企業智権加値服務中心）（台湾） ✓　Business & IP Centre（イギリス） ✓　WIPANO-特許及び規格による知識・技術移転（ドイツ） ✓　Veneto Innovazione（イタリア） ✓　t2i（イタリア） ✓　Start-up Coaching（スイス）

- 知的財産経営の高度化手順が定められたプログラムへと企業には参加してもらう。その際、レベルに応じた等級が存在（台湾）
- 知的財産活動に関するあらゆる場面の契約（法務事務）について、標準化を図る動きが存在する（中国）

ポイント４：
知的財産価値評価を金融まで結びつけができている国・地域はまだ少ないが関心は高い

知的財産価値評価・知財金融 ✓　IP に適した資金調達プログラム（カナダ） ✓　知財金融（融資、証券化、保険）（中国） ✓　IP 金融連係評価支援（韓国） ✓　IP-Marketplace（デンマーク） ✓　IP ValueLab（シンガポール） ✓　Value Lab（タイ）

- 知的財産価値評価に関する費用面の支援を実施・拡充させている（カナダ、中国、韓国、シンガポール、タイ）
- 政府系金融機関による融資などが中心で、民間金融機関の積極関与が課題となっている（韓国、シンガポール）
- 国の基金と民間金融機関が合同で出資（投資）をするスキームが存在（イタリア）
- オンラインで知的財産を監査する仕組みがある（デンマーク）

ポイント５：
優遇税制の導入ができているケースは多くはないが、一部動きは見られる

優遇税制の導入
✓ 手数料の減免措置（米国）
✓ Filing of translations and reduction of fees（欧州）
✓ パテントボックス（カナダ（州政府）、イギリス、フランス、イタリア、スイス）
✓ 知的財産経営認証（韓国）
✓ 特許共済制度（韓国）
✓ 譲歩的資金調達を含む中小企業の財源へのアクセスの増加（国家プロジェクト「中小規模の起業家精神と個々の起業家的イニシアティブの支援」の一部）（ロシア）
✓ 海外展開を目指す企業に対する知的財産費用の減免（ロシア）
✓ マイクログラント　スコルコヴォ（ロシア）
✓ 知財活用に係る特別税制（VAT,所得税）イニシアティブ（ロシア）

- 経済的な支援について、永続的に実施されているケースが多い（米国、欧州）
- パテントボックスなどの税制面の優遇を実施している国や地域は複数見られる。地方政府が独自施策として実施するケースもあり、必ずしも国の施策である必要はない（カナダ（州政府）、イギリス、フランス、イタリア、スイス）

以上より、知財活用促進にあたっては、あらたな発想での施策を協働で推進する**「知財庁以外の支援機関・専門家によるサービスが充実」**していくことでより加速すると考える。

②　（我が国の取組と比較した）傾向や特徴

● 新たなテーマ設定・コンセプトによる支援施策の展開が顕著である

各国・地域の中小企業支援施策は、「スタートアップ」「イノベーション促進」をキーワードに、

これまでの施策とは特徴を異とするメリハリのある支援として様々な取組が推進されている。

技術移転について、単なるマッチングサービスに留まらずに、経営全体を俯瞰した上での支援をする必要がある。中小企業のオープンイノベーション促進策として、共同研究を対象とした知的財産施策は有効と考えられる。また、助成対象は、出願費用だけではなく、先行技術の仕方なども含めており、知財活用支援となりうると考えられる。

また、政府が掲げるより上位のイノベーション戦略との連動により、他機関との連携へつなげる視点も重要となる。知的財産を融資の対象ではなく、投資の対象とする考え方を公的機関も有する必要がある。

研究開発助成と知的財産助成を分けるのではなく、研究開発助成の中に知的財産施策を組み込むことで、ベンチャーなどの重要な技術を漏れなく保護できる可能性があり、政策効果を高めることが期待できる。技術移転促進施策、海外展開支援施策としても利用しうることに着目するタイミングにあると考える。

- 専門家や民間事業者に対する期待が大きく、知的財産に関するサービス産業市場の育成へつなげる動きがある

中小企業向けの知財融資のサービスが広まりはじめようとしている状況より、複数の関係機関と調整できる調整役のような人材が必要と考えられる。また、研究機関が支援する有能な起業家などに対して、専門家が先行技術調査や特許ランドスケープ分析支援を行う人材育成施策は、イノベーション施策及び知財施策として有効な施策と考えられる。

こうした人材は、施策を利用する中小企業などから要望されることもあり、そうした声に応えることができるように準備していく必要があると考える。

調査研究課題３　海外展開支援施策

① 他の国・地域の施策の概要

ポイント１：
（地元企業の）進出意向の高い国・地域に絞って支援を実施している

進出先ターゲット
中国、米国（北米）、欧州、ASEAN、日本が複数の国に対する調査で確認できた。
洋の東西を問わず、中国をまず挙げる傾向が強い。

- ✓ カナダ：米国、中国、欧州連合、インドに集中。 日本、オーストラリア、メキシコのコンテンツは完成済。今後は南アメリカを予定
- ✓ 中国：一帯一路関係国が中心
- ✓ 韓国：東南アジア、香港、ロシアが中心
- ✓ 台湾：東南アジアおよび南アジア
- ✓ フランス：中国
- ✓ イタリア：中国、ロシア、ブラジル
- ✓ シンガポール：中国、日本、米国、ヨーロッパ、韓国、オーストラリア、タイ、マレーシア
- ✓ タイ：シンガポール、マレーシアなどの ASEAN、中国
- ✓ インドネシア：人口の多い国（中国、米国）や、購買力の高い先進国（日本、韓国、シンガポール、米国、西ヨーロッパ、オーストラリアなど）
- ✓ メキシコ：米国とカナダが最初の選択肢。ラテンアメリカは第二の選択肢。

- どの国・地域の市場を重視しているかにより、支援施策で想定するターゲット国・地域は異なっている。多くの国・地域は、地元企業が進出（輸出含む）を希望する国・地域における知的財産活動について重点化させる方針にある。
- その国の経済発展政策との連動から、進出先を広域で捉えることもある（カナダ、中国、シンガポール）
- 他方、ピンポイントで進出対象国を選出し、支援を集中させようとする動きも見られ、各国・地域の戦略の相違が読み取れる。（フランス、メキシコ）

ポイント２：
どのような特徴がある国・地域であるかを事前に確認させ、備えを促している

総合的な進出支援
- ✓ プロセ支援プログラム（米国）
- ✓ IP ツールボックス（米国）
- ✓ IP に適した資金調達プログラム（カナダ）
- ✓ 地域知識財産センター（韓国）
- ✓ グローバル IP スター企業の育成プログラム（韓国）
- ✓ グローバル技術革新 IP 戦略開発事業（韓国）
- ✓ 海外知識財産センター（IP-DESK）運営（韓国）
- ✓ 東南アジア及び南アジアにおける知的財産権の活用に関する情報サイト（台湾）
- ✓ Brevetti+, Marchi+, Disegni+（イタリア）
- ✓ IP Trade Portal（デンマーク）
- ✓ IP-Marketplace（デンマーク）
- ✓ Tmview（デンマーク）
- ✓ ASEAN Patent Examination Co-operation (ASPEC)（シンガポール）
- ✓ Inter Lab（タイ）
- ✓ 海外展開支援プロジェクト　PROMEXICO（メキシコ）
- ✓ ロシア輸出センター（Russian Export Center）による専門家支援　（ロシア）

・ 進出意向の強い国・地域に関する特徴や留意点について、現地事務所を開設するなどして総合的な情報収集や特徴把握を行っている国・地域が複数ある。（韓国、デンマーク、ロシア）
・ また、海外情報をポータルサイトで提供し、まず、域内に居ながら進出国の情報に事前に触れる環境を準備している国・地域も複数ある。（米国、カナダ、イタリア、デンマーク、シンガポール、メキシコ）

以上より、多く国・地域において、**「展開先の国・地域を指定した支援プロジェクト」**を進め、利用者である中小企業などのニーズを捉えた支援施策の充実を図ろうとしていることがうかがえる。

ポイント３：
テーマをより絞り込んだ施策の利用を通じて、海外展開の目的意識をより明確にさせる効果も期待されている

より一層テーマを絞った支援（リスクヘッジ支援、特定国・地域、特定業界保護）
- ✓ 海外展開におけるリスク排除施策（中国）
- ✓ 国際知財権紛争防止コンサルティング支援事業（韓国）
- ✓ 東南アジア及び南アジアにおける知的財産権の活用に関する情報サイト（台湾）
- ✓ INPI による海外模倣品対策（フランス）
- ✓ China-Russia-Brazil Help desk（イタリア）

✓ FinTech Fast Track　フィンテックファストトラック　(FTFT)（シンガポール）
✓ Market Readiness Assistance (MRA) Grant(市場準備支援（MRA）交付金)（シンガポール）
✓ スタートアップ知的財産権保護スキーム（インド）
✓ エレクトロニクスおよび IT の国際特許保護支援（インド）
✓ ハリスコ州知的財産推進プログラム PROPIN（メキシコ）
✓ 海外展開を目指す企業に対する知的財産費用の減免（ロシア）

・ 海外進出にあたり想定するべきリスクを理解し、必要な対策を講じることへの啓発が進められている。これは、国・地域を問わず実施されており、それぞれ対象となる国・地域が異なるのみの違いとなっている。（中国、韓国、台湾、フランス、イタリア、メキシコ、ロシア）
・ 海外展開における準備段階や進出段階に必要となる対応事項は多岐にわたり、無計画な進出は避けるべきとの論調は各国・地域において共通するものであり、的確な情報入手とその活用を促すよう、テーマを絞った支援を進めようとする傾向がうかがえる。（中国、韓国、台湾）
・ 海外市場に向けたアプローチにあたり、業種や市場を明確に絞ったうえで支援施策を実施する国・地域も見られる。フィンテック事業の海外展開を企図する企業による出願審査の期間短縮など、支援対象の絞り込みによる施策活用のメリットをわかりやすく発信している。（シンガポール、インド）

以上より、多く国・地域において、**「インターナショナルブランド創出を促す施策などテーマ絞り込みが明確」**を進め、利用者である中小企業などのニーズを捉えた支援施策の充実を図ろうとしていることがうかがえる。

②　（我が国の取組と比較した）傾向や特徴

● 事例情報をもとに事前の準備事項を明確に示しリスクを極小化させる考え方を伝達している

海外展開は、大きなビジネスチャンスを得ることと同時に、様々なリスクに直面する機会も増加する。このため、リスクを理解し、迅速かつ柔軟に対応していくことが重要となる。特に、知的財産面で無準備なまま海外展開を行うことは様々なトラブルに巻き込まれ自らの事業維持にも影響してくるケースもあることを周知されており、例えば、韓国や台湾では、窓口機能では進出事例情報の提供に注力している。

海外市場に進出する前段階の自国・地域内での準備と同様に、進出先の国・地域での準備や内在するリスクへの認識や対策の確認、時宜を得たメリハリのある対策の実施（コストとリスクの極小化）が重要となる。特に、現地目線の具体的な情報が得られることは大変有用であり、こうした取組を一層充実させていくことは、我が国においても期待が大きな施策領域と考える。

- 海外展開の目的、ターゲットとする国・地域を明確にイメージさせている（漠然としたニーズのみの場合は支援対象としない判断も）

海外展開に対する施策利用者側のニーズは、どのようなビジネスをどの国・地域で展開するかにより千差万別である。他方、進出数の多く国・地域では、様々なケースが発生し、その対処方法も創出されていることから、海外進出の目的や対象国・地域、ビジネスの内容などのテーマに応じた支援が取り組まれ始めている。

また、海外進出することの目的をあらかじめ明確に持ってもらうことを、支援施策を通じて発信していくことは、当事者意識の高さから、中小企業などにも自分自身の問題として理解が得やすいと考えられる。

海外進出の目的や進出対象とする市場を可能な限り具体的に明示することの利用者ニーズは、我が国にも同様にあり、今後はより高まってくるものと捉え、そうした施策を充実させていくことは多くの中小企業に受け入れられるものと考える。

調査研究課題４　地域連携に係る取組

①　他の国・地域の施策の概要

ポイント１：
ツール機能や窓口機能を各地に配備して、地域性を勘案した支援を実施

ツール機能や窓口機能
- ✓ IP ツールボックス（米国）
- ✓ 知的財産道具箱（IP Toolbox）（カナダ）
- ✓ European Patent Academy（EPO）
- ✓ EUIPO Academy (EUIPO)
- ✓ 中国ブランド建設推進イニシアティブ（中国）
- ✓ 地理的表示に特化したポータルサイト（中国）
- ✓ 専利商品科教育宣伝ウェブサイト（台湾）
- ✓ 中小企業ＩＰ専門ウェブサイト（中小企業 IP 専區）（台湾）
- ✓ IP アプリ（IP Equip App）（イギリス）
- ✓ IP Health Check（イギリス）
- ✓ Search　rooms（ドイツ）
- ✓ L2PRO Project (Learn to Protect, Secure and Maximize your Innovations)（イタリア）
- ✓ IPR pre-diagnosis online tool for SMEs（イタリア）
- ✓ SME portal（スイス）
- ✓ PROPATENTA（メキシコ）
- ✓ モスクワ市プログラム「実際の費用の返済のためのモスクワ製造業者 ・ 輸出業者への助成金」（ロシア）
- ✓ 地域知識財産センター（韓国）
- ✓ 特許情報センター（patent information centers　PIZ）（ドイツ）
- ✓ First level assistance services (Helpdesk and Information Point)（イタリア）
- ✓ IP IDE Center　Techno Lab、Value Lab（タイ）
- ✓ 特許センター（CePat）（メキシコ）

- ICT を利用した支援ツールの開発は、地域レベルの支援ニーズにも合致できるような設計となっていると考える。場所を選ばずに利用できる利点を活かし、地域でも有用に活用できるコンテンツとして認知され、活用されているケースが多いと捉える。（米国、カナダ、欧州、台湾、イギリス、ドイツ、イタリア、スイス、メキシコ）
- ツール機能の利用は、エンドユーザーである地域・中小企業以外に、地域においてこうした地域・中小企業を支援する立場の機関や人材においても有用であり、そうした層に対する周知も

意識されている。（カナダ、イギリス、ドイツ、スイス）

・ 地域センター（窓口機能）を域内随所に配置している国・地域において、単なる出先機関ではなく、地域ニーズに対応した独自性ある取組を展開していく動きも見られる。（韓国、タイ、メキシコ）

以上より、多く国・地域において、**「地域で使い勝手のよい基盤サービスを提供」**を進め、利用者である中小企業などのニーズを捉えた支援を通じて地域経済の活性化を図ろうとしていることがうかがえる。

ポイント２：
地域における人材の確保・育成を重視（知財庁（中央）は常に後見としてサポート）

地域で活躍する人材を確保
✓ 特許プロボノ・プログラム(米国)
✓ Patent Box（カナダ）
✓ 知的財産サービス産業の振興策（中国）
✓ 地域知識財産センター（韓国）
✓ IP 礎（ティディムドル） プログラム（韓国）
✓ IP 翼（ナレ） プログラム（韓国）
✓ グローバル IP スター企業の育成プログラム（韓国）
✓ 客庄特産品ブランド保護制度（台湾）
✓ クリエイティブライフネットワーク（創意生活網）（台湾）
✓ 台湾創新（イノベーション）技術博覧会（台湾）
✓ IP Master Class（イギリス）
✓ INPI アカデミー（フランス）
✓ 知的財産関連教育プログラムの研究機関（IEEPI）（フランス）
✓ 大学と公的技術移転機関の増強を目的とした財政支援策（イタリア）
✓ Veneto Innovazione（イタリア）
✓ t2i（イタリア）
✓ ヴォー州（ローザンヌ） 知的財産権取得助成 （スイス）
✓ Patent Box（スイス）
✓ メキシコ州における工業所有権の保護の促進のためのプログラム（メキシコ）
✓ ハリスコ州知的財産推進プログラム PROPIN（メキシコ）
✓ Dirección de Propiedad Intelectual e Industrial 知的財産および財産管理（メキシコ）
✓ 特許センター（CePat）（メキシコ）

・ 知財専門家の多くは、自身のマーケットに近接する都市部に多く存在していることは、我が国

と類似している。このため、地域に対する知財専門家の派遣事業を通じ、地域における支援人材の確保や育成を図り、地域での活動を活発なものにしていこうとする動きが見られる。（米国、カナダ、中国、韓国、台湾、イギリス、フランス、メキシコ）

・ 地域センター（窓口機能）を域内随所に配置している国・地域において、政府が実施する各種事業の受け皿機能を発揮し、地域の知財専門家や支援機関とのネットワークを構築しつつ、事業推進を図る動きもみられる。こうした動きは、地域における支援人材の育成にもつながると期待される。（韓国、メキシコ）

・ 地方自治体が独自で推進する事業には、多くの地元専門家や支援機関、研究機関が関与することになり、地域における知識と知恵のネットワーク構築につながることも期待される。（イタリア、スイス、メキシコ）

以上より、多く国・地域において、**「地域独自の取組についてバックアップ」**を進め、利用者である中小企業などのニーズを捉えた支援を通じて地域における支援体制の充実を図ろうとしていることがうかがえる。

② （我が国の取組と比較した）傾向や特徴

● 地域の独自性の発揮に必要な支援リソースを提供し、自立化を促している

中小企業向け支援施策の多くは、中央政府（知財庁）が実施主体となっている。ただし、今回の調査対象国・地域において、地方自治体が独自の産業財産推進プログラムを展開している事例が確認でき、そのプロジェクトに地域内外の支援人材や機関が関与している現状が把握できた。

こうした地域内の体制は、地域・中小企業にとって、身近な存在として支援人材を認知することができ、地域の実情に応じた支援を受けつつ、成長を目指すことができるものとなっている。また、支援する側においても、地域特性を踏まえた取組を推進する体制を確保することにつながり、独自性のある地域発展を目指すことにもつながると期待できる。

なお、各国・地域の知財庁は、こうした地域独自の体制に対して、自立した運営がなされるように協力・後援する立場にあることが多く、我が国においても今後の施策推進の持続可能性を高めるうえでも重要な検討事項と考えられる。

● 実績豊富な専門家を地域へ派遣し、地域内の支援人材に対する OJT を実施している

地域における自立的な知的財産関連施策の実施にあたり、担い手の確保が問題となってくる。これは、我が国に限らず、他国・地域にも共通の課題と考えられる。都市部に集中している知財専門家を分散させることは現実的ではなく、こうした専門家を地域へ派遣するスキームを通じて、地域における支援機能の充実を図るほか、同様の支援サービスを担うことができる専門家や機関、

事業者を地域に確保していくことは重要と考えられる。

なお、支援人材の育成について、地域性を鑑みたカスタマイズが重要であり、地方自治体の独自性の高い取組に対して中央（特許庁）が後押しする（できる）仕掛け・仕組みが重要であり、地域に対する OJT として人材育成、支援ネットワーク充実などにつなげていくことも重要と考える。

調査研究課題５　支援人材確保・ 育成

① 他の国・地域の施策の概要

ポイント１：
各国・地域のアカデミープロジェクトは、専門家育成が中心ではあるが、希望する経営者などの受講を認めるなど利用者ニーズに柔軟に対応

各国・地域の専門家・支援人材の育成・教育プログラム
- ✓ ロースクールクリニック認定プログラム（米国）
- ✓ 知的財産道具箱（IP Toolbox）（カナダ）
- ✓ 知的財産サービス産業の振興策（中国）
- ✓ 専利力及び専利価値強化のための企業支援（台湾）
- ✓ 知的財産研修学院（台湾）
- ✓ 智慧財産局の地域窓口における定期講座（台湾）
- ✓ IP Master Class（イギリス）
- ✓ INPI アカデミー（フランス）
- ✓ 知的財産関連教育プログラムの研究機関（IEEPI）（フランス）
- ✓ L’Esperto Risponde（イタリア）
- ✓ IP ValueLab（シンガポール）
- ✓ Master of IP and Innovation Management（シンガポール）
- ✓ The Professional Conversion Programme for Intellectual Property Professionals (IP-PCP)（シンガポール）
- ✓ SkillsFuture Study Award（シンガポール）
- ✓ スタートアップ知的財産権保護スキーム（インド）
- ✓ 対話型セミナー／ワークショップ（インド）
- ✓ 技術ブローカー教育訓練コース（ロシア）

- 知財専門家の活動をサポートすることを目的に含めた情報・ツール提供も実施されている。（カナダ、イギリス、フランス、シンガポール、ロシア）
- 知財専門家のスキルアップのモチベーションに応えるプログラムや仕組みが採用されている。修了証授与のインセンティブや支援スキルの標準化を図るなど多様な取組が実施されている（米国、フランス、中国）
- 知的財産初心者から裁判官まであらゆる対象者に対応した知的財産研修アカデミーが存在。アカデミーでの教員確保・育成が立ち上げ段階での課題となった。（台湾）
- 専門家向けのプログラム（アカデミー事業など）について、中小企業経営者などが受講を申し込むケースは少なくない。こうしたニーズに柔軟に対応している（シンガポール）

・ 政府施策の利用促進を担う存在として位置づけがなされており、専門家（弁理士・弁護士）に対する各種支援事業への参加要請により、支援体制の拡充を図っている（韓国）

以上より、多く国・地域において、**「幅広い専門家に対する学びの場を提供」**を進め、地域・中小企業における知的財産活動を支える支援人材の確保・育成に努めていることがうかがえる。

ポイント２：
民間サービスに関する強化策を国・地域が実施（一定の水準を確保）

知的財産サービス産業に対する支援
✓ 知的財産サービス産業の振興策（中国）
企業における知的財産活動の手順を標準化し、その標準化された手順を準拠・参照してもらうことで、全国の企業に対して知的財産活動の高度化を図るもの。
ここでの知的財産活動とは、製品開発、研究開発、調達、生産、販売・アフターセールスなど事業活動全般を対象に、知的財産権の取得・維持・活用・保護を行うことを指す。

支援人材活用の活性化
✓ 外部専門家活用のコストの一部を国が負担することで、企業側の専門家に対する敷居が低くなったとする評価がある（フランス・イタリア）
✓ 専門家派遣で得られる効果をオンラインで利用できるようパッケージ化する動きがある（イタリア）

・ 民間知的財産サービスの利用に対して、補助金を交付するスキームが存在。利用できる事業者はサービス企業群として認定されており、認定企業には一定のサービス水準が求められる（中国）
・ 専門家活用を促進する目的として、中小企業の抱える課題解決に関わってもらうことのみならず、知財専門家がどのようなことに対応できるのかを認知してもらううえでも有用とする指摘がある。（フランス、イタリア）

以上は、一部の国・地域において実施が進められている施策となるが、民間サービスの水準を高めていくことが国・地域全体の知的財産水準を高めることにつながることを狙い取組が推進されている。このように、**「知的財産サービス産業の活性化」**を進め、自国・地域全土に支援人材を確保していくことに努めようとしている現状がうかがえる。

② （我が国の取組と比較した）傾向や特徴

- 専門家向けの講習への経営者などの参加を認め、知的財産と経営を結びつける互学互修の場を創出している

中小企業向け支援施策の多くは、知財専門家がメンバーとして参加しているケースが各国・地域共通であった。この知財専門家について、実践的な知識や経験が求められてくるとして、スキルアップの機会が提供され、研鑽を積みたいと考える人材のニーズに対応している。

知的財産アカデミー事業はほとんどの国・地域において実施されている施策であるが、その運用方法や受講条件などについては差異がある。専門家のみを集める集合研修方式、小グループでのグループワーク方式、e-ラーニングによる遠隔受講、ICT を利用した教材活用など、幅広い。期待される効果はそれぞれであり、複数を組み合わせて受講効果を高めるように設計されているものもある。

また、受講者を幅広く受け入れているケースも少数ではあるが確認できた（台湾、シンガポール）。これは、知財専門家と中小企業経営者が同じ場で修学する機会となるもので、知財専門家は経営者の思考を知り、経営者は知的財産経営のポイントを知る機会となり、相互理解を深める効果が期待されている。

- 支援人材の水準を維持・向上させる仕組みを設けている

支援人材の育成にあたり、その人材がどのようなスキルアップを図っていくことが求められるのかを見える化していくことが有用と考えられる。また、利用者に対して、知財専門家に対する認知度を高めるような取組を業界自ら実施することが必要だとする指摘があった（ヒアリング調査にて）。

これは、知財専門家を活用することのメリットや効果を理解してもらうことが先決であり、無料派遣や一部費用助成などの手法が各国・地域で実施されている。こうした専門家に関する認知度や活用促進に資する支援は、我が国においても同様のニーズがあるものと捉え検討していくべき事項だと考えられる。

（２） 我が国での施策検討にむけて（持つべき共通認識）

① 各国・地域で展開されている施策の共通項の抽出に向けて

本調査では、5 つの調査研究課題に関して、各種調査を行い、海外における支援施策について傾向や特徴を把握した。

各国・地域の中小企業などに対する支援施策の傾向や特徴を踏まえ、我が国における今後の施策の検討に活かしたり、現行の施策を改善する差異のヒントに利用したりできる共通項を他国・地域の事例に求め、我が国に馴染むものであるかの分析を行った。

・　前述した各国・地域の施策の概要および傾向や特徴と、我が国の支援施策との比較より、国・地域により目的などが共通の施策を実施しているケースと、全く異なる考え方で施策を実施しているケース、また、それらが組み合わさっているケースが確認できた。 ・　多くの施策は我が国において既に実施しているもしくはこれまで実施してきた施策も多かった。このことは、我が国が中小企業に対する支援の取組を着実に発展させ、内容を充実させてきた結果と捉えることができる。 ・　しかし、これまで同施策分野において先行してきた我が国にあっても、今後の一層の施策進展を目指すにあたり、活用ニーズが見込め、今後の発展可能性（伸びしろ）のある施策を、他国・地域の取組事例から浮かびあがらせることは重要と考える。 ・　このため、我が国とは異なる発想や手法を採用していたり、我が国でも利用ニーズが見込まれ発展可能性高いと期待される施策（伸びしろのある施策）について、我が国での採用可能性を分析した。

②　共通する傾向や特徴に関する分析

各国・地域の傾向や特徴から共通する視点を抽出した。「利用者目線による支援」「訴求力・メリハリのある支援」「地域・業界との連携」の３つを共通する視点として抽出できると考え、我が国の施策との整合性（我が国に馴染むかどうか）や、検討にあたっての留意点について整理を行った。

調査対象国・地域のほぼ全ての国・地域において、「利用者目線」による支援が実施されていることは共通していると考える。また、限られた支援資源を有効活用するため「訴求力・メリハリのある支援」を目指していることも共通している。他方、知財庁を中心に施策が実施されている国・地域がある一方で、地方政府や関係機関による支援が充実している国・地域もあり、こうした動きを前進させる「地域・業界の連携」も共通項に含めて考えていくことは有用と捉えた。以降は、この３つに集約して検討を行っていく。

図表 IV-1 ：共通する視点

中小企業などの利用者目線に沿った施策を充実させていく	利用者目線による支援を重視する傾向は、調査対象国・地域のほぼ全てにおいて共通している視点と考える。 ・　情報提供や学習ツールの提供にあたり、利用者の特性を捉えたものを目指すなど、**利用者属性に応じて選択でき、使い勝手のよい施策を提供**していく動きが多数みられる。 ・　**新たなテーマ設定・コンセプトによる支援施策の展開**がなされ、知的財産の所有・有効活用を促す**『呼び水』的な施策も多数の国・地域で実施**されている（例：減免以外の経済的支援）。

	・ 事例情報をもとに事前の準備事項を明確に示しリスクを極小化させる考え方を伝達するなど、利用者にとって施策利用目的がわかりやすく提供されている。 ・ 専門家とのコミュニケーションの機会を提供し、利用者が求める知的財産と経営を結びつけるための知識を得る機会を創出している。
支援対象・テーマなどを絞り込み訴求力・メリハリある支援を行う	限られた支援資源を有効活用するため「訴求力・メリハリのある支援」を目指していることは共通している。 ・ 多様な手段・媒体を組み合わせるなど、情報発進力のある方法の採用や催事を通じた啓発機会を確保している。 ・ 国・地域の最上位の施策として、新産業創出と知財活用をからめて強化する新たな発想にもとづく中小企業支援施策の展開が顕著である。 ・ 進出先をあらかじめ指定してリスクヘッジの視点から支援を充実させるなど、事前の準備事項を明確に示し海外展開の目的、ターゲットとする国・地域を明確にイメージさせている。 ・ 地域の独自性を発揮するにあたり必要となる支援リソースを提供し、自立化を促している。
地域主導・自立支援型の施策を充実させる地域・業界の連携を促す	知財庁を中心に施策が実施されている国・地域がある一方で、地方政府や関係機関による支援が充実している国・地域もあり、こうした動きを前進させる「地域・業界の連携を促す施策」も含めて考えていくことは有用である。 ・ メディアに取り上げられやすい大規模な催事とのタイアップにより、訴求効果の高い啓発活動を地域発の取組として展開している。 ・ 専門家や民間事業者に対する期待が大きく、知的財産に関するサービス産業市場の育成へつなげる動きがある。 ・ 実績豊富な専門家を地域へ派遣し、地域内の支援人材に対するOJTを実施している。 ・ 支援人材の水準を維持・向上させる仕組みを設けている。

（３） 重点的に検討するべき事項

新たな施策検討に向け、我が国において重点的に検討するべき事項について、３つの共通する視点を踏まえ、重点的に検討するべき課題について整理を行った。他の国・地域の事例を参考にしつつ、留意点を整理するとともに現状認識を踏まえた施策検討のイメージを整理している。

① 中小企業などの利用者目線に沿った施策を充実させていく

視点１．想定する利用者（地域・中小企業など）に、施策情報を適切に伝えることが重要。
留意点： 施策情報を的確に伝え、利用者自ら選択できるよう工夫を施す
【現状認識】 ・ 国・地域の規模を問わず、ICT 利活用による支援サービスの高度化や効率化（モジュール化）は共通している。 ・ ただし、一方通行の情報提供に留まらず、啓発段階から知財活用促進段階までの利用者ステージに応じた支援サービスへのアクセス性の改善や双方向性の確保を図っている国・地域が複数ある。 【施策の検討にあたって】 カナダ「IP Toolbox」、イギリス「IP Health Check」などは、利用者の特徴に応じたオーダーメイド的な施策情報の提供がなされており、また、スイス「Help for SMEs」ではコンタクトセンターによる双方向サービスが提供されている。 我が国でも、利用者の利便性を高める最適な施策情報の伝達手法を検討することは取り入れるべきと考える。 その際、単なる情報集約に終わらずに、企業のビジネスの成長段階により提示されるメニューが変動したり、複数の施策の組み合わせを提案する機能が利用できたり、あわせて活用可能な地元の知財専門家を案内してくれるなどのサービスを自ら選択できることは我が国にも馴染むものと考える。

＜参考事例＞

カナダ「IP Toolbox」は、カナダの Innovation and Skills Plan で特定された高成長中小企業や優先分野に知的財産情報を提供するため、幅広いパートナーとパートナーシップを構築し、当該サービスのコンテンツ開発を行っている。対象を絞ったうえでコンテンツを充実していくことは取り組みやすく、我が国の施策を進展させることにつながると考える。また体制を充実させることは、我が国においても効果的であり、これまで連携関係にある機関との関係強化の手段としてコンテンツ開発を位置づけることも馴染みやすいと考える。

イギリス「IP Health Check」は、オンラインでの簡単な質問に回答することで、知的財産保護に向けて推奨される行動ポイントとその理由、実際の行動に移るためのガイダンス、有用な情報源、ウェブサイトなどへのリンクが記されたレポートが作成される双方向の仕掛けである。こうしたサービスは我が国には見られないものであり、利用者にとっても今後の行動がイメージできることから有用と考えられる。こうしたオンラインでの双方向サービスについてニーズは潜在していると捉え、こうしたオンラインでの双方向サービスのニーズは潜在しているため、想定する利用者をスタートアップや二次創業の経営者に絞り（小さく始めて）検証する方が取り組みやすいと考える。

スイス「Help for SMEs」は、中小企業が知的財産権について必要とする情報をコンタクトセンターのスタッフが電話または e-mail にて回答している。また、ウェブサイトを通じて情報提供を行っている。この段階で「抱えている課題に対して助言する」という概念は薄く、「施策情報の入手をサポートする」という観点で人員・体制を確保している点は我が国が見過ごしている特徴ではないかと考える。

② 支援対象・テーマなどを絞り込み訴求力・メリハリある支援を行う

視点２．支援テーマ・対象についてメリハリある施策を展開することが重要。
留意点：　利用者の「目的意識」に同調する施策の拡充を図る
【現状認識】 ・　各国・地域の産業振興施策トレンドは、「スタートアップ」「イノベーション促進」を通じて新産業を創出させるものであり、支援対象（ターゲット）を絞り込み、支援を通じて実現させたいゴールは明確である。また、知的財産面の支援もそれに同調して変化している。 ・　支援対象やテーマ・分野を絞り込み、3-5 年の中期的な視点から集中的に支援を実施させる国・地域は多く、これまでの中小企業全般に対し実施される支援施策にはないコンセプトと捉えることができる。 【施策の検討にあたって】 「スタートアップ」「イノベーション促進」に係る支援施策は、欧州諸国（ドイツ「ZIM（Zentrales Innovationsprogramm Mittelstand）」、フランス「France Brevets」、イタリア「t2i」）で先行しているほか、アジア諸国（シンガポール「Master of IP and Innovation Management」、「FinTech Fast Track　フィンテックファストトラック　(FTFT)」、タイ「Idea Lab」、インド「エレクトロニクスおよび IT の国際特許保護支援」）も強化されている。 我が国においてもこうしたテーマに対する支援ニーズも一定以上あり、特許庁としても取組

を始めたところであるが引き続き注目するべきである。既存施策の要件を見直すのみで実施できることから、我が国の施策を発展させる視点でも馴染むものと考える。

また、これらの関心層は知財活用意欲も高く、施策の充実が知的財産制度活用促進に直結することも期待できると考える。

知財専門家の活躍の場を提供している国・地域も多く、企業の成長や変化に立ち会うべく支援企業に対する専門的なフォローアップを中期的（3-5 年後の成果を捉える）視点で実施することは我が国にも馴染むものと考える。

＜参考事例＞

ドイツ「ZIM （Zentrales Innovationsprogramm Mittelstand）」は、発明がマーケットに上市されるまでのプロセスの中で、マーケットに一番近い段階の研究開発を対象として資金を提供するプログラム。中小企業は大企業と共同研究する場合や、国際的な共同開発の促進も目的としている。補助要件を柔軟に設定できるようにしており、より注力させる対象を絞り込むなどの運用面の工夫を行っている。

フランス「France Brevets」は、有望な知的財産を有しているスタートアップ企業などに対して、３段階の支援メニューを提供して、段階的にライセンス供与の実現までリードしていくプログラム。第１フェーズは、有望な知的財産の特定を行う。企業は、IP ポートフォリオの構築・強化を目的として２年間定額で融資を受け、知的財産権（主に特許権）の取得に係る費用や専門家の活用費用に充てることができる。IP ポートフォリオの構築・強化は、事業の価値向上へと繋がり、新たな投資・融資を通じた資金調達の課題解決にも寄与する。第２フェーズは、ポートフォリオの評価や戦略づくり、リスクの同定などを行い、対象企業の IP ポートフォリオを構築・強化していくための支援である。最後のフェーズは、企業の保有している知的財産権をライセンスする際に、FB が代理人としてライセンスを受ける側との間に立ち、契約をまとめるほか、FB が特許をマネジメントすることもある。近距離無線通信技術（NFC）に関する特許権侵害を行った韓国 LG に対してライセンスした事例がある。

イタリア「t2i」は、ヴェネト州内の商工会議所が設立した民間企業が、技術移転の支援及び欧州の研究開発資金の紹介を行い、地域の中小企業をサポートするサービスを提供。知的財産の観点からは、無料で知的財産監査(IP audit)や権利保護などの知財戦略に係るアドバイスや、新規性調査を請け負う。知的財産監査から、技術移転支援に発展することもあり、様々な支援メニューが連携している。特許取得のみを目的としておらず、経営の中で知的財産を効果的に活用するためのサポートに徹している。資金調達のサポートとしては、資金援助は実施していないが、欧州連合や国の公的なファンドを紹介している。

シンガポール「Master of IP and Innovation Management」は、IPOS 参加の IP アカデミーでは、シンガポール社会科学大学と共同で知的財産およびイノベーション管理のマスター認定制度

を開発。MIPIM プログラムは、シンガポールで提供される IP およびイノベーション管理における最初で唯一の大学院プログラムとなっている。このプログラムは高度なスキルを身につけ、イノベーションライフサイクルのさまざまな段階で企業を支援することができる次世代の知財専門家、例えば弁理士、知的財産管理および知的財産技術の専門家を育成することを目的としている。

タイ「Idea Lab」は、 商務省知的財産局傘下の IP IDE Center において展開されている４つの支援のうちの１つであり、起業家に対して知的財産の観点からの伴走型支援を行う。

シンガポール「FinTech Fast Track　フィンテックファストトラック　(FTFT)」は、FinTech の特許出願のためのファイルから付与までのプロセスを 6 か月間で実施するもの。
シンガポールでの FinTech イノベーションの成長を支援することと、企業が自社の製品やサービスをより迅速に市場に出して商品化することを可能にするもの。 企業はこの迅速化されたサービスを利用して、グローバルに特許保護を取得することができる。

インド「エレクトロニクスおよび IT の国際特許保護支援」は、 エレクトロニクスと IT に関するイノベーションを促進するため、中小企業とテクノロジースタートアップに対する国際特許出願の補助を行う。

③ 地域主導・自立支援型の施策を充実させる地域・業界の連携を促す

視点３．地方主導の取組を創出し、自走できる体制の構築を支援することが重要。
留意点：　「地域性」を捉え、支援施策の充実を図る
【現状認識】 ・　日本のように中央集権型での中小企業支援が実施されていない他の国・地域（連邦制家：ドイツ、スイスなど）では、地方政府が独自性を発揮して、地域課題の解決に知的財産を活用しようとしているケースが目立つ。 【施策の検討にあたって】 カナダ「ケベック州」、スイス「ヴォー州（ローザンヌ）」、メキシコ「メキシコ州」や「ハリスコ州」では地方政府が独自の施策を展開している。中小企業などを支援することについて、我が国において独自施策を展開できているケースは限られる。ただし、他国・地域での現状をあらためて地方に向けて発信し、中小企業支援や新産業創出と知的財産を関連させる施策について提案して、関心はあるが具体策を有していない地域を掘り起こしていくことは必要と考える。 その際、地域が独自に取り組む施策をブラッシュアップさせるための情報やネットワーク（知

恵者による助言など）を提供していくことは我が国にも馴染むものと考える。

＜参考事例＞

カナダ「ケベック州　パテントボックス税制」は、カナダでの知的財産の商業化への支援に対する業界ニーズに応えることを目的に地元企業に対する税率軽減をインセンティブとするパテントボックス税制を導入したもの。州で開発・登録された特許による製品を販売するケベック州のイノベーション企業（DIMC）は、その特許に起因する製品の収益に対する地方法人税率の軽減（11.8%→4%）を受けることができる。同州での研究開発で生み出された特許であることを証明する必要がある（特許出願前の 5 年間に研究開発費が投入されていることなど)。

スイス「ヴォー州（ローザンヌ）知的財産権取得助成」 は、中小企業・スタートアップの知的財産権取得を支援するプログラム。経済発展のための支援に関する法律によって定められた法的枠組みに合致していることが条件となっている。明確に定めた事業戦略の一環として特許を取得する企業に対して助成金を支給するもので、助成金の用途としては、特許性調査、特許出願（国際出願含む)、国内段階における特許登録と権利化促進が中心となっている。

メキシコ「メキシコ州」では、工業所有権の保護の促進のためのプログラムとして開発された発明・知的財産の保護を促進している。IMPI によって提供される各種サービスの利用料金支払いの 100%を補填するもの。5 年間の特許権維持費用がまかなわれるなど、中期的な事業活動におけるコスト抑制につながるものとなっている。同じく、メキシコのハリスコ州では、ハリスコ州　知的財産推進プログラム PROPIN を実施している。州の特許出願数・登録数を増やすための戦略と基本的な行動を確立し、知的財産権の保護を促進している。技術への投資をサポートし、発明特許情報および実用新案の利用を促進、競争力を高めるために企業および個人に特許および実用新案の取得を助言することも含まれる。大学、リサーチセンター、中小企業、起業家、独立系発明者を対象に、公費や専門家報酬、その他の知的財産権保護に関連する費用を助成している。

資料編

１．海外の中小企業等支援施策の概要

文献や質問票などで確認した施策を一覧で整理をした。

分類上最も多かった分類は「知財活用を促進させるためのその他の支援施策」93 施策あり、次いで「知財裾野拡大に向けた普及活動」の 48 施策であった。件数の多寡で施策分類の重要度を論じることは適切ではないものの、施策数は利用ニーズに応じ複数のメニューを準備されていると想定した場合に、その施策のニーズの多寡を表しているものと分析する。

	施策分類	施策名（国名）
1	知財裾野拡大に向けた普及活動 （掲載数　50） 【内訳】 米国 1 カナダ 3 欧州 2 中国 3 韓国 10 台湾 8 イギリス 5 ドイツ 3 フランス - イタリア 3 スイス 2 デンマーク - シンガポール - インド 3 タイ - インドネシア 1 メキシコ 6 ロシア -	✓ 特許プロボノ・プログラム（米国） ✓ 知的財産道具箱（IP Toolbox）（カナダ） ✓ IP Bank of Speakers（カナダ） ✓ パテントコレクティブパイロットプログラム（カナダ） ✓ European Patent Academy（EPO） ✓ EUIPO Academy （EUIPO） ✓ 中央政府や地方政府による出願補助金（中国） ✓ 審査期間の短縮（中国） ✓ 知的財産管理や技術移転に関する標準化（中国） ✓ 地域知識財産センター（韓国） ✓ IP 礎（ティディムドル） プログラム（韓国） ✓ IP 翼（ナレ） プログラム（韓国） ✓ グローバル IP スター企業の育成プログラム（韓国） ✓ グローバル技術革新 IP 戦略開発事業（韓国） ✓ 知的財産活用戦略支援事業（韓国） ✓ 企業の知的財産実務人材養成事業（韓国） ✓ IP 人材育成事業（韓国） ✓ 知的財産経営認証（韓国） ✓ 特許審判-国選代理人制度（韓国） ✓ 専利力及び専利価値強化のための企業支援（台湾） ✓ 国家発明創作賞（台湾） ✓ 知的財産研修学院（台湾） ✓ 智慧財産局の地域窓口における定期講座（台湾） ✓ 専利商品科教育宣伝ウェブサイト（台湾） ✓ 中小企業ＩＰ専門ウェブサイト（中小企業 IP 専區）（台湾） ✓ 「ブランド台湾発展プロジェクト」プラットフォーム（品牌

		台湾発展計畫）（台湾） ✓ 「ブランドマネジメント企業目録」（品牌管理顧問公司名錄）（台湾） ✓ ｅラーニングツール（IP Equip）（イギリス） ✓ IP アプリ（IP Equip App）（イギリス） ✓ IP Health Check（イギリス） ✓ IP Master Class（イギリス） ✓ Business & IP Centre（イギリス） ✓ WIPANO-特許及び規格による知識・技術移転（ドイツ） ✓ 特許情報センター（patent information centers　PIZ）（ドイツ） ✓ Search　rooms（ドイツ） ✓ First level assistance services　（Helpdesk and Information Point）（イタリア） ✓ L2PRO Project　（Learn to Protect, Secure and Maximize your Innovations）（イタリア） ✓ IPR pre-diagnosis online tool for SMEs（イタリア） ✓ SME portal（スイス） ✓ Help for SMEs（スイス） ✓ スタートアップ知的財産権保護スキーム（インド） ✓ 知的財産権に関する意識向上プログラム（インド） ✓ 対話型セミナー／ワークショップ（インド） ✓ 商標等登録料減免による権利化促進（インドネシア） ✓ メキシコ州における工業所有権の保護の促進のためのプログラム（メキシコ） ✓ ハリスコ州知的財産推進プログラム PROPIN（メキシコ） ✓ PROPATENTA（メキシコ） ✓ Dirección de Propiedad Intelectual e Industrial　知的財産および財産管理（メキシコ） ✓ 特許センター（CePat）（メキシコ） ✓ IMPI 主催セミナー・ワークショップ（メキシコ）

2	知財を活かした海外展開支援 （掲載数　28） 【内訳】 米国 2 カナダ 1 欧州 - 中国 1 韓国 5 台湾 1 イギリス - ドイツ - フランス 1 イタリア 2 スイス - デンマーク 3 シンガポール 5 インド 2 タイ 1 インドネシア - メキシコ 2 ロシア 2	✓ プロセ支援プログラム（米国） ✓ IP ツールボックス（米国） ✓ IP に適した資金調達プログラム（カナダ） ✓ 海外展開におけるリスク排除施策（中国） ✓ 地域知識財産センター（韓国） ✓ グローバル IP スター企業の育成プログラム（韓国） ✓ グローバル技術革新 IP 戦略開発事業（韓国） ✓ 海外知識財産センター（IP-DESK）運営（韓国） ✓ 国際知的財産権紛争防止コンサルティング支援事業（韓国） ✓ 東南アジア及び南アジアにおける知的財産権の活用に関する情報サイト（台湾） ✓ INPI による海外模倣品対策（フランス） ✓ Brevetti+, Marchi+, Disegni+（イタリア） ✓ China-Russia-Brazil Help desk（イタリア） ✓ IP-Marketplace（デンマーク） ✓ Tmview（デンマーク） ✓ IP Trade Portal（デンマーク） ✓ FinTech Fast Track　フィンテックファストトラック（FTFT）（シンガポール） ✓ 12 Months File-to-Grant（シンガポール） ✓ Patent Prosecution Highway　特許審査ハイウェイ（PPH）（シンガポール） ✓ ASEAN Patent Examination Co-operation （ASPEC）（シンガポール） ✓ Market Readiness Assistance （MRA） Grant（市場準備支援（MRA）交付金）（シンガポール） ✓ スタートアップ知的財産権保護スキーム（インド） ✓ エレクトロニクスおよび IT の国際特許保護支援（インド） ✓ Inter Lab（タイ） ✓ ハリスコ州知的財産推進プログラム PROPIN（メキシコ） ✓ 海外展開支援プロジェクト　PROMEXICO（メキシコ） ✓ 海外展開を目指す企業に対する知的財産費用の減免（ロシア） ✓ ロシア輸出センター（Russian Export Center）による専門家支援 （ロシア）

3	支援人材の確保・育成に関する支援 （掲載数　17） 【内訳】 米国 1 カナダ 1 欧州 - 中国 1 韓国 - 台湾 3 イギリス 1 ドイツ - フランス 2 イタリア 1 スイス - デンマーク - シンガポール 4 インド 2 タイ - インドネシア - メキシコ - ロシア 1	✓ ロースクールクリニック認定プログラム（米国） ✓ 知的財産道具箱（IP Toolbox）（カナダ） ✓ 知的財産サービス産業の振興策（中国） ✓ 専利力及び専利価値強化のための企業支援（台湾） ✓ 知的財産研修学院（台湾） ✓ 智慧財産局の地域窓口における定期講座（台湾） ✓ IP Master Class（イギリス） ✓ INPI アカデミー（フランス） ✓ 知的財産関連教育プログラムの研究機関（IEEPI）（フランス） ✓ L’Esperto Risponde（イタリア） ✓ IP ValueLab（シンガポール） ✓ Master of IP and Innovation Management（シンガポール） ✓ The Professional Conversion Programme for Intellectual Property Professionals （IP-PCP）（シンガポール） ✓ SkillsFuture Study Award（シンガポール） ✓ スタートアップ知的財産権保護スキーム（インド） ✓ 対話型セミナー／ワークショップ（インド） ✓ 技術ブローカー教育訓練コース（ロシア）

4	地域創成（地方側の視点からの地域施策）に関する支援 （掲載数　23） 【内訳】 米国 1 カナダ 1 欧州　- 中国 2 韓国 4 台湾 3 イギリス　- ドイツ 1 フランス　- イタリア 4 スイス 2 デンマーク　- シンガポール　- インド　- タイ　- インドネシア　- メキシコ 4 ロシア 1	✓ 特許プロボノ・プログラム（米国） ✓ Patent Box（カナダ） ✓ 中国ブランド建設推進イニシアティブ（中国） ✓ 地理的表示に特化したポータルサイト（中国） ✓ 地域知識財産センター（韓国） ✓ IP 礎（ティディムドル）　プログラム（韓国） ✓ IP 翼（ナレ）　プログラム（韓国） ✓ グローバル IP スター企業の育成プログラム（韓国） ✓ 客庄特産品ブランド保護制度（台湾） ✓ クリエイティブライフネットワーク（創意生活網）（台湾） ✓ 台湾創新（イノベーション）技術博覧会（台湾） ✓ 特許情報センター（patent information centers　PIZ）（ドイツ） ✓ 大学と公的技術移転機関の増強を目的とした財政支援策（イタリア） ✓ First level assistance services　（Helpdesk and Information Point）（イタリア） ✓ Veneto Innovazione（イタリア） ✓ t2i（イタリア） ✓ ヴォー州（ローザンヌ）　知的財産権取得助成　（スイス） ✓ Patent Box（スイス） ✓ メキシコ州における工業所有権の保護の促進のためのプログラム（メキシコ） ✓ ハリスコ州知的財産推進プログラム PROPIN（メキシコ） ✓ Dirección de Propiedad Intelectual e Industrial　知的財産および財産管理（メキシコ） ✓ 特許センター（CePat）（メキシコ） ✓ モスクワ市プログラム「実際の費用の返済のためのモスクワ製造業者・輸出業者への助成金」（ロシア）

5	知財活用を促進させるためのその他の支援施策 （掲載数　94） 【内訳】 米国 3 カナダ 4 欧州 6 中国 3 韓国 11 台湾 12 イギリス 4 ドイツ 3 フランス 5 イタリア 11 スイス 3 デンマーク 6 シンガポール 10 インド - タイ 5 インドネシア - メキシコ 4 ロシア 4	✓ 特許プロボノ・プログラム（米国） ✓ プロセ支援プログラム（米国） ✓ 手数料の減免措置（米国） ✓ 知的財産道具箱（IP Toolbox）（カナダ） ✓ IP Bank of Speakers（カナダ） ✓ IP に適した資金調達プログラム（カナダ） ✓ パテントコレクティブパイロットプログラム（カナダ） ✓ Filing of translations and reduction of fees（欧州） ✓ （欧州連合版）IP Pre-diagnostic（欧州） ✓ IPorta, IPorta 2（欧州） ✓ European IPR Helpdesk, IPR SME Helpdesk（欧州） ✓ European Patent Academy（EPO） ✓ EUIPO Academy （EUIPO） ✓ 知的財産管理や技術移転に関する標準化（中国） ✓ 知財金融（融資、証券化、保険）（中国） ✓ 特定のビジネス領域における企業への支援（中国） ✓ 地域知識財産センター（韓国） ✓ IP 翼（ナレ） プログラム（韓国） ✓ グローバル技術革新 IP 戦略開発事業（韓国） ✓ 知的財産活用戦略支援事業（韓国） ✓ IP 事業化連係評価支援（韓国） ✓ IP 金融連係評価支援（韓国） ✓ 企業の知的財産実務人材養成事業（韓国） ✓ IP 人材育成事業（韓国） ✓ 知的財産経営認証（韓国） ✓ 特許審判-国選代理人制度（韓国） ✓ 特許共済制度（韓国） ✓ 国家発明創作賞（台湾） ✓ 知的財産研修学院（台湾） ✓ 智慧財産局の地域窓口における定期講座（台湾） ✓ 国立台湾大学法律学院科際整合法律学研究所（台湾） ✓ 「ブランド台湾発展プロジェクト」プラットフォーム（品牌台湾発展計畫）（台湾） ✓ 「ブランドマネジメント企業目録」（品牌管理顧問公司名錄）（台湾） ✓ 台湾 20 大国際ブランド交流大会（台湾 20 大国際品牌交流会）（台湾） ✓ 台湾国際ブランド価値調査（台湾国際品牌価値調査）（台

		湾） ✓ イノベーション研究発展計画における知的財産運営戦略推進弁法（台湾） ✓ SMEs IP Consulting Center（中小企業智権加値服務中心）（台湾） ✓ 台灣智慧財產管理制度（Taiwan Intellectual Property Management System, TIPS）　（台湾） ✓ 知識管理整合服務（Knowledge Management Integrated Services Information Platform）（台湾） ✓ ｅラーニングツール（IP Equip）（イギリス） ✓ IP アプリ（IP Equip App）（イギリス） ✓ IP Health Check（イギリス） ✓ Business & IP Centre（イギリス） ✓ WIPANO-特許及び規格による知識・技術移転（ドイツ） ✓ ZIM　（Zentrales Innovationsprogramm Mittelstand）（ドイツ） ✓ KMV innovative（ドイツ） ✓ INPI アカデミー（フランス） ✓ Pass PI（フランス） ✓ IP pre-diagnosis（フランス） ✓ France Brevets（FB）（フランス） ✓ チャット形式の相談窓口（フランス） ✓ IPGEST（イタリア） ✓ 大学と公的技術移転機関の増強を目的とした財政支援策（イタリア） ✓ Brevetti+, Marchi+, Disegni+（イタリア） ✓ First level assistance services　（Helpdesk and Information Point）（イタリア） ✓ L’Esperto Risponde（イタリア） ✓ China-Russia-Brazil Help desk（イタリア） ✓ L2PRO Project　（Learn to Protect, Secure and Maximize your Innovations）（イタリア） ✓ IPR pre-diagnosis online tool for SMEs（イタリア） ✓ Histrical Trademark（イタリア） ✓ Veneto Innovazione（イタリア） ✓ t2i（イタリア） ✓ Assisted Patent Search、a patent landscape analysis（スイス）

		✓ Ip-search（スイス） ✓ Start-up Coaching（スイス） ✓ IP Survey（デンマーク） ✓ IP Response（デンマーク） ✓ IP-Marketplace（デンマーク） ✓ Tmview（デンマーク） ✓ IP Trade Portal（デンマーク） ✓ デンマーク技術開発研究所（デンマーク） ✓ FinTech Fast Track　フィンテックファストトラック（FTFT）（シンガポール） ✓ 12 Months File-to-Grant（シンガポール） ✓ Patent Prosecution Highway　特許審査ハイウェイ（PPH）（シンガポール） ✓ ASEAN Patent Examination Co-operation　（ASPEC）（シンガポール） ✓ Market Readiness Assistance　（MRA）　Grant（市場準備支援（MRA）交付金）（シンガポール） ✓ IP ValueLab（シンガポール） ✓ Master of IP and Innovation Management（シンガポール） ✓ The Professional Conversion Programme for Intellectual Property Professionals　（IP-PCP）（シンガポール） ✓ IP Financing Scheme　（IPFS）（シンガポール） ✓ 知的財産開発インセンティブ（IP DEVELOPMENT INCENTIVE：IDI）（シンガポール） ✓ Rong Na プロジェクト（タイ） ✓ Patsnap, Questel, LexisNexis　（Techno Lab）（タイ） ✓ Idea Lab（タイ） ✓ Value Lab（タイ） ✓ Inter Lab（タイ） ✓ メキシコ州における工業所有権の保護の促進のためのプログラム（メキシコ） ✓ ハリスコ州知的財産推進プログラム PROPIN（メキシコ） ✓ PROPATENTA（メキシコ） ✓ Dirección de Propiedad Intelectual e Industrial　知的財産および財産管理（メキシコ） ✓ 譲歩的資金調達を含む中小企業の財源へのアクセスの増加（国家プロジェクト「中小規模の起業家精神と個々の起業家

		的イニシアティブの支援」の一部）（ロシア） ✓ 海外展開を目指す企業に対する知的財産費用の減免（ロシア） ✓ マイクログラント　スコルコヴォ（ロシア） ✓ 知財活用に係る特別税制（VAT,所得税）イニシアティブ（ロシア）

２．詳細調査対象国・地域（ヒアリング７カ国）における施策概要

今回実施したヒアリング調査などで収集した施策情報を掲載したものであり、施策分類別の整理同様に、以下の施策が同国のすべての施策を網羅しているものではない。ただし、今回のヒアリング調査を通じて回答を得たことは他の施策と比較して特徴のある施策であると分析する。施策の内容については本編を参照されたい。

	国・地域名	施策名
1	中国	✓ 中央政府や地方政府による出願補助金 ✓ 審査期間の短縮 ✓ 多元的な紛争解決の促進） ✓ 海外展開におけるリスク排除施策 ✓ 知的財産管理や技術移転に関する標準化 ✓ 知的財産サービス産業の振興策 ✓ 知財金融（融資、証券化、保険） ✓ 中国ブランド建設推進イニシアティブ ✓ 地理的表示に特化したポータルサイト ✓ 特定のビジネス領域における企業への支援
2	韓国	✓ 地域知識財産センター ✓ IP 礎（ティディムドル） プログラム ✓ IP 翼（ナレ） プログラム ✓ グローバル IP スター企業育成プログラム ✓ グローバル技術革新 IP 戦略開発事業 ✓ 知的財産活用戦略支援事業 ✓ IP 事業化連係評価支援 ✓ IP 金融連係評価支援 ✓ 海外知識財産センター（IP-DESK）運営 ✓ 国際知的財産権紛争防止コンサルティング支援事業 ✓ 企業の知的財産実務人材養成事業 ✓ IP 人材育成事業 ✓ 知的財産経営認証 ✓ 特許審判-国選代理人制度 ✓ 特許共済制度

	国・地域名	施策名
3	シンガポール	✓ フィンテックファストトラック（FinTech Fast Track：FTFT） ✓ 12 Months File-to-Grant ✓ Patent Prosecution Highway　特許審査ハイウェイ　（PPH） ✓ ASEAN Patent Examination Co-operation　（ASPEC） ✓ （市場準備支援（MRA）交付金（Market Readiness Assistance（MRA）　Grant） ✓ IP ValueLab ✓ Master of IP and Innovation Management ✓ The Professional Conversion Programme for Intellectual Property Professionals　（IP-PCP） ✓ SkillsFuture Study Award ✓ IP Financing Scheme　（IPFS） ✓ 知的財産開発インセンティブ（IP DEVELOPMENT INCENTIVE：IDI） ✓ ライセンス・オブ・ライト制度（実施許諾用意制度）
4	インド	✓ スタートアップ知的財産権保護スキーム（Scheme for Facilitating Startups Intellectual Property Protection：SIPP） ✓ 知的財産権に関する意識向上プログラム（AWARENESS / SENSITIZATION PROGRAMME ON IPR） ✓ 対話型セミナー／ワークショップ（INTERACTIVE SEMINARS/WORKSHOPS） ✓ エレクトロニクスおよび IT の国際特許保護支援（Support International Patent Protection in Electronics and IT：SIP-EIT）
5	ドイツ	✓ WIPANO-特許及び規格による知識・技術移転 ✓ ZIM　（Zentrales Innovationsprogramm Mittelstand） ✓ KMV innovative ✓ 特許情報センター（patent information centers　PIZ） ✓ Search　rooms ✓ ライセンス・オブ・ライト（特許法 23 条（1））

	国・地域名	施策名
6	フランス	✓ INPI アカデミー ✓ Pass PI ✓ IP pre-diagnosis ✓ France Brevets（FB） ✓ INPI による海外模倣品対策 ✓ チャット形式の相談窓口 ✓ IEEPI ✓ boite à brevets
7	イタリア	✓ IPGEST ✓ Financing measures for the capacity building and enhancement of universities and public-funded research centres' Technology Transfer Offices ✓ revetti+, Marchi+, Disegni+ など ✓ First level assistance services （Helpdesk and Information Point） ✓ L'Esperto Risponde ✓ China-Russia-Brazil Help desk ✓ L2PRO Project （Learn to Protect, Secure and Maximize your Innovations） ✓ IPR pre-diagnosis online tool for SMEs ✓ Histrical Trademark ✓ Veneto Innovazione ✓ t2i ✓ Patent Box

特許庁請負事業
平成 30 年度　産業財産権制度各国比較調査研究等事業
地域・中小企業等の知的財産権活用支援
施策に係る各国比較調査研究　報告書

平成 31 年 3 月
三菱 UFJ リサーチ＆コンサルティング株式会社